

容量市場システム（一次開発）に関するプロジェクト計画書の承認について

（案）

当機関が市場管理者として容量市場を運営するにあたり、容量市場システム（一次開発）を導入する。導入にあたり、情報システム管理規程第17条に基づき、導入に係るプロジェクト計画書（別紙1）を妥当であると認め、情報セキュリティ対策規程第7条第2項に基づき、同システムを重要システムに指定し、以下のとおり、委託先選定のための入札を実施することとする。

1. 調達方法

一般競争入札（総合評価落札方式）

2. 入札スケジュール

2018年12月19日（水）	公告
2018年12月25日（火）10時開始	入札説明会
2019年1月9日（水）17時迄	入札に関する問い合わせ締切
2019年1月15日（火）迄	問い合わせに対する回答を公表
2019年1月31日（木）15時必着	入札書・提案書等提出締切
2019年2月7日（木）	技術審査のプレゼンテーションの実施
2019年2月13日（水）	落札者決定
2019年2月15日（金）迄	落札結果通知

3. 入札説明書（仕様書含む）

入札説明書は、別紙入札説明書一式の通り。なお、公告時にウェブサイト上で開示する。

4. 落札者の決定

総合評価結果に基づく落札者の決定及び落札者との契約の締結については、別途理事会で議決する。

以上

【添付資料】

別紙1 プロジェクト計画書

別紙2 入札説明書一式

（内訳：入札説明書、入札書、仕様書、応札資料作成要領、評価項目一覧、評価手順書）

容量市場システム（一次開発）の設計開発 及び運用保守業務委託

入札説明書

電力広域的運営推進機関

内 訳

入札説明書
入札書
仕様書
応札資料作成要領
評価項目一覧
評価手順書

入札説明書

電力広域的運営推進機関

電力広域的運営推進機関の「容量市場システム（一次開発）の設計開発及び運用保守業務委託」に係る入札公告（2018年12月19日付け公示）に基づく入札については、下記に定めるところによる。

記

1. 競争入札を実施する事項

- (1) 件名 容量市場システム（一次開発）の設計開発及び運用保守業務委託
- (2) 委託内容 別紙仕様書のとおり。
- (3) 調達方式 一般競争入札（総合評価落札方式）
- (4) 履行期限 別紙仕様書のとおり。
- (5) 納入場所 別紙仕様書のとおり。
- (6) 入札方法 入札金額は、「容量市場システム（一次開発）の設計開発及び運用保守業務委託」に関する総価で行う。
なお、本件については入札の際に提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 平成28・29・30年度の競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で等級「C」以上の格付けをされている者であること。
- (2) 各省各庁から指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。
- (3) 入札説明会に参加した者であること。
- (4) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (5) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（但し、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く）。
- (7) 自己、自社若しくはその役員等（注1）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力（注2）でない者であること。

（注1）取締役、監査役、執行役、支店長、理事等、その他経営に実質的に関与している者。

（注2）暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者等、その他これに準じる者。

(8) 破壊活動防止法に定めるところの破壊的団体およびその構成員でない者であること。

(9) 本受託者は、以下の資格等を有していること。

- ・個人情報保護等の情報漏洩防止対策について、ISMS認証等を取得している者であること。
または、同等であることを証明すること。

- ・品質管理について、ISO9001を取得していること。または、同等であることを証明すること。
- (10) 電力事業者又は行政機関に対する本調達と同等もしくはより大きい規模の情報システムの導入及び運用実績があること。

3. 入札説明会の実施

下記日時で入札説明会を実施する。入札を希望する者は、参加すること。

日 時：2018年12月25日（火）10時～（30分程度）

場 所：東京都江東区豊洲6-2-15 電力広域的運営推進機関

参加資格：「2. 競争参加資格」を満たす者

その他：・入札を希望する事業者は必ず参加すること（不参加の場合は入札できないものとする）

- ・参加人数は各社2名までとする
- ・受付にて名刺を1枚提出すること

4. 入札者の義務

この一般競争入札に参加を希望する者は、電力広域的運営推進機関が交付する仕様書に基づいて提案書を作成し、これを入札書に添付して入札書の提出期限内に提出しなければならない。

また、落札者決定までの間において電力広域的運営推進機関の職員から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、入札者の作成した提案書は電力広域的運営推進機関において審査するものとし、採用し得ると判断した提案書を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。

5. 入札書・提案書・入札資格確認書類の提出期限、提出書類及び提出先

入札にあたっては、本説明書及び入札仕様書の内容を承知のうえ入札すること。

提出期限：2019年1月31日（木）15時必着で必要書類を郵送または持参すること。

提出書類：・全省庁統一資格 資格審査結果通知書（写）

- ・入札書 ……別途封入すること
- ・提案書 ……紙媒体10部 電子媒体1部
- ・契約書（案） ……1部
- ・適合証明書

提出先：〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15

電力広域的運営推進機関 総務部経理グループ

容量市場システム（一次開発）の設計開発及び運用保守業務委託 入札係

6. 技術審査のプレゼンテーションの日時、場所及び説明者

2019年2月7日（木）

時間、場所については、入札者に別途連絡の上調整

当該説明者は原則としてプロジェクト・マネージャーに該当する者が実施すること。

7. 競争参加者は、提出した入札書の変更及び取消しをすることができない。

8. 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- ①「2. 競争参加資格」に示した競争参加資格のない者による入札
- ②記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもってかえることができる。）を欠く入札
- ③金額を訂正した入札
- ④誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑤明らかに連合によると認められる入札

- ⑥提案書が電力広域的運営推進機関の審査の結果採用されなかった入札
- ⑦入札書提出期限までに到着しない入札
- ⑧その他入札に関する条件に違反した入札

9. 落札者の決定方法

電力広域的運営推進機関が設定する予定価格の制限の範囲内で、電力広域的運営推進機関が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、電力広域的運営推進機関が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とする可能性がある。

なお、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、各人に連絡の上、後日、再度入札を行う。

また、落札となるべき同総合評価点の入札をした者が2者以上あるときは、各人に連絡の上、当該入札をしたものにくじを引かせて落札者を決定する。

1 0. 入札保証金及び契約保証金 免除

1 1. 契約書作成の要否 要

1 2. 契約書の記載内容

契約書は仕様書に定める全体管理業務、設計開発業務及び稼働後における運用保守業務の内容全てを含むこととする。なお、設計開発業務及び運用保守業務はそれぞれ別の契約書とする。

1 3. 支払の条件

契約代金は、契約書記載の条件により、請求書の受領日から30日以内に支払うものとする。

1 4. 入札書等に使用する言語及び通貨

入札書、提案書、技術審査のプレゼンテーション及び調査報告書等に使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

1 5. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札ではないことが判明した時は、電力広域的運営推進機関は落札決定を取消することができる。

1 6. その他

- (1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。
- (2) 本入札結果については、落札者との契約締結後、原則として、契約相手方、契約締結日及び契約金額等の契約概要を公表する。
- (3) この入札に関して不明な点は、2019年1月9日（水）17時までに下記問い合わせ先へ、電子メールで問い合わせることができる。問い合わせへの回答は、2019年1月15日（火）までに電力広域的運営推進機関ウェブサイトの本入札公告上に開示する。

【問い合わせ先】

電力広域的運営推進機関 総務部経理グループ（契約担当）

メールアドレス：keiyaku@occto.or.jp

【ウェブサイト】

トップ>調達情報

支出計画書

【参考例】

区分	内訳	金額 (円)	積算内訳
1. 設計開発業務に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・設計開発費用 ・プロジェクト管理費 	000,000,000	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト管理費・・・z, zzz, zzz ・設計開発費用・・・z, zzz, zzz ・クラウド利用料・・・z, zzz, zzz ※フェーズ1、フェーズ2それぞれの費用が分かるように記載
2. 運用保守業務に係る費用(年額)	<ul style="list-style-type: none"> ・運用保守費用 ・プロジェクト管理費 ・クラウド利用料 	000,000,000	<ul style="list-style-type: none"> ・運用保守費用・・・z, zzz, zzz ・プロジェクト管理費・・・z, zzz, zzz ・クラウド利用料・・・z, zzz, zzz ※初年度については、段階的な運用開始になることから、2019年10月～2019年12月までの費用と、2020年1月～2020年9月までの費用が分かるように記載
3. 運用保守業務に係る費用計(5年分)		000,000,000	2. 運用保守業務に係る費用(年額)×5年 ※年度毎に金額の差がある場合には、年度毎の費用が分かるように記載
4. 合計			1. 設計開発業務に係る費用+ 3. 運用保守業務に係る費用計(5年分) (注2: 入札金額と一致)

容量市場システム（一次開発）の
設計開発及び運用保守業務委託
仕様書（案）

電力広域的運営推進機関

電力広域的運営推進機関

目次

1. 調達案件の概要に関する事項	1
(1) 調達件名	1
(2) 調達の背景	1
(3) 目的及び期待する効果	1
(4) 用語の定義	1
(5) 業務・情報システムの概要	3
(6) 契約期間・契約形態	5
(7) 作業スケジュール	6
2. 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等に関する事項	6
(1) 調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位	6
(2) 調達案件間の入札制限	6
3. 作業の実施内容に関する事項	7
(1) 作業の内容	7
(2) 成果物の範囲、納品期日等	8
4. 満たすべき要件に関する事項	11
5. 作業の実施体制・方法に関する事項	12
(1) 作業実施体制	12
(2) 作業要員に求める資格等の要件	12
(3) 作業場所	13
(4) 作業の管理に関する要領	13
(5) 作業実施体制に関する留意事項	14
6. 作業の実施に関する事項	14
(1) 機密保持、資料の取扱い	14
(2) 遵守する法令等	14
7. 成果物の取扱いに関する事項	14
(1) 知的財産権の帰属	14
(2) 瑕疵担保責任	15
(3) 検収	15
8. 入札参加資格に関する事項	15
(1) 入札参加要件	15
9. 再委託に関する事項	16
(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件	16
(2) 承認手続	16
10. その他特記事項	17
(1) 前提条件及び制約条件	17
11. 附属文書	17

1.調達案件の概要に関する事項

(1) 調達件名

容量市場システム（一次開発）の設計開発及び運用保守業務委託

(2) 調達の背景

2017（平成29）年12月の総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会の間接論点整理において、2020（平成32）年度から開設予定である容量市場で、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）が市場管理者として一定の役割を果たすことと整理されている。

具体的には、本機関が容量市場の管理者として容量オークションを開催し、費用の徴収・支払を行う取引主体としての役割を担う。

(3) 目的及び期待する効果

本機関は、市場管理者として市場参加者の情報を適切に把握し、円滑な市場運営を行うため、実需給前までの機能を整備した容量市場システム（一次開発）（以下「本システム」という。）を導入するもの。

(4) 用語の定義

本仕様書で使用する用語の定義を以下に示す。

表 1-1 用語の定義

用語	定義
一般送配電事業者	電気事業法で定められた電気事業者の類型の一つで、経済産業大臣から送配電事業を営む許可を受けた事業者
小売電気事業者	電気事業法で定められた電気事業者の類型の一つで、小売電気事業を営むために経済産業大臣の登録を受けた事業者
安定電源提供者 （火力、原子力、貯水式水力、揚水式水力、安定自家発）	期待容量が1,000kW以上の、安定的に供給力として見込める電源（※）を提供する事業者 （※：自家発であっても、単体で1,000kW以上かつ安定的に供給力として見込める場合はこちらに）
変動電源提供者 （太陽光、風力、自流式水力）	期待容量が1,000kW以上の、気象条件等による供給力変動により安定的に供給力として見込むことが難しい電源を提供する事業者
発動指令電源提供者 （DR、非安定自家発、小規模電源など）	ネガワット、自家発、および期待容量が1,000kW未満の電源等を同一エリア内でアグリゲート（※）し、期待容量を1,000kW以上として供給力を提供する事業者 （※：ただし、単体で期待容量が1,000kW以上のネガワットおよび自家発はアグリゲート不要）

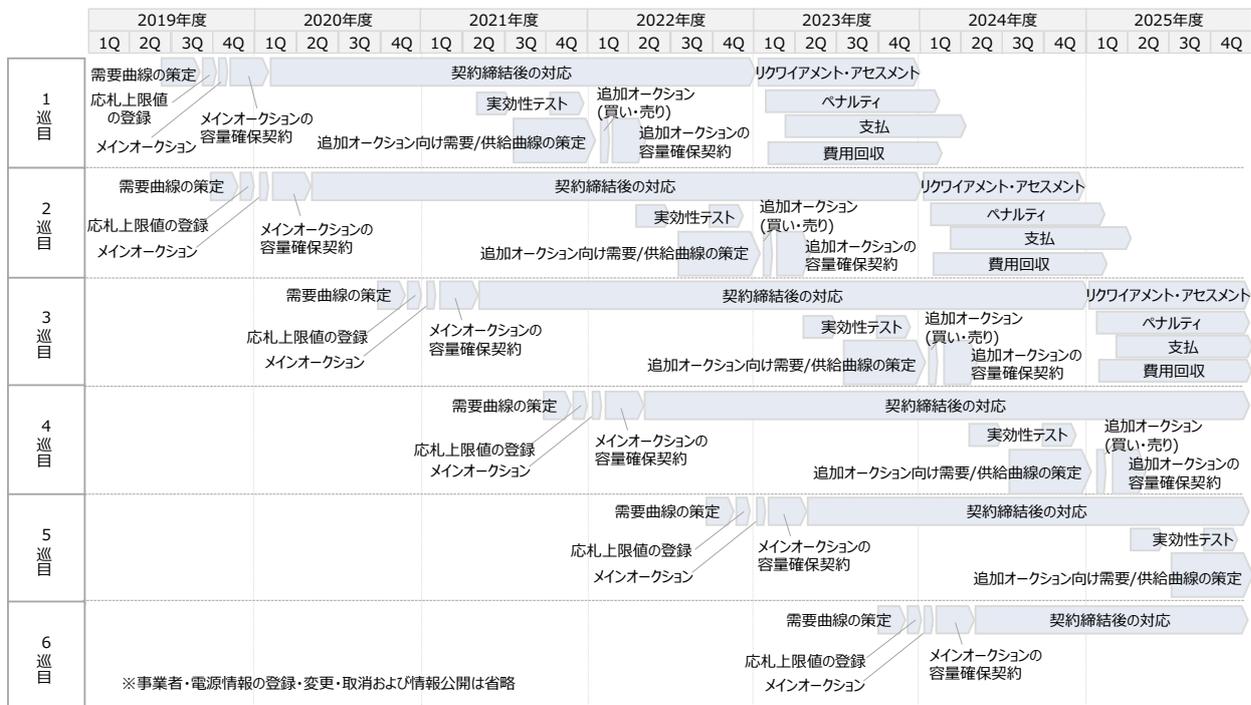
用語	定義
参加登録申請者	メインオークションまたは追加オークションに参加するために、参加登録を申請する事業者
落札事業者	メインオークションまたは追加オークションにおいて落札し、広域機関と容量確保契約を締結した事業者
差替元電源等提供者	容量確保契約の締結後、やむを得ない理由などにより供給力を提供できない場合に、代替となる供給力を希望する落札事業者
差替先電源等提供者	差替元電源等提供者に代替となる供給力を提供する事業者
応札上限値	応札できる kW 容量の最大値
オークション（買い入札）	広域機関が、供給力確保のために、参加登録申請者から供給力を調達するメインオークションまたは追加オークション
オークション（売り入札）	メインオークションで確保した供給力が過剰となった場合、落札事業者が容量確保契約で獲得した権利を売却するための追加オークション
調整電源等に指示できる契約	一般送配電事業者の指示により、調整電源を有する発電事業者等の電源の余力を活用する契約 なお、容量市場で提示を求めるのは落札事業者のみ
電源等リスト	ネガワット、自家発、および期待容量が 1,000kW 未満の電源等を同一エリア内でアグリゲート（※）し、期待容量を 1,000kW 以上として供給力を提供する電源等の詳細を記載するリスト （※：ただし、単体で期待容量が 1,000kW 以上のネガワットおよび自家用発電設備はアグリゲート不要）
差替掲示板	オークションで落札した電源等が代替となる供給力の提供を希望する場合に使用する掲示板
分析ツール	需要曲線の設定を目的としたツール
約定処理ツール	約定処理を実施するツール

(5) 業務・情報システムの概要

① 容量市場業務の全体像

本機関は、容量市場の運営にあたり、市場参加者・電源等の登録、オークション開催、契約締結後の対応、アセスメント、容量拠出金徴収、支払等の業務を以下のとおり並行して実施する。

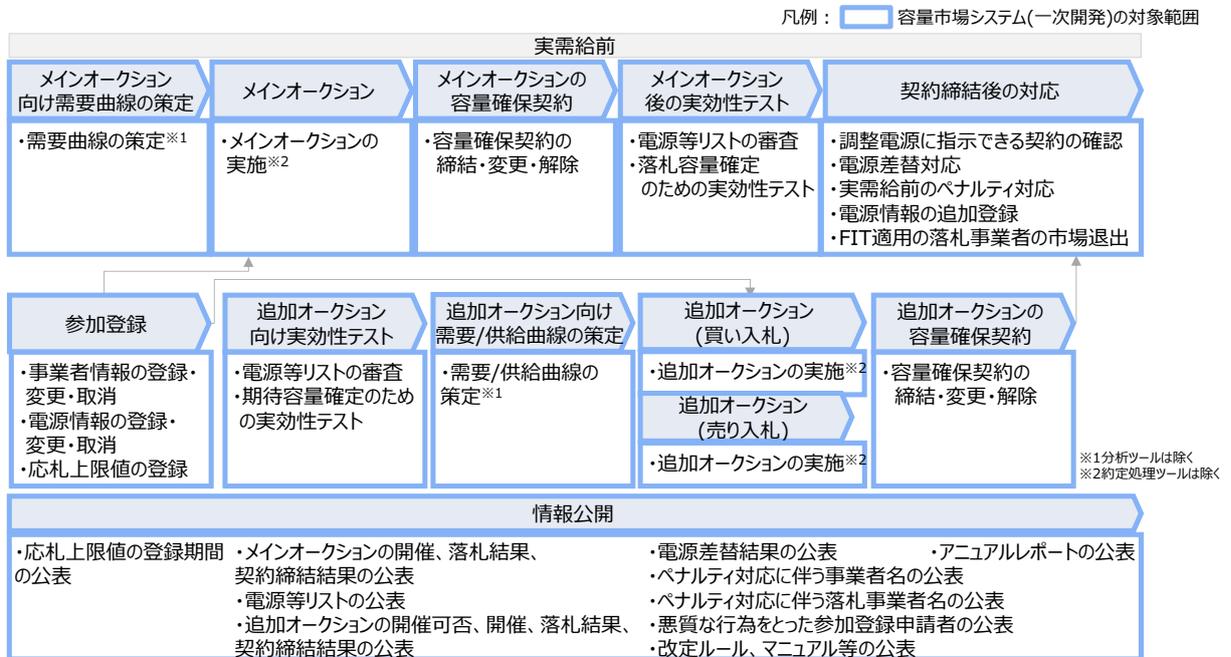
図 1-1 容量市場の全体像



② 容量市場の実需給前業務

本調達においては、以下の業務を対象とするが、需要曲線の策定及び約定処理の詳細（約定処理）に係る業務は対象外とする。

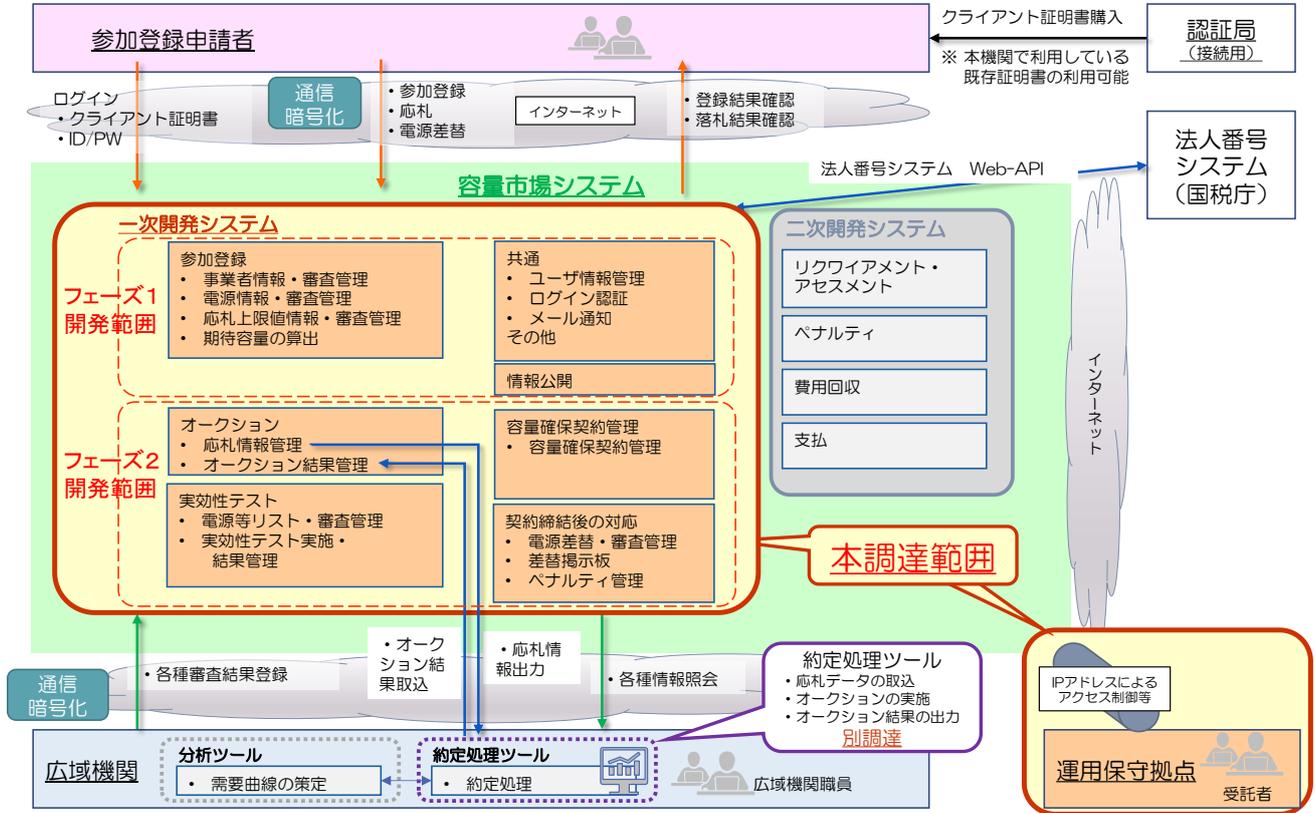
図 1-2 容量市場の実需給前業務



③ 容量市場システム（一次開発）の概要

本システムは実需給前の業務に係る機能等で構成される。

図 1-3 全体システム概要図



(6) 契約期間・契約形態

① 設計開発業務

ア. 履行期間：契約締結日から 2019 年 12 月末まで

イ. 契約形態：請負契約（但し、受入テスト支援、参加者テスト支援、移行、教育については準委任契約とする。）

② 運用保守業務

ア. 履行期間：2019 年 10 月から 2024 年 9 月末まで（但し、契約は 1 年毎の更新）

イ. 契約形態：準委任契約

(7) 作業スケジュール

容量市場業務の全体像で示したとおり、容量市場は段階的に業務が実施されることを踏まえ、本システムの導入についても、以下のとおり段階的に実装する。

なお、具体的な作業スケジュール及び実装範囲は受託者と調整のうえ決定する。

図 1-4 想定スケジュール



- ・フェーズ1：参加登録関連機能（参加登録、情報公開、共通機能等）の実装（2019年9月末日途）
- ・フェーズ2：オークション機能等、一次開発システムの全機能の実装（2019年12月末日途）

2. 調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等に関する事項

(1) 調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位

関連する調達案件は以下のとおり

表 2-1 関連調達案件

項番	調達案件名	調達の方式	実施時期
1	容量市場に係る業務設計支援業務及びシステム開発に係るPMO支援等業務委託	一般競争入札 (総合評価方式)	2018年3月(済)
2	約定処理ツール	一般競争入札 (総合評価方式)	2018年12月(済)

(2) 調達案件間の入札制限

相互牽制の観点から上記2.(1)の項番の項番1の受託者は入札制限の対象とする。

3. 作業の実施内容に関する事項

(1) 作業の内容

業務及び作業の実施内容は以下を想定している。

なお、詳細は別紙「容量市場システム（一次開発）の設計開発及び運用保守業務委託要件定義書」を参照のこと。

表 3-1 役務における本調達の概要

項番	作業の内容	概要
1	全体管理業務	<ul style="list-style-type: none">・ 本業務の全工程に渡り、受託者の調達範囲に係る作業を管理すること。・ 受託者は、設計開発計画書を作成し、本機関の承認を得ること。・ 要件定義書に定めた内容に修正が必要となった場合、本機関職員等の関係各位との調整を主体的に行うとともに、内容変更の妥当性を確認すること。・ EVM(Earned Value Management)を導入し、開発進捗を定量的に把握できるようにすること。・ 受託者は、運用保守設計を行い、定常時における月次の作業内容、その想定スケジュール、障害発生時における作業内容等を取りまとめた運用保守計画書を作成し、本機関の承認を得ること。
2	設計開発業務	<ul style="list-style-type: none">・ 本システムの基本設計、開発、情報システム稼働環境の構築、テスト、運用設計等を実施すること。・ 受託者は、要件定義書の機能要件及び非機能要件を満たすための基本設計を行い、成果物について本機関の承認を得ること。・ 受託者は、単体テスト、結合テスト及び総合テストについて、テスト体制、テスト環境、作業内容、作業スケジュール、テストシナリオ、合否判定基準、その他必要な事項を記載したテスト計画書を作成し、本機関の承認を得ること。・ 利用者へのシステム操作に係る教育を実施すること。
3	稼働後の運用保守業務	<ul style="list-style-type: none">・ 運用保守計画に基づき、運用保守業務を実施すること。

(2) 成果物の範囲、納品期日等

① 成果物

本調達において想定している成果物は以下のとおりである。受託者は作業の詳細スケジュールと併せて、納品予定日を設計開発計画書等に記載すること。

また、追加の成果物があれば提案書に記載すること。

表 3-2 作業の内容と成果物

項番	作業の内容	成果物	成果物概要
1	全体管理業務	設計開発計画書	・ 作業概要、作業体制、スケジュール、成果物、開発形態、開発手法、開発環境、開発ツール等、コミュニケーション管理手法、体制管理手法、工程管理手法、品質管理基準・手法、リスク管理手法、課題管理手法、システム構成管理手法、変更管理手法、情報セキュリティ対策、その他必要な事項を明確にした計画書
2		運用保守計画書	・ 本システムの運用に係る作業概要、作業体制、スケジュール、成果物に関する事項（報告書）、運用保守形態（オンサイト、リモート等）、運用保守環境、コミュニケーション管理、体制管理、作業管理、リスク・課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策、その他必要な事項、作業管理、リスク・課題管理等を明確にした計画書
3		進捗管理表	・ 作業の予定及び実績について記載した管理表
4		課題管理表	・ プロジェクトの進捗を阻害する課題及び課題への対応策を示した管理表
5		リスク管理表	・ 抽出したリスク及びリスクの対応策等を示した管理表
6		会議議事録	・ 会議の開催・運営に当たり作成した、資料及び会議の議事録
7	設計開発業務	基本設計書	・ 設計開発計画書で定めた基本設計における成果物を取りまとめた書面
8		詳細設計書	・ 設計開発計画書で定めた詳細設計における成果物を取りまとめた書面
9		テスト計画書及びテスト結果報告書	・ テストの環境及び手順に関して定めた計画書 ・ テスト計画書に基づき実施したテスト結果の報告書等の各種成果物

項番	作業の内容	成果物	成果物概要
10		システム利用マニュアル	・ 研修に利用するシステム利用に関するマニュアル
11		開発したプログラムのソースコード及び実行形式プログラム	・ 本システムの実現にあたり新たに開発したプログラムのソースコード及び実行形式プログラム
12	稼働後の運用保守業務	月次報告書	・ 運用保守状況を報告する文書及び資料

② 納品方法

項番	分類	要件
1	言語	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成果物は、全て日本語で作成すること。ただし、日本国においても、英字で表記されることが一般的な文言については、そのまま記載しても構わないものとする。
2	準拠すべき規格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の要領（昭和 27 年 4 月 4 日内閣閣令第 16 号内閣官房長官依命通知）」に準拠すること。 ・ 情報処理に関する用語の表記については、原則、日本工業規格（JIS）の規定に準拠すること。
3	納品形態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成果物は電磁的記録媒体（CD-R 等）により作成し、本機関から特別に示す場合を除き、原則電磁的記録媒体は 1 部を納品すること。なお、稼働後の運用保守業務における成果物は、電子メールでの納品も可能とする。 ・ 紙媒体による納品について、用紙のサイズは、原則として日本工業規格 A 列 4 番とするが、必要に応じて日本工業規格 A 列 3 番を使用すること。また、バージョンアップ時等に差し替えが可能なようにバイнда方式とすること。 ・ 電磁的記録媒体による納品について、Microsoft Word 2013、同 Excel 2013 又は同 PowerPoint 2013 で読み込み可能な形式、及び PDF 形式で作成し、納品すること。なお、これらは原則として文字列検索機能を活用して文字列が検索可能な状態のものを納品すること。ただし、本機関が他の形式による提出を求める場合は、協議の上、これに応じること。なお、受託者側で他の形式を用いて提出したいファイルがある場合は、協議に応じるものとする。

項番	分類	要件
4	セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。 ・電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行う等して、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。
5	留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・納品後、本機関において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。 ・成果物の作成にあたって、特別なツールを使用する場合は、本機関の承認を得ること。

③ 納品場所

原則として、成果物は次の場所において引渡しを行うこと。ただし、本機関が納品場所を別途指示する場合はこの限りではない。

〒135-0061

東京都江東区豊洲 6-2-15

電力広域的運営推進機関 総務部情報システムグループ

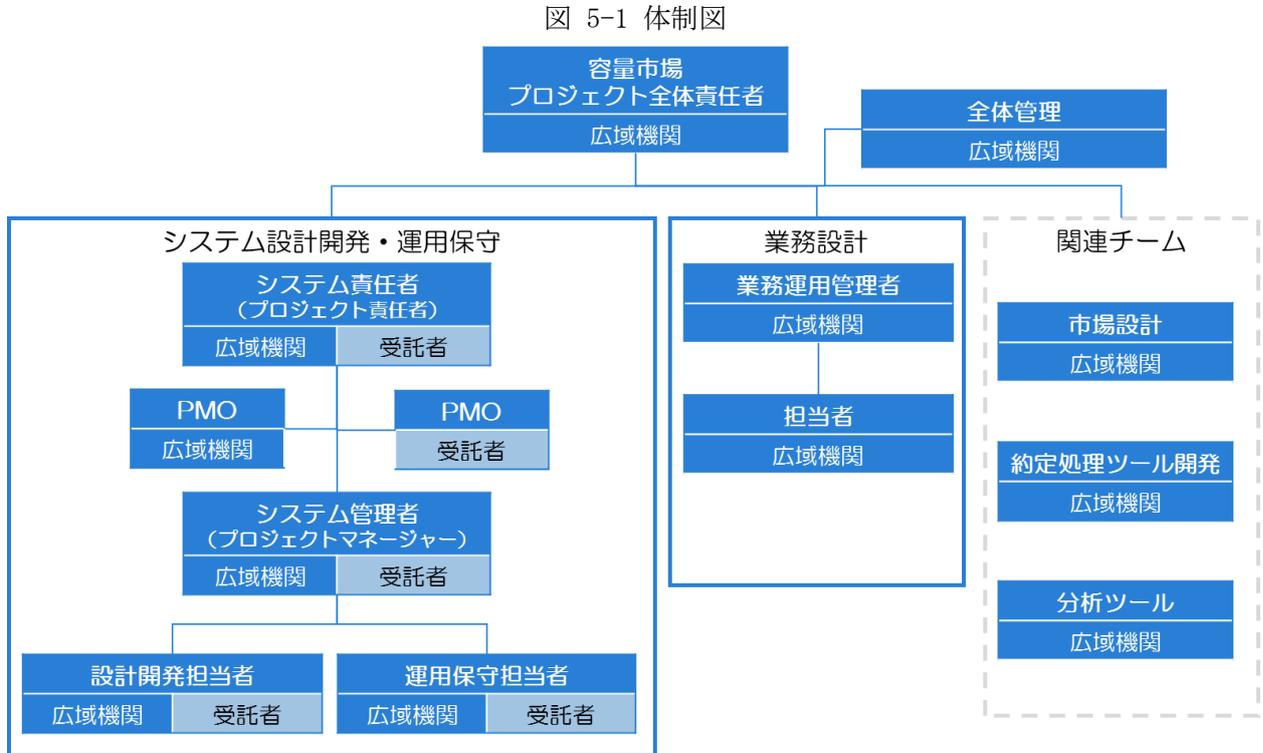
4. 満たすべき要件に関する事項

本調達の実施に当たっては、別紙「容量市場システム（一次開発）要件定義書」の各要件を満たすこと。

5. 作業の実施体制・方法に関する事項

(1) 作業実施体制

本プロジェクト実施に当たり、以下の体制図及びその従事する人数について記載すること。



(2) 作業要員に求める資格等の要件

① プロジェクト責任者

本調達全体の管理を行う責任者は、以下の要件を満たし、原則として、設計開発業務の契約期間完了まで継続して続けられる者であること。ただし、本機関が認めた場合にはこの限りではない。

- ・電力事業者又は行政機関に対する本調達と同等もしくはより大きい規模の情報システムの導入等の責任者としての経験を有すること。

② プロジェクトマネージャー

本調達の設計開発業務の管理を行う管理者は、以下の要件を満たし、原則として、設計開発業務の契約期間完了まで継続して続けられる者であること。ただし、本機関が認めた場合にはこの限りではない。

- ・電力事業者又は行政機関に対する本調達と同等もしくはより大きい規模の情報システムの導入等の管理実績を有すること。
- ・EVMによる進捗管理に精通し、経験を有すること。

また、以下のいずれかの要件を満たすこと。ただし、当該資格保有者等と同等の能力を有することが経歴等において明らかなる者については、これを認める場合がある（その根拠を明確に示し、本機関の理解を得ること。）。

- ・情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャー試験の合格者であること。

- ・プロジェクトマネジメント協会（PMI）が認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル（PMP）の資格を保持していること。

③ 設計開発に関わる担当者

設計開発に関わる担当者には、以下のいずれかの要件を満たす者を1名以上含むこと。ただし、当該資格保有者等と同等の能力を有することが経歴等において明らかな者については、これを認める場合がある（その根拠を明確に示し、本機関の理解を得ること。）。

- ・情報処理技術者試験のシステムアーキテクト試験（旧アプリケーションエンジニア試験を含む。）の合格者であること。又は経済産業省 IT スキル基準（ITSS）に基づく、職種：アプリケーションスペシャリスト、専門分野：業務システムのスキル領域において、リーダー（レベル4以上）としての達成度指標及びスキル習熟度を有すること。
- ・情報処理技術者試験のデータベーススペシャリスト試験（旧テクニカルエンジニア（データベース）試験を含む。）の合格者であること。又は、経済産業省 IT スキル基準（ITSS）に基づく、職種：IT スペシャリスト、専門分野：データベースのスキル領域において、リーダー（レベル4以上）としての達成度指標及びスキル習熟度を有すること。
- ・情報処理安全確保支援士の登録を受けている者。又は、経済産業省 IT スキル基準（ITSS）に基づく、職種：IT スペシャリスト、専門分野：セキュリティのスキル領域において、リーダー（レベル4以上）としての達成度指標及びスキル習熟度を有すること。

④ 運用保守に関わる担当者

運用保守に関わる担当者には、以下のいずれかの要件を満たす者を1名以上含むこと。ただし、当該資格保有者等と同等の能力を有することが経歴等において明らかな者については、これを認める場合がある（その根拠を明確に示し、本機関の理解を得ること。）。

- ・経済産業省 IT スキル基準（ITSS）に基づく、職種：IT サービスマネジメント、専門分野：運用管理、システム管理、オペレーション若しくはサービスデスクのいずれかのスキル領域において、リーダー（レベル4以上）としての達成度指標及びスキル習熟度を有すること。

(3) 作業場所

本調達に係る作業は、受託者の事業所内での実施とするが、事前に作業内容と作業場所について本機関の承認を得ること。

なお、本調達に関する打合せ、レビュー、報告会議等については、原則、本機関が提供する会議室で実施すること。

(4) 作業の管理に関する要領

- ・受託者は、本機関が承認した設計開発計画書に基づき、設計開発業務に係る体制管理、進捗管理、リスク管理、課題管理、変更管理、情報セキュリティ対策等を実施すること。
- ・受託者は、本機関が承認した運用保守計画書に基づき、運用保守業務に係る体制管理、リスク管理、課題管理、変更管理、情報セキュリティ対策等を実施すること。

(5) 作業実施体制に関する留意事項

作業遅延等の理由により適切な業務の遂行が期待できないと本機関が判断し、要員の変更を含む体制等に係る改善要求があった場合には、これに従うこと。

受託者は、止むを得ず要員を交替させる場合、事前に広域機関報告の上、当該要員と同等の資格及び経験等を保有する要員を配置すること。また、要員の交替に当たっては、ナレッジの引き継ぎを必ず行うこと。

6. 作業の実施に関する事項

(1) 機密保持、資料の取扱い

本機関から受託者に提供する秘密情報及び秘密情報を記録した資料等は、本契約期間中の如何を問わず、第三者に開示、漏えい又は他の目的に使用しないこと。ただし第三者に開示の必要性がある場合は、開示方針や漏えいの防止策を明示し本機関の承認を得ること。

(2) 遵守する法令等

- ① 本仕様書に示す業務の実施に当たっては、次の文書に記載された事項を遵守すること。
 - ア デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン
 - イ 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準
- ② 受託者は、現行情報システムの設計書等を参照する必要がある場合は、作業方法等について本機関の指示に従い、秘密保持契約を締結する等した上で、作業すること。
- ③ 受託者は、受託業務の実施において、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、個人情報の保護に関する法律等の関連する法令等を遵守すること。

7. 成果物の取扱いに関する事項

(1) 知的財産権の帰属

- ① 本調達における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は、受託者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由により権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て本機関に帰属するものとする。
- ② 本機関は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受託者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾すること（以下「複製等」という。）ができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により本機関がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。
- ③ 本件プログラムに関する権利（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）及び成果物の所有権は、本機関から受託者に対価が完済されたとき受託者から本機関に移転するものとする。
- ④ 納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる

場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受託者は、当該既存著作物の内容について事前に本機関の承認を得ることとし、本機関は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

- ⑤ 受託者は本機関に対し、一切の著作権人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

(2) 瑕疵担保責任

受託者は、本調達について検収を行った日を起算日として 1 年間、成果物に対する瑕疵担保責任を負うものとする。その期間内において瑕疵があることが判明した場合には、その瑕疵が本機関の指示によって生じた場合を除き（ただし、受託者がその指示が不相当であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときはこの限りでない。）、受託者の責任及び負担において速やかに修正等を行い、指定された日時までに再度納品するものとする。なお、修正方法等については事前に本機関の承認を得てから着手するとともに、修正結果等についても本機関の承認を受けること。

(3) 検収

- ① 本仕様書に則って成果物を提出すること。
- ② 検査の結果、成果物の全部又は一部に不合格品を生じた場合には、受託者は直ちに引き取り、必要な修復を行った後、指定した日時までに修正が反映された全ての成果物を納入すること。
- ③ 本仕様書以外にも、必要に応じて成果物の提出を求める場合があるので、作成資料は常に管理し、最新状態に保っておくこと。

8. 入札参加資格に関する事項

(1) 入札参加要件

- ① 平成 28・29・30 年度の競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で等級「C」以上の格付けをされている者であること。
- ② 各省各庁から指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。
- ③ 入札説明会に参加した者であること。
- ④ 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ⑤ 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（但し、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く）。
- ⑦ 自己、自社若しくはその役員等（注 1）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力（注 2）でない者であること。

(注1) 取締役、監査役、執行役、支店長、理事等、その他経営に実質的に関与している

(注2) 暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者等、その他これに準じる者。

- ⑧ 破壊活動防止法に定めるところの破壊的団体及びその構成員でない者であること。
- ⑨ 本受託者は、以下の資格等を有していること。
 - ・個人情報保護等の情報漏洩防止対策について、ISMS 認証等を取得している者であること。または同等であることを証明すること。
 - ・品質管理について、ISO9001 を取得していること。または、同等であることを証明すること。
- ⑩ 電力事業者又は行政機関に対する本調達と同等もしくはより大きい規模の情報システムの導入及び運用実績があること。

9. 再委託に関する事項

(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

- ① 受託者は、本仕様書に示す業務の全部、又は総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を、第三者に再委託することは不可とする。また、本業務の契約金額に占める再委託契約金額は、原則 2 分の 1 未満とする。
- ② 本仕様書「2.(2)調達案件間の入札制限」に該当する事業者は本項における再委託先となることはできない。
- ③ 受託者は、知的財産権、情報セキュリティ（機密保持及び遵守事項）、ガバナンス等に関して本仕様書が定める受託者の債務を、再委託先事業者も負うような必要な処置を実施すること。
- ④ 再委託者、再委託者が業務を委託する第三者（以下「再々委託者」という。）及び再々委託者が業務を第三者へ委託する場合の責任は受託者が負うこと。
- ⑤ 以下に示すものについても本仕様書「6 作業の実施に当たっての遵守事項」に示した事項を遵守させること。
 - ア 再委託者
 - イ 再々委託者
 - ウ 再々委託者が業務を委託する第三者

(2) 承認手続

- ① 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、契約予定金額について本機関に提出し、承認を受けること。
- ② 再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲について本機関に提出すること。

10. その他特記事項

(1) 前提条件及び制約条件

- ・本仕様書は、受託者に業務遂行を求める最低限の基準を示したものである。したがって、本仕様書に記載していない事項であっても、本調達に必要と認められる事項は、本機関と追加負担を含め協議の上、これを行うこと。
- ・本件受託後に本仕様書の内容の一部について変更を行おうとする場合、その変更の内容、理由等を明記した書面をもって、本機関に申し入れを行うこと。
- ・受託者は、業務の遂行に当たり、本機関の作業負荷等を十分考慮すること。
- ・受託者のプロジェクトマネージャーは、業務の円滑な運営を図るため、本機関との連絡を密にして業務を遂行すること。
- ・本機関から貸し出された資料又は支給を受けた物品等については、善良なる管理者の注意をもって保管及び管理するものとし、紛失又は破損の場合直ちに本機関に報告し、本機関の指示に従って措置を講ずること。
- ・受託者は、常に作業場所を整理・整頓し、安全に留意して事故の防止に努めるとともに、労働基準法、労働安全衛生法等を遵守して安全の徹底を図り、作業を行うこと。
- ・受託者が行う提案や報告及び相談等は全て書面を持って実施し、内容については、本機関の承認を得ること。
- ・本仕様書に記載したスケジュールは現時点での想定である。スケジュール変更があった場合の対応については、本機関と協議の上、決定すること。

11. 附属文書

別紙「容量市場システム（一次開発）要件定義書」

以上

容量市場システム
(一次開発)
要件定義書 (案)

2018年12月19日

電力広域的運営推進機関

電力広域的運営推進機関

目次

1. 調達件名	1
2. 業務要件の定義	1
3. 機能要件の定義	1
3.1. 機能に関する事項	1
3.1.1. 機能に関する基本事項	1
3.2. 画面に関する事項	3
3.2.1. 画面設計に関する基本事項	3
3.2.2. 画面設計要件	3
3.3. 帳票に関する事項	5
3.3.1. 帳票設計に関する基本事項	5
3.3.2. 帳票設計要件	6
3.4. 情報・データに関する事項	6
3.5. 外部インタフェースに関する事項	6
3.5.1. 連携システム	6
4. 非機能要件の定義	6
4.1. ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項	6
4.1.1. ユーザビリティ要件	6
4.1.2. アクセシビリティ要件	7
4.2. システム方式に関する事項	7
4.2.1. 情報システムの構成に関する全体の方針	7
4.2.2. 情報システムの全体構成	7
4.2.3. 開発方式及び開発手法	7
4.3. 規模に関する事項	7
4.4. 性能に関する事項	7
4.4.1. 応答時間	8
4.5. 信頼性に関する事項	8
4.5.1. 可用性要件	8
4.5.2. 完全性要件	8
4.6. 拡張性に関する事項	8
4.7. 上位互換性に関する事項	9
4.8. 中立性に関する事項	9
4.9. 継続性に関する事項	9
4.9.1. 継続性に関する目標値	9
4.9.2. 継続性に係る対策	9
4.10. 情報セキュリティに関する事項	10
4.10.1. 基本事項	10

4.10.2. 権限要件	10
4.10.3. 情報セキュリティ対策要件	10
4.11. 情報システム稼働環境に関する事項	13
4.11.1. 基本要件	13
4.11.2. 構築すべき環境	14
4.11.3. 保守端末・監視端末要件	14
4.11.4. 保守拠点の要件	14
4.11.5. クライアント環境要件	14
4.12. テストに関する事項	14
4.12.1. テスト工程共通要件	14
4.12.2. テストデータ要件	15
4.12.3. 単体テスト要件	15
4.12.4. 結合テスト要件	15
4.12.5. 総合テスト要件	15
4.12.6. 受入テスト支援要件	15
4.12.7. 参加者テスト支援要件	16
4.13. 移行に関する事項	16
4.14. 教育に関する事項	16
4.15. 運用に関する事項	17
4.15.1. 基本事項	17
4.15.2. 情報システムの操作・監視等要件	17
4.15.3. 運用サポート業務に係る要件	18
4.15.4. ログ管理要件	19
4.16. 保守に関する事項	20
4.16.1. アプリケーションプログラムの保守	20
5. 附属文書	22

1. 調達件名

容量市場システム（一次開発）の設計開発及び運用保守業務委託

2. 業務要件の定義

業務要件については以下を参照のこと。

なお、業務の実施場所については、電力広域的運営推進機関（以下、「本機関」という。）の事務所（東京都江東区）及びバックアップ拠点（大阪府大阪市北区）とする。

表 2-1：業務要件と参照すべき資料

No	業務要件	参照すべき資料
1	業務の実施手順及びそれらを記載した業務フロー図	別紙 1. 「業務概要設計書」 別紙 2. 「業務詳細設計書」
2	情報システムの利用者数及び期間当たりの処理件数等、業務の規模	別紙 3. 「業務量定義書」
3	業務の実施・提供期間	別紙 1. 「業務概要設計書」
4	情報システムを用いて実施する業務の範囲及び情報システムを用いずに実施する業務の範囲	別紙 2. 「業務詳細設計書」

また、各業務については、経済産業省の総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会、及び本機関主催の「容量市場の在り方等に関する検討会」の議事内容を確認し、十分に理解すること。

3. 機能要件の定義

3.1. 機能に関する事項

3.1.1. 機能に関する基本事項

容量市場システム（一次開発）（以下、「本システム」という。）の機能については、「別紙4. 機能一覧」を参照のこと。

なお、本システムの機能は各機能間で類似点が多いことから、共通要件として原則、以下を実現すること。

表 3-1：共通要件

No	機能	内容
1	照会（検索）系機能	<ul style="list-style-type: none">検索条件に基づき各データを抽出できること。抽出結果は一覧で表示可能とするとともに、CSV 形式等の汎用的なデータ形式で一括ダウンロードを可能とすること。事業者が利用するユーザ（以下「事業者ユーザ」）は自事業者分のみ、本機関が利用するユーザ（以下「広域機関ユーザ」）は全事業者分を対象にデータを照会（検索）できること。

No	機能	内容
2	登録（入力）系機能	<ul style="list-style-type: none"> 事業者ユーザ及び広域機関ユーザは、各入力情報に基づき登録申込ができること。 登録申込にあたっては、入力情報の妥当性（必須記載事項の記載有無、各項目の記載形式（文字・数字などの型式）等が正しいか）、重複チェック等を実施した上で、問題がある場合にはダイアログを表示し、登録申込できないようにすること。 広域機関ユーザが審査管理機能において、審査結果を登録・反映するまで、データベースの更新を行わないこと。 事業者ユーザは自事業者分のみ、広域機関ユーザは全事業者分を対象にデータを入力できること。 登録履歴を管理すること。
3	変更（更新）系機能	<ul style="list-style-type: none"> 事業者ユーザ及び広域機関ユーザは、各入力情報に基づき変更申込できること。 変更申込にあたっては、入力情報の妥当性（必須記載事項の記載有無、各項目の記載形式（文字・数字などの型式）等が正しいか）重複チェック等を実施した上で、問題がある場合にはダイアログを表示し、変更申込できないようにすること。 審査が必要な項目に対する変更申込は、広域機関ユーザが審査管理機能において、審査結果を登録・反映するまで、データベースの更新を行わないこと。また、審査が不要な項目に対する変更申込は、変更内容を即時に反映すること。 事業者ユーザは自事業者分のみ、広域機関ユーザは全事業者分を対象にデータを入力できること。 変更履歴を管理すること。
4	取消（削除）系機能	<ul style="list-style-type: none"> 物理削除ではなく論理削除（有効期間による削除、削除フラグによる削除等）とすること。 削除履歴を管理すること。
5	審査系機能	<ul style="list-style-type: none"> 各審査業務について、本システム内で保持している情報との突合により審査可能なものは、系統的に審査を行うこと。 各審査の状況（審査中、合格、不合格等）が一覧で分かるようにすること。 審査結果の登録にあたっては、広域機関ユーザにより

No	機能	内容
		<p>個別の審査結果を登録の後、バッチ処理にて登録結果をデータベース等記憶領域に反映すること。(但し、例外処理として手動により即時に反映することも可能とすること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査結果の登録については、1件の申込に対して審査項目ごとに、異なる広域機関ユーザが審査結果を同時に登録できること。 審査結果の登録について、複数の広域機関ユーザが1つの申込に対して項目ごとに審査結果を同時に登録可能とすること。

3.2. 画面に関する事項

3.2.1. 画面設計に関する基本事項

- ・本システムの画面は、「別紙5. 主な画面一覧」を参照のこと。
- ・「別紙4. 機能一覧」及び「別紙5. 主な画面一覧」を基に画面設計を実施すること。

3.2.2. 画面設計要件

3.2.2.1. 画面形式パターン

- ・画面構成（メニューの表記・位置、色等の個別要素や、レイアウト等外観）の統一を図ること。
- ・一画面につき一意になるような画面ID、画面名を付けること。
- ・同じ機能、意味合いのフィールドは包括的な名称により統一された名称体系とすること。
- ・システム内の共通要素（画面名、ユーザ名、システム日付等）は、原則、どの画面でも同じ場所に配置すること。
- ・画面上の表記は、事業者ユーザ及び広域機関ユーザを含む本システムを利用する者（以下、「ユーザ」という。）が日常使用している用語とすること。
- ・提供する機能が同一もしくは類似の場合、可能な限り同一の画面を使用すること。
- ・タブの遷移（画面中入力項目間の移動等）については、入力の流れに沿った遷移とし、統一すること。
- ・システムの階層やプロセス等のナビゲーションを表示すること（判りやすい言葉を使用したタイトルと階層化された業務番号を一定のルールのもとにつける等）。
- ・特定の画面を操作している際も、別ウィンドウにて他の画面を立ち上げて参照することができること。
- ・本システム全体のメニュー表記等のユーザインターフェースのデザインを統一すること。
- ・本システムで用いられる業務アプリケーションプログラム全般にわたる画面の操作性を統一すること。

3.2.2.2. 画面サイズ

- ・画面の大きさに関わらず、画面の表示項目の閲覧に支障のないようにすること。
- ・ユーザが画面サイズを変更した場合でも、情報の参照及び操作に支障がないようにすること。

3.2.2.3. 画面機能

- ・Webブラウザの印刷機能等を用いて、ユーザが随時画面情報を紙媒体に出力できること。
- ・照会結果の一覧系表示画面全般について、任意の表示項目を指定し、当該項目の入力内容をキーとした表示情報の並び替えが可能であること。

3.2.2.4. 色、字体、サイズ、数値表現

- ・文字色と背景色のコントラストを十分に取り、文字を読みやすくすること。
- ・字体・文字サイズの種類を多用することは避け、システムで統一を図ること。
- ・数値はアラビア数字を基本とし、表示はカンマ形式とすること。

3.2.2.5. ダイアログ表示

- ・ダイアログは、システムからユーザへの注意喚起や対処を要求したりするためのメッセージの表示及び入力支援機能とし、ダイアログは表示元の画面の中央に表示することを基本とすること。
- ・ダイアログの表示中は表示元の画面の操作ができないようにすること。
- ・エラー、警告、情報等によってダイアログを区別し、ユーザが通知内容を直観的に理解できるように表示すること。
- ・重要度が高い操作を行う等、誤操作の防止を要する際には、確認メッセージを表示し、ユーザの確認を促すこと。

3.2.2.6. 表

- ・横スクロールは可能な限り使用しないこと。
- ・スクロールする場合でも、入力及び出力のキーとなる項目を画面上に固定し、表示できるようにすること。
- ・表中の項目の間に空行を作らないこと。また、削除処理を行った際に、削除した行を空行として残さないこと。

3.2.2.7. ボタン

- ・同じ機能、意味合いのボタンは名称を統一すること。
- ・ボタン名称は、ユーザがボタン押下時の処理内容を推測できるようにすること。
- ・ボタン位置は、ユーザの利便性を考慮した配置とすること。

3.2.2.8. 画面要素

- ・メニュー部、ガイド部、一覧表示部等表示する内容と画面位置を統一化すること。
- ・テキストボックス、チェックボックス、リストボックス、プルダウンメニュー等については業務の利便性を考慮し選択すること。

- ・ユーザの利便性を高めるため、定型的な入力項目についてはリストボックスでの選択を可能にする等の機能を準備すること。
- ・情報の全削除や他画面への複写処理等、ユーザの利便性向上に資する機能を容易に実行できるよう、必要に応じて、当該機能を実行するためのボタンを配置すること。

3.2.2.9. 遷移方法

- ・画面遷移を体系化し、画面の階層が深くなりすぎないように配慮すること。
- ・基点となるメニュー画面、関連する検索・一覧画面等に遷移するためのボタンを各画面に配置する等、ユーザの利便性を考慮した体系とすること。
- ・「戻る」ボタン押下後及び登録・変更処理後の画面遷移は、一度入力した情報を引継ぐようにする等、ユーザにとって業務の効率性を考慮した方式とすること。
- ・表示等の処理に時間を要する機能を実行する遷移の前には、確認画面を表示すること。
- ・遷移する際には、遷移元の情報を可能な限り遷移先に引継ぎ、ユーザによる再入力の負荷を低減すること。

3.2.2.10. 入力時チェック

- ・入力画面においては、エラーチェックを行い、ユーザに正しい入力を促すようにすること。

3.2.2.11. データ更新の一貫性

- ・業務上、重要な情報を登録、更新、削除を行う際は、データ更新前に確認メッセージを提供し、誤った情報の更新を未然に防ぐこと。
- ・画面遷移を行う際、前画面において表示した情報を再度表示させる場合は同じ場所に表示することを基本とすること。

3.2.2.12. エラー扱いの方針

- ・入力のエラーがある場合には、入力した情報を破棄せずに登録画面を再表示し、ユーザの登録作業の負荷を軽減すること。
- ・入力のエラーがある項目を全て明示する仕組みを設けるなど、入力操作の繰り返しが最低限となるようすること。
- ・入力のエラー発生時にユーザがエラー状況を理解できるような表示を行うこと。
- ・業務アプリケーションプログラムを実行する際にエラーが発生した場合には、エラーの内容をユーザに分かりやすく表示するとともに、定義されたエラーの種類を示す番号、発生日時、実行中の画面の番号等を可能な限り表示すること。

3.3. 帳票に関する事項

3.3.1. 帳票設計に関する基本事項

- ・本システムの帳票は、「別紙6. 主な帳票・ファイル一覧」を参照のこと。
- ・「別紙4. 機能一覧」及び「別紙6. 主な帳票・ファイル一覧」を基に帳票設計を実施すること。

3.3.2. 帳票設計要件

3.3.2.1. 帳票形式パターン

- ・業務アプリケーションプログラム全般にわたる帳票の標準化を行うこと。
- ・帳票名やヘッダ、フッタ情報等の帳票構成及び概観の統一を図ること。
- ・帳票上の表記は、ユーザが日常使用している用語とすること。
- ・提供する情報が同一もしくは類似の場合、可能な限り同一の帳票を使用すること。

3.3.2.2. 用紙サイズ

- ・帳票についての用紙サイズは、A4サイズを基本とすること。

3.3.2.3. 出力形式

- ・「別紙6. 帳票・ファイル一覧」を参照のこと。

3.3.2.4. 色、字体、サイズ、数値表現

- ・帳票はモノクロ帳票を標準として統一すること。
- ・字体・文字サイズの種類を多用することは避け、統一を図ること。
- ・数値はアラビア数字を基本とし、表示はカンマ形式とすること。
- ・類似の帳票については、帳票間で行間、行数にばらつきが出ないように、統一を図ること。

3.3.2.5. 出力タイミング

- ・ユーザの指示により、随時出力できること。

3.4. 情報・データに関する事項

本システムの情報・データは、「別紙7. 主な情報・データ一覧」を参照すること。

3.5. 外部インターフェースに関する事項

3.5.1. 連携システム

法人登録の有無を確認するため、国税庁法人番号システムにWeb-APIにて連携すること。

その他、通信回線等で接続し、自動的に処理を行う等、本システムと直接的に接続する連携システムは存在しないものの、本システムから出力した情報（応札情報等）を約定処理ツールに読み込ませる、また、約定処理ツールから出力した情報（オークション結果情報等）を本システムに取り込む等のファイル間での連携は存在する。

4. 非機能要件の定義

4.1. ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項

4.1.1. ユーザビリティ要件

ユーザの操作性を考慮した設計・開発を行うこと。詳細は、「3.2.2. 画面設計要件」及び「3.3.2. 帳

票設計要件」を参照すること。

4.1.2. アクセシビリティ要件

ユーザにとって操作しやすく、誤操作が生じないシステムを構築すること。

4.2. システム方式に関する事項

4.2.1. 情報システムの構成に関する全体の方針

本システムの構成に関する全体方針を以下に示す。

表 4-1：全体方針

No	全体方針の分類	全体方針
1	システムアーキテクチャー	・本システムのシステムアーキテクチャーは、Web アプリケーションシステムとすること。
2	アプリケーションプログラムの設計方針	・本システムを構成する各コンポーネント（ソフトウェアの機能を特定単位で分割したまとまり）間の疎結合化、再利用性の確保を基本とすること。
3	システム基盤の方針	・柔軟で拡張性の高さを考慮しクラウドサービスの利用を基本とすること。 ・受託者以外の者であっても同様のサービスを一般的な手段で調達することが可能であること。
4	ソフトウェア製品の活用方針	・受託者以外の者であっても市場等一般的な手段で調達することが可能である製品であること。 ・利用するソフトウェアは、サポート期間を考慮して選定し、当該ソフトウェアを提供する事業者（以下、「ソフトウェアベンダー」という。）によるサポート又は他の事業者によるサポートサービスの提供を必須とする。

4.2.2. 情報システムの全体構成

本システムの全体構成について「別紙8. 全体システム概要図」を参照のこと。

4.2.3. 開発方式及び開発手法

本システムの開発手法は、ウォーターフォール型を基本とすること。

4.3. 規模に関する事項

規模については、「別紙3. 業務量定義書」を参照すること。

4.4. 性能に関する事項

性能に関する要件を以下に示す。当該要件を満たすことができない処理がある場合には、設計・開発期間において、受託者とその根拠・考え方を提示し、本機関と協議のうえ承認を得ること。

4.4.1. 応答時間

表 4-2：応答時間

No	項目	内容
1	オンラインレスポンスタイム	・検索、参照、登録、更新及び削除に係る処理については、業務の繁忙期においても平均処理応答時間3秒以内を実現可能とすること。なお、過剰な設備投資にならないよう配慮すること。 ・但し、縮退運転時はこの限りではない。
2	バッチレスポンスタイム	・日次で処理を完了すること。 ・オンライン業務（平日9時～18時）への影響がでないよう処理を完了すること。

4.5. 信頼性に関する事項

本システムは容量市場における電源情報管理や応札情報管理を行うことから、滞りのない安定運用が求められる。これを踏まえ、システムの構築・運用・保守において、十分な信頼性の確保に努めること。

4.5.1. 可用性要件

可用性に係る指標は、「稼働率」として目標値を99%とする。ただし、本機関と事前に合意した時間帯で実施するパッチ適用等の計画的な作業に伴う停止時間は、稼働率の算出対象には含めないこととする。

4.5.2. 完全性要件

- ・機器の故障に起因するデータの滅失や改変を防止する対策を講ずること。
- ・異常な入力や処理を検出し、これらによるデータの滅失や改変を防止する対策を講ずること。
- ・処理の結果を検証可能とするため、ログ等の証跡を残すこと。
- ・データの複製や移動を行う際にその内容が毀損した場合でも、毀損したデータ及び毀損していないデータを特定するための措置を行うこと。

4.6. 拡張性に関する事項

以下の事項を考慮し、大幅な改修をしなくとも対応可能な、柔軟性・拡張性を有すること。

- ・再生可能エネルギーの固定価格買取制度対象電源の期間満了に伴う電源情報の増加
- ・本システムのユーザの増加
- ・本システムで取り扱う業務量・データ量の増加
- ・管理する情報項目の追加・削除

4.7. 上位互換性に関する事項

以下の事項を考慮すること。

- ・ 応札時点において、OS、ソフトウェア等のバージョンアップ情報が公開されている場合、バージョンアップに対応できるように構築すること。
- ・ 契約期間中のバージョンアップは、影響範囲を調査し、その対応方針を本機関に報告すること。また、バージョンアップについて、技術的な問題等がある場合は、本機関と協議すること。

4.8. 中立性に関する事項

特定の事業者、製品、技術等に依存することなく、システム拡張時、あるいは次期更改時等において、他の事業者等に必要な情報を、支障なく引継ぐことが可能なシステム構成とすること。

また、システム更改の際に、移行の妨げや特定の装置や情報システムに依存することを防止するため、原則として本システム内のデータ形式はXML、CSV等の標準的な形式で取り出すことができるものとする。

4.9. 継続性に関する事項

4.9.1. 継続性に関する目標値

大規模災害（地震、火災及び風水害等又は第三者による本システムへの攻撃時による直接的な設備及びシステムの損壊、あるいは、ライフライン（電力、通信及び交通等）の機能不全による本システムの長時間停止）が発生した場合を除いて、本システムを用いた業務処理が維持できること。

継続性に関する指標及び目標値は以下のとおりとする。

表 4-3：継続性に関する目標値

No	指標名	目標値
1	目標復旧地点（RPO）	・ 1 日前時点
2	目標復旧時間（RTO）	・ 12 時間以内

4.9.2. 継続性に係る対策

災害・事故発生時においても、本システムを用いた事業継続に支障をきたすことのないよう、業務上重要なデータ、並びにシステム稼働に必要なデータの障害に備え、主に以下のデータをバックアップ対象とする。詳細は設計工程にて確定するものとする。

なお、バックアップは、定期的に自動バックアップを行うこととし、可能な限り統合管理が可能なバックアップソフトウェアにてバックアップを行うこと。また、バックアップデータの取得は、業務に支障を与えない夜間や、休日等に自動で取得できるように構築すること。

また、業務関連データ等の重要情報のバックアップはデータを暗号化した上で実施すること。

表 4-4：バックアップ対象と設定内容

No	バックアップ対象	バックアップの設定
1	システム環境設定情報	2 世代（システム環境変更時）
2	各種ログ情報	日次データを半年分

No	バックアップ対象	バックアップの設定
3	業務関連情報	日次/週次（日次は差分バックアップ、週次はフルバックアップ） 2世代分

4.10. 情報セキュリティに関する事項

4.10.1. 基本事項

受託者においては、以下に示す情報セキュリティ要件を満たすことができるよう、本システムに用いるアプリケーションプログラムの設計・開発を行うこと。

4.10.2. 権限要件

本システムで用いるデータへのアクセスコントロールの要件は以下を想定しているが詳細は設計工程で確定する。なお、今後、新たな区分が必要となった場合に機能毎に利用可否を設定できるようにすること。

表 4-5：想定している権限表

No	区分	内容
1	広域機関管理者ユーザ	重要情報等を含め全ての情報にアクセス可能なユーザ
2	広域機関一般ユーザ	重要情報等へのアクセスは不可とし、必要最小限の情報へのみアクセスが可能なユーザ
3	事業者管理者ユーザ	事業者が利用する一般ユーザの作成及び自事業者の全ての情報へのアクセスが可能なユーザ
4	事業者一般ユーザ	自事業者の情報へのアクセスが可能なユーザ

4.10.3. 情報セキュリティ対策要件

4.10.3.1. セキュリティ機能

4.10.3.1.1. 主体認証機能

- ・本機関が指定する電子証明書（本機関の他の情報システムで利用中の電子証明書）を用いて、事業者を識別するための主体認証機能を導入すること。なお、認証機能は連携する別サイトとして外部に切り出して構築することも可能とするが、その場合には相互のサイト間はSAML連携とすること。
- ・事業者の中においてユーザを識別するため、ユーザ毎にID、パスワードを付与すること。
- ・ユーザのID、パスワード認証等による認証の機能を設けること。
- ・ログイン時のパスワードはマスク表示すること。
- ・ユーザのパスワード等の情報を暗号化して保存する機能を設けること。
- ・ユーザが自らのパスワードを変更できる機能を設けること。
- ・パスワードについては、文字数及び使用する文字の種類を制限する設定ができること。
- ・管理者権限をもつユーザ（以下、「システム管理者」という。）が最終パスワード変更日を確認できる機能を設けること。

- ・パスワード等を他者に使用された場合又はその危険が発生した場合に、直ちにパスワード等による主体認証を停止する機能を設けること。
- ・不正ログイン行為を検知又は防止する機能として、パスワードの誤入力に複数回検知された場合に、当該IDによる本システムへのログインを無効にする機能を設けること。その際、検知の回数によるログインの無効化を可能とすること。また、無効になったIDの無効状態を解除することができる機能を設けること。
- ・パスワード等が他者に使用された場合又はその危険が発生した場合に、そのユーザが使用していたパスワードの変更等をシステム管理者が行うことができる機能を設けること。

4.10.3.1.2. 通信の暗号化機能

- ・ネットワーク上の通信の暗号化を実施することにより、盗聴・漏えい等の技術的な脅威に対し、システムの機密性を確保すること。

4.10.3.1.3. データの暗号化機能

- ・応札情報等の重要情報の秘匿を保持し、重要情報等への不正アクセス及び改ざんができないよう、暗号化すること。
- ・暗号化の対象範囲は、少なくとも項目単位で設定できること。
- ・暗号化に使用するアルゴリズムは、原則として「電子政府推奨暗号リスト」に記載されているものの中から選択すること。

4.10.3.1.4. データ・マスキング（匿名化）機能

- ・応札情報等の重要情報等については、画面を盗聴されても知ることができないよう項目単位でマスキングできること。

4.10.3.1.5. ウィルス対策機能

- ・ウィルス対策として、ウィルスチェックパターンファイル（以下「パターンファイル」という。）は常に最新にすること。
- ・パターンファイルの更新については、ソフトウェアベンダー等において、パターンファイルが公開された時点で、迅速に本システムに適用できる仕組みを構築すること。また、ユーザ及び本機関職員の作業負担のない方法を実現すること。
- ・ウィルス検出時は、本機関職員に電子メール等で日本語（ウィルス名等を除き）により通知すること。
- ・ウィルススキャンの実施頻度は、1日に1回以上とすること。

4.10.3.1.6. ログ管理機能

- ・本システムへの不正操作を監視し、各種証跡ログから情報漏えい時に迅速に対応できるよう、原則として、次のログ情報を取得可能とすること。なお、ログ管理機能に求める要件は、「4.15.4. ログ管理要件」を参照すること。

表 4-6：ログ取得情報

No	ログ情報
1	ログイン・ログアウト等の事象を発生させる主体となるユーザ又は機器の識別コード
2	事象の種類（ログイン・ログアウト、ファイルへのアクセス、アプリケーションプログラムへのアクセス、起動等）
3	事象の対象（アクセスしたファイル、アクセスしたアプリケーションプログラム、機器等操作指令の対象等）
4	日付及び時刻
5	事象の結果（成功、失敗、エラー等）

4.10.3.2. 脆弱性対策の実施

4.10.3.2.1. 脆弱性情報の提供

- ・本システムに導入されるOSもしくはソフトウェア（ファームウェア、ウイルス対策ソフトウェア等）の脆弱性情報がソフトウェアベンダー等から公表された場合、影響分析結果を基に本システムにおける緊急度を判断し、本機関職員に報告すること。
- ・提供する脆弱性情報は、原則、日本語による情報であること。

4.10.3.2.2. 脆弱性の影響度の判断

- ・セキュリティパッチが対応している脆弱性に対する影響度の判断は、深刻度、脆弱性の影響、影響を受ける対象等の脆弱性情報に基づき行うこと。

4.10.3.2.3. 脆弱性検査

- ・第三者による脆弱性検査を実施し、その結果を本機関に書面にて報告すること。
- ・なお、本機関主導での脆弱性検査を定期的実施することから、受託者は協力すること。

4.10.3.2.4. セキュリティパッチ適用

- ・セキュリティパッチ適用により、本システムの正常稼働に影響がないことを確認するため、スケジュール、環境、要員、手順等を定めた検証作業計画を策定すること。
- ・検証の結果、回避できない影響がある場合は、ソフトウェアベンダー等の提供する代替策を検証すること。また、OSもしくはソフトウェアの設定ファイルの変更等による対応可能な方法があれば、設定ファイル及び手順を作成し、検証すること。
- ・本システムの運用に影響を与えないために、スケジュール、要員及び手順等を定めたセキュリティパッチ適用計画を策定すること。

- ・必要に応じて、再起動を要すること等を事前にユーザ等の関係者に周知すること。

4.10.3.3. 情報セキュリティが侵害された場合の対策

本調達に係る業務の遂行において情報セキュリティが侵害され又はその恐れがある場合には、速やかに本機関に報告すること。これに該当する場合には、以下の事象を含む。

- ・受託者に提供し、又は受託者によるアクセスを認める本機関の情報の外部への漏えい及び目的外利用
- ・受託者による本機関のその他の情報へのアクセス

4.10.3.4. 情報セキュリティ対策の履行状況の報告

本業務の遂行におけるセキュリティ対策の履行状況について、本機関から報告を求めた場合には速やかに提出すること。

4.10.3.5. 情報セキュリティ監査への対応

本機関が第三者機関等による情報セキュリティ監査を受ける場合には、受託者はその監査の実施について本機関の求めに応じ支援すること。情報セキュリティ監査の結果、対策が必要な場合は、本機関と協議を行い、合意した対策を実施すること。

4.10.3.6. 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処

本業務の遂行において、受託者における情報セキュリティ対策の履行が不十分であると認められる場合には、受託者は、本機関の求めに応じ、本機関と協議の上、合意したセキュリティ対策を実施すること。

4.11. 情報システム稼働環境に関する事項

4.11.1. 基本要件

- ・情報資産（有形、無形を問わず本システムに含まれる情報とし、帳票、記憶媒体、電気通信等で伝達される情報等を含むものとする。）を管理するデータセンタの物理的所在地が日本国内にあること。また、継続性の観点から、日本国内で地理的に分散管理することが望ましい。
- ・本機関の指示によらない限り、一切の情報資産について日本国外への持ち出しを行わないこと。
- ・情報資産の所有権は本機関であること。
- ・クラウドサービスの利用契約に関連して生じる一切の紛争は、日本の地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものであること。
- ・情報資産が何らかの形で残留して外部に漏えいすることがないよう、必要な措置を講じること。
- ・クラウドサービスの提供に関して、セキュリティに関する認証（ISO/IEC 27017:2015、CS マーク（ゴールド）【クラウドセキュリティ推進協議会（日本セキュリティ監査協会の下部組織）が提供するクラウド情報セキュリティ監査制度】等）を取得していることが望ましい。
- ・本システムのドメイン名の登録先（DNS サーバ）は本機関所有のものに登録する。
- ・本システムの名前解決手段については、受託者の責任と負担において用意すること。

4.11.2. 構築すべき環境

- ・ユーザが業務で用いる本番環境、ユーザがテストを行うための検証環境、及び受託者が開発を行う開発環境を用意すること。

4.11.3. 保守端末・監視端末要件

- ・本システムに関するシステム障害（以下、「障害」という。）の解析、対応作業及び運用監視業務等を円滑に進めるため、保守拠点に、障害発生時の証跡取得等に用いる保守端末及び稼働状況の監視等に用いる監視端末を導入すること。
- ・本システムで作成された帳票等の確認、及び前述の障害解析・運用作業に係る証跡等の作成を行うため、Microsoft Word（バージョン2013以降）及びMicrosoft Excel（バージョン2013以降）形式のファイルを参照・編集が可能な仕組みを構築すること。
- ・PDF形式（バージョン1.5以上）で作成されたファイルが表示可能な仕組みを構築すること。
- ・作業時の可搬性や電源特性を考慮し、バッテリー稼働可能なノート型PCとすること。また端末をケーブル等で固定するためのセキュリティロック用ケーブルスロットを有すること。
- ・不正な持ち出し防止のため、保守端末及び監視端末はセキュリティロック用ケーブルで固定すること。

4.11.4. 保守拠点の要件

- ・保守端末、監視端末等の機器は本番環境に接続すること。なお、接続に用いる回線は、受託者の責任と負担において用意することとし、IPアドレスによるアクセス制限等の適切なセキュリティ対策を施すこと。
- ・保守拠点は、受託者の責任と負担において用意すること。
- ・保守拠点のセキュリティ対策について本機関と協議し合意を得ること。

4.11.5. クライアント環境要件

クライアントの環境要件として、少なくとも以下のブラウザに対応すること。なお、スマートフォン、タブレット端末等のモバイル端末については個別の対応は不要とする。

- ・Microsoft Edge（Windows10のリリース時同梱バージョン）
- ・Internet Explorer 11（Windows8.1, Windows10のリリース時同梱バージョン）
- ・Google Chromeの最新安定バージョン

4.12. テストに関する事項

4.12.1. テスト工程共通要件

- ・受託者は、本業務で行うテストの環境及び手順に関して計画書（以下、「テスト計画書」という。）を定め、テストを実施し、その実施結果及び成果物の品質に責任を負うこと。
- ・テスト計画書の策定に当たっては、本機関職員の作業負荷の軽減に配慮すること。
- ・テストに使用する環境、ツール等については、受託者において用意すること。

4.12.2. テストデータ要件

- ・テストに用いるデータは、原則として、受託者にて用意すること。
- ・テストに用いるデータは、受託者にて管理を実施しセキュリティを担保すること。

4.12.3. 単体テスト要件

- ・単体テストは、「4.12.1. テスト工程共通要件」に示す要件に従って実施すること。

4.12.4. 結合テスト要件

- ・結合テストは、「4.12.1. テスト工程共通要件」に示す要件に従って実施すること。
- ・機能間結合テスト、サブシステム間結合テスト等のテスト区分を設け、段階的にプログラムを結合することにより、品質を確保すること。

4.12.5. 総合テスト要件

- ・総合テストは、「4.12.1. テスト工程共通要件」に示す要件に従って実施すること。
- ・本システムが本書に定めるシステム要件どおりに機能し、本番環境でユーザが行う業務運用（以下、「本番運用」という。）において、業務要件を満たすことを確認すること。
- ・システム要件の充足性の確認に当たっては、本書又は本業務の受託後に受託者にて実施する設計業務において作成したテスト仕様書に沿って、テストを実施すること。
- ・総合テストでは、一連の業務の流れ及び季節性サイクルに即したテストシナリオに基づき業務運用における機能性を確認するテスト（以下、「機能性テスト」という。）の他に、非機能性の確認として以下のテストを実施すること。

表 4-7：総合テスト実施項目

No	項目	内容
1	性能・負荷テスト	・性能に係る要件（応答時間等）に適合しているか確認する。 ・想定される負荷をかけ正常に機能するかを確認する。
2	信頼性テスト	・信頼性に関する事項に適合しているか確認する。 ・ソフトウェア、ハードウェア、回線等について、障害発生時の処理を確認する。
3	セキュリティテスト	・セキュリティ要件（主体認証、ウイルス対策、暗号化、ログ管理等）に適合しているか確認する。
4	運用テスト	・機能性テストの実施を通じて、動作等の非機能要件で問題ないか総合的に確認する。

4.12.6. 受入テスト支援要件

- ・受入テストは本機関が主体となって行うが、本機関の求めに応じて受入テストをサポートするための体制を確保すること。
- ・受入テストで必要となるテストデータについては、受託者が本機関からの依頼内容を基に用意

すること。

- ・受託者は、受入テストで確認された障害について、解析を行い、原因及び対応方針案を提示すること。
- ・受託者は、上記の提示に基づき本機関が決定した障害についての対応方針に従い、プログラム及びドキュメントを修正すること。

4.12.7. 参加者テスト支援要件

- ・参加者テストは本機関が主体となり、本システムを利用する事業者の協力をもって行うが、本機関の求めに応じて参加者テストをサポートするための体制を確保すること。
- ・受託者は、参加者テストで確認された障害について、解析を行い、原因及び対応方針案を提示すること。
- ・受託者は、上記の提示に基づき本機関が決定した障害についての対応方針に従い、プログラム及びドキュメントを修正すること。

4.13. 移行に関する事項

本システムは、新たにシステムを構築し導入するため、既存システムからの移行データはないものとする。

なお、本番稼働を迎えるにあたり、システム稼働に必要な初期データの設定や本番環境で実施したテストデータの削除等の作業は発生する。

また、段階的な機能利用等により、本システム内での移行作業が必要な場合においては、受託者の責任で実施すること。

4.14. 教育に関する事項

本システムを利用する事業者及び本機関職員（以下、「研修対象者」に対し、以下の要件に基づき教育を実施すること

- ・集合研修は、本機関が指定する場所にて実施すること。
- ・受託者は、教育に必要な機器及びソフトウェアを用意し、集合研修に必要なシステム環境（以下、「研修環境」という。）を構築すること。
- ・研修環境で使用する環境、ツール等は、原則、受入テストで検証が完了したものとすること。（研修環境はテスト環境とは独立して使用できること。）
- ・研修環境で使用するデータは、受託者が集合研修向けに作成したテストデータを準備し利用するものとし、本番環境で用いるデータを使用しないこと。
- ・研修対象者への教育に関しては、主として本機関にて実施するが、集合研修に必要な説明資料やマニュアル等の研修資料類の作成にあたり、受託者は本機関と協議し支援を行うこと。なお、研修資料類は各フェーズの稼働の2か月前を目途に準備すること。

表 4-8：教育に関する事項

No	教育対象者の範囲	教育内容	教育の実施時期	教育方法	対象者数
1	本機関職員	・システムの概要、操作方法	・本システム稼働開始前	・研修資料類を用いた集合研修 ・複数回に分けて研修を実施することも可とする。	・約 20 名
2	本システムを利用する事業者	・システムの概要、操作方法	・本システム稼働開始前	・研修資料類を用いた集合研修 ・説明主体は本機関にて実施	・約 3,000 名

4.15. 運用に関する事項

4.15.1. 基本事項

受託者は、本機関が本要件定義書で示す要件を踏まえ、運用及び保守に関わる詳細を定める「運用保守計画書」を作成し、運用保守期間を通じて必要に応じて計画の変更・修正等を実施するなど、適切に管理すること。

特に、本システムを構成するクラウド基盤、アプリケーションプログラム、ドキュメント等を常に最新状態に維持し、本システムの変更作業の実施における影響範囲の特定や障害発生時における影響分析、原因分析等の様々な場面で活用できるようにすること。

表 4-9：運用に関する事項

No	項目	内容
1	システム運用時間(通常)	・平日 9 時～18 時とする。(長期間の運用停止も可能)
2	システム運用時間(特定)	・通常と異なる運用時間となる特定日は存在しない。
3	緊急対応時間	・本機関が「緊急」と判断する障害発生時に、担当者間で連絡・対応が可能な時間は 24 時間 365 日とする。
4	運用負荷削減	・業務機能の起動・停止等、定期的に行う処理は自動化するが、ログの削除等、非定期に実行する処理は運用保守管理者が手動で実施することを想定している。

4.15.2. 情報システムの操作・監視等要件

監視対象は、サーバ、ストレージ、ネットワーク、データベース、ソフトウェアパッケージ、ネットワーク機器、アプリケーションプログラム、ログ等として、システムが正常に動作するために

必要な以下の監視を行うものとする。

表 4-10：監視項目

No	監視項目	内容
1	死活監視	・監視対象サーバの状態を定期的に監視すること。
2	プロセス監視	・監視対象サーバ上のアプリケーションプログラム等のシステムの稼働に必須となる常駐プロセスを監視すること。
3	ジョブ監視	・ジョブ管理用のソフトウェアと連携し、障害の検知を目的とした監視をすること。
4	ネットワーク監視	・本番環境のネットワーク監視をすること。
5	ログ監視	・不正アクセス発生の有無の確認のため、アプリケーションプログラムのログの確認を、月に1回、実施すること。
6	リソース使用状況監視	・監視対象の各サーバの CPU、メモリの使用状況を監視すること。 ・監視対象の各サーバ、ストレージのディスク使用状況を監視すること。 ・リソースの使用状況について、あらかじめ定めた閾値を超えた場合に、自動的に検知できる仕組みを用意すること。
7	性能監視	・応答時間等の状況を監視すること。
8	情報セキュリティ監視	・不正侵入、不正アクセス、データ改ざんの有無等を監視すること。

4. 15. 3. 運用サポート業務に係る要件

4. 15. 3. 1. 運用サポート業務

運用サポート業務として、以下の業務を実施すること。

表 4-11：運用サポート業務

No	運用項目	内容
1	バッチジョブ運用	・バッチジョブの定期的な動作（スケジュール）を管理すること。 ・バッチジョブによるインシデントを検知した場合、速やかにインシデント、問題管理の作業フローに従い対応すること。
2	時刻同期	・外部システムやユーザからの問合せ等に対する時刻整合性を保つため、NTP サーバを利用して、時刻同期を実現すること。
3	セキュリティパッチ・ウィルスパターン適用	・開発元、販売元からサポートを確実に受けられる体制を確保すること。 ・セキュリティパッチ、ウィルスパターン適用に関する影響の調査、検証を実施し、本機関が適用を判断する上で必要な情報（技術的な問題等の有無を本機関が判断するための情報等）を提供すること。 ・OS、ファームウェア、ウィルス対策ソフトウェア等のセキュリティパッチ及びウィルスパターン適用を実施すること。

No	運用項目	内容
		<ul style="list-style-type: none"> ・変更のリリースに際しては、リリースが与える影響等を考慮し、本機関に必要な情報を周知すること。
4	ヘルプデスク	<ul style="list-style-type: none"> ・本機関職員からの問合せ対応を行うこと。 ・原則電話で受け付けること。(本システムを利用する事業者からの問合せについては、本機関が一次窓口となり、原則直接のやりとりは発生しない。) ・問合せ受付に必要となる機器、回線については、受託者において用意すること。 ・操作方法等の頻度の高い問合せについては、FAQとして分類・蓄積をし、問合せ対応の迅速化を図ること。 ・ヘルプデスクの開設時間帯は平日9時～17時40分とすること。 <p>※想定業務量として月5件程度の問合せを想定している。</p>

4.15.3.2. 留意事項

本システムの運用開始当初（特に初回のメインアクションが完了するまでの間）は、操作方法の問合せ等のヘルプデスク業務が多くなることが想定されることから、迅速に対応できるような体制を構築すること。

4.15.4. ログ管理要件

本システム運用におけるセキュリティインシデント、不正操作、ハードウェア・ソフトウェアに障害が発生した際の原因究明（調査・分析）、システムの性能監視等に必要となるログを管理する仕組みを構築すること。なお、サーバのOSが出力するログの開示ができない等のクラウドサービス側の制約がある場合においては、少なくとも、原因究明等の結果の報告が可能であることをもって代替可能とする。

4.15.4.1. ログ出力・蓄積・監視要件

- ・サーバ、アプリケーション等の各種ログを出力できること。
- ・出力したログは、一定期間、蓄積が可能であること。また、長期保存が必要なログについては、外部の電磁的記録媒体に保存が可能であること。
- ・ログの保管期間について、詳細は設計工程において確定するが、少なくとも不正監視に対するログ、及び重要情報に対するアクセスログは5年間保持するものとする。
- ・バックアップしたログを期間が経過した後も参照できるように、特定のソフトウェアに依存しない形式（テキスト形式等）でログの保存が可能であること。
- ・出力されるログを監視できること。
- ・ログ監視に必要なレポートが生成されること。
- ・情報システムセキュリティに関する利用者及び本機関職員が不当に消去、改ざん又はアクセスすることのないように、ログ情報を保存したファイルに適切なアクセス制御ができること。

4.15.4.2. ログ収集要件

- ・監視対象の各サーバに散在するセキュリティログ及び監視ログをソフトウェアの機能や OS の機能等を利用して自動的に一括収集することが可能であること。
- ・収集対象のログについては、以下の収集対象ログ一覧を参照のこと。詳細は設計工程において確定することとする。

表 4-12：収集ログ一覧

No	ログ種別	内容
1	各種サーバログ	<ul style="list-style-type: none">・サーバへのアクセスユーザ（ログイン、ログアウトしたユーザ）の情報等が特定できるログ（セキュリティ、イベントログ等）・サーバの OS が出力するシステムログ、アプリケーションプログラムのログ
2	Web サーバアクセスログ	<ul style="list-style-type: none">・Web サーバにアクセスがあった時刻、クライアント IP アドレス、ホスト IP アドレス、ポート番号、要求コマンド、ステータス等の情報が特定できるログ
3	データベースアクセスログ	<ul style="list-style-type: none">・データベースへアクセスしたユーザを特定することが可能なログ
4	アプリケーションプログラムのログ	<ul style="list-style-type: none">・アプリケーションプログラムを実行したユーザ及びその操作内容を特定することが可能なログ

- ・保守拠点の保守端末及び監視端末からログ収集の設定・ログ収集の操作ができること。
- ・収集したログを分析し、相互に関連付け、保管できること。
- ・収集したログの閲覧が可能であること。

4.16. 保守に関する事項

4.16.1. アプリケーションプログラムの保守

4.16.1.1. 障害対応

- ・本システムに関わる障害連絡の受付、管理、異常検知のための監視を行うこと。
- ・障害の切り分け、原因分析及び対応方針の立案を行うこと。
- ・ウィルス検知時の対策を実施すること。
- ・各種報告（インシデント発生・対策結果及び最新のセキュリティ脆弱性情報結果及び、ウィルス対策実施結果について月次で報告、各種システムメンテナンスの実施連絡、実施計画、実施結果を実施時に本機関に報告）を行うこと。
- ・本機関からの指示に基づき、アプリケーションプログラムの修正を実施すること。

4.16.1.2. 作業環境

- ・アプリケーションプログラムの修正やテストは、開発環境及び検証環境で実施すること。

4.16.1.3. 保守時間

平日 9 時～17 時 40 分（但し、本機関が「緊急」と判断したインシデントについては 24 時間 365 日対応とする。）

4.16.1.4. 留意事項

本システムが安定稼働したと本機関が判断するまでの間は、迅速な障害対応を行うことができる体制を構築すること。

以上

5. 附属文書

- 別紙1. 「業務概要設計書」
- 別紙2. 「業務詳細設計書」
- 別紙3. 「業務量定義書」
- 別紙4. 「機能一覧」
- 別紙5. 「主な画面一覧」
- 別紙6. 「主な帳票・ファイル一覧」
- 別紙7. 「主な情報・データ一覧」
- 別紙8. 「全体システム概要図」

容量市場システム (一次開発) 要件定義書 別紙1.「業務概要設計書」

2018年12月19日

電力広域的運営推進機関 総務部

業務詳細設計の構成

1

- 業務詳細設計は、「業務概要フロー」・「業務詳細フロー」および「業務仕様書」から構成されています。
- 各業務に対して、業務概要フロー及び業務概要フローをより詳細化した業務詳細フローを作成し、実需給前業務の流れを可視化・構造化するとともに、フローだけでは表しきれない内容について、業務仕様書で補説しております。

【構成例】

The diagram illustrates the composition of business detail design. It shows three interconnected components:

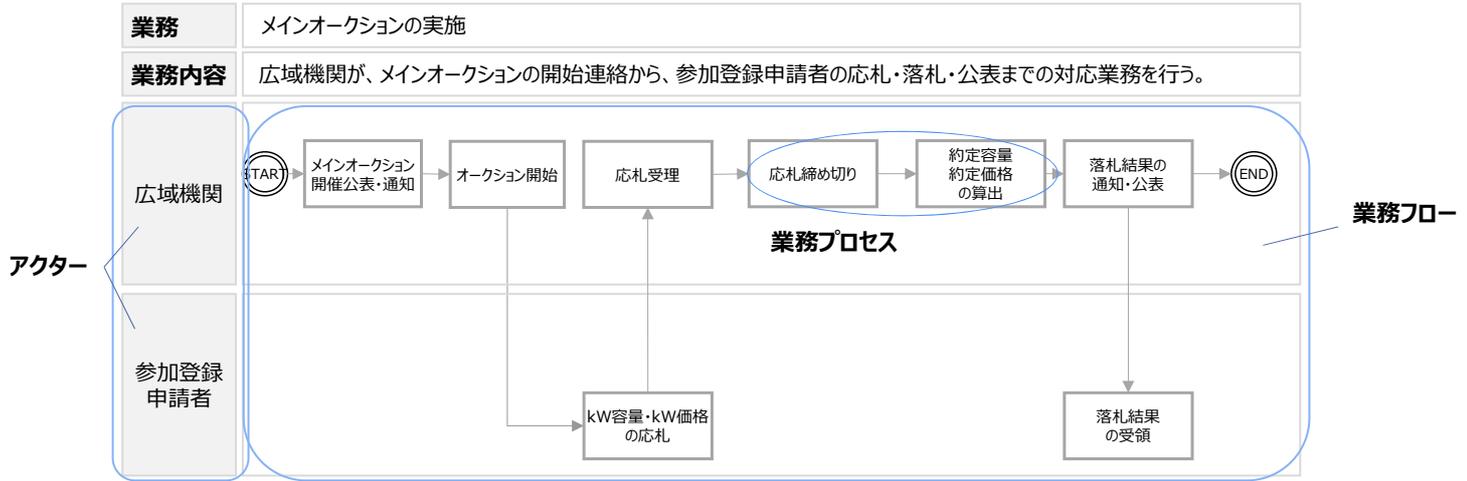
- 業務概要フロー (Business Overview Flow):** A high-level flowchart showing the main steps of the business registration process.
- 業務詳細フロー (Business Detailed Flow):** A more granular flowchart that breaks down the registration process into specific steps and sub-processes.
- 業務仕様書 (Business Specification Document):** A document that provides detailed requirements and data for the registration process, including fields like business code, name, address, and contact information.

Red arrows indicate that the detailed flow and specification document are derived from or provide more detail for the overview flow. A red box highlights a specific section in the specification document, and a red arrow points from this box to a corresponding step in the detailed flowchart, labeled '詳細化' (Detailed).

容量市場システム（一次開発）の他、分析ツール、約定処理ツール等も含まれますのでご注意ください。

- 容量市場における実需給前業務の流れを可視化・構造化することを目的として、業務概要フローを作成しました。
- 業務概要フローは、「業務」・「業務内容」・「アクター」および「業務フロー」から構成されています。
 - 「業務」は、業務全体像の参加登録・メインオークションなどの主要業務を記載しています。
 - 「業務内容」は、広域機関が実施する業務の概要を記載しています。
 - 「アクター」は、容量市場の業務を実施する上での関係者（広域機関・参加登録申請者など）を記載しています。
 - 「業務フロー」は、容量市場の業務をプロセスとして定義し、プロセスの流れを可視化しています。

【業務概要フロー 例】

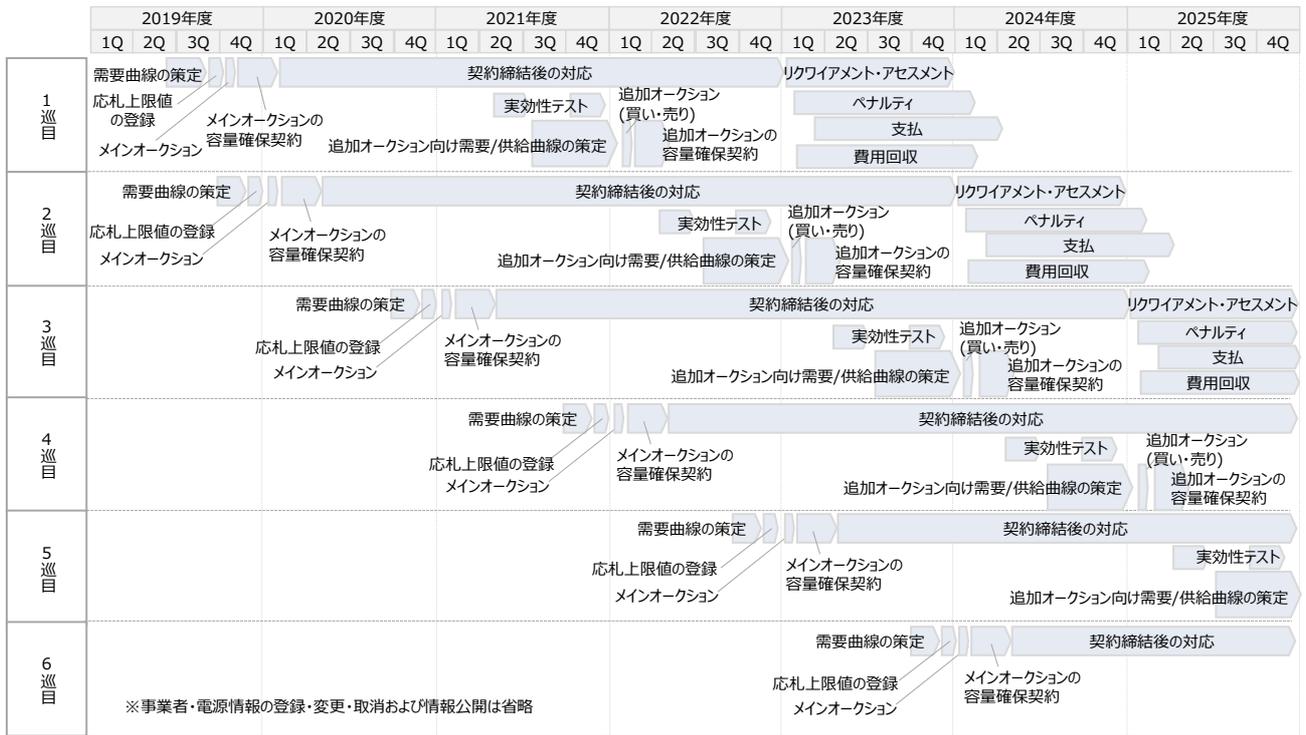


容量市場業務の全体像 (1/3)

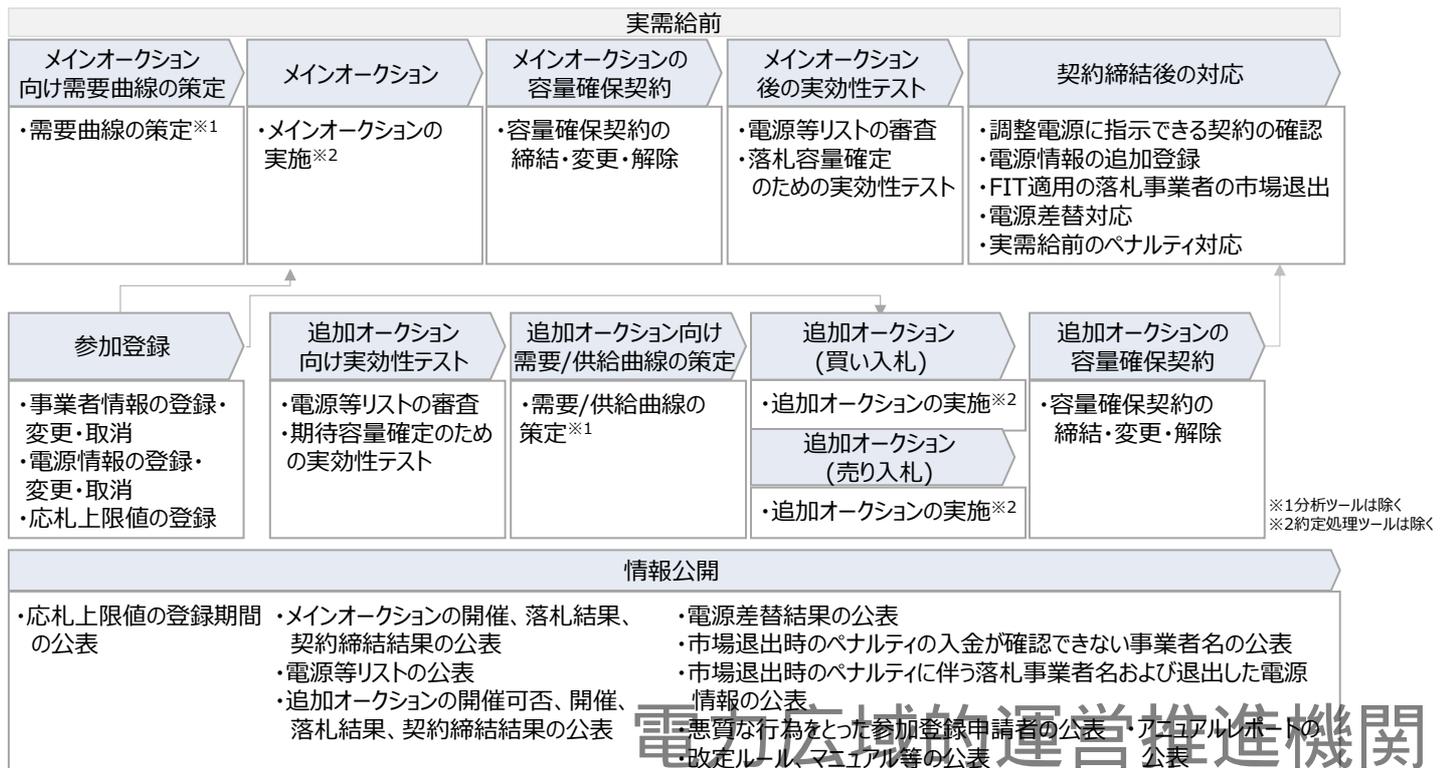
- 容量市場の創設にともない、市場参加者・電源等の登録、オークション開催、契約締結後の対応、アセスメント、容量拠出金徴収、支払い等の業務が発生します。（スケジュールは以下をご参照願います。）



- 2023年度から、毎年度メインオークション、追加オークション、実需給年度のリクワイアメント・アセスメント、ペナルティなどの業務が重なります。



- 容量市場システム(一次開発)の対象は、容量市場の実需給前業務で、以下のような業務となります。
- なお、需要曲線の策定の詳細および約定処理の詳細に係る業務は別開発とするため、今回の容量市場システム(一次開発)の対象外となります。



■ 業務概要フローは、以下の凡例を用いて作成されています。

【業務概要フロー 凡例】

オブジェクト	オブジェクト名	説明	オブジェクト	オブジェクト名	説明
	START記号	プロセスの開始記号として使用しています。接続プロセスがある場合は接続プロセス記号を使用しています。		プロセス接続 (実線)	プロセス間の接続に使用しています。
	END記号	プロセスの終了記号として使用しています。接続プロセスがある場合は接続プロセス記号を使用しています。		判定/分岐	プロセス間で分岐/判断が発生する場合に使用しています。
	業務プロセス	業務プロセスの記述に使用しています。		接続プロセス	接続元、接続先プロセスがある場合に使用しています。(他プロセス、他領域との接続に使用しています。)

業務フロー一覧 (1/2)

■ 業務概要フローの一覧を示します。

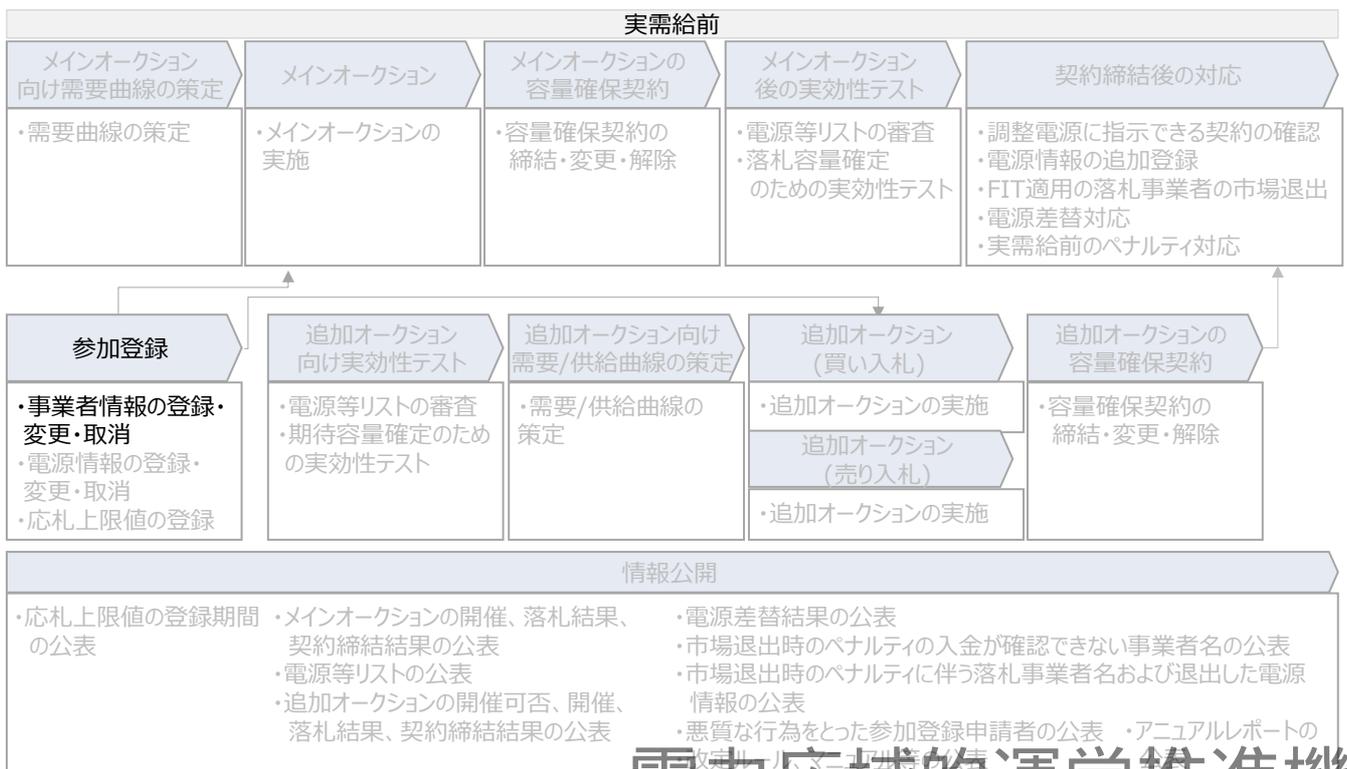
業務概要	業務概要フロー
参加登録	事業者情報の登録・変更・取消(事業者情報の登録)
	事業者情報の登録・変更・取消(事業者情報の変更)
	事業者情報の登録・変更・取消(事業者情報の取消)
	電源情報の登録・変更・取消(電源情報の登録)
	電源情報の登録・変更・取消(電源情報の変更)
	電源情報の登録・変更・取消(電源情報の取消)
	応札上限値の登録
メインオークション向け需要曲線の策定	需要曲線の策定
メインオークション	メインオークションの実施
メインオークションの容量確保契約	容量確保契約の締結
	容量確保契約の変更
	容量確保契約の解除
メインオークション後の実効性テスト	電源等リストの審査
	落札容量確定のための実効性テスト

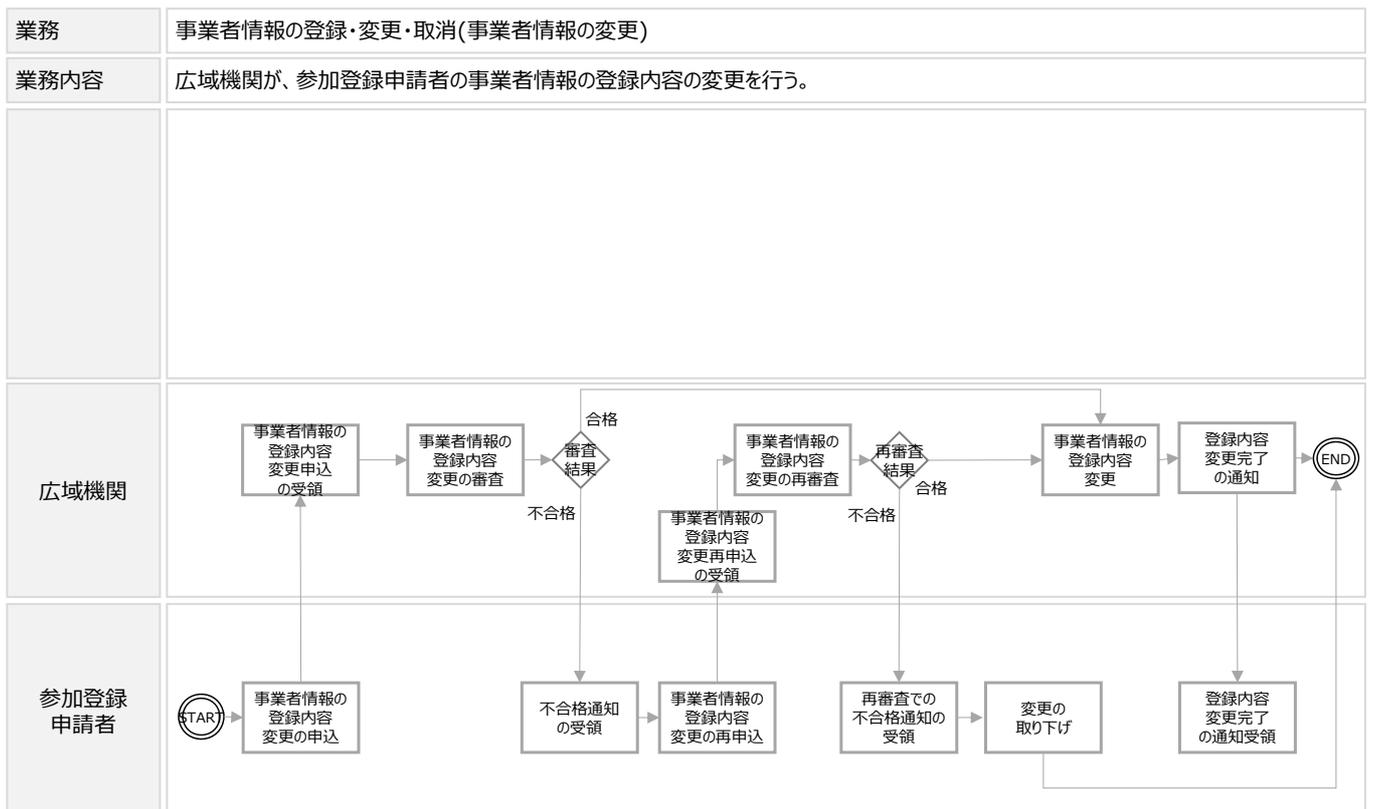
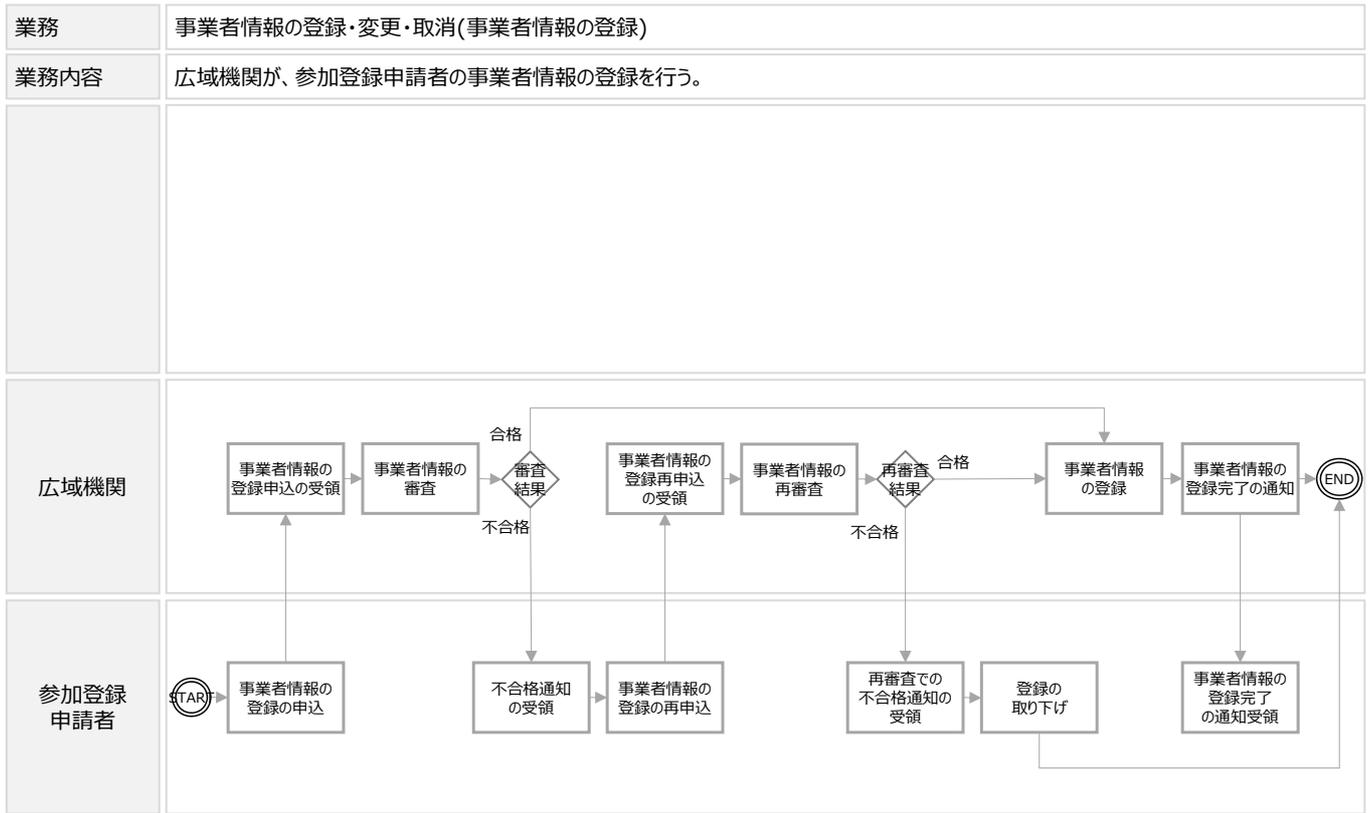
■ 業務概要フローの一覧を示します。

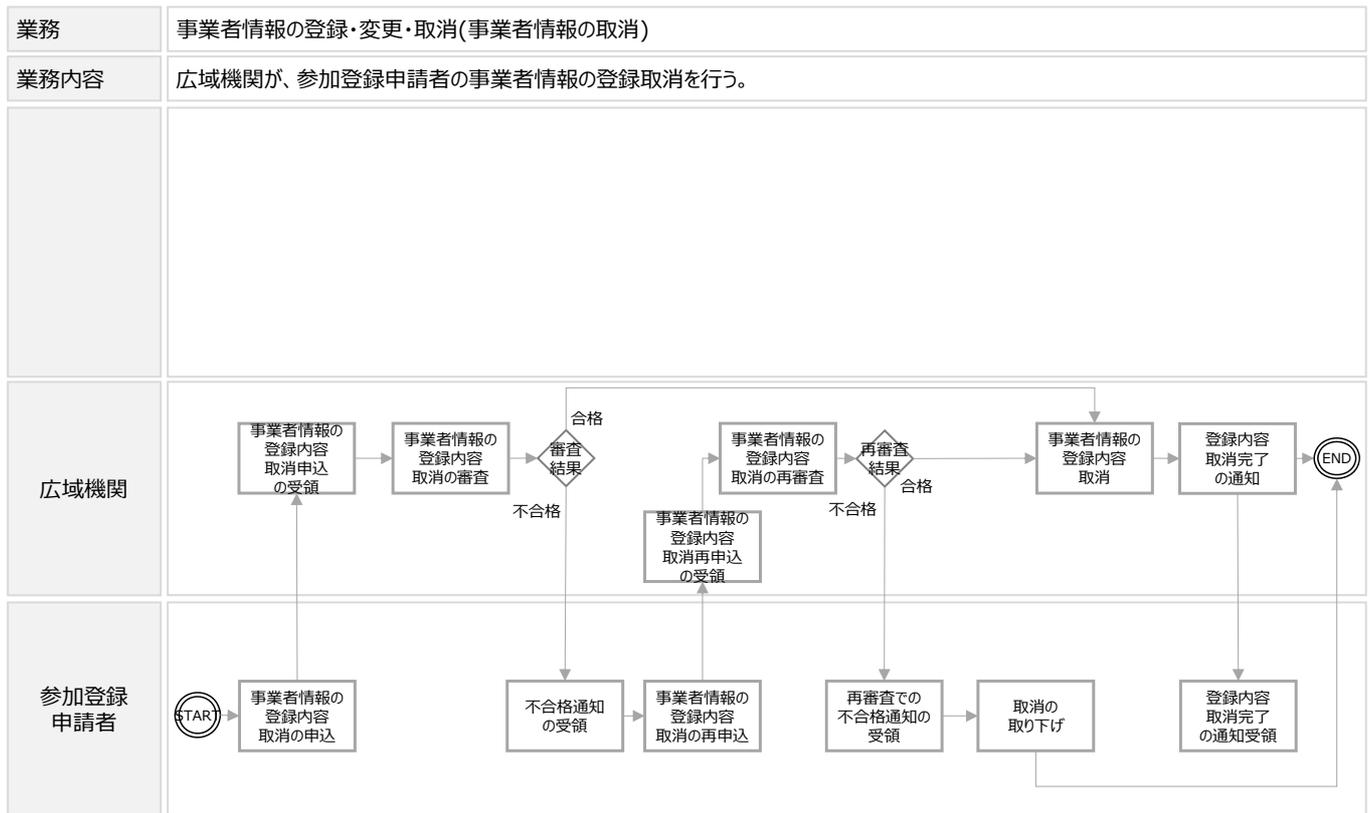
業務概要	業務概要フロー
追加オークション向け実効性テスト	電源等リストの審査
	期待容量確定のための実効性テスト
追加オークション向けの需要/供給曲線の策定	需要/供給曲線の策定
追加オークション(買入札)	追加オークションの実施
追加オークション(売入札)	追加オークションの実施
追加オークションの容量確保契約	容量確保契約の締結
	容量確保契約の変更
	容量確保契約の解除
契約締結後の対応	調整電源に指示出来る契約の確認
	電源情報の追加登録
	FIT適用の落札事業者の市場退出
	電源差替対応
	実需給前のペナルティ対応
情報公開	情報公開

業務概要フロー

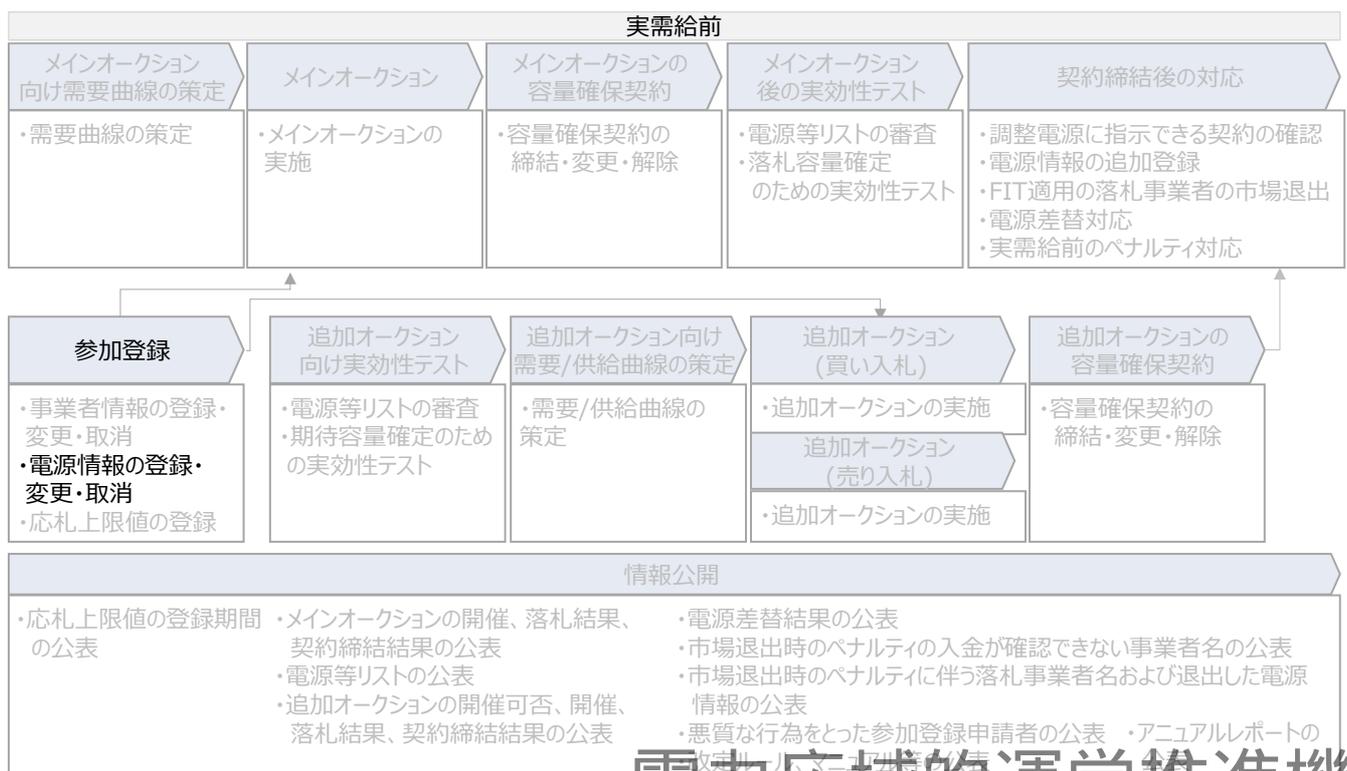
■ 参加登録：事業者情報の登録・変更・取消

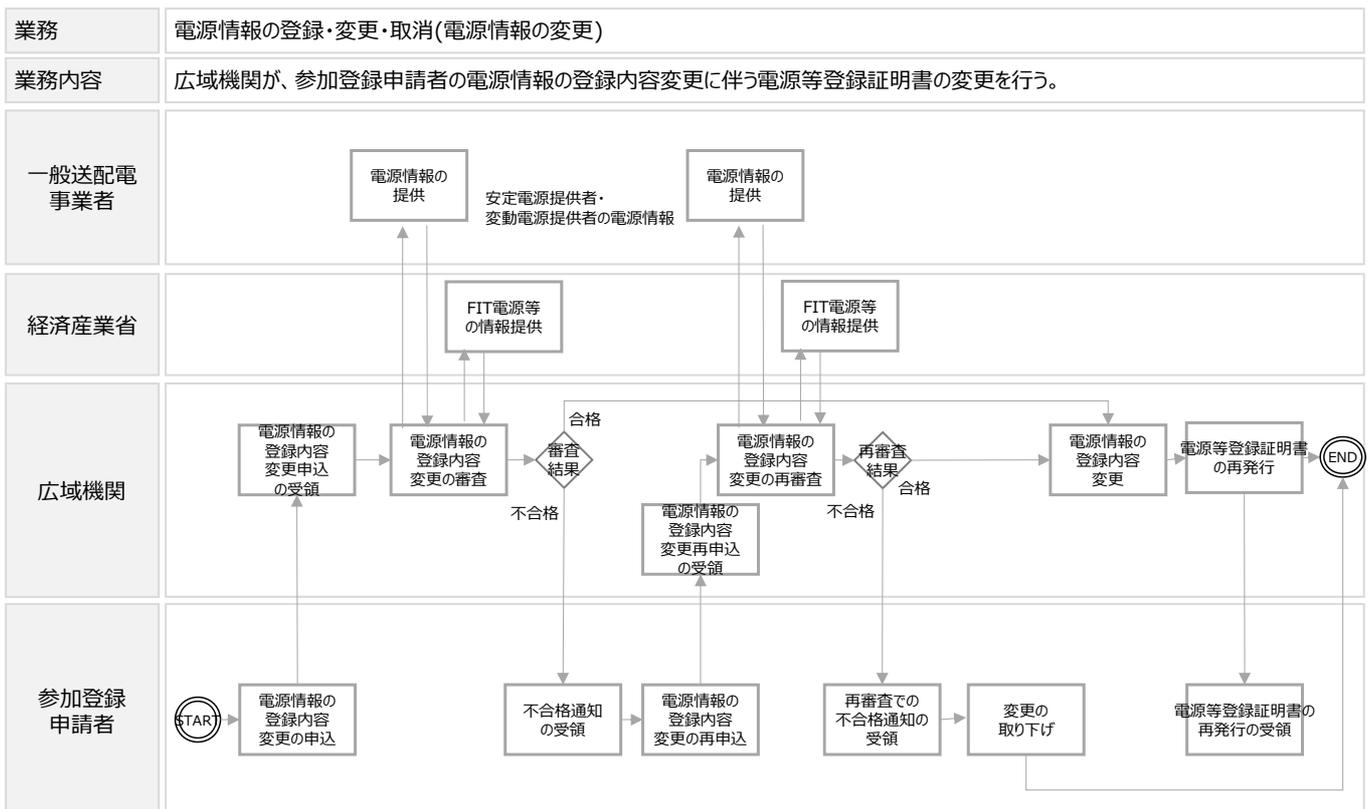
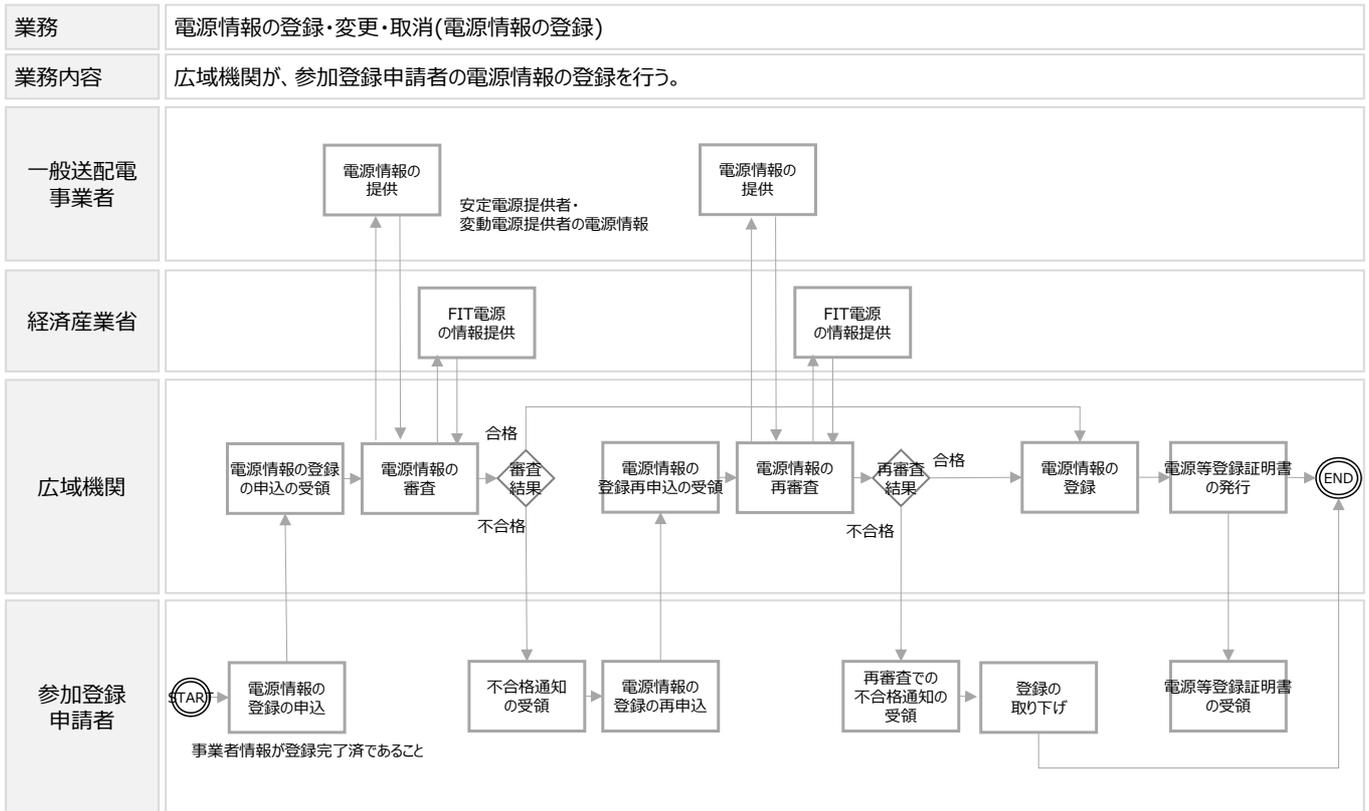


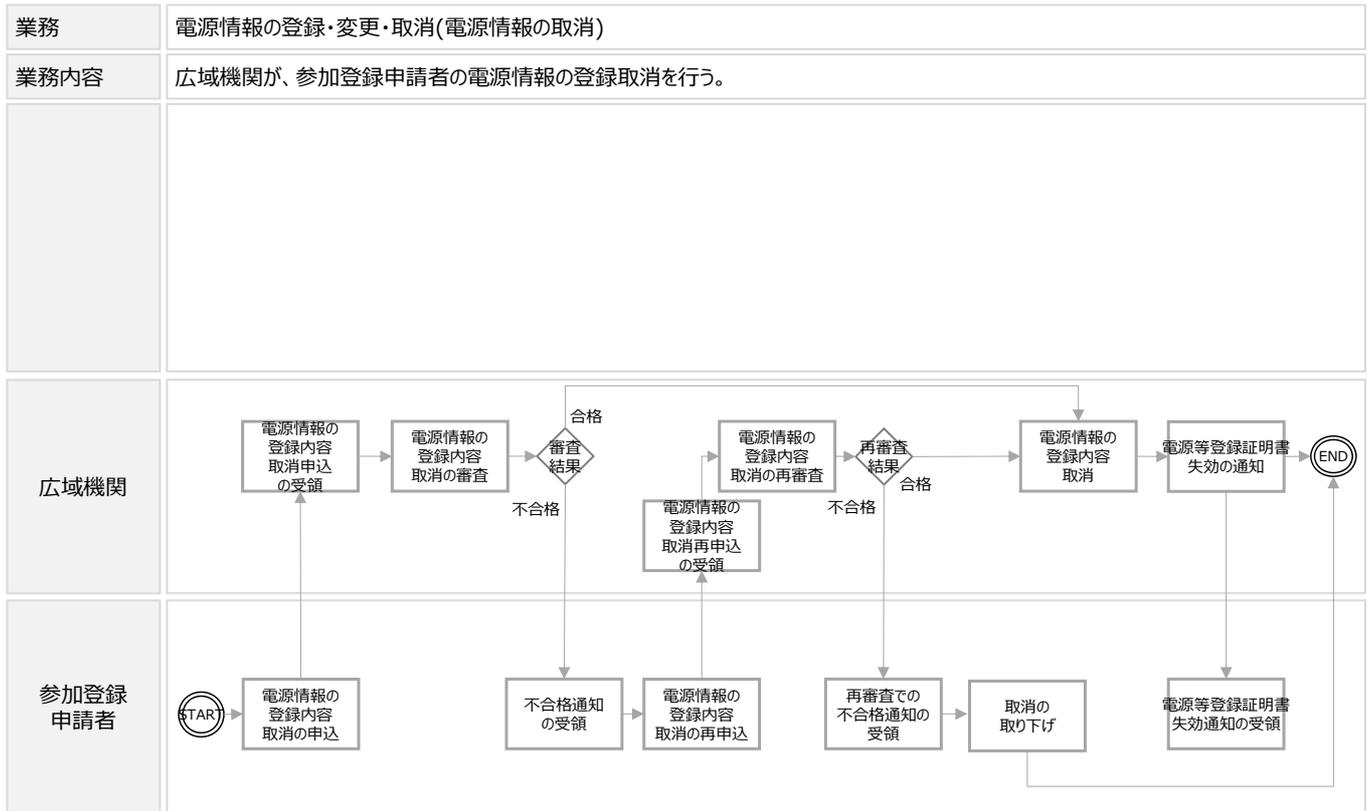




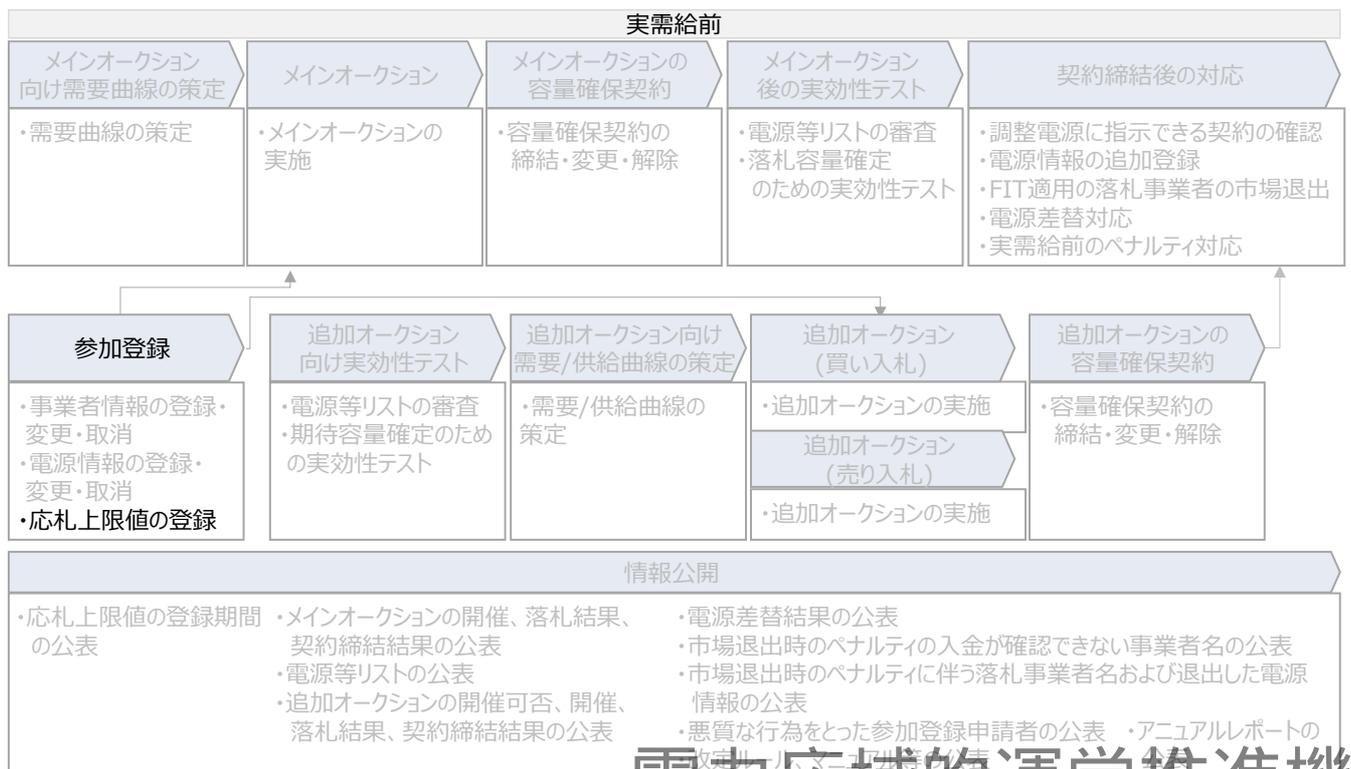
■ 参加登録：電源情報の登録・変更・取消

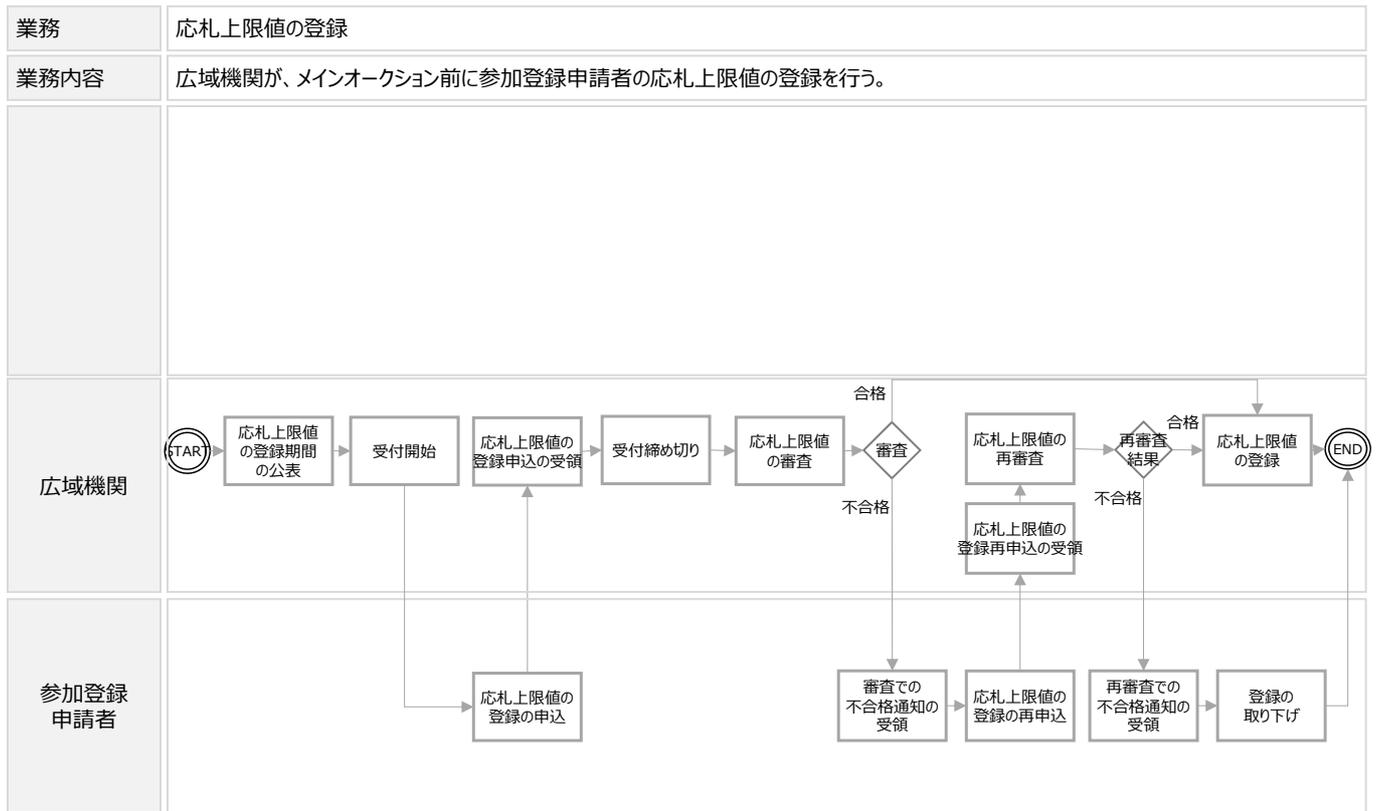






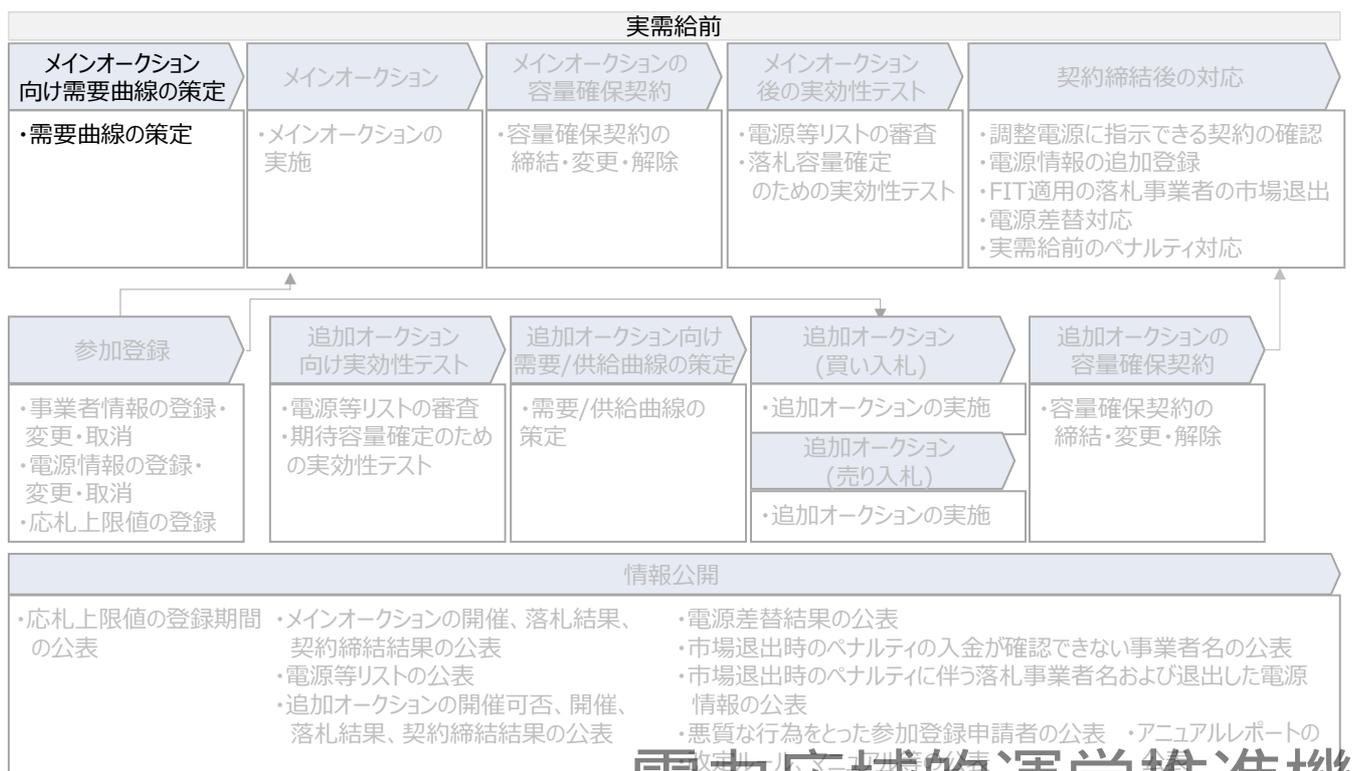
■ 参加登録：応札上限値の登録

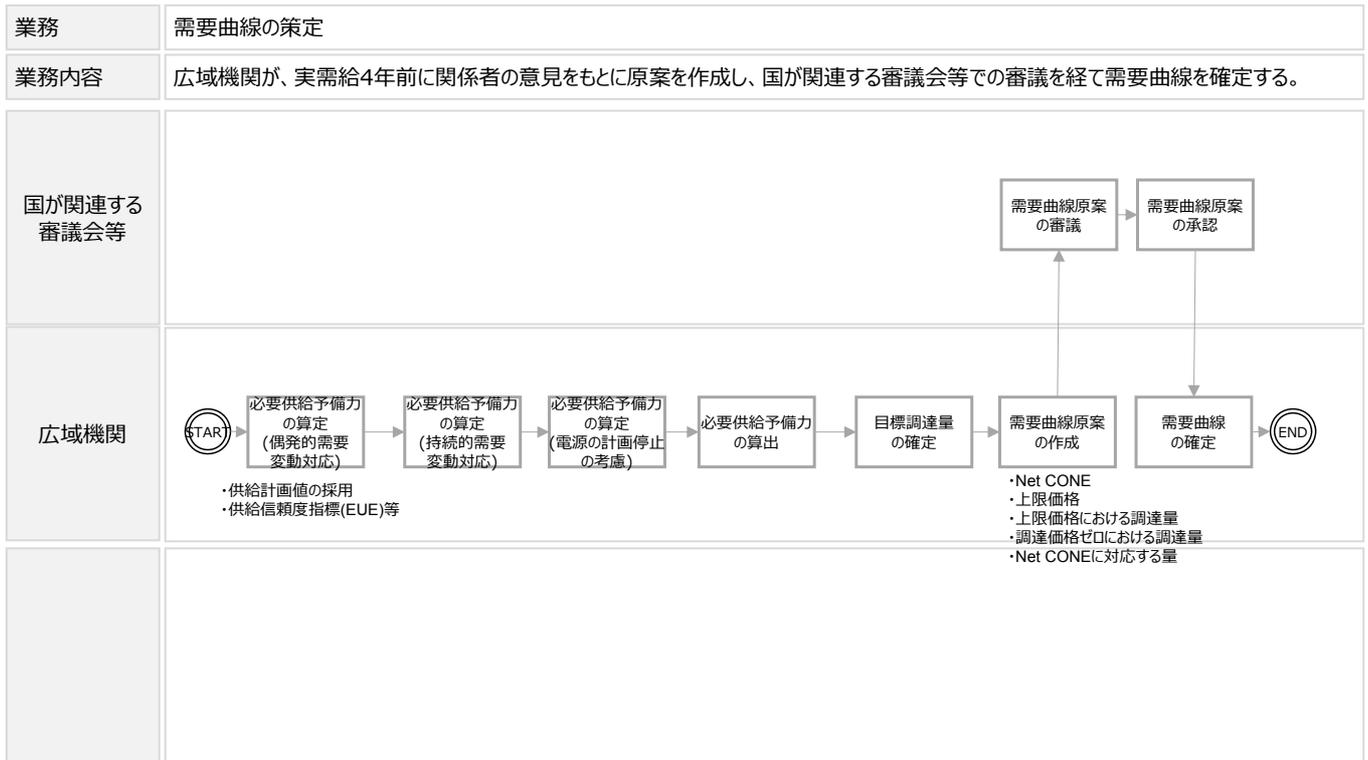




業務概要フロー

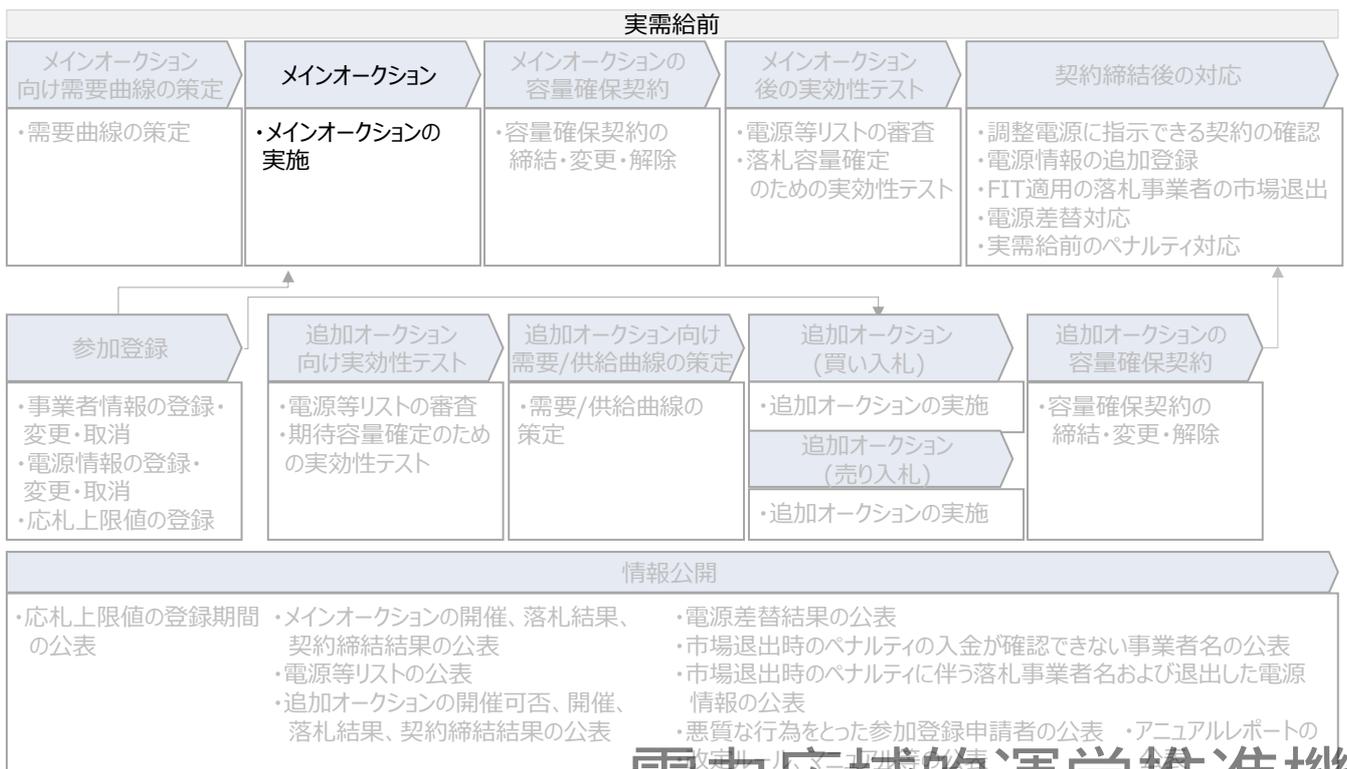
■ 需要曲線の策定

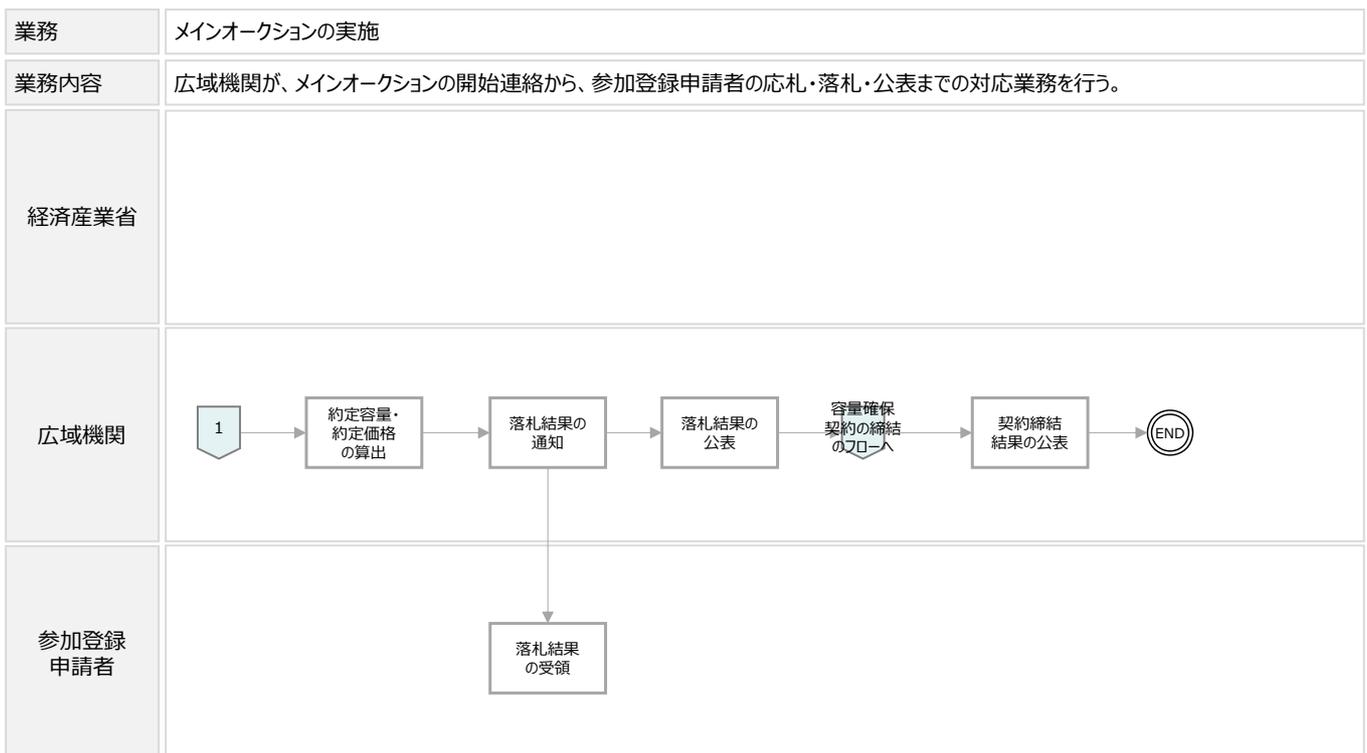
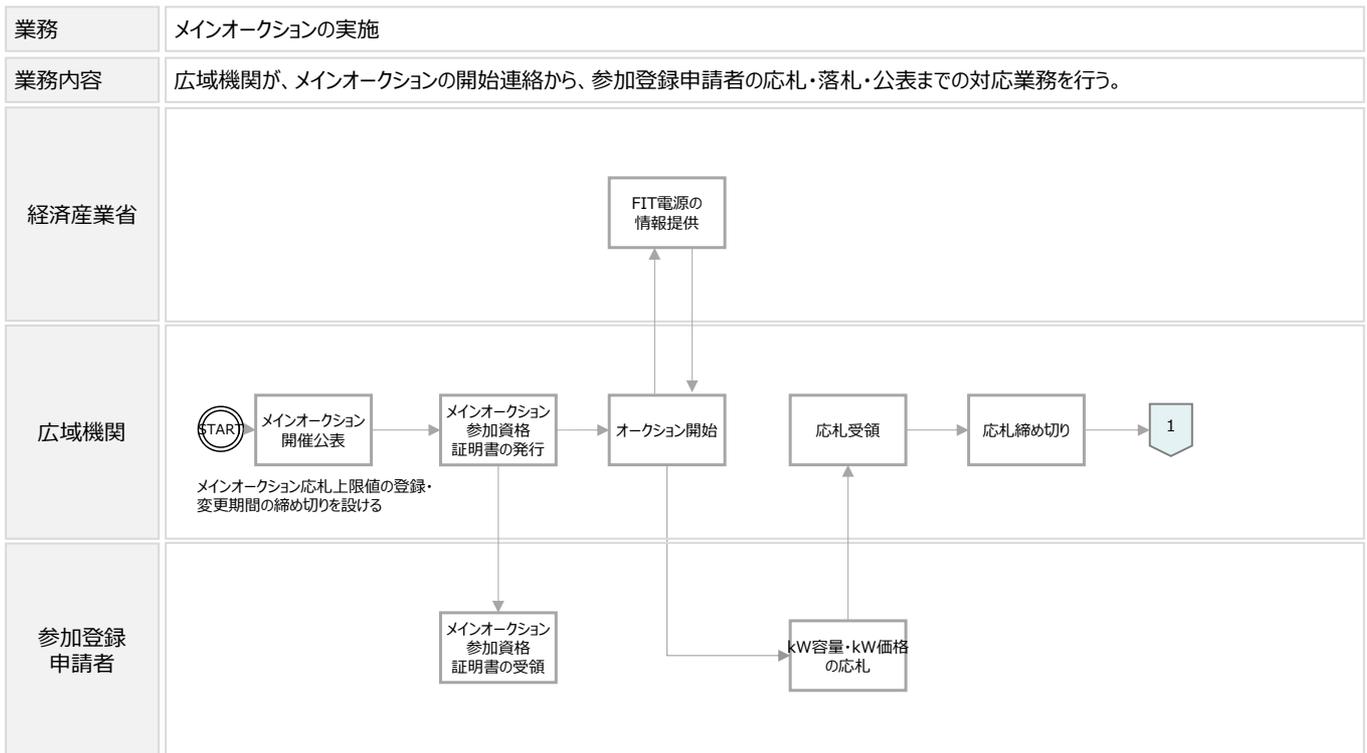




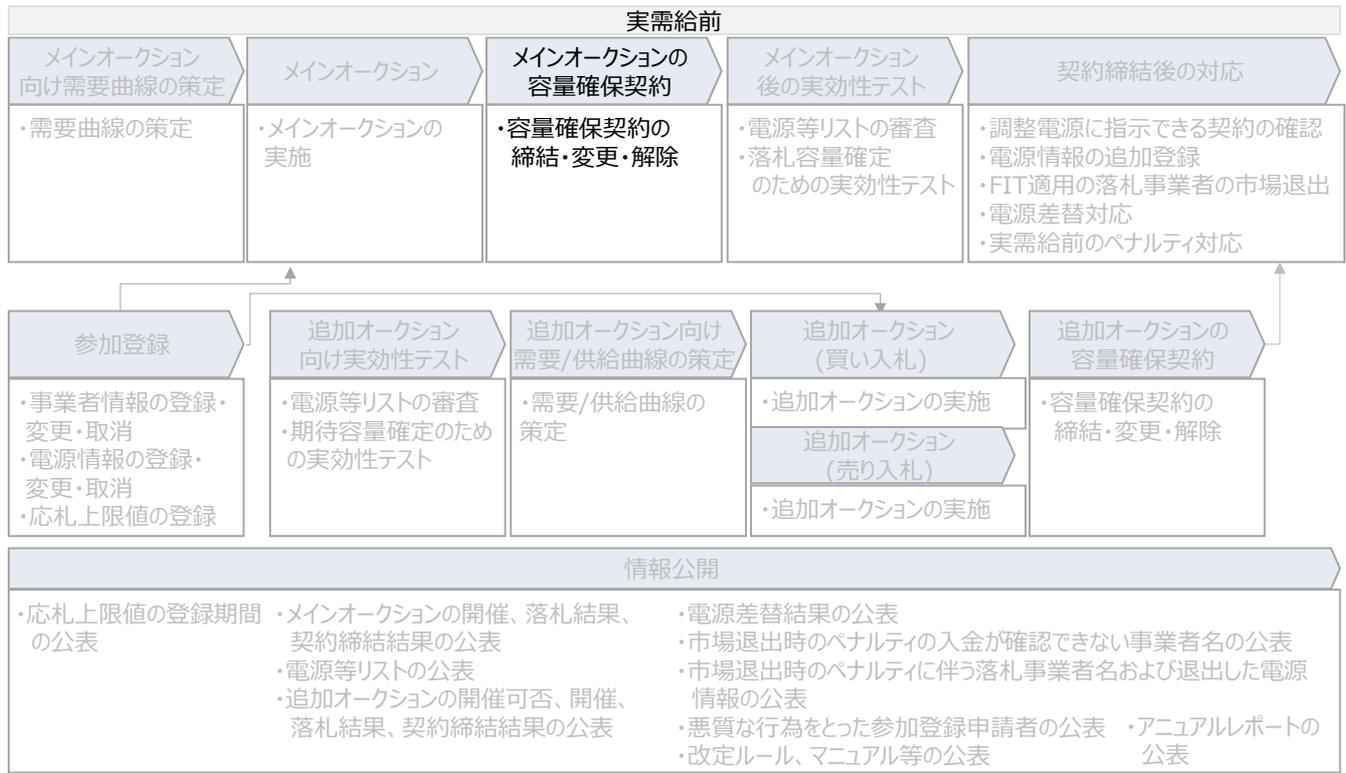
業務概要フロー

■ メインオークション



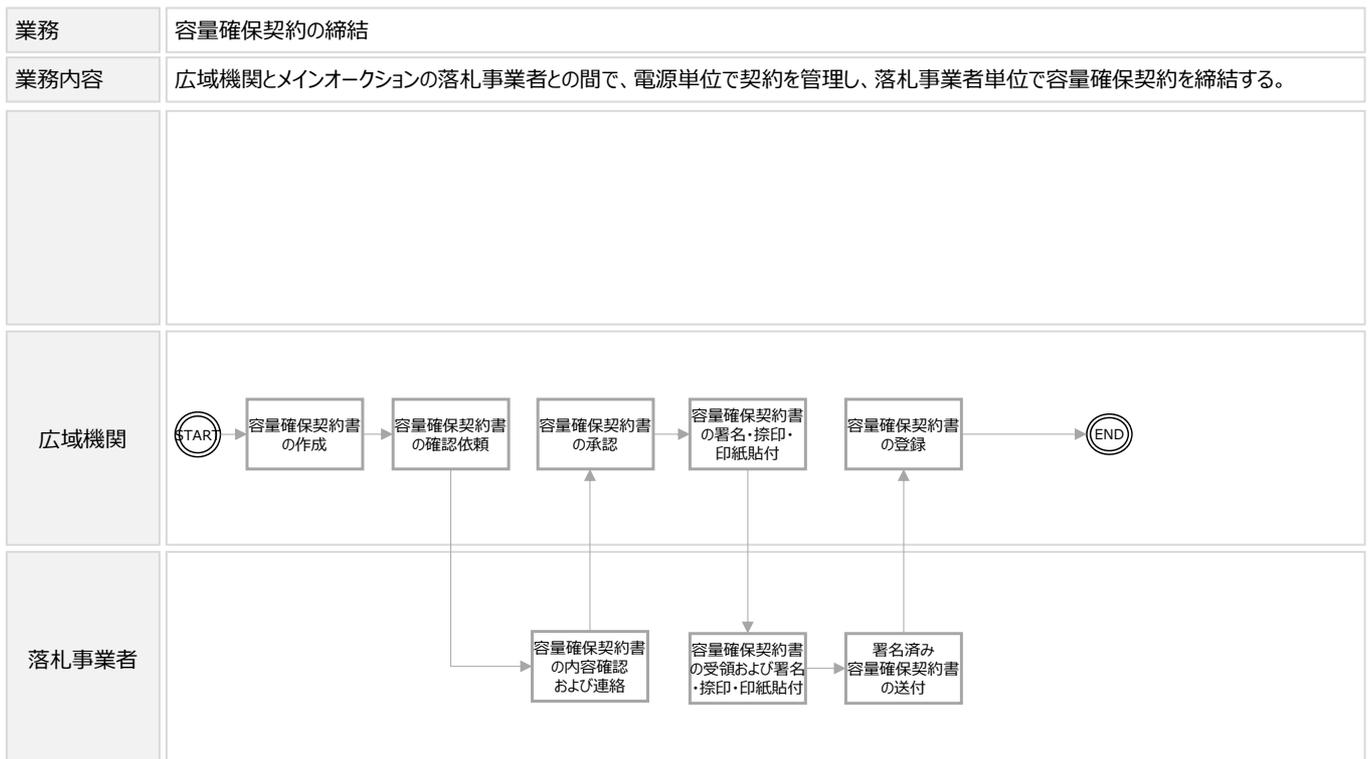


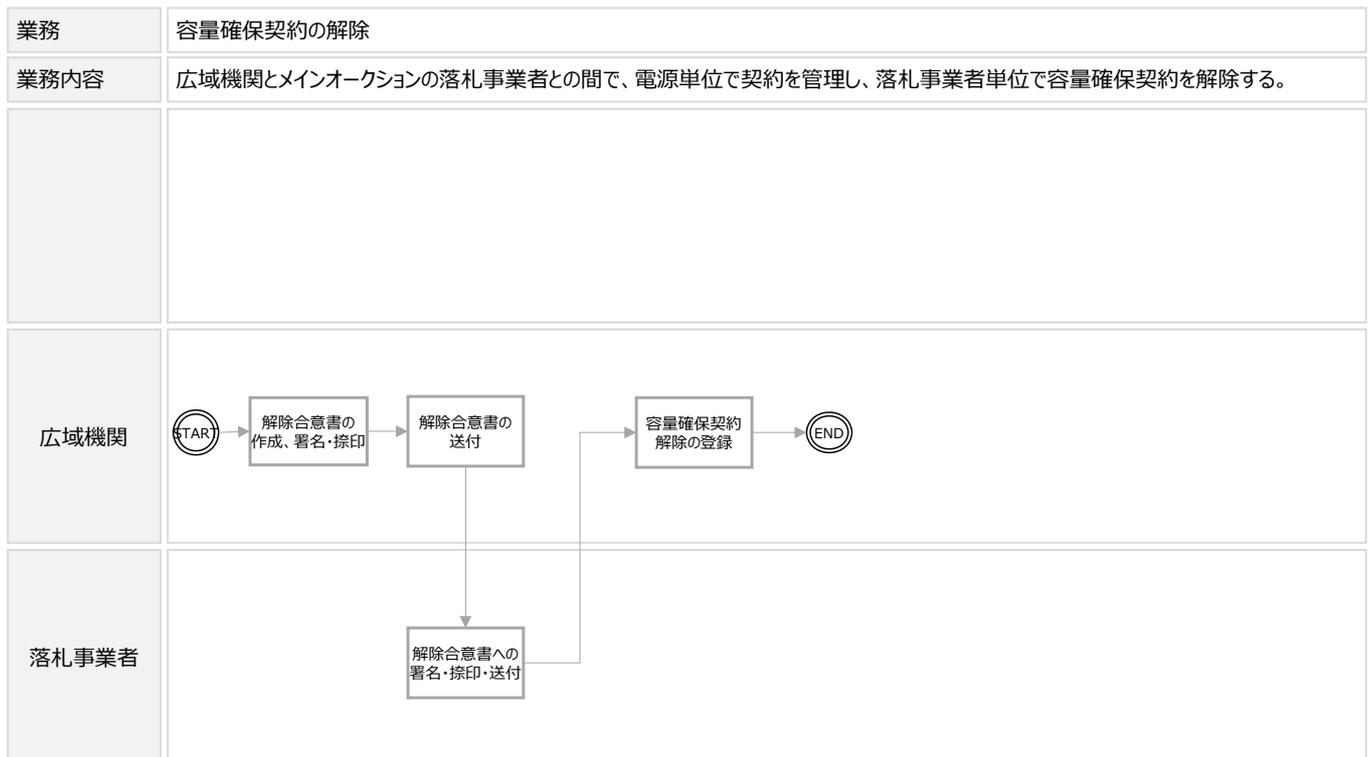
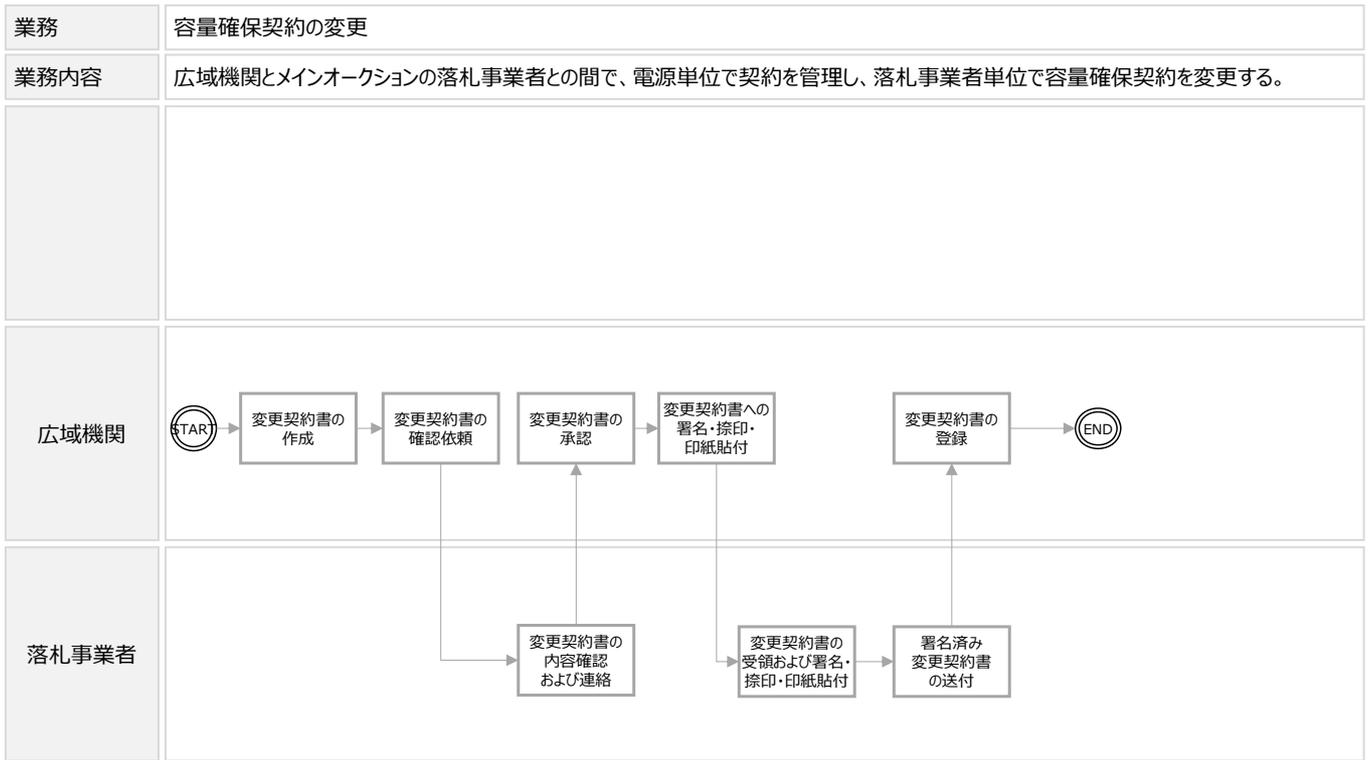
■ メインオークションの容量確保契約：容量確保契約の締結・変更・解除



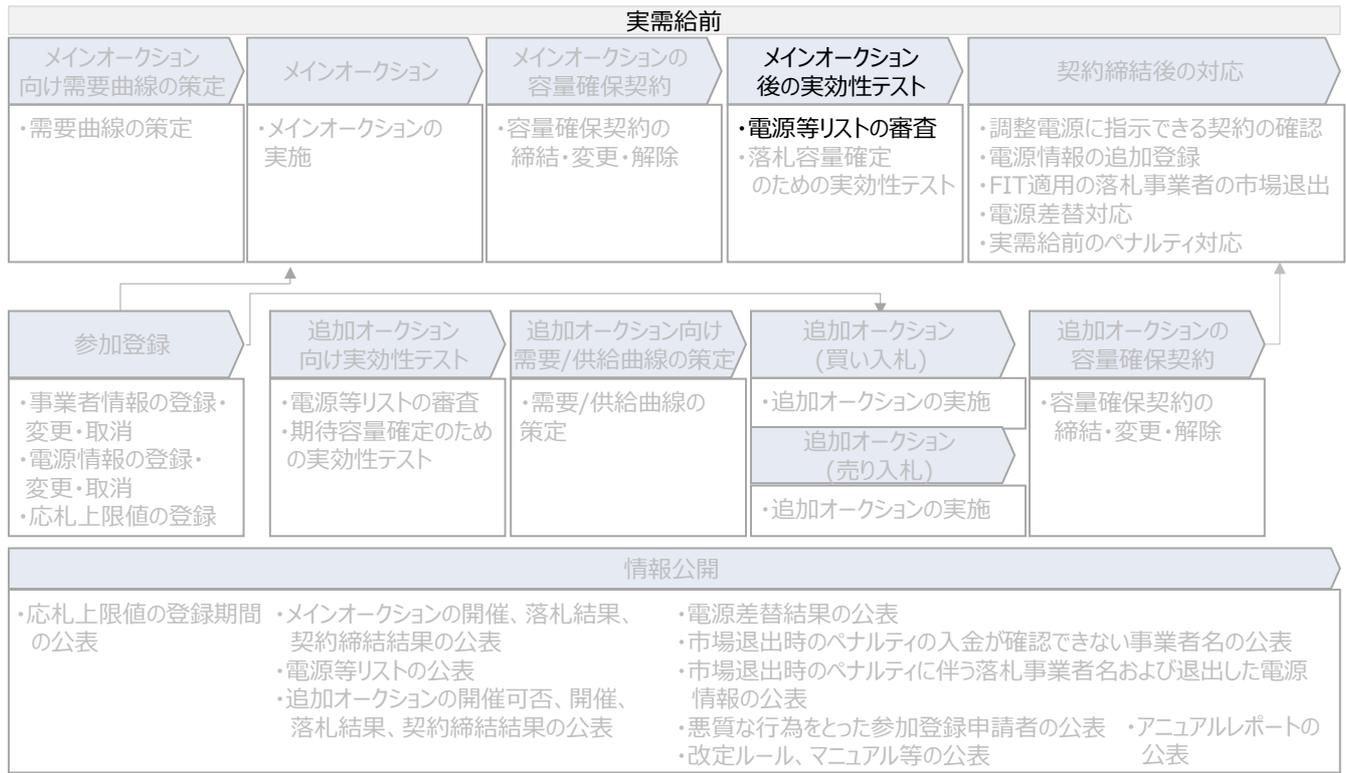
業務概要フロー

メインオークションの容量確保契約：容量確保契約の締結



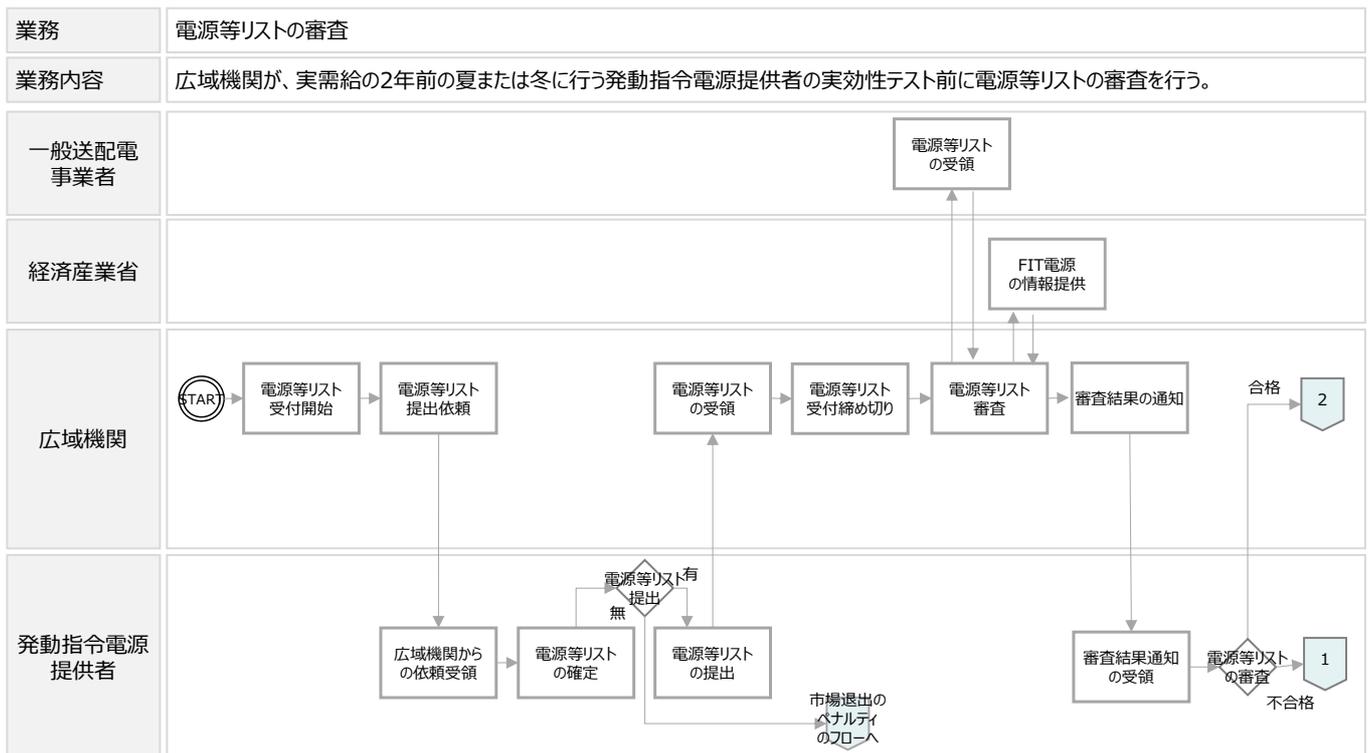


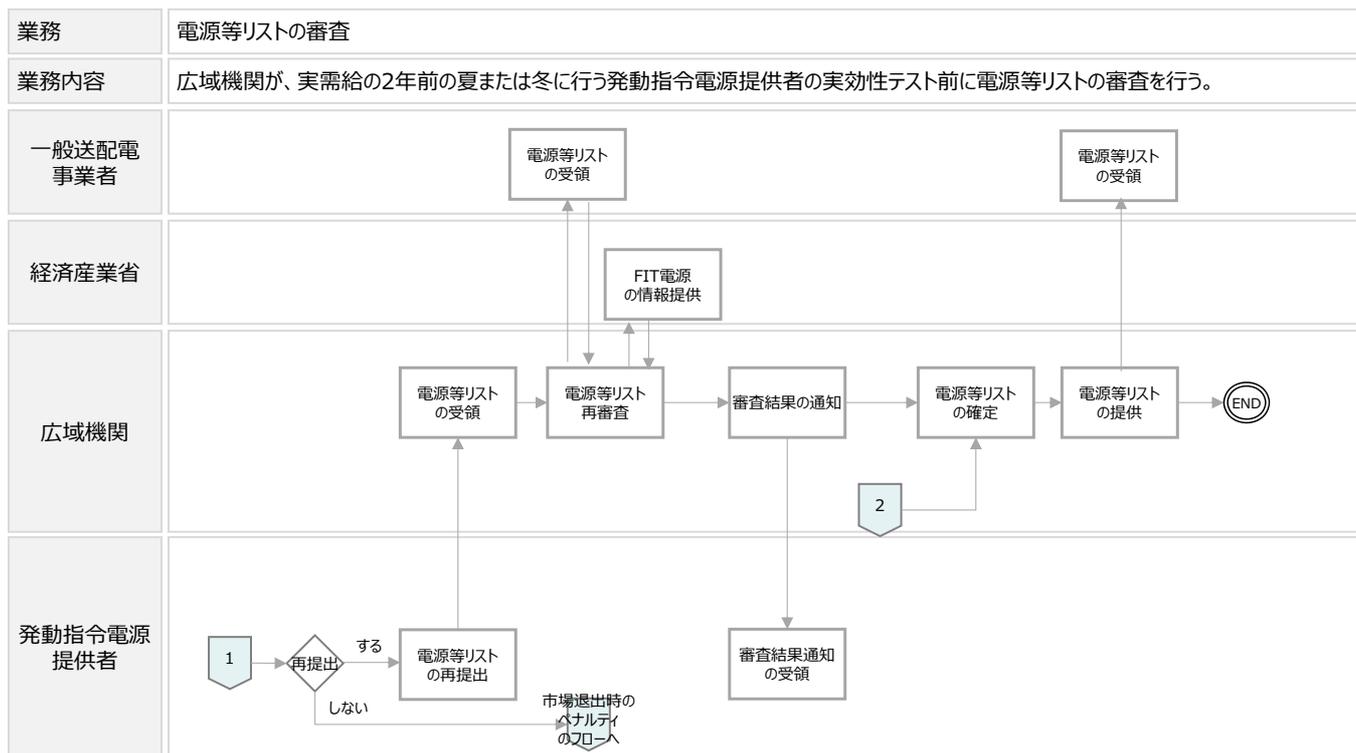
■ メインオークション後の実効性テスト：電源等リストの審査



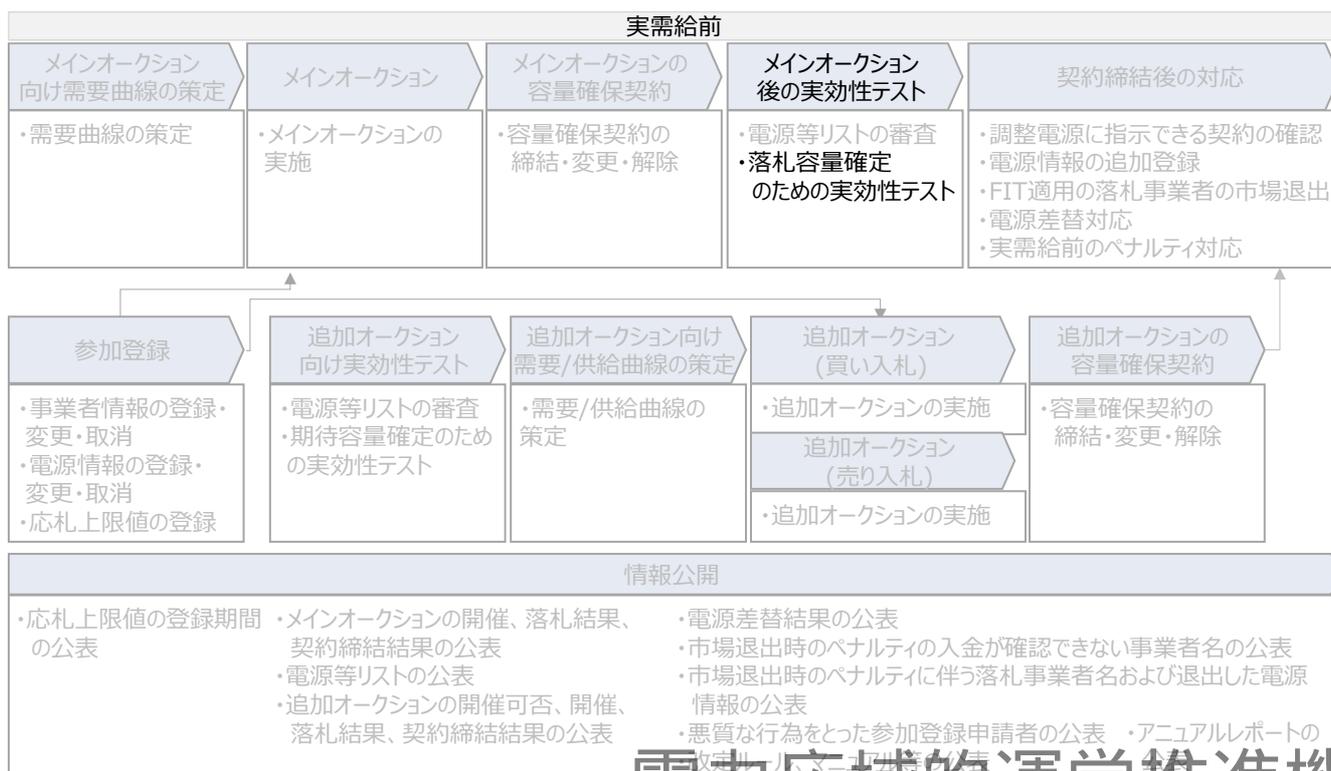
業務概要フロー

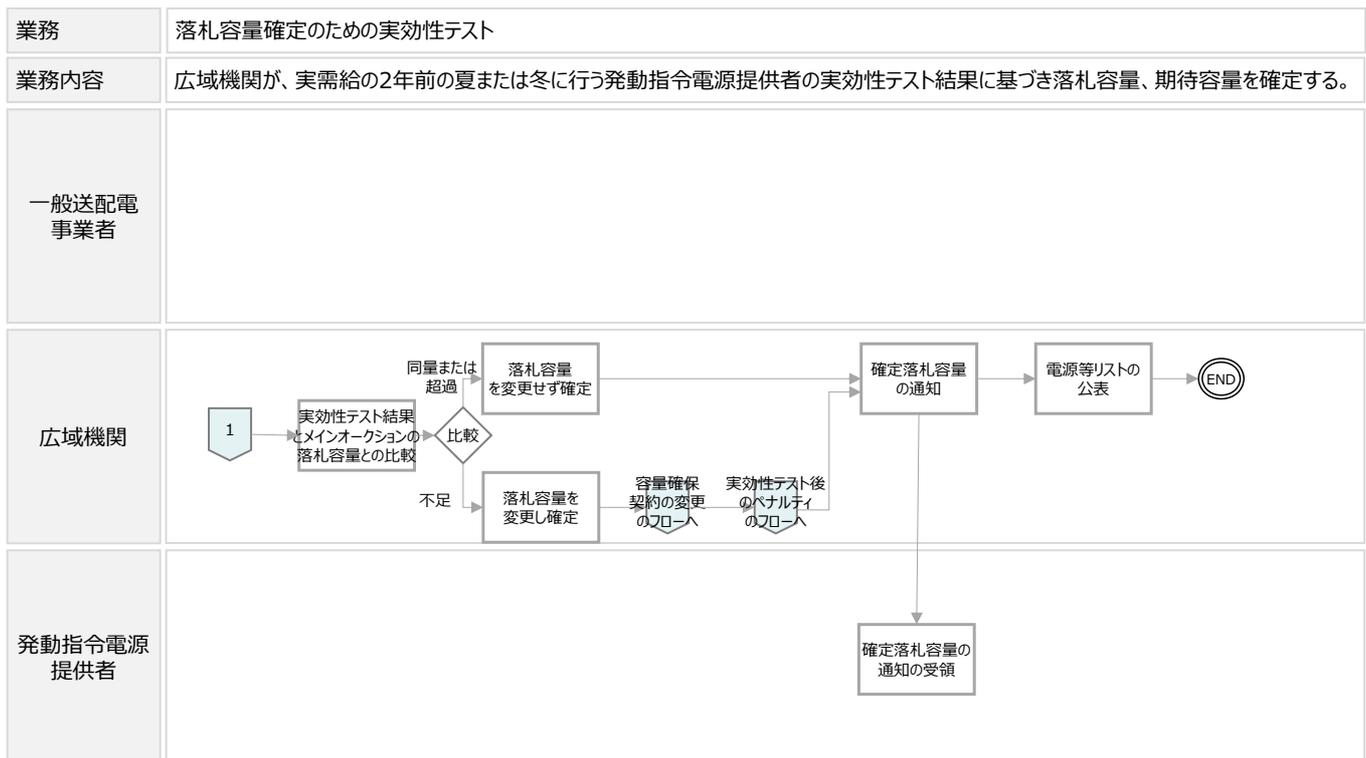
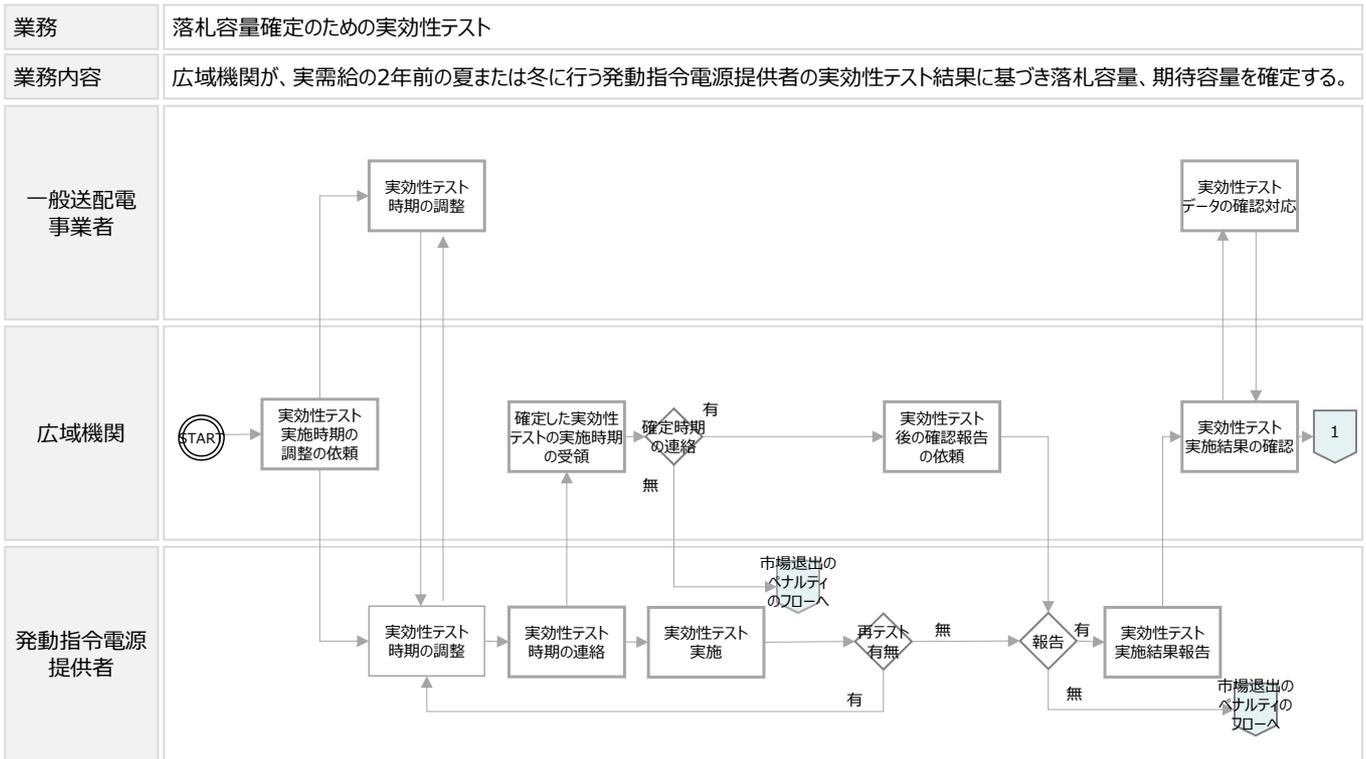
メインオークション後の実効性テスト：電源等リストの審査



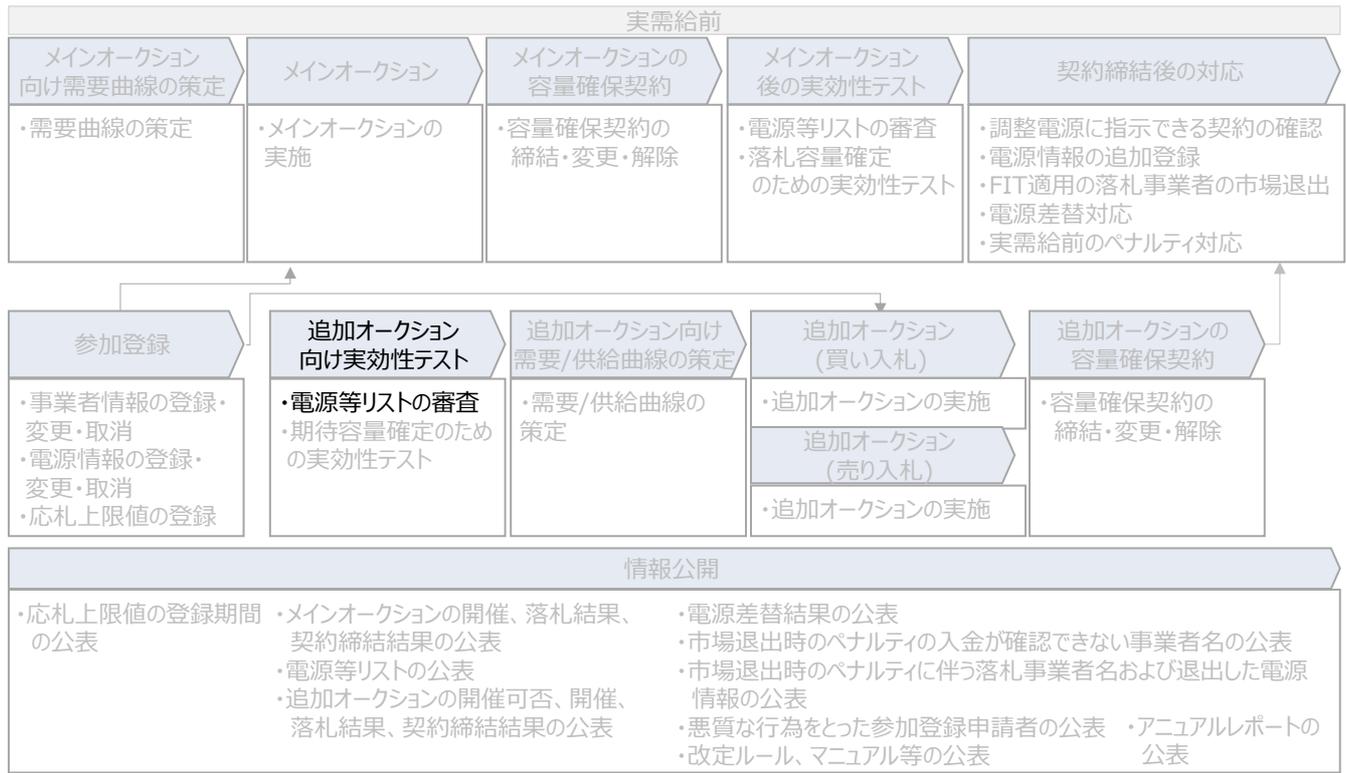


■ メインオークション後の実効性テスト：落札容量確定のための実効性テスト



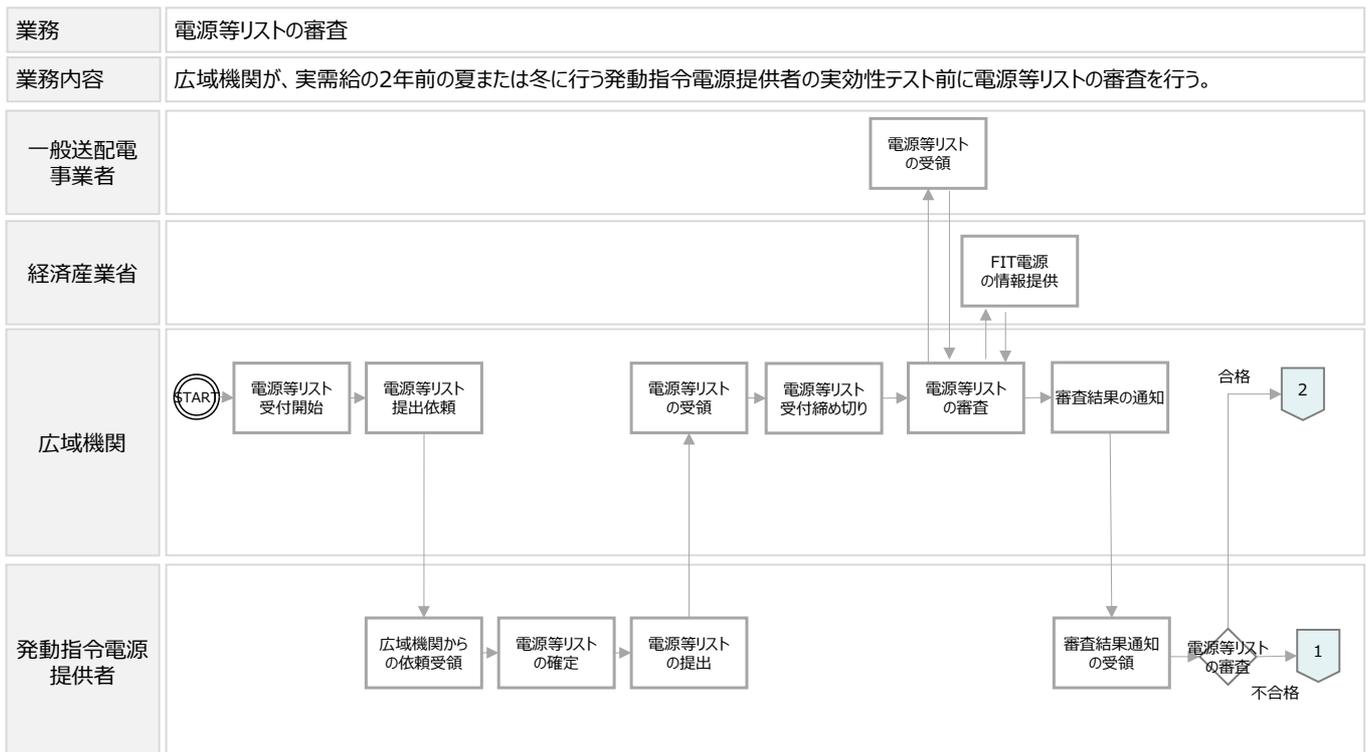


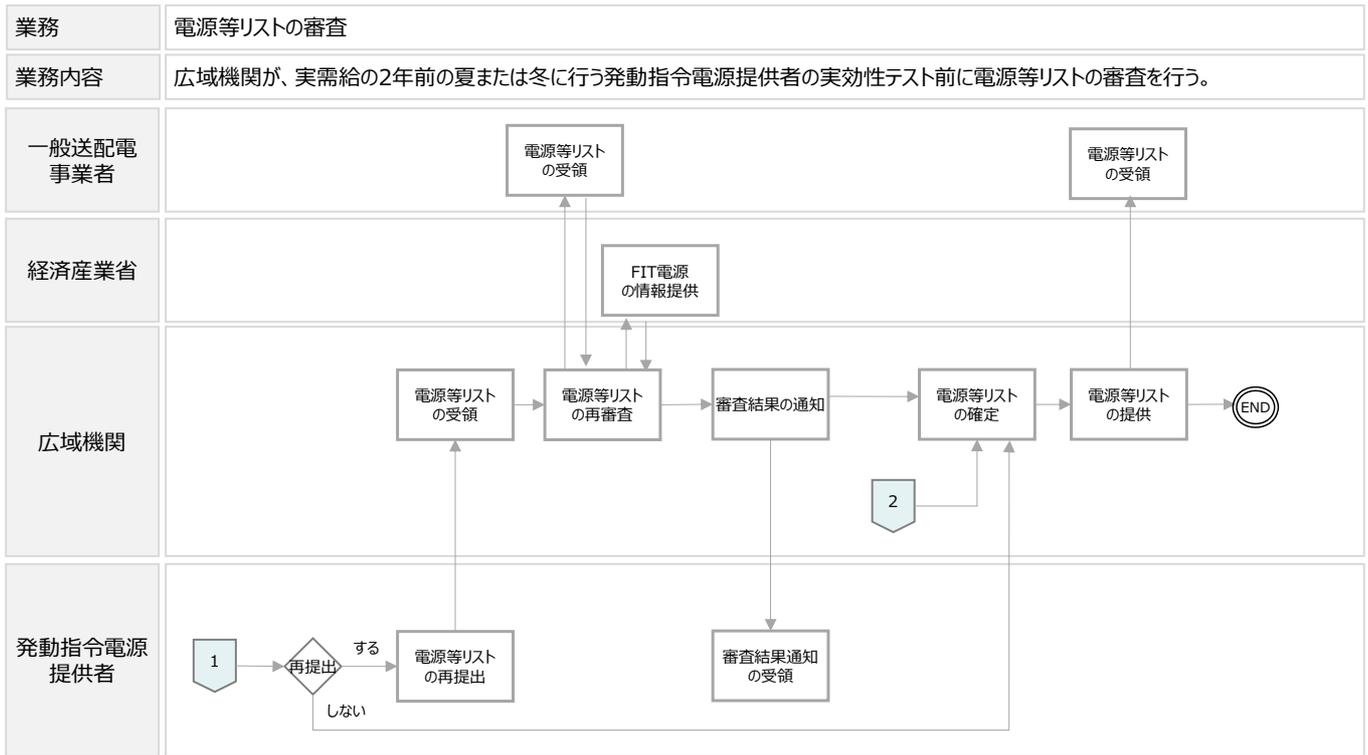
■ 追加オークション向け実効性テスト：電源等リストの審査



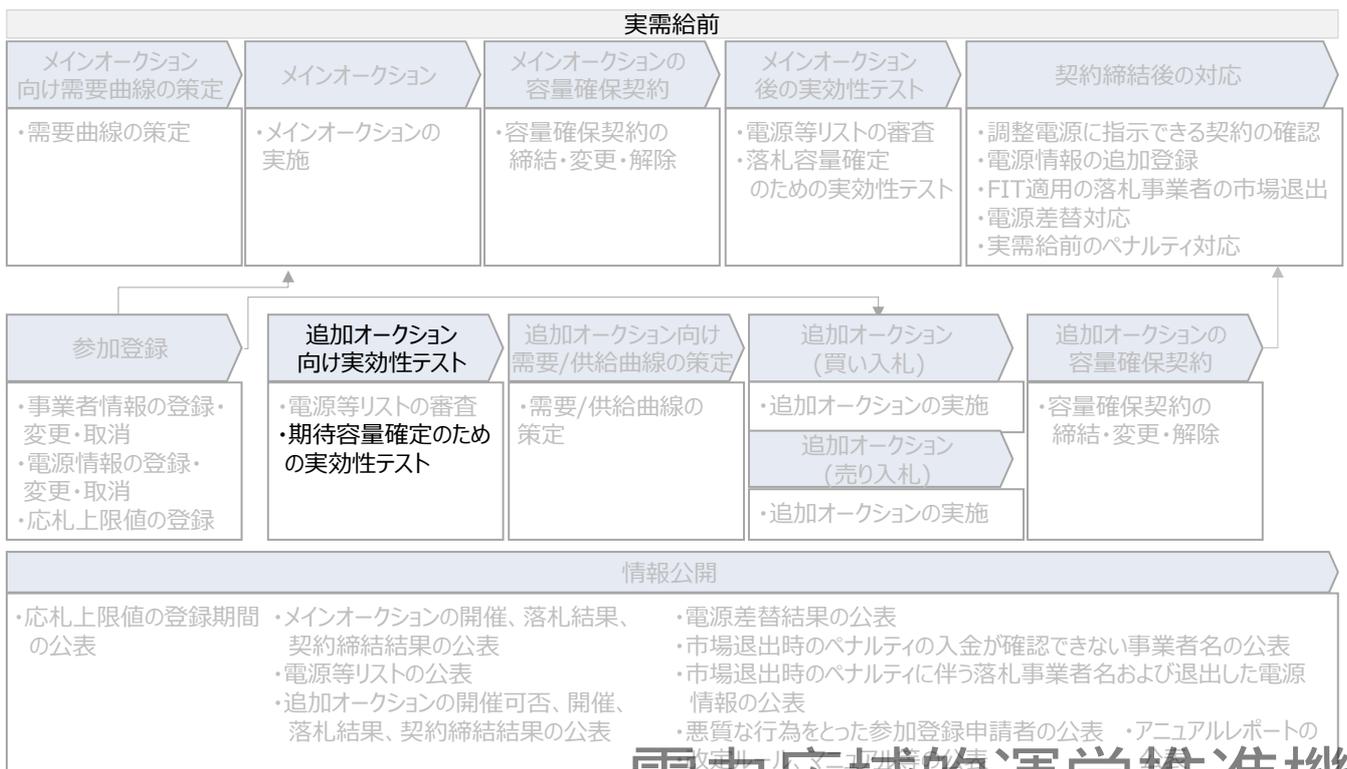
業務概要フロー

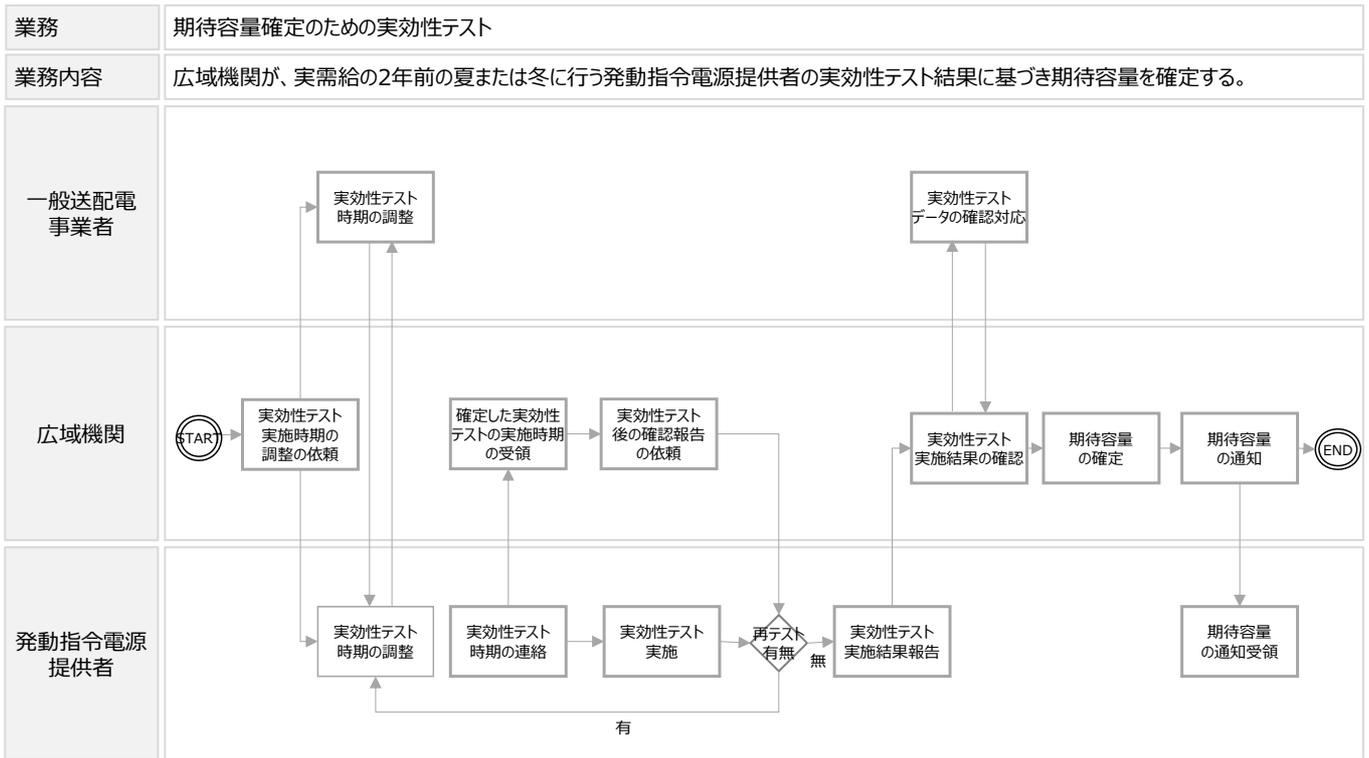
追加オークション向け実効性テスト：電源等リストの審査



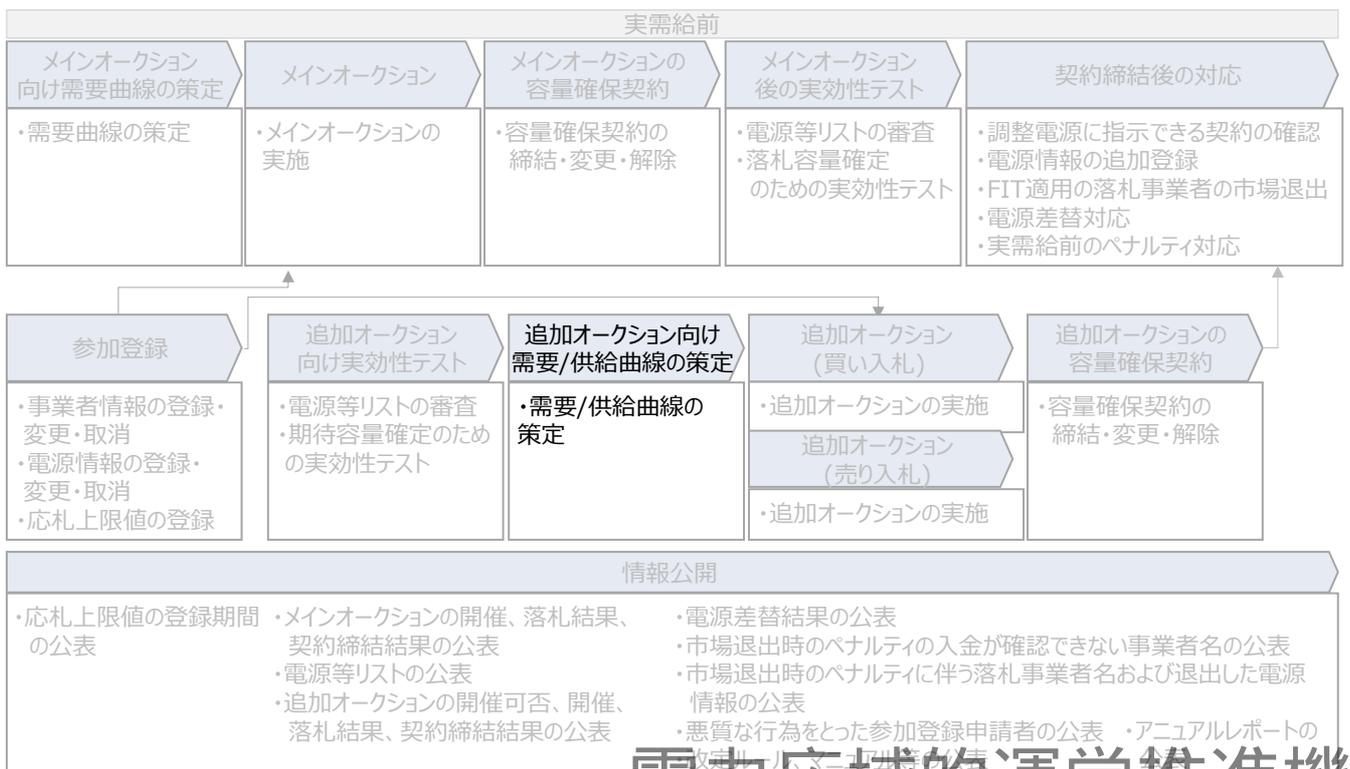


■ 追加オークション向け実効性テスト：期待容量確定のための実効性テスト





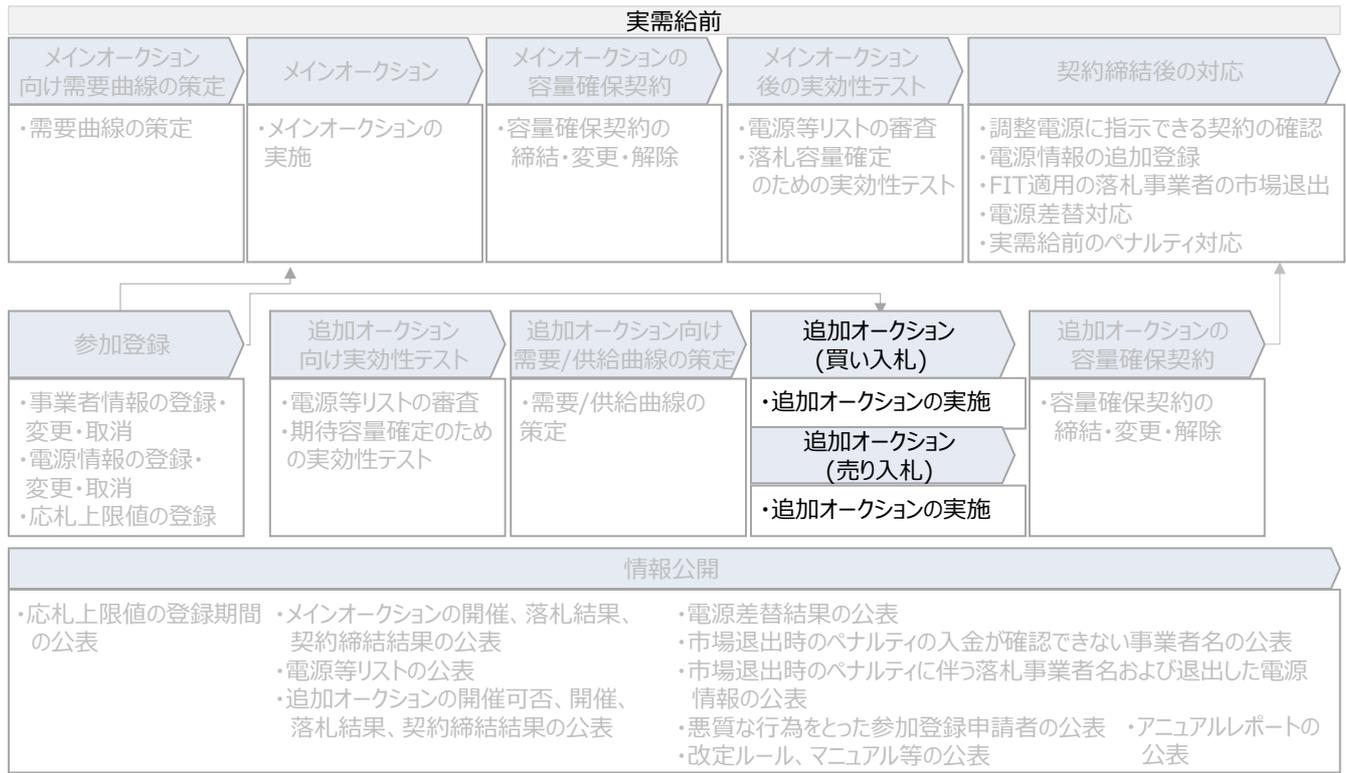
■ 追加オークション向け需要/供給曲線の策定



業務	需要/供給曲線の策定
業務内容	広域機関が、国が関連する審議会等での審議を経て追加オークションの開催可否を判断するとともに需要/供給曲線を確定する。
国が関連する審議会等	
広域機関	
発電事業者等	

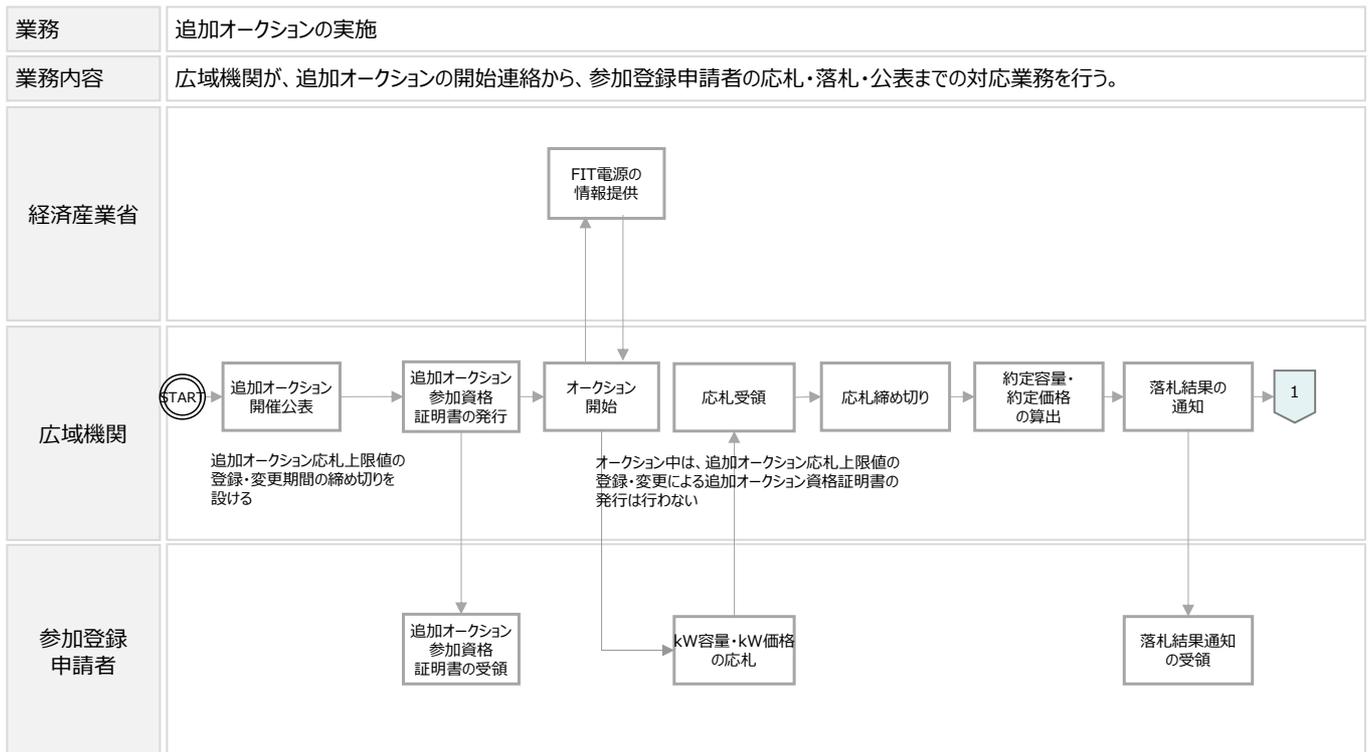
業務	需要/供給曲線の策定
業務内容	広域機関が、国が関連する審議会等での審議を経て追加オークションの開催可否を判断するとともに需要/供給曲線を確定する。
国が関連する審議会等	
広域機関	
発電事業者等	

■ 追加オークション



業務概要フロー

追加オークション(買入札)：追加オークションの実施

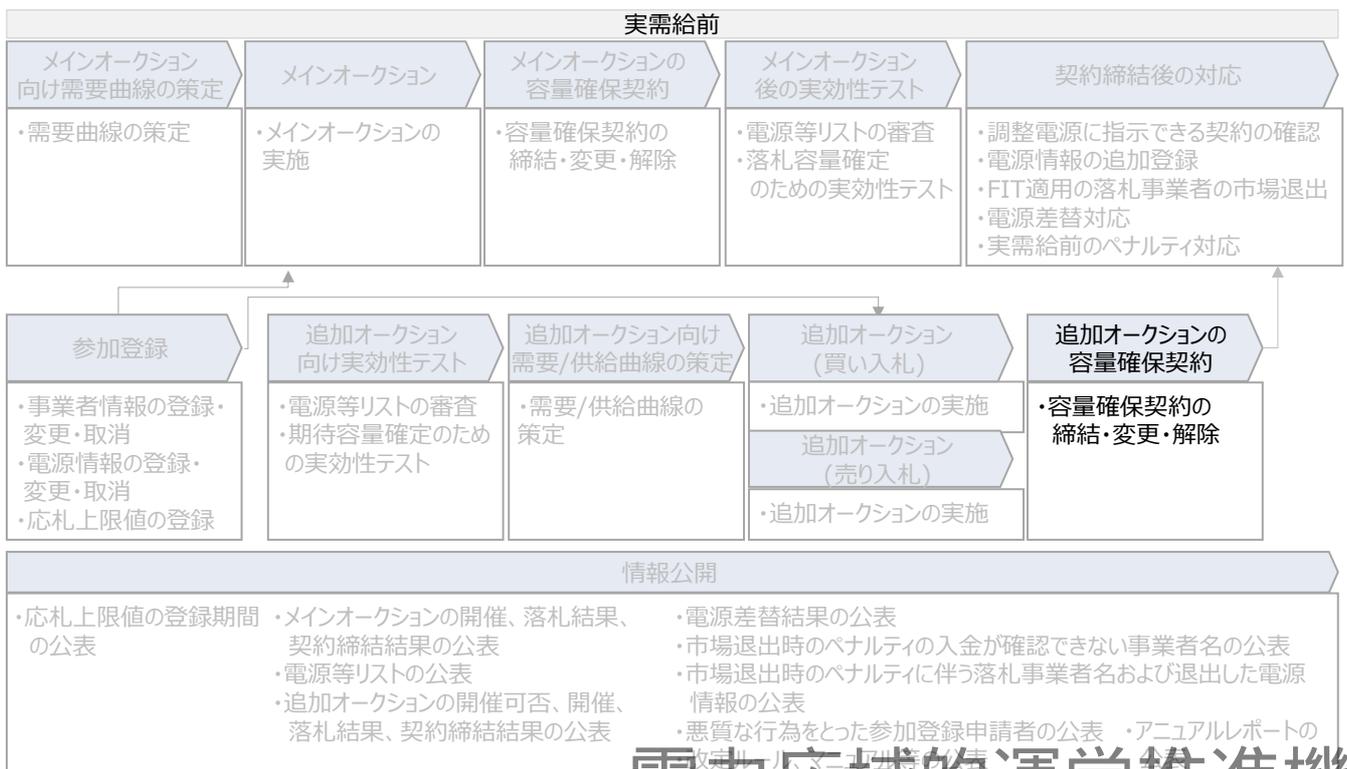


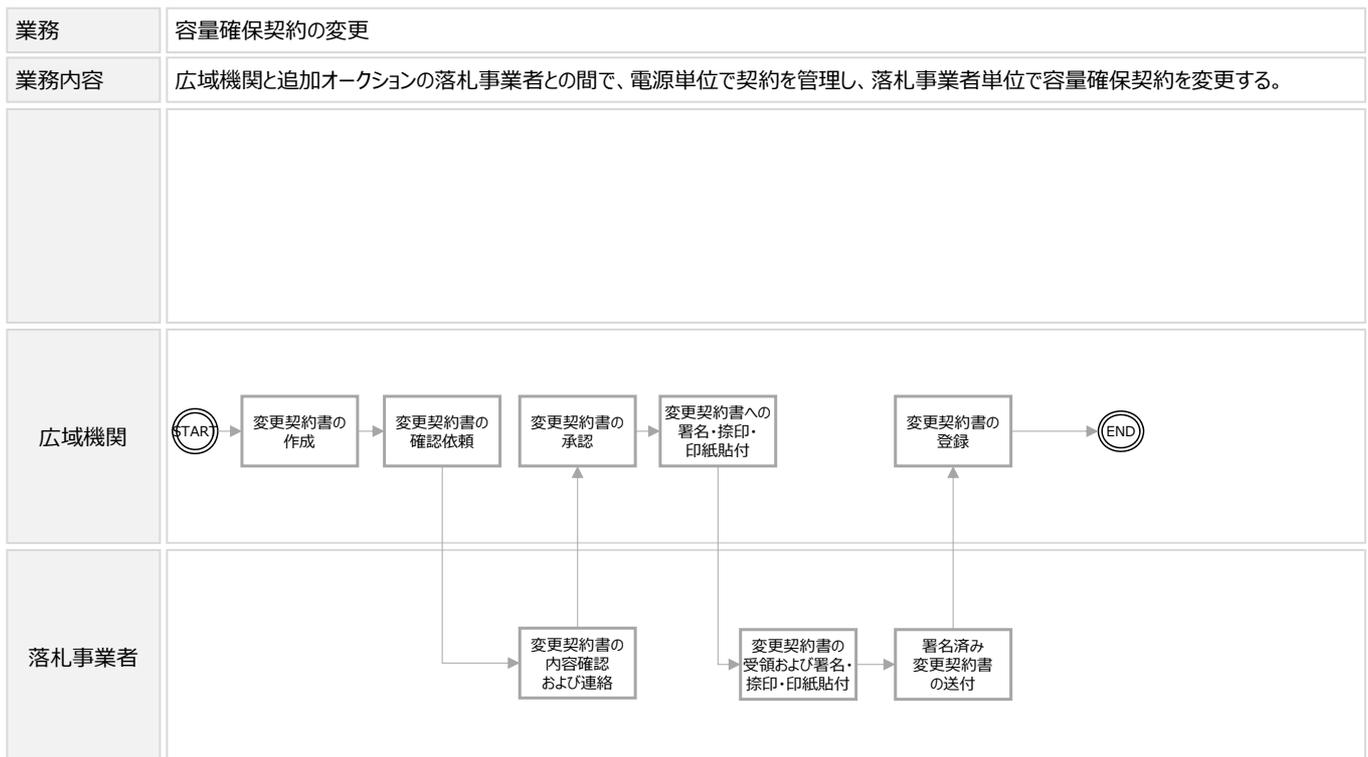
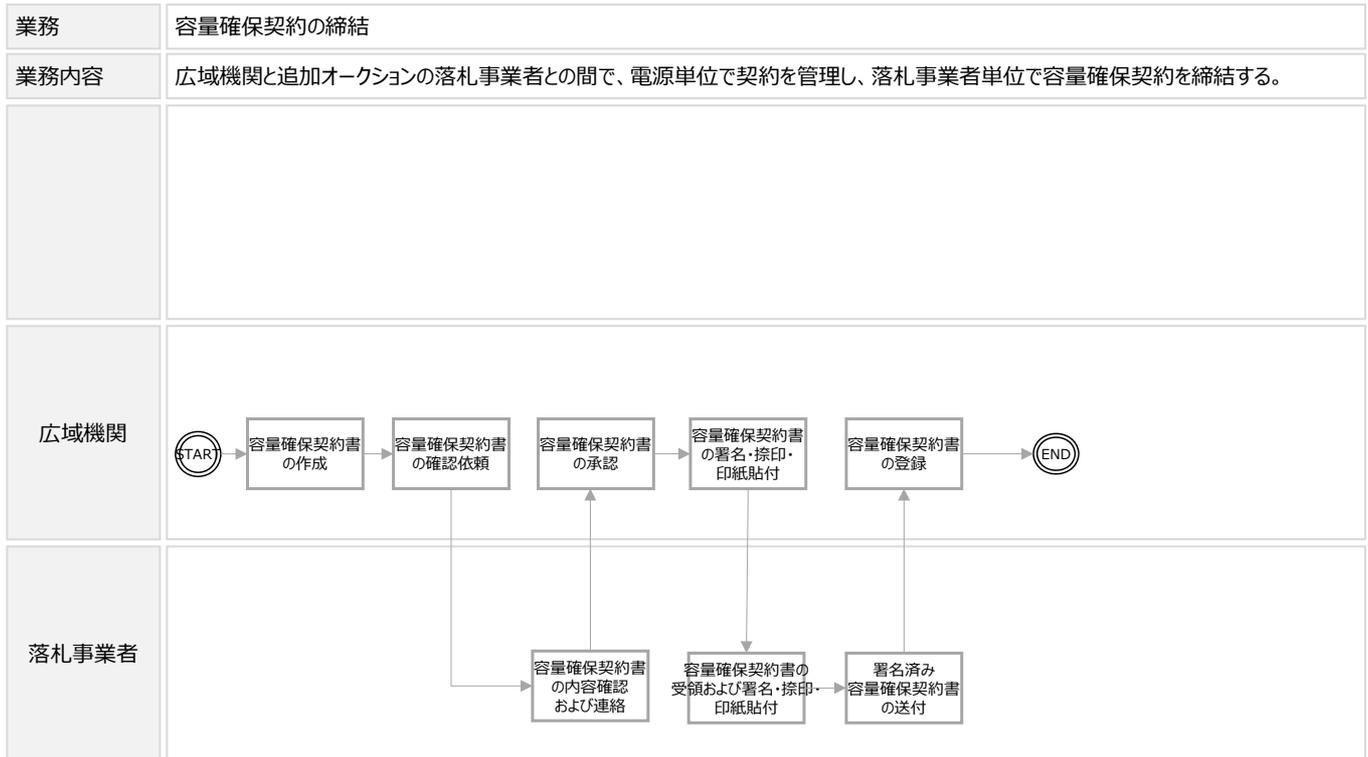
業務	追加オークションの実施
業務内容	広域機関が、追加オークションの開始連絡から、参加登録申請者の応札・落札・公表までの対応業務を行う。
経済産業省	
広域機関	<pre> graph LR 1[1] --> A[落札結果の公表] A -- "容量確保契約の締結のフロー" --> B[契約締結結果の公表] B --> END((END)) </pre>
参加登録申請者	

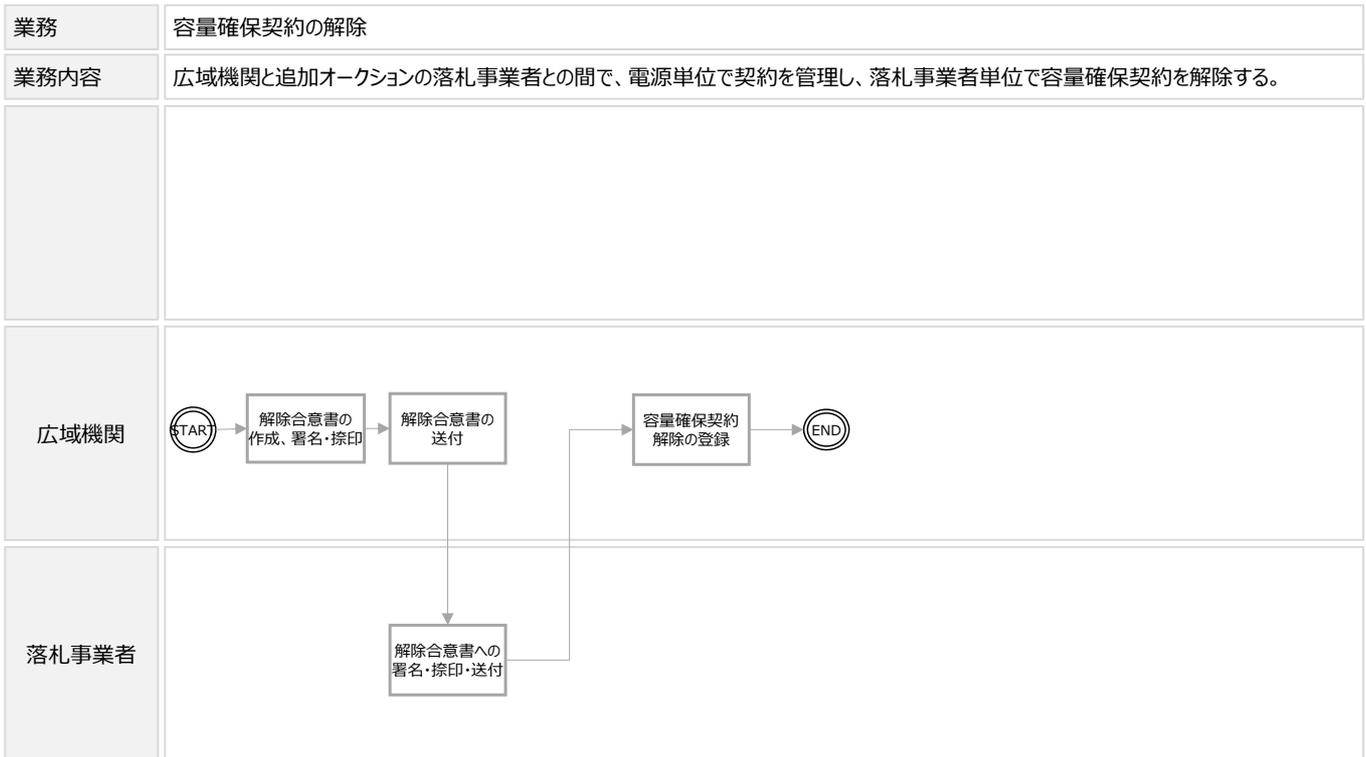
業務	追加オークションの実施
業務内容	広域機関が、追加オークションの開始連絡から、落札事業者の応札・落札・公表までの対応業務を行う。
広域機関	<pre> graph LR START((START)) --> A[追加オークション開催公表] A --> B[追加オークション参加資格証明書の発行] B --> C[オークション開始] C --> D[応札受領] D --> E[応札締め切り] E --> F[約定容量約定価格の算出] F --> G[落札結果の通知] G --> 1[1] </pre>
参加登録申請者	<pre> graph TD A[追加オークション参加資格証明書の受領] --> B[kW容量・kW価格の応札] B --> C[落札結果通知の受領] </pre>

業務	追加オークションの実施
業務内容	広域機関が、追加オークションの開始連絡から、落札事業者の応札・落札・公表までの対応業務を行う。
広域機関	
参加登録申請者	

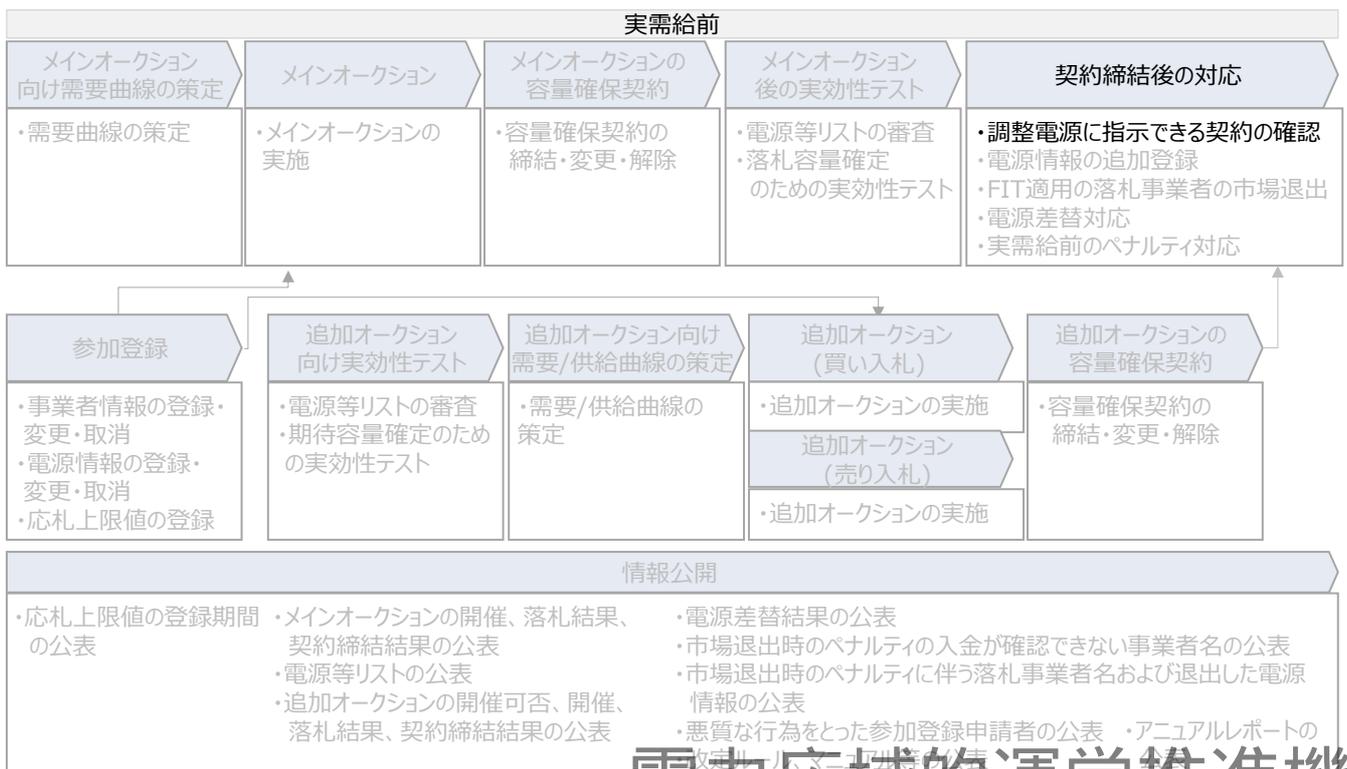
■ 追加オークションの容量確保契約

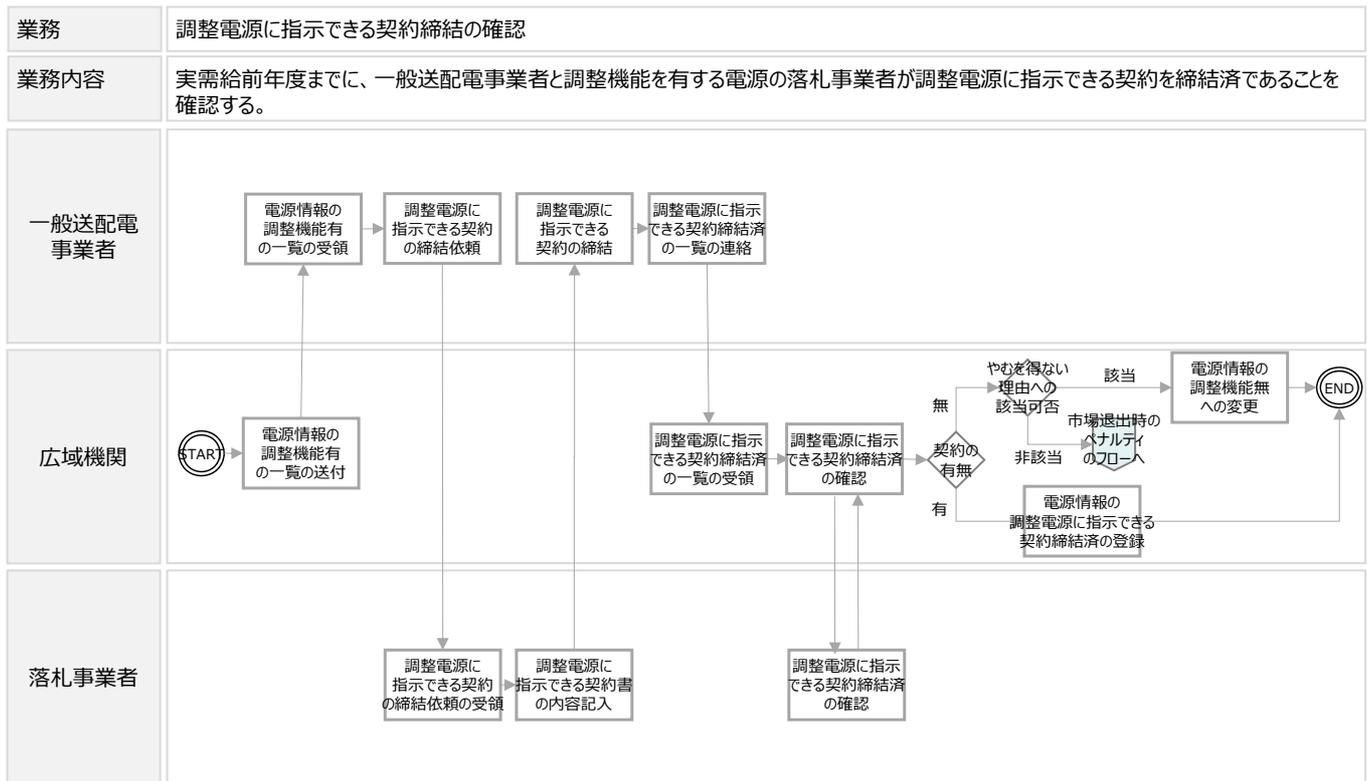




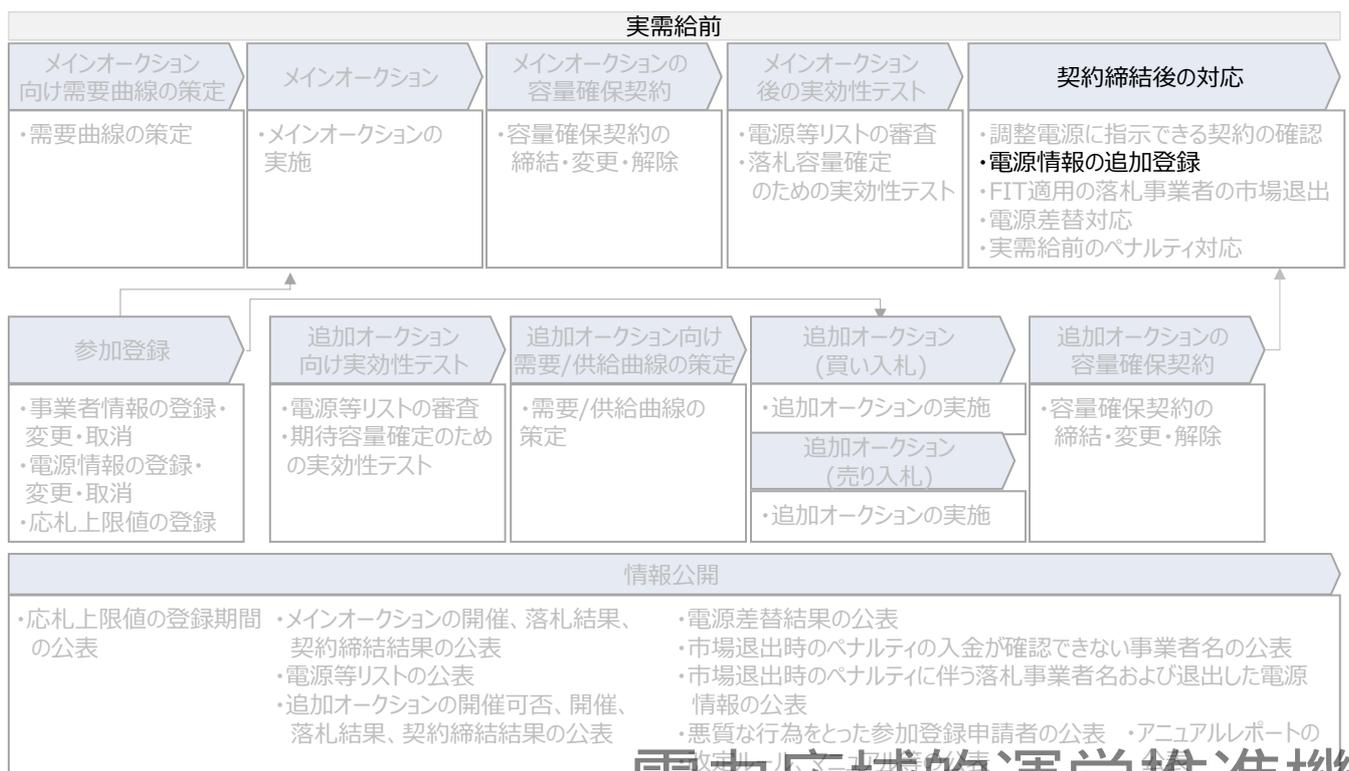


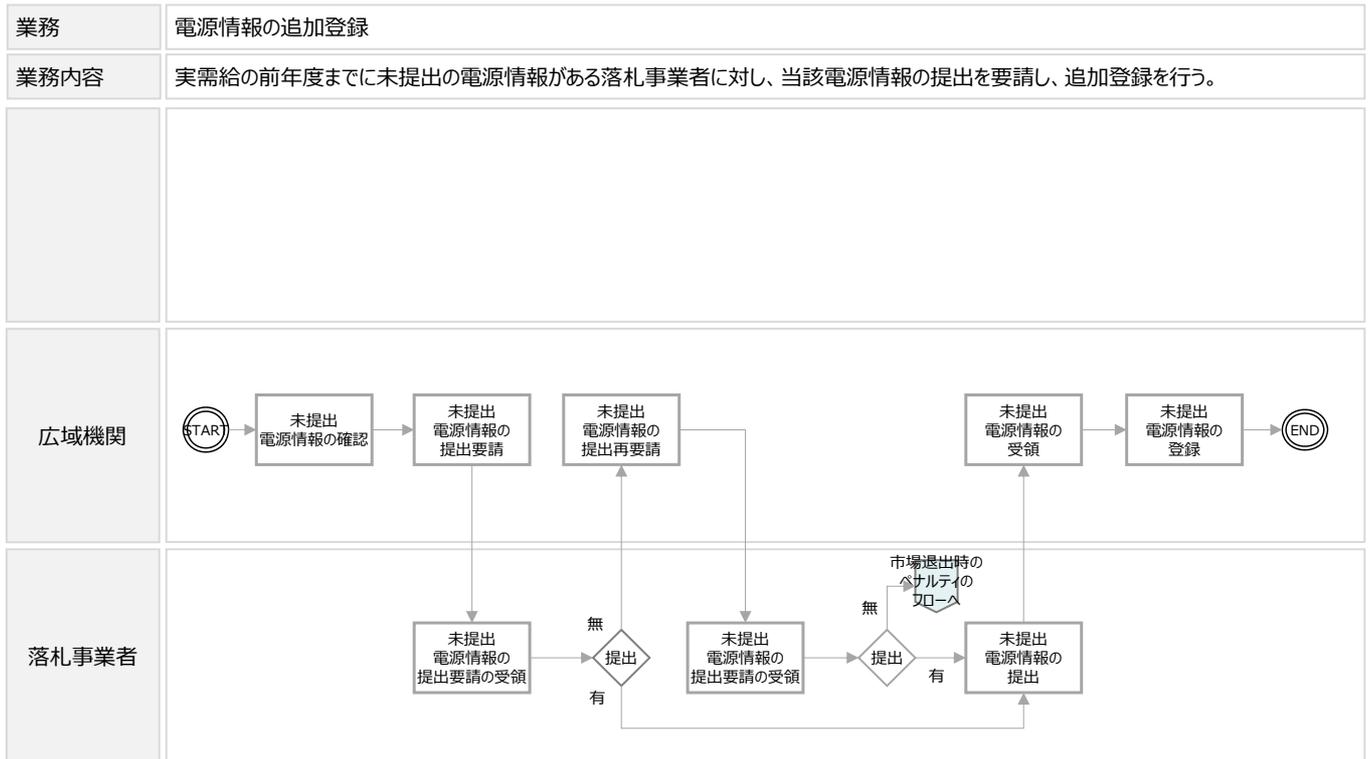
■ 契約締結後の対応：調整電源に指示できる契約の確認



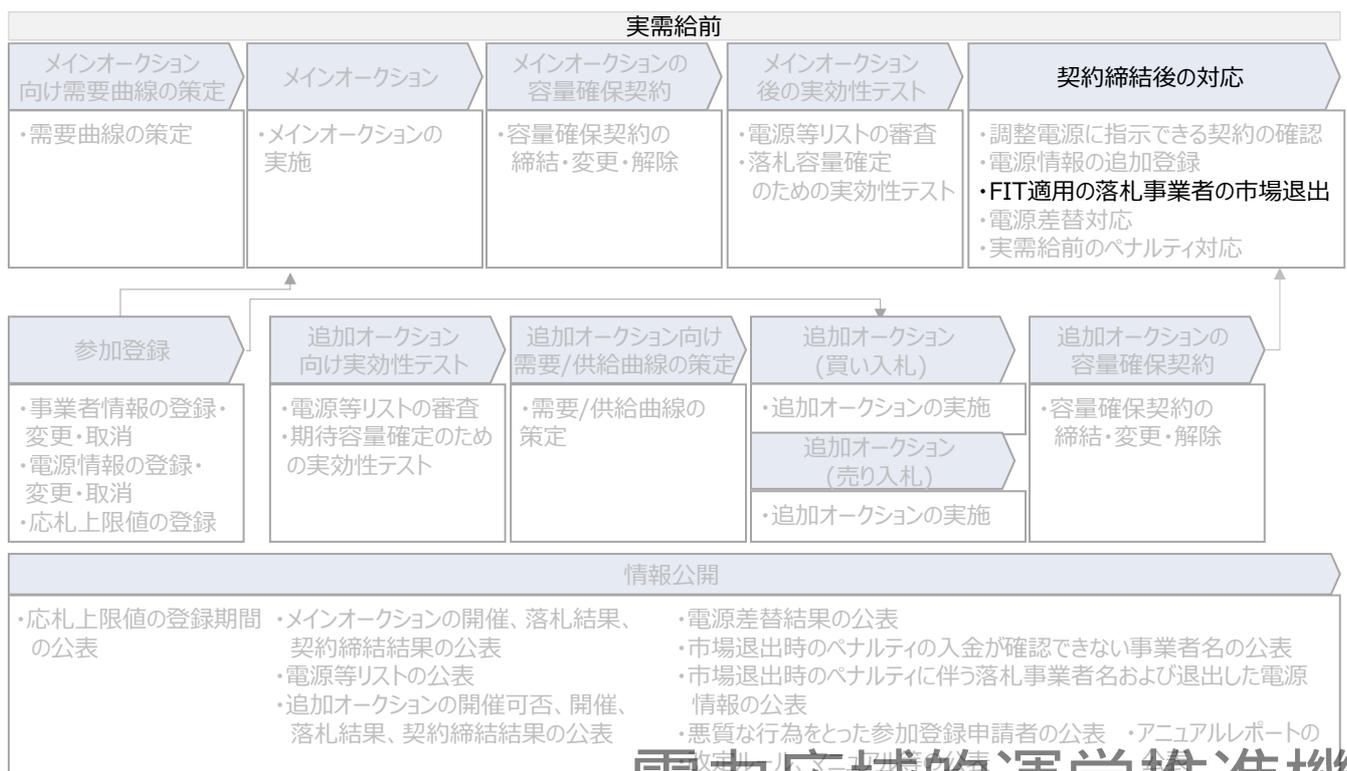


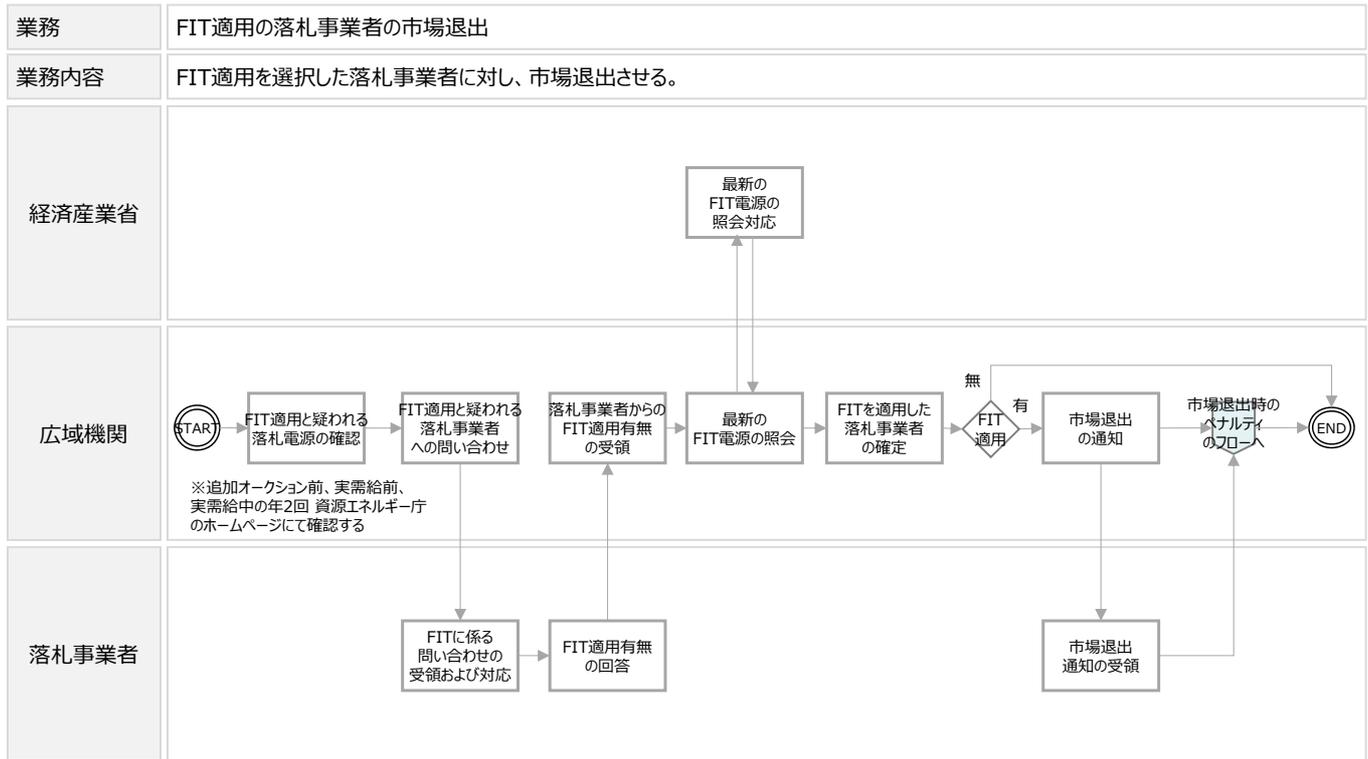
■ 契約締結後の対応：電源情報の追加登録



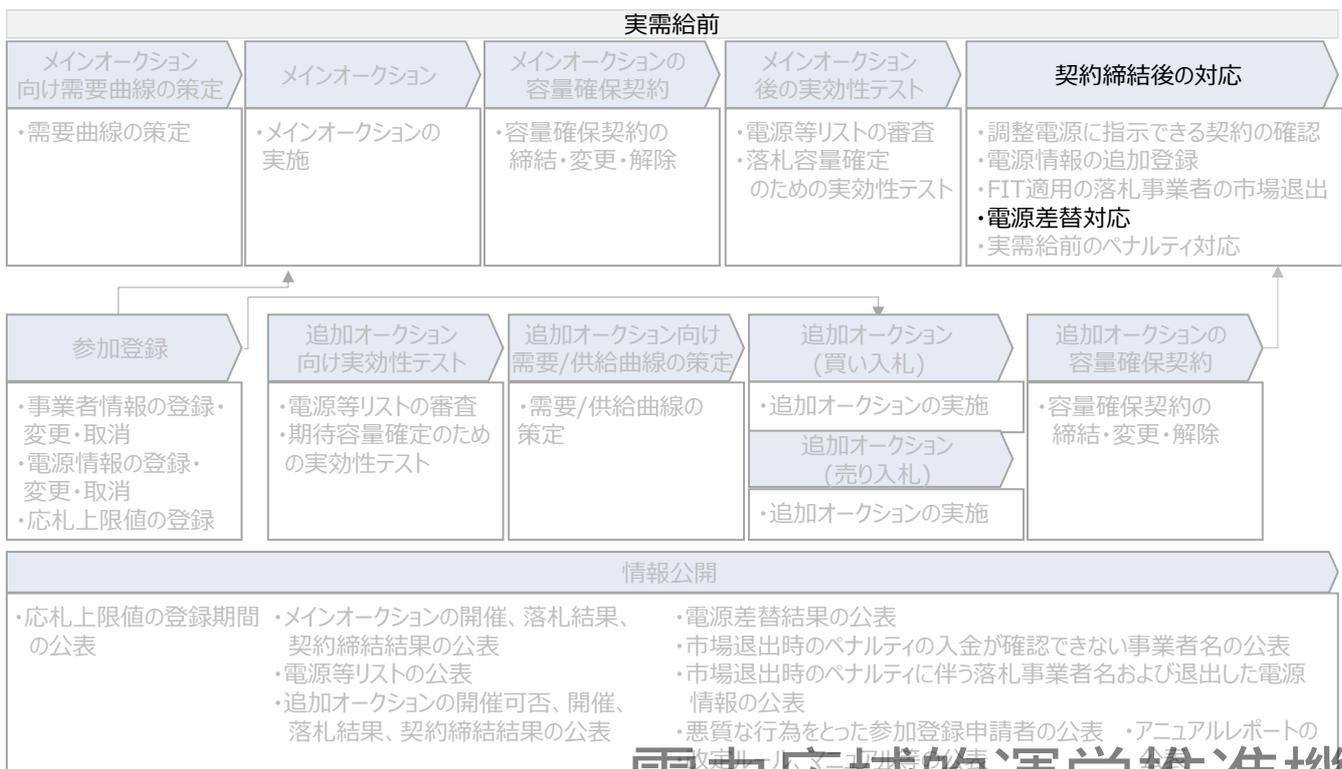


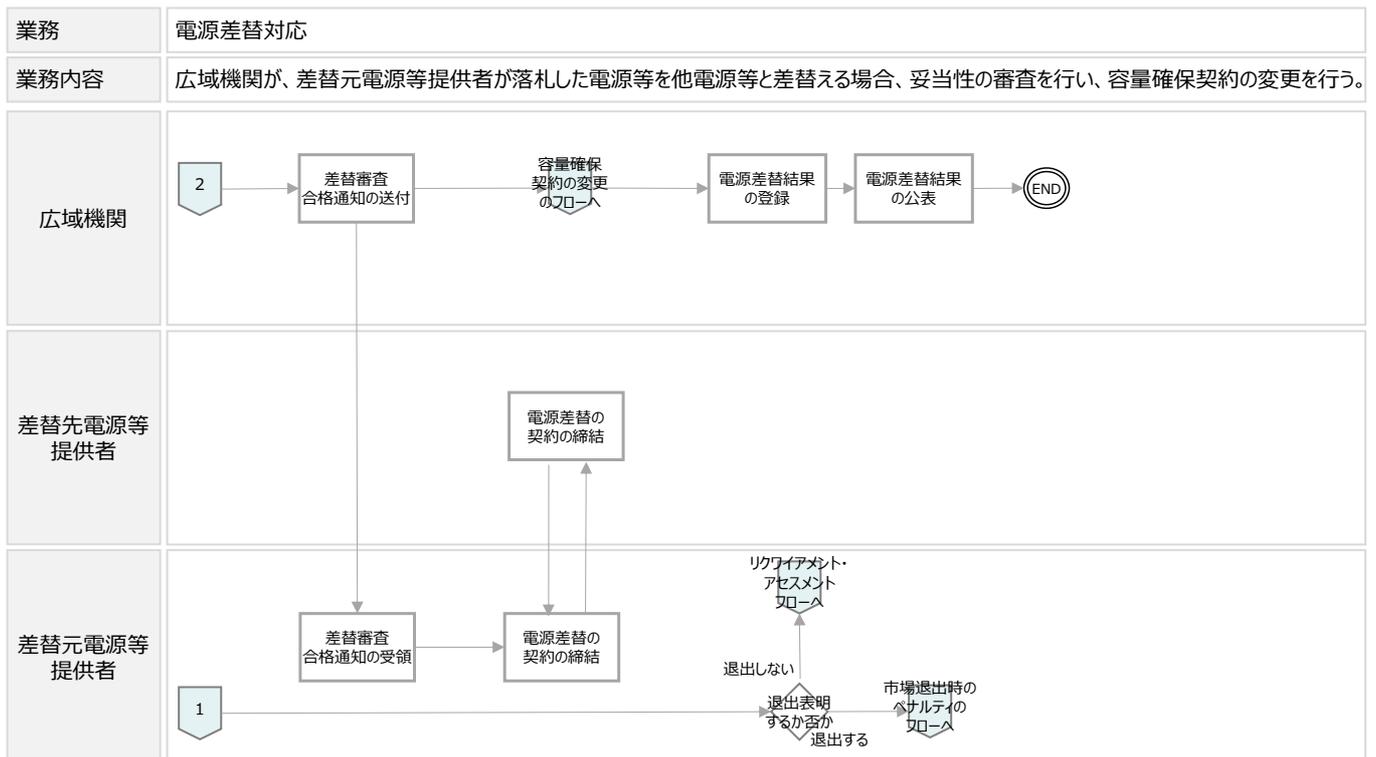
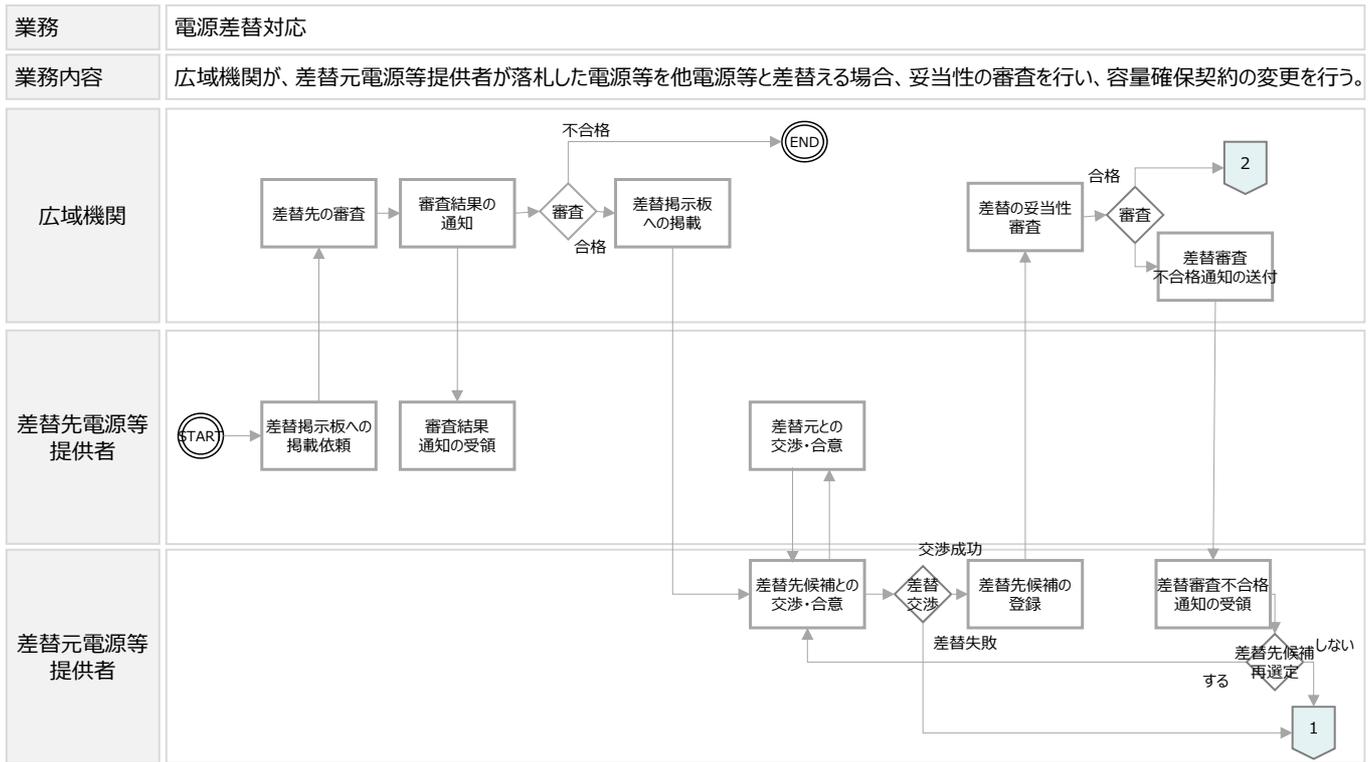
■ 契約締結後の対応：FIT適用の落札事業者の市場退出



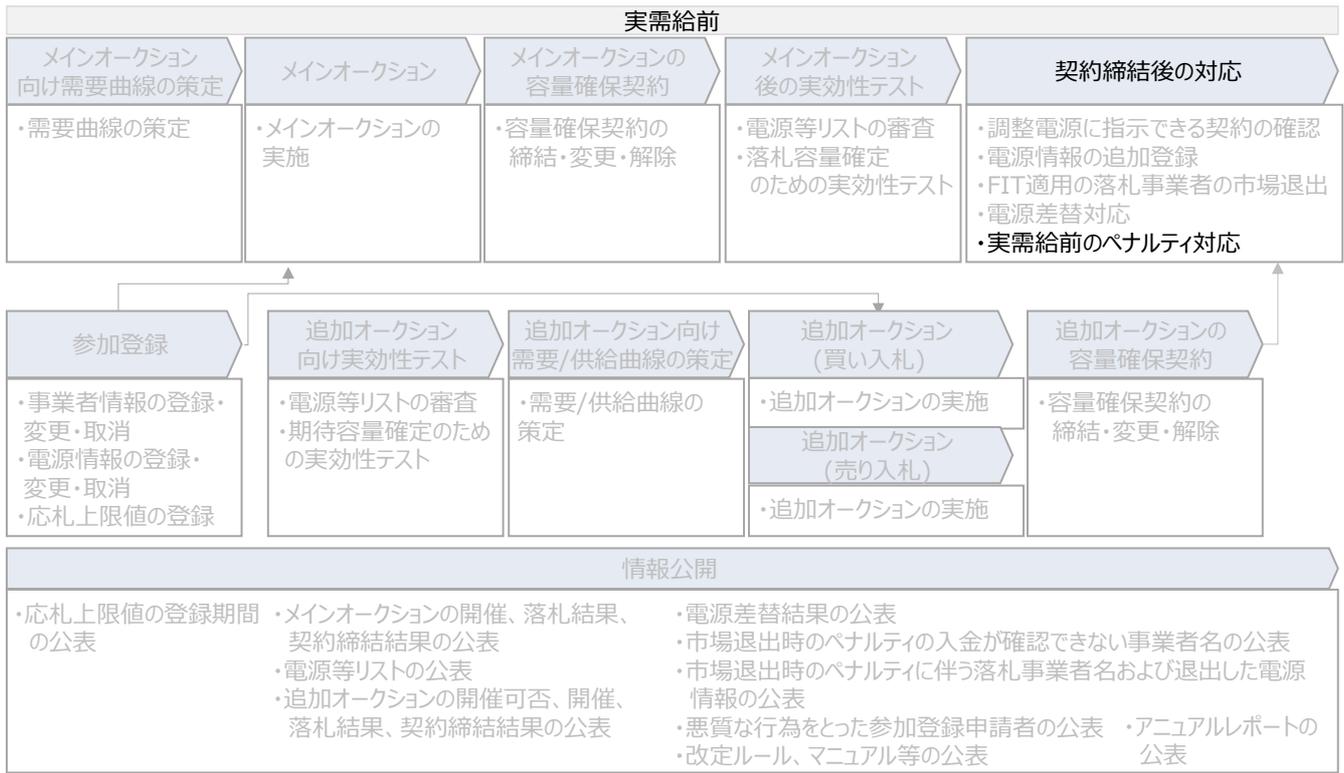


■ 契約締結後の対応：電源差替対応



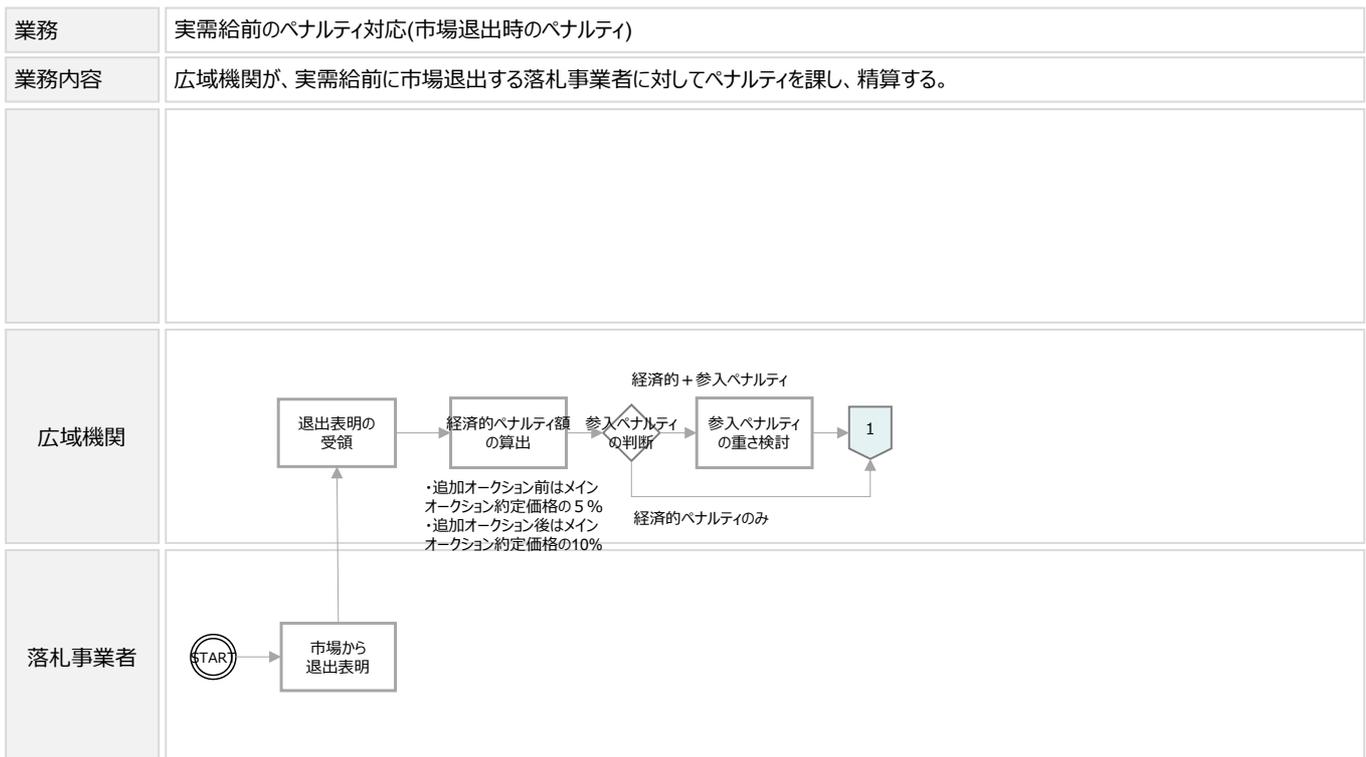


■ 契約締結後の対応：実需給前のペナルティ対応

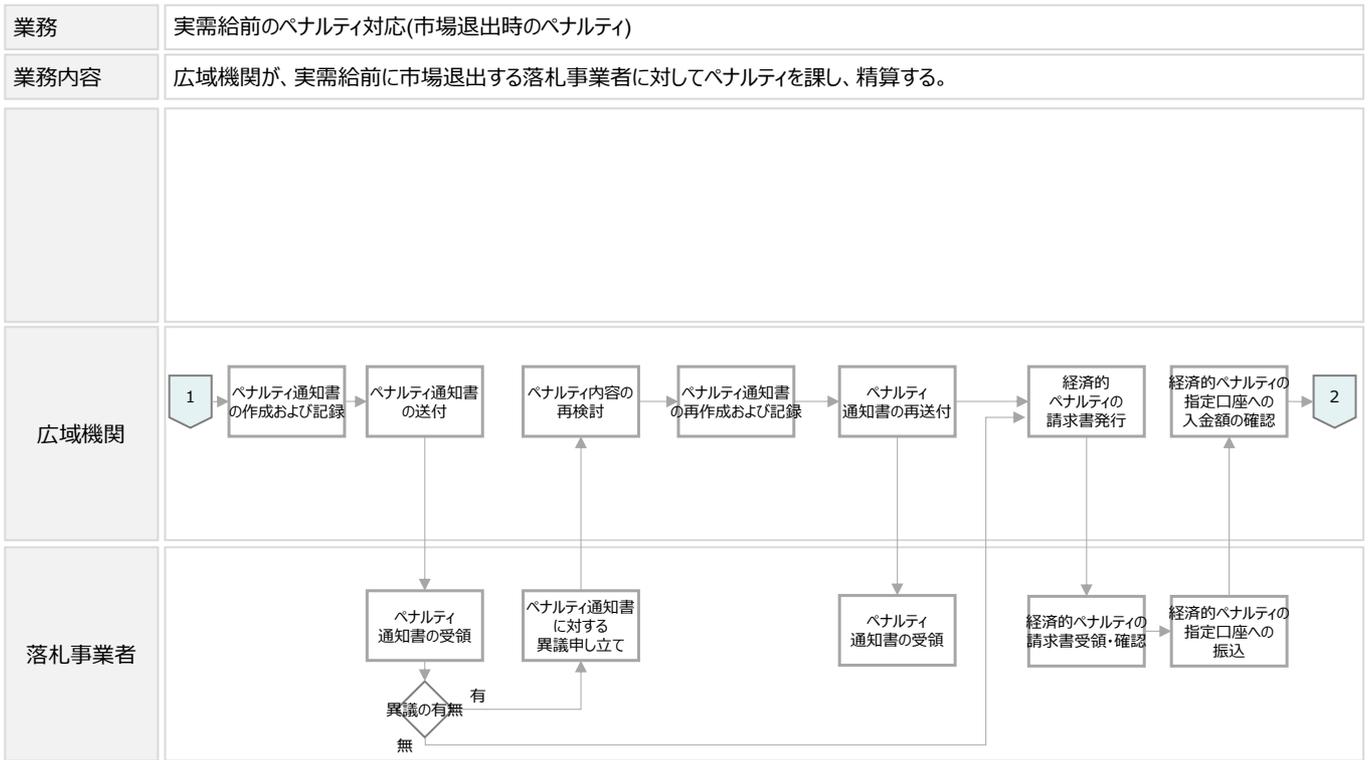


業務概要フロー

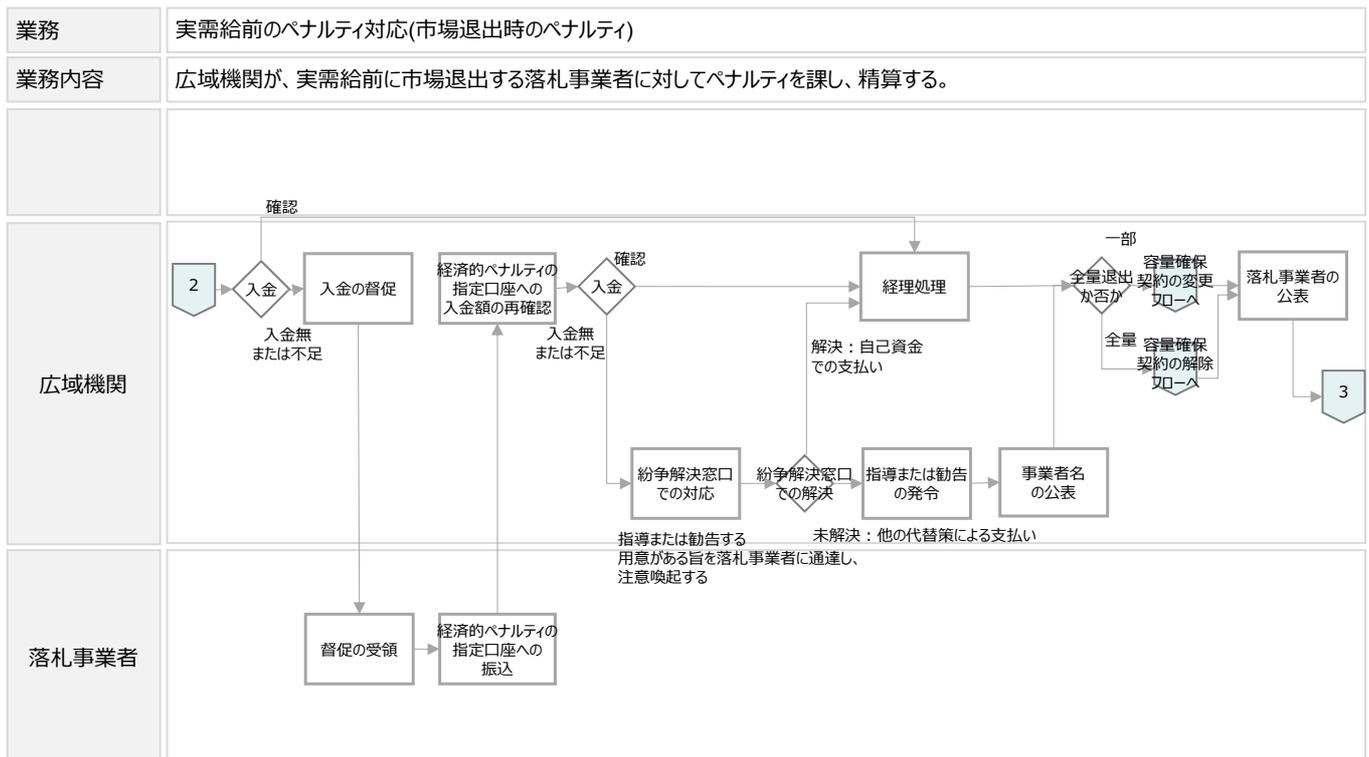
契約締結後の対応：実需給前のペナルティ対応(市場退出時のペナルティ)

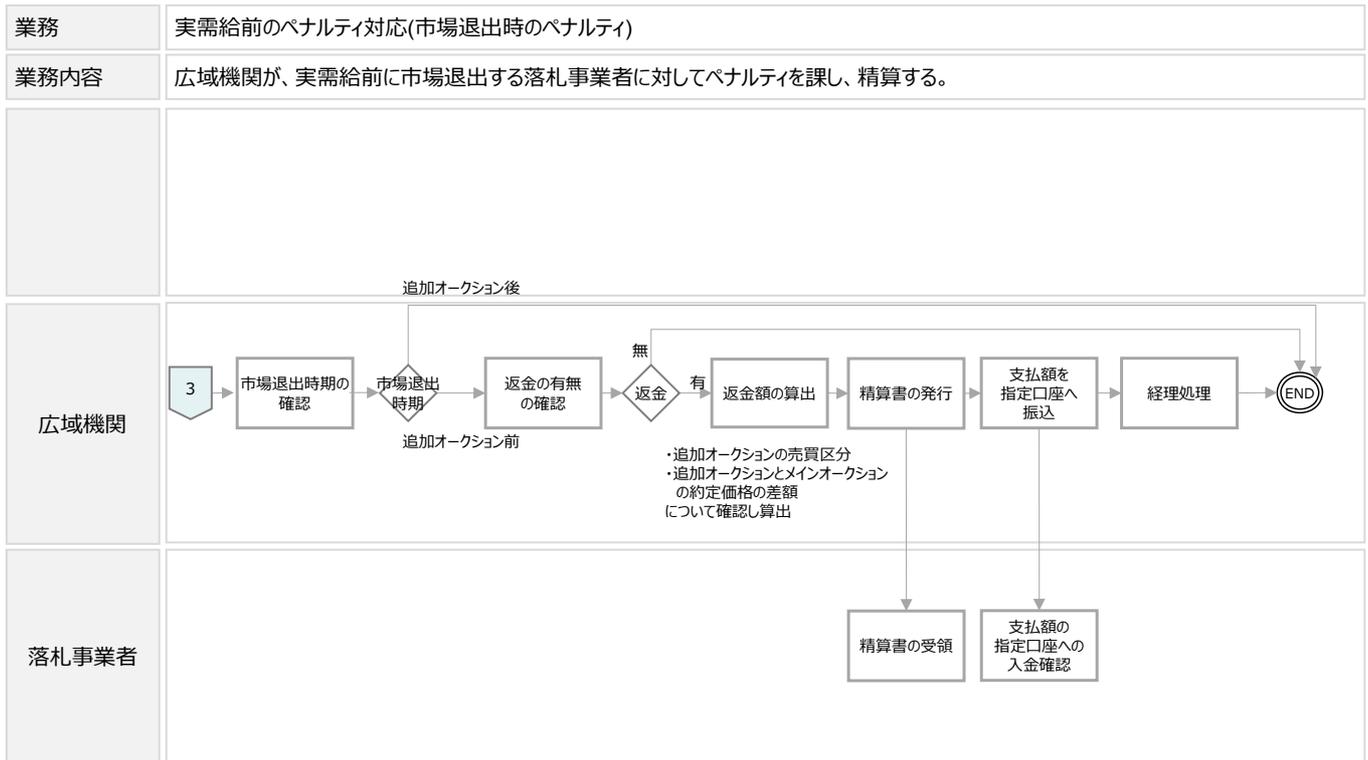


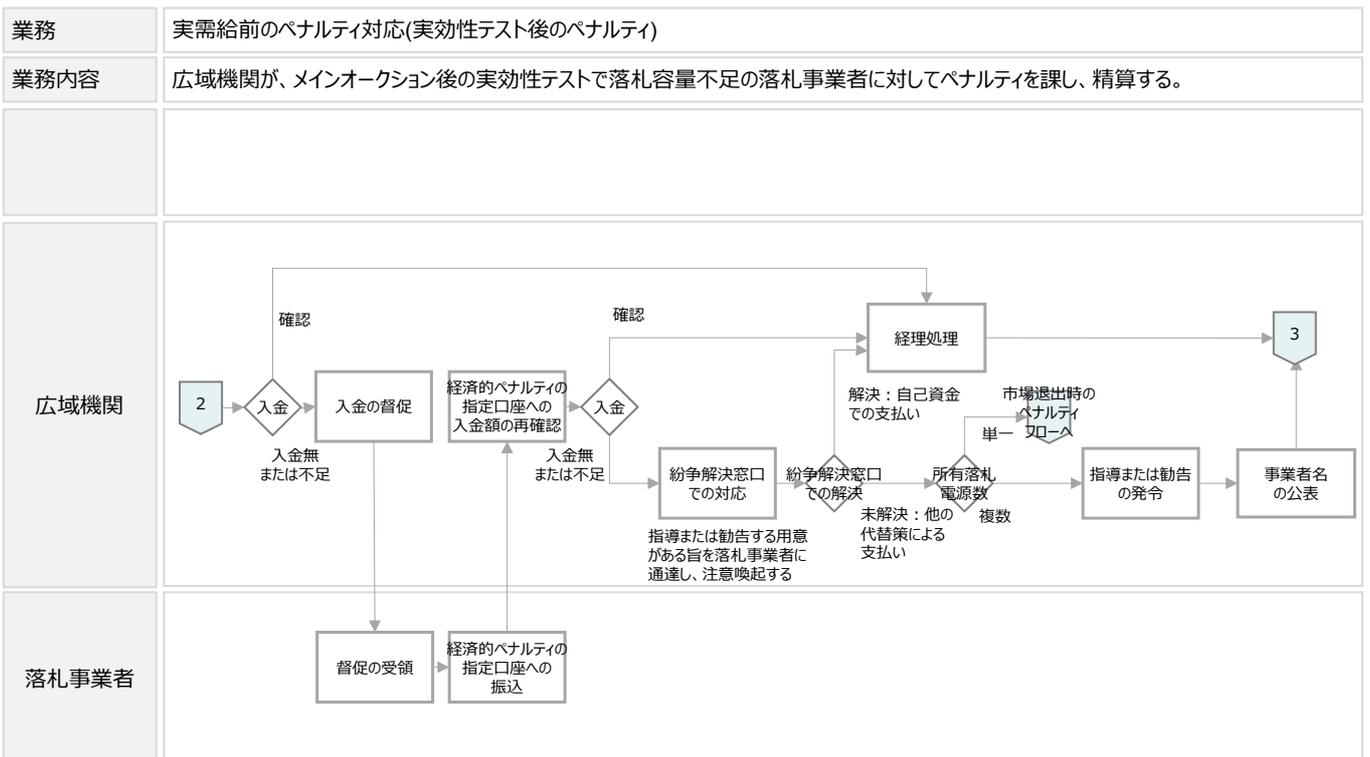
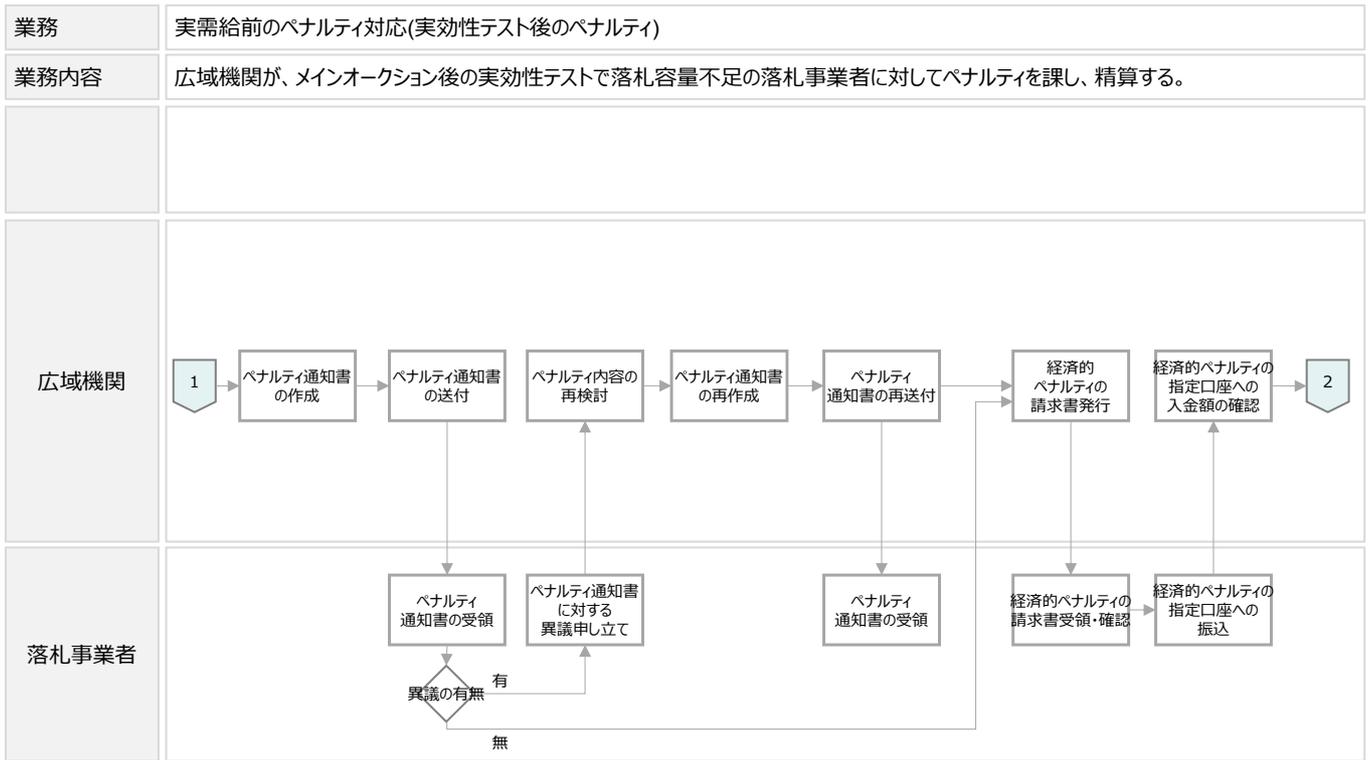
業務概要フロー 契約締結後の対応：実需給前のペナルティ対応(市場退出時のペナルティ)

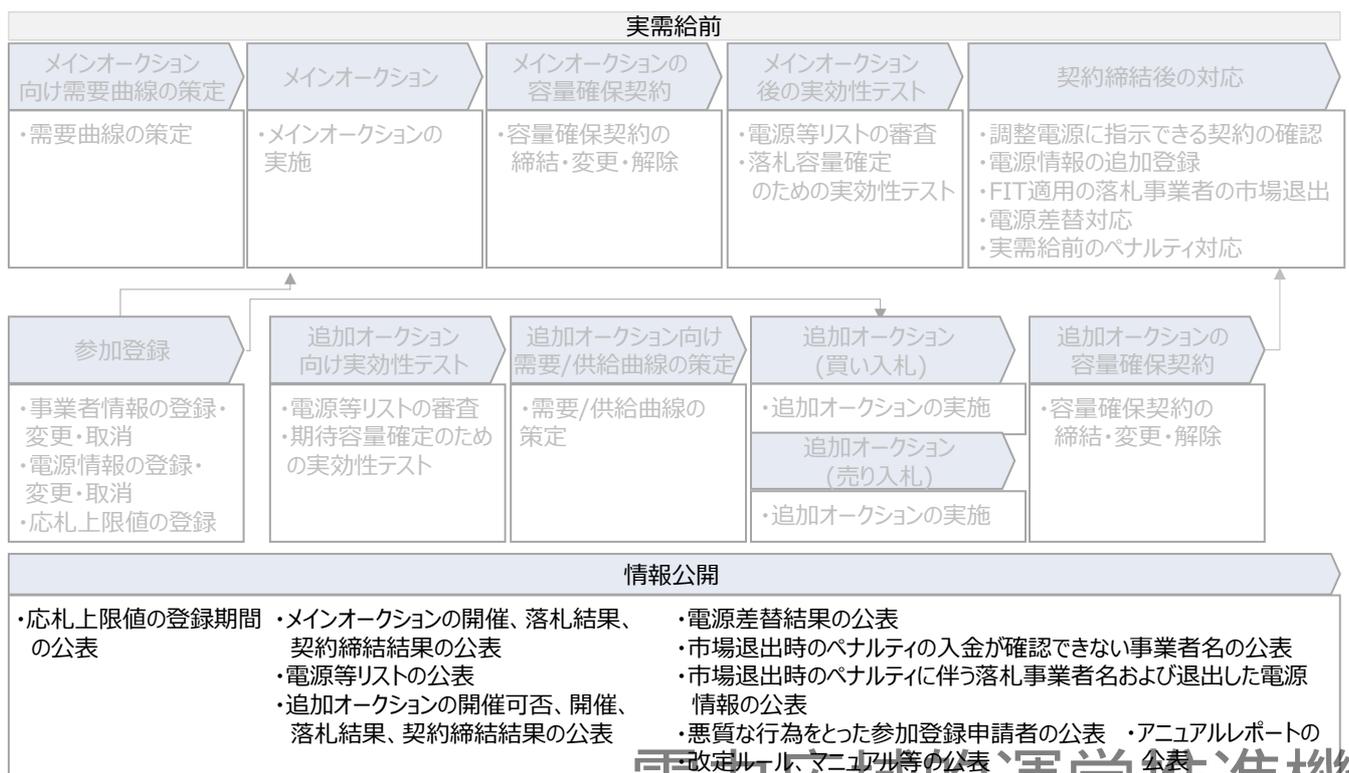
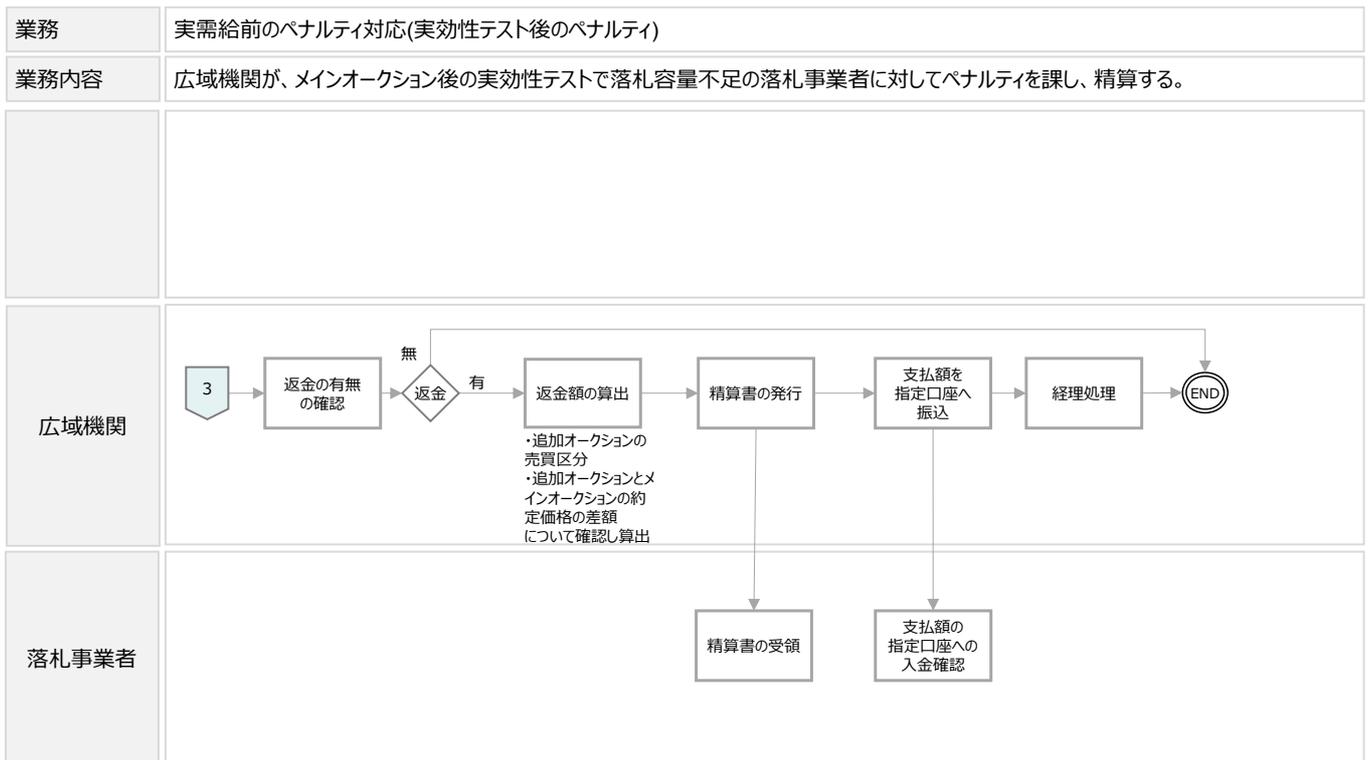


業務概要フロー 契約締結後の対応：実需給前のペナルティ対応(市場退出時のペナルティ)









業務	情報公開
業務内容	広域機関が情報を公開する。
広域機関	<pre> graph LR Start((STAR)) --> Step1[情報公開が必要な タイミングの確認] Step1 --> Step2[情報公開内容 の作成および承認] Step2 --> Step3[情報の公開] Step3 --> Step4[情報公開 における通知] Step4 --> End((END)) </pre>
参加登録 申請者	<pre> graph TD Step4[情報公開 における通知] --> Step5[情報公開通知 の受領] </pre>

容量市場システム(一次開発) 要件定義書 別紙2.「業務詳細設計書」

2018年12月19日

電力広域的運営推進機関 総務部

業務詳細設計の構成

1

- 業務詳細設計は、「業務概要フロー」・「業務詳細フロー」および「業務仕様書」から構成されています。
- 各業務に対して、業務概要フロー及び業務概要フローをより詳細化した業務詳細フローを作成し、実需給前業務の流れを可視化・構造化するとともに、フローだけでは表しきれない内容について、業務仕様書で補説しております。

【構成例】

The diagram illustrates the composition of the Business Detail Design. It shows three main components: Business Overview Flow (top left), Business Detail Flow (middle), and Business Specification Document (right). A red box highlights the Business Specification Document, which is linked to a specific step in the Business Detail Flow. A blue arrow labeled '詳細化' (Detailing) points from the Business Overview Flow to the Business Detail Flow.

業務概要フロー
参加登録：事業者情報の登録・変更・取消

業務仕様書
事業者情報の登録・変更・取消；事業者情報の登録の(再)申込

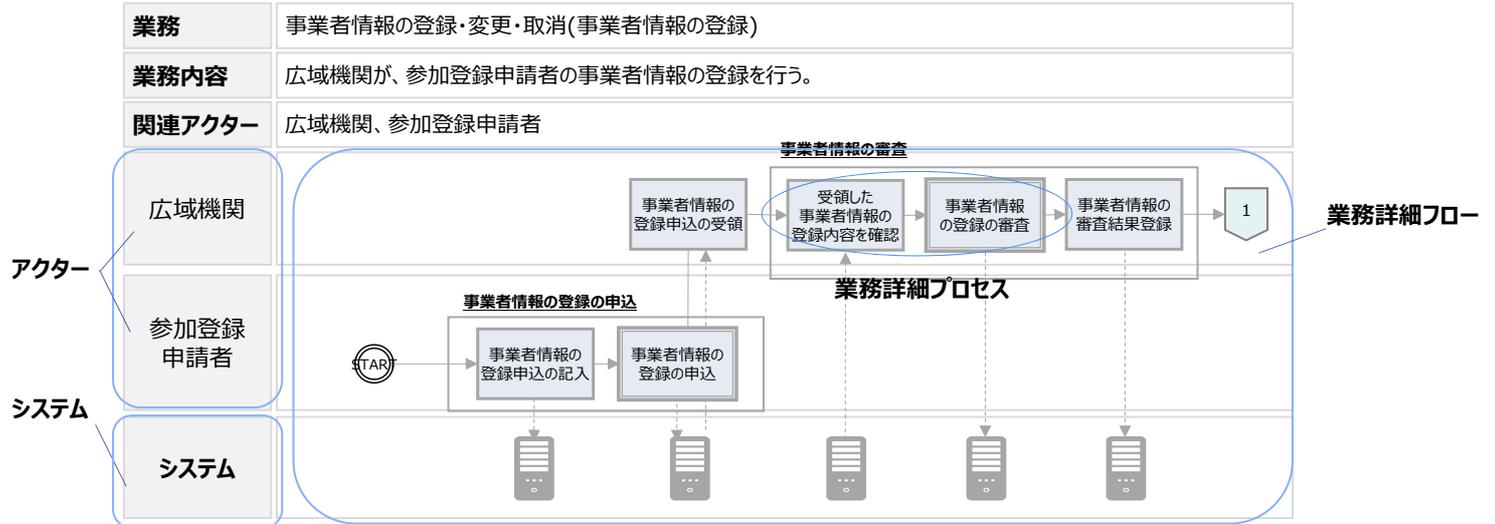
情報	登録項目	登録時期
事業者情報	事業者コード 参加登録申請者名 所在地 郵便番号 電話番号 提出者の連絡先(電話番号、メールアドレス、住所、所属部署) クライアント証明書のURL/No. クライアント証明書ID クライアント証明書の有効期限 契約締結形態名、役職名、契約締結者名	随時 ※オークション開催前中は事業者情報の登録を随時受け付けるが、事業者情報の登録はしない
情報	提出書類	提出時期
事業者情報	容量市場に参加するための電量書	随時

容量市場システム（一次開発）の他、分析ツール、約定処理ツール等も含まれますのでご注意ください。
電力広域的運営推進機関

- 容量市場における実需給前業務のうち、どの部分をシステム化対象とするか、どの部分を既存の広域機関システムと連携するかを可視化することを目的として、業務詳細フローを作成しました。
- 業務詳細フローは、「業務」・「業務内容」・「アクター」・「業務フロー」・「システム」から構成されています。
 - ▶ 「業務」は、業務全体像の参加登録・メインオークションなどの主要業務を記載しています。
 - ▶ 「業務内容」は、広域機関が実施する業務の概要を記載しています。
 - ▶ 「アクター」は、容量市場の業務を実施する上での関係者（広域機関・参加登録申請者など）を記載しています。
 - ▶ 「業務フロー」は、容量市場の業務をプロセスとして定義し、プロセスの流れを可視化しています。
 - ▶ 「システム」は、容量市場システム(一次開発)対象となるプロセスに対してシステム化対象を示しています。

【業務詳細フロー 例】

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象

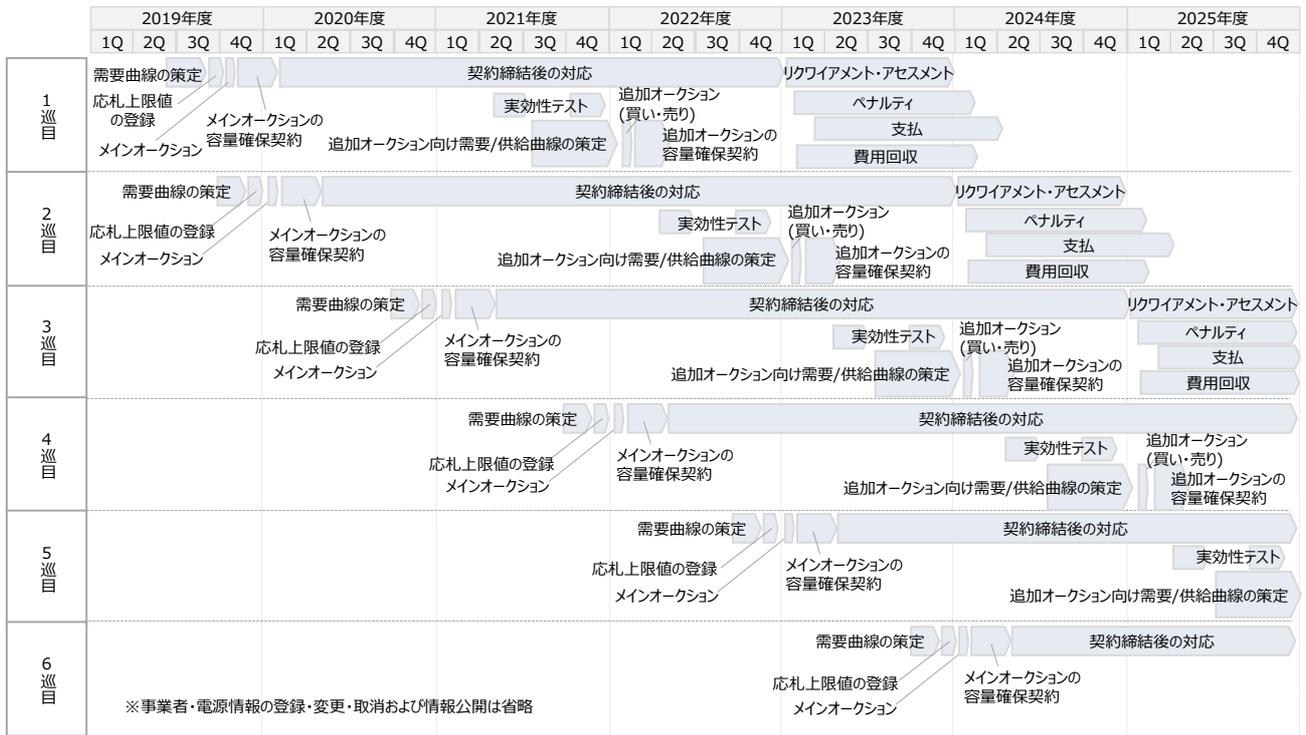


容量市場業務の全体像 (1/3)

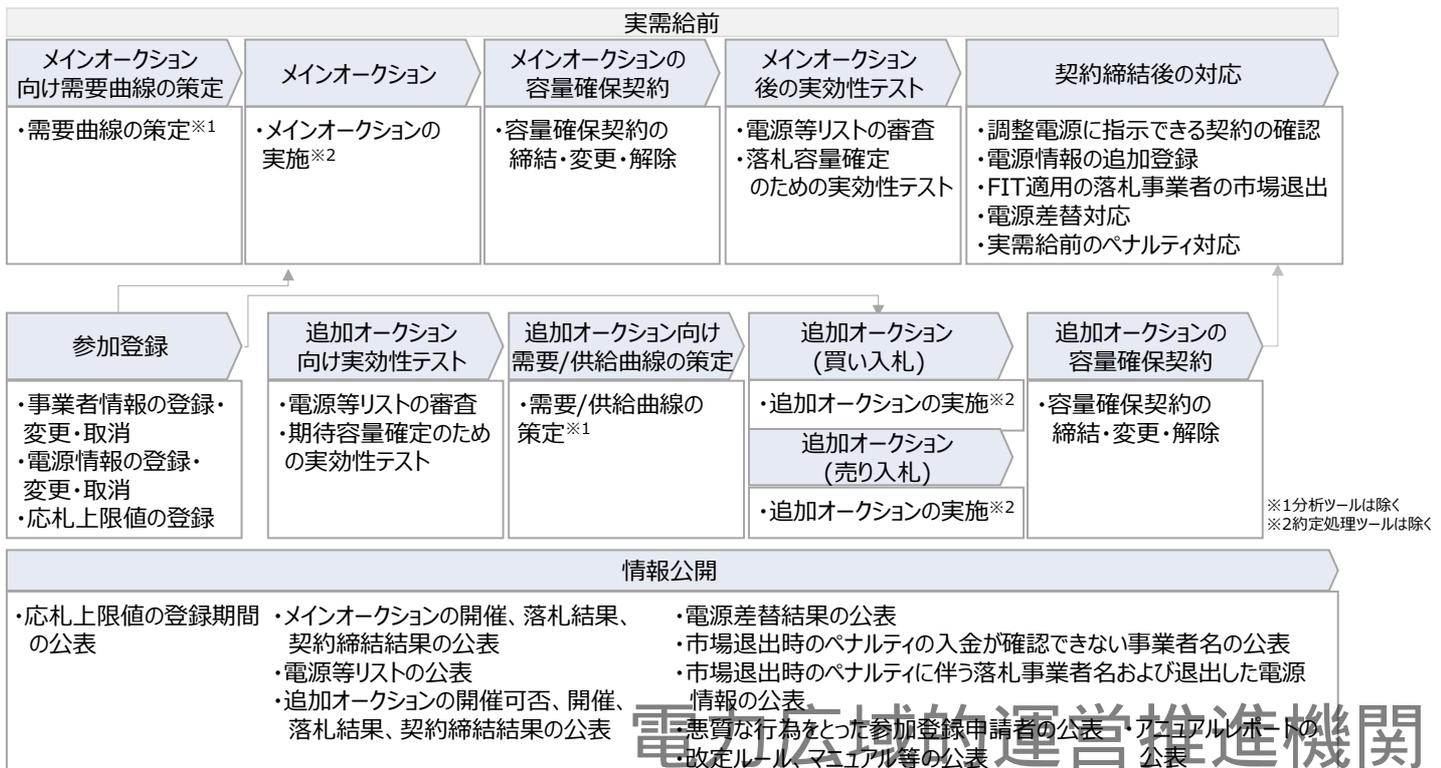
- 容量市場の創設にともない、市場参加者・電源等の登録、オークション開催、契約締結後の対応、アセスメント、容量拠出金徴収、支払い等の業務が発生します。（スケジュールは以下をご参照願います。）



- 2023年度から、毎年度メインオークション、追加オークション、実需給年度のリクワイアメント・アセスメント、ペナルティなどの業務が重なります。



- 容量市場システム(一次開発)の対象は、容量市場の実需給前業務で、以下のような業務となります。
- なお、需要曲線の策定の詳細および約定処理の詳細に係る業務は別開発とするため、今回の容量市場システム(一次開発)の対象外となります。



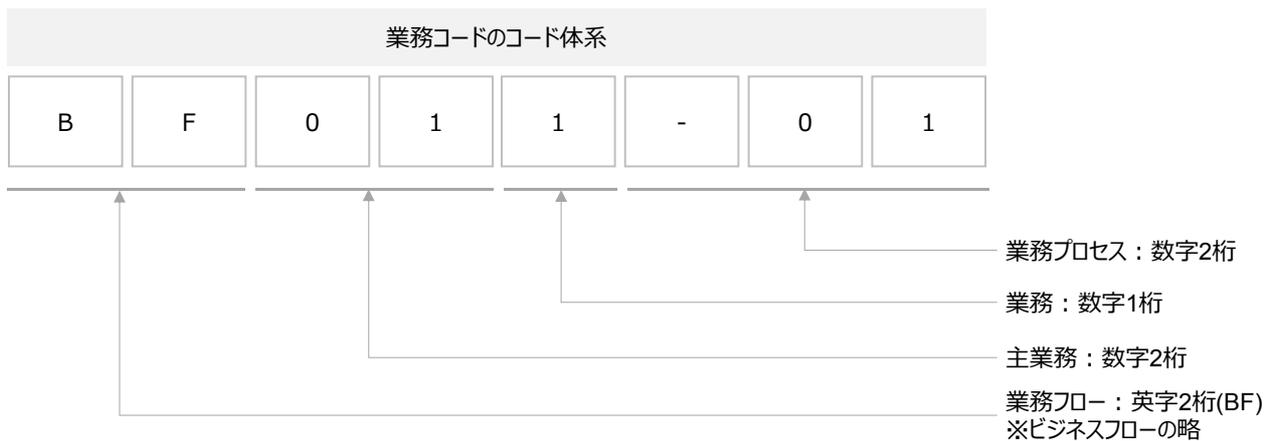
■ 業務詳細フローは、以下の凡例を用いて作成されています。

【業務詳細フロー 凡例】

オブジェクト	オブジェクト名	説明	オブジェクト	オブジェクト名	説明
	START記号	プロセスの開始記号として使用しています。接続プロセスがある場合は接続プロセス記号を使用しています。		プロセス接続 (実線)	プロセス間の接続に使用しています。
	END記号	プロセスの終了記号として使用しています。接続プロセスがある場合は接続プロセス記号を使用しています。		判定/分岐	プロセス間で分岐/判断が発生する場合に使用しています。
	業務プロセス	業務プロセスの記述に使用しています。		接続プロセス	接続元、接続先プロセスがある場合に使用しています。(他プロセス、他領域との接続に使用しています。)
	郵送	書類を郵送する際に使用しています。		システムサーバ	システムのサーバとして使用しています。
	システム接続 (点線)	システムと業務詳細プロセスの接続に使用しています。		業務仕様書の対象範囲	業務仕様書の対象範囲である業務プロセスに使用しています。
				システム化対象範囲	システム化対象範囲となる業務プロセスの記述に使用しています。

業務詳細の業務コードの凡例

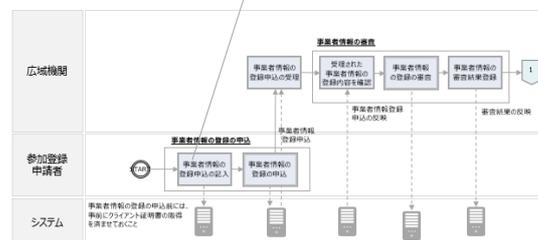
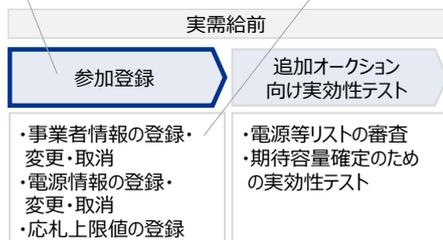
■ 以下の凡例を用いて業務詳細フローに、業務コードを付与しています。



主業務：
(例. 参加登録)

業務：
(例. 事業者情報の登録)

業務プロセス：
(例. 事業者情報の登録申込の記入)



実需給前における主業務に対して以下のように業務コードを付与しています。

主業務	業務コード	業務	業務コード
参加登録	BF01	事業者情報の登録	BF011
メインオークション向け需要曲線の策定	BF02	事業者情報の変更	BF012
メインオークション	BF03	事業者情報の取消	BF013
メインオークションの容量確保契約	BF04	電源情報の登録	BF014
メインオークション後の実効性テスト	BF05	電源情報の変更	BF015
追加オークション向け実効性テスト	BF06	電源情報の取消	BF016
追加オークション向け需要/供給曲線の策定	BF07	応札上限値の登録	BF017
追加オークション(買い入札)	BF08		
追加オークション(売り入札)	BF09		
追加オークションの容量確保契約	BF10		
契約締結後の対応	BF11		
情報公開	BF12		

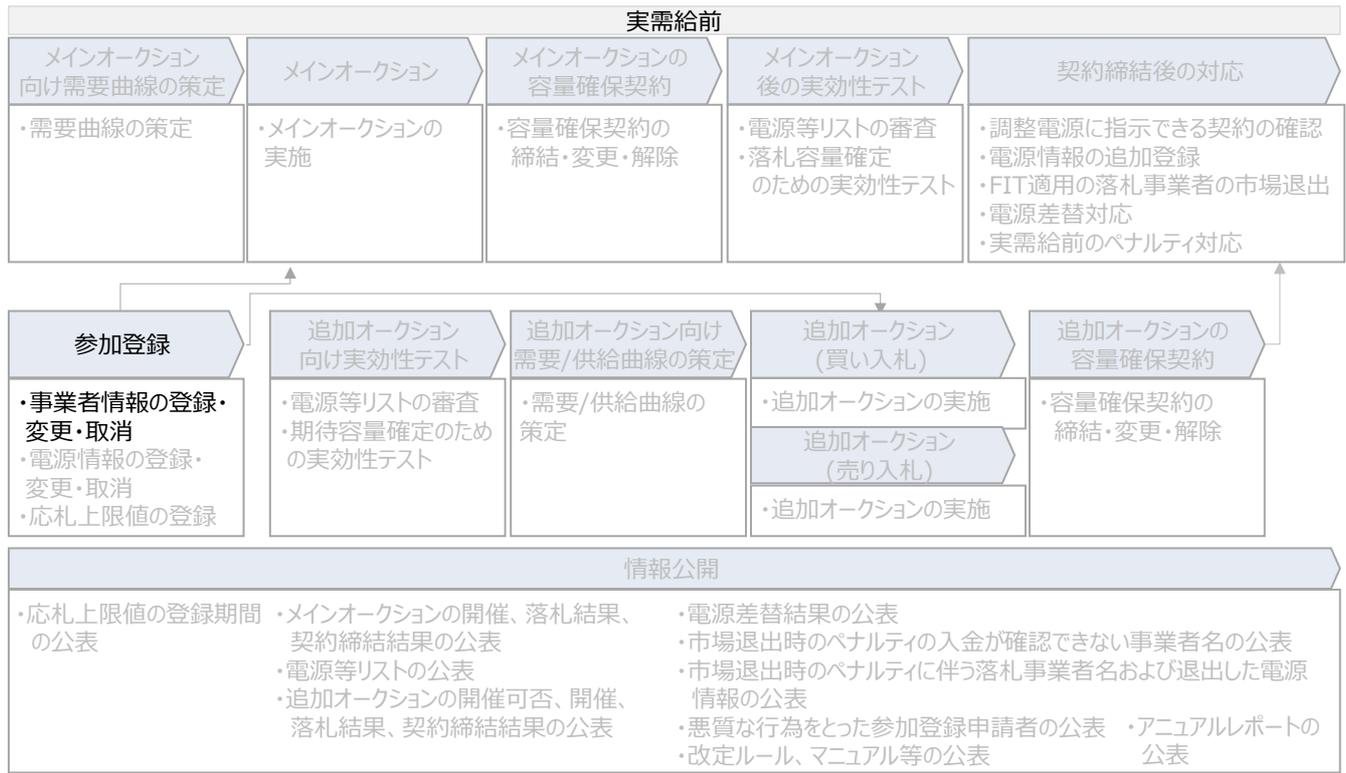
業務コード付与例

- 以下のように、業務詳細フローへ業務コードを付与しています。
- 業務詳細フローの頁では、右上に主業務および業務に対する番号を記載し、業務詳細フローでは、業務コードの下二桁のみ付与しています。

業務詳細フロー
参加登録：事業者情報の登録・変更・取消

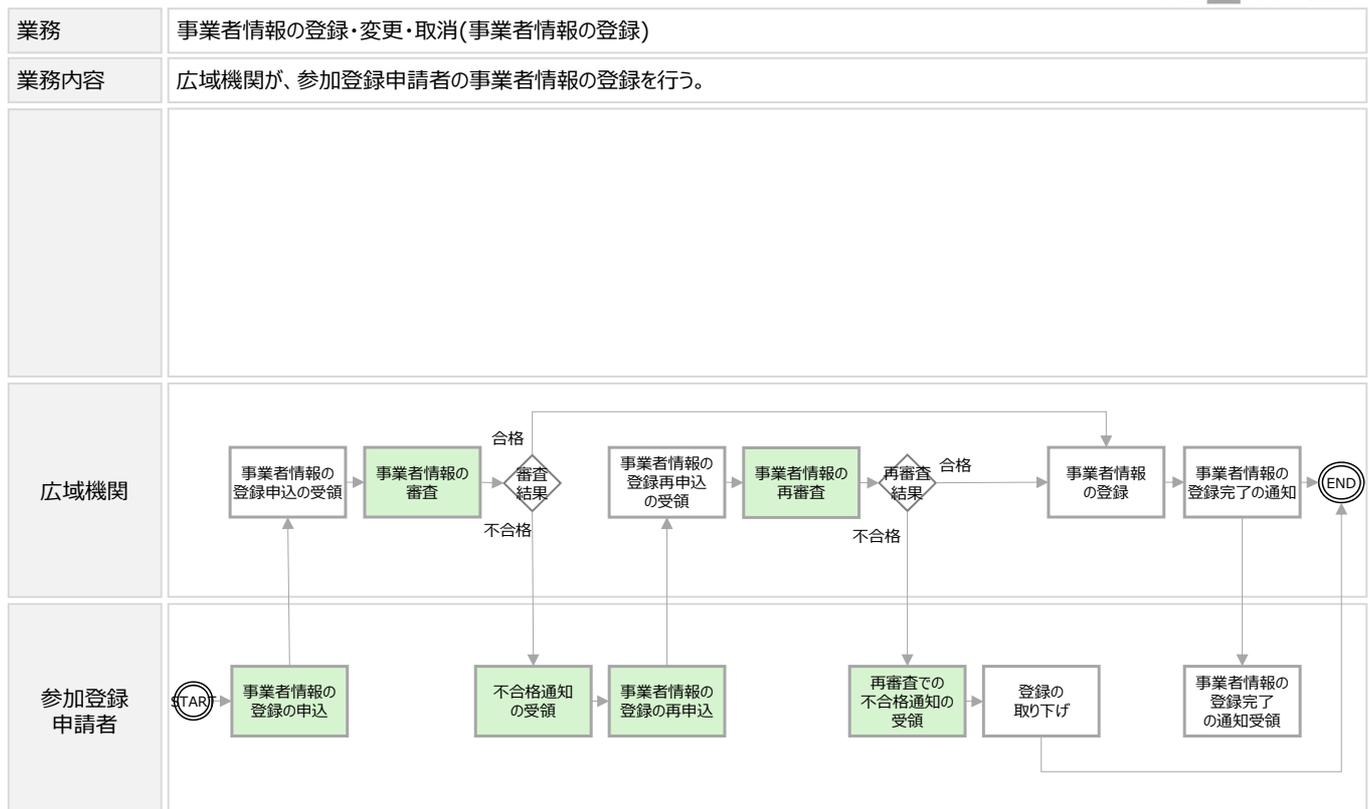


■ 参加登録：事業者情報の登録・変更・取消

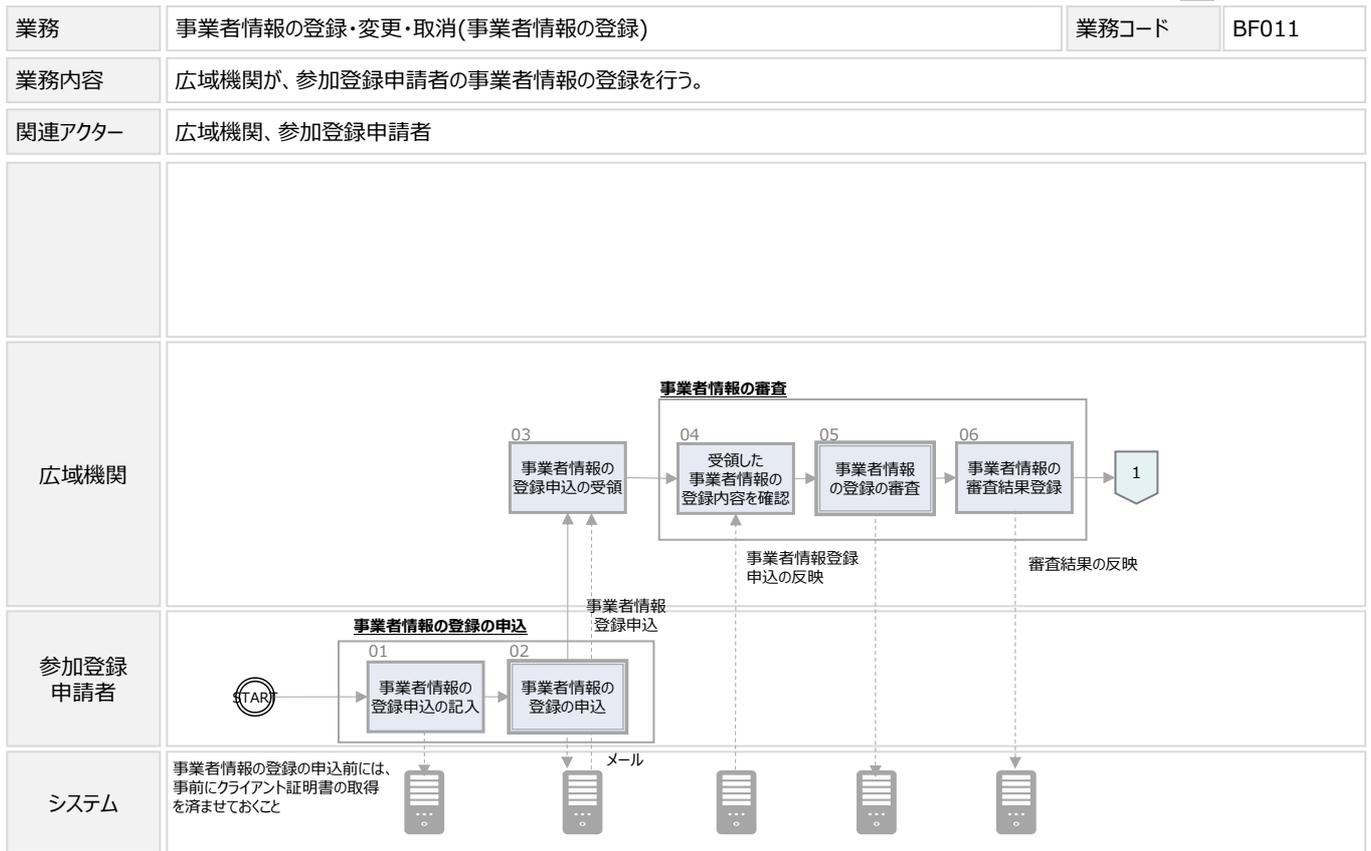


業務概要フロー
参加登録：事業者情報の登録・変更・取消

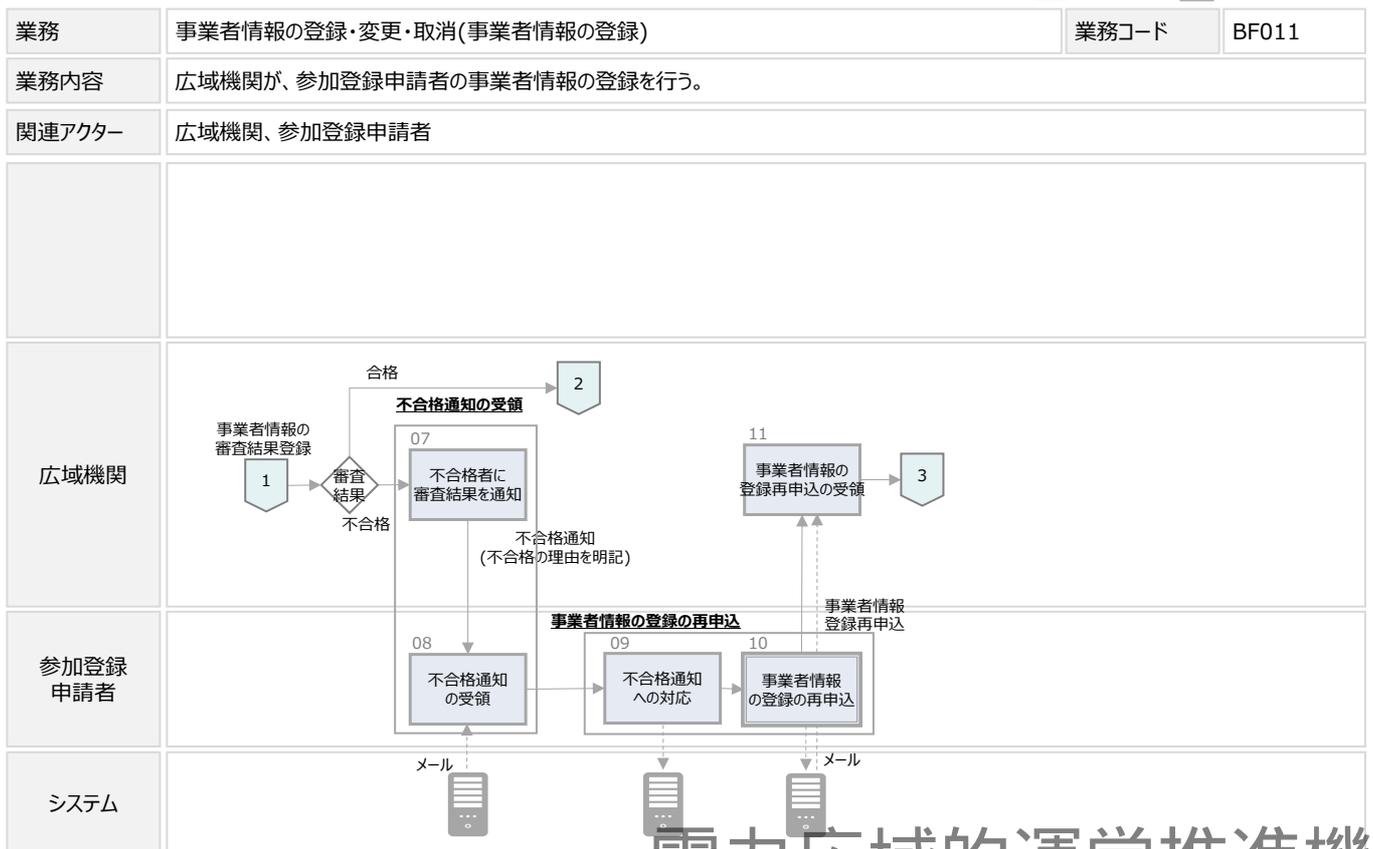
凡例 詳細の可視化



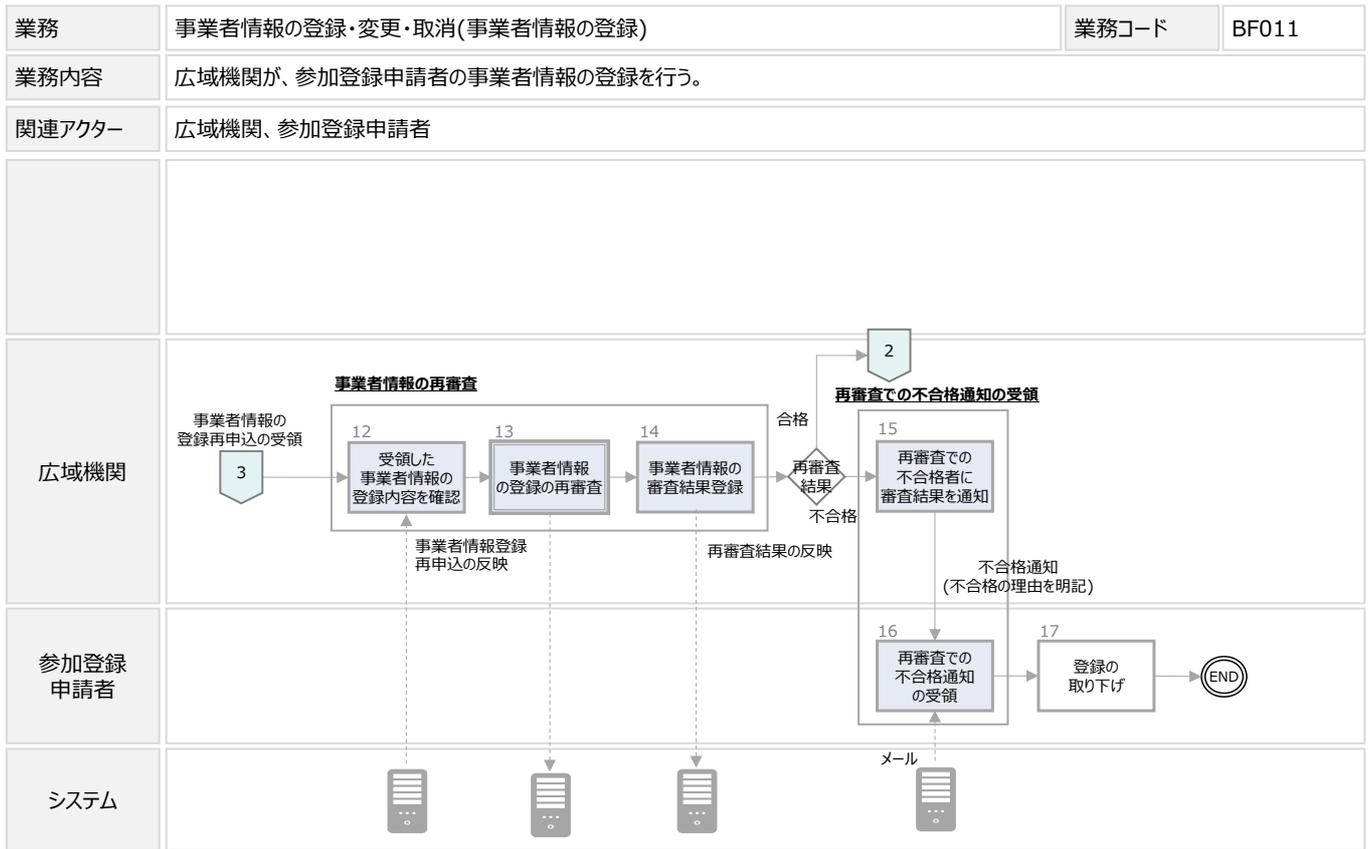
凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



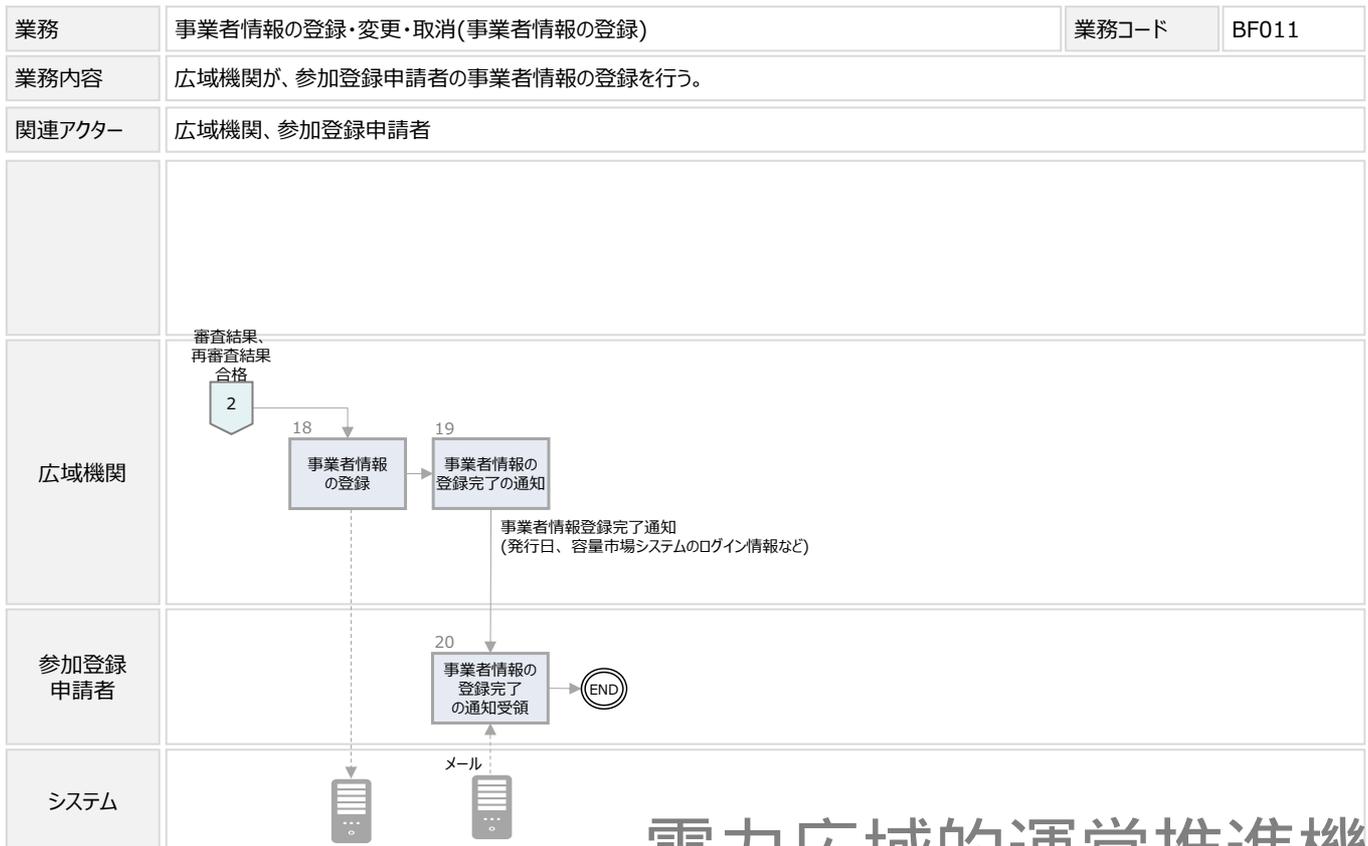
凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



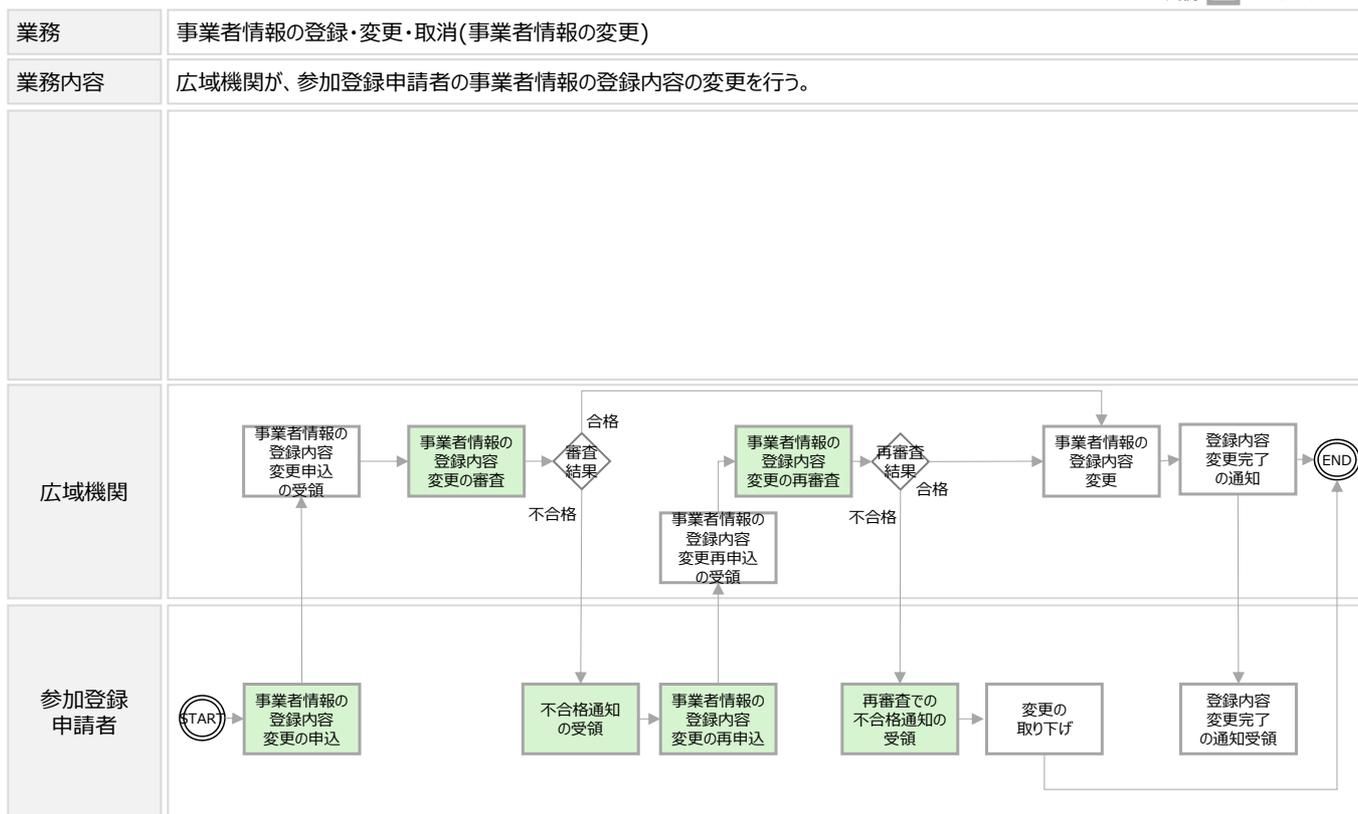
凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



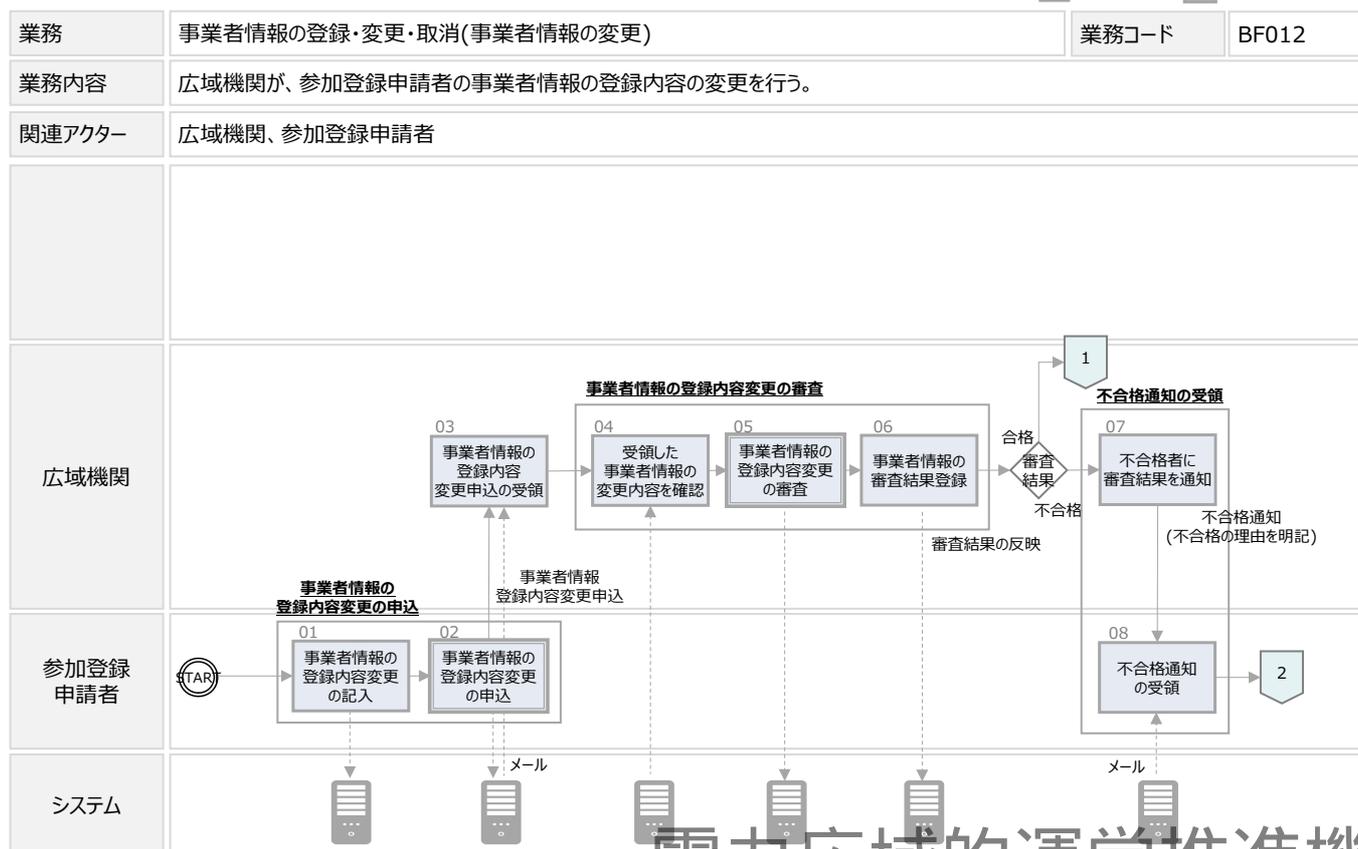
業務詳細プロセス	事業者情報の登録の(再)申込	
関連アクター	広域機関、参加登録申請者	
詳細内容		
<p>事業者情報の登録の(再)申込 参加登録申請者は、以下の情報を登録および提出する</p>		
情報	登録項目	登録時期
事業者情報	<ul style="list-style-type: none"> 事業者コード 参加登録申請者名 所在地 銀行口座 担当者名 担当者の連絡先(電話番号、メールアドレス、住所、所属部署) クライアント証明書のシリアルNo クライアント証明書ID クライアント証明書IDの有効期限 契約締結部署名、役職名、契約締結者名 	<p>随時</p> <p>※オークション開場期間中は事業者情報の登録を随時受け付けるが、事業者情報の審査はしない</p>
情報	提出書類	提出時期
事業者情報	<ul style="list-style-type: none"> 容量市場に参加するための同意書 	随時

業務詳細プロセス	事業者情報の登録の(再)審査	
関連アクター	広域機関、参加登録申請者	
詳細内容		
<p>事業者情報の登録の(再)審査 広域機関は、事業者情報の妥当性を以下の方法にて審査する</p>		
情報	情報項目	審査方法
事業者	事業者コード	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関システムに登録済であるか否かを確認する 複数の事業者が同一の事業者コードを重複して登録していないか確認する
	参加登録申請者名	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関システムに登録されている商号と一致することを確認する

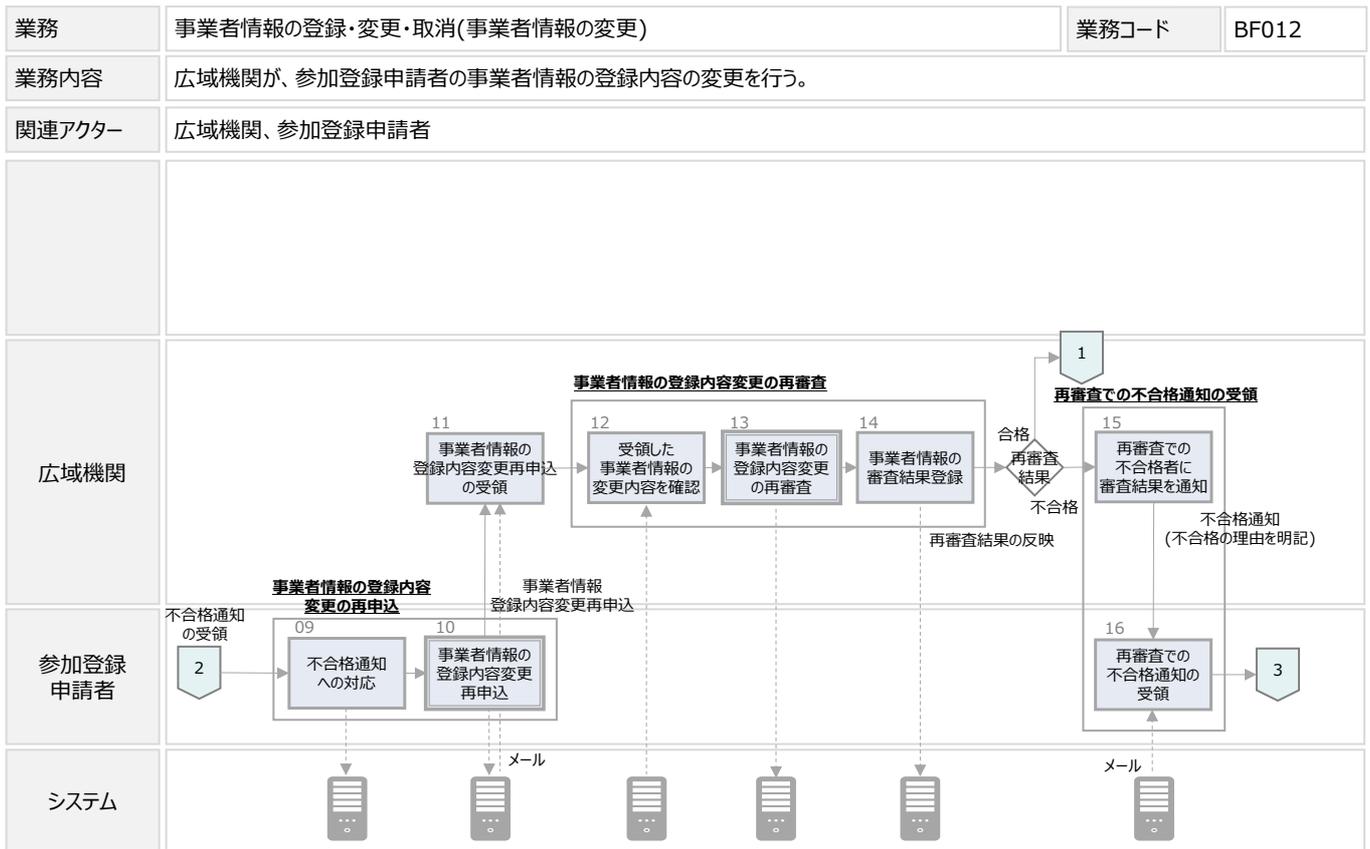
凡例 詳細の可視化



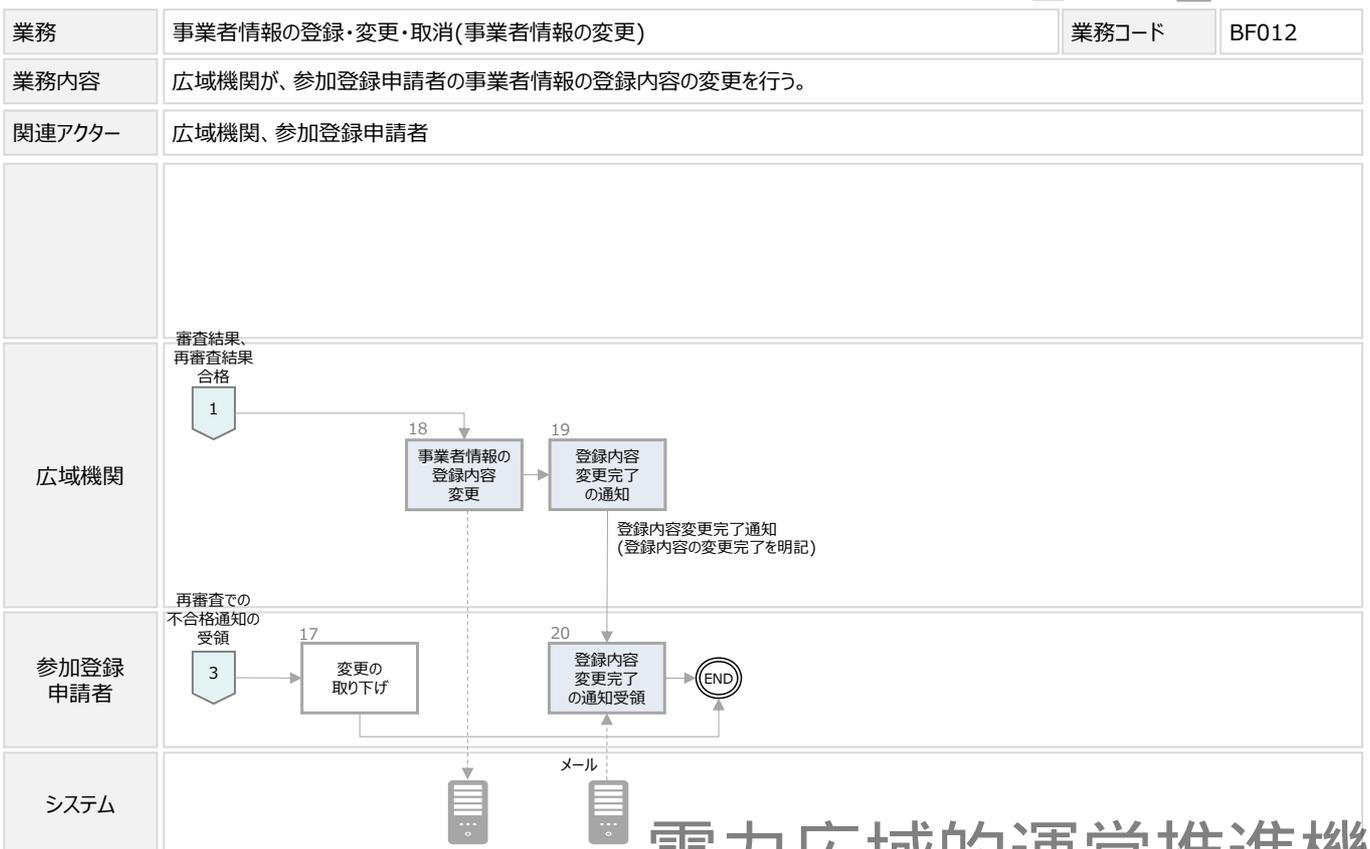
凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



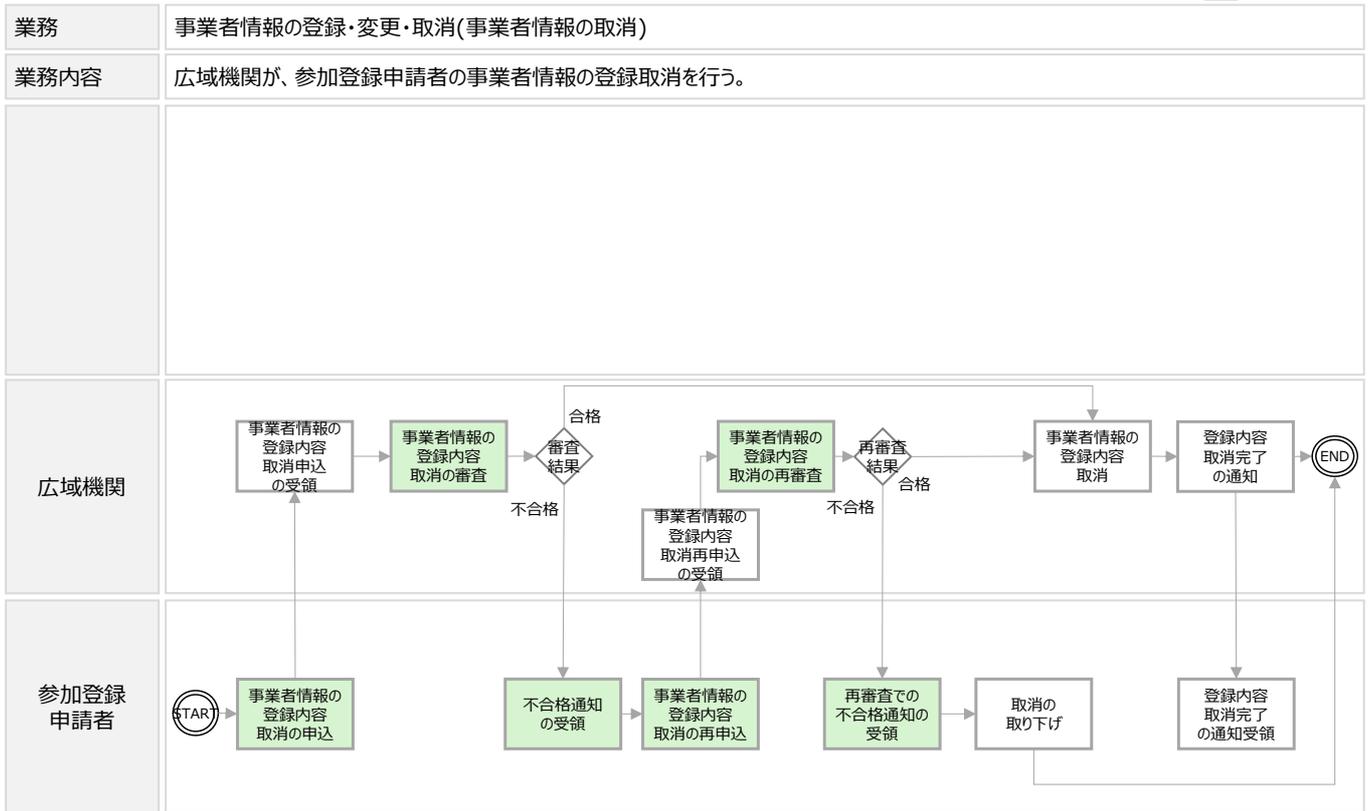
凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



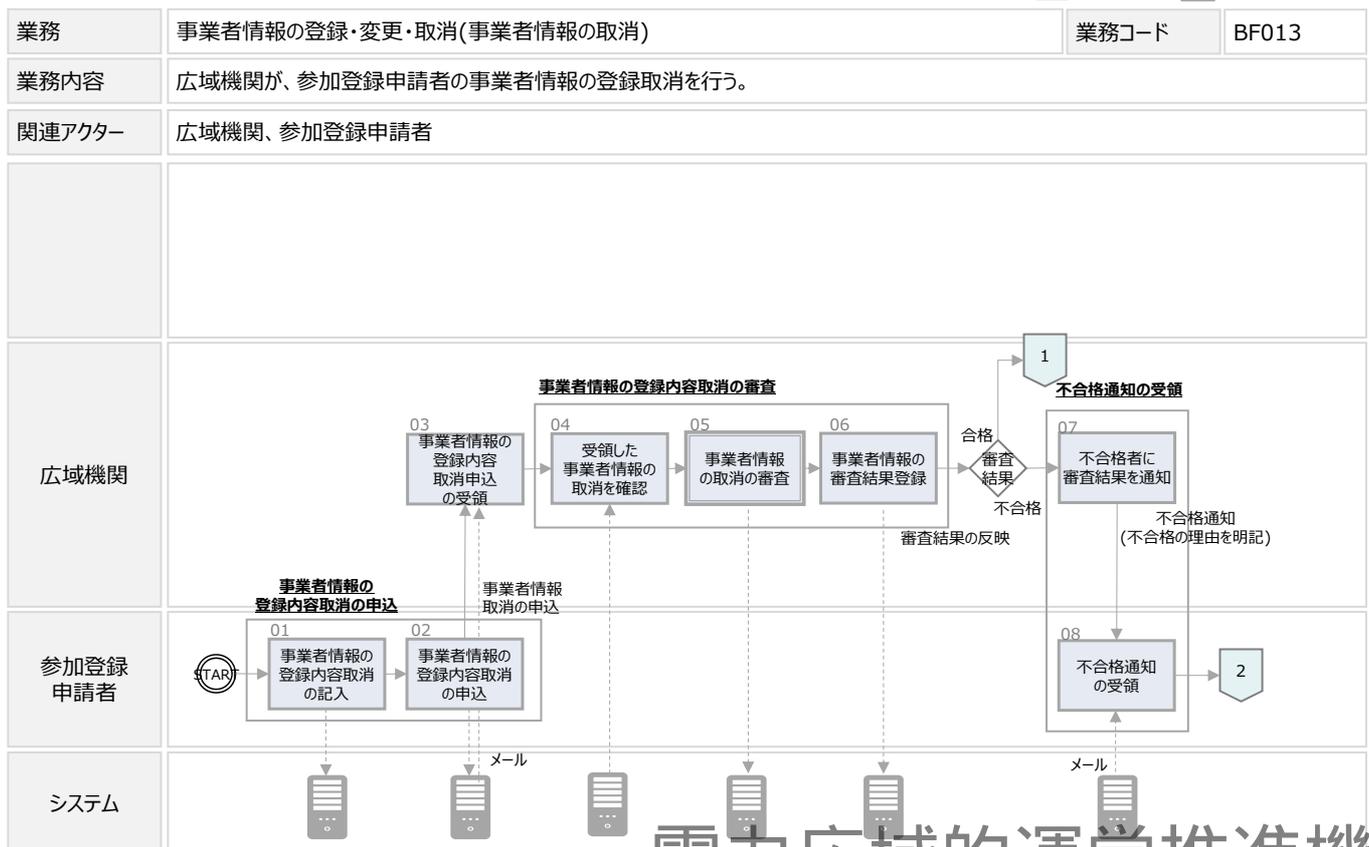
業務詳細プロセス	事業者情報の登録内容変更の(再)申込							
関連アクター	広域機関、参加登録申請者							
詳細内容								
<p>事業者情報の登録内容変更の(再)申込 参加登録申請者は、以下の情報を登録および提出する</p>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報</th> <th>登録項目</th> <th>登録時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業者情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 参加登録申請者名 所在地 銀行口座 担当者名 担当者の連絡先(電話番号、メールアドレス、住所、所属部署) クライアント証明書のシリアルNo クライアント証明書ID クライアント証明書IDの有効期限 契約締結部署名、役職名、契約締結者名 </td> <td> 随時 ※オークション開場期間中は事業者情報の登録を随時受け付けるが、事業者情報の審査はしない </td> </tr> </tbody> </table>	情報	登録項目	登録時期	事業者情報	<ul style="list-style-type: none"> 参加登録申請者名 所在地 銀行口座 担当者名 担当者の連絡先(電話番号、メールアドレス、住所、所属部署) クライアント証明書のシリアルNo クライアント証明書ID クライアント証明書IDの有効期限 契約締結部署名、役職名、契約締結者名 	随時 ※オークション開場期間中は事業者情報の登録を随時受け付けるが、事業者情報の審査はしない	
情報	登録項目	登録時期						
事業者情報	<ul style="list-style-type: none"> 参加登録申請者名 所在地 銀行口座 担当者名 担当者の連絡先(電話番号、メールアドレス、住所、所属部署) クライアント証明書のシリアルNo クライアント証明書ID クライアント証明書IDの有効期限 契約締結部署名、役職名、契約締結者名 	随時 ※オークション開場期間中は事業者情報の登録を随時受け付けるが、事業者情報の審査はしない						

業務詳細プロセス	事業者情報の登録内容変更の(再)審査							
関連アクター	広域機関、参加登録申請者							
詳細内容								
<p>事業者情報の登録内容変更の(再)審査 広域機関は、事業者情報の妥当性を以下の方法にて審査する</p>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報</th> <th>情報項目</th> <th>審査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業者</td> <td>参加登録申請者名</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 広域機関システムに登録されている商号と一致することを確認する </td> </tr> </tbody> </table>	情報	情報項目	審査方法	事業者	参加登録申請者名	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関システムに登録されている商号と一致することを確認する 	
情報	情報項目	審査方法						
事業者	参加登録申請者名	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関システムに登録されている商号と一致することを確認する 						

凡例 詳細の可視化

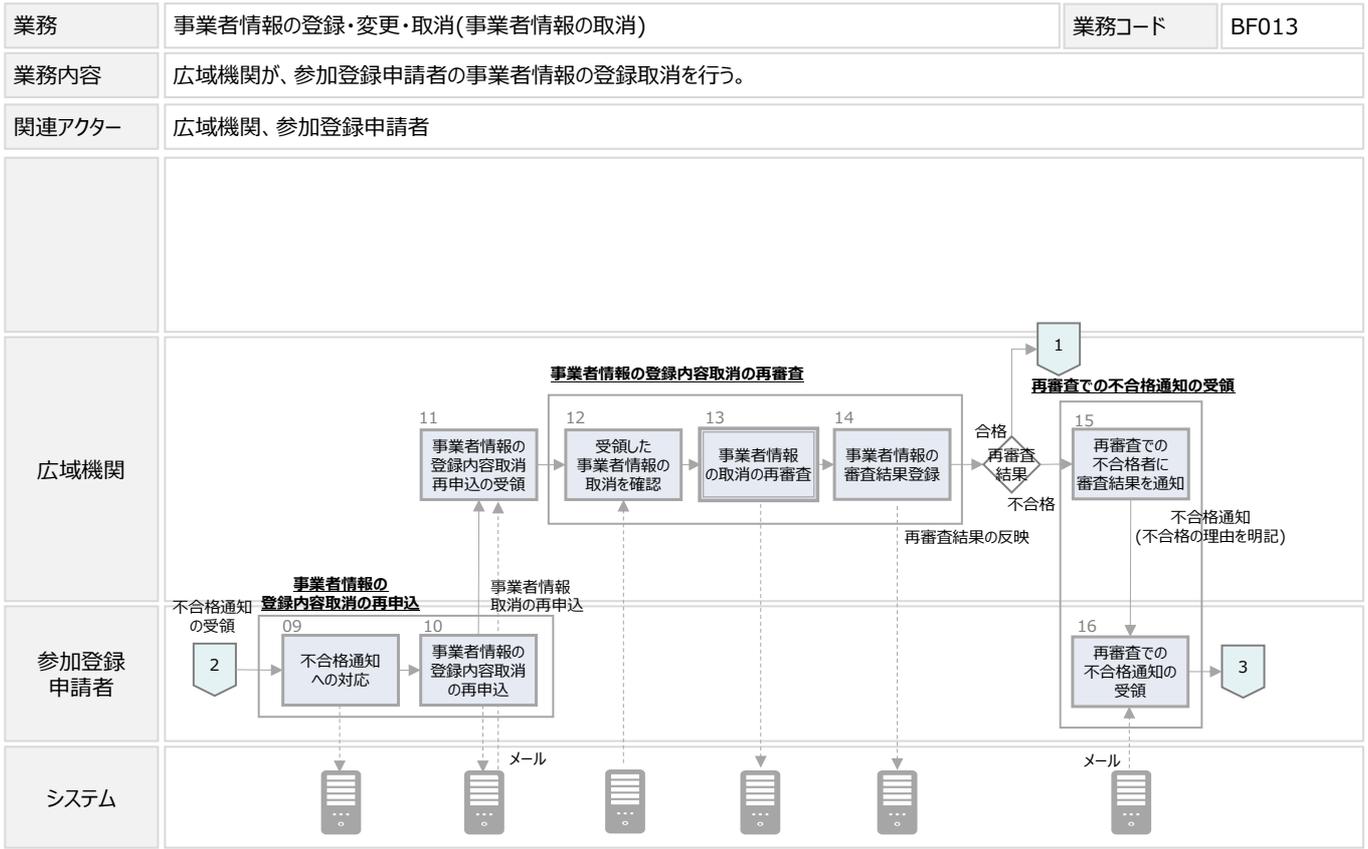


凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



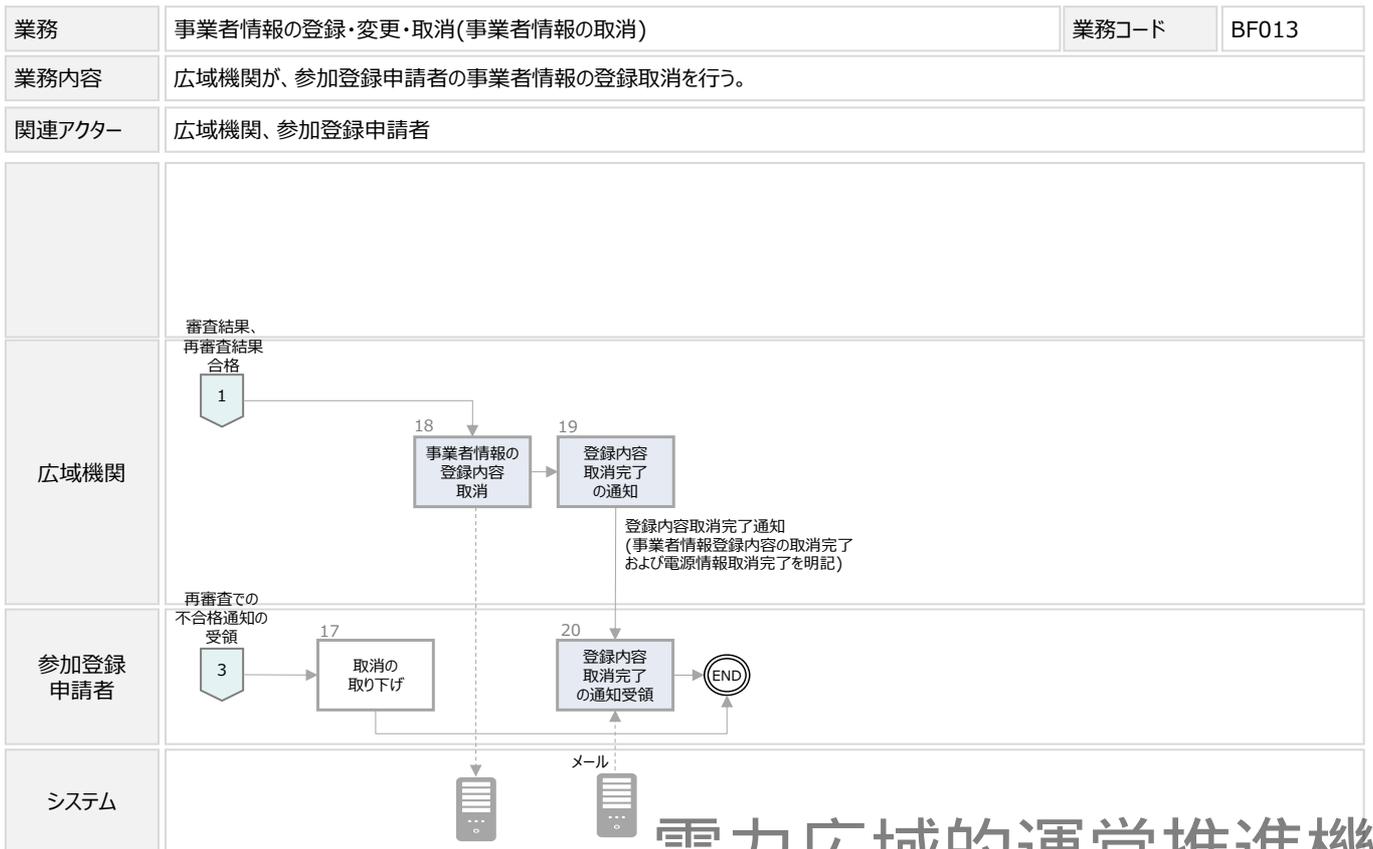
業務詳細フロー 参加登録：事業者情報の登録・変更・取消

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



業務詳細フロー 参加登録：事業者情報の登録・変更・取消

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



業務詳細プロセス	事業者情報の取消の(再)審査
関連アクター	広域機関、参加登録申請者

詳細内容

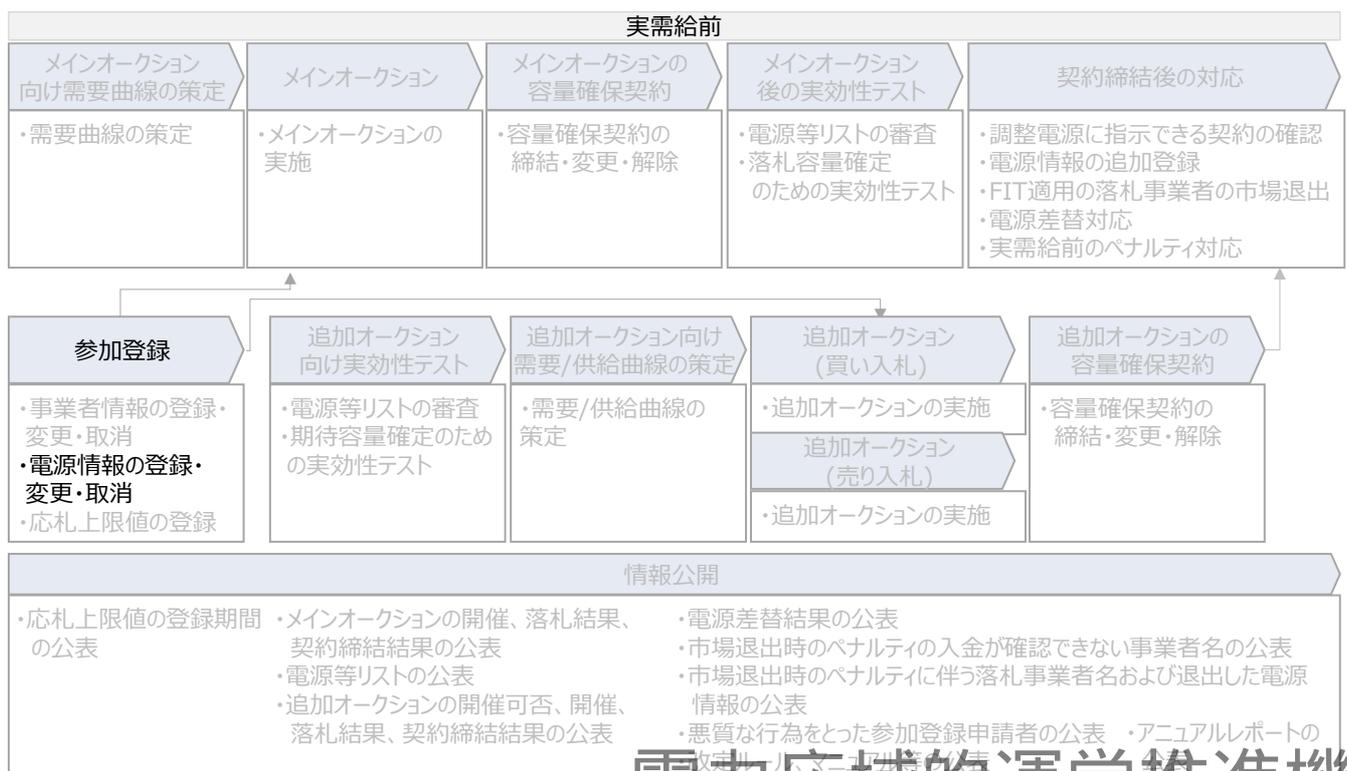
事業者情報の取消の(再)審査
 広域機関は、以下の情報を審査する

- 参加登録申請者が登録している電源の中で、容量確保契約の締結済の電源がないことを確認する
- 参加登録申請者に課せられた経済的ペナルティの精算が完了していることを確認する

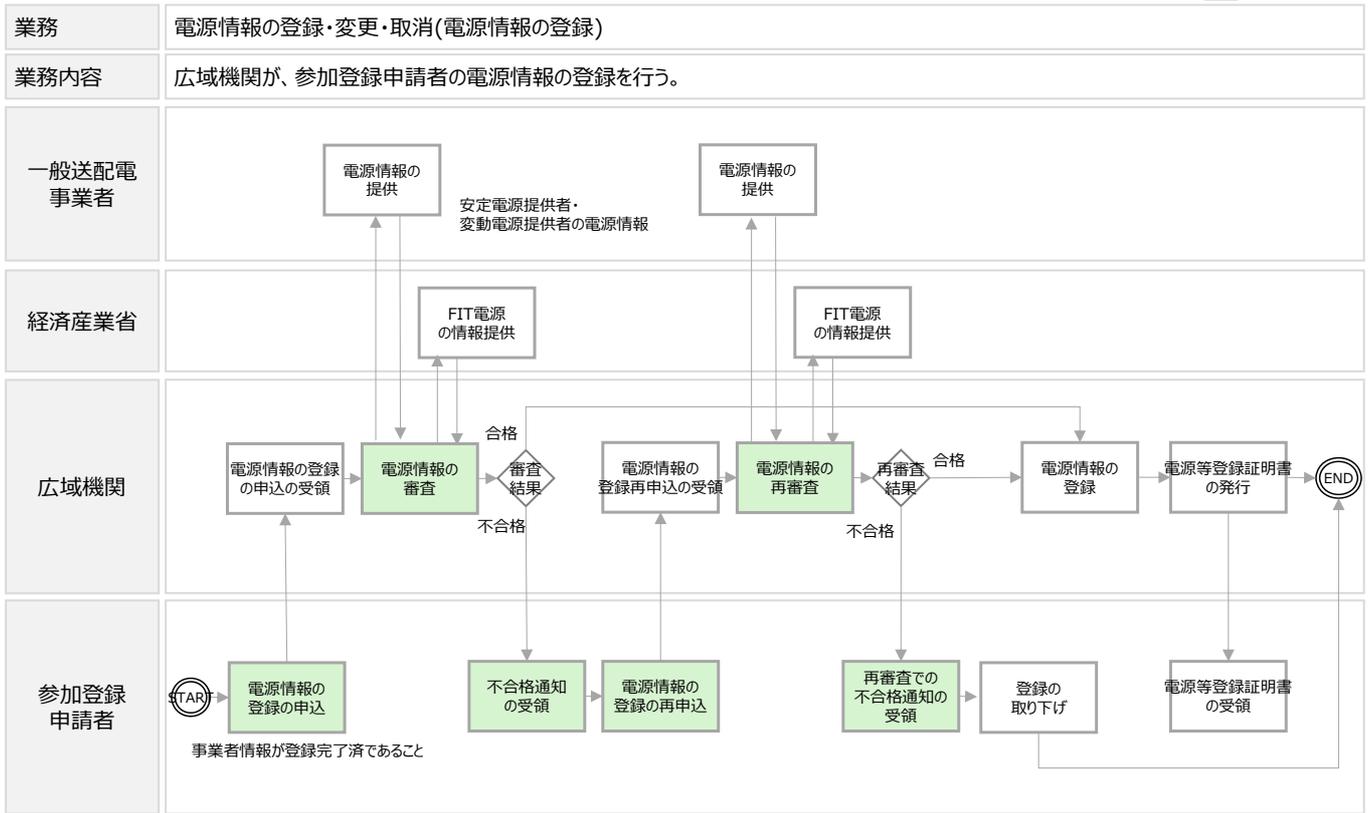
※ただし、オークション開場期間中は事業者情報の取消申込を随時受け付けるが、事業者情報の取消の審査はしない

業務概要フロー・業務詳細フロー・業務仕様書

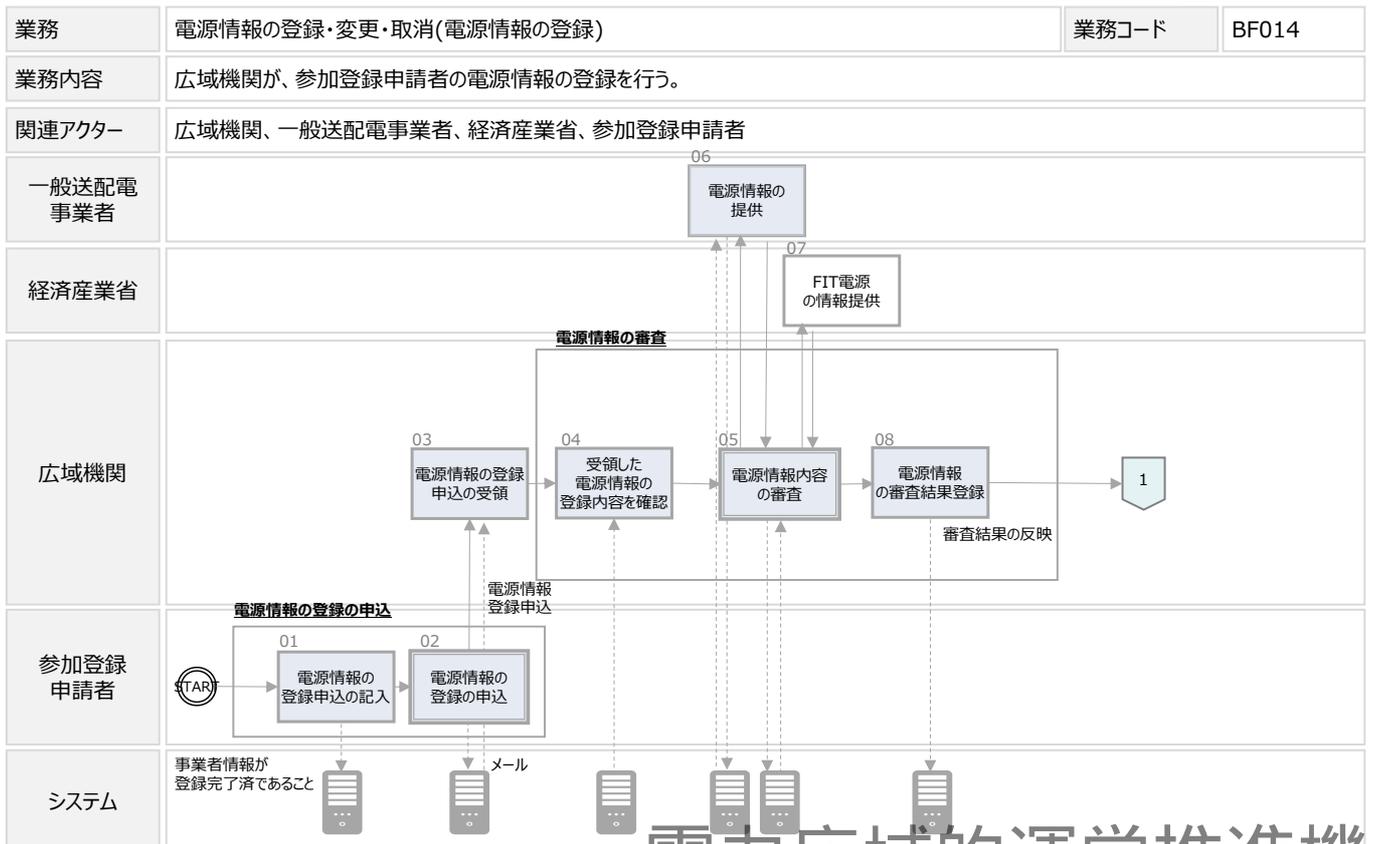
■ 参加登録：電源情報の登録・変更・取消



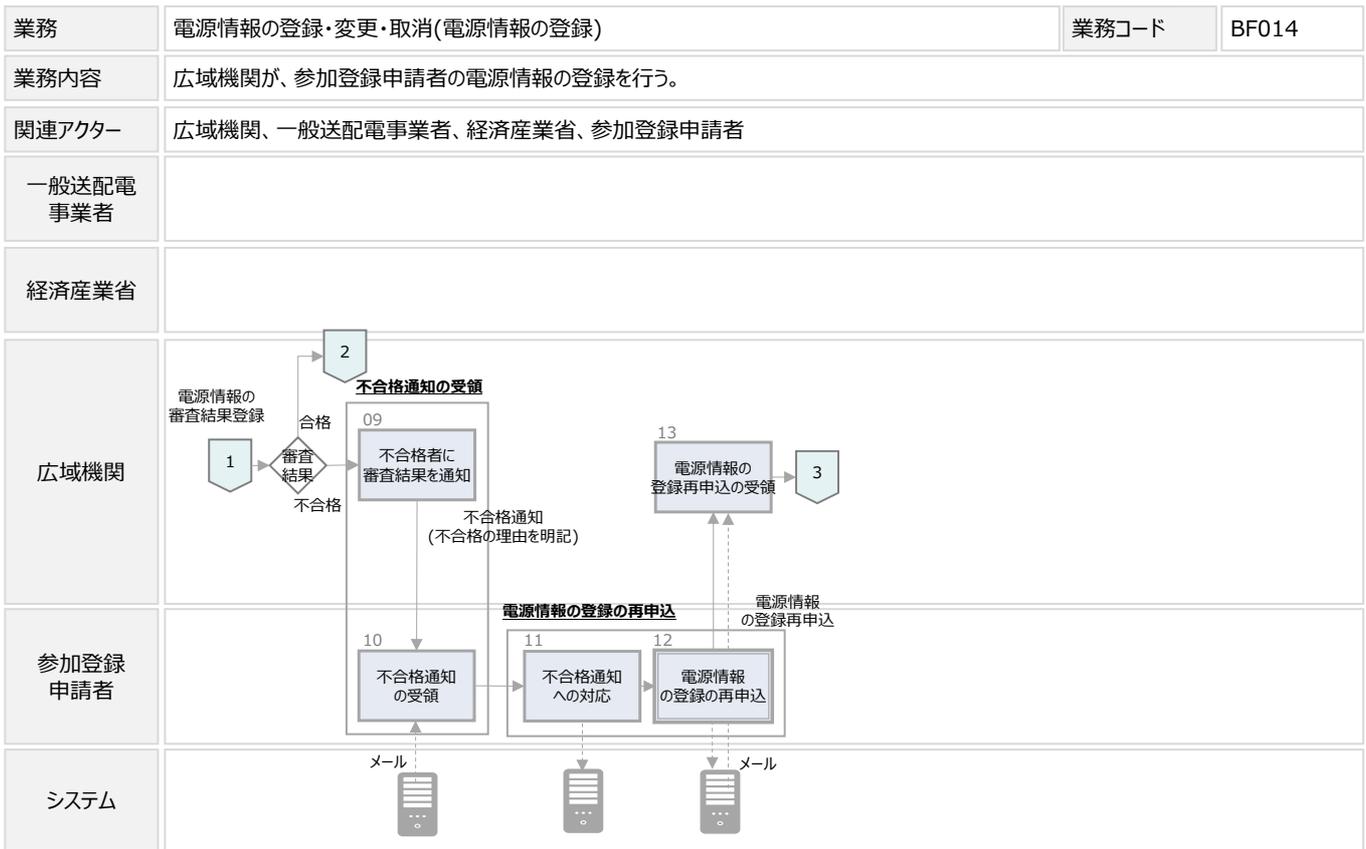
凡例 詳細の可視化



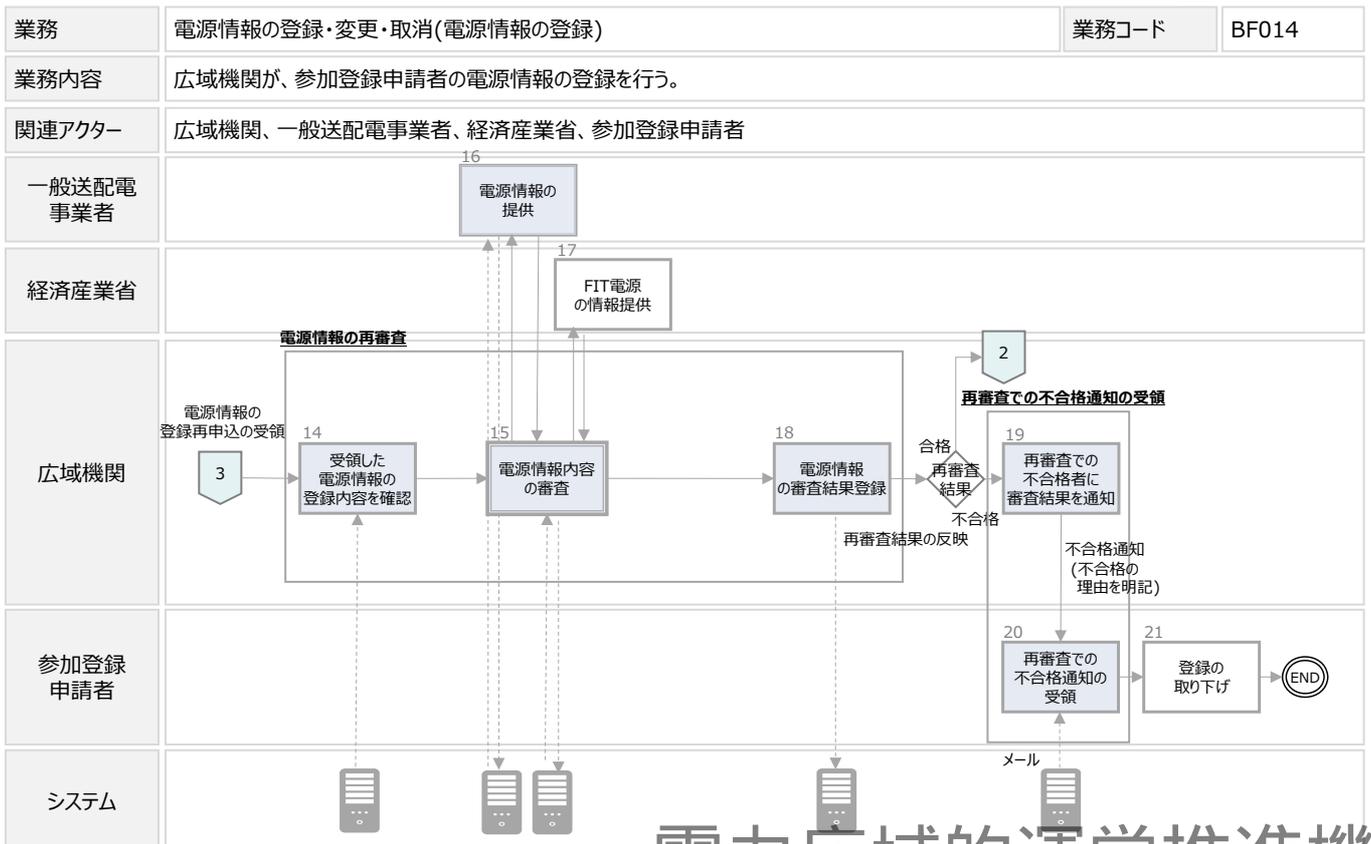
凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



凡例 システム化対象 業務仕様書の対象

業務	電源情報の登録・変更・取消(電源情報の登録)	業務コード	BF014
業務内容	広域機関が、参加登録申請者の電源情報の登録を行う。		
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、経済産業省、参加登録申請者		
一般送配電事業者			
経済産業省			
広域機関	<p>審査結果、再審査結果合格</p> <p>2</p> <p>22 電源情報の登録</p> <p>23 電源等登録証明書の発行</p> <p>電源等登録証明書 (発行日、登録済電源情報、経過措置対象有無など)</p> <p>24 電源等登録証明書の受領</p> <p>メール</p> <p>END</p>		
参加登録申請者			
システム			

業務仕様書
電源情報の登録・変更・取消：電源情報の登録の(再)申込

業務詳細プロセス	電源情報の登録の(再)申込
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、経済産業省、参加登録申請者

詳細内容

電源情報の登録の(再)申込(1/3)

参加登録申請者(安定電源提供者、変動電源提供者)は、以下の情報を登録する

情報	登録項目	登録時期
電源情報	<ul style="list-style-type: none"> 容量を提供する電源の区分 電源等の名称(発電所、号機) BGコード 受電地点特定番号 系統コード 電源等の所有者 自家発(余剰)の該当有無 ※安定電源提供者のみ エリア名 電源種別の区分 発電方式の区分 バイオマス混焼有無 ※電源種別に火力を選択した電源のみ 設備容量 運開年月 調整機能の有無 ※安定電源提供者のみ ΔkW区分(将来的に使用する) ΔkW区分ごとの調整能力(将来的に使用する) JEPX取引会員名 ※安定電源提供者のみ 電源等の起動時間 ※安定電源提供者のみ 相対契約上の通告締切時刻 ※安定電源提供者のみ 	<p>随時</p> <p>※オークション開場期間中は電源情報の登録を随時受け付けるが、電源情報の審査はしない</p>

業務詳細プロセス	電源情報の登録の(再)申込	
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、経済産業省、参加登録申請者	
詳細内容		
電源情報の登録の(再)申込(2/3)		
参加登録申請者(安定電源提供者、変動電源提供者)は、以下の情報を提出する		
情報	提出書類	提出時期
電源情報	<ul style="list-style-type: none"> 全ての電源 電源の適合証明書、受電地点特定番号が分かる書類（検針票等） 以下の書類を保持している電源のみ 発電事業届出書、発電事業変更届出書 自家用電気工作物使用開始届出書、特定自家用電気工作物接続届出書 発電事業届出書、発電事業変更届出書、自家用電気工作物使用開始届出書、 特定自家用電気工作物接続届出書を保持していない電源のみ 接続検討回答書、工事計画届出書 自家発(余剰)の該当有の安定電源提供者のみ 小売電気事業者との余剰電力購入契約、生産計画を記載したビジネスプラン等 自家用電気工作物使用開始届出書、特定自家用電気工作物接続届出書 安定電源提供者のみ JEPX取引会員証明書 小売電気事業者等との締結文書、機器仕様書 調整能力を有する安定電源提供者のみ 調整電源に指示できる契約等 	<p>随時</p> <p>※オークション開場期間中は電源情報の登録を随時受け付けるが、電源情報の審査はしない</p>

業務詳細プロセス	電源情報の登録の(再)申込	
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、経済産業省、参加登録申請者	
詳細内容		
電源情報の登録の(再)申込(3/3)		
参加登録申請者(変動指令電源提供者)は、以下の情報を登録する		
情報	登録項目	登録時期
電源情報	<ul style="list-style-type: none"> 容量を提供する電源の区分 エリア名 リスト名 ΔkW区分(将来的に使用する) ΔkW区分ごとの調整能力(将来的に使用する) 	<p>随時</p> <p>※オークション開場期間中は電源情報の登録を随時受け付けるが、電源情報の審査はしない</p>
※変動指令電源は提出書類はなし		

業務詳細プロセス	電源情報内容の(再)審査
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、経済産業省、参加登録申請者

詳細内容

電源情報内容の(再)審査(1/4)
 広域機関は、参加登録申請者(安定電源提供者、変動電源提供者)が保持する電源情報の妥当性を以下の方法にて審査する
 ※発動指令電源提供者に対しては、電源情報の妥当性審査はない

情報	情報項目	審査方法
電源情報	容量を提供する電源の区分	<ul style="list-style-type: none"> 電源種別、発電方式、発電事業者のライセンスの有無をもとに、容量を提供する電源の区分に誤りがないことを確認する
	電源等の名称(発電所、号機)	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省に提出された発電事業届出書・発電事業変更届出書・自家用電気工作物使用開始届出書・特定自家用電気工作物接続届出書、供給計画届出書、接続検討回答書、工事計画届出書などをもとに、該当発電所名および号機に誤りがないことを確認する 電源の適合証明書をもとに該当電源がFIT対象外であることを確認する FIT対象外電源の中で、運開年度が2012年7月以降の電源、またはバイオマス混焼有無が有となっている電源について、経済産業省にFIT電源でないことを照会し確認する 電源入札等で建設された電源でないことを確認する
	BGコード	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関が保有する情報をもとに、該当電源のBGコードに誤りがないことを確認する 確認できない場合は、各エリアのネットワークサービスセンターに対して、該当電源のBGコードに誤りがないことを確認する
	受電地点特定番号	<ul style="list-style-type: none"> 受電地点特定番号が分かる書類をもとに、該当電源の受電地点特定番号に誤りがないことを確認する 確認できない場合は、各エリアのネットワークサービスセンターに対して、該当電源の受電地点特定番号が存在することを確認する 受電地点特定番号に重複がないことを確認する ※建設中の電源に限り、受電地点特定番号を登録していない場合であっても、審査は合格とする

業務詳細プロセス	電源情報内容の(再)審査
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、経済産業省、参加登録申請者

詳細内容

電源情報内容の(再)審査(2/4)
 広域機関は、参加登録申請者(安定電源提供者、変動電源提供者)が保持する電源情報の妥当性を以下の方法にて審査する
 ※発動指令電源提供者に対しては、電源情報の妥当性審査はない

情報	情報項目	審査方法
電源情報	系統コード	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関が保有する情報をもとに、該当電源の系統コードに誤りがないことを確認する 確認できない場合は、各エリアのネットワークサービスセンターに対して、該当電源の系統コードに誤りがないことを確認する
	電源等の所有者	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省に提出された発電事業届出書・発電事業変更届出書・自家用電気工作物使用開始届出書・特定自家用電気工作物接続届出書、供給計画届出書、接続検討回答書、工事計画届出書などをもとに、電源等の所有者に誤りがないことを確認する
	自家発(余剰)の該当有無 ※安定電源提供者のみ	<ul style="list-style-type: none"> 小売電気事業者との余剰電力購入契約、生産計画を記載したビジネスプラン等、自家用電気工作物使用開始届出書、特定自家用電気工作物接続届出書をもとに、自家発(余剰)の該当有無に誤りがないことを確認する
	エリア名	<ul style="list-style-type: none"> 受電地点特定番号が分かる書類、供給計画届出書、接続検討回答書をもとに、該当エリア名に誤りがないことを確認する 確認できない場合は、各エリアのネットワークサービスセンターに対して、該当エリア名に誤りがないことを確認する

業務詳細プロセス	電源情報内容の(再)審査
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、経済産業省、参加登録申請者

詳細内容

電源情報内容の(再)審査(3/4)

広域機関は、参加登録申請者(安定電源提供者、変動電源提供者)が保持する電源情報の妥当性を以下の方法にて審査する
 ※発動指令電源提供者に対しては、電源情報の妥当性審査はない

情報	情報項目	審査方法
電源情報	電源種別の区分 発電方式の区分	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省に提出された発電事業届出書・発電事業変更届出書・自家用電気工作物使用開始届出書・特定自家用電気工作物接続届出書、供給計画届出書、接続検討回答書、工事計画届出書などをもとに、該当電源種別の区分・発電方式の区分に誤りがないことを確認する ※ノンファーム電源および蓄電池については、供給計画上の扱いに準じる
	バイオマス混焼有無 ※電源種別に火力を選択した電源のみ	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省に提出された工事計画届出書などをもとに、該当バイオマス混焼の有無に誤りがないことを確認する
	設備容量	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省に提出された発電事業届出書・発電事業変更届出書・自家用電気工作物使用開始届出書・特定自家用電気工作物接続届出書、供給計画届出書、接続検討回答書、工事計画届出書などをもとに設備容量に誤りがないことを確認する 設備容量が1,000kW以上であることを確認する
	運開年月	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省に提出された発電事業届出書・発電事業変更届出書・自家用電気工作物使用開始届出書・特定自家用電気工作物接続届出書、供給計画届出書、接続検討回答書、工事計画届出書などをもとに、運開年月に誤りがないことを確認する 運開年月が2010年度末以前であれば経過措置対象の経過措置対象電源として登録する ※メインオークション時点で運開していない電源が、運開年月を変更した際には、最新の工事計画届出書または接続検討回答書を提出する

業務詳細プロセス	電源情報内容の(再)審査
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、経済産業省、参加登録申請者

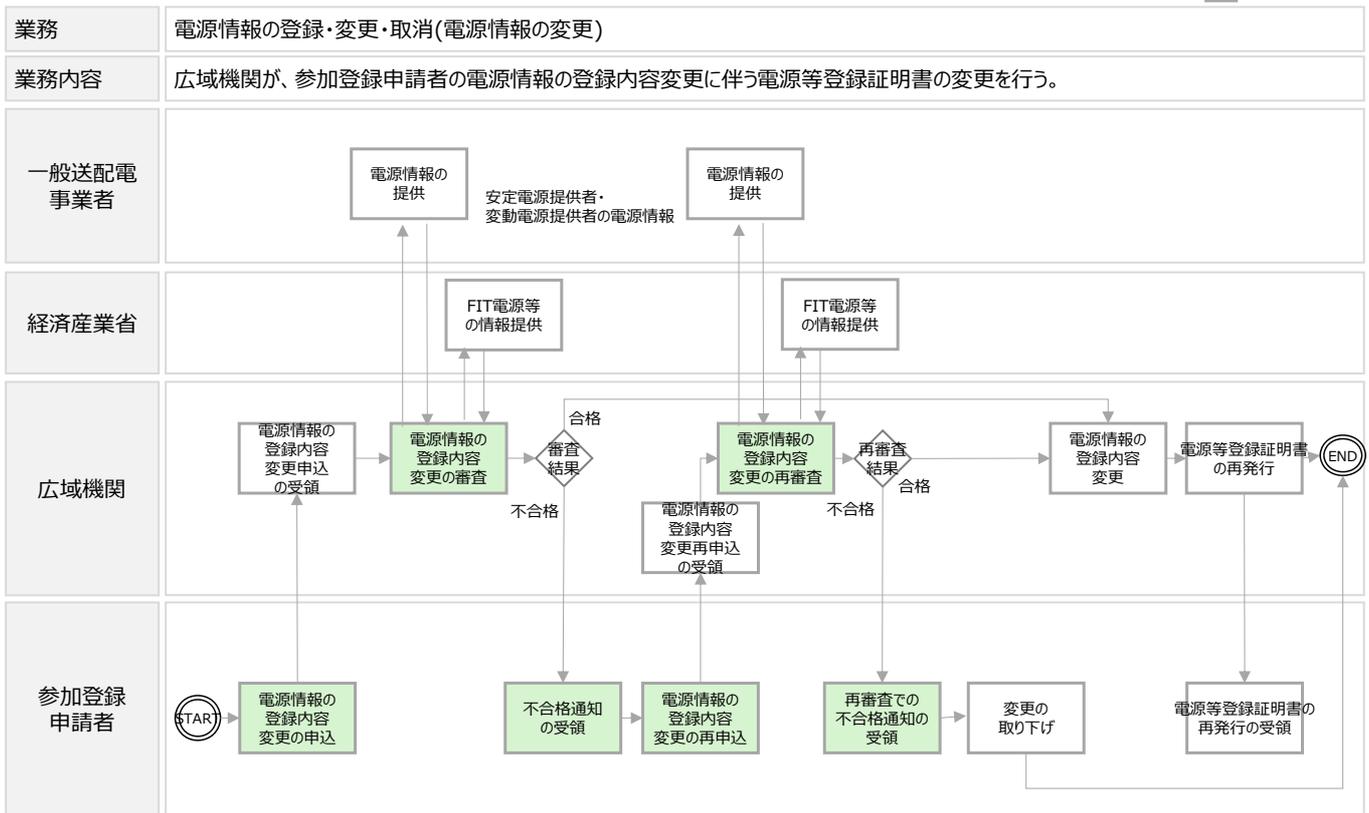
詳細内容

電源情報内容の(再)審査(4/4)

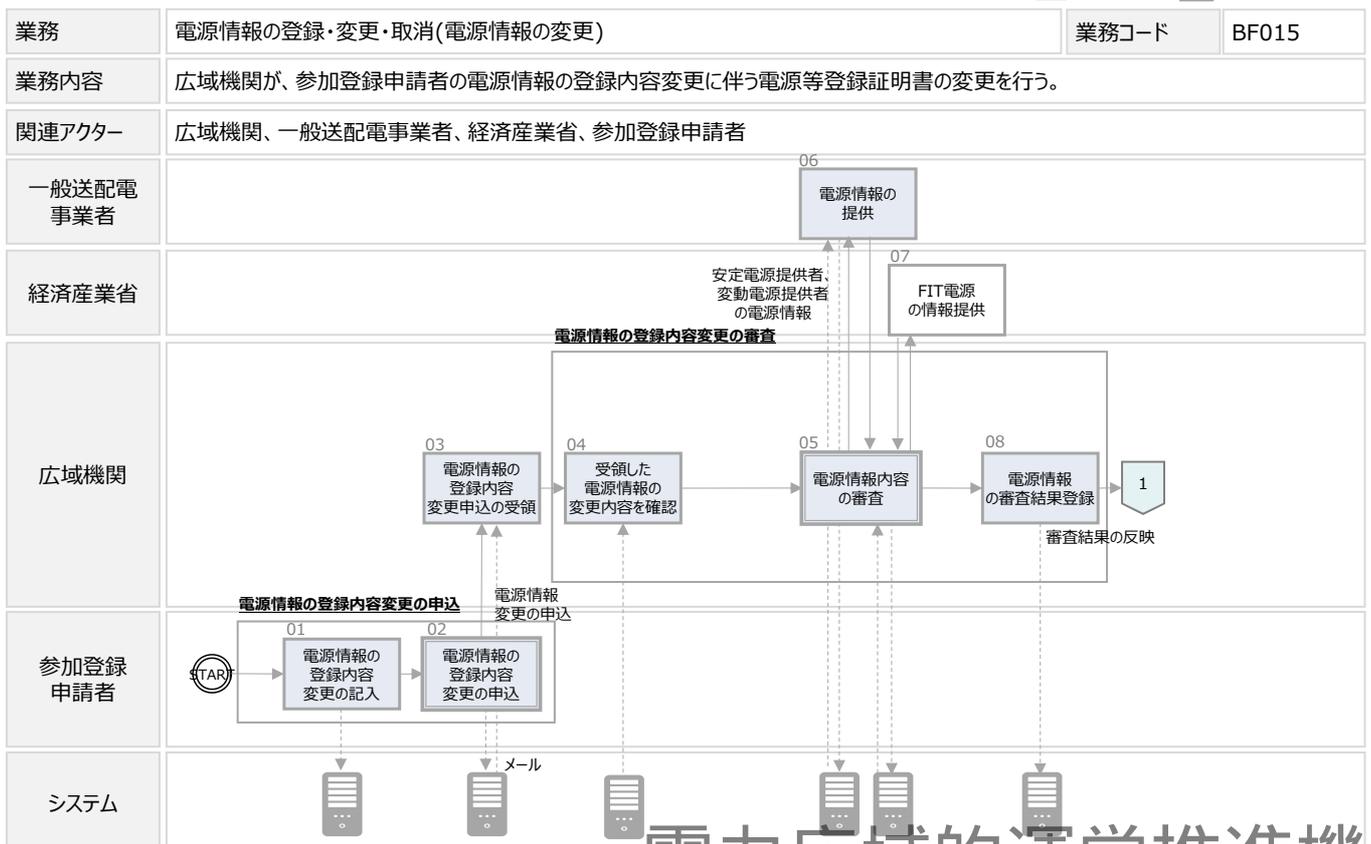
広域機関は、参加登録申請者(安定電源提供者、変動電源提供者)が保持する電源情報の妥当性を以下の方法にて審査する
 ※発動指令電源提供者に対しては、電源情報の妥当性審査はない

情報	情報項目	審査方法
電源情報	調整機能の有無 ※安定電源提供者のみ	<ul style="list-style-type: none"> 発電方式の区分を揚水・石油・LNGを選択した電源が、調整機能無で登録した場合には、参加登録申請者に対して確認を行う(揚水・石油・LNGは、調整力公募で落札した電源の太宗を占めており、GFやLFC機能を有していると考えられるため) ※実需給の前年度までに「調整電源に指示できる契約等」の締結を確認する
	JEPX取引会員名 ※安定電源提供者のみ	<ul style="list-style-type: none"> JEPX取引会員証明書をもとに、JEPX取引会員であることを確認する ※実需給の前年度までに「JEPX取引会員証明書」により確認する(取引会員でない場合は、所属BGを証明できる書類を提出)
	電源等の起動時間 相対契約上の通告締切時刻 ※安定電源提供者のみ	<ul style="list-style-type: none"> 小売電気事業者等との締結文書、機器仕様書をもとに、小売電気事業者等との締結文書をもとに契約書等に記載された起動時間、通告締切時刻が記載されていることを確認する ※実需給の前年度までに「小売電気事業者等との締結文書」などにより確認する
	ΔkW区分 ΔkW区分ごとの調整能力	<ul style="list-style-type: none"> 需給調整市場と整合性を図るために、ΔkW区分(一次調整力(GF相当枠)、二次調整力①(LFC)、二次調整力②(EDC -H)、三次調整力①(EDC -L)、三次調整力②(低速枠)など)を確認する ※複数ΔkW区分を適用する可能性あり

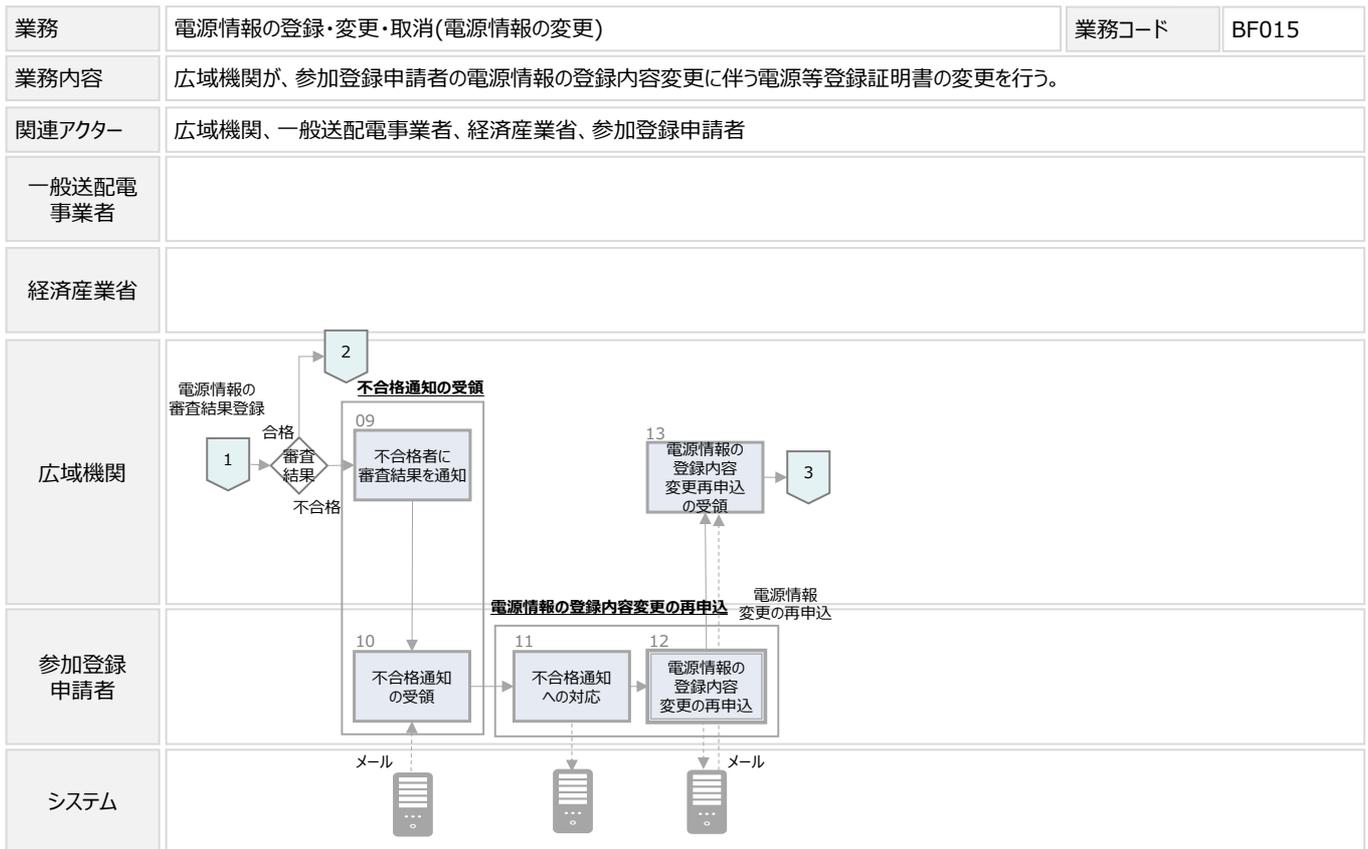
凡例 詳細の可視化



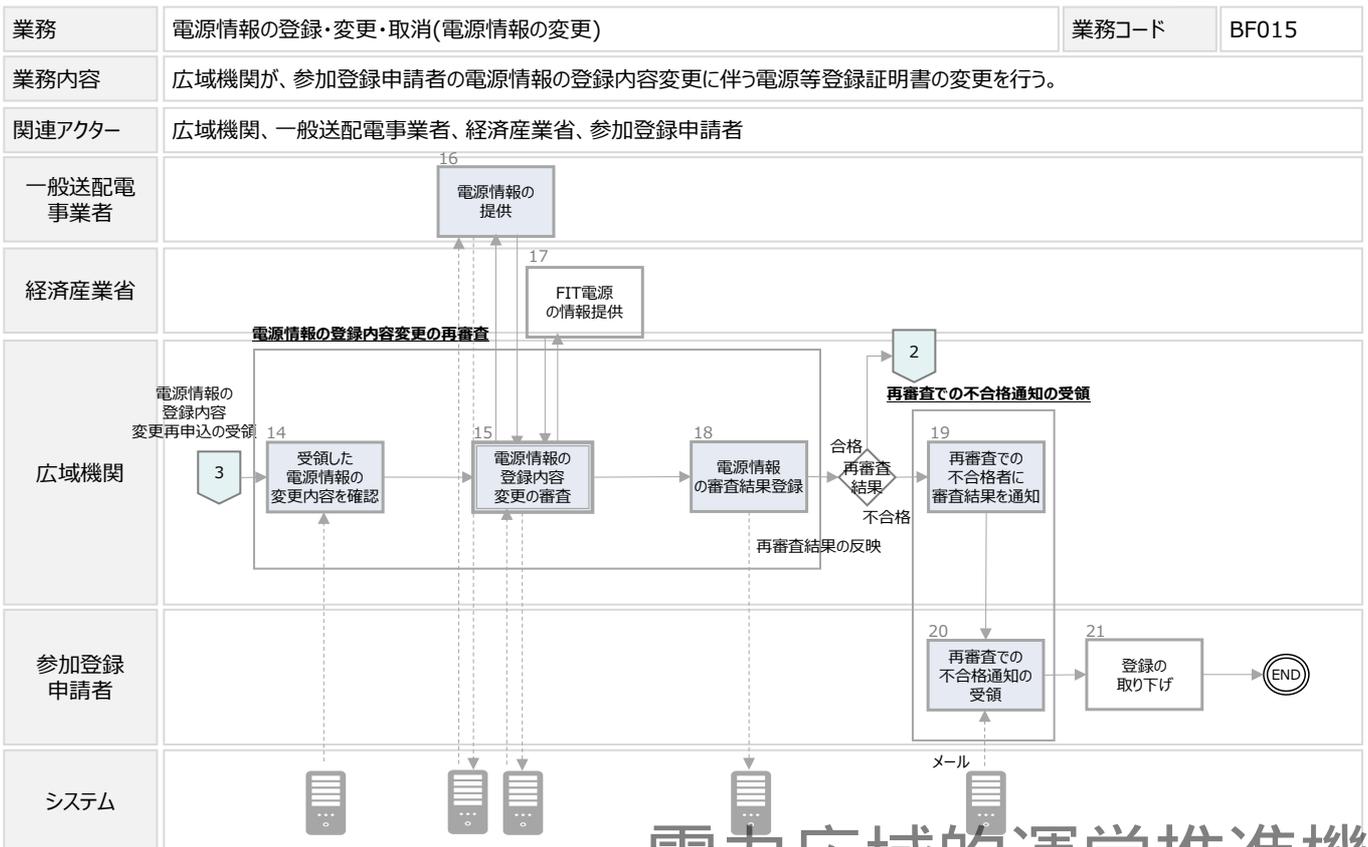
凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



凡例 システム化対象 業務仕様書の対象

業務	電源情報の登録・変更・取消(電源情報の変更)	業務コード	BF015
業務内容	広域機関が、参加登録申請者の電源情報の登録内容変更に伴う電源等登録証明書の変更を行う。		
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、経済産業省、参加登録申請者		
一般送配電事業者			
経済産業省			
広域機関			
参加登録申請者			
システム			

業務仕様書
電源情報の登録・変更・取消：電源情報の登録内容変更の(再)申込

業務詳細プロセス	電源情報の登録内容変更の(再)申込
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、経済産業省、参加登録申請者

詳細内容

電源情報の登録内容変更の(再)申込(1/3)

参加登録申請者(安定電源提供者、変動電源提供者)は、以下の情報を登録する

情報	登録項目	登録時期
電源情報	<ul style="list-style-type: none"> 容量を提供する電源の区分 電源等の名称(発電所、号機) BGコード 受電地点特定番号 系統コード 電源等の所有者 自家発(余剰)の該当有無※安定電源提供者のみ エリア名 電源種別の区分 発電方式の区分 バイオマス混焼有無 ※電源種別に火力を選択した電源のみ 設備容量 運開年月 調整機能の有無 ※安定電源提供者のみ ΔkWの区分(将来的に使用する) ΔkWごとの調整能力(将来的に使用する) JEPX取引会員名 ※安定電源提供者のみ 電源等の起動時間 ※安定電源提供者のみ 相対契約上の通告締切時刻 ※安定電源提供者のみ 	<p>随時</p> <p>※オークション開場期間中は電源情報の登録を随時受け付けるが、電源情報の審査はしない</p>

業務詳細プロセス	電源情報の登録内容変更の(再)申込	
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、経済産業省、参加登録申請者	
詳細内容		
電源情報の登録内容変更の(再)申込(2/3)		
参加登録申請者(安定電源提供者、変動電源提供者)は、以下の情報を提出する		
情報	提出書類	提出時期
電源情報	<ul style="list-style-type: none"> 全ての電源 電源の適合証明書、受電地点特定番号が分かる書類（検針票等） 以下の書類を保持している電源のみ 発電事業届出書、発電事業変更届出書 自家用電気工作物使用開始届出書、特定自家用電気工作物接続届出書 発電事業届出書、発電事業変更届出書、自家用電気工作物使用開始届出書、 特定自家用電気工作物接続届出書を保持していない電源のみ 接続検討回答書、工事計画届出書 自家発(余剰)の該当有の安定電源提供者のみ 小売電気事業者との余剰電力購入契約、生産計画を記載したビジネスプラン等 自家用電気工作物使用開始届出書、特定自家用電気工作物接続届出書 安定電源提供者のみ JEPX取引会員証明書 小売電気事業者等との締結文書、機器仕様書 調整能力を有する安定電源提供者のみ 調整電源に指示できる契約等 	<p>随時</p> <p>※オークション開場期間中は電源情報の登録を随時受け付けるが、電源情報の審査はしない</p>

業務詳細プロセス	電源情報の登録内容変更の(再)申込	
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、経済産業省、参加登録申請者	
詳細内容		
電源情報の登録内容変更の(再)申込(3/3)		
参加登録申請者(発動指令電源提供者)は、以下の情報を登録する		
情報	登録項目	登録時期
電源情報	<ul style="list-style-type: none"> エリア名 リスト名 ΔkWの区分(将来的に使用する) ΔkW区分ごとの調整能力(将来的に使用する) 	<p>随時</p> <p>※オークション開場期間中は電源情報の登録を随時受け付けるが、電源情報の審査はしない</p>
※発動指令電源は提出書類はなし		

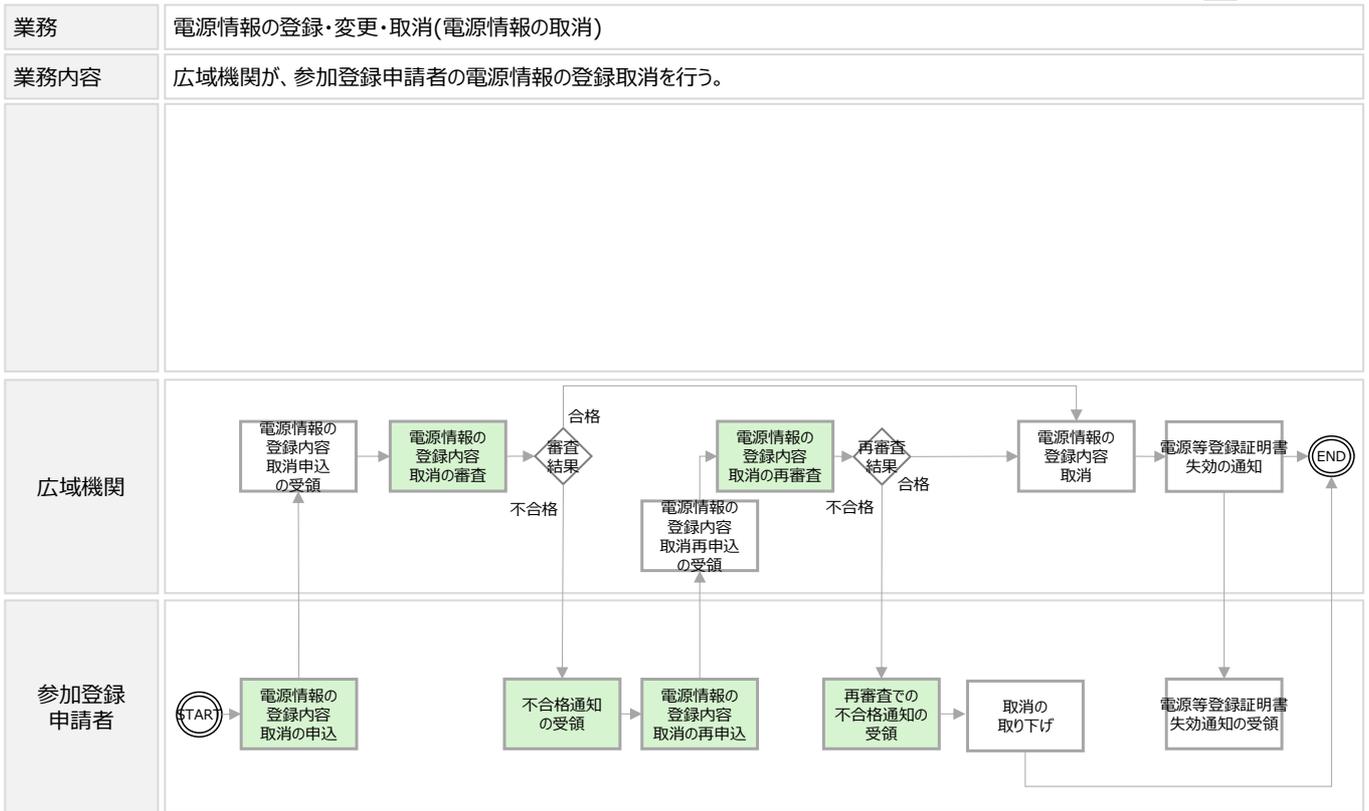
業務詳細プロセス	電源情報の登録内容変更の(再)審査	
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、経済産業省、参加登録申請者	
詳細内容		
電源情報の登録内容変更の(再)審査(1/4)		
広域機関は、参加登録申請者(安定電源提供者、変動電源提供者)が保持する電源情報の妥当性を以下の方法にて審査する ※発動指令電源提供者に対しては、電源情報の妥当性審査はない		
情報	情報項目	審査方法
電源情報	容量を提供する電源の区分	<ul style="list-style-type: none"> 電源種別、発電方式、発電事業者のライセンスの有無をもとに、容量を提供する電源の区分に誤りがないことを確認する
	電源等の名称(発電所、号機)	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省に提出された発電事業届出書・発電事業変更届出書・自家用電気工作物使用開始届出書・特定自家用電気工作物接続届出書、供給計画届出書、接続検討回答書、工事計画届出書などをもとに、該当発電所名および号機に誤りがないことを確認する 電源の適合証明書をもとに該当電源がFIT対象外であることを確認する FIT対象外電源の中で、運開年度が2012年7月以降の電源、またはバイオマス混焼有無が有となっている電源について、経済産業省にFIT電源でないことを照会し確認する 電源入札等で建設された電源でないことを確認する
	BGコード	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関が保有する情報をもとに、該当電源のBGコードに誤りがないことを確認する 確認できない場合は、各エリアのネットワークサービスセンターに対して、該当電源のBGコードに誤りがないことを確認する
	受電地点特定番号	<ul style="list-style-type: none"> 受電地点特定番号が分かる書類をもとに、該当電源の受電地点特定番号に誤りがないことを確認する 確認できない場合は、各エリアのネットワークサービスセンターに対して、該当電源の受電地点特定番号が存在することを確認する 受電地点特定番号に重複がないことを確認する ※建設中の電源に限り、受電地点特定番号を登録していない場合であっても、審査は合格とする

業務詳細プロセス	電源情報の登録内容変更の(再)審査	
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、経済産業省、参加登録申請者	
詳細内容		
電源情報の登録内容変更の(再)審査(2/4)		
広域機関は、参加登録申請者(安定電源提供者、変動電源提供者)が保持する電源情報の妥当性を以下の方法にて審査する ※発動指令電源提供者に対しては、電源情報の妥当性審査はない		
情報	情報項目	審査方法
電源情報	系統コード	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関が保有する情報をもとに、該当電源の系統コードに誤りがないことを確認する。確認できない場合は、各エリアのネットワークサービスセンターに対して、該当電源の系統コードに誤りがないことを確認する
	電源等の所有者	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省に提出された発電事業届出書・発電事業変更届出書・自家用電気工作物使用開始届出書・特定自家用電気工作物設置者接続届出書、供給計画届出書、接続検討回答書、工事計画届出書などをもとに、電源等の所有者に誤りがないことを確認する ※所有者が変更された場合は、電源の所有元と所有先間で承諾した書類を提出させ、承諾済みであることを確認する(ただし、発電事業変更届出書で所有者の変更を確認できる場合は不要とする)
	自家発(余剰)の該当有無※安定電源提供者のみ	<ul style="list-style-type: none"> 小売電気事業者との余剰電力購入契約、生産計画を記載したビジネスプラン等、自家用電気工作物使用開始届出書、特定自家用電気工作物設置者接続届出書をもとに、自家発(余剰)の該当有無に誤りがないことを確認する
	エリア名	<ul style="list-style-type: none"> 受電地点特定番号が分かる書類、供給計画届出書、接続検討回答書をもとに、該当エリア名に誤りがないことを確認する。確認できない場合は、各エリアのネットワークサービスセンターに対して、該当エリア名に誤りがないことを確認する

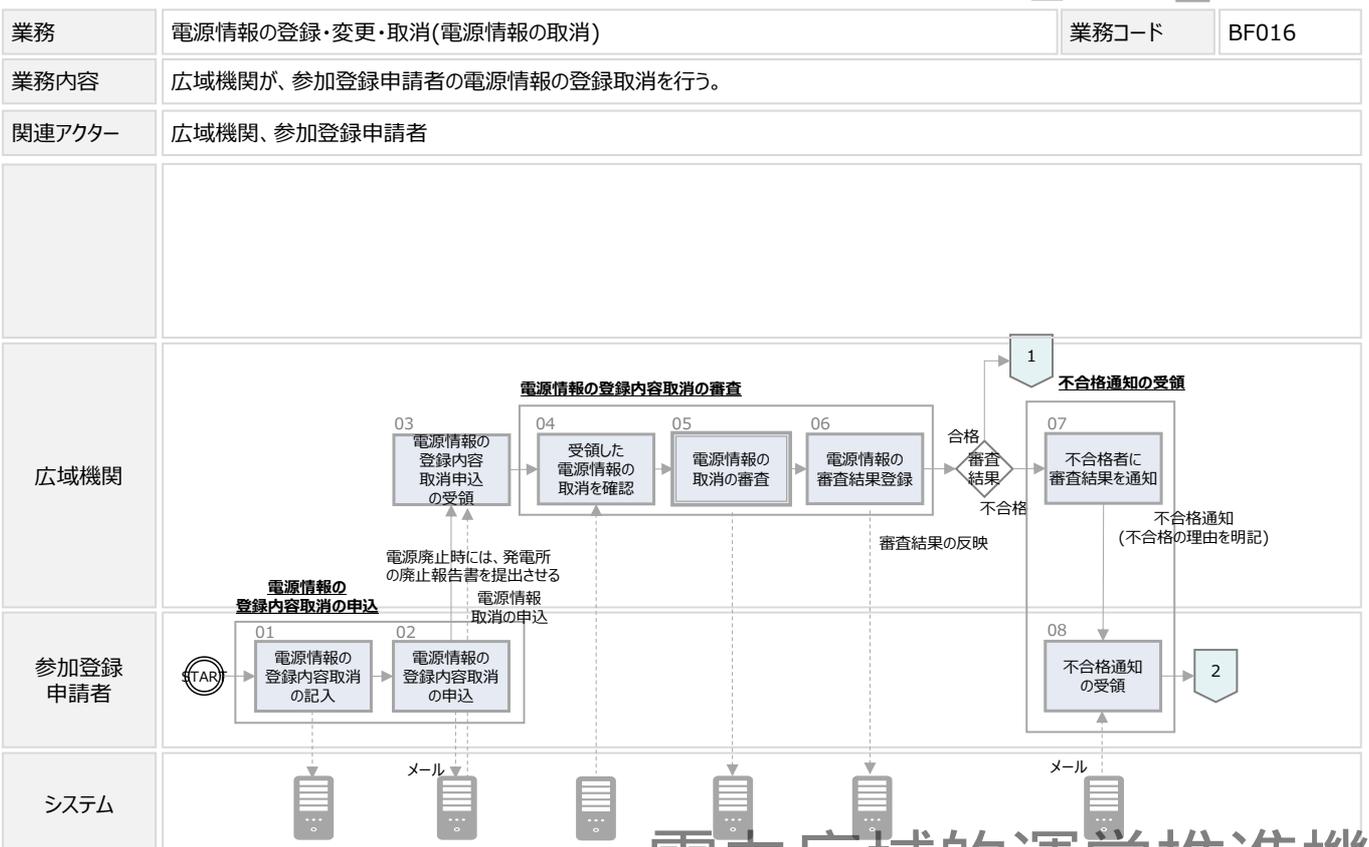
業務詳細プロセス	電源情報内容の(再)審査	
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、経済産業省、参加登録申請者	
詳細内容		
<p>電源情報内容の(再)審査(3/4) 広域機関は、参加登録申請者(安定電源提供者、変動電源提供者)が保持する電源情報の妥当性を以下の方法にて審査する ※発動指令電源提供者に対しては、電源情報の妥当性審査はない</p>		
情報	情報項目	審査方法
電源情報	電源種別の区分 発電方式の区分	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省に提出された発電事業届出書・発電事業変更届出書・自家用電気工作物使用開始届出書・特定自家用電気工作物接続届出書、供給計画届出書、接続検討回答書、工事計画届出書などをもとに、該当電源種別の区分・発電方式の区分に誤りがないことを確認する ※ノンファーム電源および蓄電池については、供給計画上の扱いに準じる
	バイオマス混焼有無 ※電源種別に火力を選択した電源のみ	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省に提出された工事計画届出書などをもとに、該当バイオマス混焼の有無に誤りがないことを確認する
	設備容量	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省に提出された発電事業届出書・発電事業変更届出書・自家用電気工作物使用開始届出書・特定自家用電気工作物接続届出書、供給計画届出書、接続検討回答書、工事計画届出書などをもとに設備容量に誤りがないことを確認する 設備容量が1,000kW以上であることを確認する
	運開年月	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省に提出された発電事業届出書・発電事業変更届出書・自家用電気工作物使用開始届出書・特定自家用電気工作物接続届出書、供給計画届出書、接続検討回答書、工事計画届出書などをもとに、運開年月に誤りがないことを確認する 運開年月が2010年度末以前であれば経過措置対象の経過措置対象電源として登録する ※メインオークション時点で運開していない電源が、運開年月を変更した際には、最新の工事計画届出書または接続検討回答書を提出する

業務詳細プロセス	電源情報内容の(再)審査	
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、経済産業省、参加登録申請者	
詳細内容		
<p>電源情報内容の(再)審査(4/4) 広域機関は、参加登録申請者(安定電源提供者、変動電源提供者)が保持する電源情報の妥当性を以下の方法にて審査する ※発動指令電源提供者に対しては、電源情報の妥当性審査はない</p>		
情報	情報項目	審査方法
電源情報	調整機能の有無 ※安定電源提供者のみ	<ul style="list-style-type: none"> 発電方式の区分を揚水・石油・LNGを選択した電源が、調整機能無で登録した場合には、参加登録申請者に対して確認を行う(揚水・石油・LNGは、調整力公募で落札した電源の太宗を占めており、GFやLFC機能を有していると考えられるため) ※実需給の前年度までに「調整電源に指示できる契約等」の締結を確認する
	JEPX取引会員名 ※安定電源提供者のみ	<ul style="list-style-type: none"> JEPX取引会員証明書をもとに、JEPX取引会員であることを確認する ※実需給の前年度までに「JEPX取引会員証明書」により確認する(取引会員でない場合は、所属BGを証明できる書類を提出)
	電源等の起動時間 相対契約上の通告締切時刻 ※安定電源提供者のみ	<ul style="list-style-type: none"> 小売電気事業者等との締結文書、機器仕様書をもとに、小売電気事業者等との締結文書をもとに契約書等に記載された起動時間、通告締切時刻が記載されていることを確認する ※実需給の前年度までに「小売電気事業者等との締結文書」などにより確認する
	ΔkW区分 ΔkW区分ごとの調整能力	<ul style="list-style-type: none"> 需給調整市場と整合性を図るために、ΔkW区分(一次調整力(GF相当枠)、二次調整力①(LFC)、二次調整力②(EDC -H)、三次調整力①(EDC -L)、三次調整力②(低速枠)など)を確認する ※複数ΔkW区分を適用する可能性あり

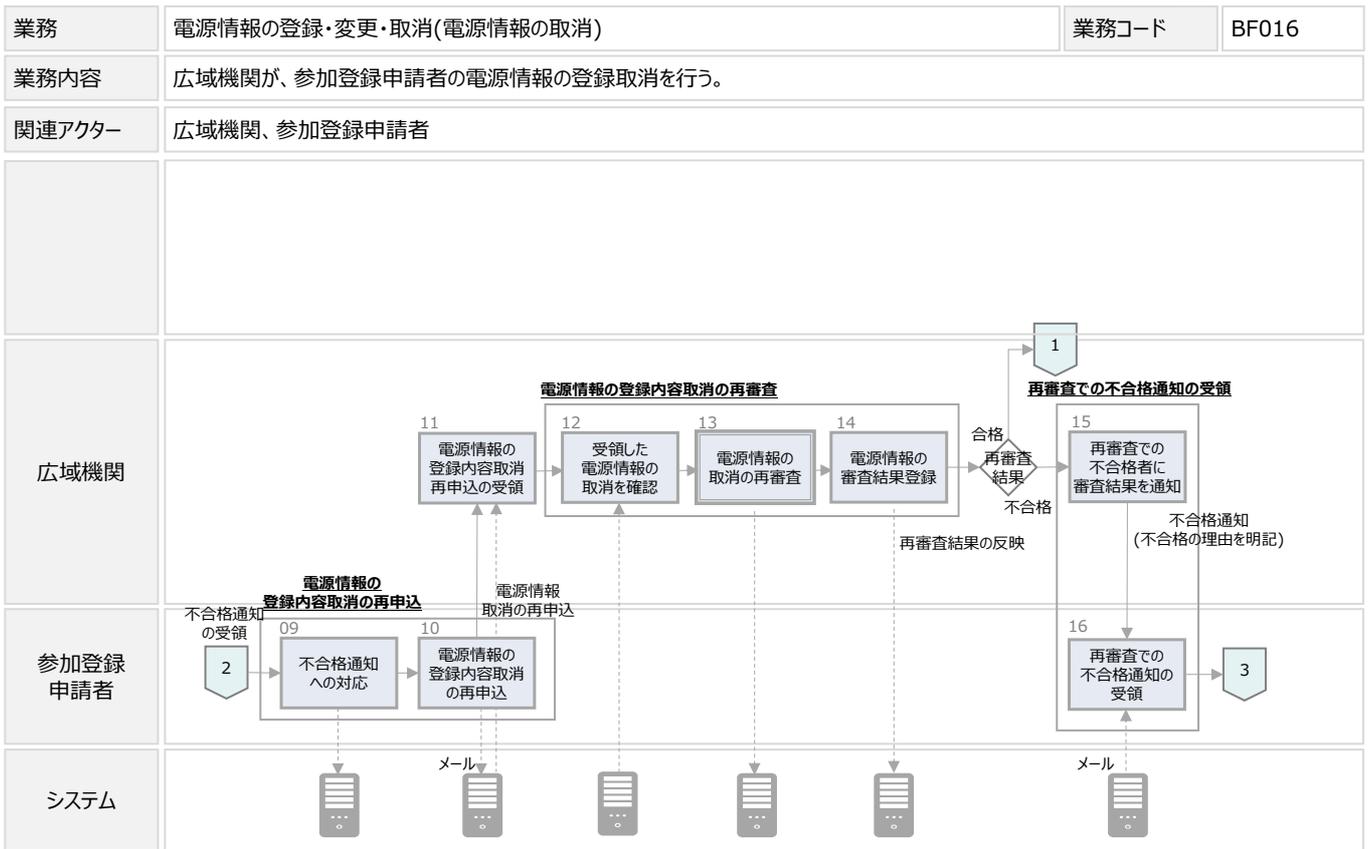
凡例 詳細の可視化



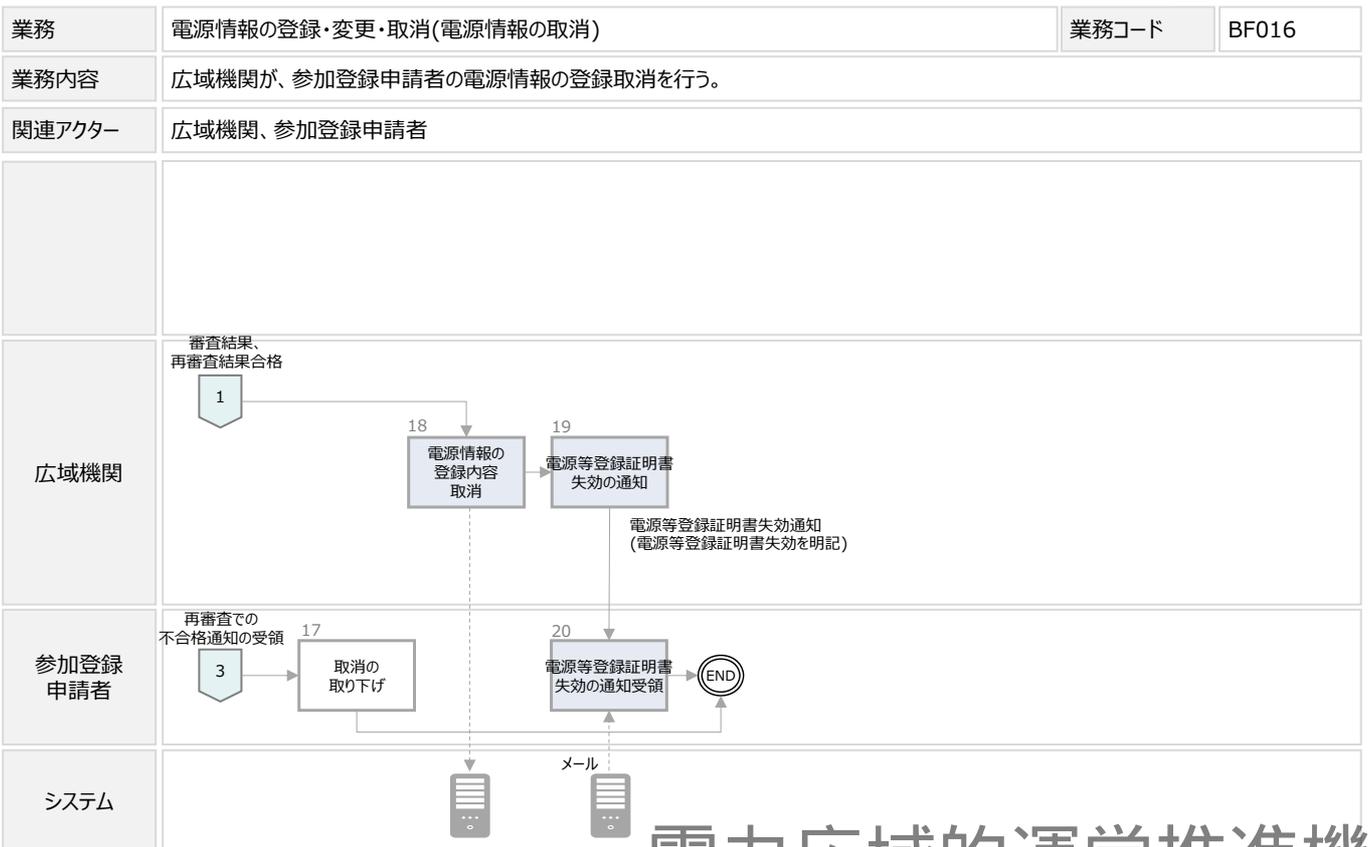
凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



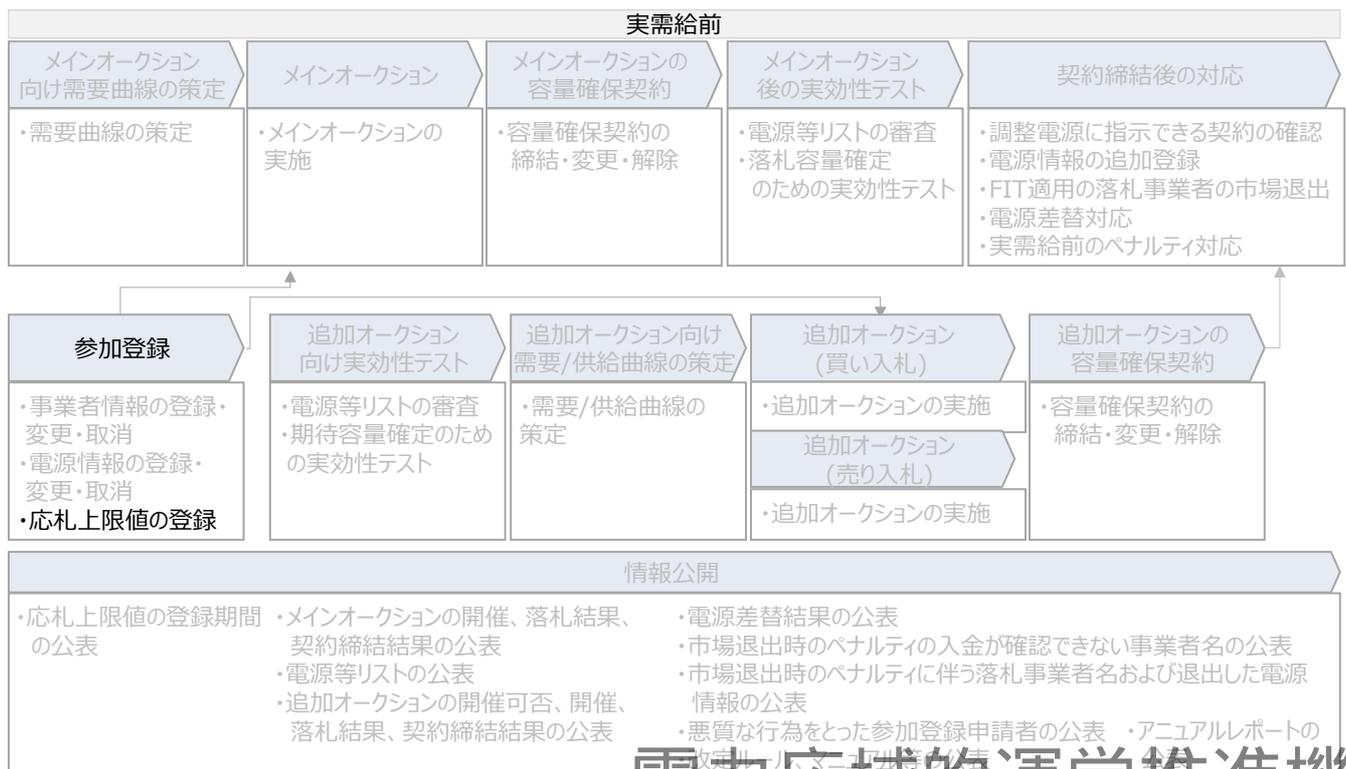
凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



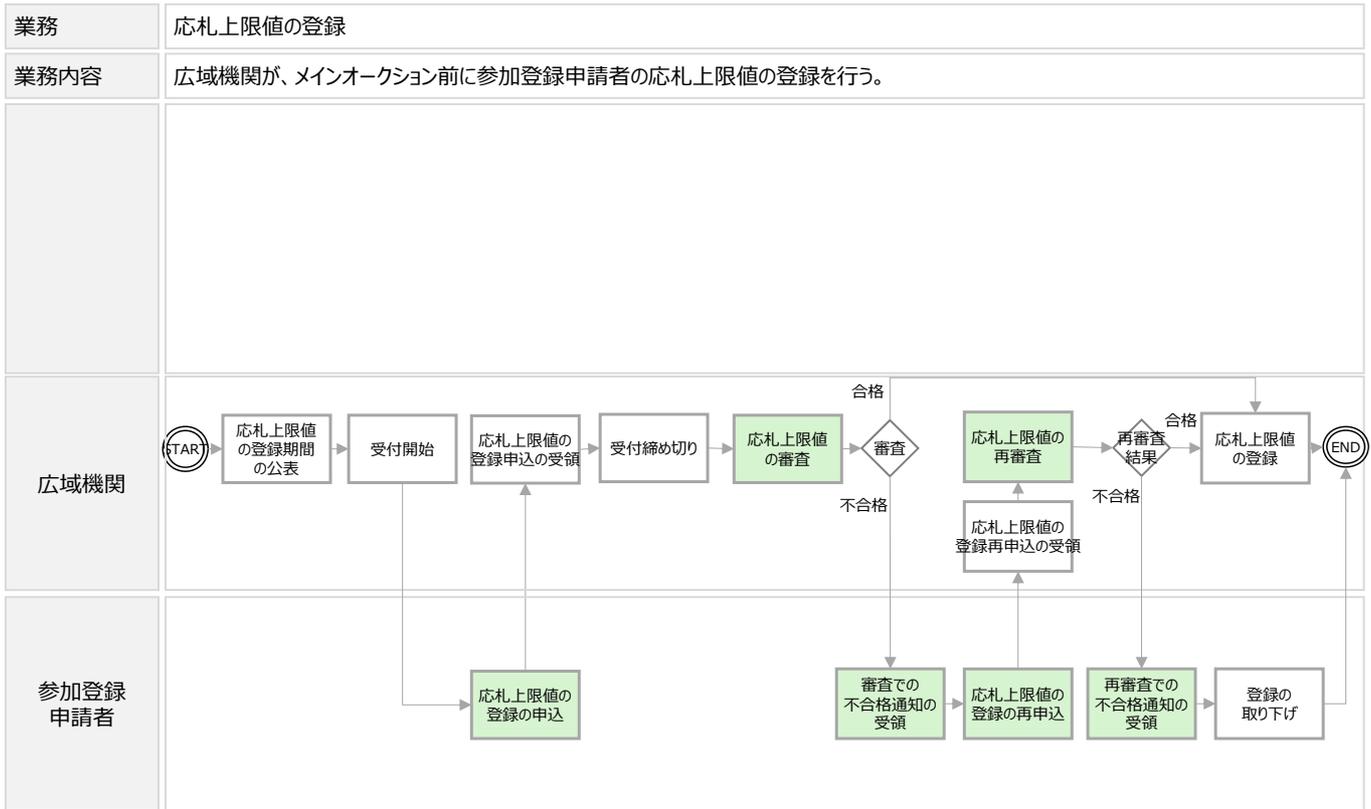
業務詳細プロセス	電源情報の取消の(再)審査
関連アクター	広域機関、参加登録申請者
詳細内容	
<p>電源情報の取消の(再)審査 広域機関は、以下の情報を審査する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取消申込された電源は容量確保契約の締結済の電源でないことを確認する ・取消申込された電源は容量確保契約の締結済の場合、経済的ペナルティの精算が完了していることを確認する <p>※ただし、オークション開場期間中は電源情報の取消申込を随時受け付けるが、電源情報の取消の審査はしない</p>	

業務概要フロー・業務詳細フロー・業務仕様書

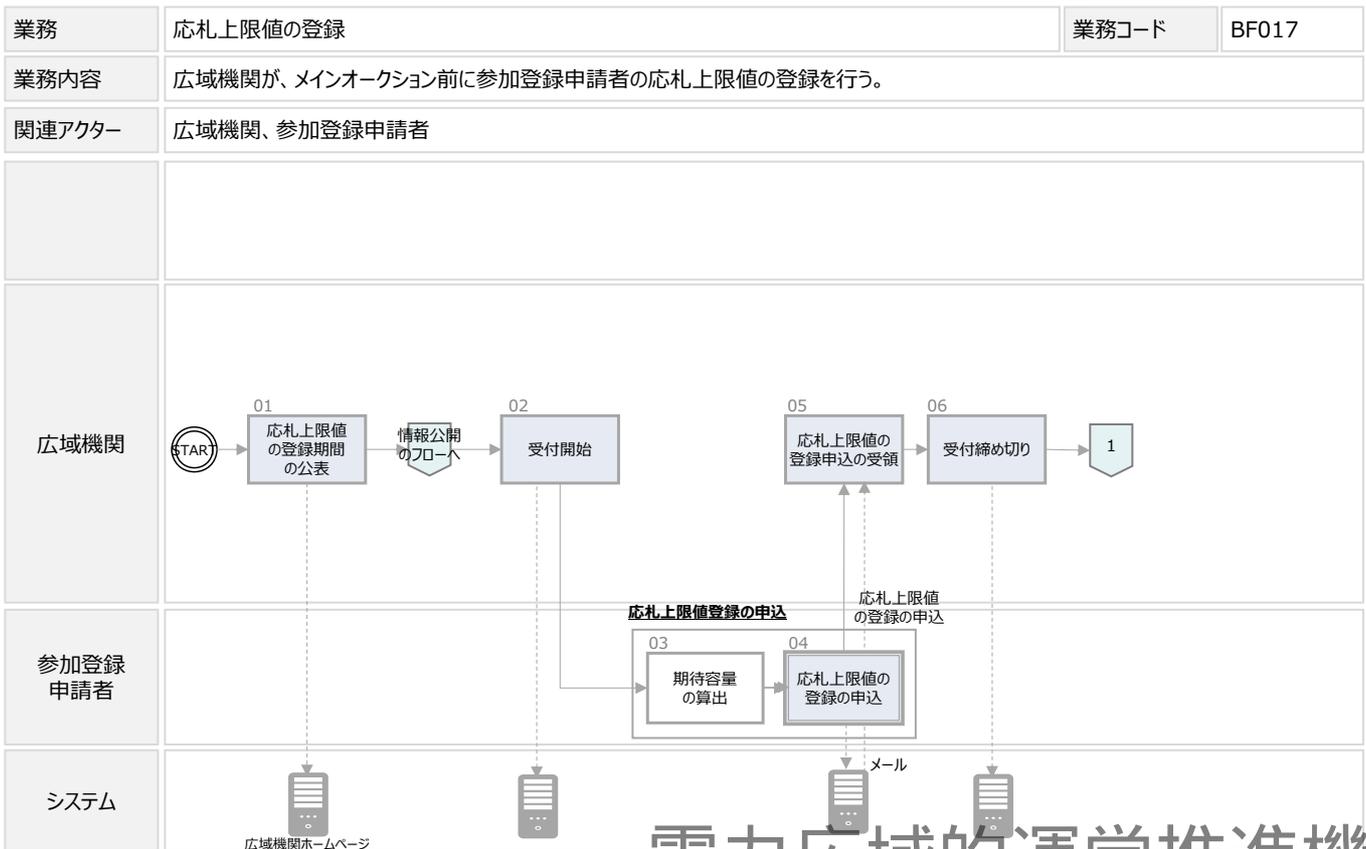
■ 参加登録：応札上限値の登録



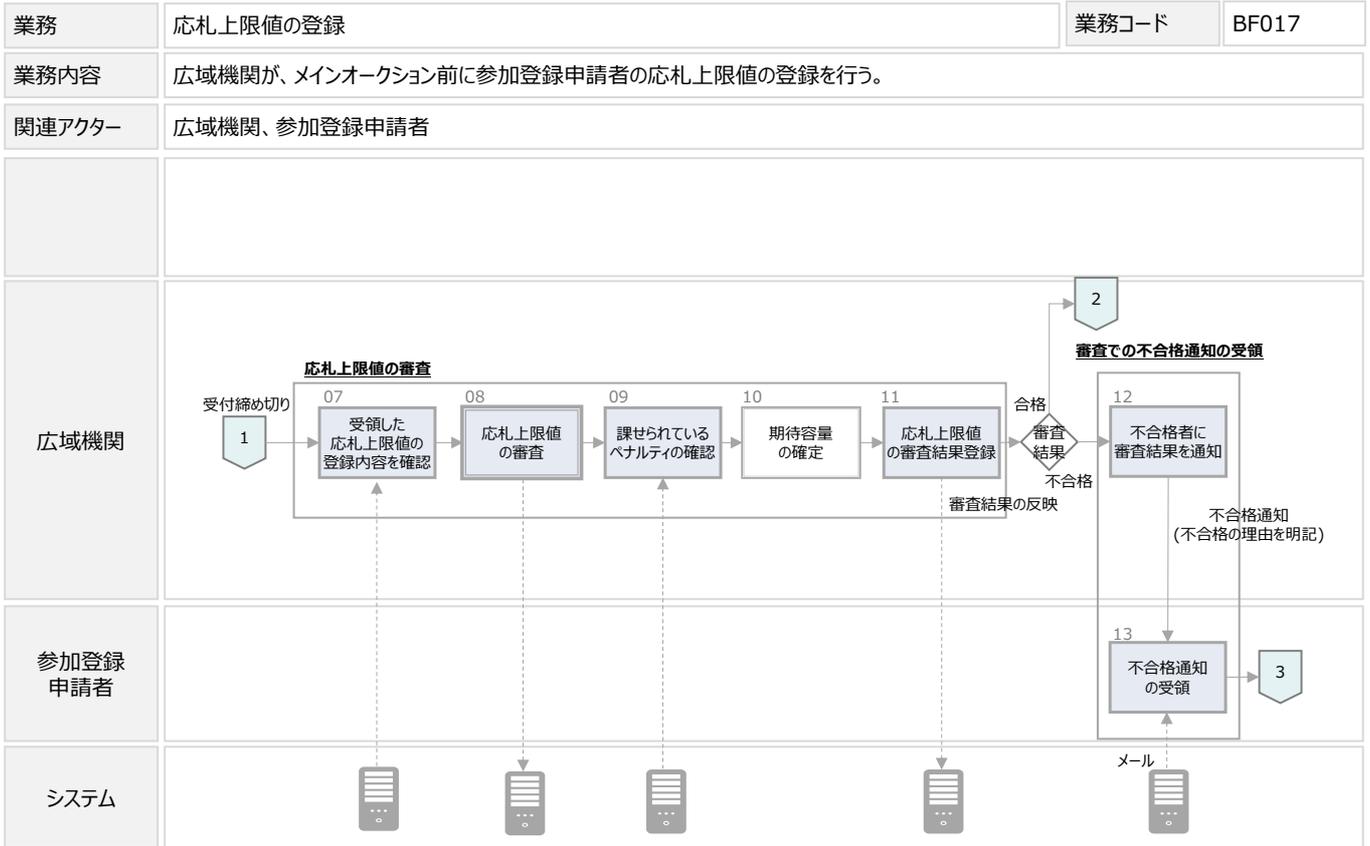
凡例 詳細の可視化



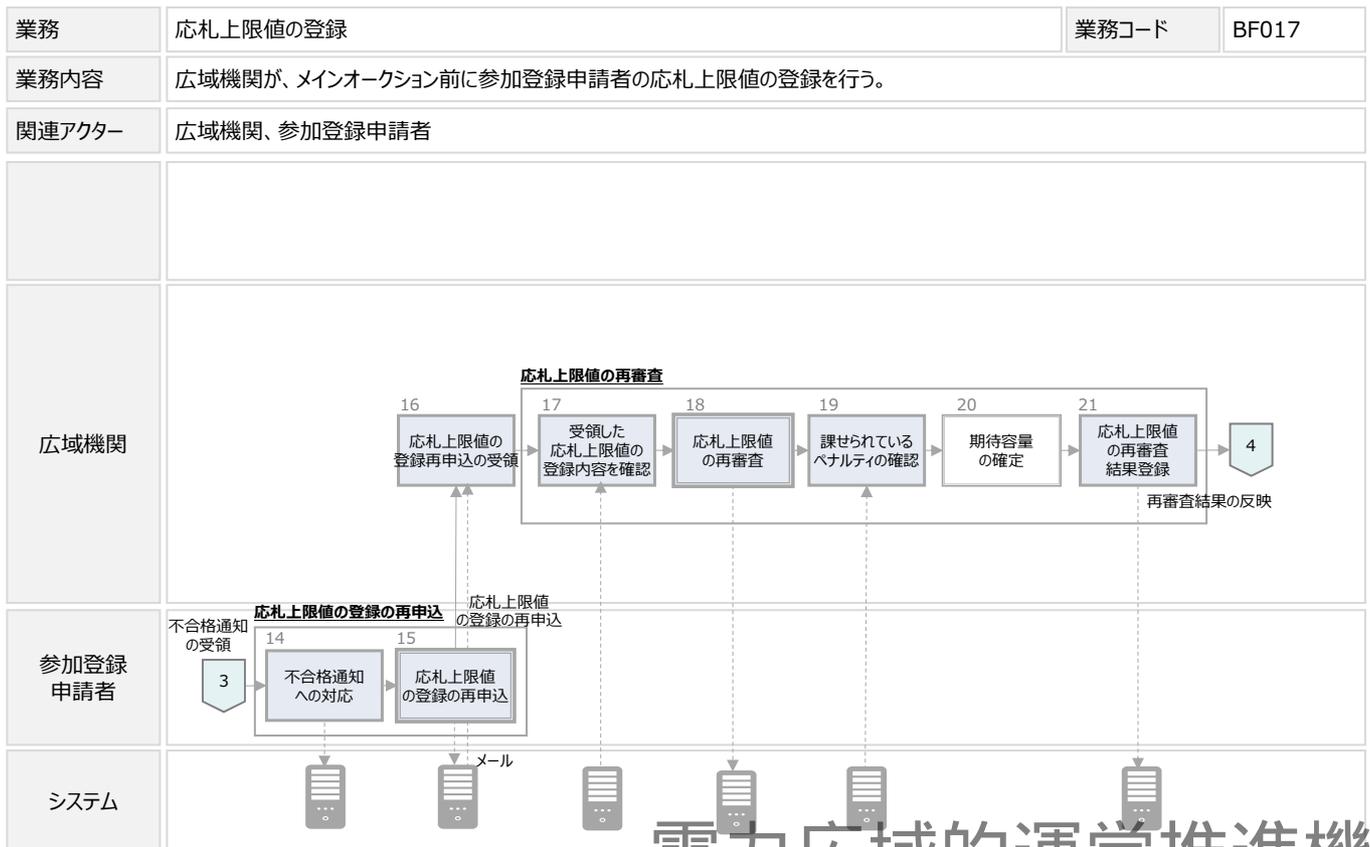
凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



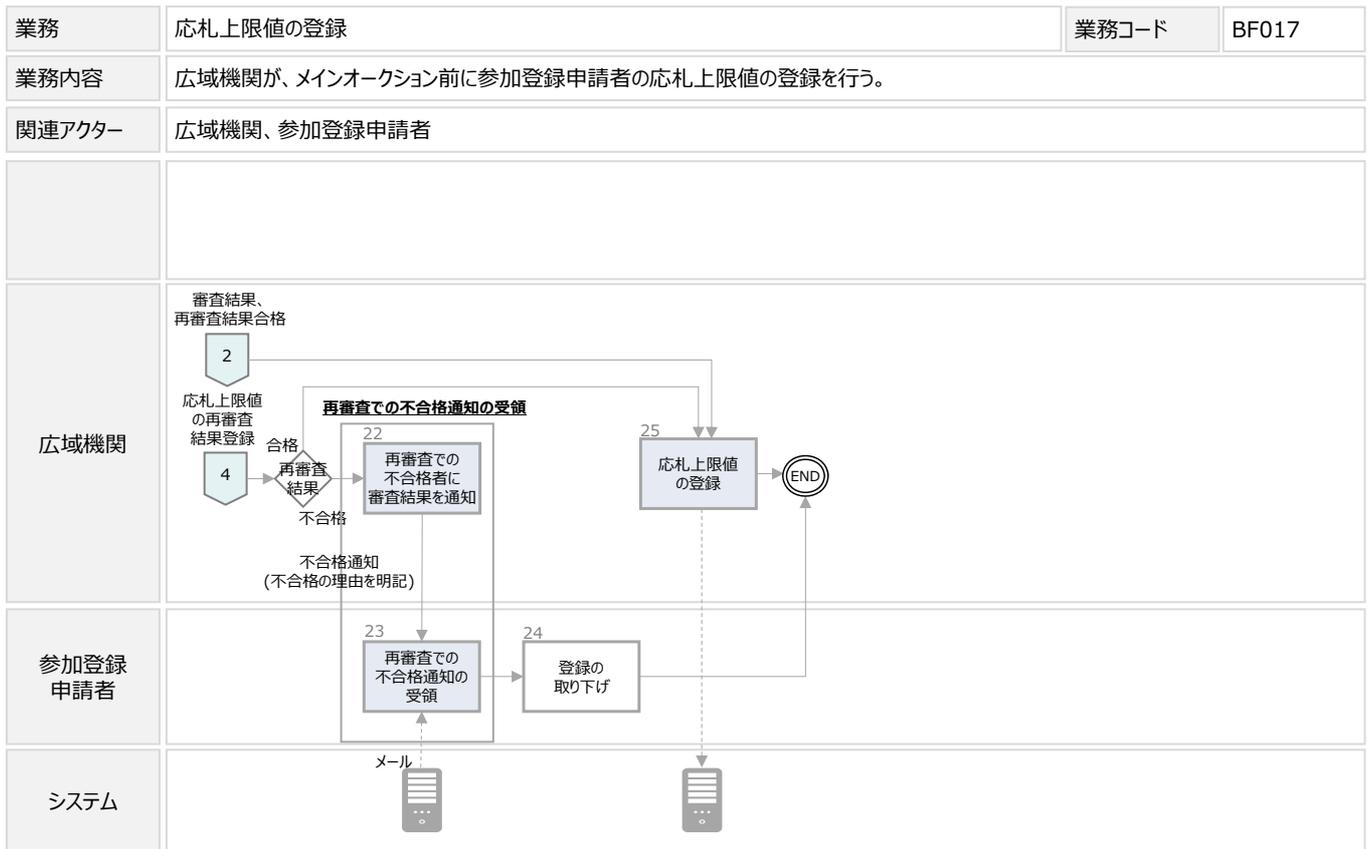
凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



業務仕様書
応札上限値の登録：応札上限値の登録の(再)申込

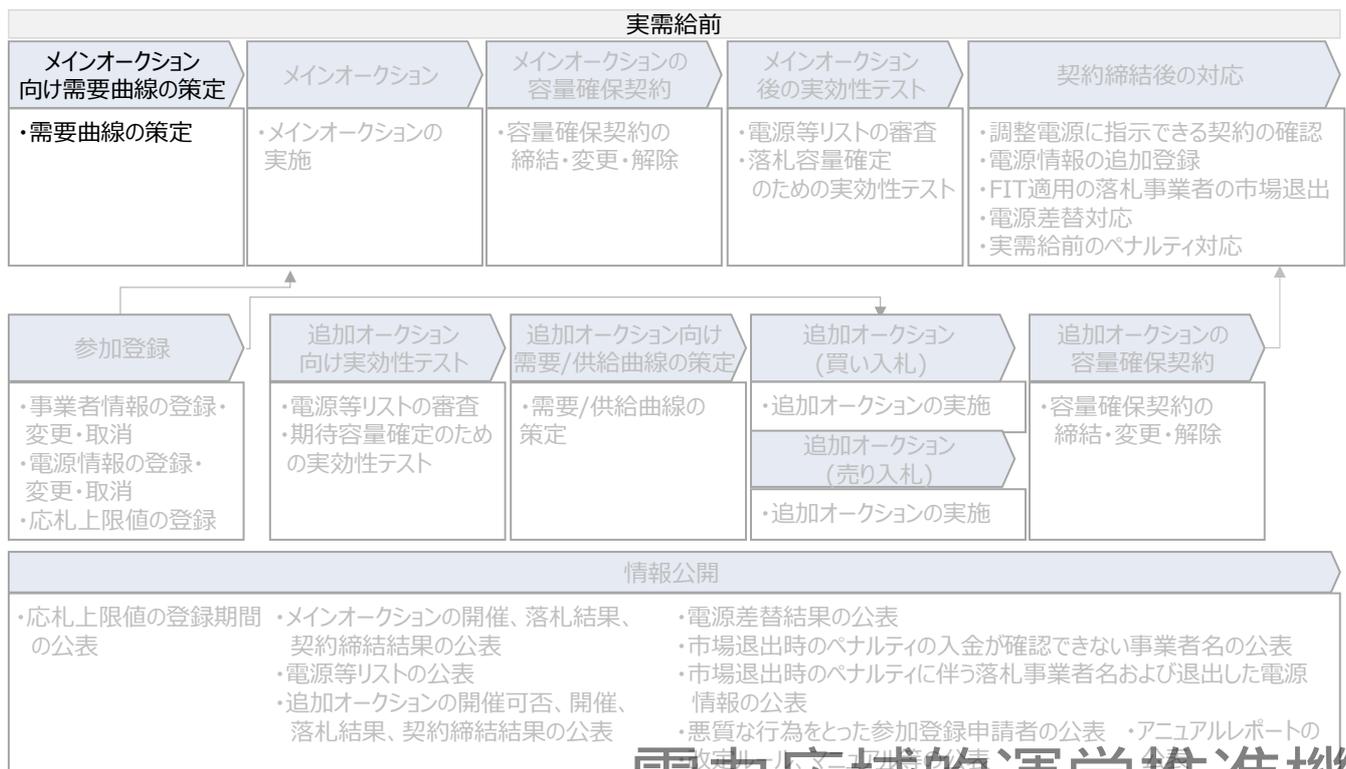
業務詳細プロセス	応札上限値の登録の(再)申込
関連アクター	広域機関、参加登録申込者

詳細内容

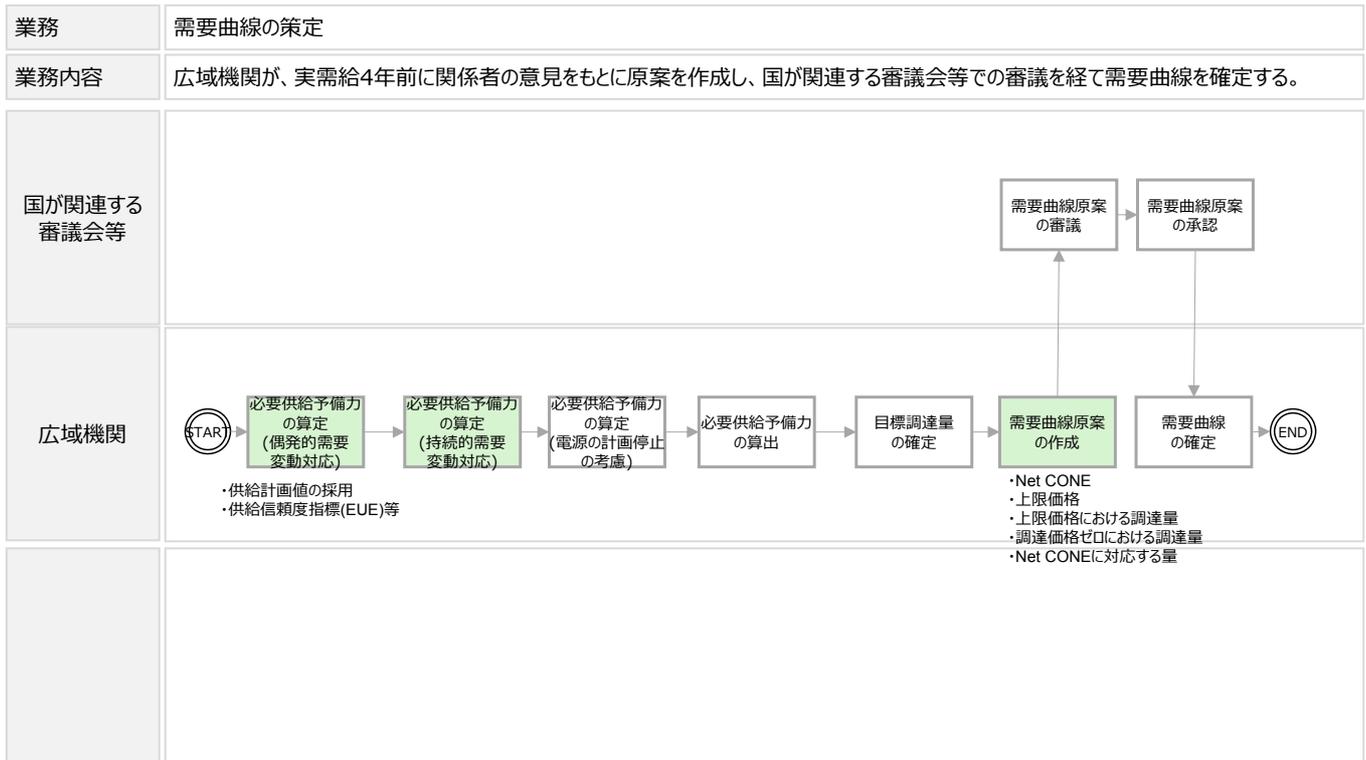
応札上限値の登録の(再)申込			
参加登録申請者は、以下の情報を登録および提出する			
情報	対象事業者	情報項目	登録時期
応札上限値	安定電源提供者、 変動電源提供者	・ 期待容量(応札容量の上限値)	・メインオークション入札前 ※なお、メインオークション応札上限値の登録期間に供給力を確定できない新設電源および自家発、または設備更新に伴う増出力については、メインオークション後から追加オークション前までの期間であれば、期待容量の変更を1回だけ受け付ける。
	発動指令電源 提供者	・ 期待容量(参加登録時に確保している発電エリア毎の容量と具体的かつ積み上げ型の分析に基づく容量の合計)	・メインオークション入札前
情報	対象事業者	提出書類	提出時期
応札上限値	安定電源提供者、 変動電源提供者	・ 供給計画届出書を提出している事業者 供給計画内訳表(応札単位毎の期待容量が分かる書類) ・ 供給計画届出書を提出していない事業者 供給計画ガイドラインに基づいて期待容量を算定した書類	・メインオークション入札前 ※なお、メインオークション応札上限値の登録期間に供給力を確定できない新設電源および自家発、または設備更新に伴う増出力がある場合は、随時受け付ける
	発動指令電源 提供者	・ ビジネスプラン ※応札単位毎に提出を求める	・メインオークション入札前

業務詳細プロセス	応札上限値の(再)審査		
関連アクター	広域機関、参加登録申請者		
詳細内容			
応札上限値の(再)審査 広域機関は、参加登録申請者が保持する応札上限値を以下の方法にて審査する			
情報	対象事業者	情報項目	審査方法
応札上限値	安定電源提供者、 変動電源提供者	<ul style="list-style-type: none"> 期待容量(応札容量の上限) 	<ul style="list-style-type: none"> 電源の供給計画届出書または供給計画ガイドラインに基づいて期待容量を算定した書類をもとに、期待容量が提出された書類の値と一致していることを確認する 供給計画ガイドラインに基づいて期待容量を算定した書類が提出された場合、電源の期待容量の算出根拠に誤りがないことを、必要に応じて事業者から提出された至近30ヶ年分の発電実績等を用いて所内率や調整係数の妥当性を確認する 期待容量が1,000kW以上であることを確認する
	発動指令電源提供者	<ul style="list-style-type: none"> 期待容量(参加登録時に確保している発電エリア毎の容量と具体的かつ積み上げ型の分析に基づく容量の合計) 	<ul style="list-style-type: none"> ビジネスプランに記載されている期待容量と一致していることを確認する 期待容量(参加登録時に確保している発電エリア毎の容量と具体的かつ積み上げ型の分析に基づく容量の合計)が1,000kW以上であることを確認する

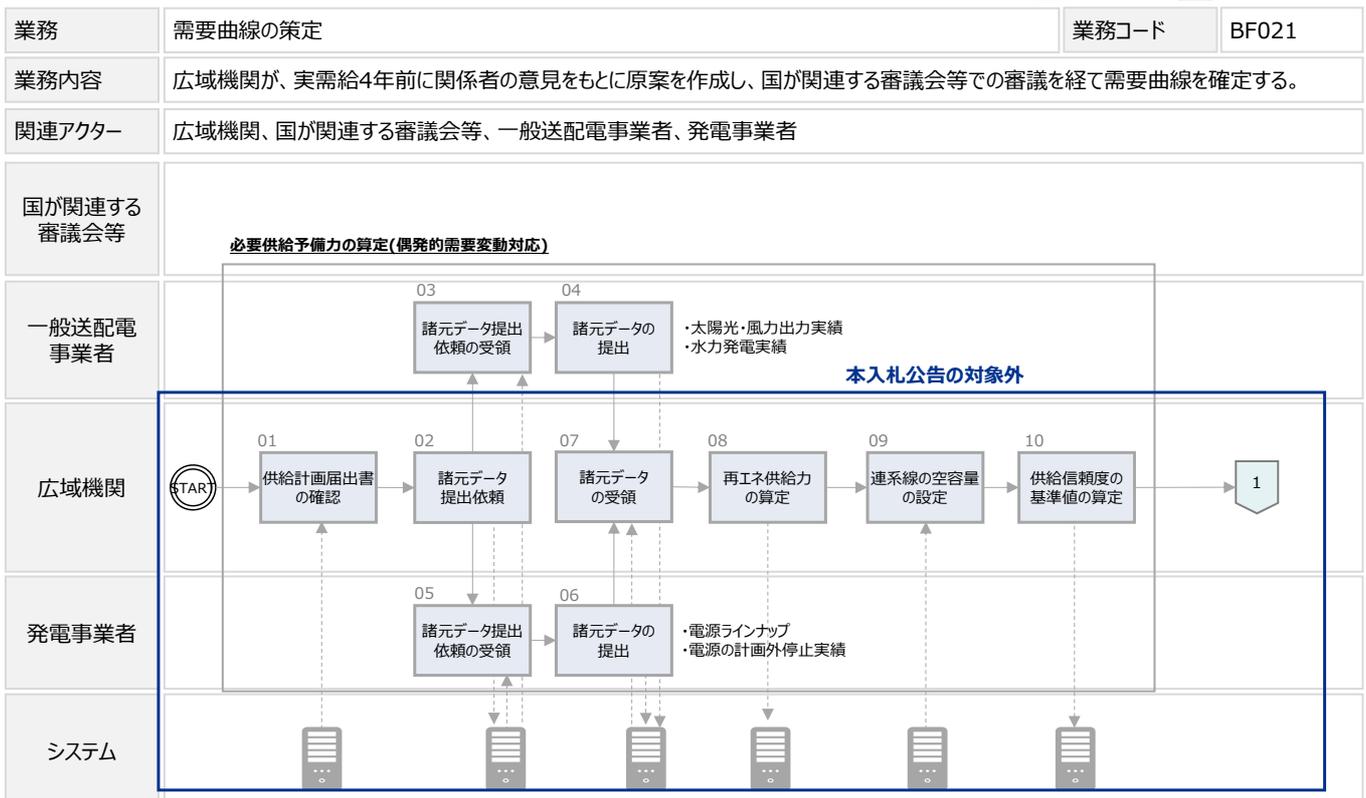
■ 需要曲線の策定



凡例 詳細の可視化



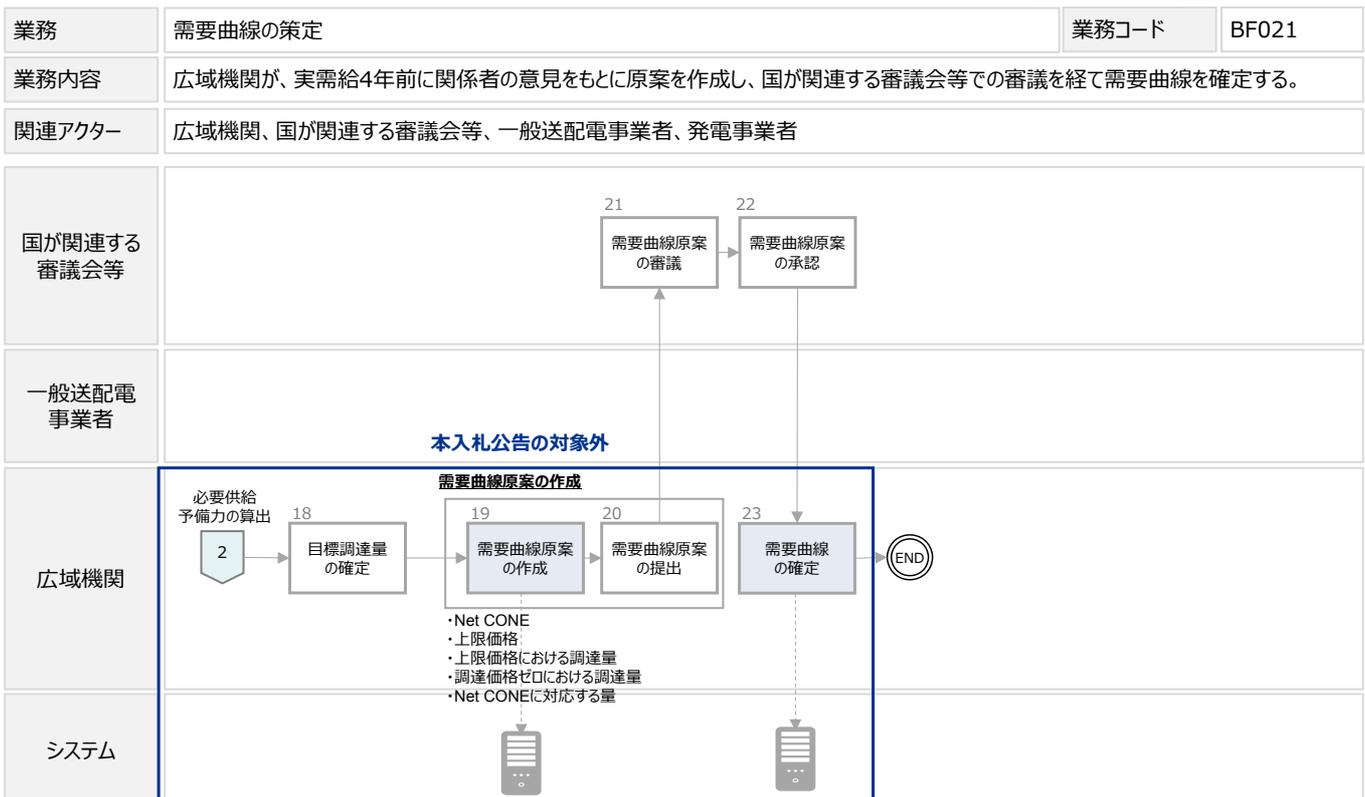
凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



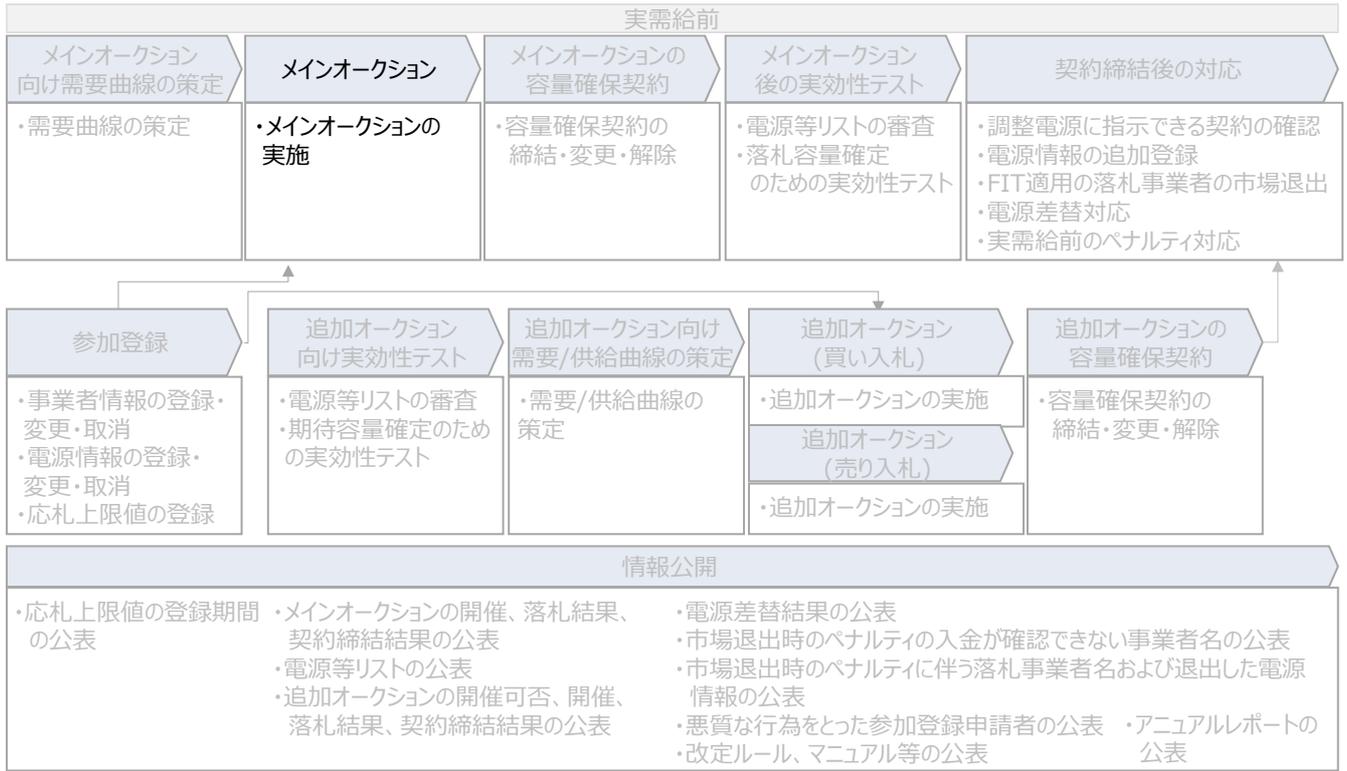
凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



凡例 システム化対象 業務仕様書の対象

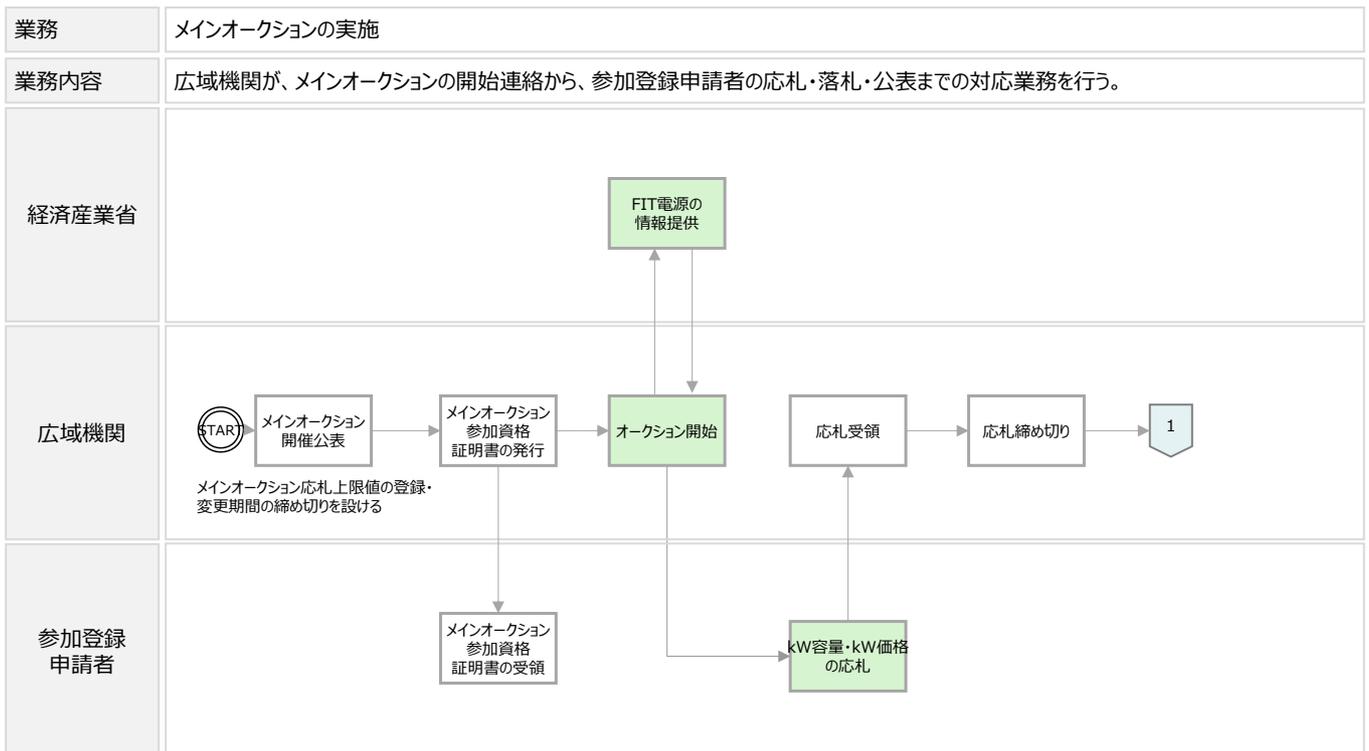


■ メインオークション

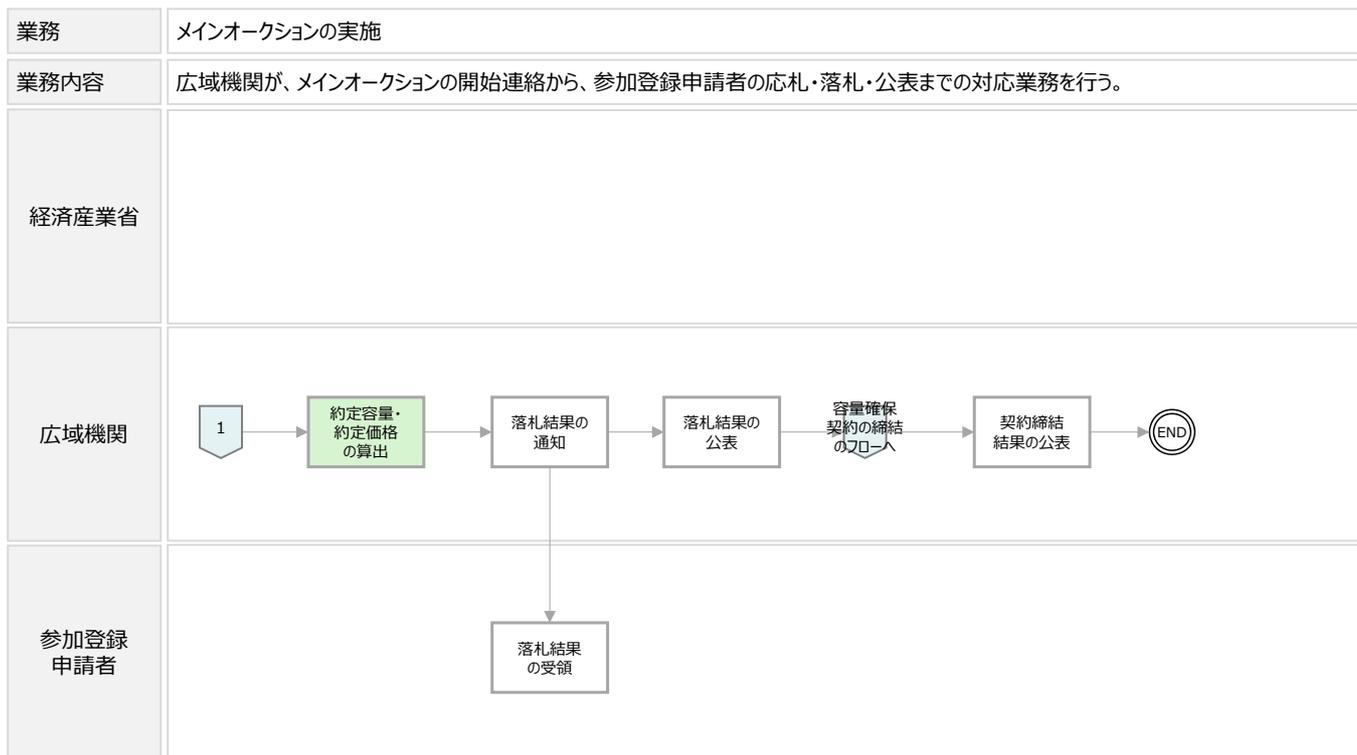


業務概要フロー
メインオークション：メインオークションの実施

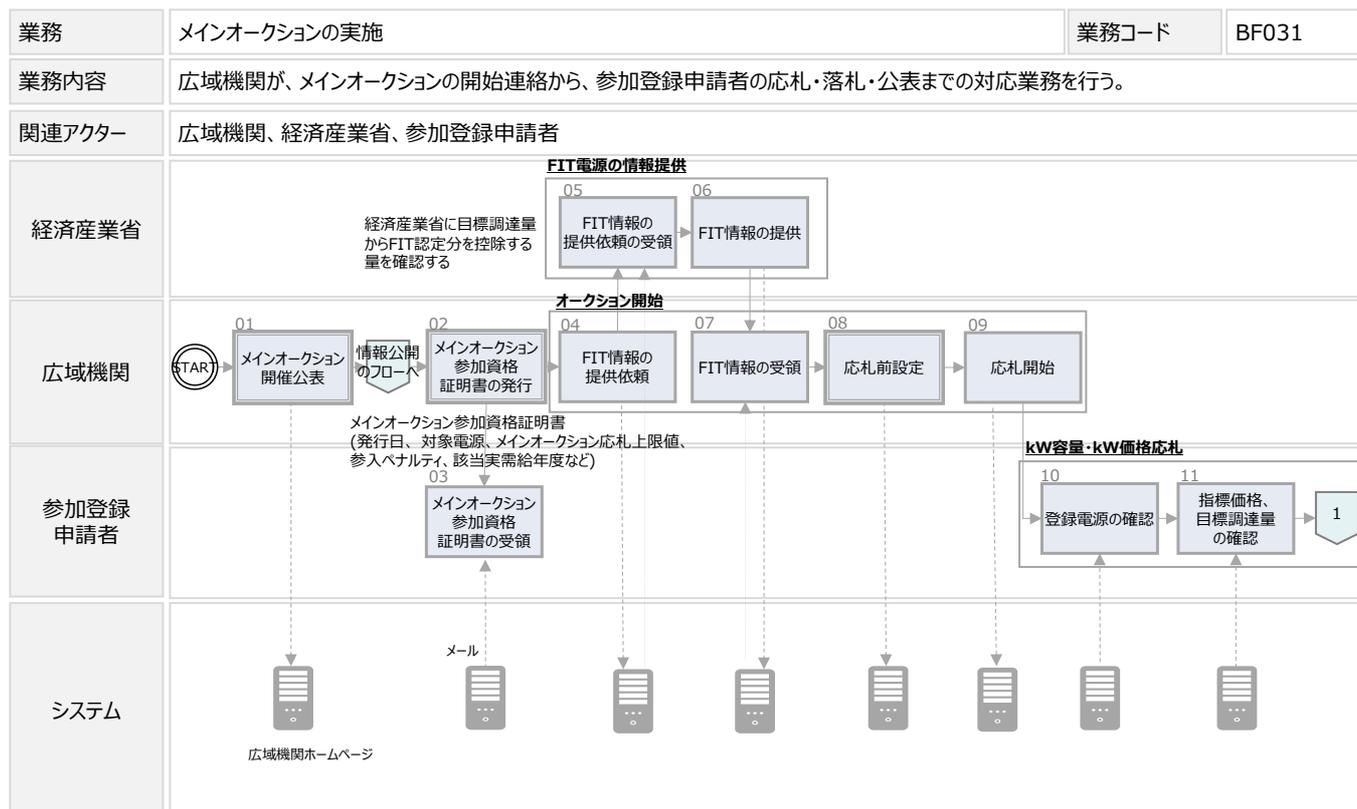
凡例 詳細の可視化



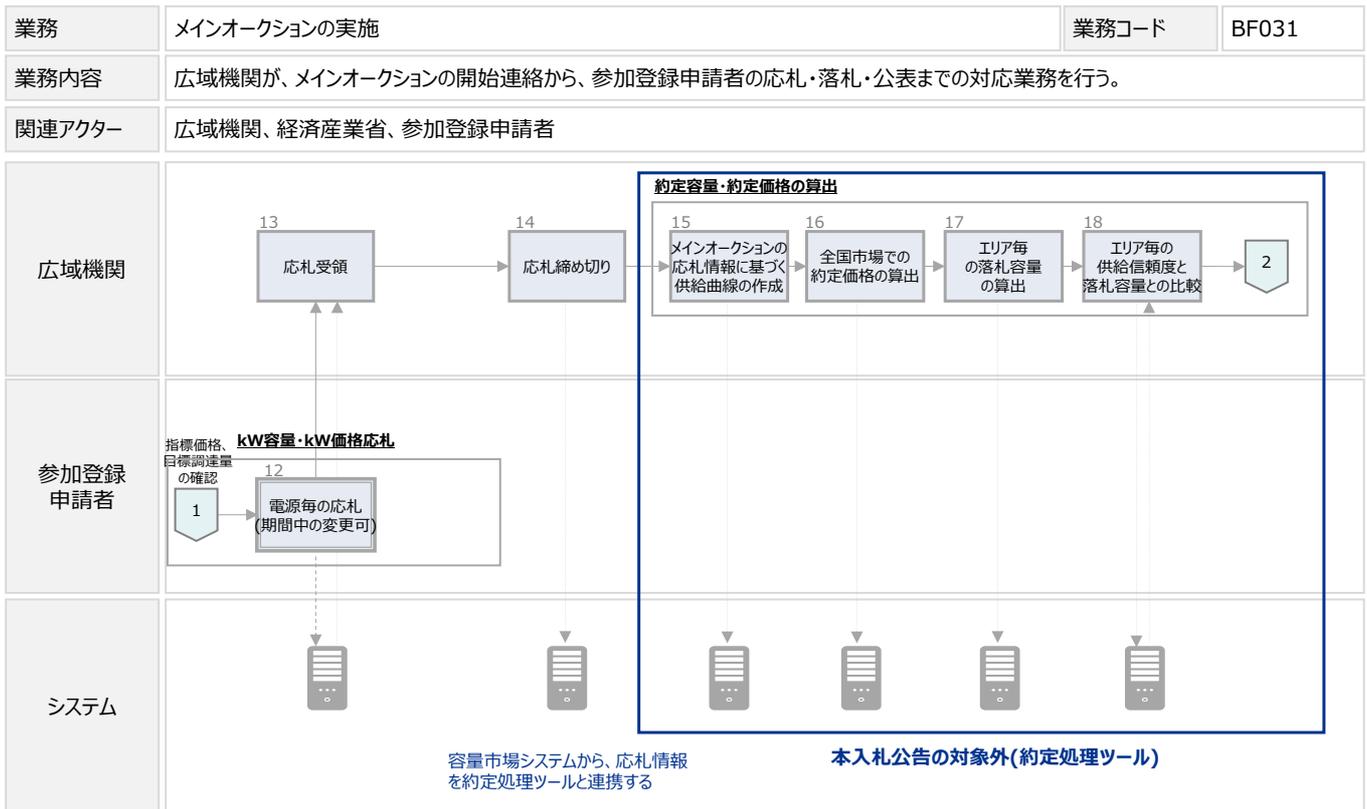
凡例 詳細の可視化



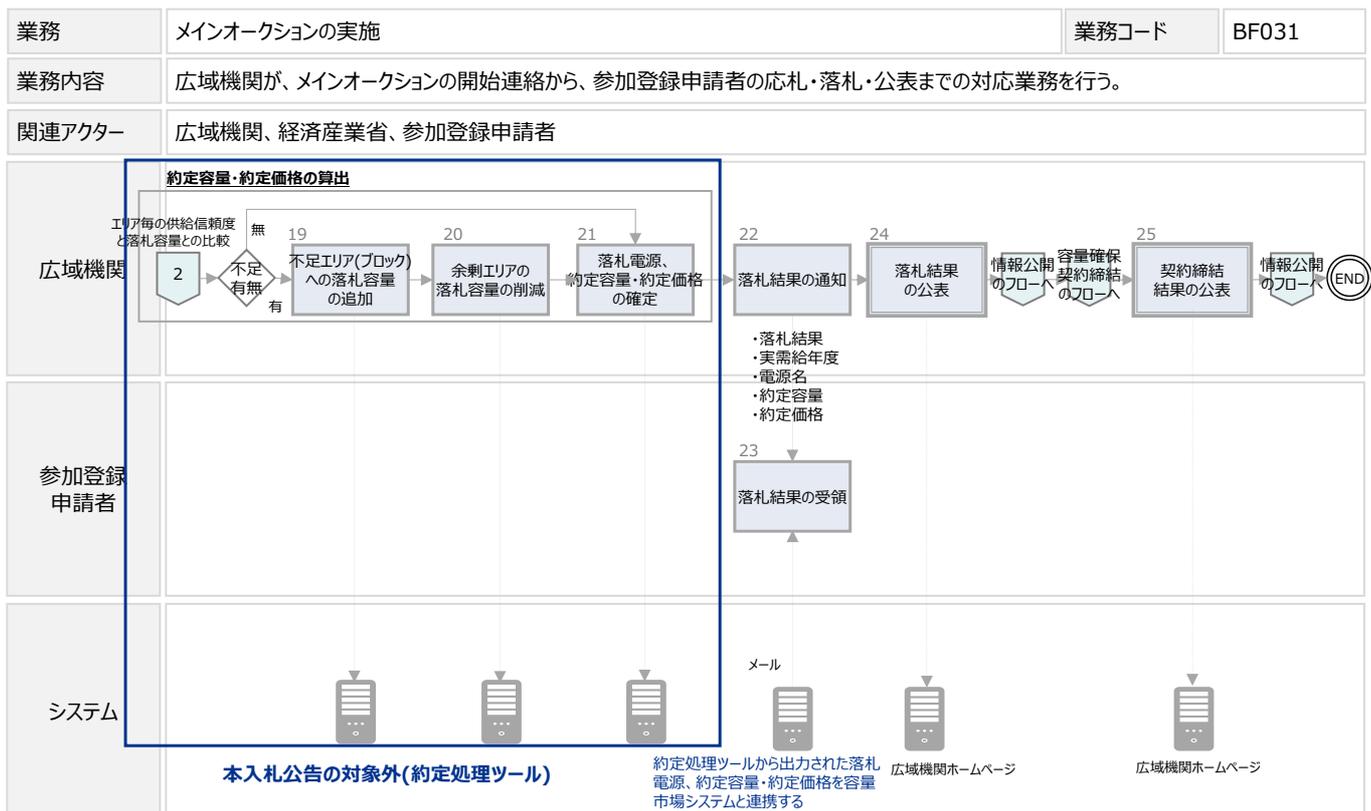
凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



凡例 システム化対象 業務仕様書の対象

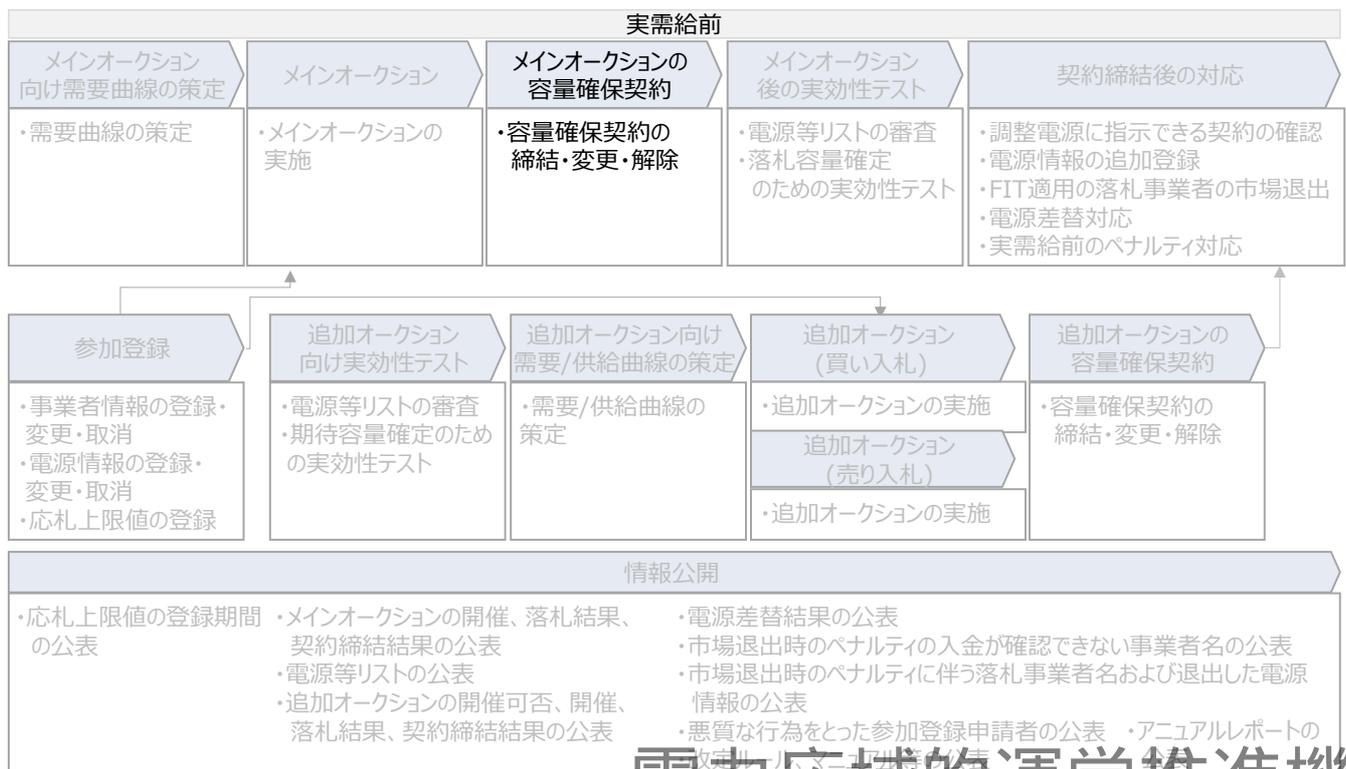


業務詳細プロセス	メインオークション参加資格証明書の発行
関連アクター	広域機関、経済産業省、参加登録申請者
<p>詳細内容</p> <p>メインオークション参加資格証明書の発行</p> <p>応札上限値の登録変更期間締め切り後、応札上限値を登録した参加登録申請者に対して、電源毎にメインオークション参加資格証明書を発行する</p>	

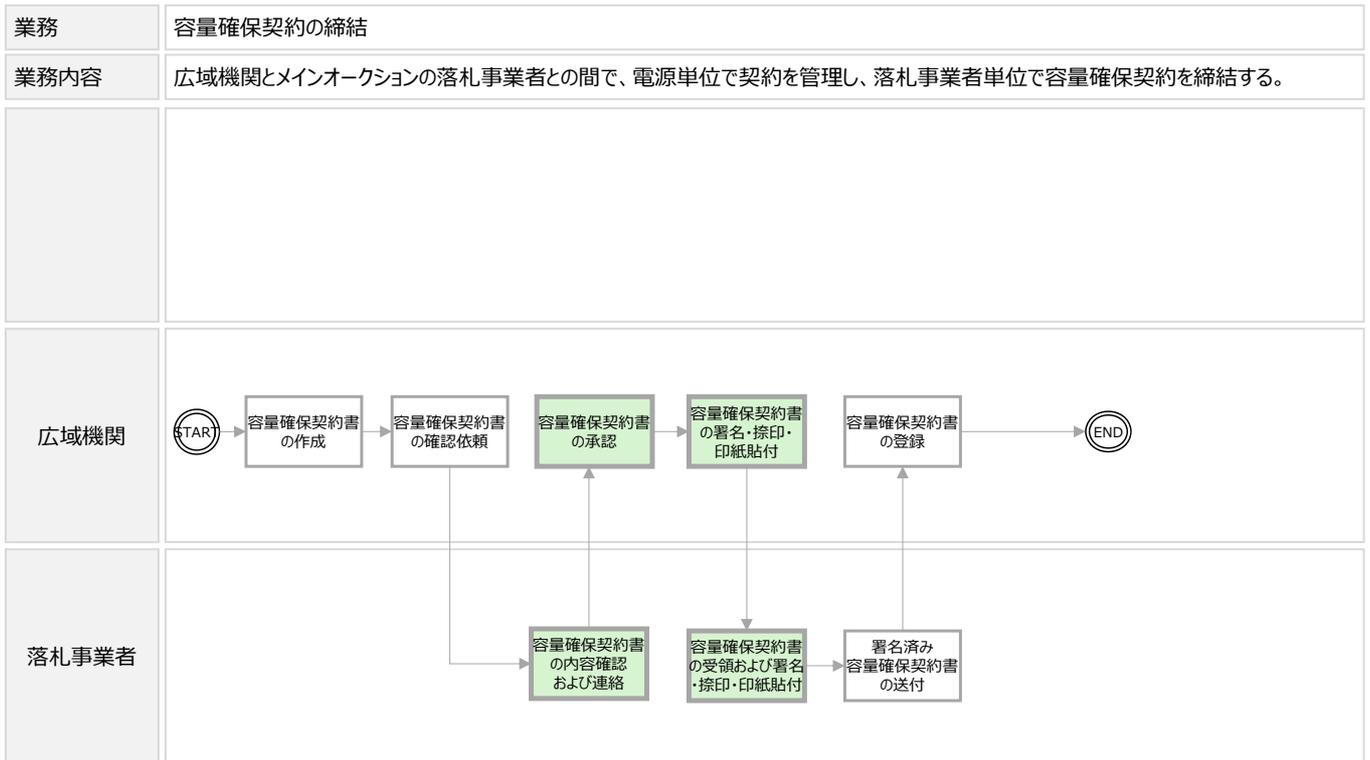
業務詳細プロセス	応札前設定																								
関連アクター	広域機関、経済産業省、参加登録申請者																								
<p>詳細内容</p> <p>応札前設定</p> <p>広域機関は、応札前に以下の設定を行う</p> <p>【基本】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応札開始日・終了日設定 ・ 入札上限価格の設定 ※既設電源に対して、メインオークションおよび追加オークション応札時の入札上限価格を設定する場合、入札実施要綱で公開した入札上限価格に基づき、上限価格を設定する <p>【アクセス権限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期間における公開設定を行う <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>担当</th> <th>公開情報項目</th> <th>認可権限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">応札期間中</td> <td>広域機関職員(システム最高管理者)</td> <td>全ての電源の応札情報</td> <td>登録、参照、更新</td> </tr> <tr> <td>広域機関職員(運用担当者)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>参加登録申請者</td> <td>参加登録申請者名に紐づく電源の応札情報</td> <td>登録、参照、更新</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">応札締切後</td> <td>広域機関職員(システム最高管理者)</td> <td>全ての電源の応札情報</td> <td>登録、参照、更新</td> </tr> <tr> <td>広域機関職員(運用担当者)</td> <td>全ての電源の応札情報</td> <td>参照</td> </tr> <tr> <td>参加登録申請者</td> <td>参加登録申請者に紐づく電源の応札情報</td> <td>参照</td> </tr> </tbody> </table> <p>【証跡】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応札情報へのアクセス等の監査 		期間	担当	公開情報項目	認可権限	応札期間中	広域機関職員(システム最高管理者)	全ての電源の応札情報	登録、参照、更新	広域機関職員(運用担当者)	-	-	参加登録申請者	参加登録申請者名に紐づく電源の応札情報	登録、参照、更新	応札締切後	広域機関職員(システム最高管理者)	全ての電源の応札情報	登録、参照、更新	広域機関職員(運用担当者)	全ての電源の応札情報	参照	参加登録申請者	参加登録申請者に紐づく電源の応札情報	参照
期間	担当	公開情報項目	認可権限																						
応札期間中	広域機関職員(システム最高管理者)	全ての電源の応札情報	登録、参照、更新																						
	広域機関職員(運用担当者)	-	-																						
	参加登録申請者	参加登録申請者名に紐づく電源の応札情報	登録、参照、更新																						
応札締切後	広域機関職員(システム最高管理者)	全ての電源の応札情報	登録、参照、更新																						
	広域機関職員(運用担当者)	全ての電源の応札情報	参照																						
	参加登録申請者	参加登録申請者に紐づく電源の応札情報	参照																						

業務詳細プロセス	電源毎の応札
関連アクター	広域機関、経済産業省、参加登録申請者
詳細内容	
<p>電源毎の応札</p> <p>広域機関は、不適切な応札が行われないよう以下について確認する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メインオークション対象電源として、同じ実需給年度のメインオークション向けの参加資格証明書が発行された電源となっていること ・メインオークション応札上限値(期待容量)を超えたkW容量を設定していないこと ・最低応札容量が1,000kW以上であり、容量を刻む最小単位が1kWであること <p>参加登録申請者は、登録した電源毎に応札情報を入力する なお、応札期間内であれば、参加登録申請者は何度でも応札情報を変更できる</p> <p>応札情報とは、以下を指す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ kW容量 ・ kW価格 	

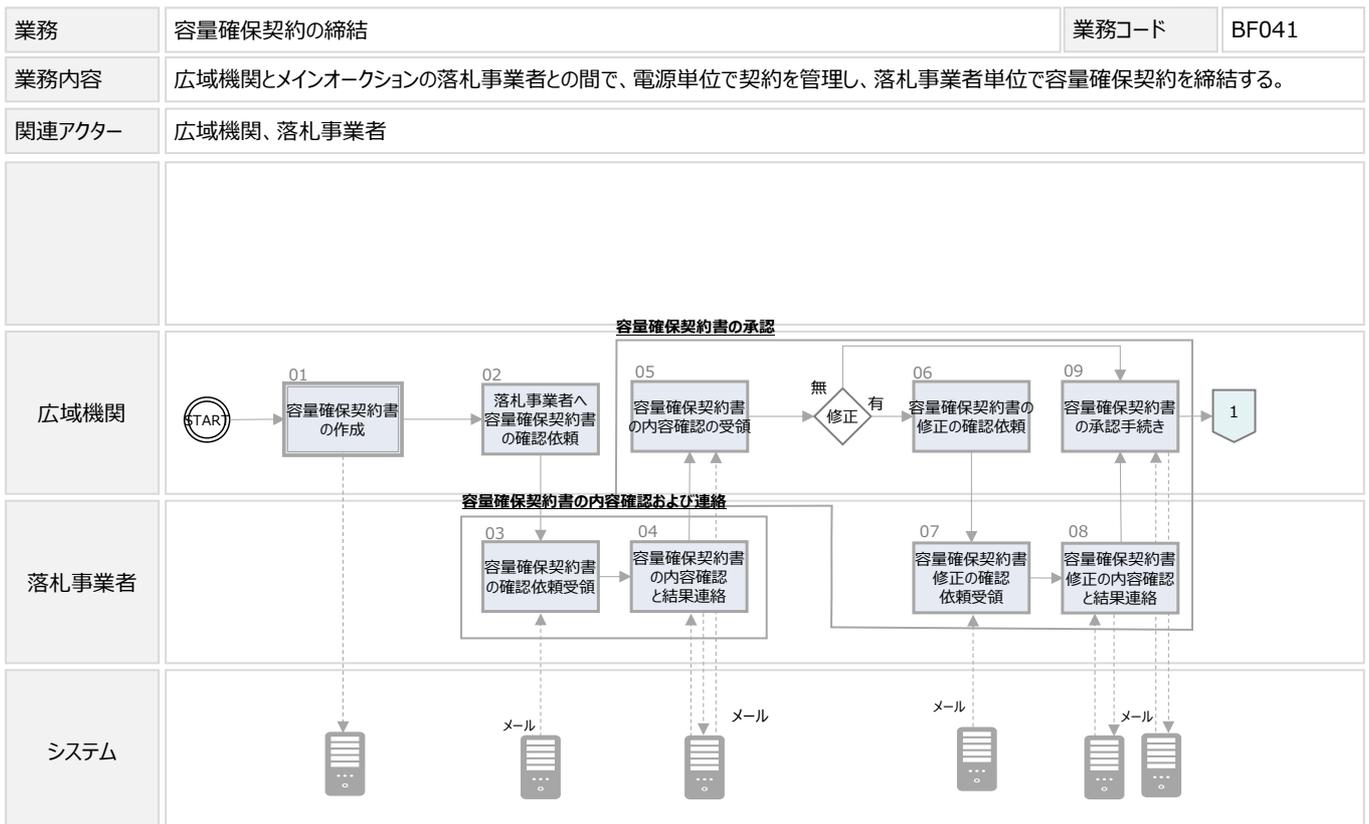
■ メインオークションの容量確保契約：容量確保契約の締結・変更・解除



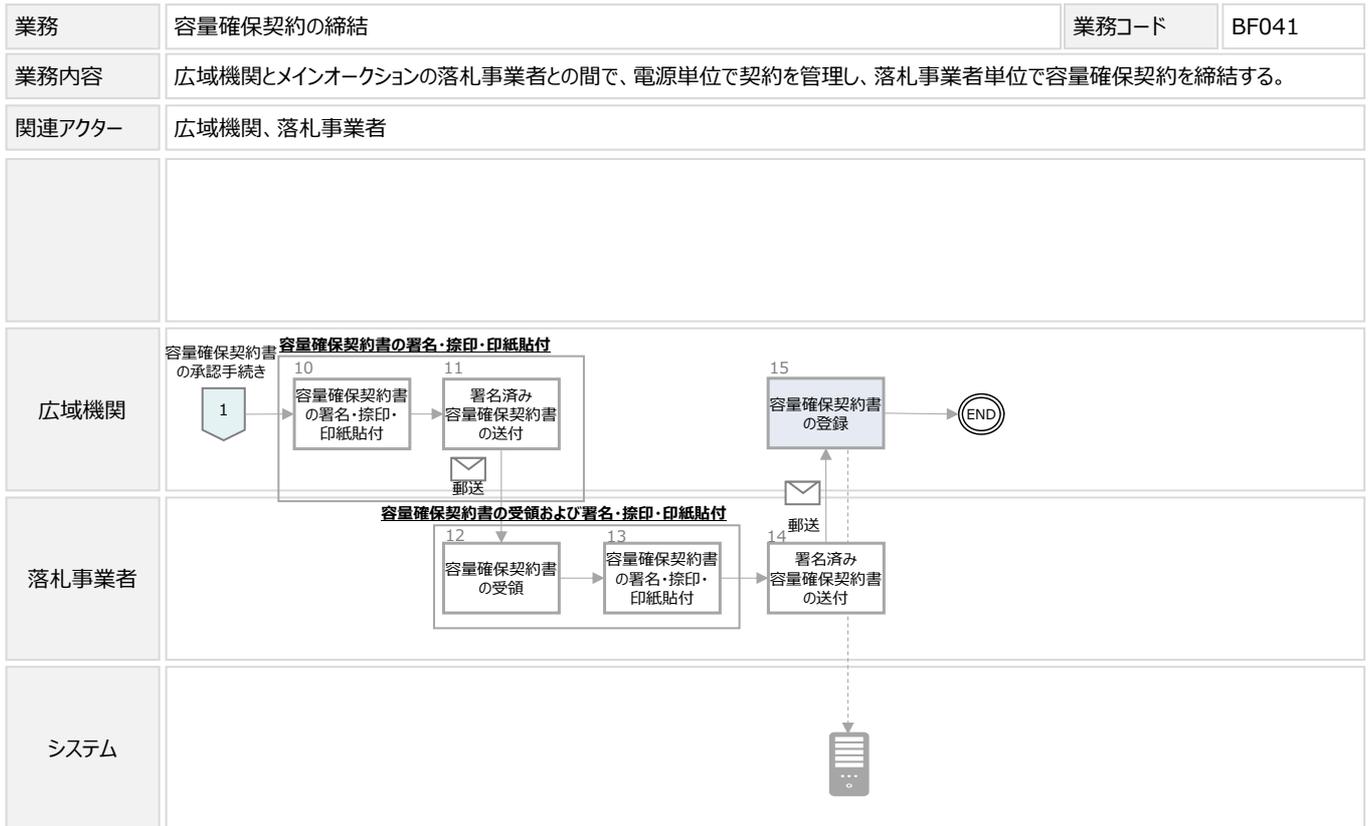
凡例 詳細の可視化



凡例 システム化対象 業務仕様書の対象

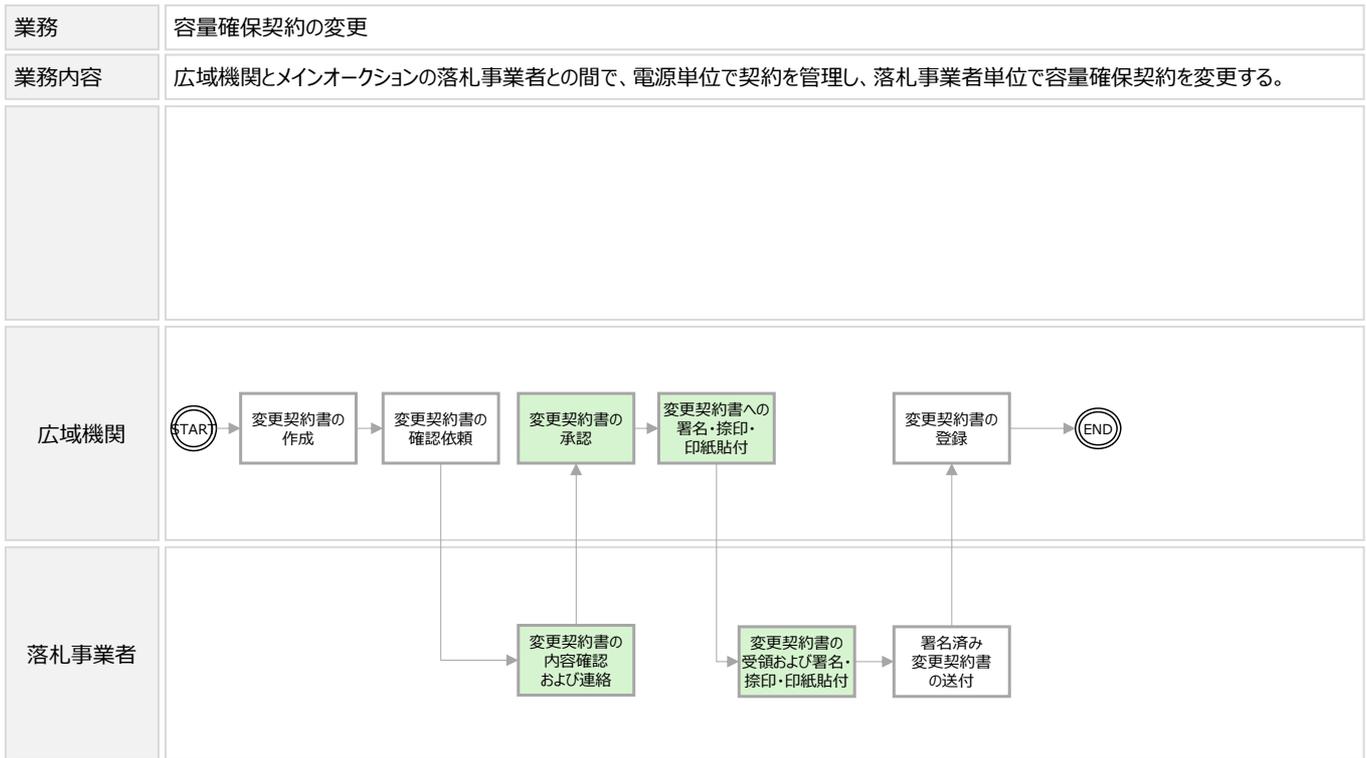


凡例 システム化対象 業務仕様書の対象

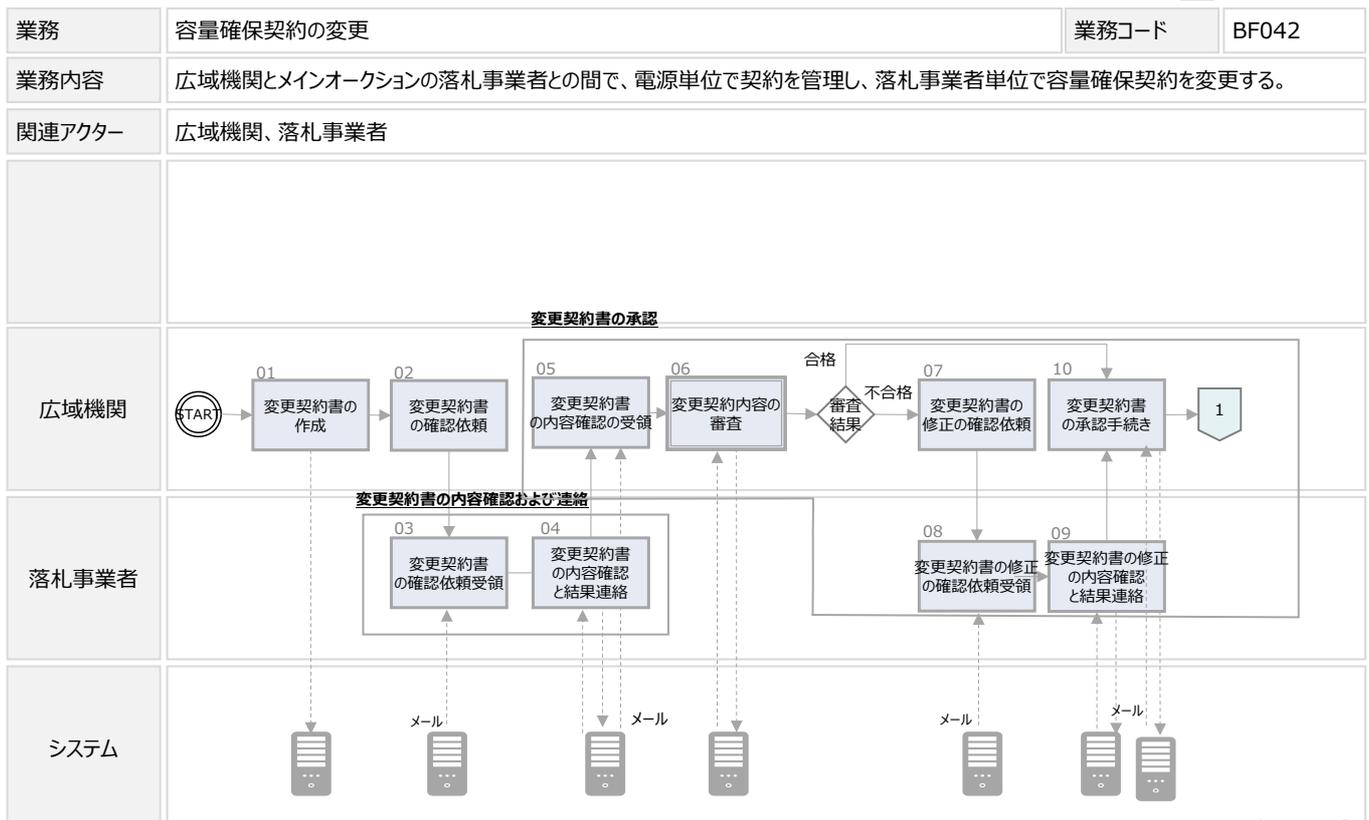


業務詳細プロセス	容量確保契約書の作成
関連アクター	広域機関、落札事業者
詳細内容	<p>容量確保契約書の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 落札事業者と落札電源を紐づけて容量確保契約書を作成する 経過措置対象電源の場合は、約定価格に経過措置係数を乗じる 容量市場開設時点の控除率は、経過措置起算時点以前に建設された全ての電源の7割とし、2020年以降、段階的に減少させていくこととする 2020年度に取引され、2024年度実需給分の経過措置対象電源の控除率は42%と算定する

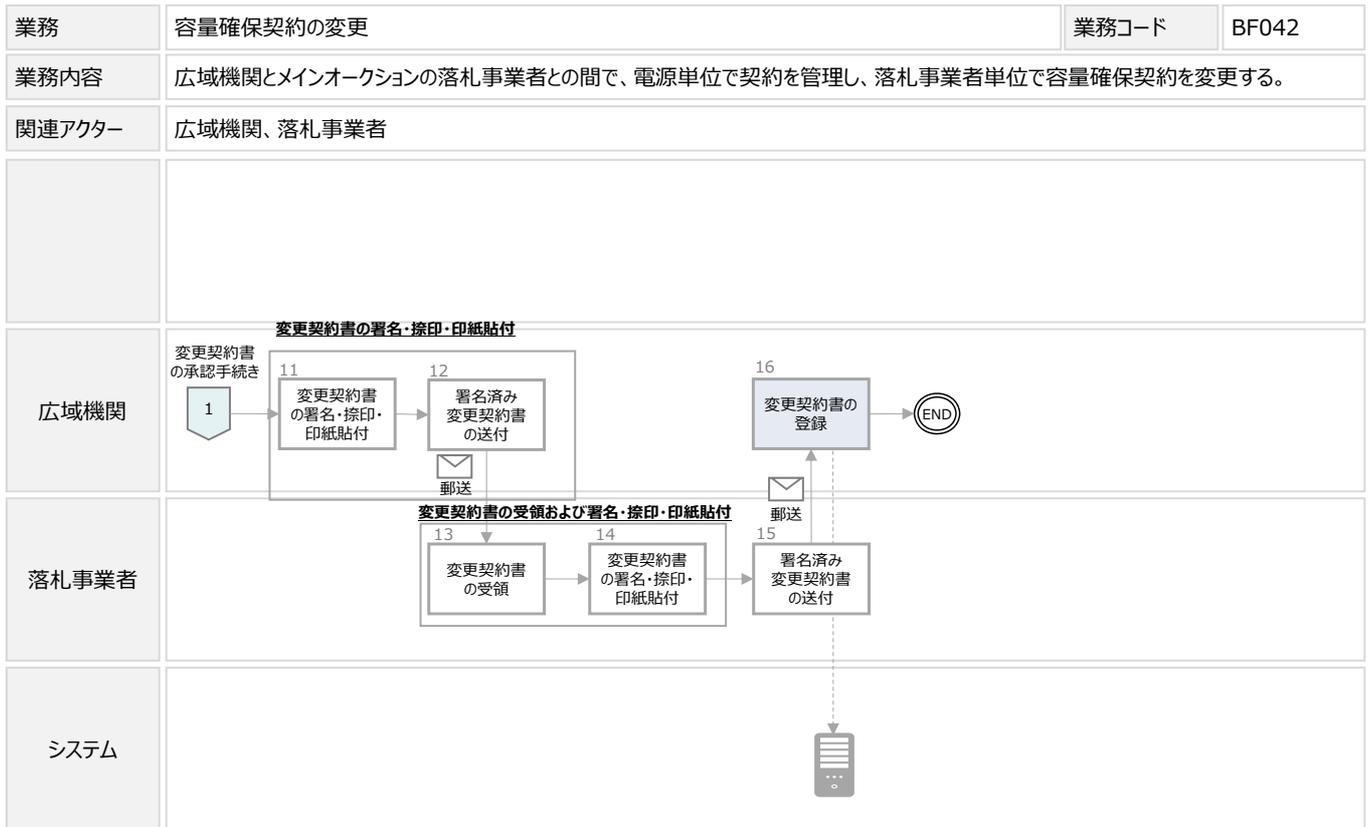
凡例 詳細の可視化



凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



業務仕様書
容量確保契約の変更：変更契約内容の審査

業務詳細プロセス	変更契約内容の審査
関連アクター	広域機関、落札事業者

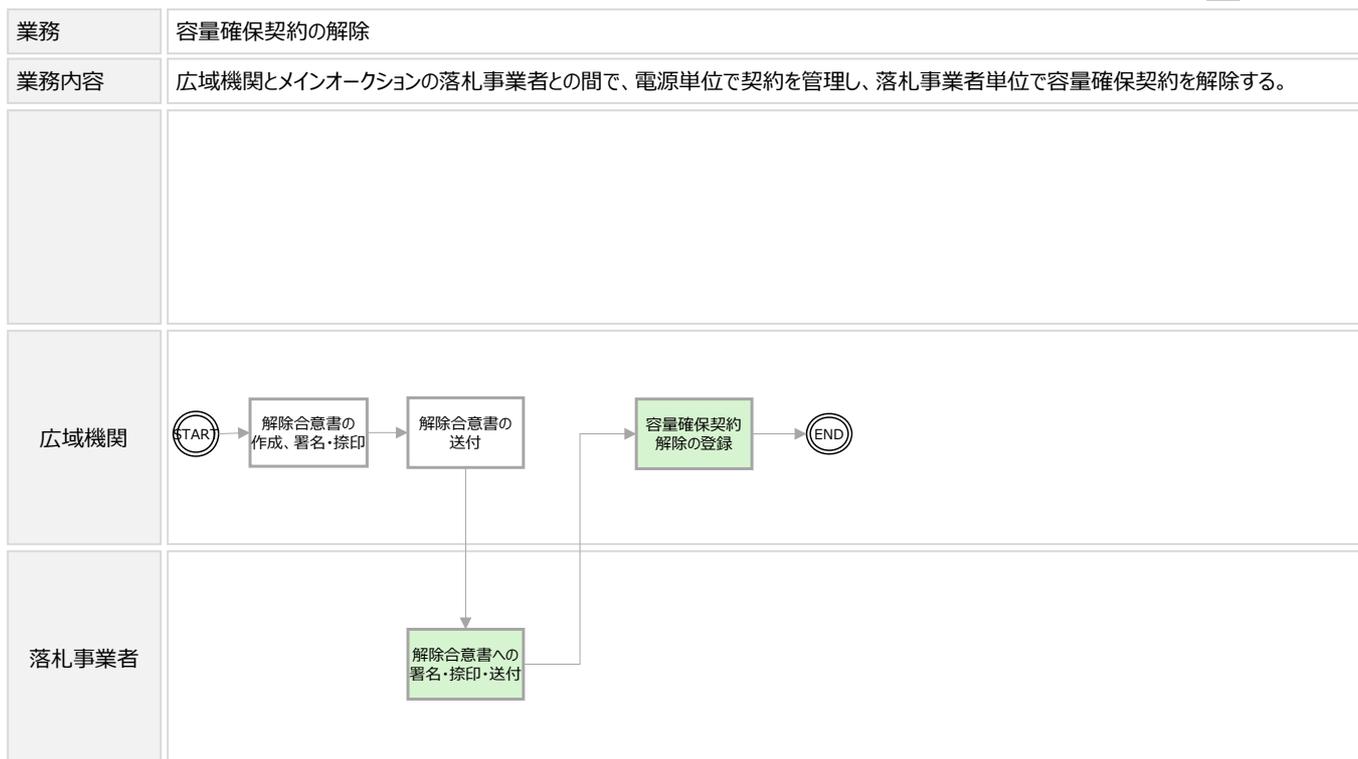
詳細内容

容量確保契約変更に伴う変更契約内容の審査

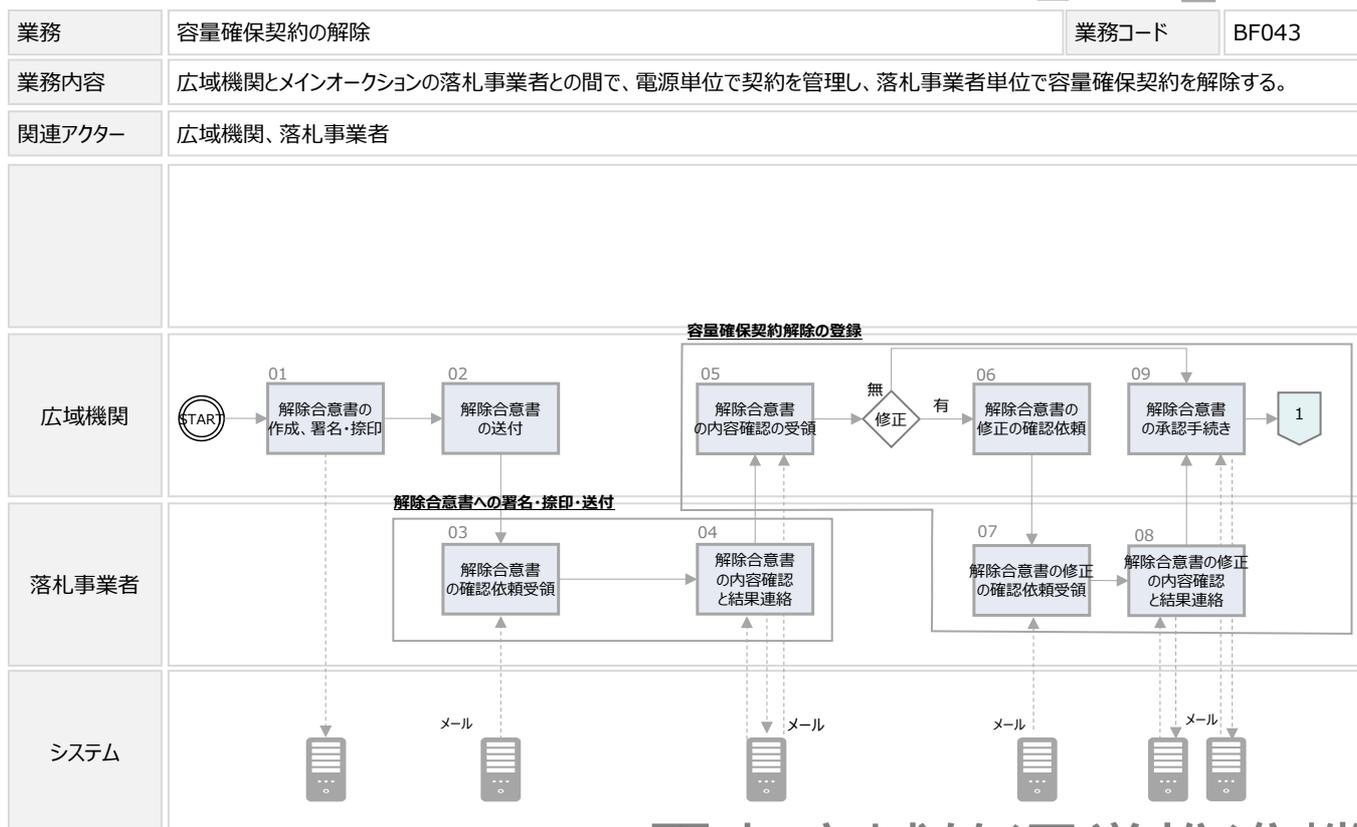
広域機関は、以下に基づいて容量確保契約を審査する

容量確保契約が変更となるケース	審査有無	審査内容
発動指令電源提供者の実効性テスト結果が落札容量を下回った場合	無	—
実効性テスト結果で落札容量を上回り、その余剰分を追加オークション(買い入札)で落札した場合	無	—
追加オークション(売り入札)において落札事業者が落札した場合	有	・追加オークション前に電源差替を行っていた落札事業者に対しては、アセスメント対象容量、差替容量および、差替元電源等提供者から提出されたペナルティ配分方法が明記された書類を確認する
電源差替が発生した場合	無	—
全量退出、または一部退出が発生した場合	有	・電源差替を行っていた場合、部分退出に伴い、アセスメント対象容量、差替容量および、差替元電源等提供者から提出されたペナルティ配分方法が明記された書類を確認する

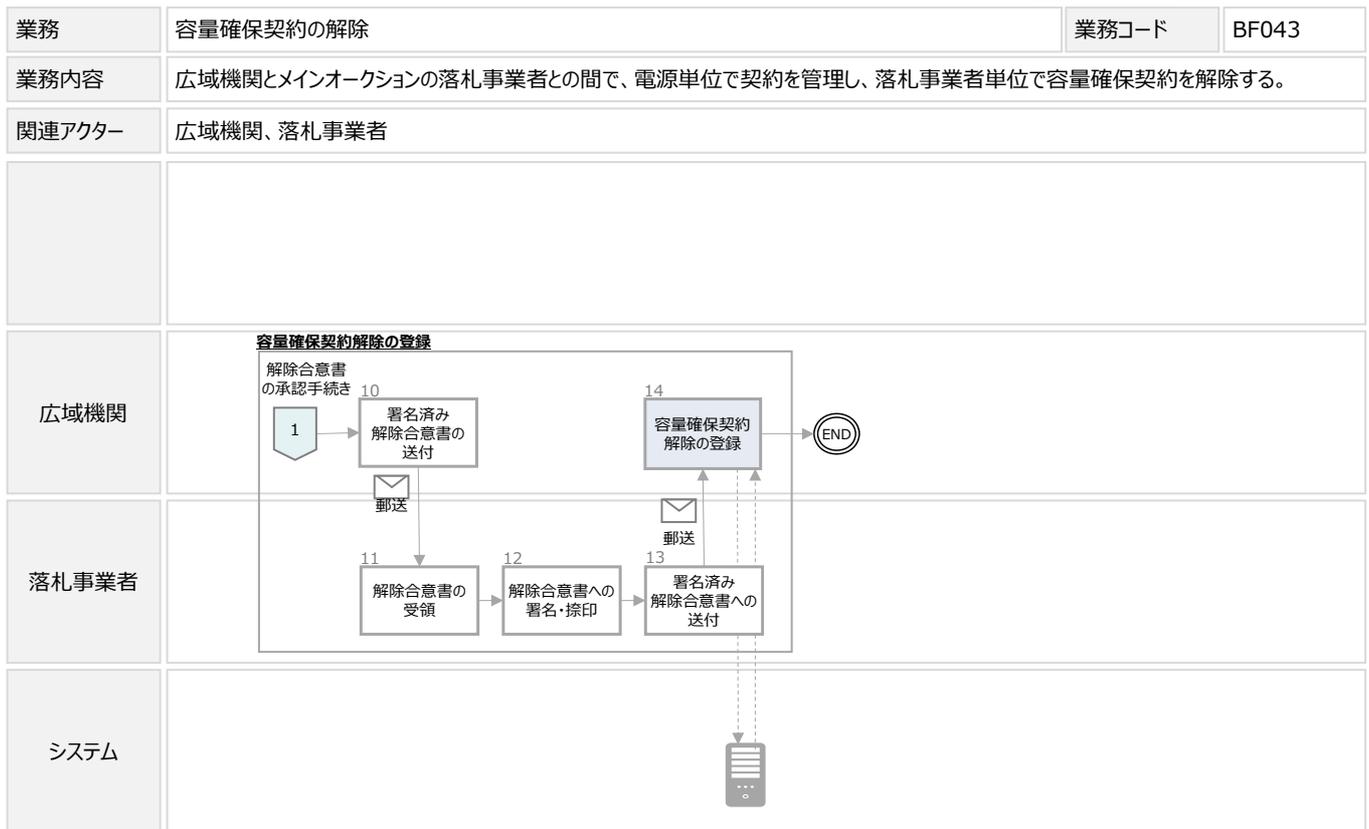
凡例 詳細の可視化



凡例 システム化対象 業務仕様書の対象

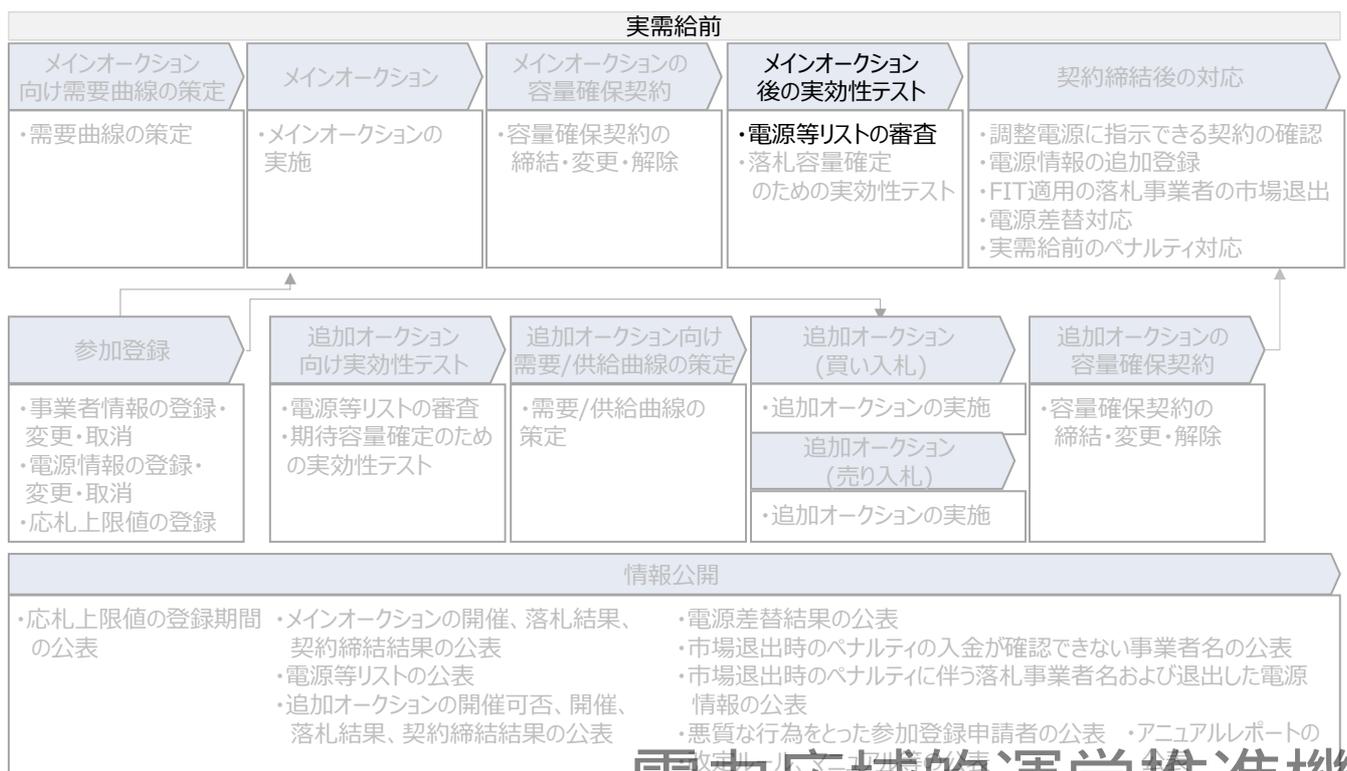


凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



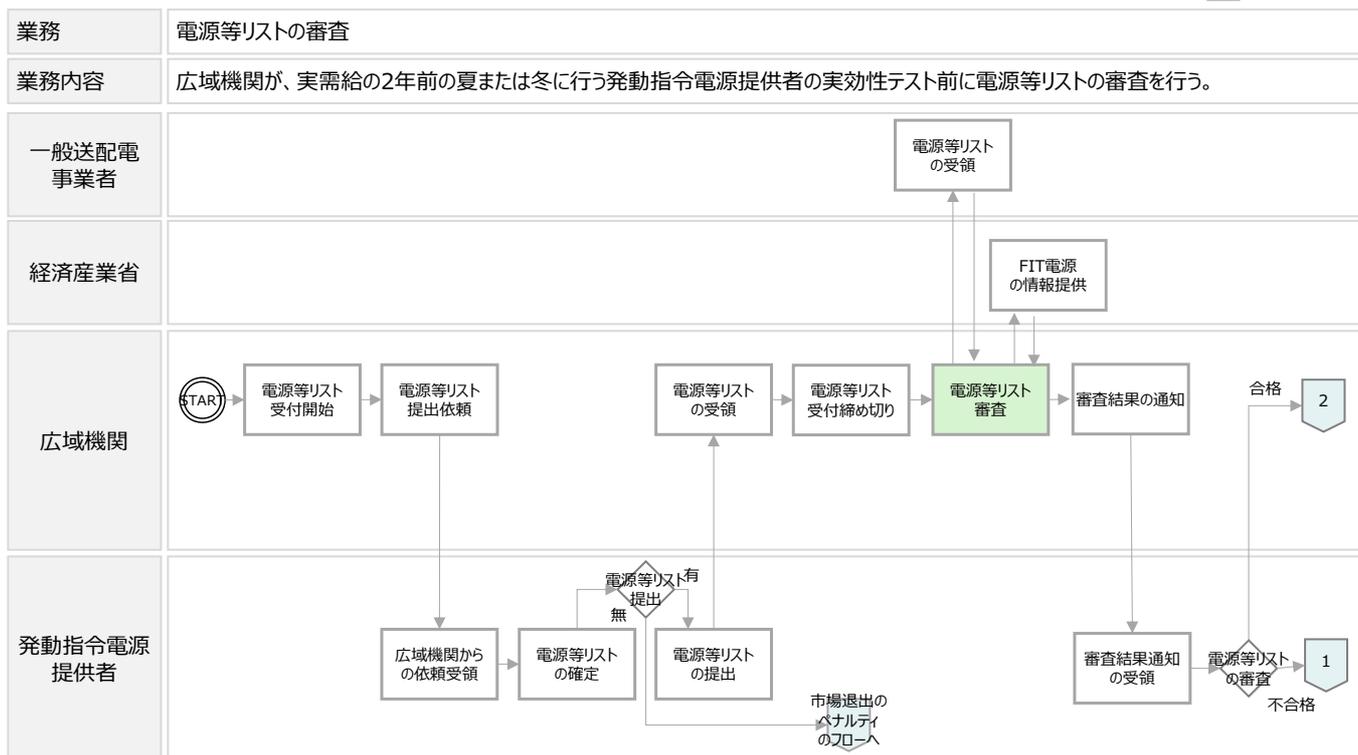
業務概要フロー・業務詳細フロー・業務仕様書

■ メインオークション後の実効性テスト：電源等リストの審査



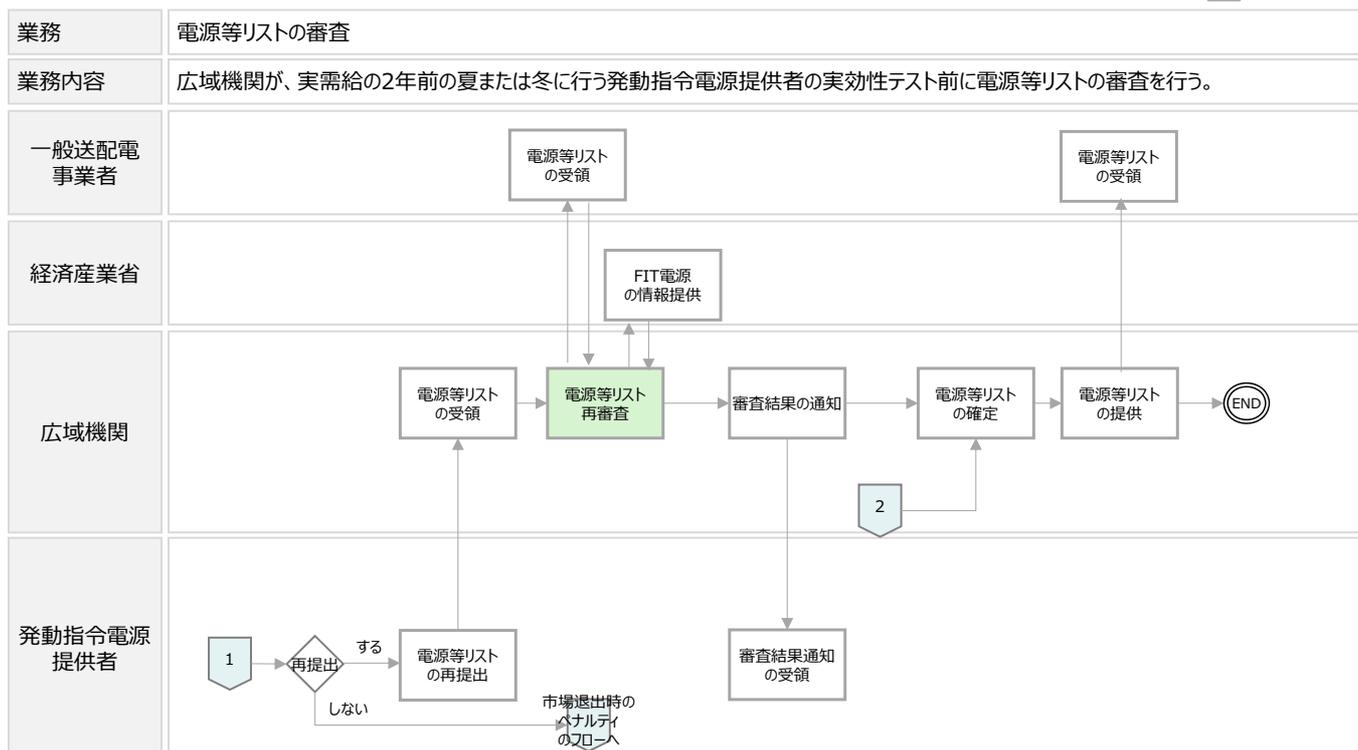
業務概要フロー メインオークション後の実効性テスト：電源等リストの審査

凡例 詳細の可視化



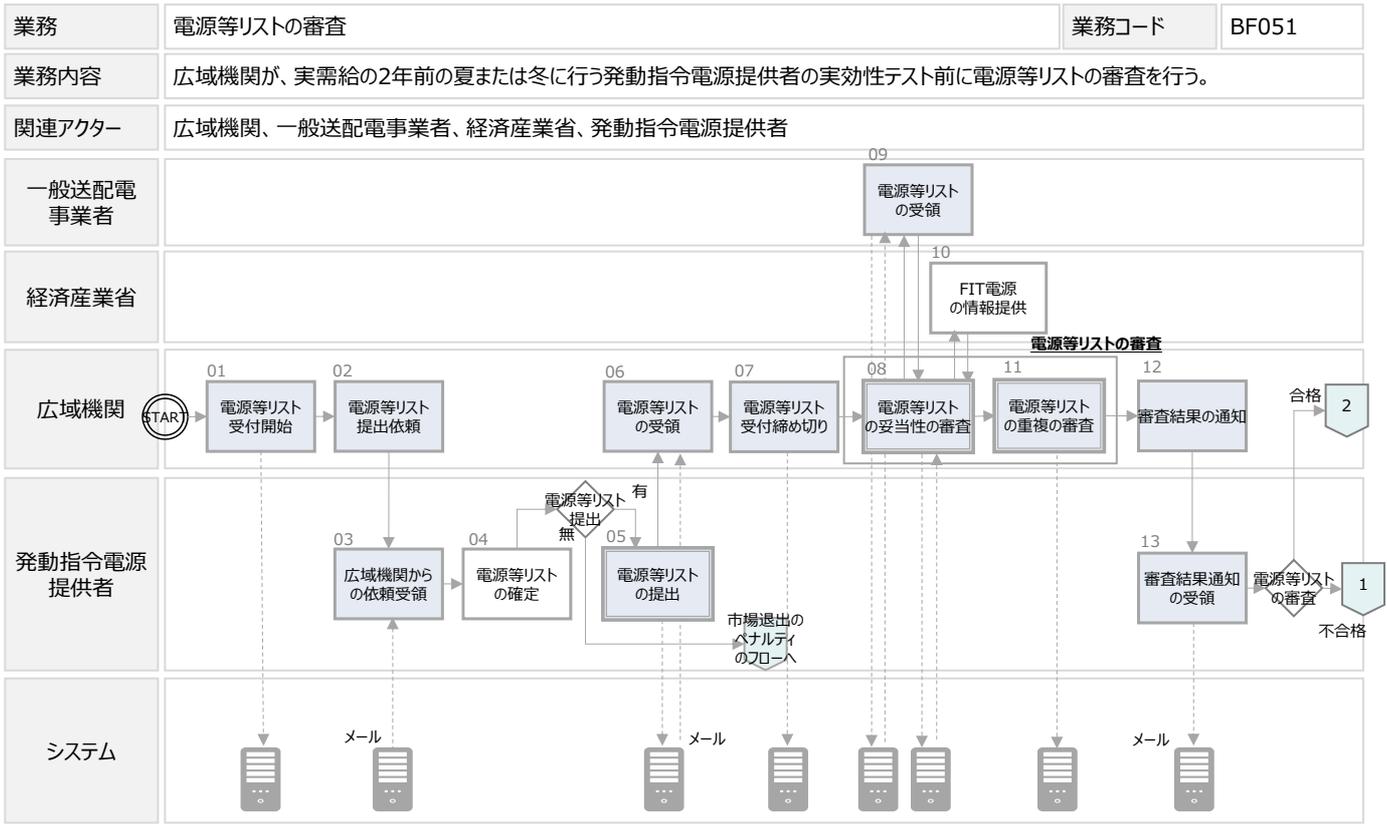
業務概要フロー メインオークション後の実効性テスト：電源等リストの審査

凡例 詳細の可視化



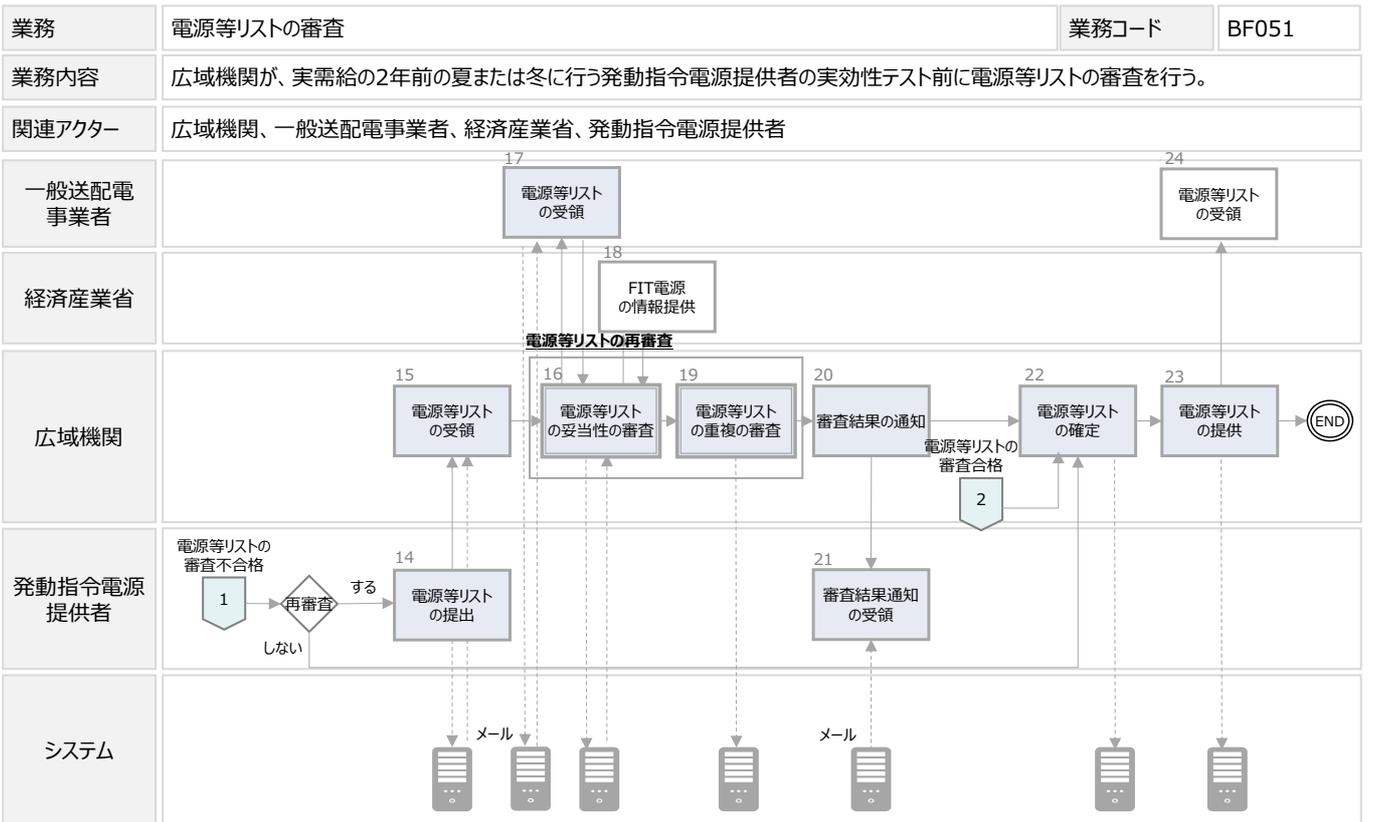
業務詳細フロー メインオークション後の実効性テスト：電源等リストの審査

凡例 □ システム化対象 □ 業務仕様書の対象



業務詳細フロー メインオークション後の実効性テスト：電源等リストの審査

凡例 □ システム化対象 □ 業務仕様書の対象



業務詳細プロセス	電源等リストの(再)提出	
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、経済産業省、発動指令電源提供者	
詳細内容		
<p>電源等リストの(再)提出(1/2) 発動指令電源提供者は、以下の情報を広域機関に提出する 実効性テスト中の電源等リスト内の電源等の変更は認めない</p>		
情報	項目詳細	提出書類
電源	<ul style="list-style-type: none"> 実需給の前々年度発動実績の利用の希望有無 リスト名 エリア名 電源等の名称(発電所、号機) 受電地点特定番号 電源種別の区分 発電方式の区分 バイオマス混焼有無(電源種別に火力を選択した電源のみ) 設備容量 電源等の所有者 運開年月 計器番号、所在地 期待容量 L5対象区分 	<ul style="list-style-type: none"> 受電地点特定番号が分かる書類(検針票等) 発電事業届出書 発電事業変更届出書 自家用電気工作物使用開始届出書 特定自家用電気工作物接続届出書 接続検討回答書 工事計画届出書 電源の適合証明書 供給計画内訳表(応札単位毎の期待容量が分かる書類) 供給計画ガイドラインに基づいて期待容量を算定した書類 3時間以上安定して発電し得ることを証明する書類

業務詳細プロセス	電源等リストの(再)提出	
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、経済産業省、発動指令電源提供者	
詳細内容		
<p>電源等リストの(再)提出(2/2) 発動指令電源提供者は、以下の情報を広域機関に提出する 実効性テスト中の電源等リスト内の電源等の変更は認めない</p>		
情報	項目詳細	提出書類
需要家	<ul style="list-style-type: none"> 実需給の前々年度発動実績の利用の希望有無 リスト名 エリア名 需要家名、計器番号、所在地、供給地点特定番号 期待容量 	<ul style="list-style-type: none"> 需要家名、計器番号、所在地、供給地点特定番号が記載されている書類(電気料金請求書、検針票等)

業務詳細プロセス	電源等リストの妥当性の審査			
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、経済産業省、発動指令電源提供者			
詳細内容				
電源等リストの妥当性の審査(1/5)				
広域機関は、電源等リスト内の各電源の妥当性を以下の方法にて審査する				
凡例. ○:審査対象、-:審査対象外				
情報	情報項目	審査方法	審査対象電源種別	
			非安定自家発以外の電源	非安定自家発
電源	実需給の前々年度発動実績の利用の希望有無	<ul style="list-style-type: none"> 提出されたリスト内訳に、前々年度実績リスト内訳が含まれていることを確認する ※利用有の場合、提出されたリスト内訳に前々年度実績リスト内訳が含まれていることを実需給中にも確認する 	○	○
	エリア名	<ul style="list-style-type: none"> 受電地点特定番号が分かる書類、接続検討回答書をもとに、該当エリア名に誤りがないことを確認する 確認できない場合は、各エリアのネットワークサービスセンターに対して、該当エリア名に誤りがないことを確認する 電源情報登録時に登録したエリア名と同じであることを確認する 	○	○
	電源等の名称(発電所、号機)	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省に提出された発電事業届出書・発電事業変更届出書・自家用電気工作物使用開始届出書・特定自家用電気工作物接続届出書・供給計画届出書・接続検討回答書・工事計画届出書などをもとに該当発電所名および号機に誤りがないことを確認する 電源の適合証明書をもちに該当電源がFIT対象外であることを確認する FIT対象外電源の中で、運開年度が2012年7月以前の電源、またはバイオマス混焼の有無が有となっている電源について、経済産業省にFITでないことを問い合わせ再確認する 	○	○
	受電地点特定番号	<ul style="list-style-type: none"> 受電地点特定番号が分かる書類をもとに該当電源の受電地点特定番号に誤りがないことを確認する 確認できない場合は、各エリアのネットワークサービスセンターに対して、該当電源の受電地点特定番号が存在することを確認する ※建設中の電源に限り、受電地点特定番号を登録していなくても審査は合格とする 	○	○

業務詳細プロセス	電源等リストの妥当性の審査			
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、経済産業省、発動指令電源提供者			
詳細内容				
電源等リストの妥当性の審査(2/5)				
広域機関は、電源等リスト内の各電源の妥当性を以下の方法にて審査する				
凡例. ○:審査対象、-:審査対象外				
情報	情報項目	審査方法	審査対象電源種別	
			非安定自家発以外の電源	非安定自家発
電源	電源種別の区分 発電方式の区分	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省に提出された発電事業届出書・発電事業変更届出書・自家用電気工作物使用開始届出書・特定自家用電気工作物接続届出書・接続検討回答書・工事計画届出書などをもとに、該当電源種別の区分・発電方式の区分に誤りがないことを確認する 	○	○
	バイオマス混焼有無 ※電源種別に火力を選択した電源のみ	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省に提出された工事計画届出書などをもとに、該当バイオマス混焼の有無に誤りがないことを確認する 	○	○
	設備容量	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省に提出された発電事業届出書・発電事業変更届出書・自家用電気工作物使用開始届出書・特定自家用電気工作物接続届出書・供給計画届出書・接続検討回答書・工事計画届出書などをもとに、設備容量(認可出力)に誤りがないことを確認する 	○	○
	電源等の所有者	<ul style="list-style-type: none"> 事業者名の法人番号で法人登録されていることを確認する 法人ではない事業者の場合、各エリアのネットワークサービスセンターに対して、受電地点特定番号を保持していることを確認する 	○	○

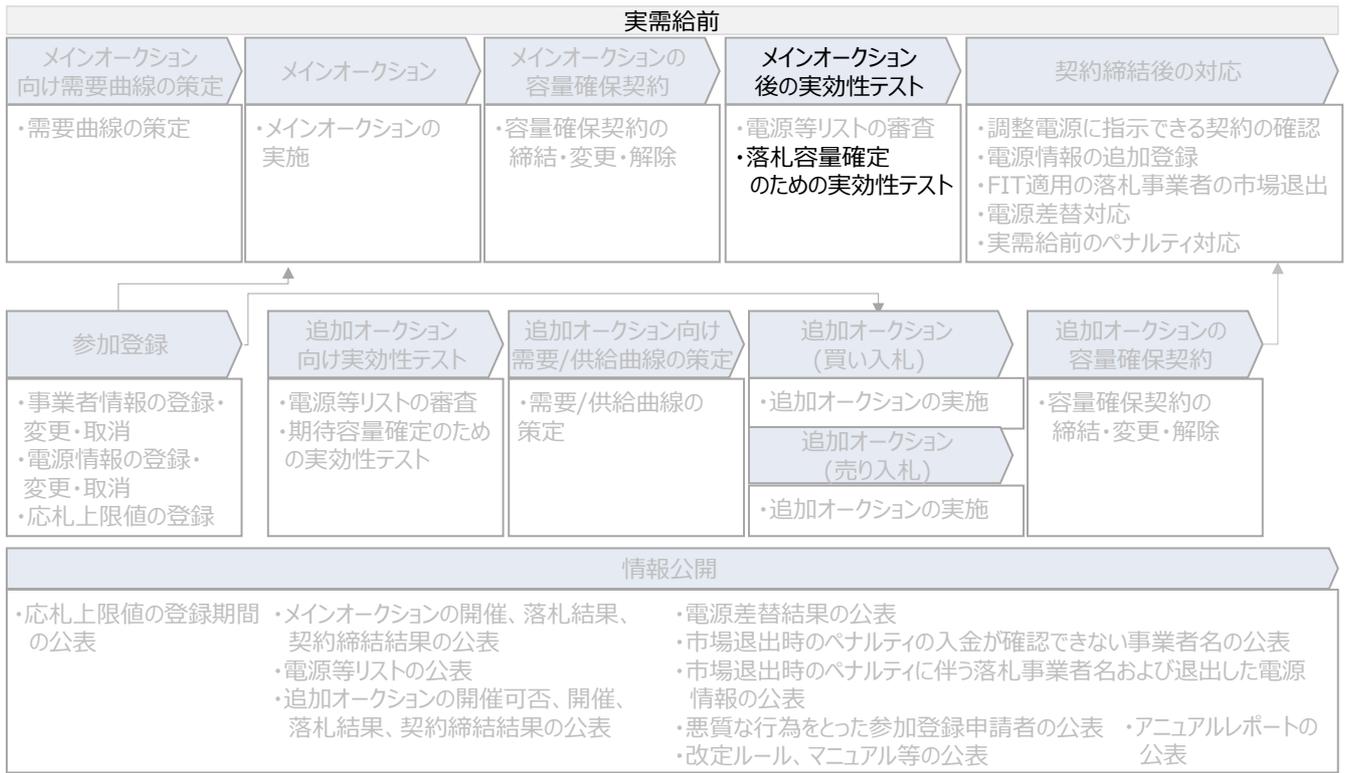
業務詳細プロセス	電源等リストの妥当性の審査			
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、経済産業省、発動指令電源提供者			
詳細内容				
電源等リストの妥当性の審査(3/5)				
広域機関は、電源等リスト内の各電源の妥当性を以下の方法にて審査する				
凡例、○:審査対象、-:審査対象外				
情報	情報項目	審査方法	審査対象電源種別	
			非安定自家発以外の電源	非安定自家発
電源	運開年月	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省に提出された発電事業届出書・発電事業変更届出書・自家用電気工作物使用開始届出書・特定自家用電気工作物接続届出書・接続検討回答書・工事計画届出書・供給計画届出書をもとに、運開年月に誤りがないことを確認する 	○	○
	計器番号 所在地	<ul style="list-style-type: none"> 電源名、計器番号、所在地、受電地点特定番号が記載されている書類をもとに、計器番号・所在地に誤りがないことを確認する 確認できない場合は、各エリアのネットワークサービスセンターに対して、計器番号・所在地に誤りがないことを確認する 	○	○
	期待容量	<ul style="list-style-type: none"> L5評価する電源については、供給計画ガイドラインに基づいて期待容量を算定した書類の期待容量と一致していることを確認する 実効性テストにより期待容量を確定する電源については、参加登録申請者は、過去の発動実績などをもとに期待容量の推定値を登録し、期待容量が1,000kW未満であることを確認する L5対象電源のみで構成される電源等リスト内の期待容量の合計が1,000kW以上であることを確認する 	○	-

業務詳細プロセス	電源等リストの妥当性の審査			
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、経済産業省、発動指令電源提供者			
詳細内容				
電源等リストの妥当性の審査(4/5)				
広域機関は、電源等リスト内の各電源の妥当性を以下の方法にて審査する				
凡例、○:審査対象、-:審査対象外				
情報	情報項目	審査方法	審査対象電源種別	
			非安定自家発以外の電源	非安定自家発
電源	L5対象区分	<ul style="list-style-type: none"> 供給計画届出書・供給計画ガイドラインに基づいて期待容量を算定した書類をもとに、L5評価対象を選択した電源が、一般水力(自流式)、太陽光、風力であることを確認する これらの電源が実効性テストを選択した場合は、3時間以上安定して発電し得ることを確認する 	○	-

業務詳細プロセス	電源等リストの妥当性の審査											
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、経済産業省、発動指令電源提供者											
詳細内容												
<p>電源等リストの妥当性の審査(5/5) 広域機関は、電源等リスト内の各需要家を以下の方法にて審査する</p> <p style="text-align: right;">凡例、○：審査対象、-：審査対象外</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報</th> <th>情報項目</th> <th>審査方法</th> <th>審査対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">需要家</td> <td>エリア名</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各エリアのネットワークサービスセンターに対して、該当発電エリアに誤りがないことを確認する 電源情報登録時に登録した発電エリアと同等であることを確認する </td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>需要家名 計器番号 所在地 供給地点特定番号</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各エリアのネットワークサービスセンターに対して、需要家名・計器番号・所在地・供給地点特定番号に誤りがないことを確認する </td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table>		情報	情報項目	審査方法	審査対象	需要家	エリア名	<ul style="list-style-type: none"> 各エリアのネットワークサービスセンターに対して、該当発電エリアに誤りがないことを確認する 電源情報登録時に登録した発電エリアと同等であることを確認する 	○	需要家名 計器番号 所在地 供給地点特定番号	<ul style="list-style-type: none"> 各エリアのネットワークサービスセンターに対して、需要家名・計器番号・所在地・供給地点特定番号に誤りがないことを確認する 	○
情報	情報項目	審査方法	審査対象									
需要家	エリア名	<ul style="list-style-type: none"> 各エリアのネットワークサービスセンターに対して、該当発電エリアに誤りがないことを確認する 電源情報登録時に登録した発電エリアと同等であることを確認する 	○									
	需要家名 計器番号 所在地 供給地点特定番号	<ul style="list-style-type: none"> 各エリアのネットワークサービスセンターに対して、需要家名・計器番号・所在地・供給地点特定番号に誤りがないことを確認する 	○									

業務詳細プロセス	電源等リストの重複の審査
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、経済産業省、発動指令電源提供者
詳細内容	
<p>電源等リストの重複の審査 登録された発動指令電源提供者の電源等が重複していないことを確認する</p> <p>【審査方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> 重複を確認するための情報を一意にする <ul style="list-style-type: none"> 受電地点特定番号がある場合 受電地点特定番号で一意とする 受電地点特定番号が無い新設電源の場合 電源種別、エリア名、所在地で一意とする 供給地点特定番号がある場合 供給地点特定番号で一意とする 同じ実需給年度の実効性テスト対象として電源および需要家が重複していないことを確認する ※重複した場合、発動指令電源提供者に重複した電源名および需要家名は伝えるが、重複した電源または需要家を登録した他の発動指令電源提供者名は伝えない <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>需要家 aが重複している旨システムから通知 なお、発動指令電源提供者2の名前は非通知</p> <p>発動指令電源提供者 1</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;"> <p>電源等リスト X</p> <ul style="list-style-type: none"> 需要家 a b c </div> </div> <div style="text-align: center;"> <p>広域機関</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>需要家 aが重複している旨システムから通知 なお、発動指令電源提供者1の名前は非通知</p> <p>発動指令電源提供者 2</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;"> <p>電源等リスト Y</p> <ul style="list-style-type: none"> 需要家 a d e </div> </div> </div>	

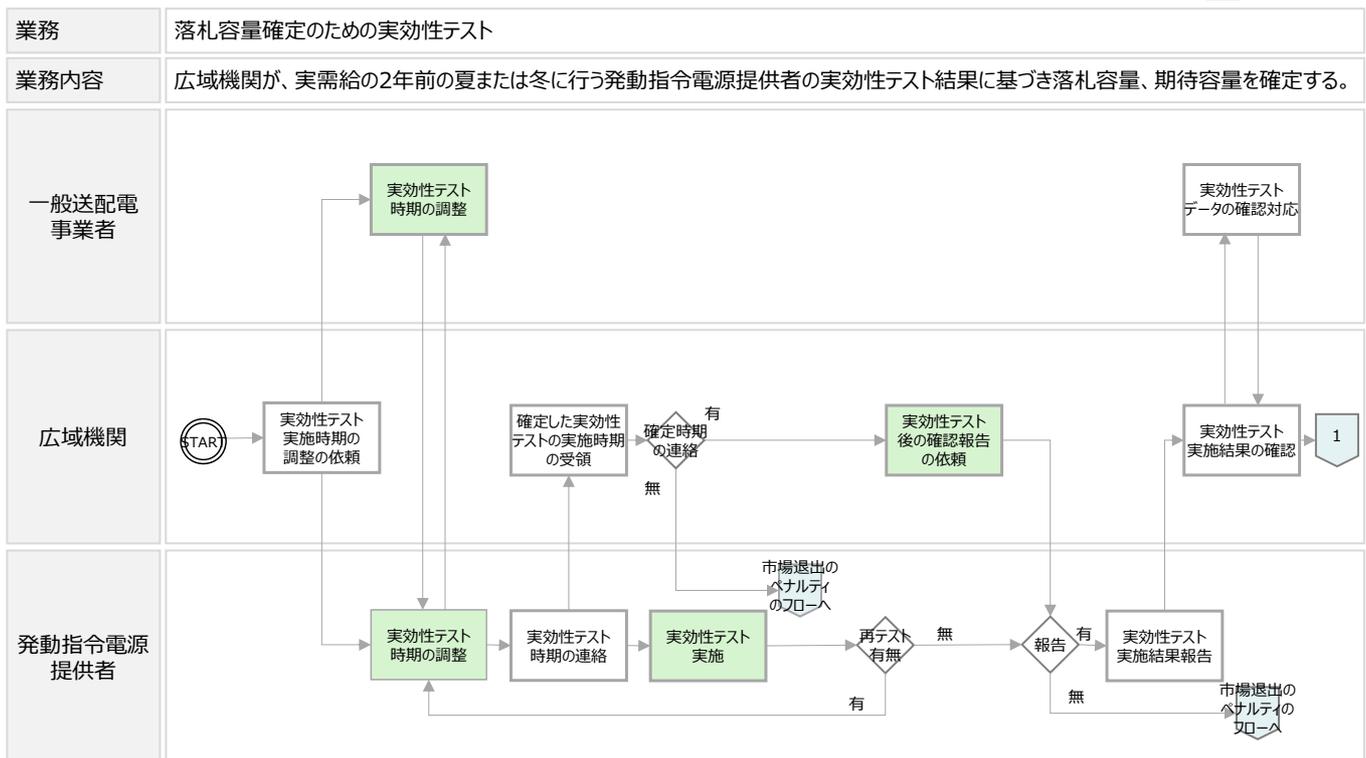
■ メインオークション後の実効性テスト：落札容量確定のための実効性テスト



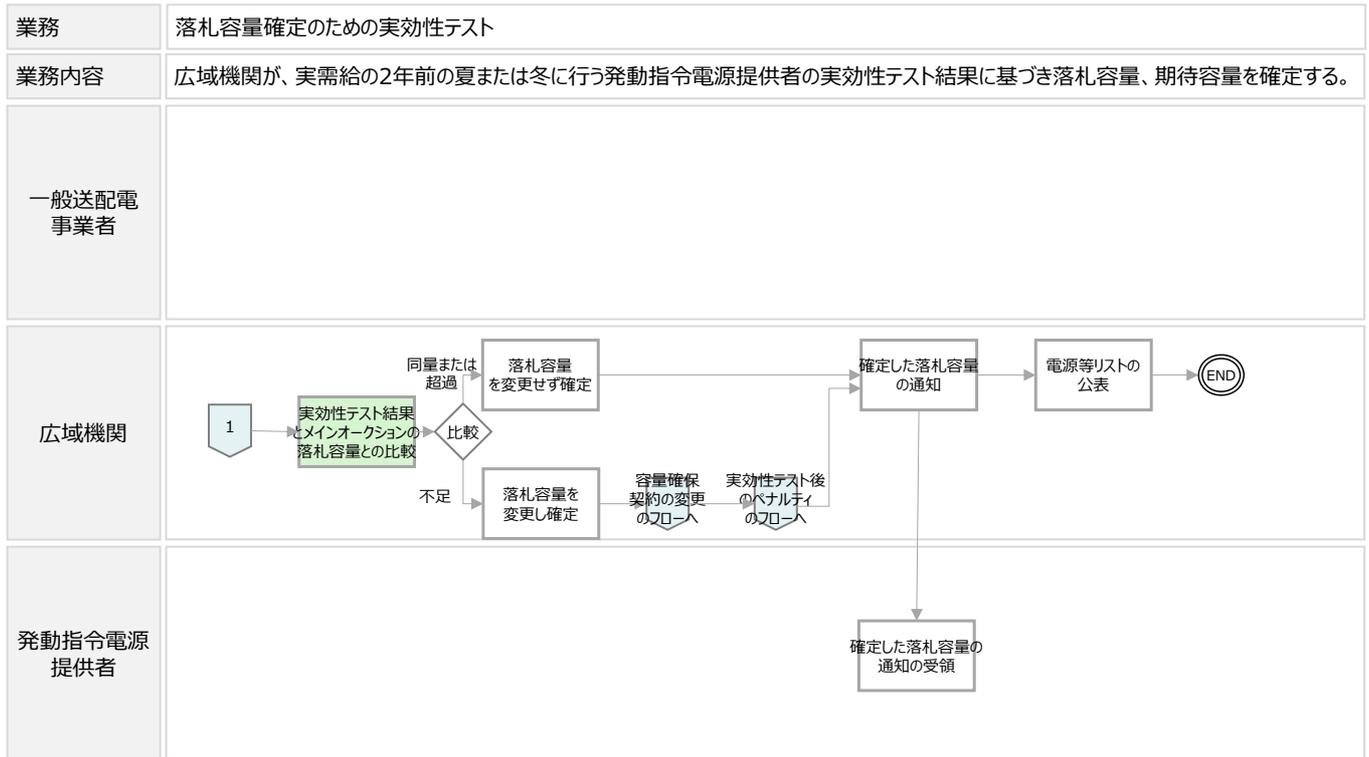
業務概要フロー

メインオークション後の実効性テスト：落札容量確定のための実効性テスト

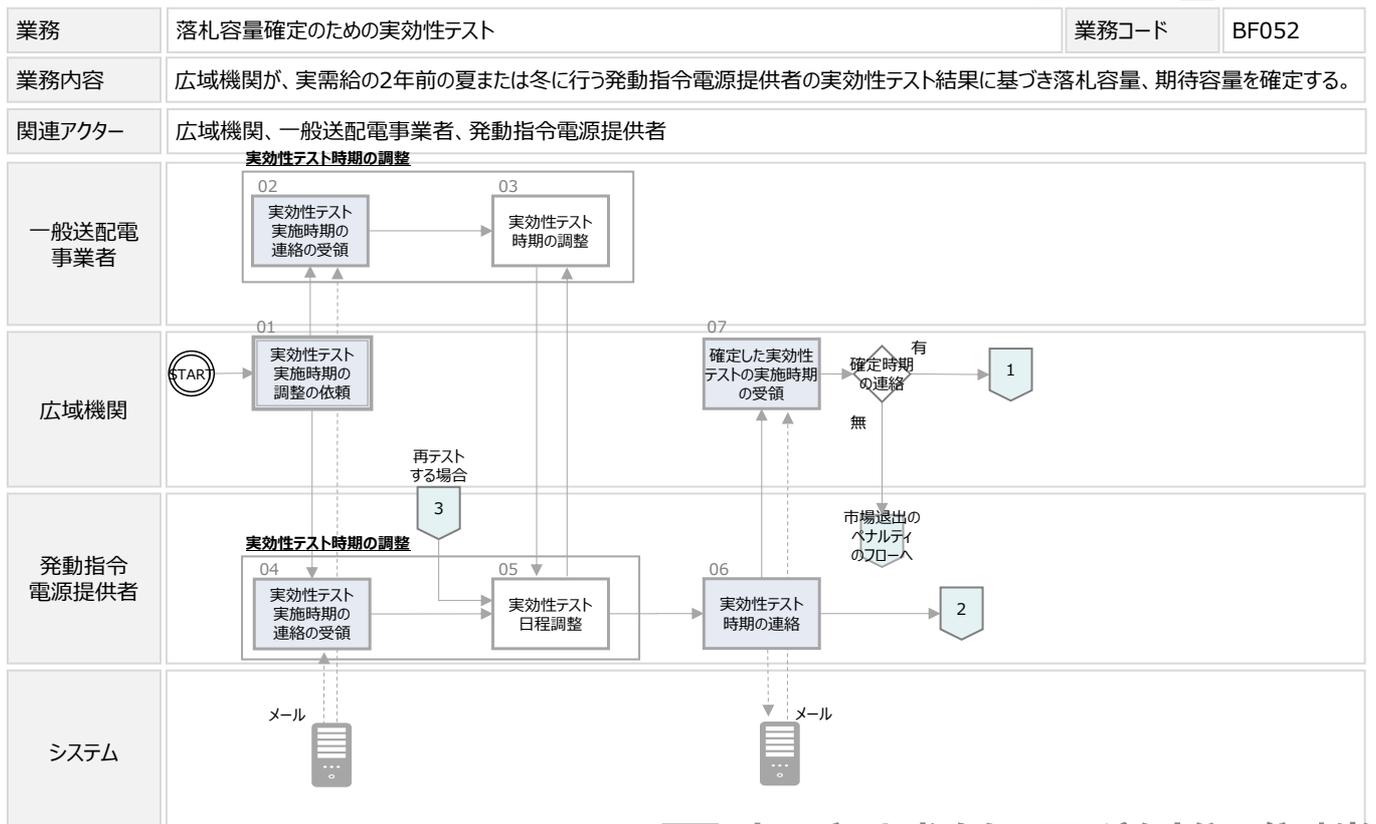
凡例 詳細の可視化



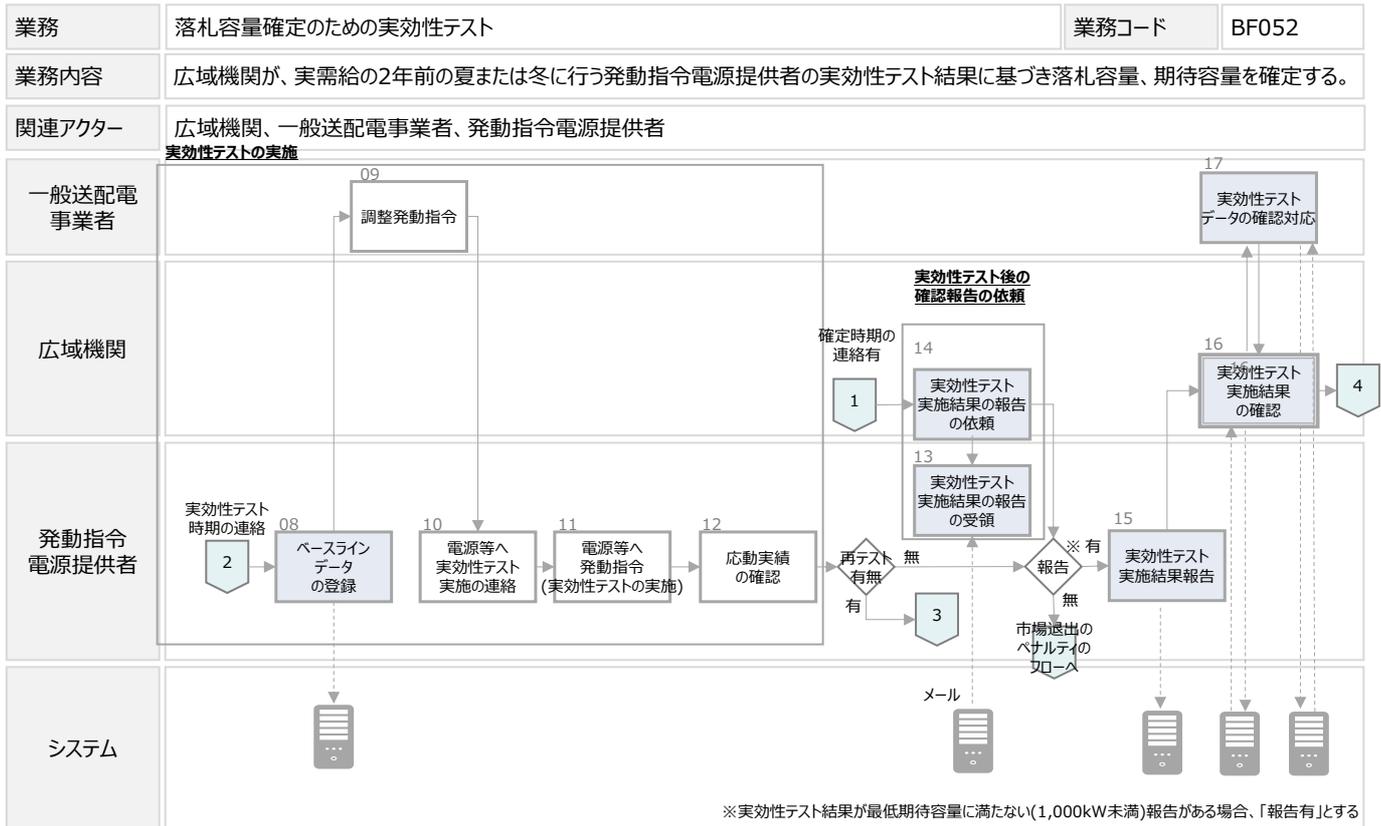
凡例 詳細の可視化



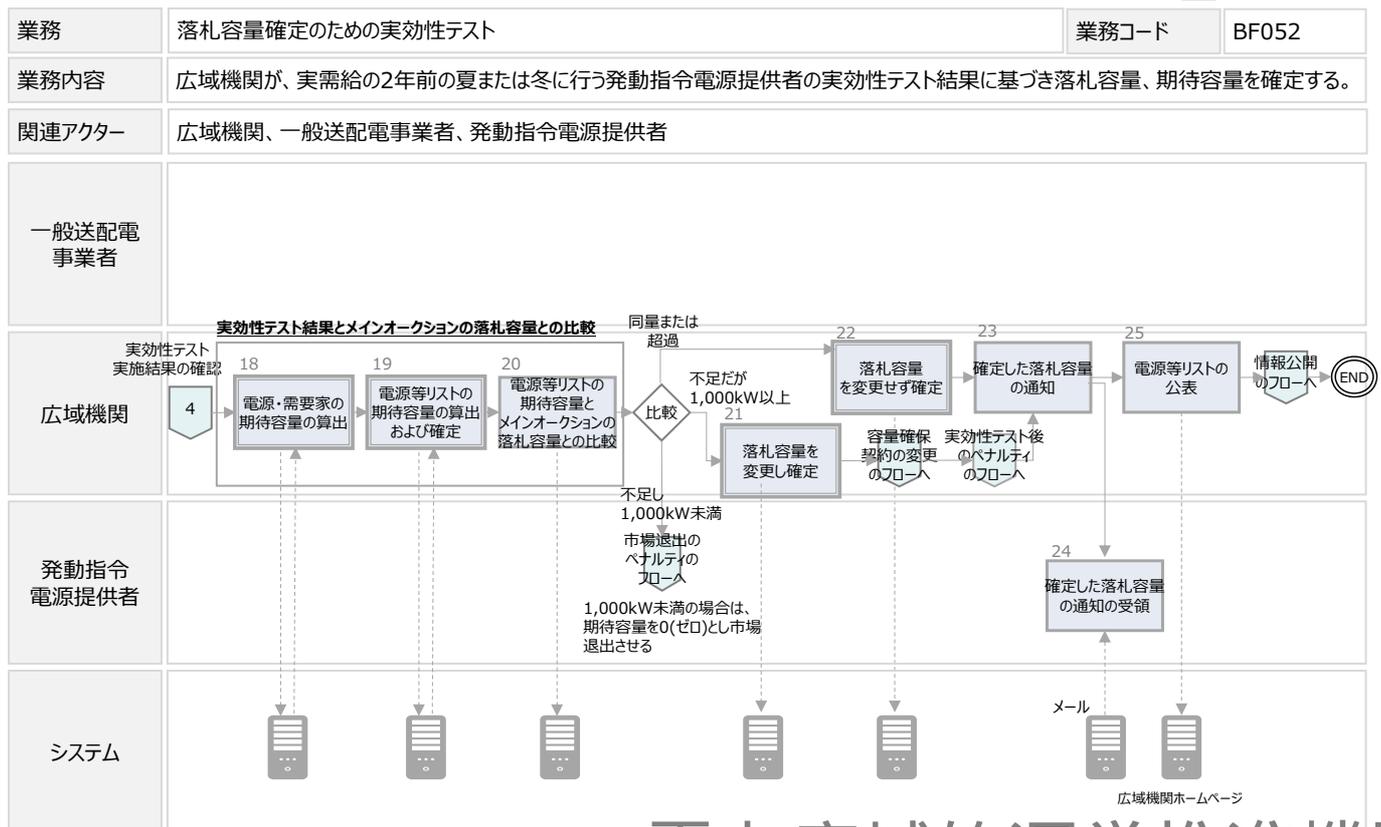
凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



凡例 □ システム化対象 □ 業務仕様書の対象



凡例 □ システム化対象 □ 業務仕様書の対象



業務詳細プロセス	実効性テスト実施時期の調整の依頼
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、発動指令電源提供者
詳細内容	
<p>実効性テスト実施時期の調整の依頼 広域機関が、実効性テスト実施時期の調整依頼を行うにあたり、以下の対応を行う</p> <p>【提出依頼の対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発動指令電源提供者(メインオークション後に容量確保契約を締結し、実効性テスト対象の電源等リストを登録完了している前提) 一般送配電事業者 <p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> メール連絡 ※実効性テスト実施確定時期を登録完了後、または実効性テスト実施可能時期まで、発動指令電源提供者に対して複数回リマインドメールを送信する ※実効性テスト実施年度の5月末を過ぎても登録がない場合は、一般送配電事業者に対して複数回メールで実効性テスト実施日程の共有依頼を送信する 電話連絡 ※実効性テスト実施年度の5月末に、発動指令電源提供者に電話で連絡する ※実効性テスト実施年度の5月末を過ぎても登録がない場合、一般送配電事業者に電話で連絡する <p>【市場退出ペナルティの時期】 発動指令電源提供者から実施年度末までに実効性テストの実施時期に関する連絡がない場合、または一般送配電事業者から実効性テストの実施時期に関する連絡がない場合は、発動指令電源提供者に対して市場退出のペナルティが課せられることとなる</p>	

業務詳細プロセス	実効性テスト実施結果の確認
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、発動指令電源提供者
詳細内容	
<p>実効性テスト実施結果の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 一般送配電事業者に実効性テスト当日の需給データを照会し、提出された実効性テスト日時の値を確認する 評価対象期間に関して、需要制御を約束した持続時間を基本として、起動時間(DRを開始してから持続時間が始まるまでの時間をいう)および回復時間(持続時間を終了してから通常運転に戻るまでの時間をいう)を、評価対象期間に含めるかどうかを定める 評価対象期間において、期間中の総平均値として需要制御量を達成すべきなのか、または期間中の一定の時間単位の全てのコマで需要制御量を達成すべきなのか、どちらかに定める。その定義に基づいて、評価対象期間において需要制御量を達成できているか確認する <p>※変動電源は、蓄電池の設備等を行うなどの工夫がある場合、実効性テスト結果を用いることを認めるが、そのような工夫が無い場合はL5で扱う</p> <div style="text-align: center;"> <p>DRに関する各種時間区分の定義 <small>(関連項目：第3章 第1節 1. 需要制御量の評価対象期間)</small></p> <p>時間区分の定義</p> </div> <p>出所) 資源エネルギー庁 エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン http://www.meti.go.jp/press/2017/11/20171129001/20171129001-1.pdf</p>	

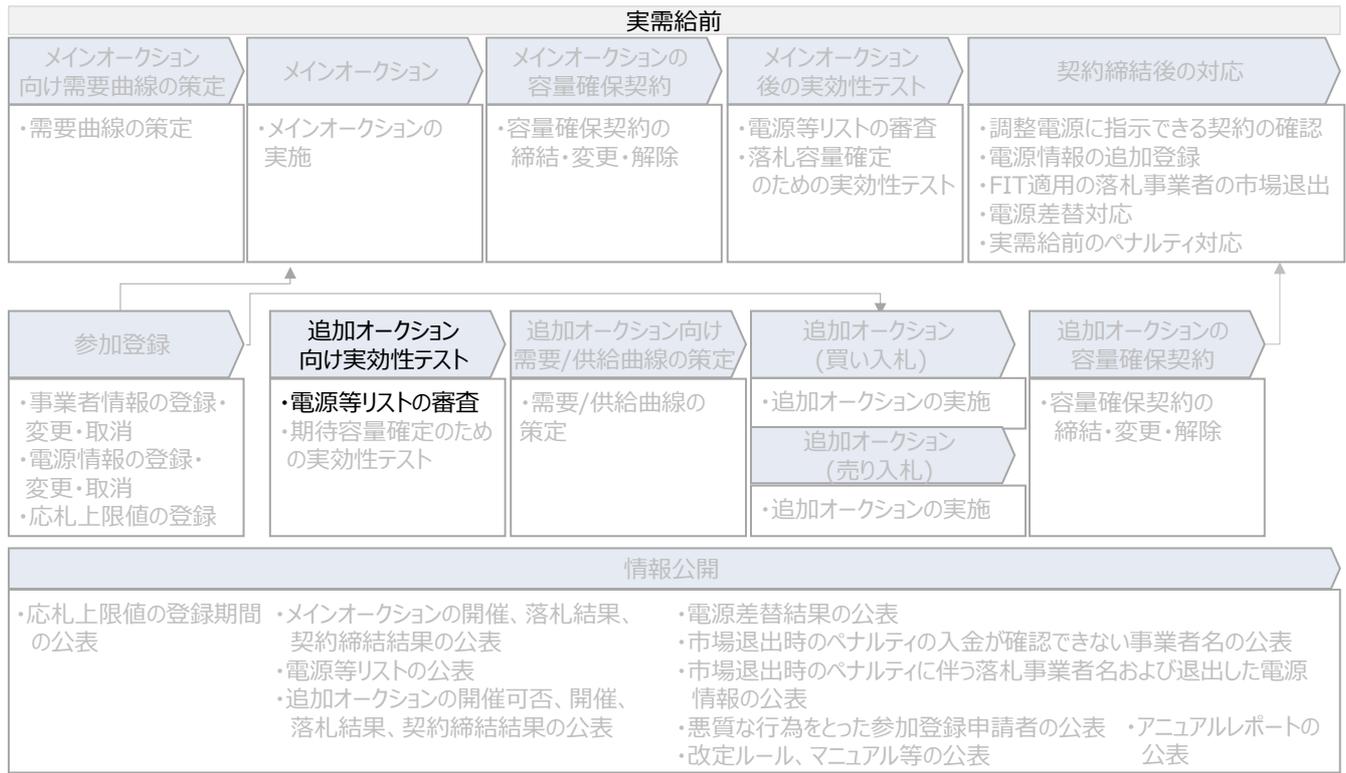
業務詳細プロセス	電源・需要家の期待容量の算出												
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、発動指令電源提供者												
詳細内容													
<p>電源・需要家の期待容量の算出(1/2)</p> <p>広域機関は、以下の算出方法によって、実効性テスト結果から電源等リスト内の電源または需要家の期待容量を算出する(発動実績を利用する場合も含む)</p> <p>※発動実績を実効性テスト結果として利用する場合、次頁の審査に合格した電源等リストを対象に各電源・需要家の期待容量を算出する ※各電源の期待容量をL5で算出する場合は、登録された期待容量で確定する(実効性テストの実施対象外とする)</p> <p>【算出方法】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象</th> <th>算出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電源</td> <td>非安定自家発以外</td> <td>提出された実効性テスト結果と電源等リストの審査で確定した期待容量を比較し、 ・ 発電量 ≥ 期待容量 の場合 期待容量の変更なし ・ 発電量 < 期待容量 の場合 発電量を期待容量とする</td> </tr> <tr> <td>非安定自家発</td> <td>提出された実効性テスト結果をもとに発電量を期待容量とする</td> </tr> <tr> <td colspan="2">需要家</td> <td>提出された実効性テスト結果をもとに抑制量を期待容量とする</td> </tr> </tbody> </table>			対象		算出方法	電源	非安定自家発以外	提出された実効性テスト結果と電源等リストの審査で確定した期待容量を比較し、 ・ 発電量 ≥ 期待容量 の場合 期待容量の変更なし ・ 発電量 < 期待容量 の場合 発電量を期待容量とする	非安定自家発	提出された実効性テスト結果をもとに発電量を期待容量とする	需要家		提出された実効性テスト結果をもとに抑制量を期待容量とする
対象		算出方法											
電源	非安定自家発以外	提出された実効性テスト結果と電源等リストの審査で確定した期待容量を比較し、 ・ 発電量 ≥ 期待容量 の場合 期待容量の変更なし ・ 発電量 < 期待容量 の場合 発電量を期待容量とする											
	非安定自家発	提出された実効性テスト結果をもとに発電量を期待容量とする											
需要家		提出された実効性テスト結果をもとに抑制量を期待容量とする											

業務詳細プロセス	電源・需要家の期待容量の算出	
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、発動指令電源提供者	
詳細内容		
<p>電源・需要家の期待容量の算出(2/2)</p> <p>発動実績を実効性テスト結果へ利用する申請を行った場合、参加登録申請者の電源等リストが利用条件を満たしているか、以下の審査を行う(実効性テスト時だけでなく電源等リスト審査時も確認する)</p> <p>【審査方法】</p> <p>当年(X年)度の発動実績を利用する場合、当年(X年)度の発動実績の電源等リストが、提出された電源等リストに含まれることを確認する</p> <p> X-4年: メインオークション X-2年: 実効性テスト X年: 発動 X+2年: 発動実績 </p> <p> X-4年: X年度 実需給向け X-2年: メインオークション X年: 実効性テスト X+2年: X+2年度 実需給向け </p> <p> 電源等リストX ・ 電源a ・ b ・ c </p> <p> 電源等リストY ・ 電源a ・ b ・ c ・ d ・ e </p> <p> 発動実績の実効性テスト結果への利用申請を提出 </p> <ul style="list-style-type: none"> 当年(X年)度の発動実績の電源等リストが、提出された電源等リストと一致している場合: 当年(X年)度の発動実績の電源等リストが、提出された電源等リストに含まれている場合: 		

業務詳細プロセス	電源等リストの期待容量の算出および確定
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、発動指令電源提供者
詳細内容	
<p>電源等リストの期待容量の算出および確定 広域機関は、以下の算出方法に従って、電源等リストの期待容量を算出する</p> <p>【算出方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> 電源等リストにL5評価対象の電源が含まれる場合、電源等リストの審査時に確定された各電源の期待容量を確認する 電源等リストの期待容量を算出する <ul style="list-style-type: none"> 実効性テスト結果を利用して電源等リストの期待容量を算出する場合 $\text{電源等リストの期待容量} = \Sigma \text{実効性テスト結果から算出された各電源(L5評価対象外)の期待容量} \\ + \Sigma \text{実効性テスト結果から算出された各需要家の期待容量} + \Sigma \text{L5評価対象の各電源の期待容量}$ 当年度の発動実績を利用して電源等リストの期待容量を算出する場合 $\text{電源等リストの期待容量} = \Sigma \text{発動実績から算出された各電源(L5評価対象外)の期待容量} \\ + \Sigma \text{発動実績から算出された各需要家の期待容量} + \Sigma \text{L5評価対象の各電源の期待容量}$ 電源等リストの期待容量が1,000kW未満の場合は、期待容量を0(ゼロ)とし、該当する電源等リストは市場退出させることとする <p>※実効性テスト結果の確認時に、実効性テスト結果が電源等リストの提出時の期待容量を下回った場合は期待容量を実績値に変更し確定する また、実効性テスト結果が電源等リストの提出時の期待容量を上回った場合、期待容量は実績値に変更し確定する 需要家は実績値を期待容量として確定する</p>	

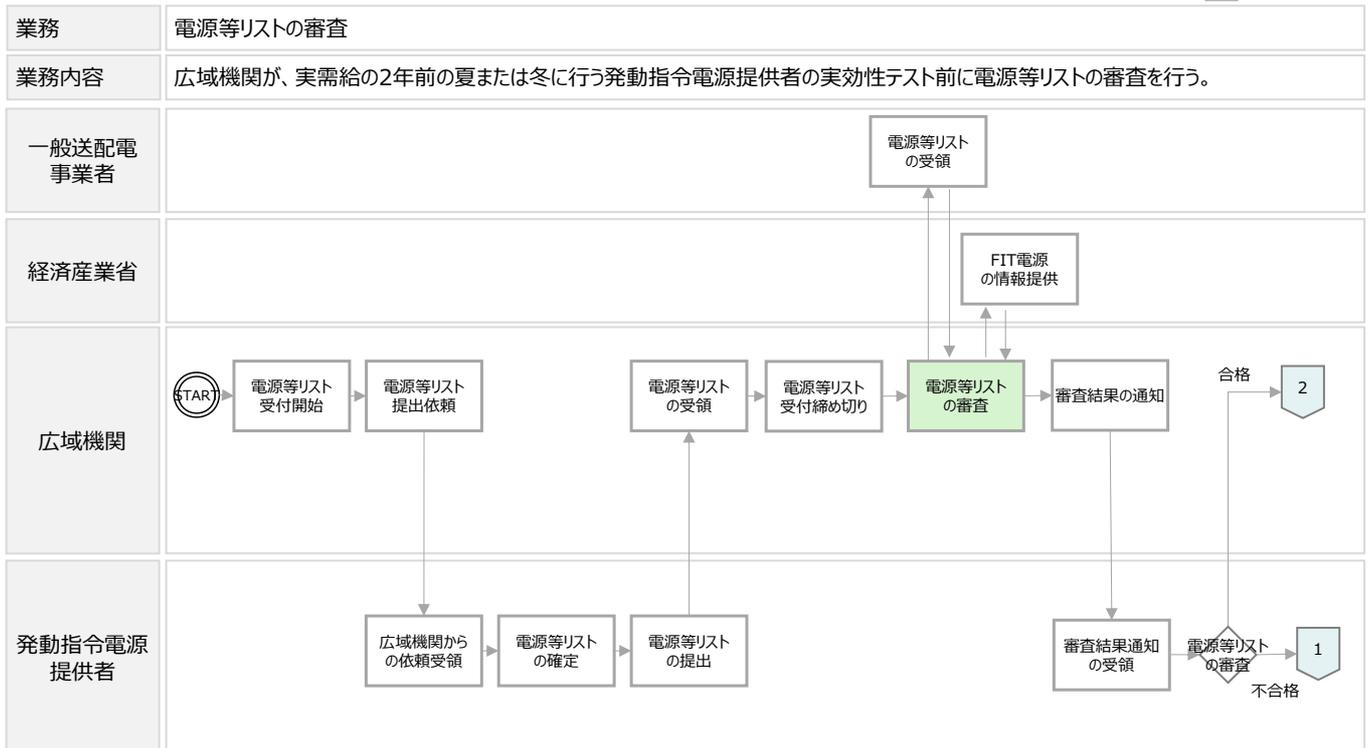
業務詳細プロセス	落札容量を変更せず確定・落札容量を変更し確定
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、発動指令電源提供者
詳細内容	
<p>落札容量を変更せず確定・落札容量を変更し確定 確定された電源等リストの期待容量を用いて、以下の確定方法に従って、落札容量を確定する</p> <p>【確定方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 容量確保契約締結済の落札容量 ≤ 電源等リストの期待容量 の場合 落札容量を変更せず確定する 容量確保契約締結済の落札容量 > 電源等リストの期待容量 の場合 落札容量を期待容量と等しくなるよう変更し確定する 	

■ 追加オークション向け実効性テスト：電源等リストの審査

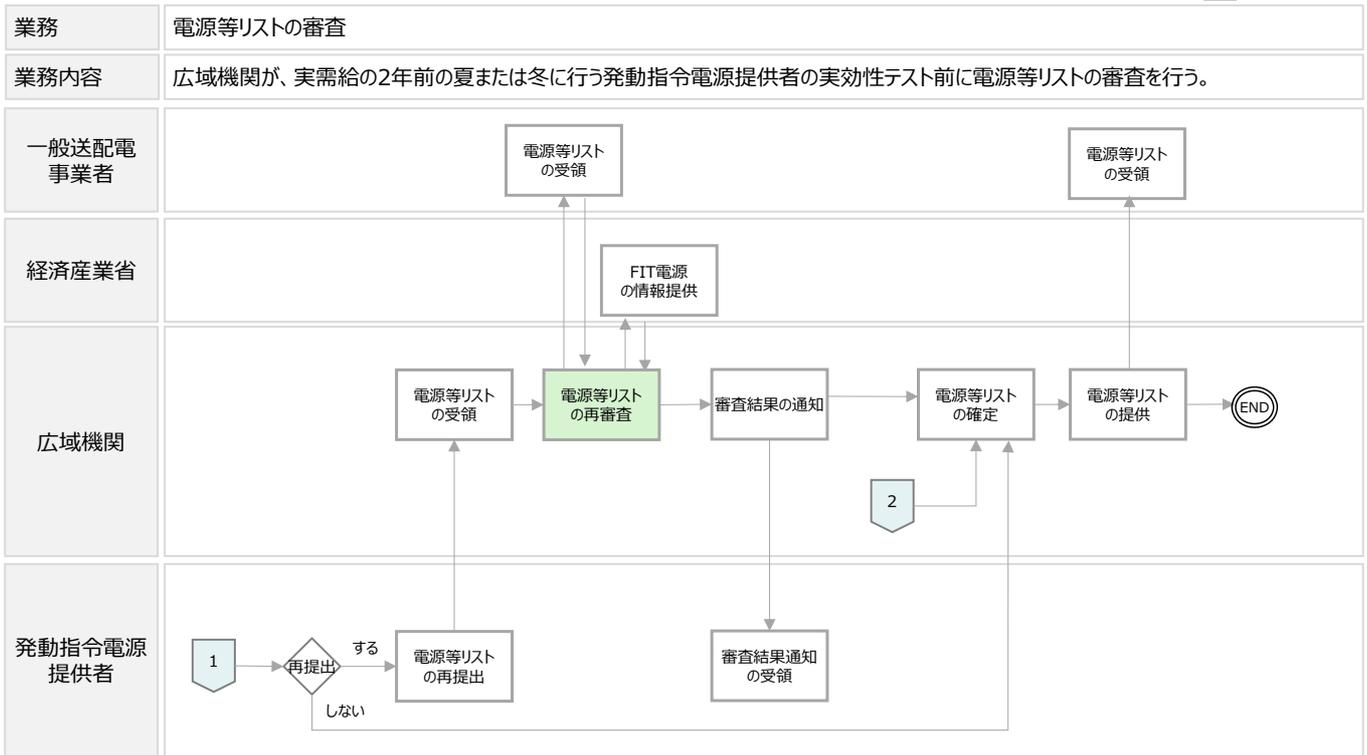


業務概要フロー
追加オークション向け実効性テスト：電源等リストの審査

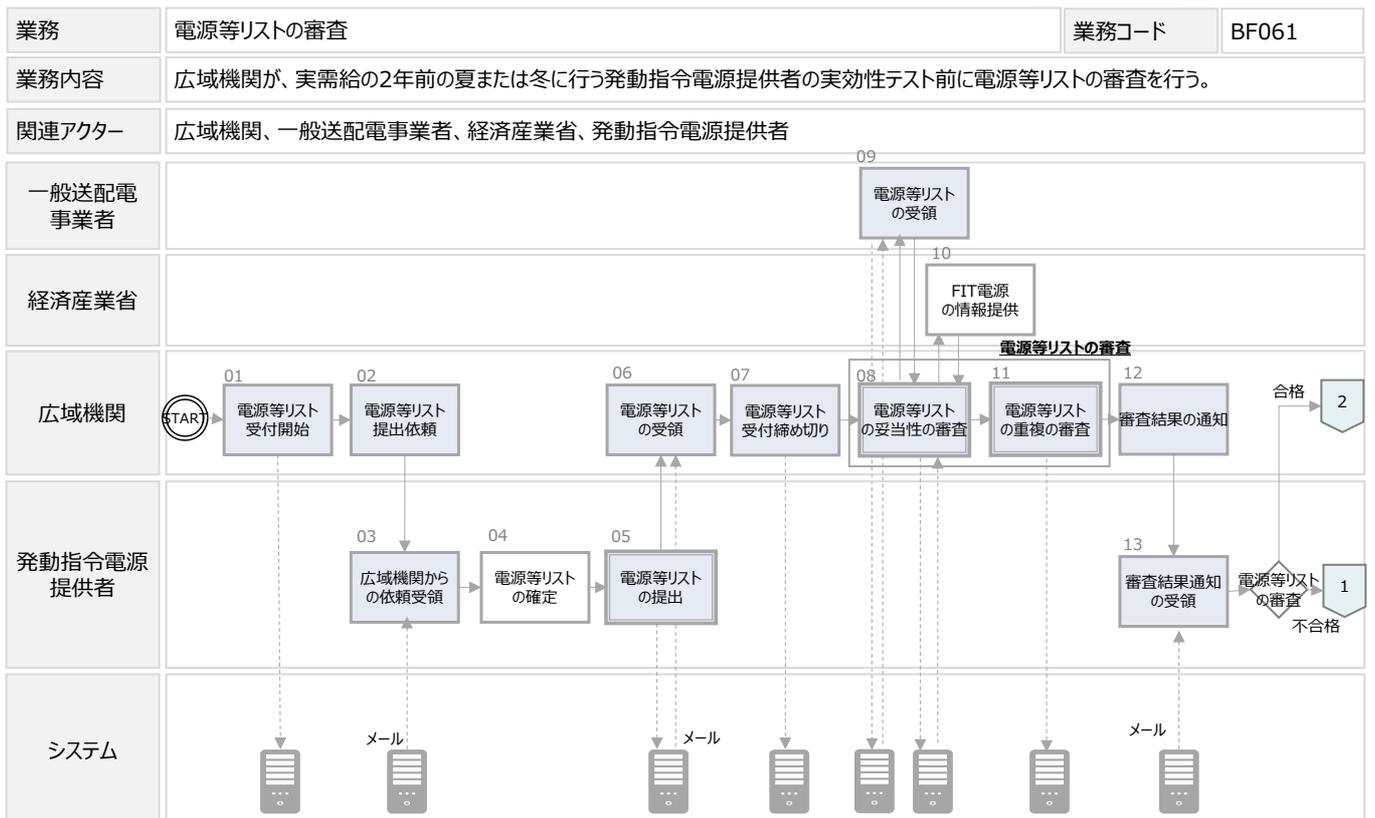
凡例 詳細の可視化



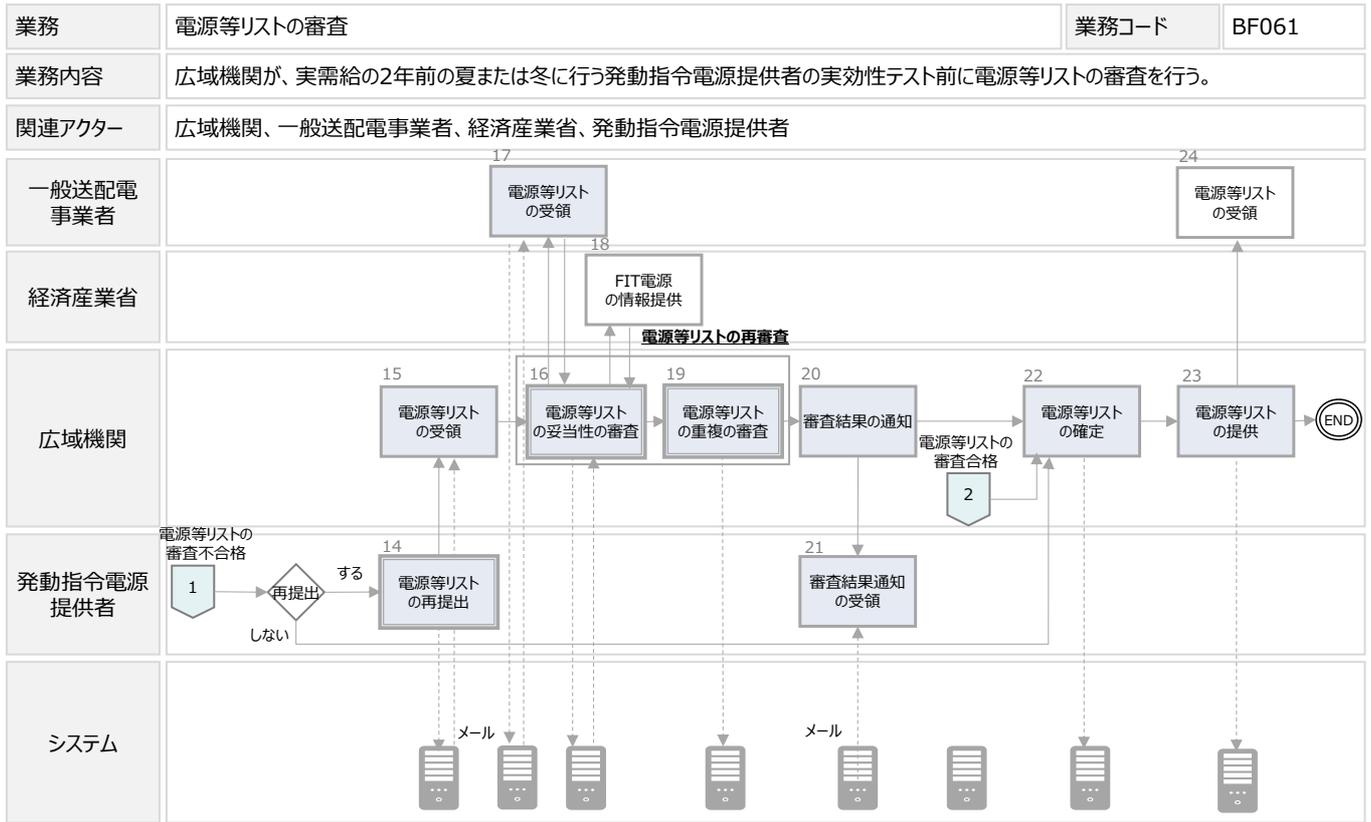
凡例 詳細の可視化



凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



業務仕様書
電源等リストの審査：電源等リストの(再)提出

業務詳細プロセス	電源等リストの(再)提出
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、経済産業省、発動指令電源提供者

詳細内容

電源等リストの(再)提出(1/2)

発動指令電源提供者は、以下の情報を広域機関に提出する
実効性テスト中の電源等リスト内の電源等の変更は認めない

情報	項目詳細	提出書類
電源	<ul style="list-style-type: none"> 実需給の前々年度発動実績の利用の希望有無 リスト名 エリア名 電源等の名称(発電所、号機) 受電地点特定番号 電源種別の区分 発電方式の区分 バイオマス混焼有無(電源種別に火力を選択した電源のみ) 設備容量 電源等の所有者 運開年月 計器番号、所在地 期待容量 L5対象区分 	<ul style="list-style-type: none"> 受電地点特定番号が分かる書類(検針票等) 発電事業届出書 発電事業変更届出書 自家用電気工作物使用開始届出書 特定自家用電気工作物接続届出書 接続検討回答書 工事計画届出書 電源の適合証明書 供給計画内訳表(応札単位毎の期待容量が分かる書類) 供給計画ガイドラインに基づいて期待容量を算定した書類 3時間以上安定して発電し得ることを証明する書類

業務詳細プロセス	電源等リストの(再)提出	
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、経済産業省、発動指令電源提供者	
詳細内容		
<p>電源等リストの(再)提出(2/2) 発動指令電源提供者は、以下の情報を広域機関に提出する 実効性テスト中の電源等リスト内の電源等の変更は認めない</p>		
情報	項目詳細	提出書類
需要家	<ul style="list-style-type: none"> 実需給の前々年度発動実績の利用の希望有無 リスト名 エリア名 需要家名、計器番号、所在地、供給地点特定番号 期待容量 	<ul style="list-style-type: none"> 需要家名、計器番号、所在地、供給地点特定番号が記載されている書類(電気料金請求書、検針票等)

業務詳細プロセス	電源等リストの妥当性の審査			
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、経済産業省、発動指令電源提供者			
詳細内容				
<p>電源等リストの妥当性の審査(1/5) 広域機関は、電源等リスト内の各電源の妥当性を以下の方法にて審査する</p>				
凡例. ○:審査対象、-:審査対象外				
情報	情報項目	審査方法	審査対象電源種別	
			非安定自家発以外の電源	非安定自家発
電源	実需給の前々年度発動実績の利用の希望有無	<ul style="list-style-type: none"> 提出されたリスト内訳に、前々年度実績リスト内訳が含まれていることを確認する ※利用有の場合、提出されたリスト内訳に前々年度実績リスト内訳が含まれていることを実需給中にも確認する 	○	○
	エリア名	<ul style="list-style-type: none"> 受電地点特定番号が分かる書類、接続検討回答書をもとに、該当エリア名に誤りがないことを確認する 確認できない場合は、各エリアのネットワークサービスセンターに対して、該当エリア名に誤りがないことを確認する 電源情報登録時に登録したエリア名と同じであることを確認する 	○	○
	電源等の名称(発電所、号機)	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省に提出された発電事業届出書・発電事業変更届出書・自家用電気工作物使用開始届出書・特定自家用電気工作物接続届出書・供給計画届出書・接続検討回答書・工事計画届出書などをもとに該当発電所名および号機に誤りがないことを確認する 電源の適合証明書をもとに該当電源がFIT対象外であることを確認する FIT対象外電源の中で、運開年度が2012年7月以前の電源、またはバイオマス混焼の有無が有となっている電源について、経済産業省にFITでないことを問い合わせ再確認する 	○	○
	受電地点特定番号	<ul style="list-style-type: none"> 受電地点特定番号が分かる書類をもとに該当電源の受電地点特定番号に誤りがないことを確認する 確認できない場合は、各エリアのネットワークサービスセンターに対して、該当電源の受電地点特定番号が存在することを確認する ※建設中の電源に限り、受電地点特定番号を登録していなくても審査は合格とする 	○	○

業務詳細プロセス	電源等リストの妥当性の審査			
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、経済産業省、発動指令電源提供者			
詳細内容				
<p>電源等リストの妥当性の審査(2/5) 広域機関は、電源等リスト内の各電源の妥当性を以下の方法にて審査する</p> <p style="text-align: right;">凡例：○:審査対象、-:審査対象外</p>				
情報	情報項目	審査方法	審査対象電源種別	
			非安定自家発以外の電源	非安定自家発
電源	電源種別の区分 発電方式の区分	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省に提出された発電事業届出書・発電事業変更届出書・自家用電気工作物使用開始届出書・特定自家用電気工作物接続届出書・接続検討回答書・工事計画届出書などをもとに、該当電源種別の区分・発電方式の区分に誤りがないことを確認する 	○	○
	バイオマス混焼有無 ※電源種別に火力を選択した電源のみ	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省に提出された工事計画届出書などをもとに、該当バイオマス混焼の有無に誤りがないことを確認する 	○	○
	設備容量	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省に提出された発電事業届出書・発電事業変更届出書・自家用電気工作物使用開始届出書・特定自家用電気工作物接続届出書・供給計画届出書・接続検討回答書・工事計画届出書などをもとに、設備容量(認可出力)に誤りがないことを確認する 	○	○
	電源等の所有者	<ul style="list-style-type: none"> 事業者名の法人番号で法人登録されていることを確認する 法人ではない事業者の場合、各エリアのネットワークサービスセンターに対して、受電地点特定番号を保持していることを確認する 	○	○

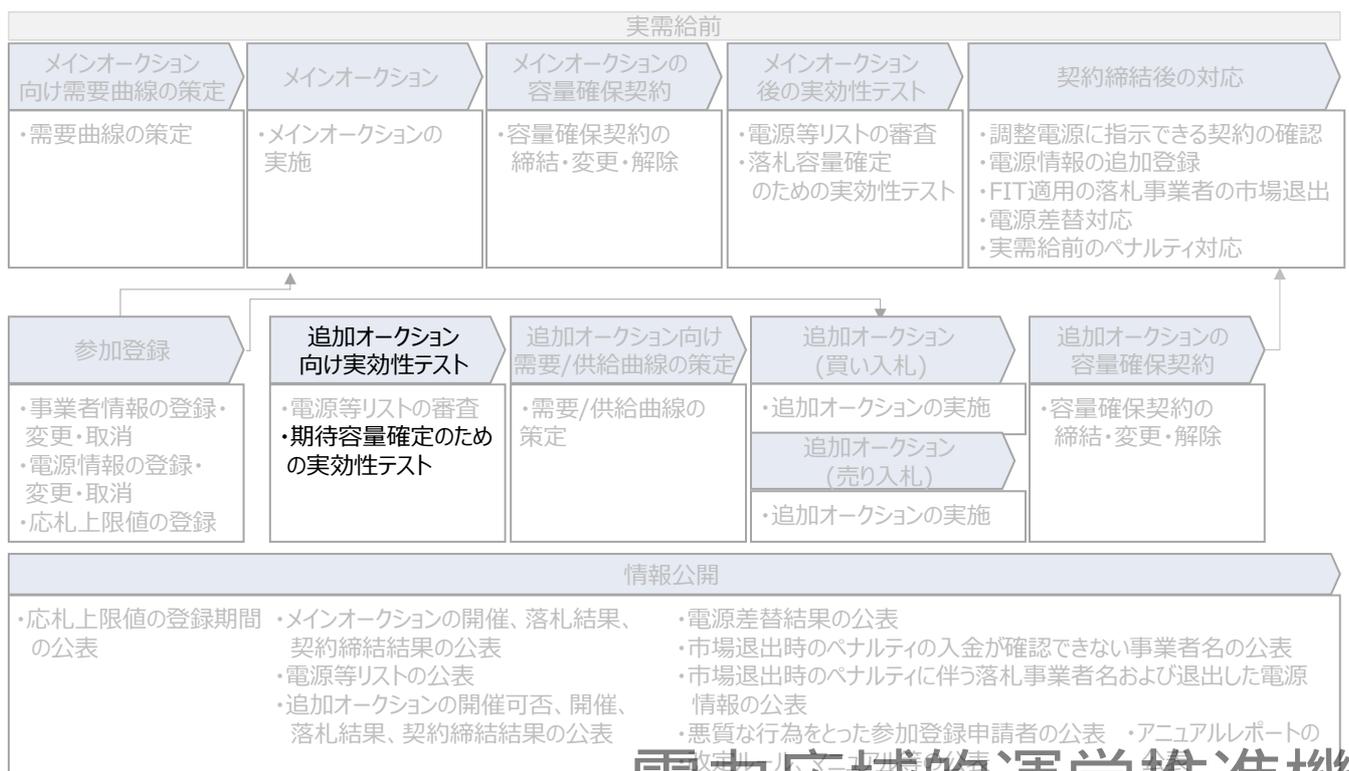
業務詳細プロセス	電源等リストの妥当性の審査			
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、経済産業省、発動指令電源提供者			
詳細内容				
<p>電源等リストの妥当性の審査(3/5) 広域機関は、電源等リスト内の各電源の妥当性を以下の方法にて審査する</p> <p style="text-align: right;">凡例：○:審査対象、-:審査対象外</p>				
情報	情報項目	審査方法	審査対象電源種別	
			非安定自家発以外の電源	非安定自家発
電源	運開年月	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省に提出された発電事業届出書・発電事業変更届出書・自家用電気工作物使用開始届出書・特定自家用電気工作物接続届出書・接続検討回答書・工事計画届出書・供給計画届出書をもとに、運開年月に誤りがないことを確認する 	○	○
	計器番号 所在地	<ul style="list-style-type: none"> 電源名、計器番号、所在地、受電地点特定番号が記載されている書類をもとに、計器番号・所在地に誤りがないことを確認する 確認できない場合は、各エリアのネットワークサービスセンターに対して、計器番号・所在地に誤りがないことを確認する 	○	○
	期待容量	<ul style="list-style-type: none"> L5評価する電源については、供給計画ガイドラインに基づいて期待容量を算定した書類の期待容量と一致していることを確認する 実効性テストにより期待容量を確定する電源については、参加登録申請者は、過去の発動実績などをもとに期待容量の推定値を登録し、期待容量が1,000kW未満であることを確認する L5対象電源のみで構成される電源等リスト内の期待容量の合計が1,000kW以上であることを確認する 	○	-

業務詳細プロセス	電源等リストの妥当性の審査												
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、経済産業省、発動指令電源提供者												
詳細内容													
<p>電源等リストの妥当性の審査(4/5) 広域機関は、電源等リスト内の各電源の妥当性を以下の方法にて審査する</p> <p style="text-align: right;">凡例. ○:審査対象、-:審査対象外</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">情報</th> <th rowspan="2">情報項目</th> <th rowspan="2">審査方法</th> <th colspan="2">審査対象電源種別</th> </tr> <tr> <th>非安定自家発以外の電源</th> <th>非安定自家発</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>L5対象区分</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 供給計画届出書・供給計画ガイドラインに基づいて期待容量を算定した書類をもとに、L5評価対象を選択した電源が、一般水力(自流式)、太陽光、風力であることを確認する これらの電源が実効性テストを選択した場合は、3時間以上安定して発電し得ることを確認する </td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> </tbody> </table>		情報	情報項目	審査方法	審査対象電源種別		非安定自家発以外の電源	非安定自家発	電源	L5対象区分	<ul style="list-style-type: none"> 供給計画届出書・供給計画ガイドラインに基づいて期待容量を算定した書類をもとに、L5評価対象を選択した電源が、一般水力(自流式)、太陽光、風力であることを確認する これらの電源が実効性テストを選択した場合は、3時間以上安定して発電し得ることを確認する 	○	-
情報	情報項目				審査方法	審査対象電源種別							
		非安定自家発以外の電源	非安定自家発										
電源	L5対象区分	<ul style="list-style-type: none"> 供給計画届出書・供給計画ガイドラインに基づいて期待容量を算定した書類をもとに、L5評価対象を選択した電源が、一般水力(自流式)、太陽光、風力であることを確認する これらの電源が実効性テストを選択した場合は、3時間以上安定して発電し得ることを確認する 	○	-									

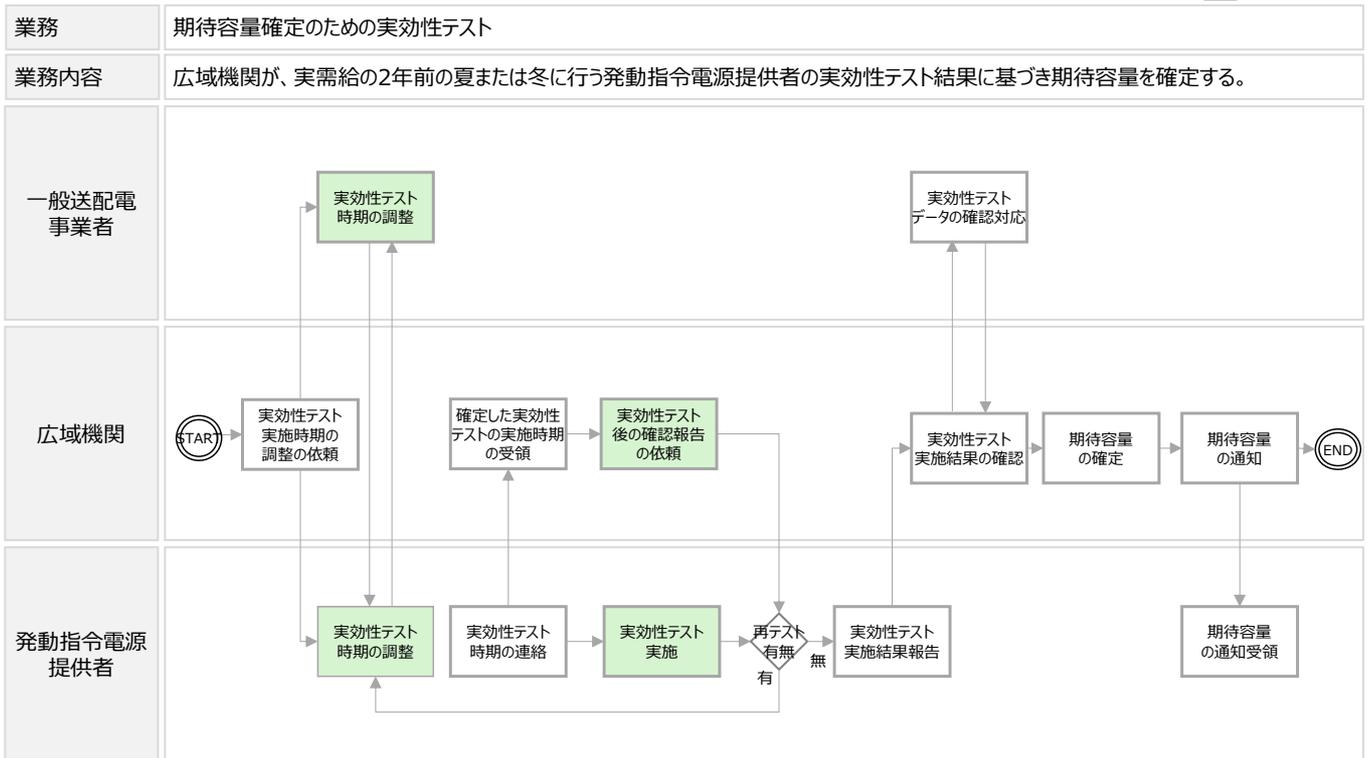
業務詳細プロセス	電源等リストの妥当性の審査											
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、経済産業省、発動指令電源提供者											
詳細内容												
<p>電源等リストの妥当性の審査(5/5) 広域機関は、電源等リスト内の各需要家の妥当性を以下の方法にて審査する</p> <p style="text-align: right;">凡例. ○:審査対象、-:審査対象外</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報</th> <th>情報項目</th> <th>審査方法</th> <th>審査対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">需要家</td> <td>エリア名</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各エリアのネットワークサービスセンターに対して、該当発電エリアに誤りがないことを確認する 電源情報登録時に登録した発電エリアと同等であることを確認する </td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>需要家名 計器番号 所在地 供給地点特定番号</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各エリアのネットワークサービスセンターに対して、需要家名・計器番号・所在地・供給地点特定番号に誤りがないことを確認する </td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table>		情報	情報項目	審査方法	審査対象	需要家	エリア名	<ul style="list-style-type: none"> 各エリアのネットワークサービスセンターに対して、該当発電エリアに誤りがないことを確認する 電源情報登録時に登録した発電エリアと同等であることを確認する 	○	需要家名 計器番号 所在地 供給地点特定番号	<ul style="list-style-type: none"> 各エリアのネットワークサービスセンターに対して、需要家名・計器番号・所在地・供給地点特定番号に誤りがないことを確認する 	○
情報	情報項目	審査方法	審査対象									
需要家	エリア名	<ul style="list-style-type: none"> 各エリアのネットワークサービスセンターに対して、該当発電エリアに誤りがないことを確認する 電源情報登録時に登録した発電エリアと同等であることを確認する 	○									
	需要家名 計器番号 所在地 供給地点特定番号	<ul style="list-style-type: none"> 各エリアのネットワークサービスセンターに対して、需要家名・計器番号・所在地・供給地点特定番号に誤りがないことを確認する 	○									

業務詳細プロセス	電源等リストの重複の審査
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、経済産業省、発動指令電源提供者
詳細内容	
<p>電源等リストの重複の審査 登録された発動指令電源提供者の電源等が重複していないことを確認する</p> <p>【審査方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> 重複を確認するための情報を一意にする <ul style="list-style-type: none"> 受電地点特定番号がある場合 受電地点特定番号で一意とする 受電地点特定番号が無い新設電源の場合 電源種別、エリア名、所在地で一意とする 供給地点特定番号がある場合 供給地点特定番号で一意とする 同じ実需給年度の実効性テスト対象として電源および需要家が重複していないことを確認する ※重複した場合、発動指令電源提供者に重複した電源名および需要家名は伝えるが、重複した電源または需要家を登録した他の発動指令電源提供者名は伝えない 	

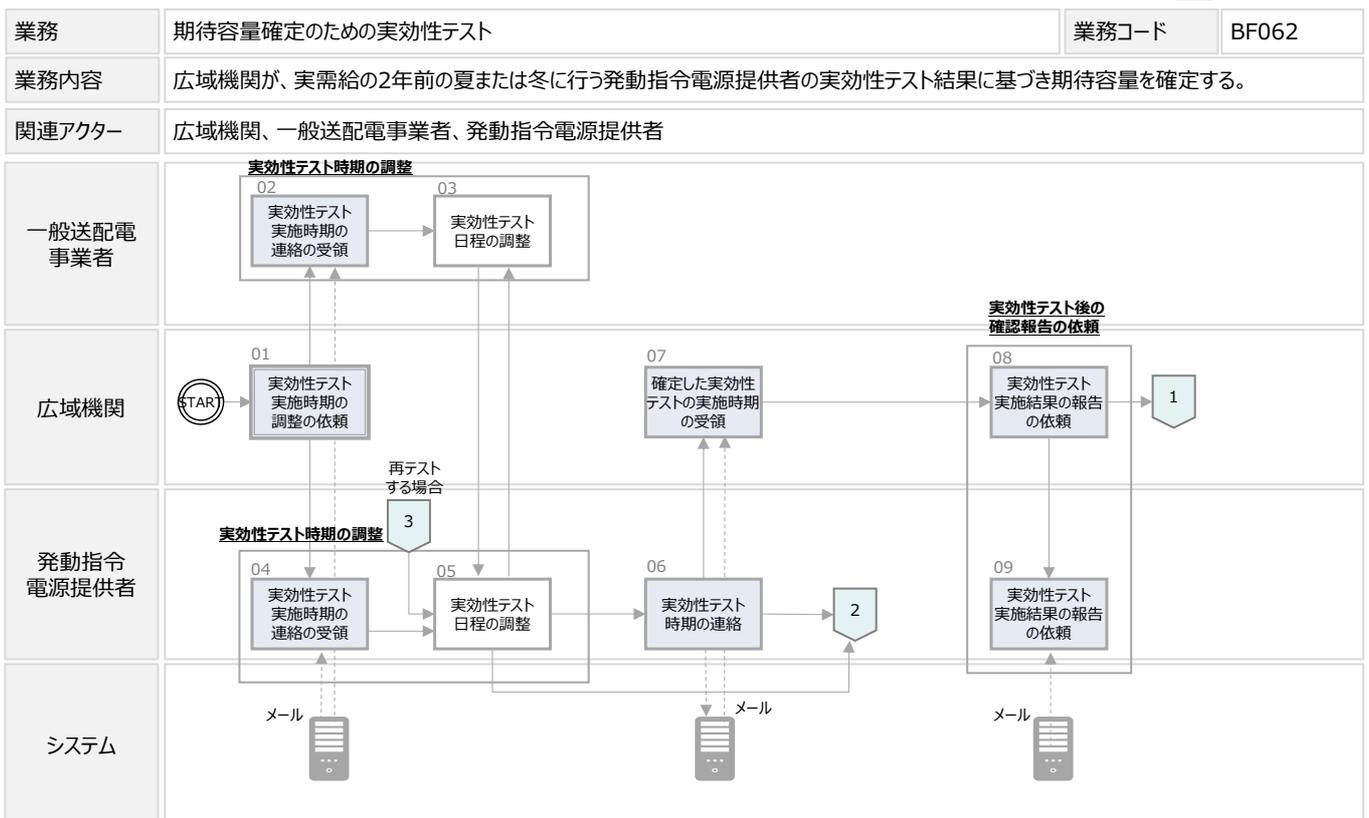
■ 追加オークション向け実効性テスト：期待容量確定のための実効性テスト



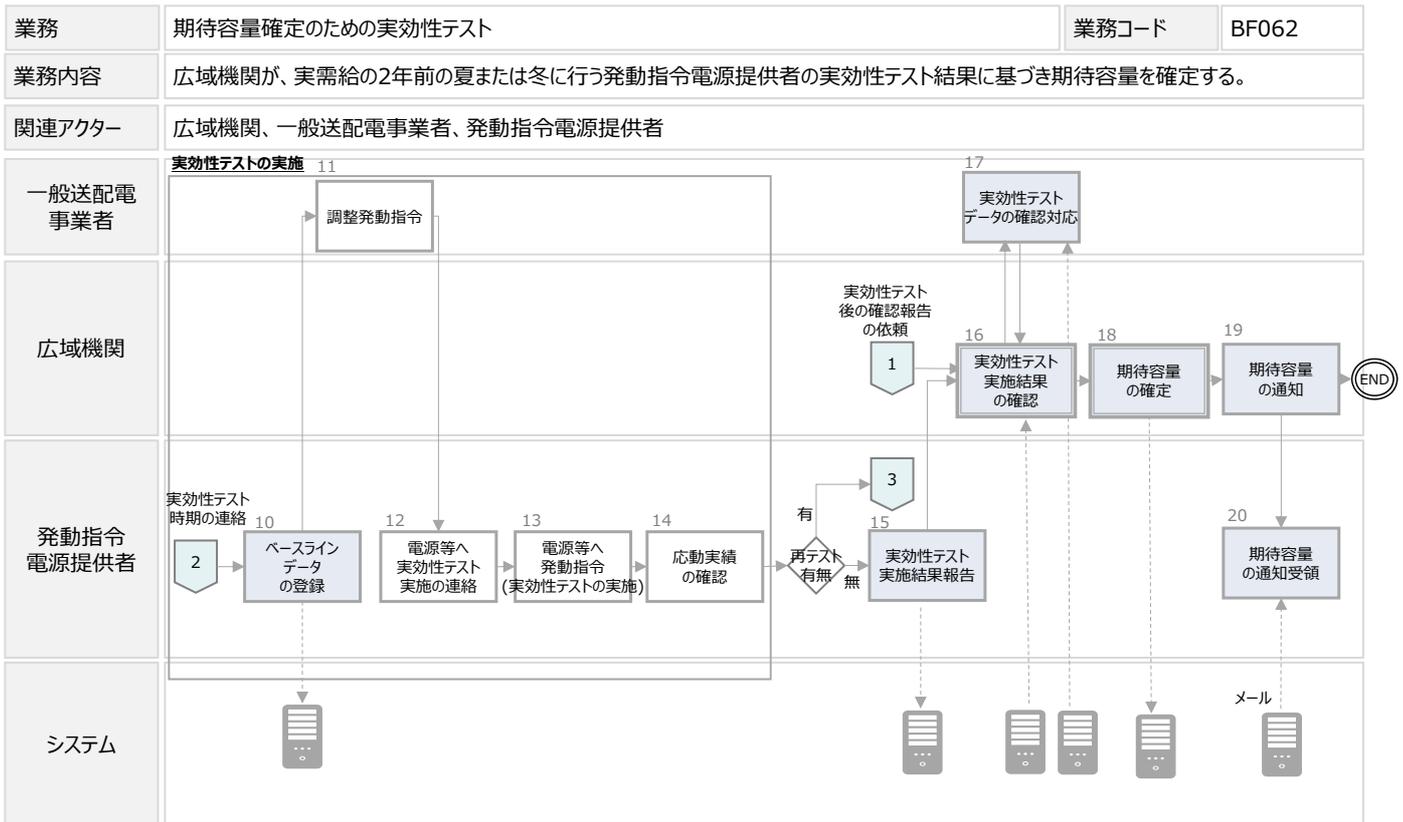
凡例 詳細の可視化



凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



業務仕様書

期待容量確定のための実効性テスト：実効性テスト実施時期の調整の依頼

業務詳細プロセス	実効性テスト実施時期の調整の依頼
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、発動指令電源提供者
詳細内容	<p>実効性テスト実施時期の調整の依頼 広域機関が、実効性テスト実施時期の調整依頼を行うにあたり、以下の対応を行う</p> <p>【提出依頼の対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発動指令電源提供者 一般送配電事業者 <p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> メール連絡 <ul style="list-style-type: none"> ※実効性テスト実施確定時期を登録完了後、または実効性テスト実施可能時期まで、発動指令電源提供者に対して複数回リマインドメールを送信する ※実効性テスト実施年度の2月末を過ぎても登録がない場合は、一般送配電事業者に対して複数回メールで実効性テスト実施日程の共有依頼を送信する 電話連絡 <ul style="list-style-type: none"> ※実効性テスト実施年度の2月末に、発動指令電源提供者に電話で連絡する ※実効性テスト実施年度の2月末を過ぎても登録がない場合、一般送配電事業者に電話で連絡する

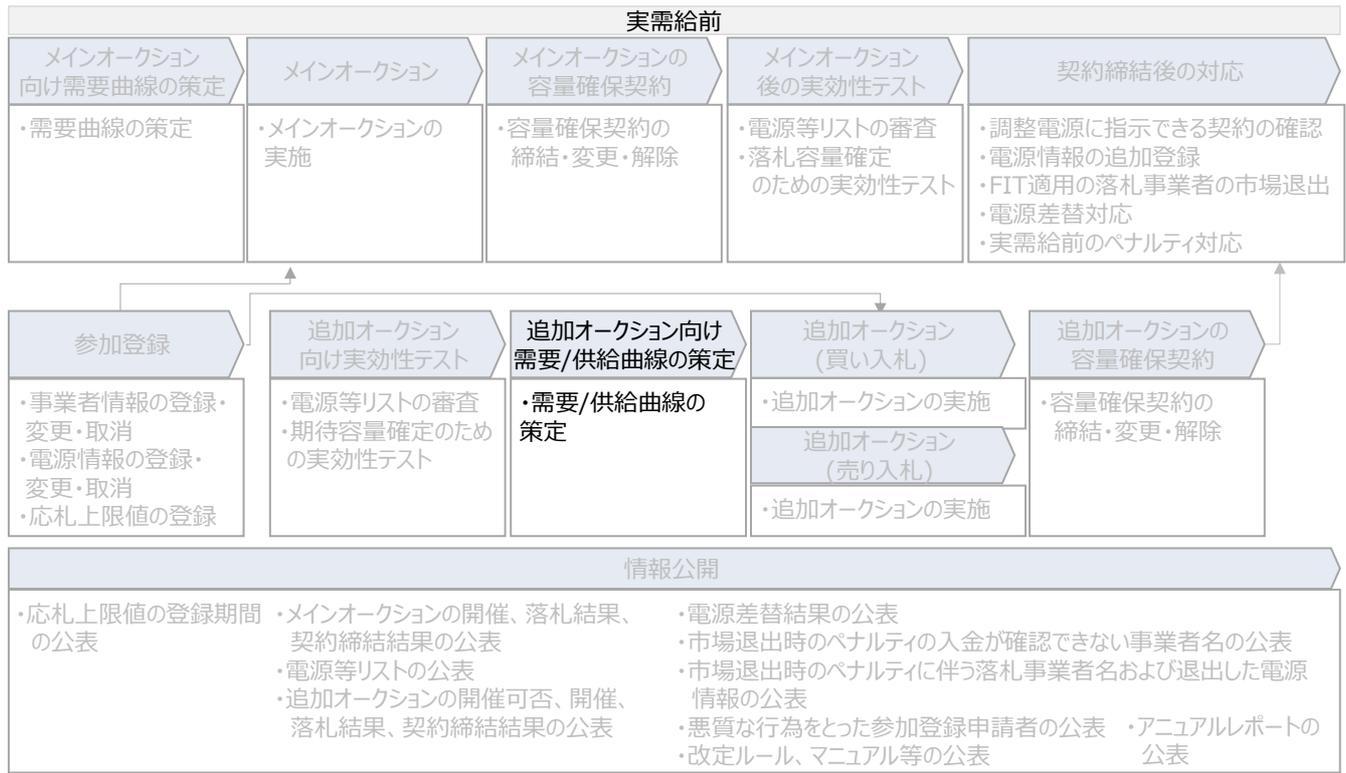
業務詳細プロセス	実効性テスト実施結果の確認
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、発動指令電源提供者
詳細内容	
<p>実効性テスト実施結果の確認</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 一般送配電事業者に実効性テスト当日の需給データを照会し、提出された実効性テスト日時の値を確認する 2. 評価対象期間に関して、需要制御を約束した持続時間を基本として、起動時間(DRを開始してから持続時間が始まるまでの時間をいう)および回復時間(持続時間を終了してから通常運転に戻るまでの時間をいう)を、評価対象期間に含めるかどうかを定める 3. 評価対象期間において、期間中の総平均値として需要制御量を達成すべきなのか、または期間中の一定の時間単位の全てのコマで需要制御量を達成すべきなのか、どちらかに定める その定義に基づいて、評価対象期間において需要制御量を達成できているか確認する <p>※変動電源は、蓄電池の設備等を行うなどの工夫がある場合、実効性テスト結果を用いることを認めるが、そのような工夫が無い場合はL5で扱う</p> <div style="text-align: center;"> <p>DRに関する各種時間区分の定義 (関連項目：第3章 第1節 1. 需要制御量の評価対象期間)</p> <p>時間区分の定義</p> <p>出所) 資源エネルギー庁 エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン http://www.meti.go.jp/press/2017/11/201711129001/201711129001-1.pdf</p> </div>	

業務詳細プロセス	期待容量の確定							
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、発動指令電源提供者							
詳細内容								
<p>期待容量の確定</p> <p>広域機関は、以下の算出方法によって、実効性テスト結果から電源等リスト内の電源または需要家の期待容量を算出する(発動実績を利用する場合も含む) ※発動実績を実効性テスト結果として利用する場合、次頁の審査に合格した電源等リストを対象に各電源・需要家の期待容量を算出する</p> <p>【算出方法】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>算出方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電源</td> <td>非安定自家発以外 提出された実効性テスト結果と電源等リストの審査で確定した期待容量を比較し、 <ul style="list-style-type: none"> • 発電量 ≥ 期待容量 の場合 期待容量の変更なし • 発電量 < 期待容量 の場合 発電量を期待容量とする </td> </tr> <tr> <td>非安定自家発 提出された実効性テスト結果をもとに発電量を期待容量とする</td> </tr> <tr> <td>需要家</td> <td>提出された実効性テスト結果をもとに抑制量を期待容量とする</td> </tr> </tbody> </table>		対象	算出方法	電源	非安定自家発以外 提出された実効性テスト結果と電源等リストの審査で確定した期待容量を比較し、 <ul style="list-style-type: none"> • 発電量 ≥ 期待容量 の場合 期待容量の変更なし • 発電量 < 期待容量 の場合 発電量を期待容量とする 	非安定自家発 提出された実効性テスト結果をもとに発電量を期待容量とする	需要家	提出された実効性テスト結果をもとに抑制量を期待容量とする
対象	算出方法							
電源	非安定自家発以外 提出された実効性テスト結果と電源等リストの審査で確定した期待容量を比較し、 <ul style="list-style-type: none"> • 発電量 ≥ 期待容量 の場合 期待容量の変更なし • 発電量 < 期待容量 の場合 発電量を期待容量とする 							
	非安定自家発 提出された実効性テスト結果をもとに発電量を期待容量とする							
需要家	提出された実効性テスト結果をもとに抑制量を期待容量とする							

業務詳細プロセス	期待容量の確定
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、発動指令電源提供者
詳細内容	
<p>期待容量の確定 発動実績を実効性テスト結果へ利用する申請を行った場合、参加登録申請者の電源等リストが利用条件を満たしているか、以下の審査を行う（実効性テスト時だけでなく電源等リスト審査時も確認する）</p> <p>【審査方法】 当年(X年)度の発動実績を利用する場合、当年(X年)度の発動実績の電源等リストが、提出された電源等リストに含まれることを確認する</p> <p>The diagram illustrates a timeline from X-4 years to X+2 years. Key events include Main Auction, Real-time Test, and Activation. It details the relationship between power source lists X and Y and the activation record.</p> <ul style="list-style-type: none"> • 当年(X年)度の発動実績の電源等リストが、提出された電源等リストと一致している場合: • 当年(X年)度の発動実績の電源等リストが、提出された電源等リストに含まれている場合: <p>電源等リスト X • 電源a • b • c</p> <p>電源等リスト Y • 電源a • b • c • d • e</p>	

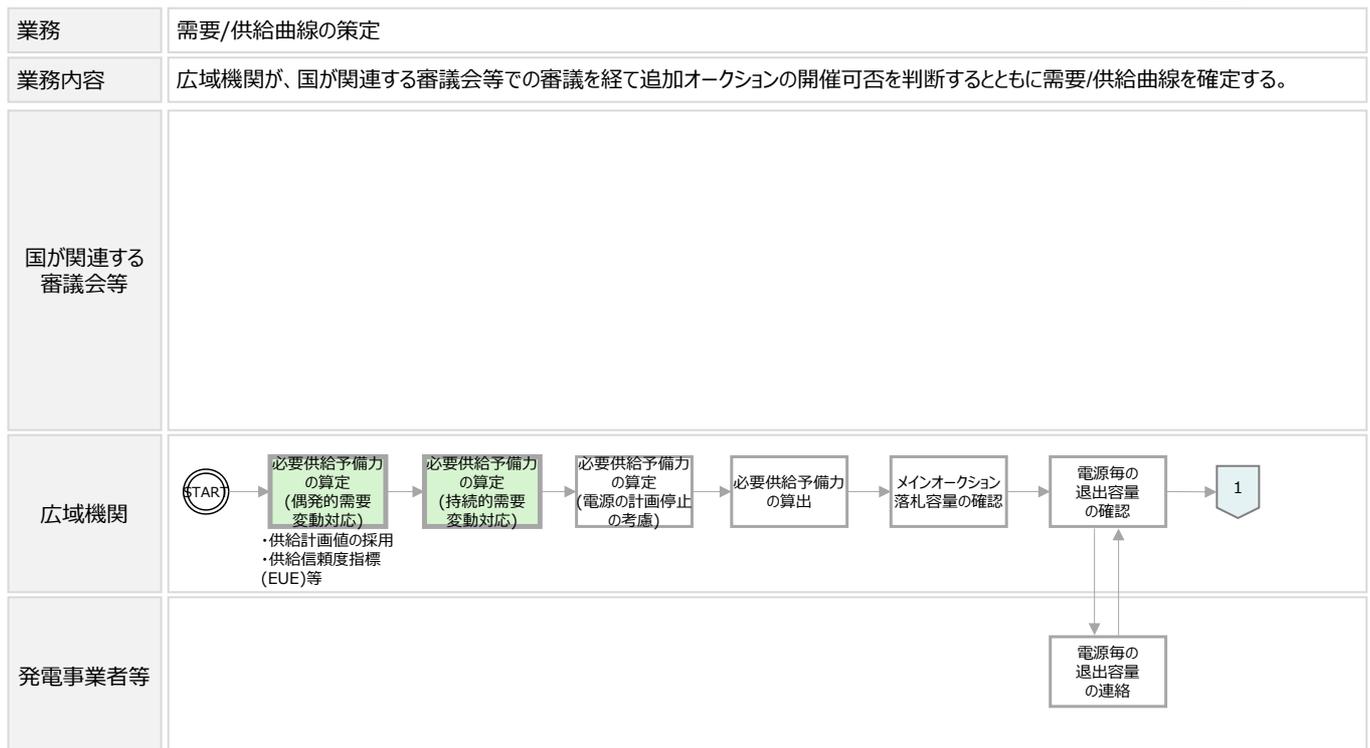
業務詳細プロセス	期待容量の確定
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、発動指令電源提供者
詳細内容	
<p>期待容量の確定 広域機関は、以下の算出方法に従って、電源等リストの期待容量を算出し確定する</p> <p>【算出方法】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電源等リストにL5評価対象の電源が含まれる場合、電源等リストの審査に確定された各電源の期待容量を確認する 2. 電源等リストの期待容量を算出する <ul style="list-style-type: none"> • 実効性テスト結果を利用して電源等リストの期待容量を算出する場合 電源等リストの期待容量 = Σ実効性テスト結果から算出された各電源(L5評価対象外)の期待容量 + Σ実効性テスト結果から算出された各需要家の期待容量 + Σ L5評価対象の各電源の期待容量 • 当年度の発動実績を利用して電源等リストの期待容量を算出する場合 電源等リストの期待容量 = Σ発動実績から算出された各電源(L5評価対象外)の期待容量 + Σ発動実績から算出された各需要家の期待容量 + Σ L5評価対象の各電源の期待容量 3. 電源等リストの期待容量が1,000kW未満の場合は、期待容量を0(ゼロ)とする 	

■ 追加オークション向けの需要/供給曲線の策定

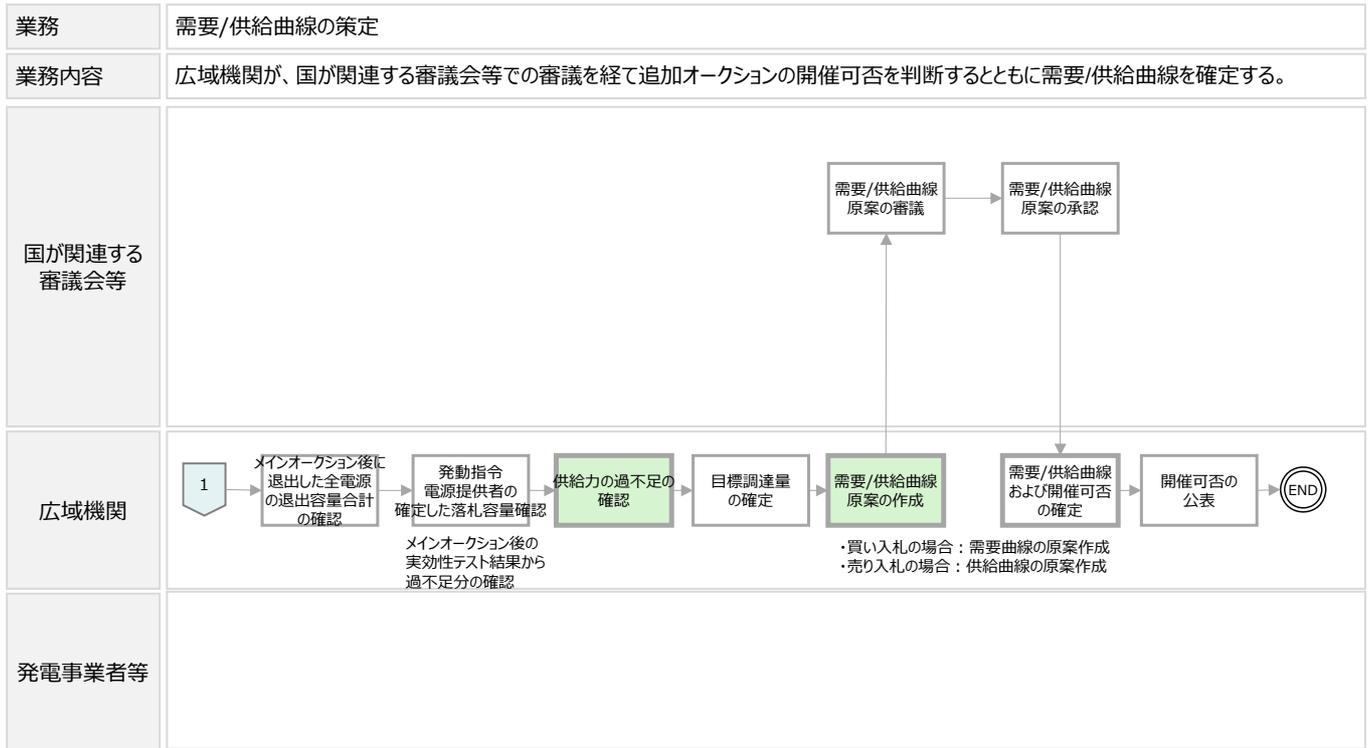


業務概要フロー
追加オークション向け需要/供給曲線の策定：需要/供給曲線の策定

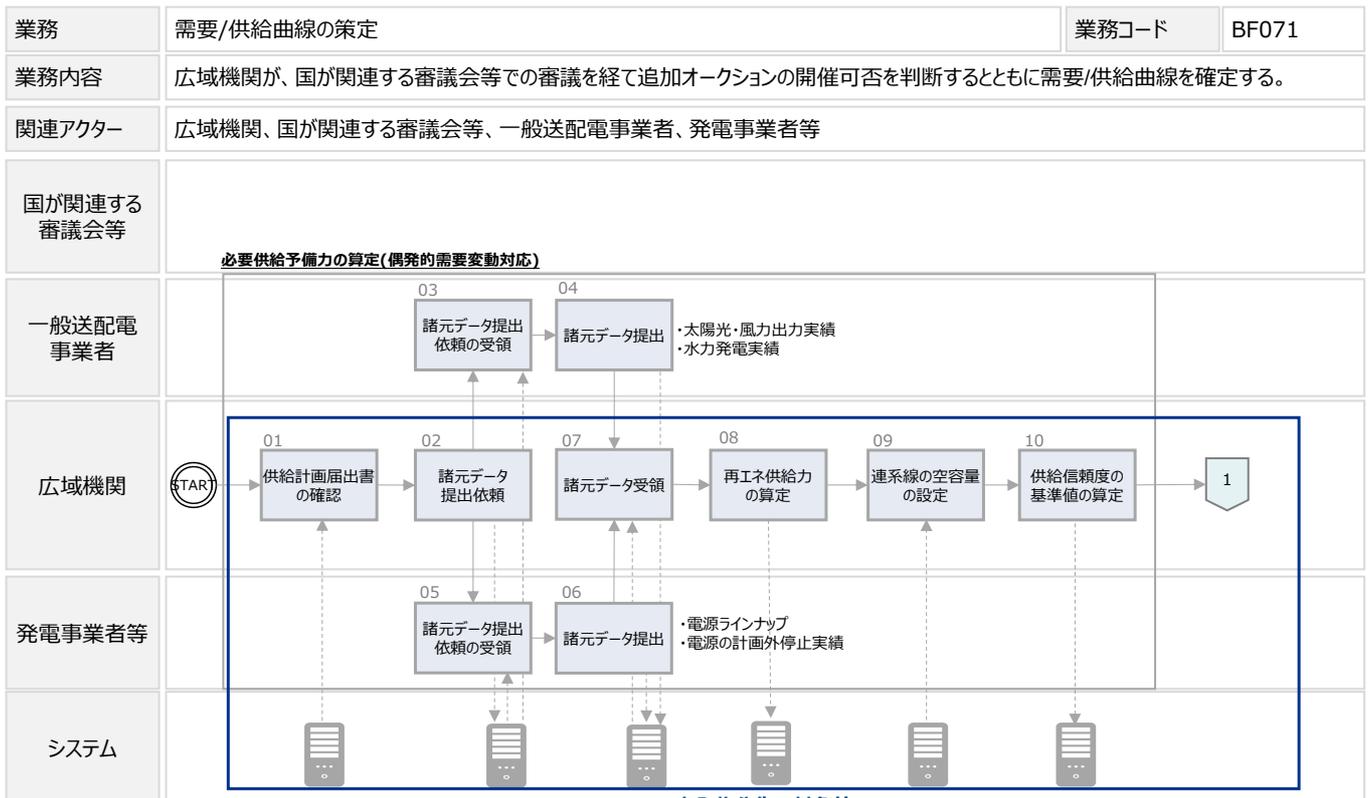
凡例 詳細の可視化



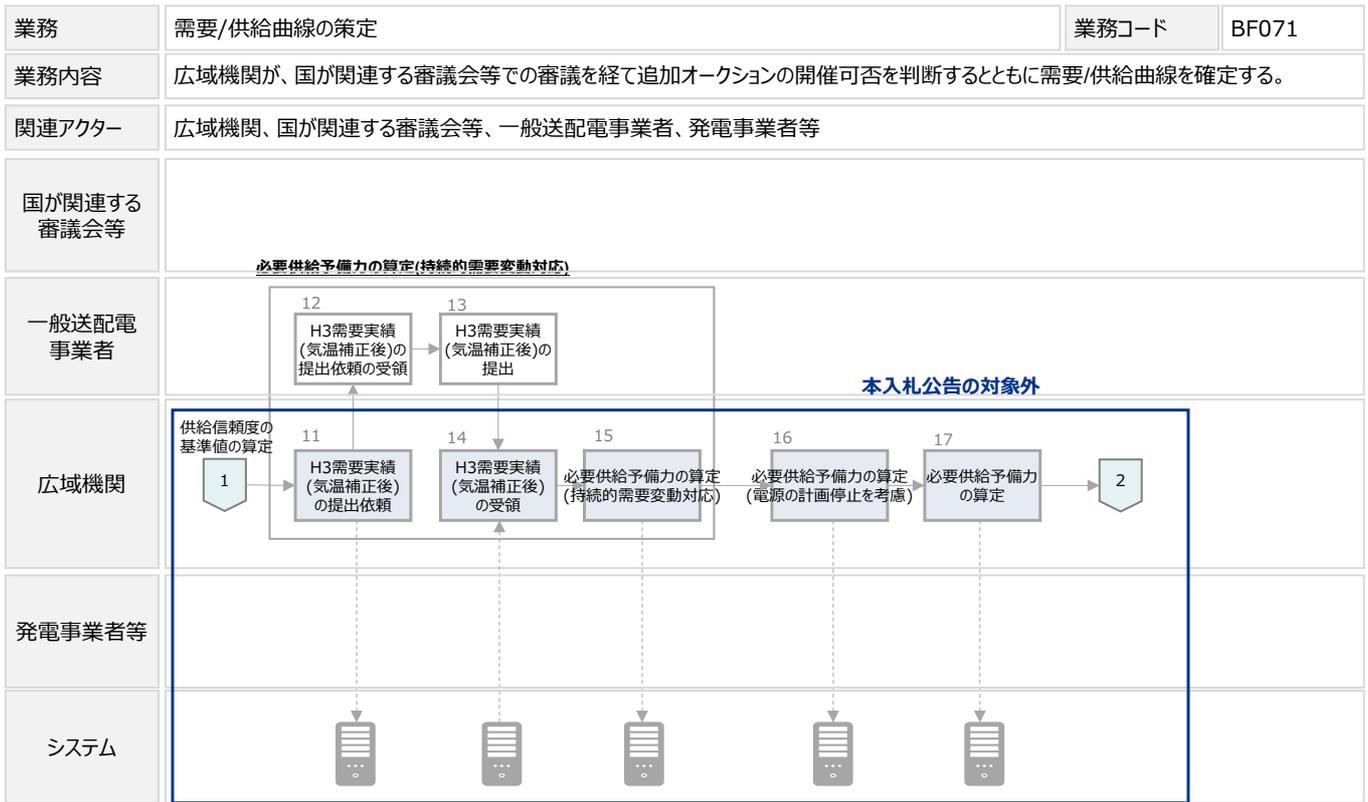
凡例 詳細の可視化



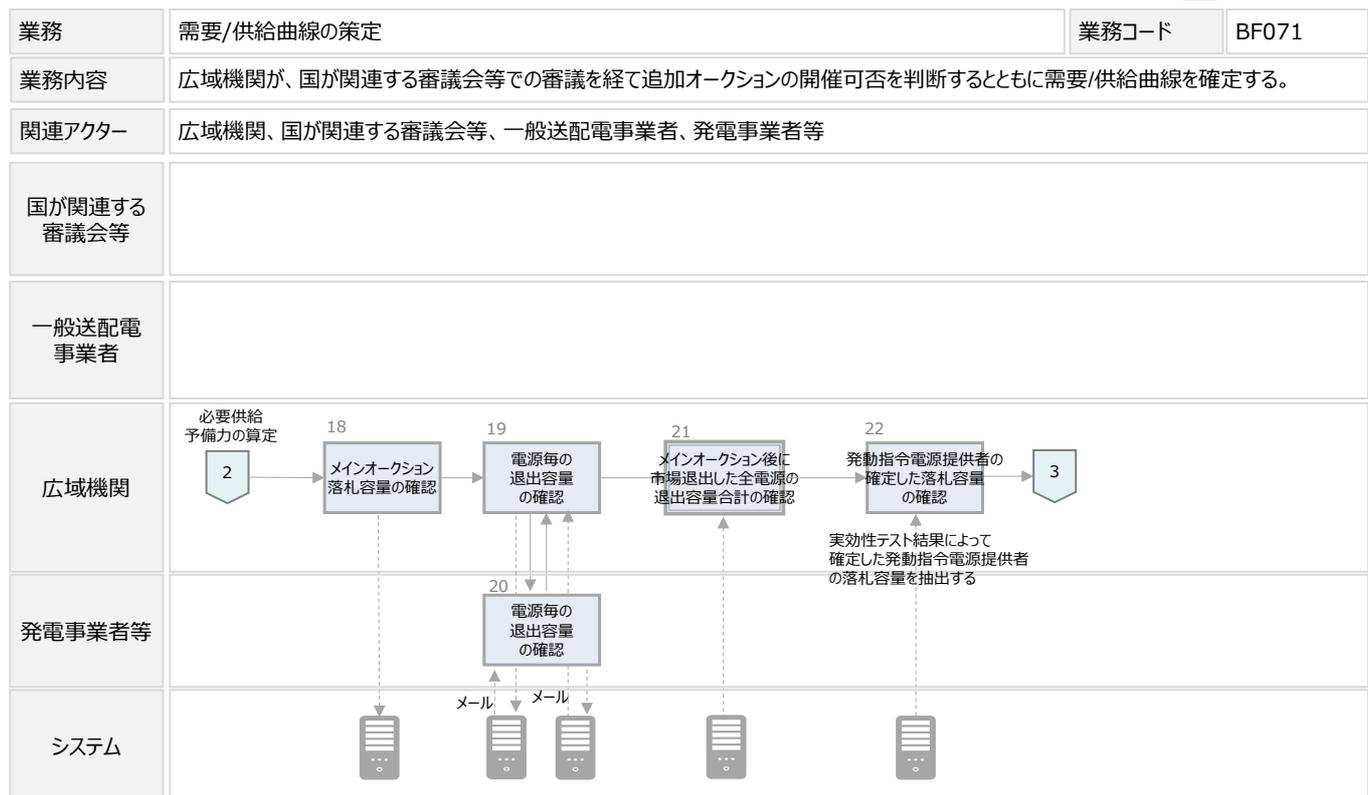
凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



凡例 システム化対象 業務仕様書の対象

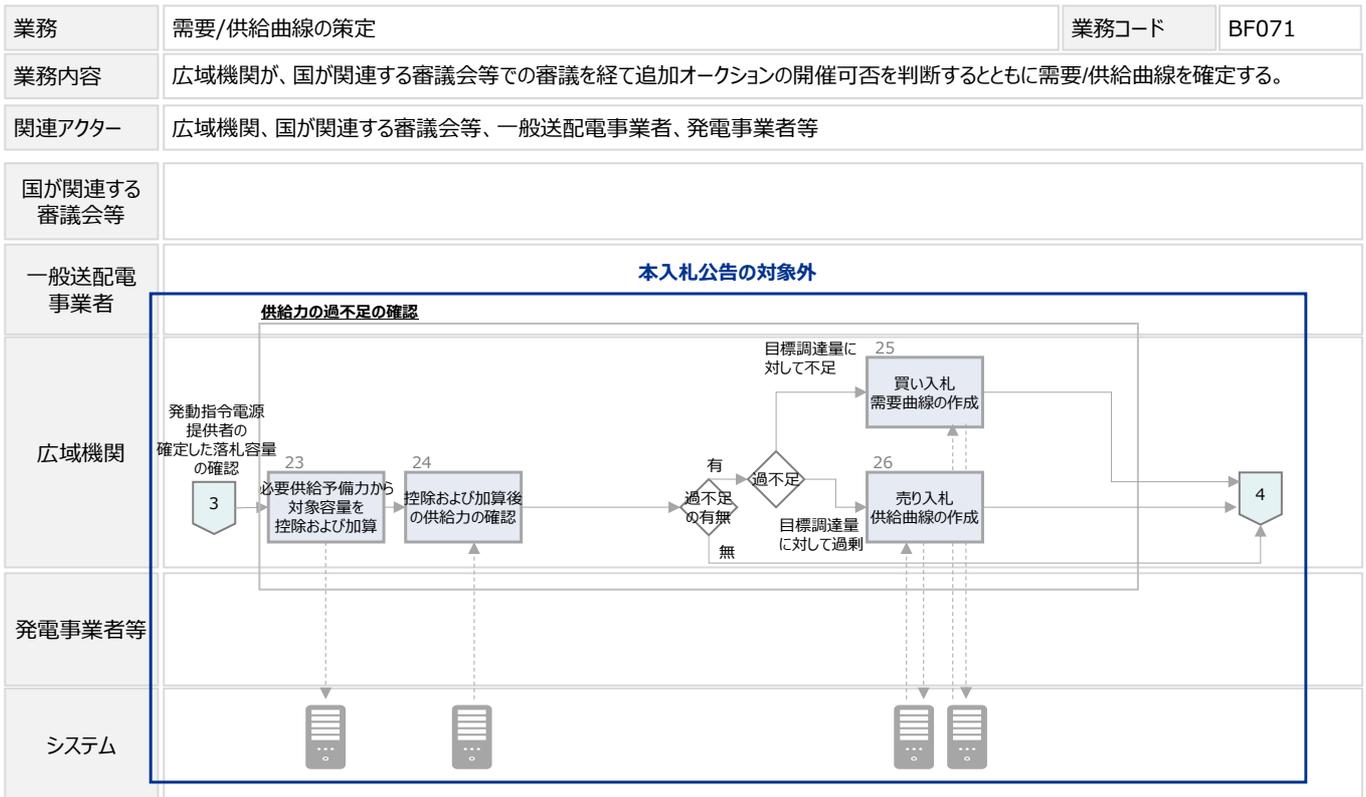


凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



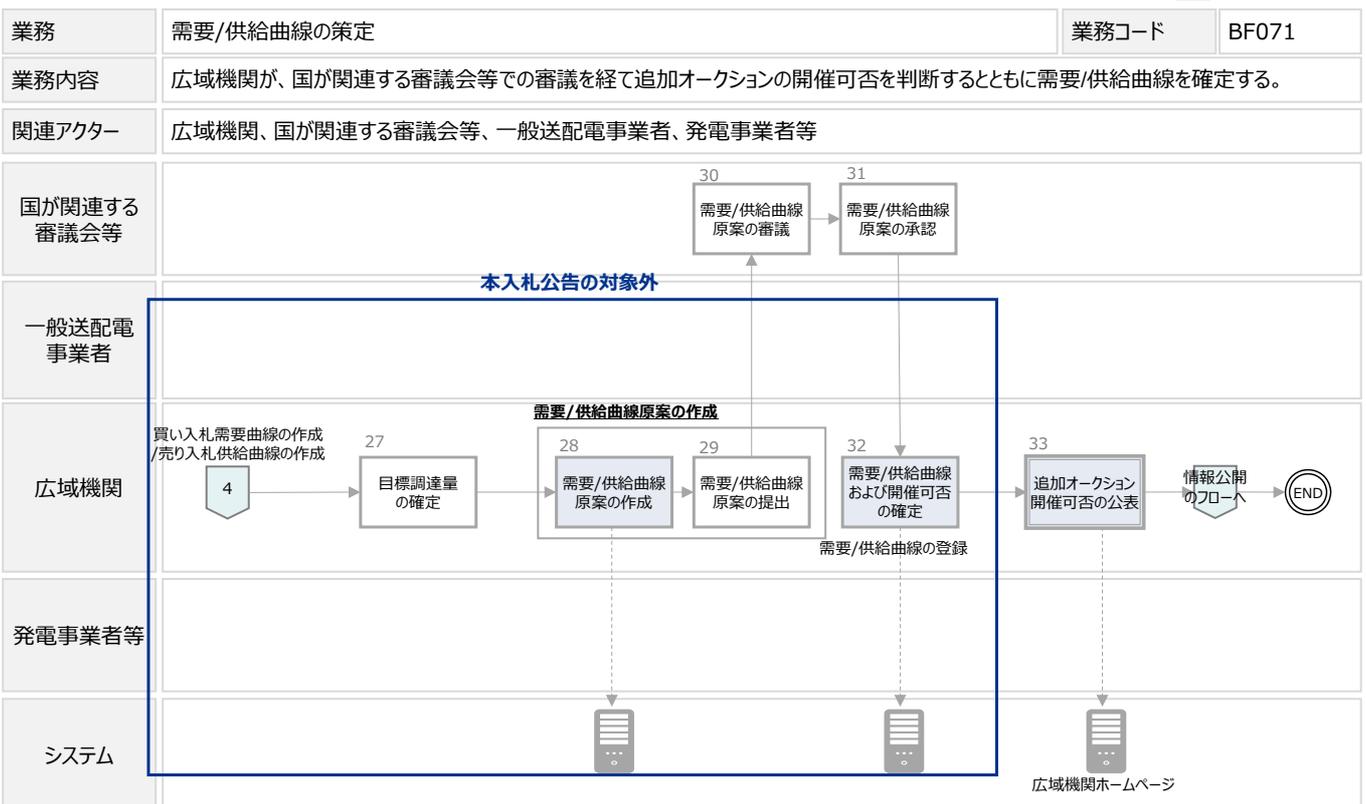
業務詳細フロー 追加オークション向け需要/供給曲線の策定：需要/供給曲線の策定

凡例 □ システム化対象 □ 業務仕様書の対象



業務詳細フロー 追加オークション向け需要/供給曲線の策定：需要/供給曲線の策定

凡例 □ システム化対象 □ 業務仕様書の対象



需要/供給曲線の策定：メインオークション後に市場退出した電源の退出容量合計の確認

業務詳細プロセス	メインオークション後に市場退出した電源の退出容量合計の確認
関連アクター	広域機関、国が関連する審議会等、一般送配電事業者、発電事業者等

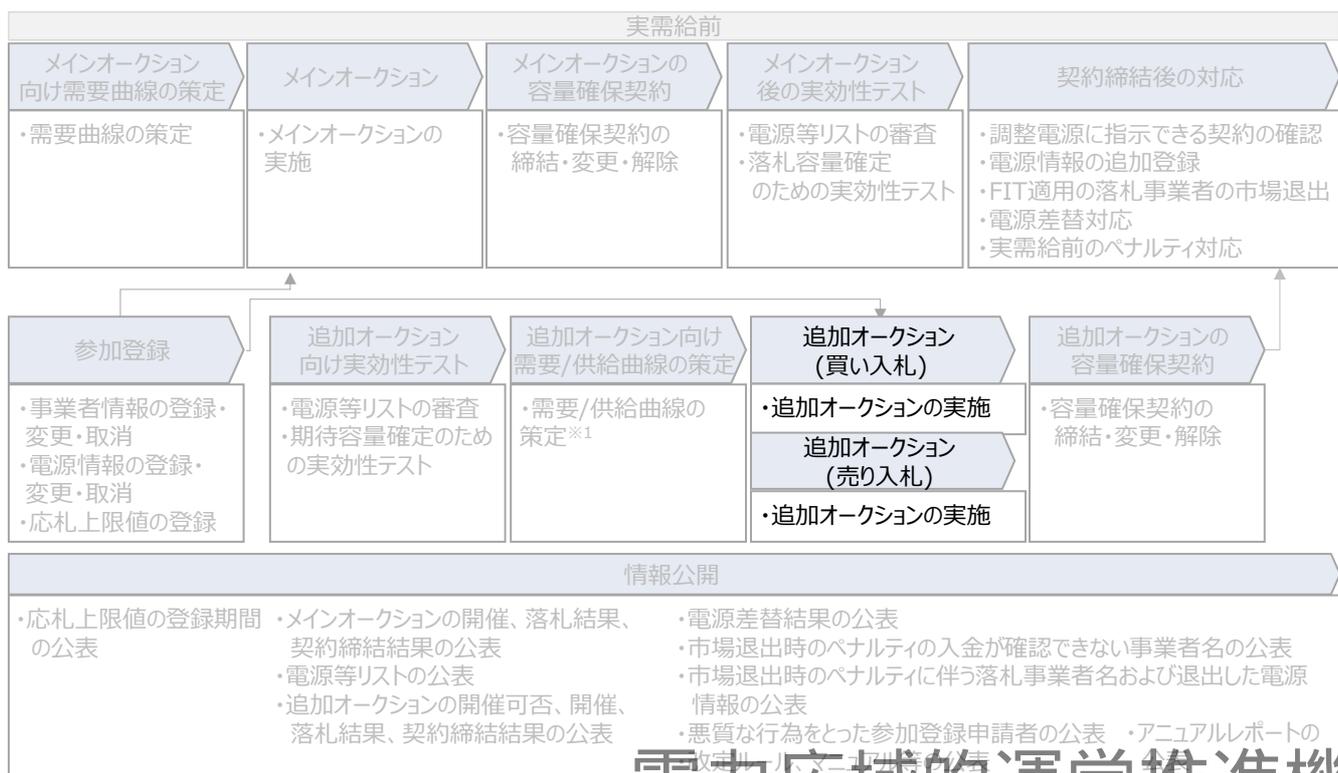
詳細内容

メインオークション後に市場退出した全電源の退出容量合計の確認

広域機関は、メインオークション後に市場退出または部分退出した電源の退出容量合計を確認する

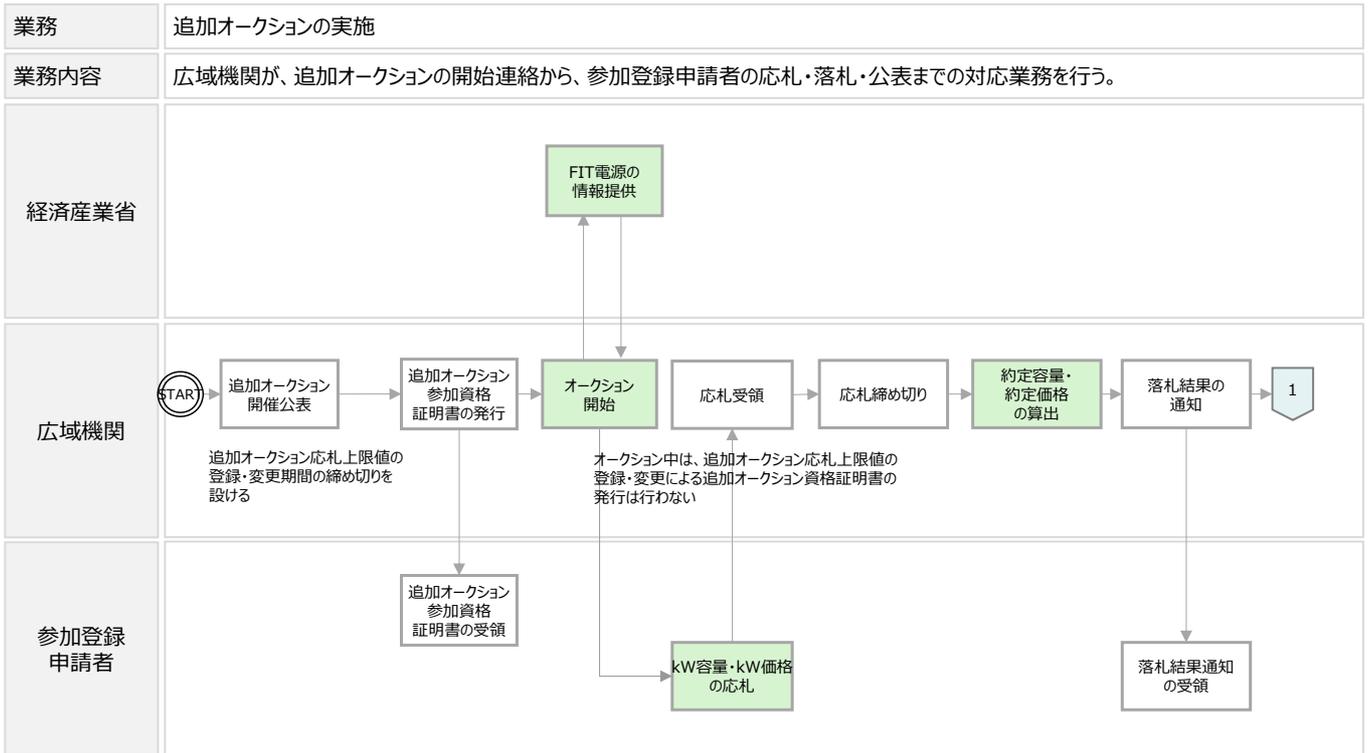
業務概要フロー・業務詳細フロー・業務仕様書

■ 追加オークション



業務概要フロー 追加オークション(買入札) : 追加オークションの実施

凡例 詳細の可視化



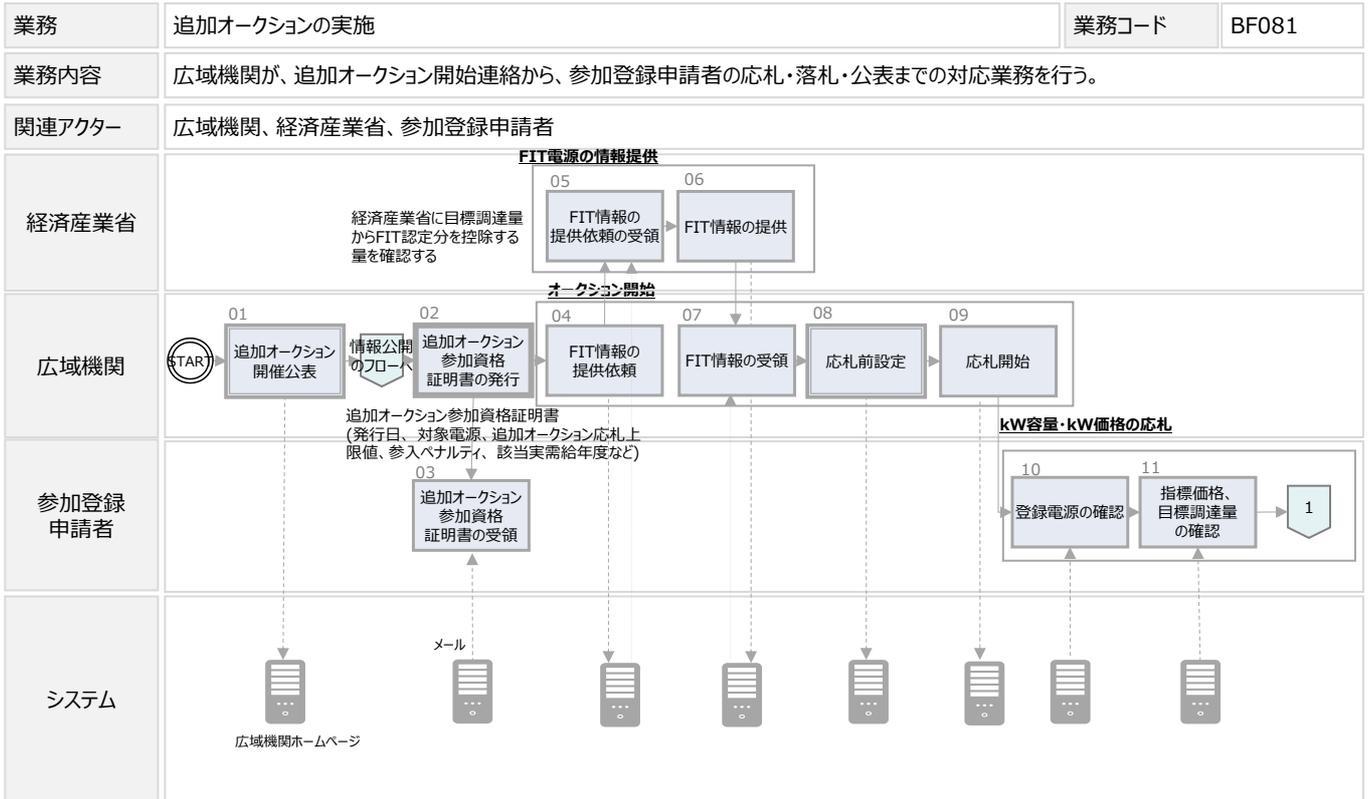
業務概要フロー 追加オークション(買入札) : 追加オークションの実施

凡例 詳細の可視化



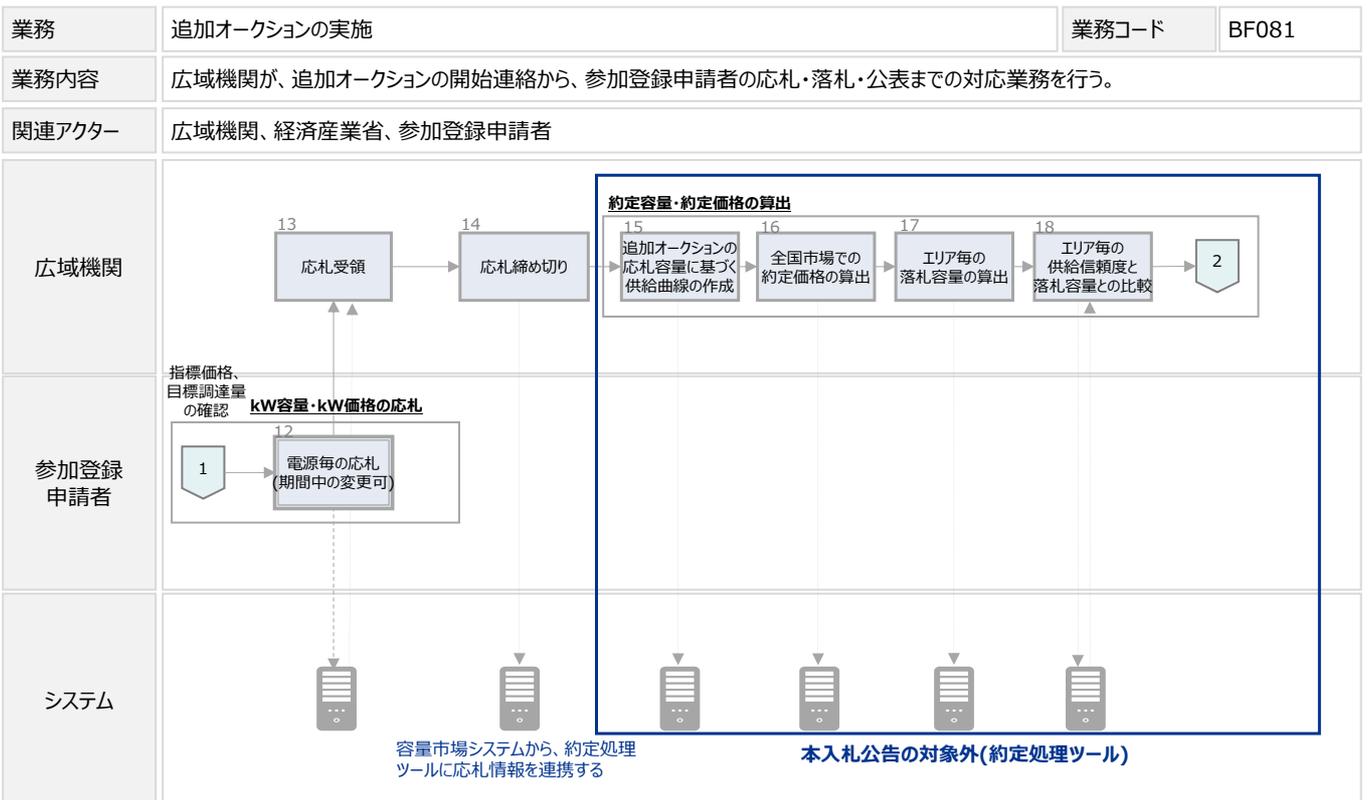
業務詳細フロー 追加オークション(買い入札)：追加オークションの実施

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象

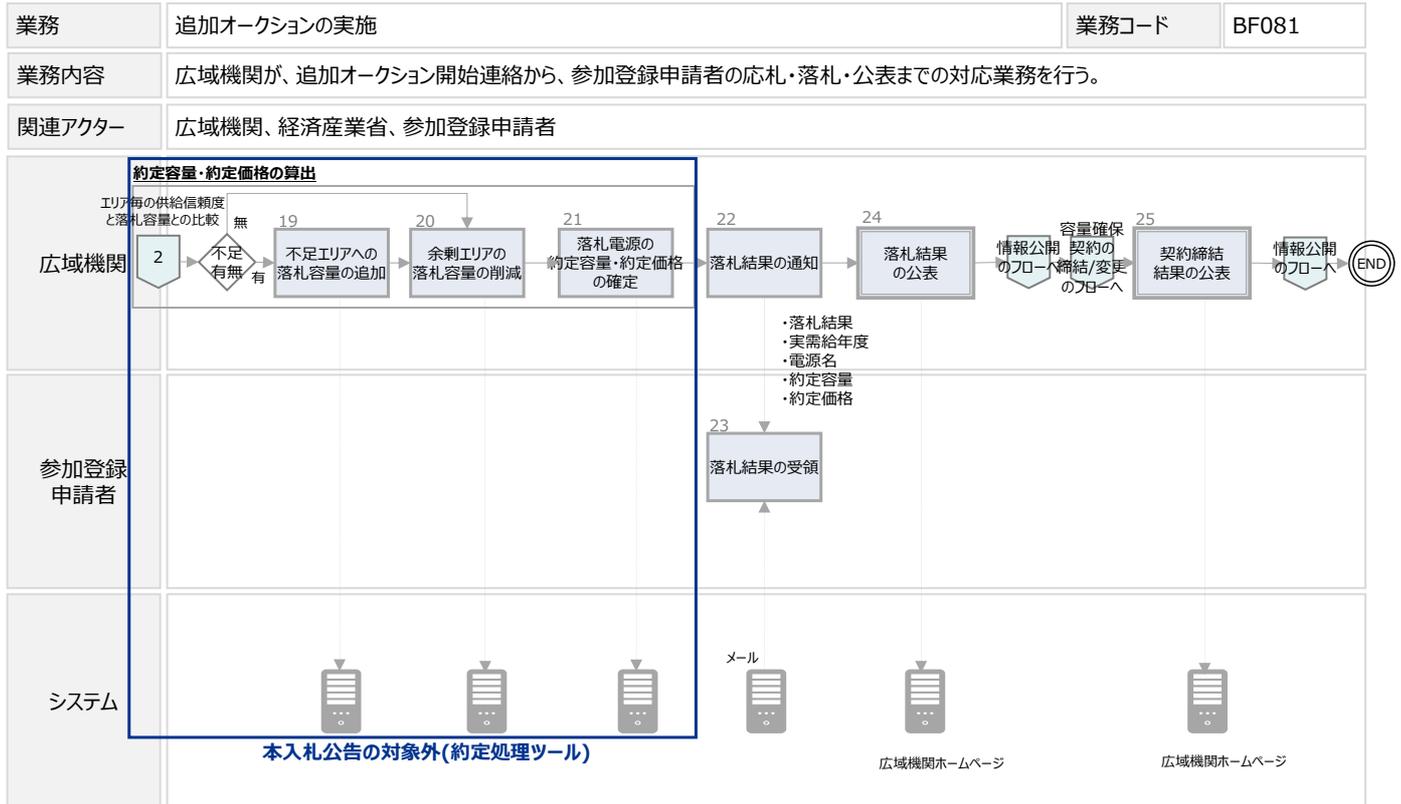


業務詳細フロー 追加オークション(買い入札)：追加オークションの実施

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



業務詳細プロセス	追加オークション参加資格証明書の発行
関連アクター	広域機関、参加登録申請者

詳細内容

追加オークション参加資格証明書の発行

応札上限値の登録変更期間締め切り後、応札上限値を登録した参加登録申請者に対して、電源毎にメインオークション参加資格証明書を発行する
なお、追加オークションの開催判断時に、発動指令電源の調達上限量を超えている場合、発動指令電源に対して参加資格証明書は発行しない

追加オークション対象電源は、以下のいずれかの条件を満たしていることとする

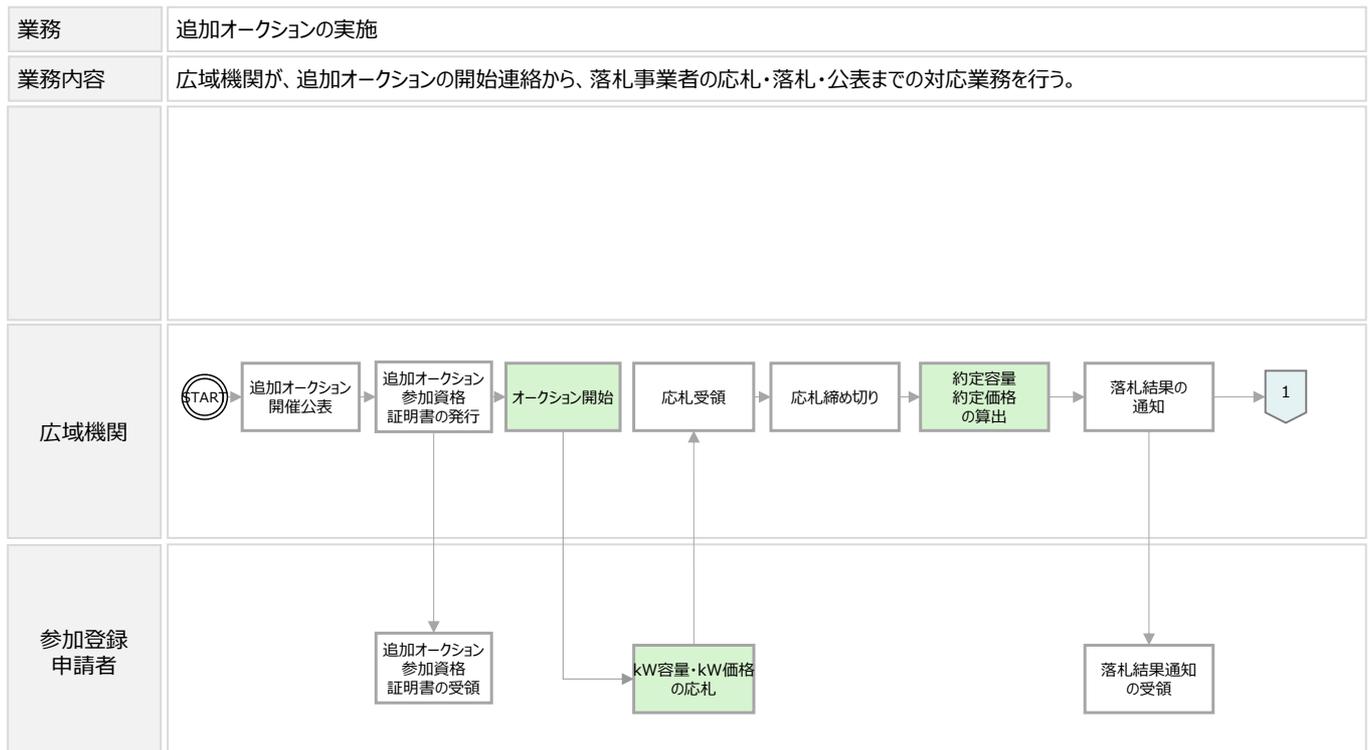
1. 安定自家発以外の安定および変動電源
 - ・ 同じ実需給年度のメインオークションで落札していない安定または変動電源
 - ・ 同じ実需給年度のメインオークションに参加していないが、やむを得ない理由(メインオークション時に供給力として確定していなかった新設電源等)のある安定または変動電源
 - ・ 設備更新に伴う増出力により、期待容量を登録または変更した安定または変動電源
2. 安定自家発
 - ・ 同じ実需給年度のメインオークションで落札していない安定自家発
 - ・ 同じ実需給年度のメインオークションで非落札となり、生産計画等の変更に伴う増分を期待容量として登録した安定自家発電源
 - ・ 同じ実需給年度のメインオークションで落札し、生産計画等の変更に伴い落札容量を超える余力を期待容量として登録した安定自家発電
3. 発動指令電源提供者
 - ・ メインオークション後の実効性テストにて、落札容量を超えた容量を提供する発動指令電源
 - ・ 追加オークションから参加し、追加オークション向けの実効性テストを完了している発動指令電源

業務詳細プロセス	追加オークション参加資格証明書の発行	
関連アクター	広域機関、参加登録申請者	
詳細内容		
追加オークション参加資格証明書の発行		
応札上限値の登録変更期間締め切り後、応札上限値を登録した参加登録申請者に対して、電源毎に追加オークション参加資格証明書を発行する		
	参加登録申請者	条件
安定電源提供者 および 変動電源提供者	安定自家発 以外	<ul style="list-style-type: none"> メインオークション非落札者で追加オークション応札上限値(メインオークション応札容量-アセスメント対象容量)が1,000kW以上である やむを得ない理由によりメインオークションに参加していない新設電源等の追加オークション応札上限値(期待容量-アセスメント対象容量)が1,000kW以上である メインオークション非落札者またはメインオークション不参加者で設備更新に伴う増出力により期待容量を変更し、追加オークション応札上限値(期待容量-「メインオークション落札容量またはアセスメント対象容量の値が大きい容量」)が1,000kW以上である
	安定自家発	<ul style="list-style-type: none"> メインオークション非落札者で期待容量を変更していない、追加オークション応札上限値(メインオークション応札容量-アセスメント対象容量)が1,000kW以上である メインオークション非落札者で期待容量を変更し、追加オークション応札上限値(期待容量-アセスメント対象容量)が1,000kW以上である メインオークション落札者で落札容量を超える余力を期待容量として変更済、かつ追加オークション応札上限値(期待容量-「メインオークション落札容量またはアセスメント対象容量の値が大きい容量」)が1,000kW以上である
	発動指令電源提供者	<ul style="list-style-type: none"> メインオークション落札者で実効性テストまたは発動実績値を利用し落札容量以上の期待容量を確定済、かつ追加オークション応札上限値(期待容量-「メインオークション落札容量またはアセスメント対象容量の値が大きい容量」)が1,000kW以上である メインオークション非落札者またはメインオークション不参加者であり、実効性テストを完了しているか、または発動実績値を利用し期待容量を確定済しており、追加オークション応札上限値(期待容量-アセスメント対象容量)が1,000kW以上である

業務詳細プロセス	応札前設定			
関連アクター	広域機関、参加登録申請者			
詳細内容				
応札前設定				
広域機関は、応札前に以下の設定を行う				
【基本】				
<ul style="list-style-type: none"> 応札開始日・終了日設定 入札上限価格の設定 <ul style="list-style-type: none"> ※既設電源に対して、メインオークションおよび追加オークション応札時の入札上限価格を設定する場合、入札実施要綱で公開した入札上限価格に基づき、上限価格を設定する 				
【アクセス権限】				
<ul style="list-style-type: none"> 期間における公開設定を行う 				
	期間	担当	公開情報項目	認可権限
応札期間中		広域機関職員(システム最高管理者)	全ての電源の応札情報	登録、参照、更新
		広域機関職員(運用担当者)	-	-
		参加登録申請者	参加登録申請者名に紐づく電源の応札情報	登録、参照、更新
応札締め切後		広域機関職員(システム最高管理者)	全ての電源の応札情報	登録、参照、更新
		広域機関職員(運用担当者)	全ての電源の応札情報	参照
		参加登録申請者	参加登録申請者名に紐づく電源の応札情報	参照
【証跡】				
<ul style="list-style-type: none"> 応札情報へのアクセス等の監査 				

業務詳細プロセス	電源毎の応札
関連アクター	広域機関、参加登録申請者
詳細内容	
<p>電源毎の応札</p> <p>広域機関は、不適切な応札が行われないよう以下について確認する</p> <ul style="list-style-type: none"> 追加オークション対象電源として、同じ実需給年度の追加オークション(買い入札)向け追加オークション参加資格証明書が発行された電源となっていること 追加オークション応札上限値を超えたkW容量を設定していないこと 最低応札容量が1,000kW以上であり、容量を刻む最小単位が1kWであること <p>参加登録申請者は、登録した電源毎に応札情報を入力する なお、応札期間内であれば、参加登録申請者は何度でも応札情報を変更できる</p> <p>応札情報とは、以下を指す</p> <ul style="list-style-type: none"> kW容量 kW価格 	

凡例 詳細の可視化



凡例  詳細の可視化

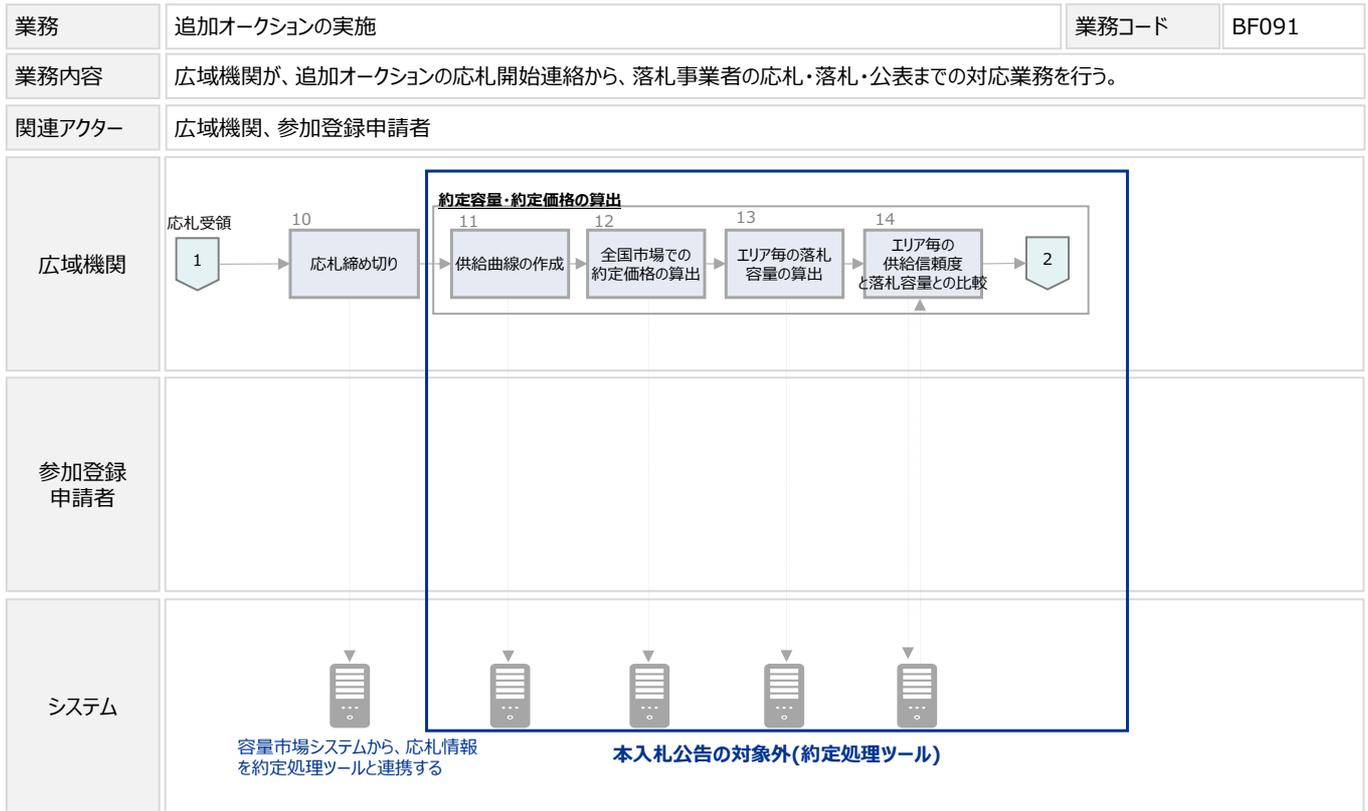
業務	追加オークションの実施
業務内容	広域機関が、追加オークションの開始連絡から、落札事業者の応札・落札・公表までの対応業務を行う。
広域機関	
参加登録申請者	

凡例  システム化対象  業務仕様書の対象

業務	追加オークションの実施	業務コード	BF091
業務内容	広域機関が、追加オークションの開始連絡から、落札事業者の応札・落札・公表までの対応業務を行う。		
関連アクター	広域機関、参加登録申請者		
広域機関			
参加登録申請者			
システム			

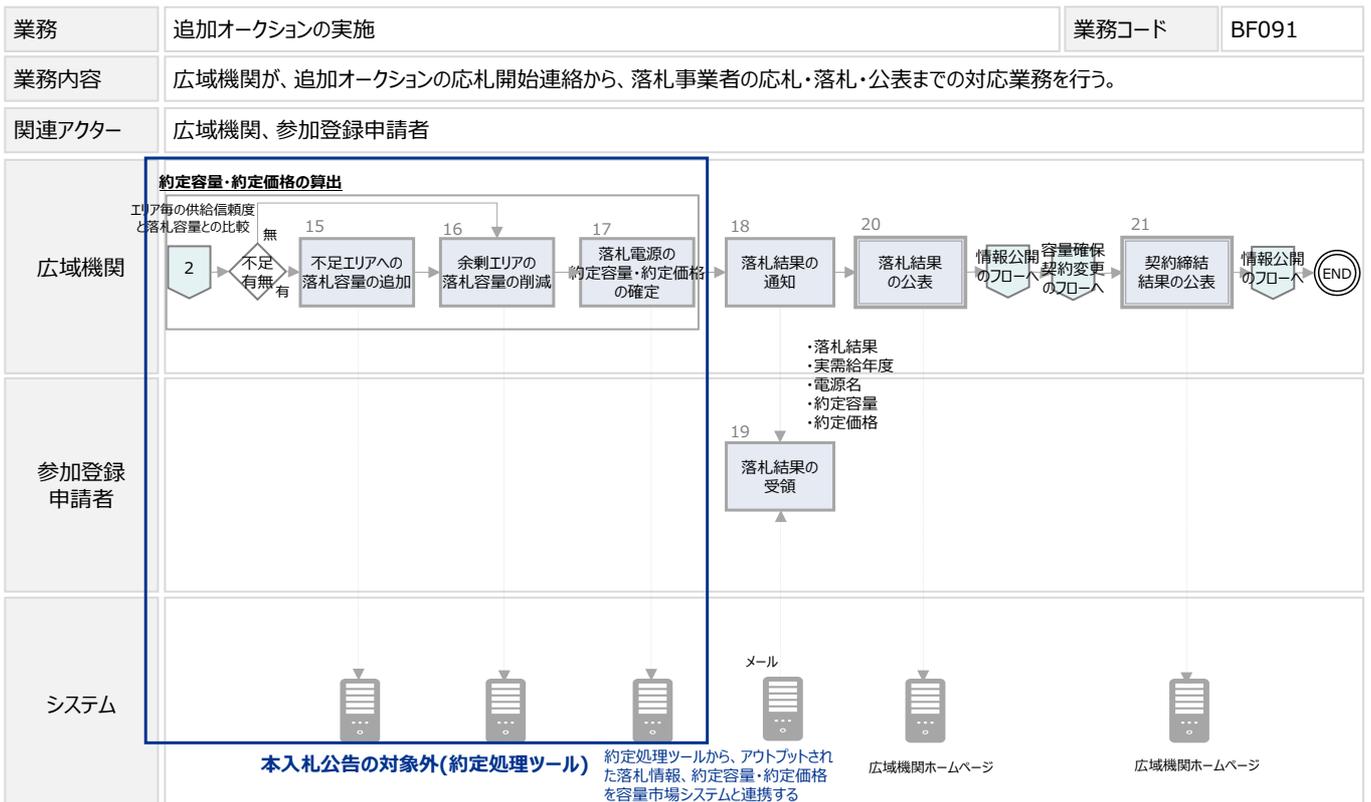
業務詳細フロー 追加オークション(売り入札)：追加オークションの実施

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



業務詳細フロー 追加オークション(売り入札)：追加オークションの実施

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象

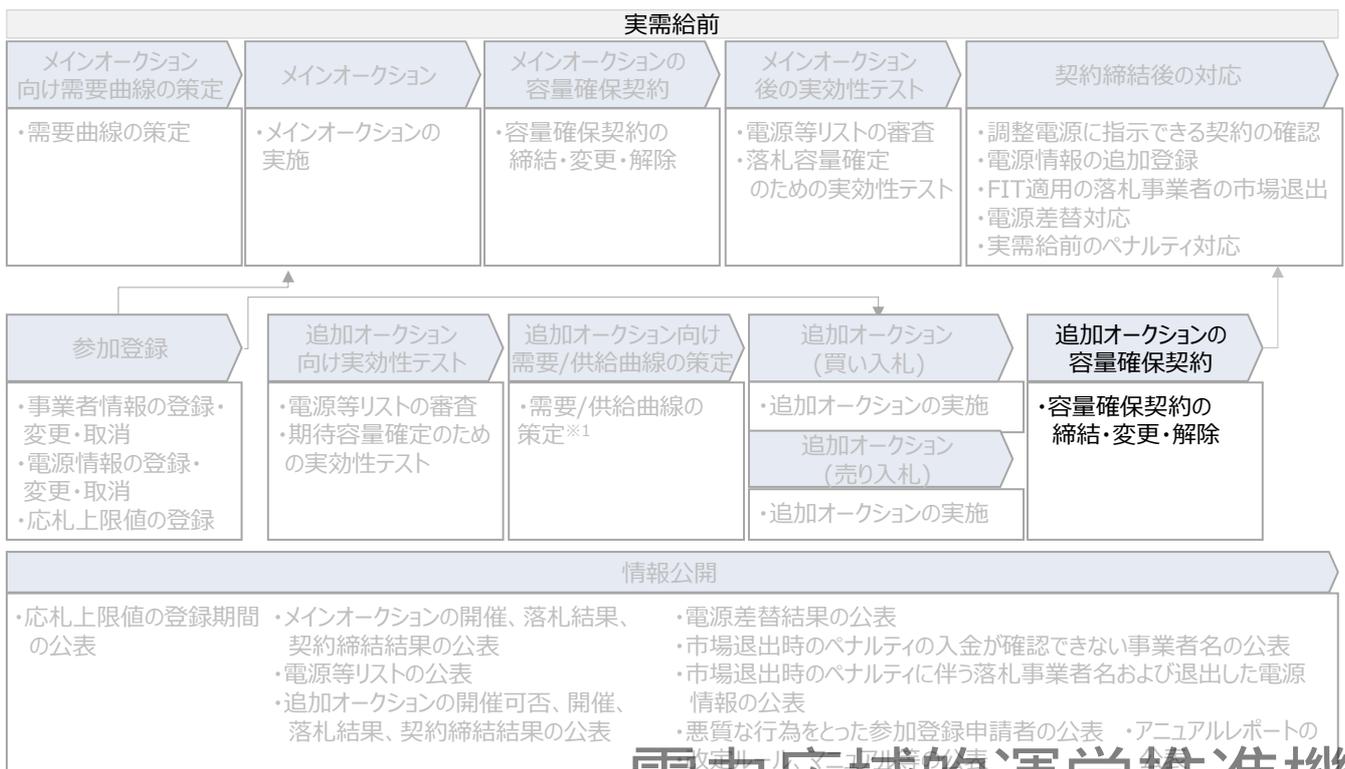


業務詳細プロセス	追加オークション参加資格証明書の発行
関連アクター	広域機関、参加登録申請者
詳細内容	
<p>追加オークション参加資格証明書の発行</p> <p>【対象者】 追加オークション(売り入札)を開催する場合、追加オークション参加資格証明書を発行する対象は以下を条件とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一実需給年度のメインオークションの容量確保契約を締結している参加登録申請者の電源であること(発動指令電源はメインオークション後に期待容量が確定しているものに限る) <p>【対象容量】 応札上限値は、容量確保契約量とする</p>	

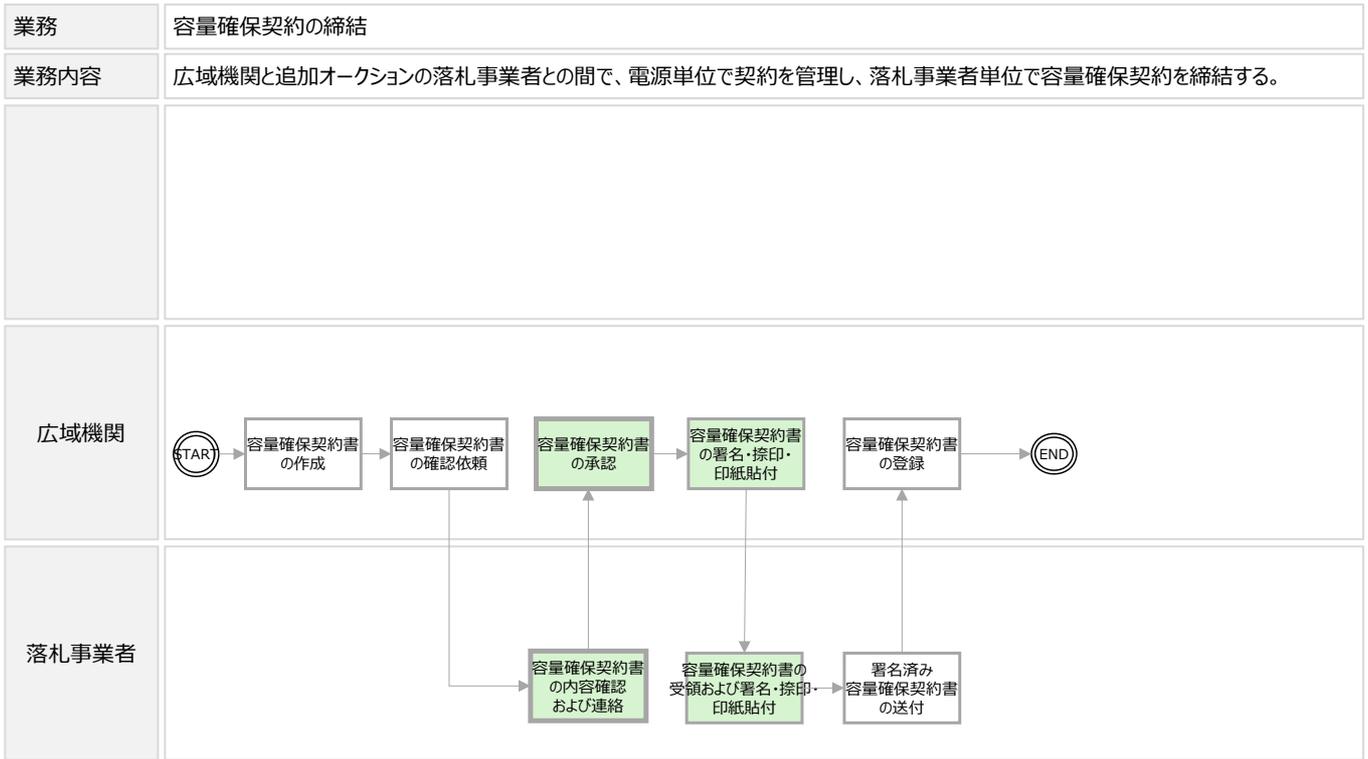
業務詳細プロセス	応札前設定																								
関連アクター	広域機関、参加登録申請者																								
詳細内容																									
<p>応札前設定</p> <p>広域機関は、応札前に以下の設定を行う</p> <p>【基本】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応札開始日・終了日設定 <p>【アクセス権限】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期間における公開設定を行う <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>担当</th> <th>公開情報項目</th> <th>認可権限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">応札期間中</td> <td>広域機関職員(システム最高管理者)</td> <td>全ての電源の応札情報</td> <td>登録、参照、更新</td> </tr> <tr> <td>広域機関職員(運用担当者)</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>参加登録申請者</td> <td>参加登録申請者名に紐づく電源の応札情報</td> <td>登録、参照、更新</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">応札締切後</td> <td>広域機関職員(システム最高管理者)</td> <td>全ての電源の応札情報</td> <td>登録、参照、更新</td> </tr> <tr> <td>広域機関職員(運用担当者)</td> <td>全ての電源の応札情報</td> <td>参照</td> </tr> <tr> <td>参加登録申請者</td> <td>参加登録申請者名に紐づく電源の応札情報</td> <td>参照</td> </tr> </tbody> </table> <p>【証跡】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応札情報へのアクセス等の監査 		期間	担当	公開情報項目	認可権限	応札期間中	広域機関職員(システム最高管理者)	全ての電源の応札情報	登録、参照、更新	広域機関職員(運用担当者)	-	-	参加登録申請者	参加登録申請者名に紐づく電源の応札情報	登録、参照、更新	応札締切後	広域機関職員(システム最高管理者)	全ての電源の応札情報	登録、参照、更新	広域機関職員(運用担当者)	全ての電源の応札情報	参照	参加登録申請者	参加登録申請者名に紐づく電源の応札情報	参照
期間	担当	公開情報項目	認可権限																						
応札期間中	広域機関職員(システム最高管理者)	全ての電源の応札情報	登録、参照、更新																						
	広域機関職員(運用担当者)	-	-																						
	参加登録申請者	参加登録申請者名に紐づく電源の応札情報	登録、参照、更新																						
応札締切後	広域機関職員(システム最高管理者)	全ての電源の応札情報	登録、参照、更新																						
	広域機関職員(運用担当者)	全ての電源の応札情報	参照																						
	参加登録申請者	参加登録申請者名に紐づく電源の応札情報	参照																						

業務詳細プロセス	電源毎の応札
関連アクター	広域機関、参加登録申請者
詳細内容	
<p>電源毎の応札</p> <p>広域機関は、不適切な応札が行われないように以下について確認する</p> <ul style="list-style-type: none"> 追加オークション対象電源として、同じ実需給年度の追加オークション(売り入札)向け追加オークション参加資格証明書が発行された電源のみとなっていること 追加オークション応札上限値(容量確保契約量)を超えたkW容量を設定していないこと 容量確保契約量から追加オークション応札容量を差し引いた容量が1kW～999kWとなる追加オークション応札容量を設定していないこと <p>参加登録申請者は、登録された電源毎に応札情報を入力する なお、応札期間内であれば、参加登録申請者は何度でも応札情報を変更できる</p> <p>応札情報とは、以下を指す</p> <ul style="list-style-type: none"> kW容量 kW価格 	

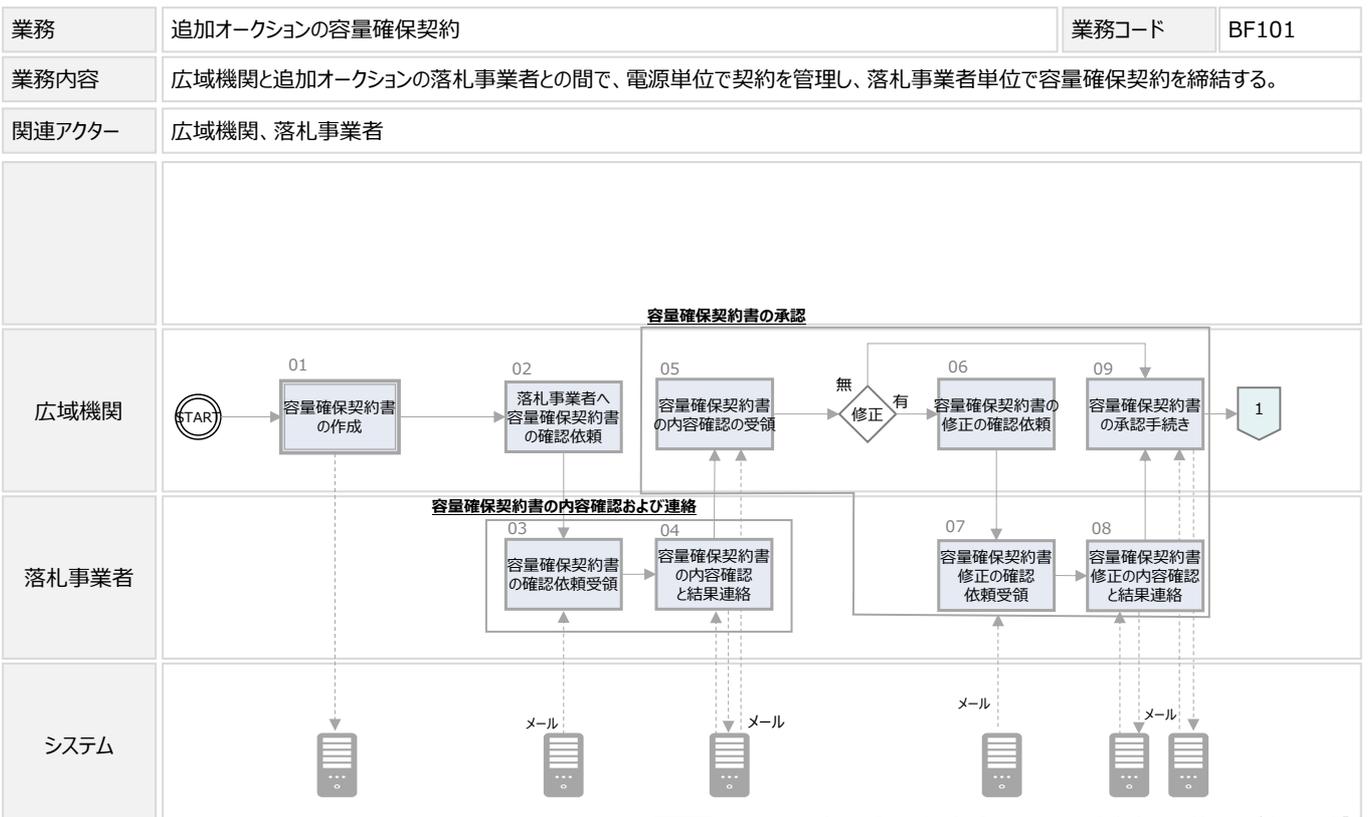
■ 追加オークションの容量確保契約



凡例 詳細の可視化



凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



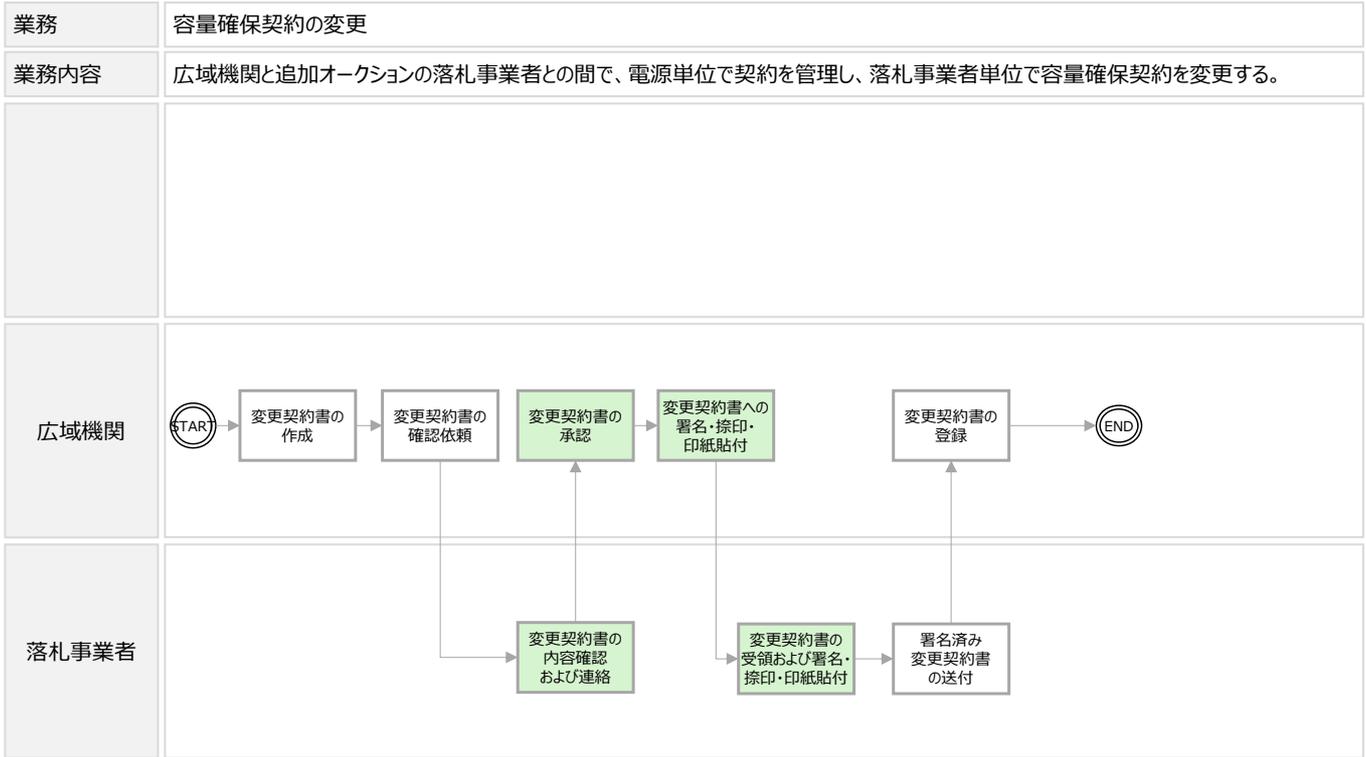
凡例 システム化対象 業務仕様書の対象

業務	追加オークションの容量確保契約	業務コード	BF101
業務内容	広域機関と追加オークションの落札事業者との間で、電源単位で契約を管理し、落札事業者単位で容量確保契約を締結する。		
関連アクター	広域機関、落札事業者		
広域機関			
落札事業者			
システム			

業務詳細プロセス	容量確保契約書の作成
関連アクター	広域機関、落札事業者
詳細内容	<p>容量確保契約書の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 追加オークション(買入札)から参加した参加登録申請者に対してのみ、容量確保契約書を新規に作成する メインオークション落札事業者が追加オークション(買入札)で落札した場合や追加オークション(売入札)で落札した場合は、締結済みの容量確保契約を変更することとなる 経過措置対象電源の場合は、約定価格に経過措置係数を乗じる 容量市場開設時点の控除率は、経過措置起算時点以前に建設された全ての電源の7割とし、2020年以降、段階的に減少させていくこととする 2020年度に取引され、2024年度実需給分の経過措置対象電源の控除率は42%と算定する メインオークションと追加オークション(買入札)で約定価格が異なる場合、加重平均した値を容量確保契約書に記載する

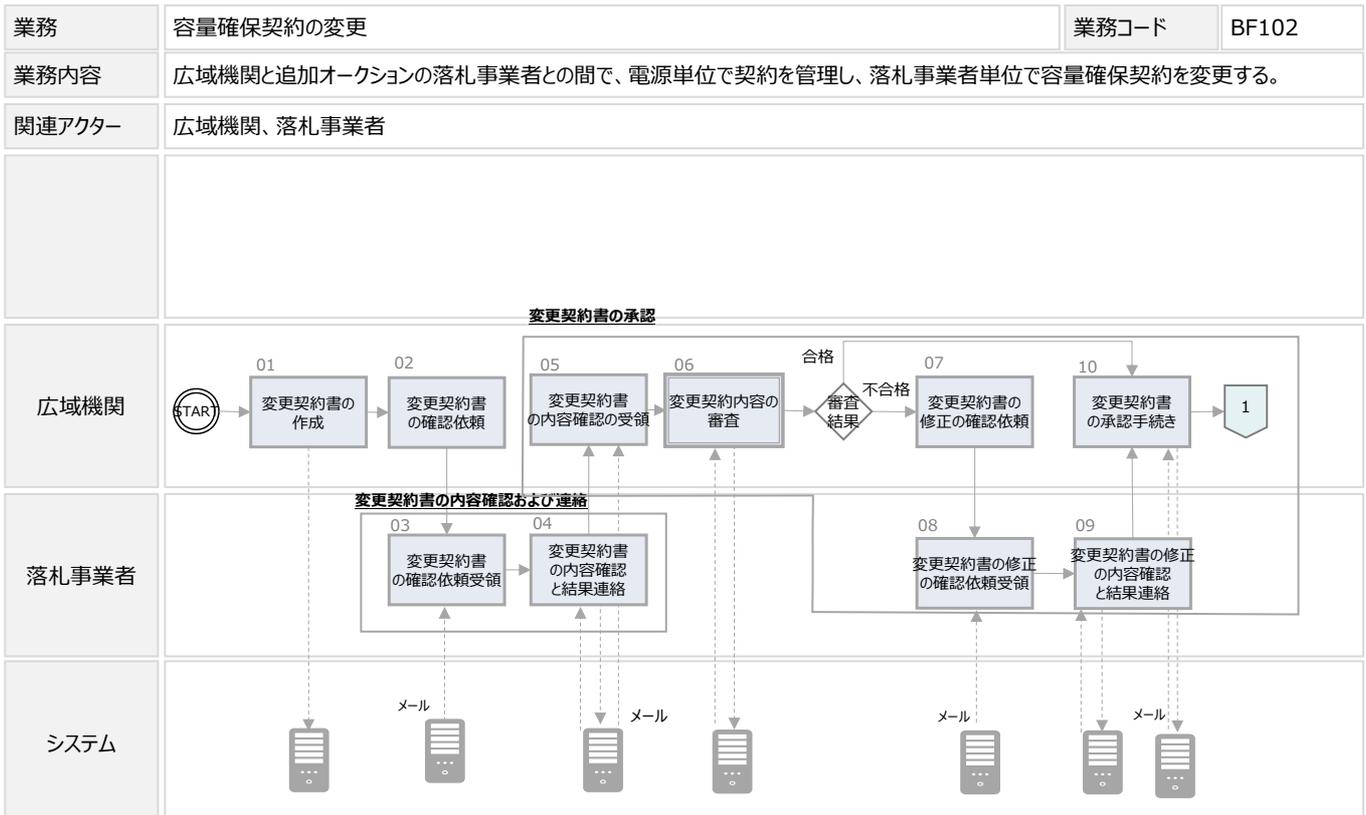
業務概要フロー 追加オークションの容量確保契約：容量確保契約の変更

凡例 詳細の可視化

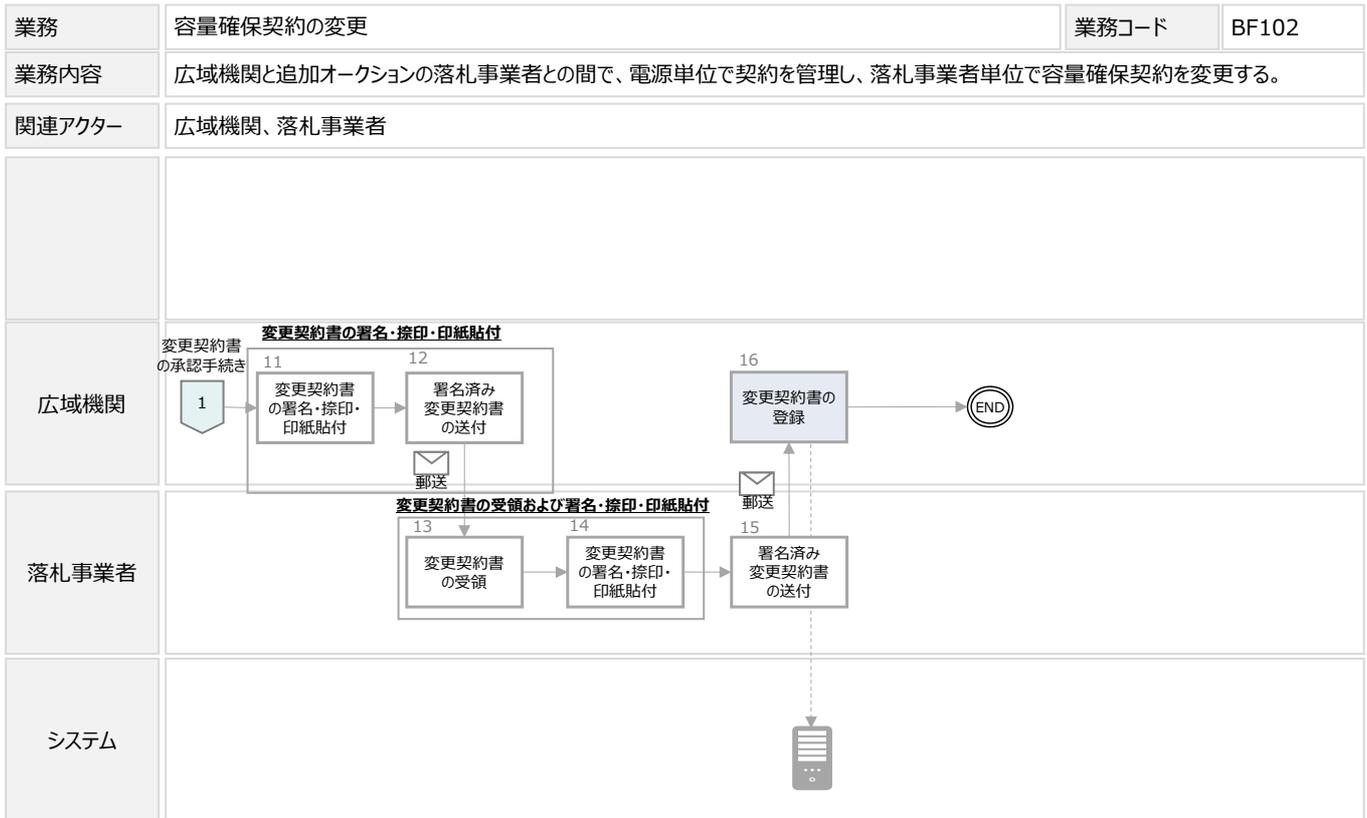


業務詳細フロー 追加オークションの容量確保契約：容量確保契約の変更

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



業務仕様書
容量確保契約の変更：変更契約内容の審査

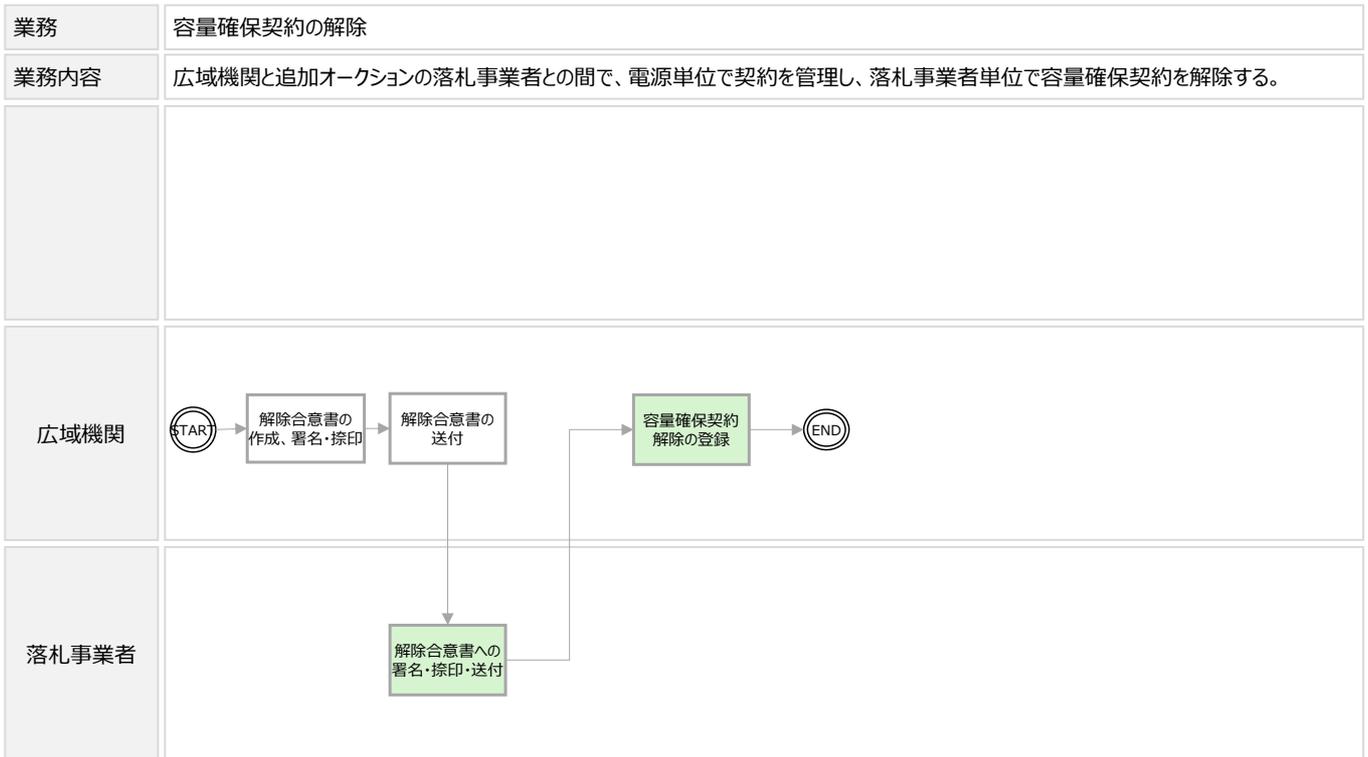
業務詳細プロセス	変更契約内容の審査
関連アクター	広域機関、落札事業者

詳細内容

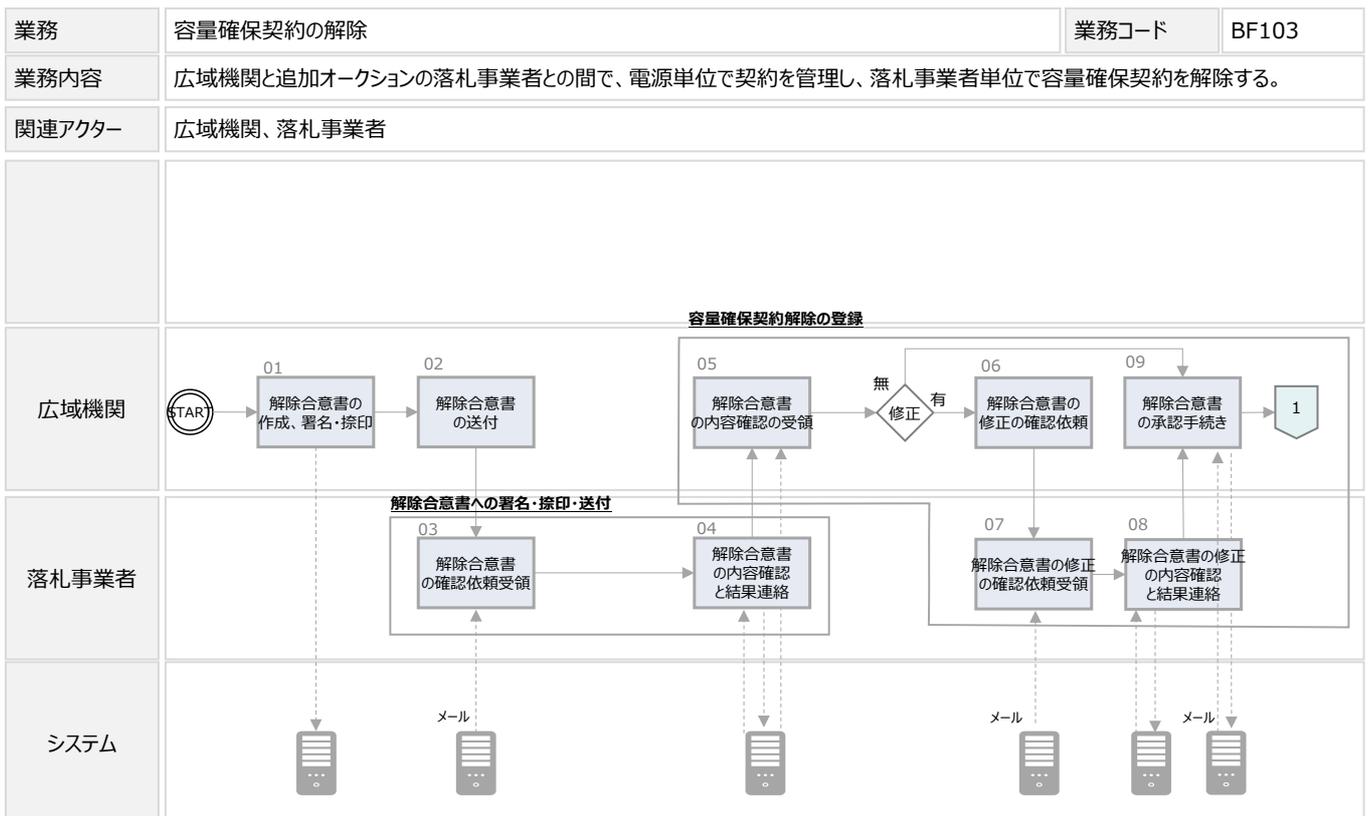
容量確保契約変更に伴う変更契約内容の審査
広域機関は、以下に基づいて容量確保契約を審査する

容量確保契約が変更となるケース	審査有無	審査内容
電源差替が発生した場合	無	—
全量退出、または一部退出が発生した場合	有	・電源差替を行っていた場合、部分退出に伴い、アセスメント対象容量、差替容量および、差替元電源等提供者から提出されたペナルティ配分方法が明記された書類を確認する

凡例 詳細の可視化



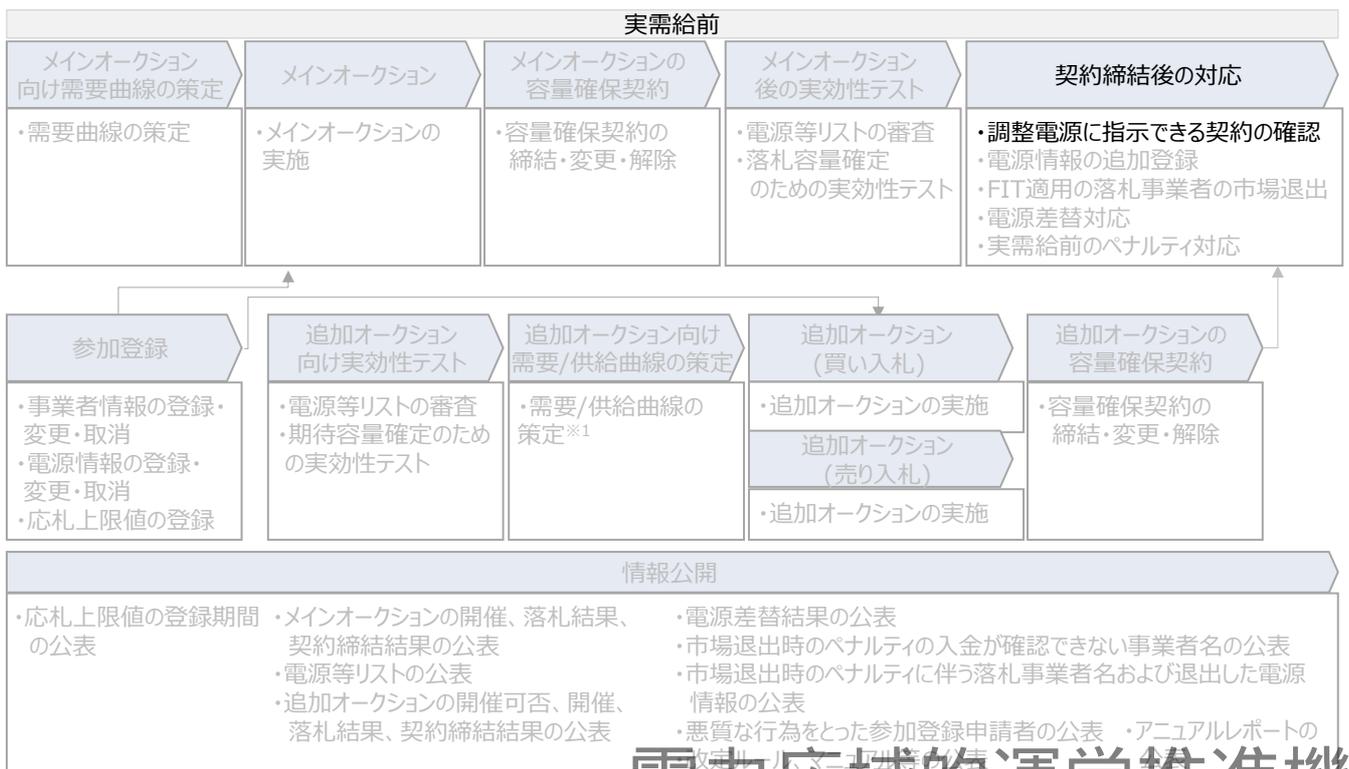
凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



凡例 システム化対象 業務仕様書の対象

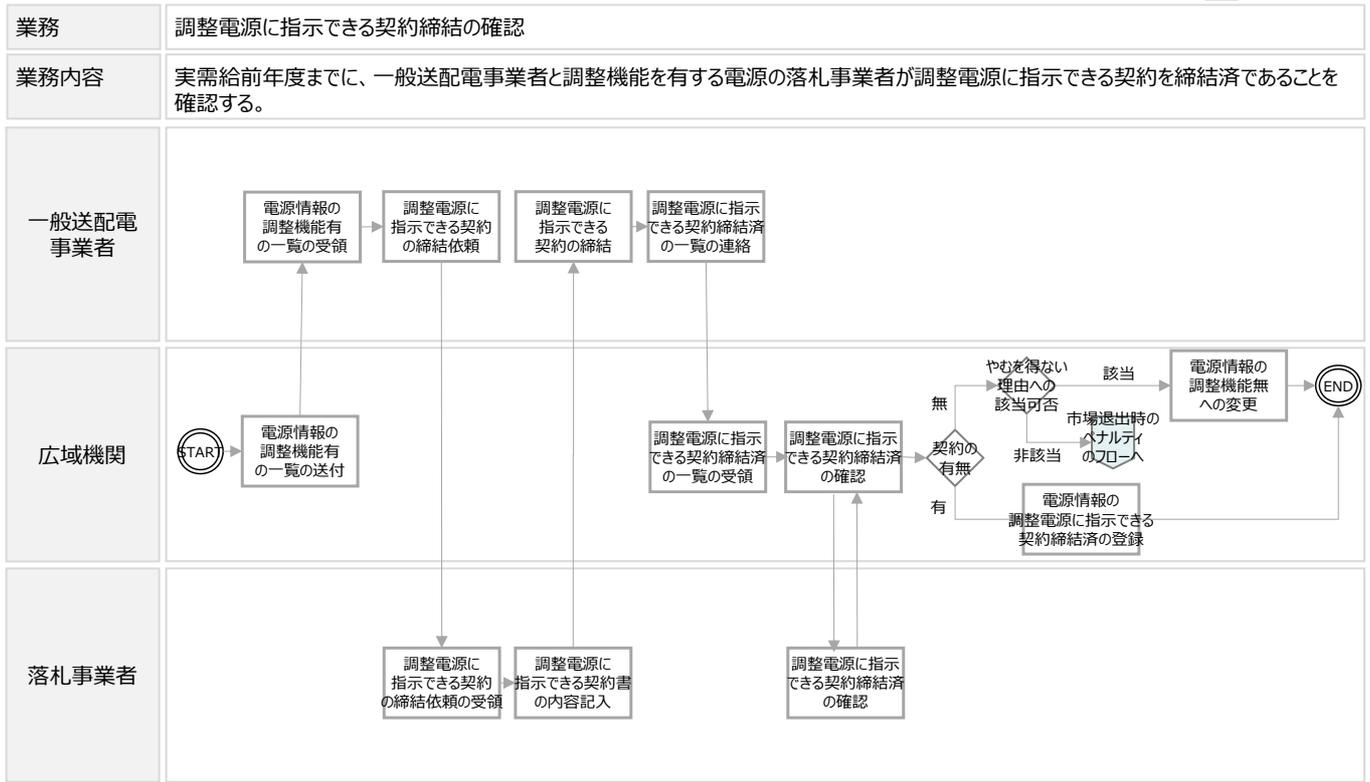
業務	容量確保契約の解除	業務コード	BF103
業務内容	広域機関と追加オークションの落札事業者との間で、電源単位で契約を管理し、落札事業者単位で容量確保契約を解除する。		
関連アクター	広域機関、落札事業者		
容量確保契約解除の登録			
広域機関			
落札事業者			
システム			

■ 契約締結後の対応：調整電源に指示できる契約の確認



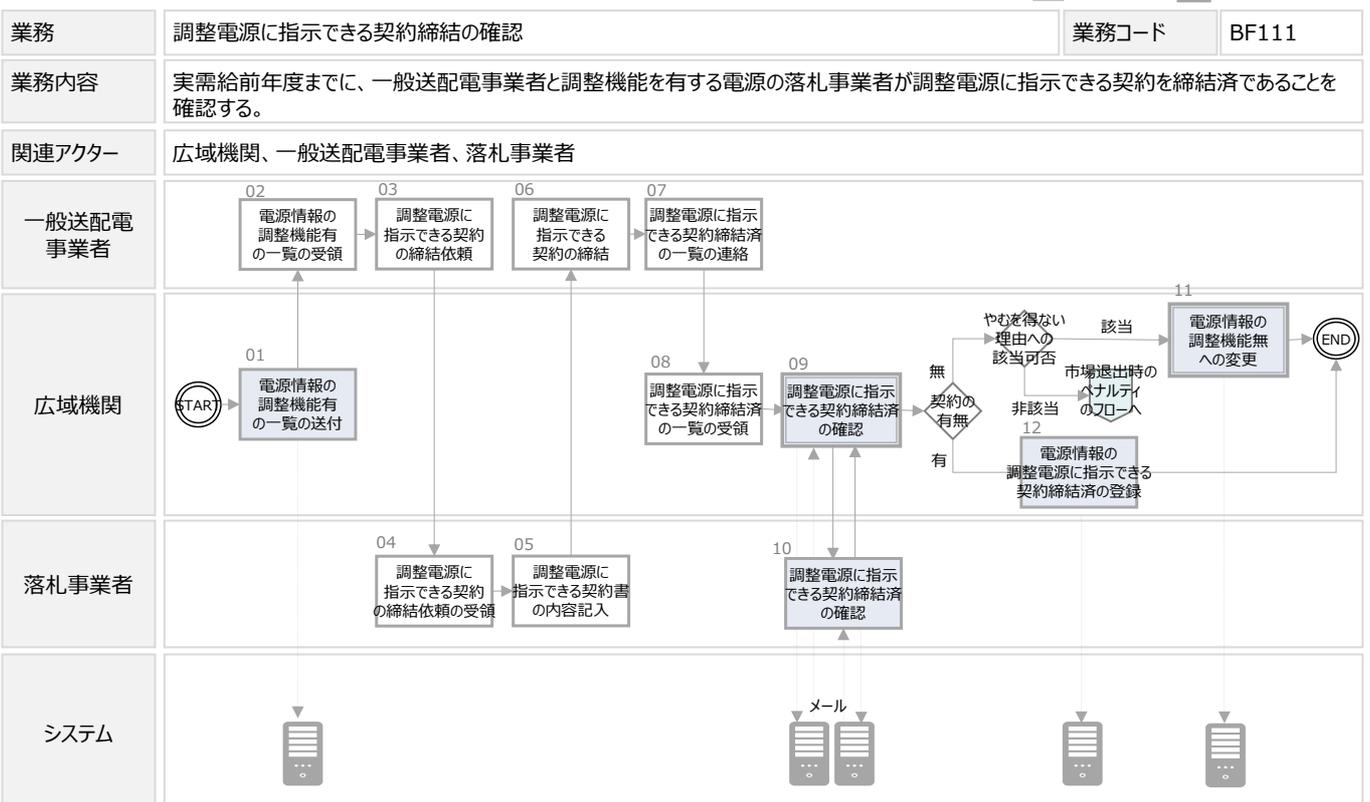
業務概要フロー 契約締結後の対応：調整電源に指示できる契約の確認

凡例 詳細の可視化



業務詳細フロー 契約締結後の対応：調整電源に指示できる契約の確認

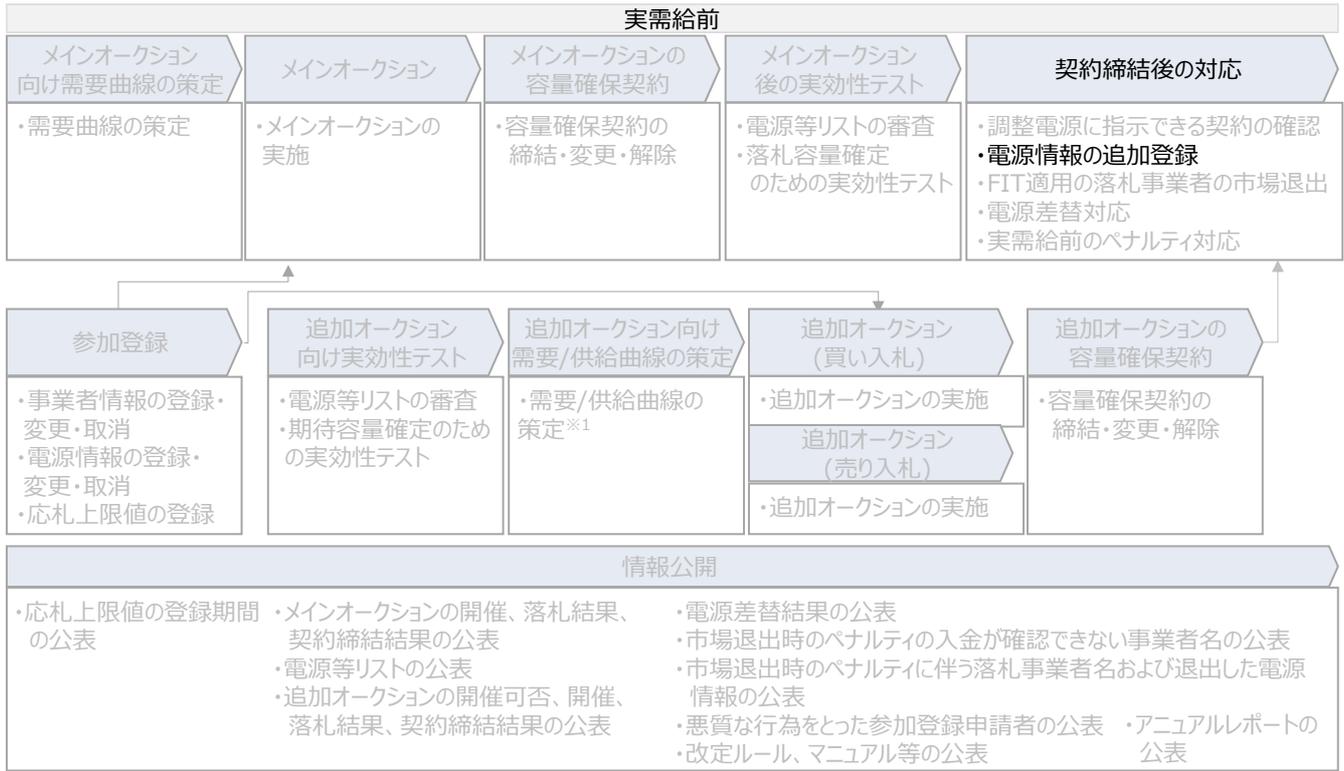
凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



業務詳細プロセス	調整電源に指示できる契約締結済の確認
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、落札事業者
詳細内容	
<p>調整電源に指示できる契約締結済の確認</p> <p>調整機能を有する電源を提供する落札事業者から、調整電源に指示できる契約を締結済である旨の連絡が、連絡期限(実需給前年度第3四半期末)までに無い場合、広域機関は当該事業者に対して速やかに一般送配電事業者と締結した当該契約を連絡するよう促す</p>	

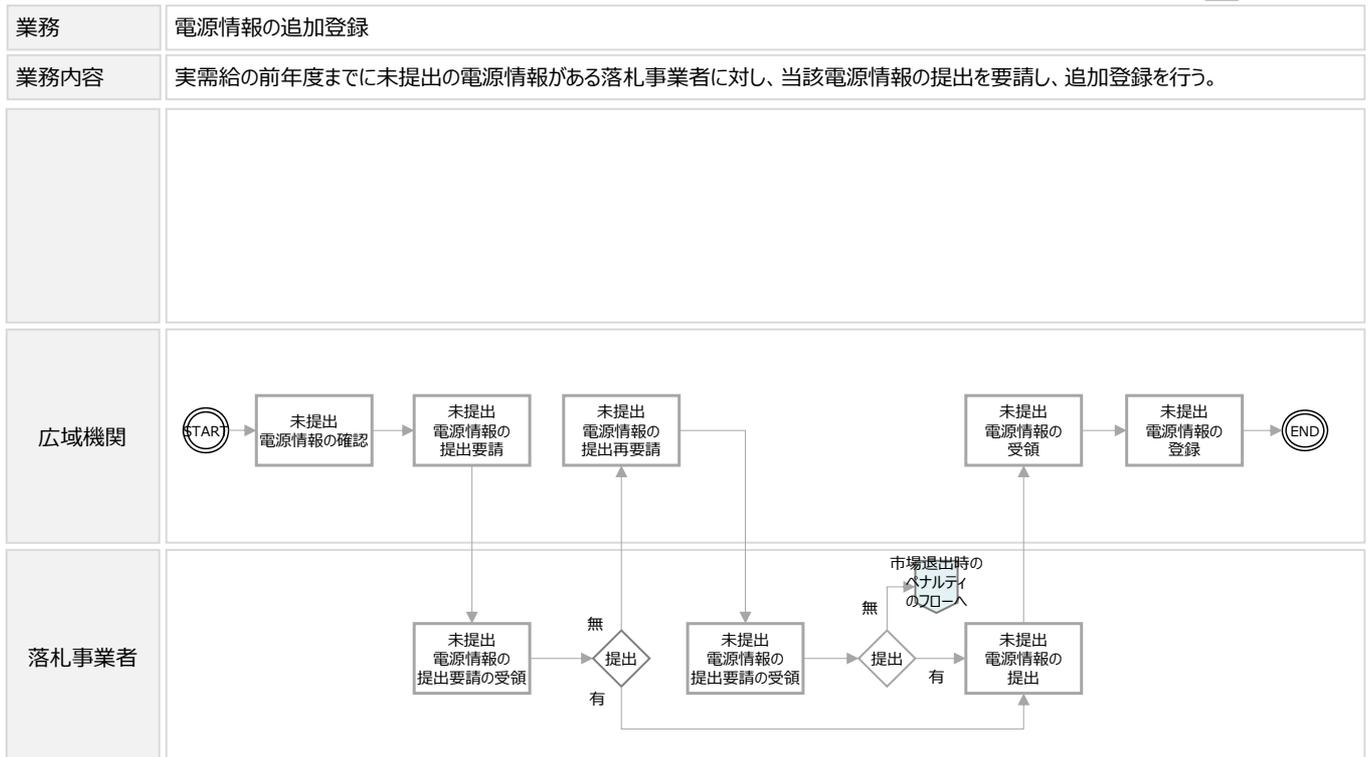
業務詳細プロセス	電源情報の調整機能無へ変更
関連アクター	広域機関、一般送配電事業者、落札事業者
詳細内容	
<p>電源情報の調整機能無への変更</p> <p>実需給年度開始時に、調整機能を有する電源を提供する落札事業者から調整電源に指示できる契約を締結済である連絡が無く、当該理由がやむを得ない理由であると認められる場合、当該電源の調整機能を「無」へ変更する。この場合においては、当該変更に伴う経済的ペナルティは課されない</p> <p>一方、やむを得ない理由と認められない場合は市場退出させる</p>	

■ 契約締結後の対応：電源情報の追加登録

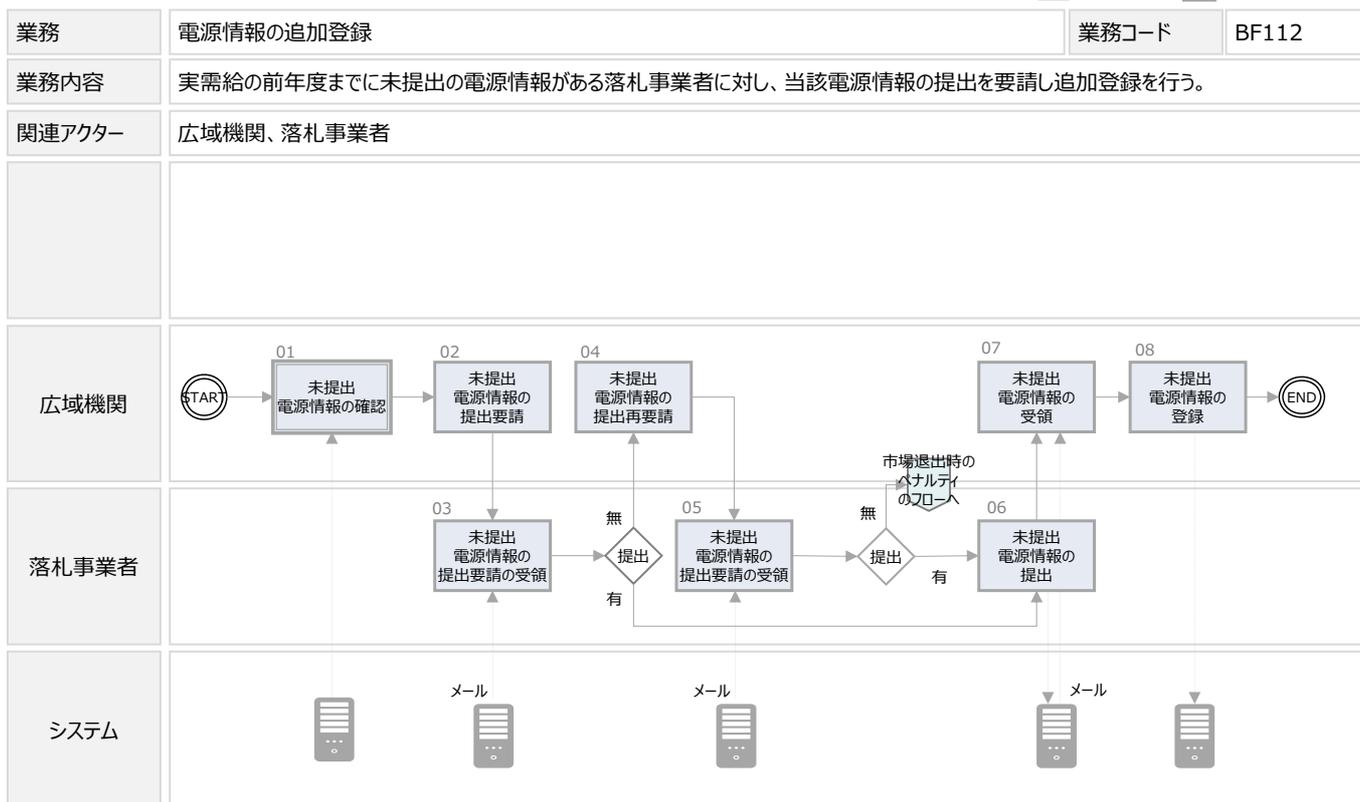


業務概要フロー
契約締結後の対応：電源情報の追加登録

凡例 詳細の可視化



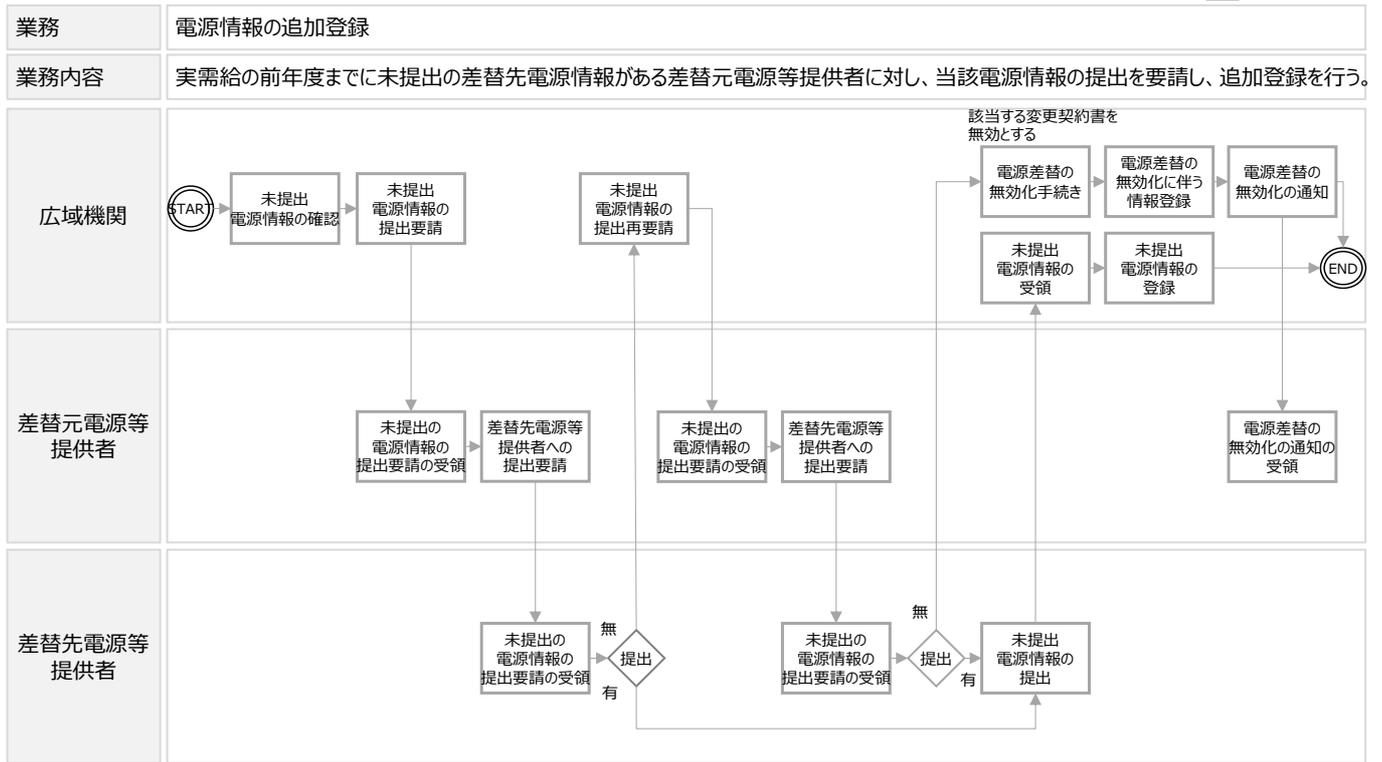
凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



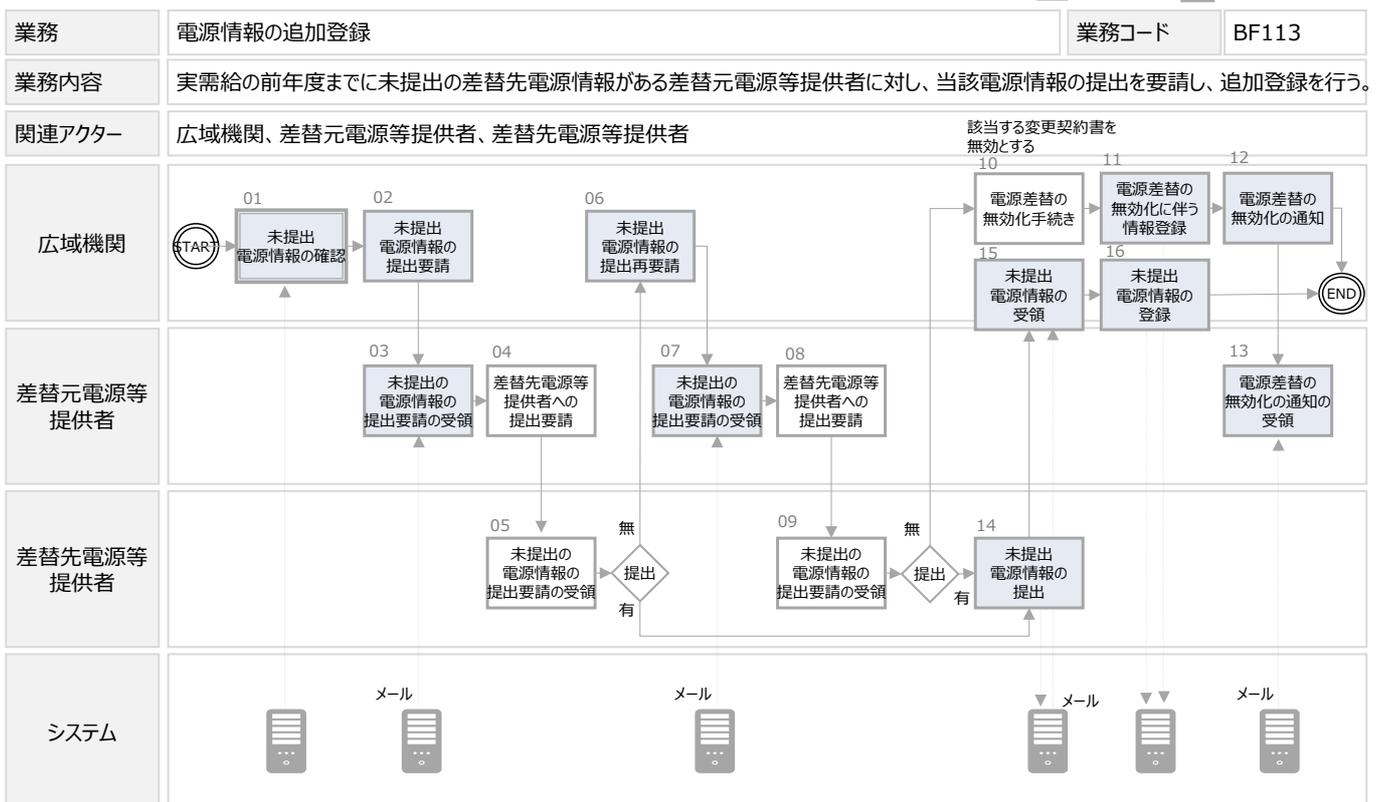
業務仕様書
電源情報の追加登録：未提出電源情報の確認

業務詳細プロセス	未提出電源情報の確認
関連アクター	広域機関、落札事業者
詳細内容	<p>未提出電源情報の確認</p> <p>広域機関は、電源情報登録時に未提出電源情報がある落札事業者に対し、当該情報を提出させ、登録する。なお、落札事業者が実需給直前までに当該情報を未提出の場合、市場退出させる</p> <p>【実需給前までに提出が必要な電源情報】 安定電源提供者のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> • JEPX取引会員名 • 電源等の起動時間 • 相対契約上の通告締切時刻 • 調整電源に指示できる契約

凡例 詳細の可視化

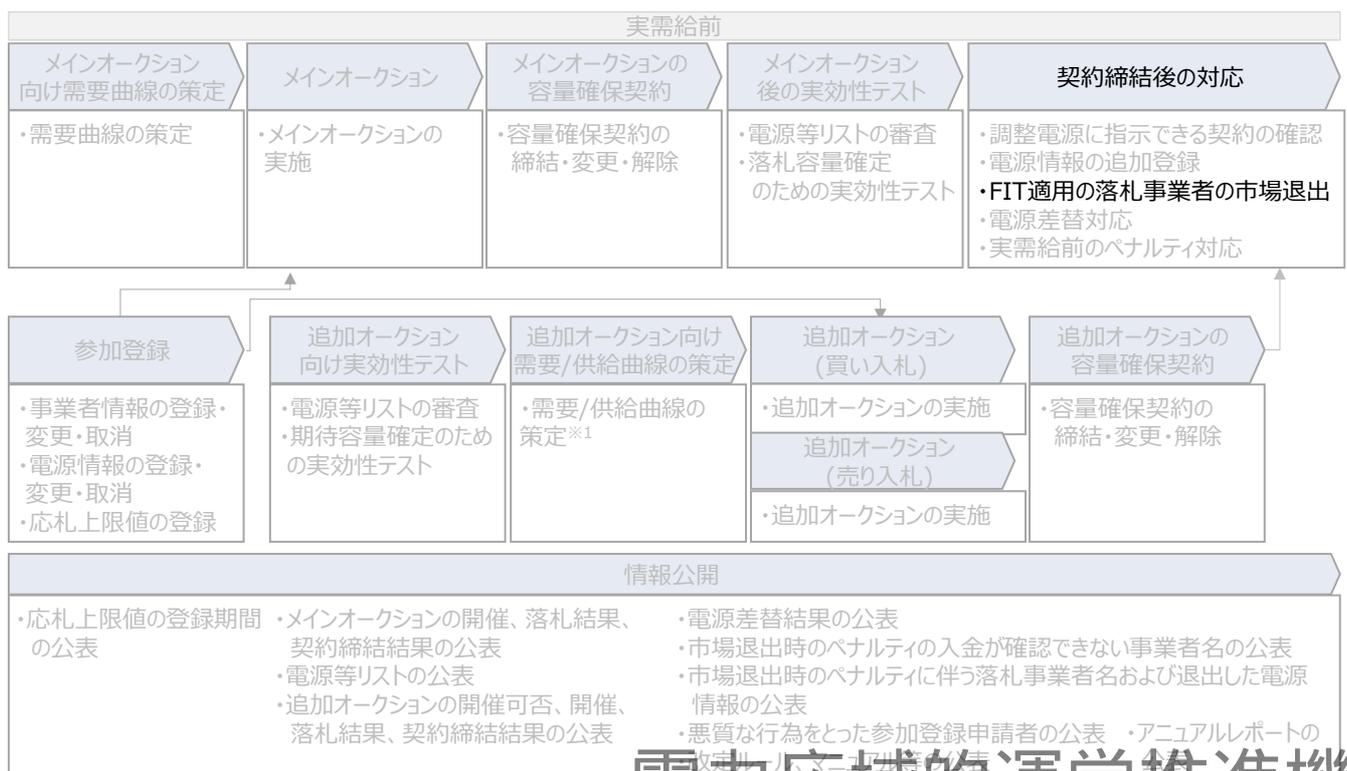


凡例 システム化対象 業務仕様書の対象

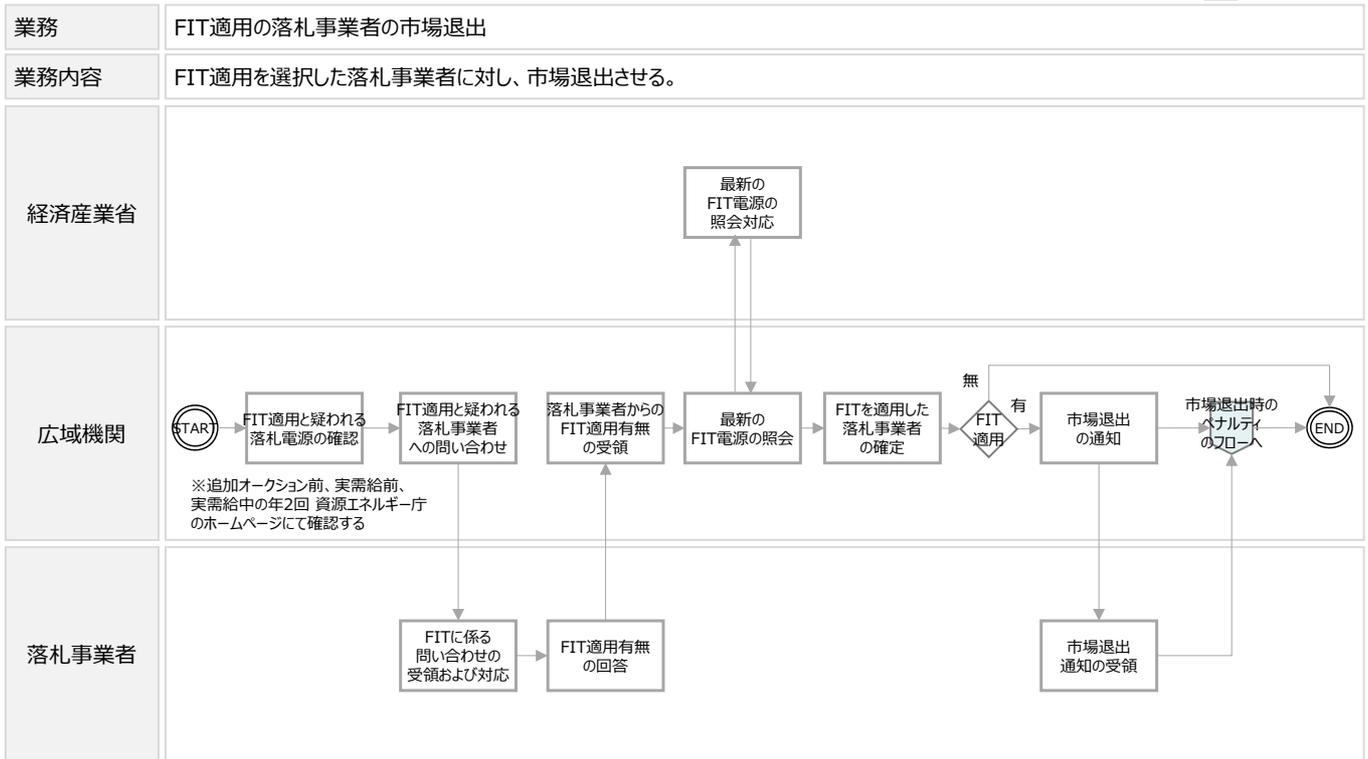


業務詳細プロセス	未提出電源情報の確認
関連アクター	広域機関、差替元電源等提供者、差替先電源等提供者
詳細内容	
<p>未提出電源情報の確認</p> <p>広域機関は、差替審査時に差替先の未提出電源情報がある差替先電源等提供者に対し、当該情報を提出させ、登録する。なお、差替先電源等提供者から実需給直前までに当該情報を未提出の場合、広域機関は電源差替を無効とする</p> <p>【実需給前までに提出が必要な電源情報】 安定電源提供者のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> • JEPX取引会員名 • 電源等の起動時間 • 相対契約上の通告締切時刻 • 調整電源に指示できる契約 	

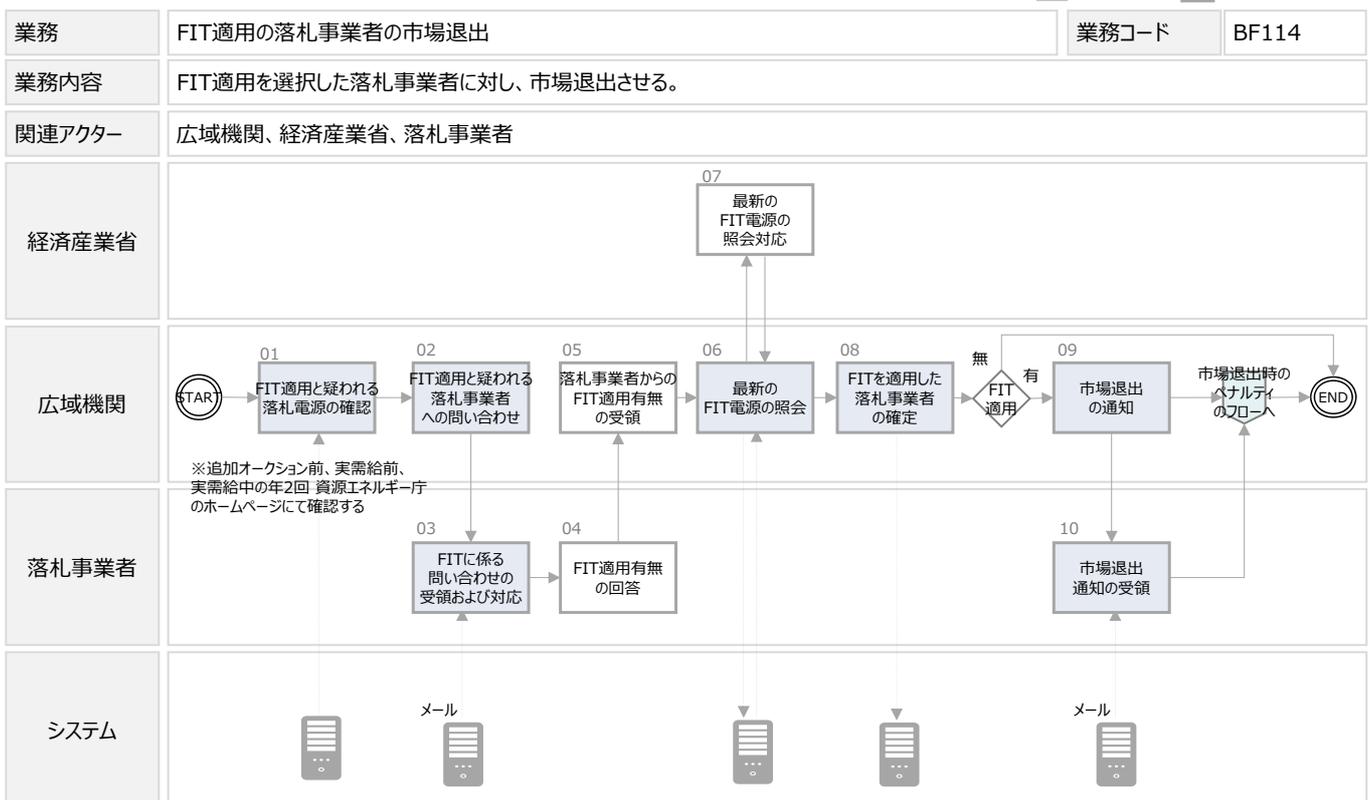
■ 契約締結後の対応：FIT適用の落札事業者の市場退出



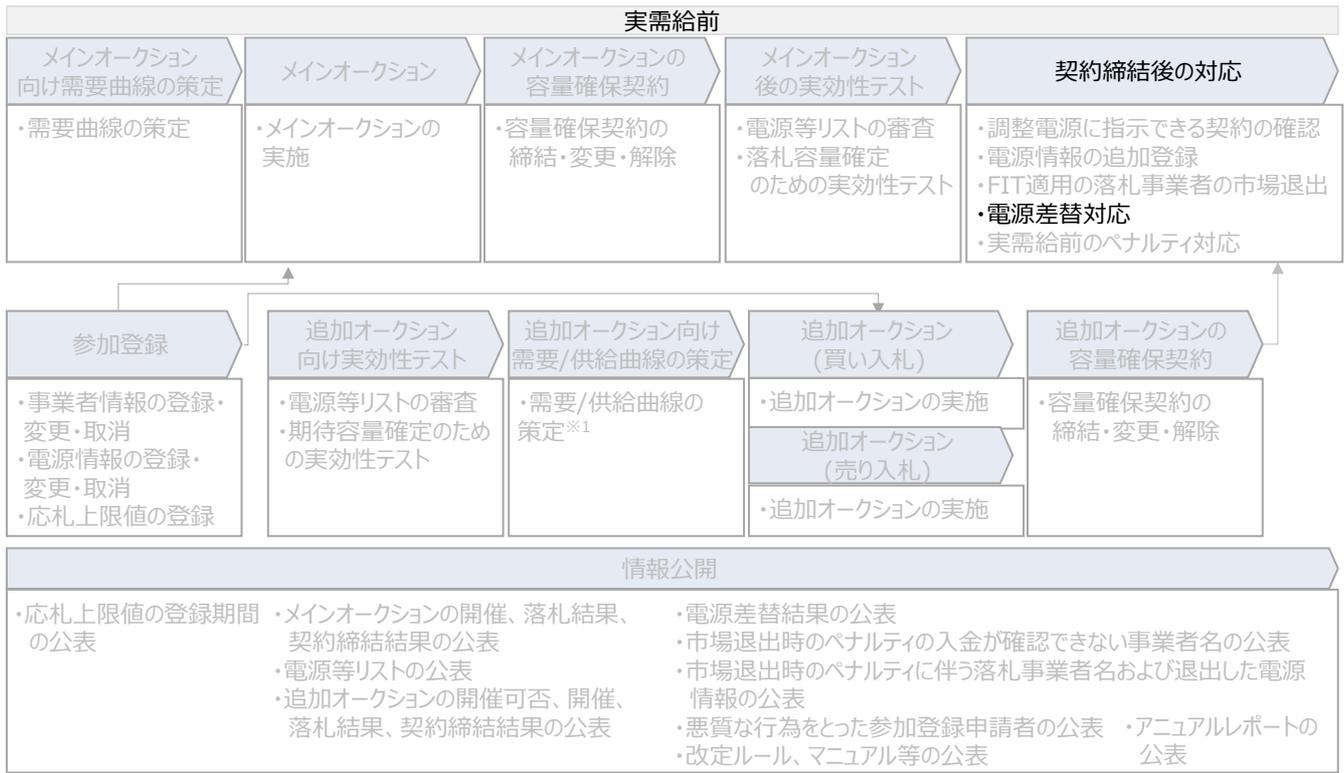
凡例 詳細の可視化



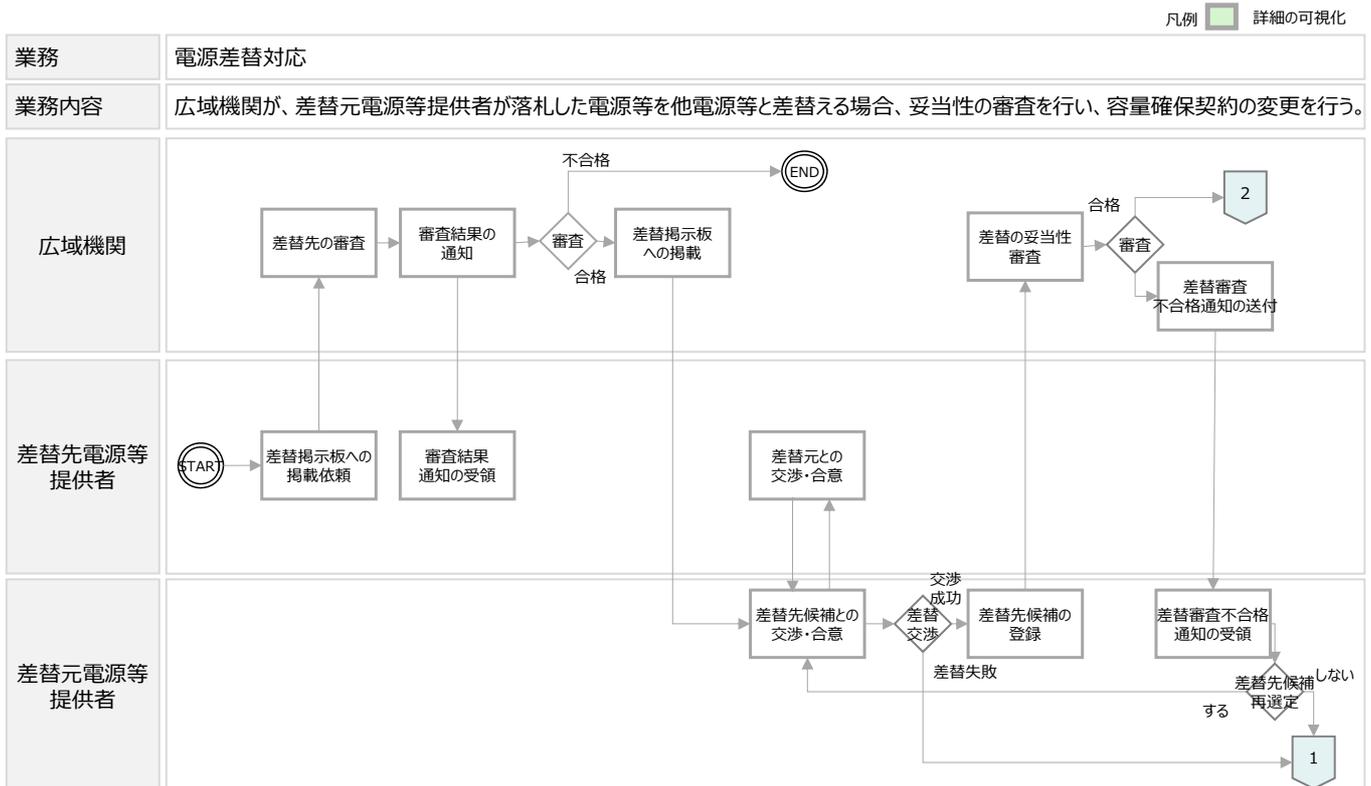
凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



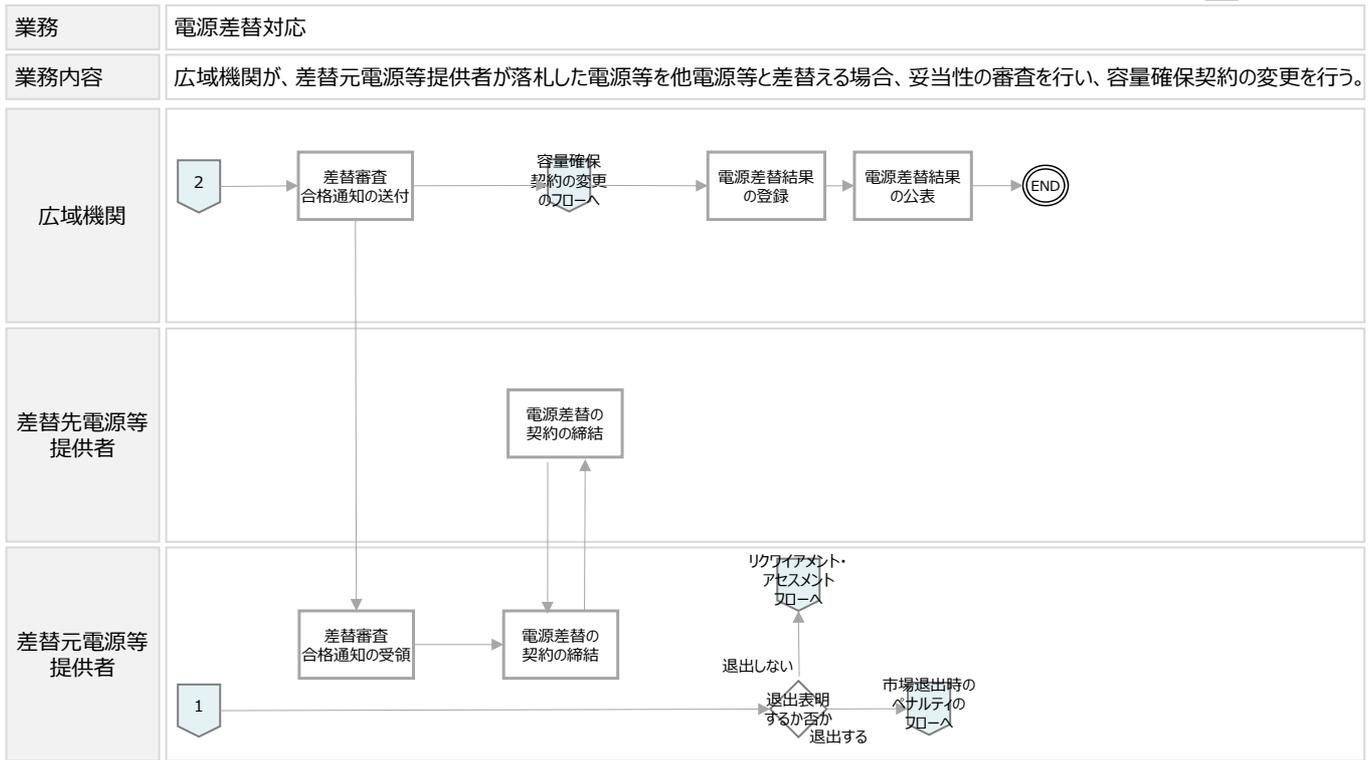
■ 契約締結後の対応：電源差替対応



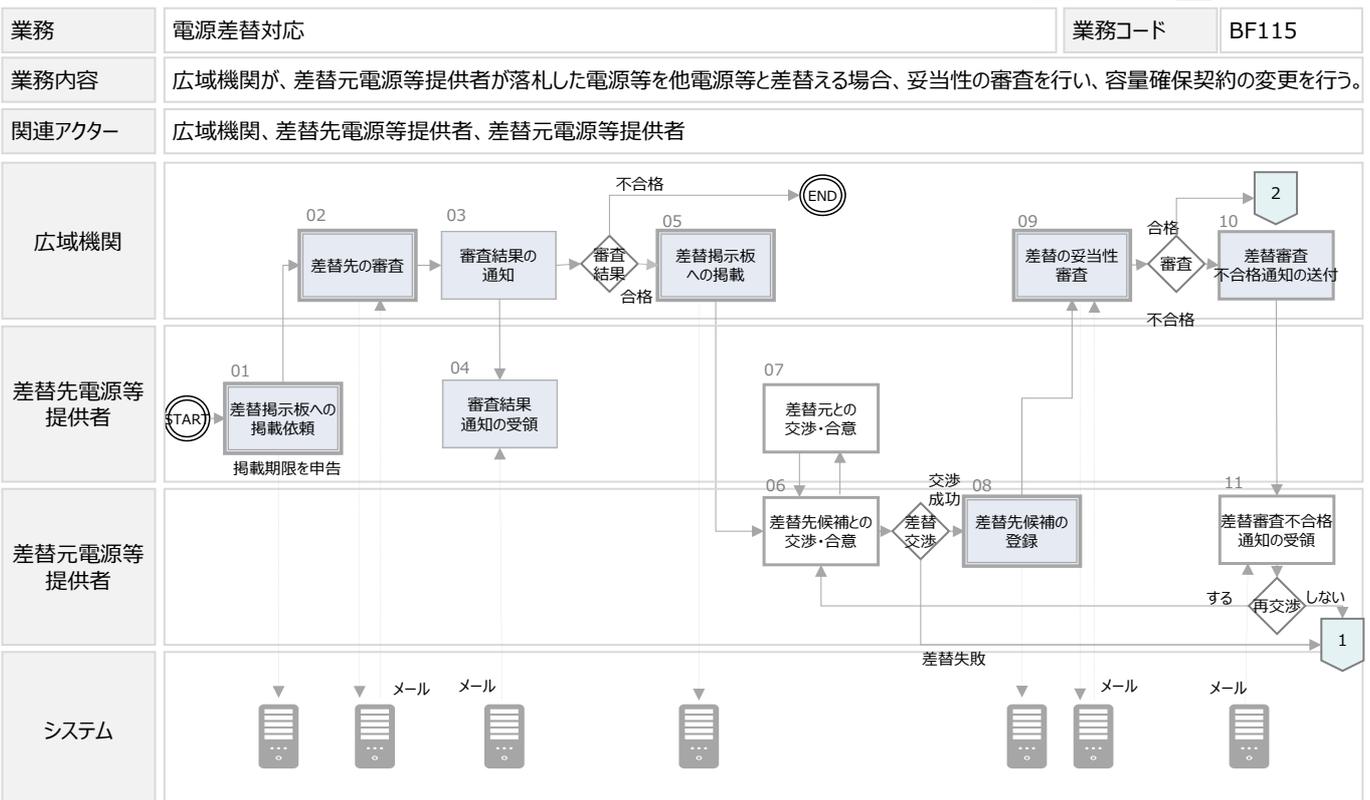
業務概要フロー
契約締結後の対応：電源差替対応



凡例 詳細の可視化



凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



業務詳細プロセス	差替先の審査								
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者								
詳細内容									
<p>差替先の審査</p> <p>広域機関は、差替先電源等について以下の項目で審査し、全項目が合格の場合には、掲示板に差替先電源等を掲載する</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>参加登録申請者</th> <th>審査内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発動指令電源提供者</td> <td>実効性テストを完了していることを確認する</td> </tr> <tr> <td>安定電源提供者</td> <td>当該年度のオークションに応札しているかつ非落札電源または元差替元電源であることを確認する ただし、新設電源は、当該年度のオークションに参加していない場合においても電源差替を可能とする ※応札上限値の登録を行わなかった新設電源は、差替先の掲載依頼前に、応札上限値の登録を行うこととする ※安定自家発、または設備更新による増出力がある安定または変動電源は、差替先の掲載依頼前に、応札上限値の変更を行うこととする</td> </tr> <tr> <td>変動電源提供者</td> <td>※安定電源提供者のうち、新設電源については実需給の前年度までに以下の書類の提出を求める なお、実需給直前までに書類が未提出の場合、条件付き合格を取り消すとともに電源差替を無効とする ・ JEPX取引会員名 ・ 電源等の起動時間 ・ 相対契約上の通告締切時刻 ・ 調整電源に指示できる契約</td> </tr> </tbody> </table>		参加登録申請者	審査内容	発動指令電源提供者	実効性テストを完了していることを確認する	安定電源提供者	当該年度のオークションに応札しているかつ非落札電源または元差替元電源であることを確認する ただし、新設電源は、当該年度のオークションに参加していない場合においても電源差替を可能とする ※応札上限値の登録を行わなかった新設電源は、差替先の掲載依頼前に、応札上限値の登録を行うこととする ※安定自家発、または設備更新による増出力がある安定または変動電源は、差替先の掲載依頼前に、応札上限値の変更を行うこととする	変動電源提供者	※安定電源提供者のうち、新設電源については実需給の前年度までに以下の書類の提出を求める なお、実需給直前までに書類が未提出の場合、条件付き合格を取り消すとともに電源差替を無効とする ・ JEPX取引会員名 ・ 電源等の起動時間 ・ 相対契約上の通告締切時刻 ・ 調整電源に指示できる契約
参加登録申請者	審査内容								
発動指令電源提供者	実効性テストを完了していることを確認する								
安定電源提供者	当該年度のオークションに応札しているかつ非落札電源または元差替元電源であることを確認する ただし、新設電源は、当該年度のオークションに参加していない場合においても電源差替を可能とする ※応札上限値の登録を行わなかった新設電源は、差替先の掲載依頼前に、応札上限値の登録を行うこととする ※安定自家発、または設備更新による増出力がある安定または変動電源は、差替先の掲載依頼前に、応札上限値の変更を行うこととする								
変動電源提供者	※安定電源提供者のうち、新設電源については実需給の前年度までに以下の書類の提出を求める なお、実需給直前までに書類が未提出の場合、条件付き合格を取り消すとともに電源差替を無効とする ・ JEPX取引会員名 ・ 電源等の起動時間 ・ 相対契約上の通告締切時刻 ・ 調整電源に指示できる契約								

業務詳細プロセス	差替掲示板への掲載
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者
詳細内容	
<p>差替掲示板への掲載</p> <p>広域機関は差替先電源の掲載合否を決定後、合格者に係る以下の情報を差替掲示板に公開する</p> <p>【公開される差替先電源の情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加登録申請者名 実需給年度 差替可能容量 提供エリア 掲示期限 担当者の連絡先(電話番号、メールアドレス、住所、所属部署) <p>※ただし、安定電源提供者に対して、JEPX取引会員名、電源等の起動時間、相対契約上の通告締切時刻、調整電源に指示できる契約が実需給直前になっても未提出の場合、当該年度に対する掲載を取り下げる</p>	

業務詳細プロセス	差替先候補の登録
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者
詳細内容	
<p>差替先候補の登録(1/2)</p> <p>差替元電源等提供者は、以下の差替元電源の情報を登録する</p> <p>【差替元電源等提供者に関する情報】</p> <p>安定および変動電源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電所名および号機 ・ 差替容量 ・ 実需給年度 ・ 電源差替理由 <p>発動指令電源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスト名 ・ 差替容量 ・ 実需給年度 ・ 電源差替理由 <p>※広域機関は、差替先電源に対して差替元電源が複数になる場合、差替に係るすべての差替元電源等提供者・差替先電源等提供者が電源差替に伴うペナルティ配分方法に同意したことを示す署名・捺印済の書類を差替元電源に提出させる</p>	

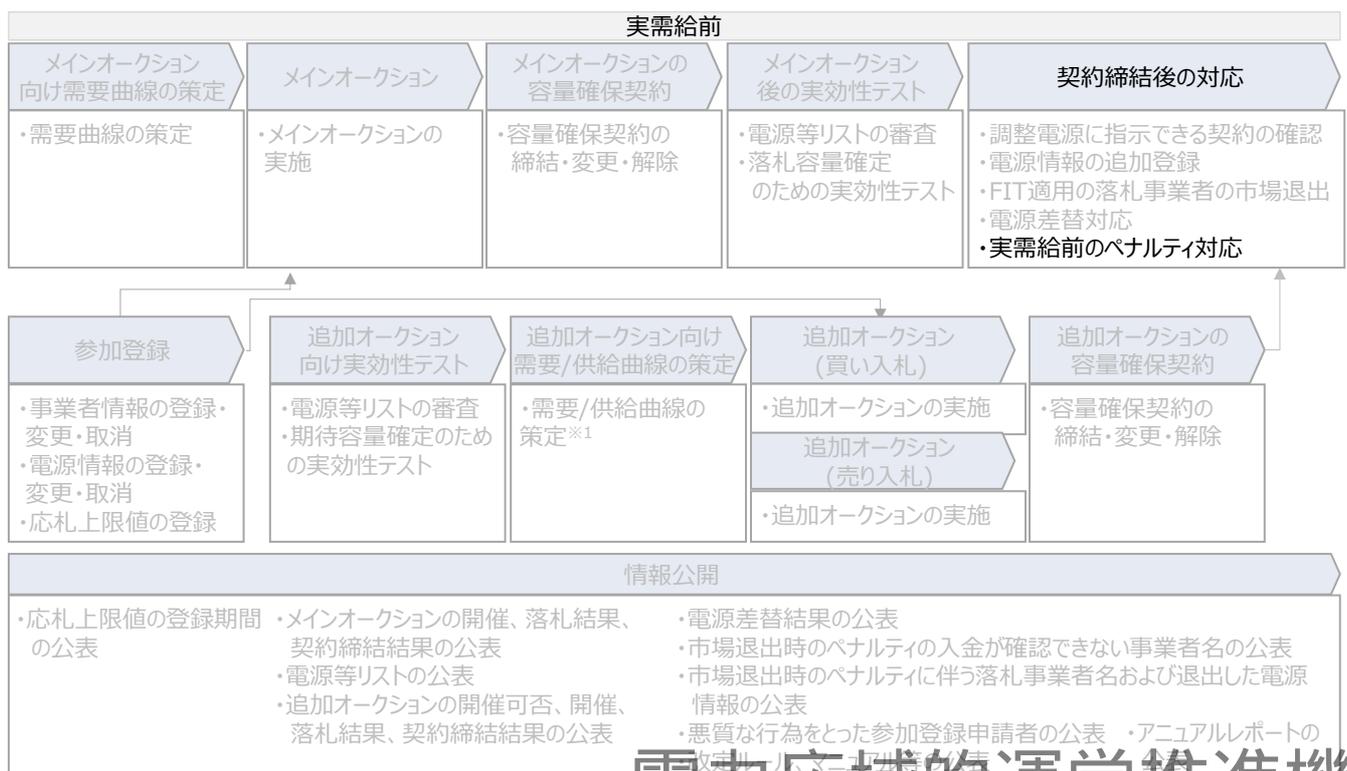
業務詳細プロセス	差替先候補の登録
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者
詳細内容	
<p>差替先候補の登録(2/2)</p> <p>差替元電源等提供者は、以下の差替先電源の情報を登録する</p> <p>【差替先電源等提供者に関する情報】</p> <p>安定または変動電源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電所名および号機 ・ 差替容量 ・ 実需給年度 ・ ペナルティの配分 <p>発動指令電源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスト名 ・ 差替容量 ・ 実需給年度 ・ ペナルティの配分 	

業務詳細プロセス	差替の妥当性審査
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者
詳細内容	
<p>差替の妥当性審査</p> <p>広域機関は、電源差替の妥当性の審査を行う。なお、差替先電源が必要書類を未提出のまま差替先の審査に合格し、続いて差替の妥当性審査に合格した場合、広域機関は条件付き合格を付与するものとし、実需給直前までに当該書類の提出がない場合は電源差替が無効化される</p> <p>【審査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 差替先電源が掲示板掲載の電源であることを確認する 差替元電源の電源差替の理由がやむを得ない理由であることを確認する やむを得ない理由としては以下と定義し、それ以外のは電源差替を認めない <ul style="list-style-type: none"> 差替元電源が稼働不可能となり、当該電源で供給力を提供することが困難な場合 差替元電源が稼働可能だが、差し替えにより、経済的に供給力を提供できる場合 差替元電源と差替先電源とで実需給年度が一致していることを確認する 差替先と差替元で合意したことを示す捺印済の書類を確認する 差替先電源に対して差替元電源が複数になる場合、差替元電源提出された、差替に係るすべての差替元電源等提供者・差替先電源等提供者が電源差替に伴うペナルティ配分方法に同意したことを示す署名・捺印済の書類を確認する 差替先電源が差替元電源と同一エリアであることを確認する 差替元電源と差替先電源の差替容量が設定されていることを確認する 差替元電源と差替先電源が、同一リクワイアメントを課せられている電源であることを確認する 発動指令電源提供者は、実効性テスト以降(期待容量確定後)であることを確認する 差替先電源が、新設の前倒し等オークション時には供給力として確定しておらず、オークションに応札していない電源の場合、供給力としての確認に加えて市場操作や売り惜しみを行った事実がないことを確認する <p>※追加オークション実施中および容量確保契約の締結完了までは、電源差替の対応をしないが、その後は随時電源差替対応を行う ※他社電源でも電源差替可能とする ※差替容量の最小単位(刻み)は1kWとする</p>	

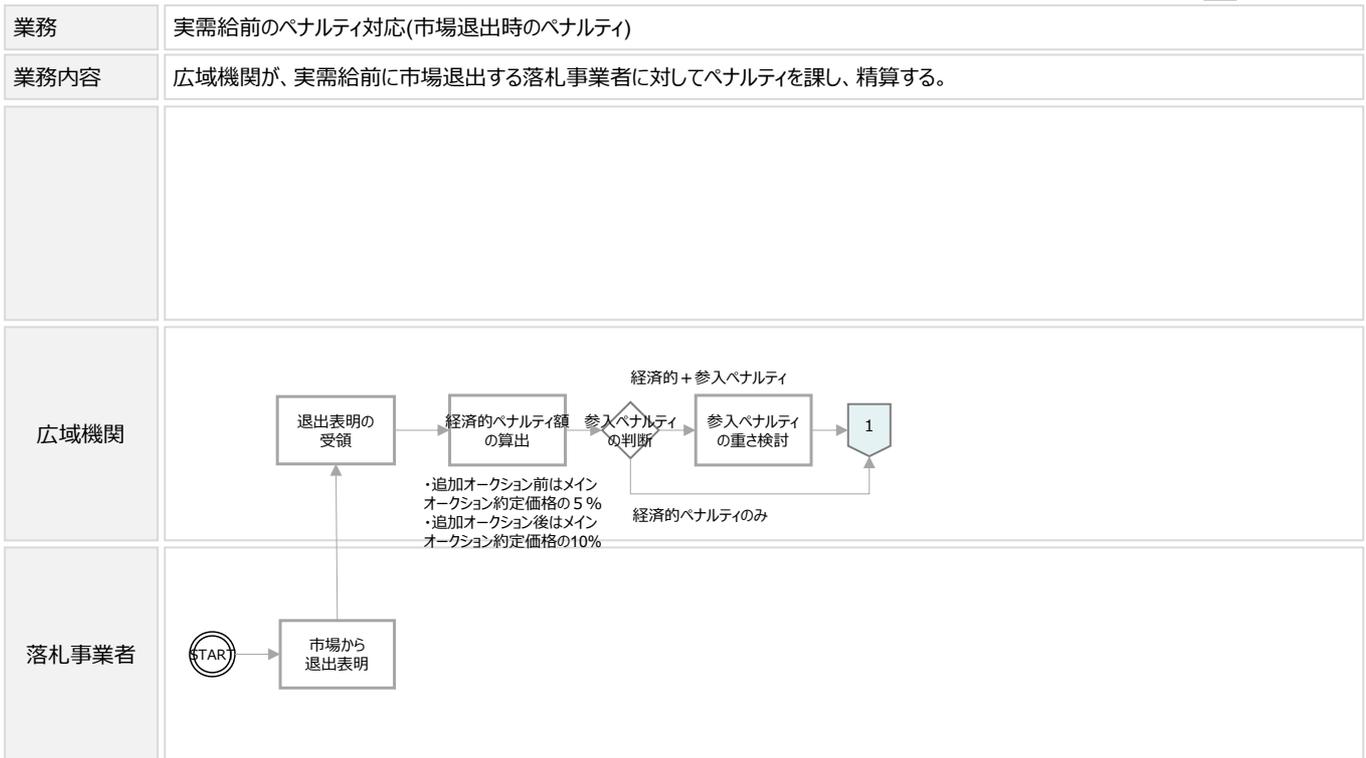
業務詳細プロセス	電源差替結果の登録
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者
詳細内容	
<p>電源差替結果の登録(1/2)</p> <p>広域機関は、電源差替の変更契約の締結後、電源差替に関連する情報の登録を行う</p> <p>【登録・変更する内容】</p> <p>差替元電源</p> <ul style="list-style-type: none"> 差替先電源の情報(電源を識別できる情報)の登録 差替容量の登録 アセスメント対象容量の変更 差替可能容量の登録 ペナルティ配分方法の登録・変更 <p>差替先電源</p> <ul style="list-style-type: none"> 差替元電源の情報(電源を識別できる情報)の登録 差替容量の登録 アセスメント対象容量の登録 差替可能容量の登録 実需給中におけるアセスメント情報 <p>【差替可能容量の算出方法】 次頁以降で整理</p>	

業務詳細プロセス	電源差替結果の登録	
関連アクター	広域機関、差替先電源等提供者、差替元電源等提供者	
詳細内容		
電源差替結果の登録(2/2)		
広域機関は、電源差替の変更契約の締結後、電源差替に関する情報の登録を行う【差替可能容量の算出方法】		
対象事業者	差替元電源の差替可能容量の算出式	差替先電源の差替可能容量の算出式
安定電源提供者 変動電源提供者	<ul style="list-style-type: none"> 差替可能容量 = 容量確保契約量 - アセスメント対象容量 	<ul style="list-style-type: none"> 差替可能容量 = 応札容量 - アセスメント対象容量
安定電源提供者のうち 安定自家発・ 増出力を伴う安定・変動 電源提供者	<p>期待容量が増加せず、電源差替のみ行う場合または 期待容量が増加せず、部分退出し、電源差替を行う場合または 部分退出後、期待容量が増加し、電源差替を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 差替可能容量 = 容量確保契約量 - アセスメント対象容量 <p>期待容量が増加後、電源差替を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 差替可能容量 = 期待容量 - アセスメント対象容量 <p>期待容量の増加後に部分退出し、電源差替を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 差替可能容量 = 期待容量 - アセスメント対象容量 - 退出容量 	<p>期待容量が増加しない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 差替可能容量 = 応札容量 - アセスメント対象容量 <p>期待容量が増加した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 差替可能容量 = 期待容量 - アセスメント対象容量
発動指令電源提供者	<p>期待容量が増加せず、電源差替のみ行う場合 期待容量が増加せず、部分退出し、電源差替を行う場合 期待容量が増加後、電源差替を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 差替可能容量 = 期待容量 - アセスメント対象容量 <p>期待容量の増加前後に部分退出し、電源差替を行う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 差替可能容量 = 期待容量 - アセスメント対象容量 - 退出容量 	<ul style="list-style-type: none"> 差替可能容量 = 期待容量 - アセスメント対象容量

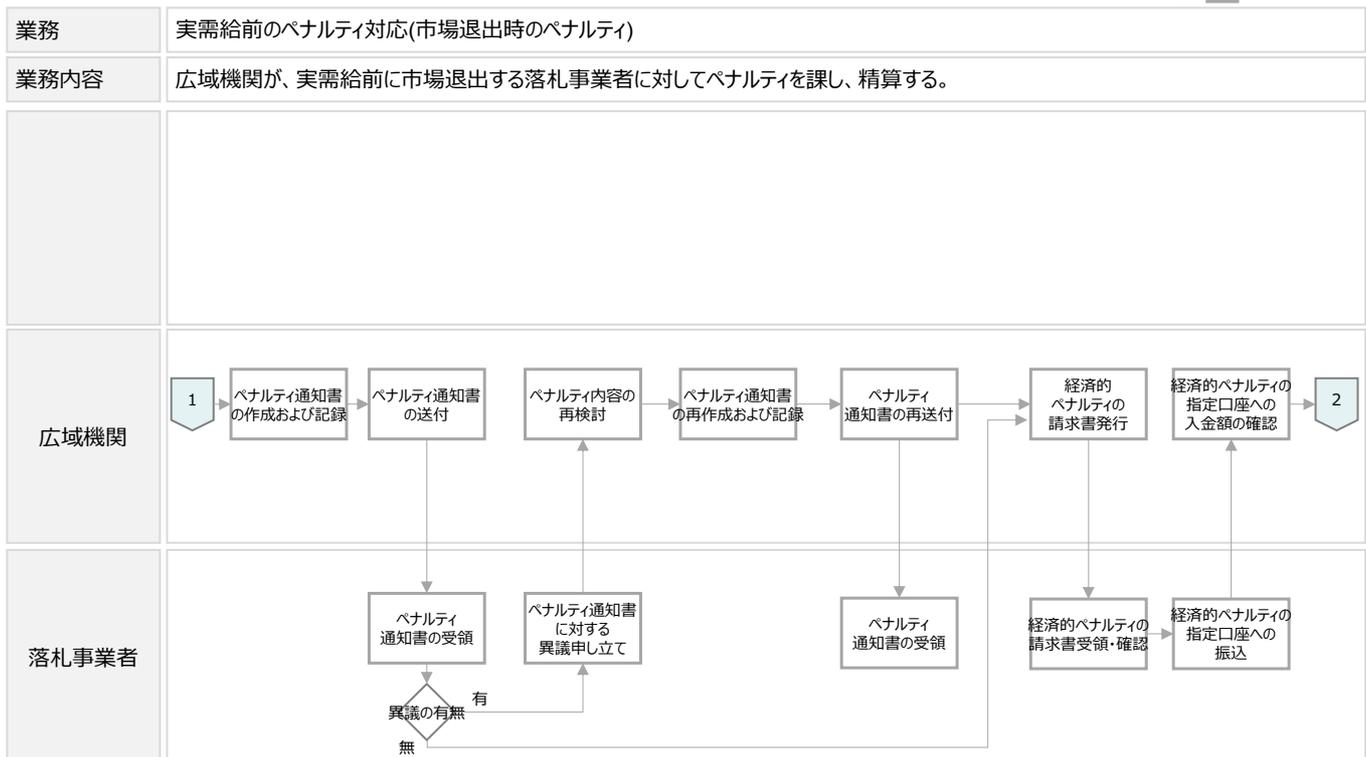
■ 契約締結後の対応：実需給前のペナルティ対応



凡例 詳細の可視化

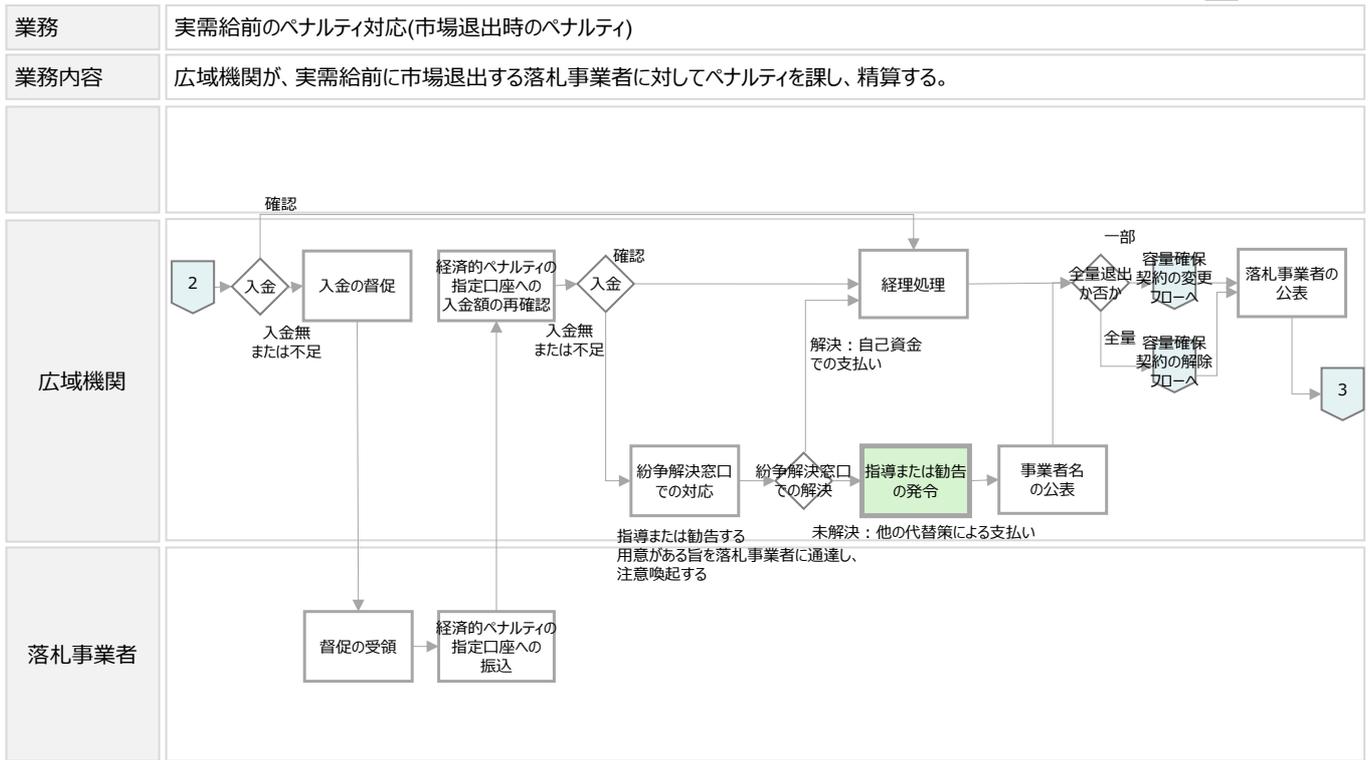


凡例 詳細の可視化



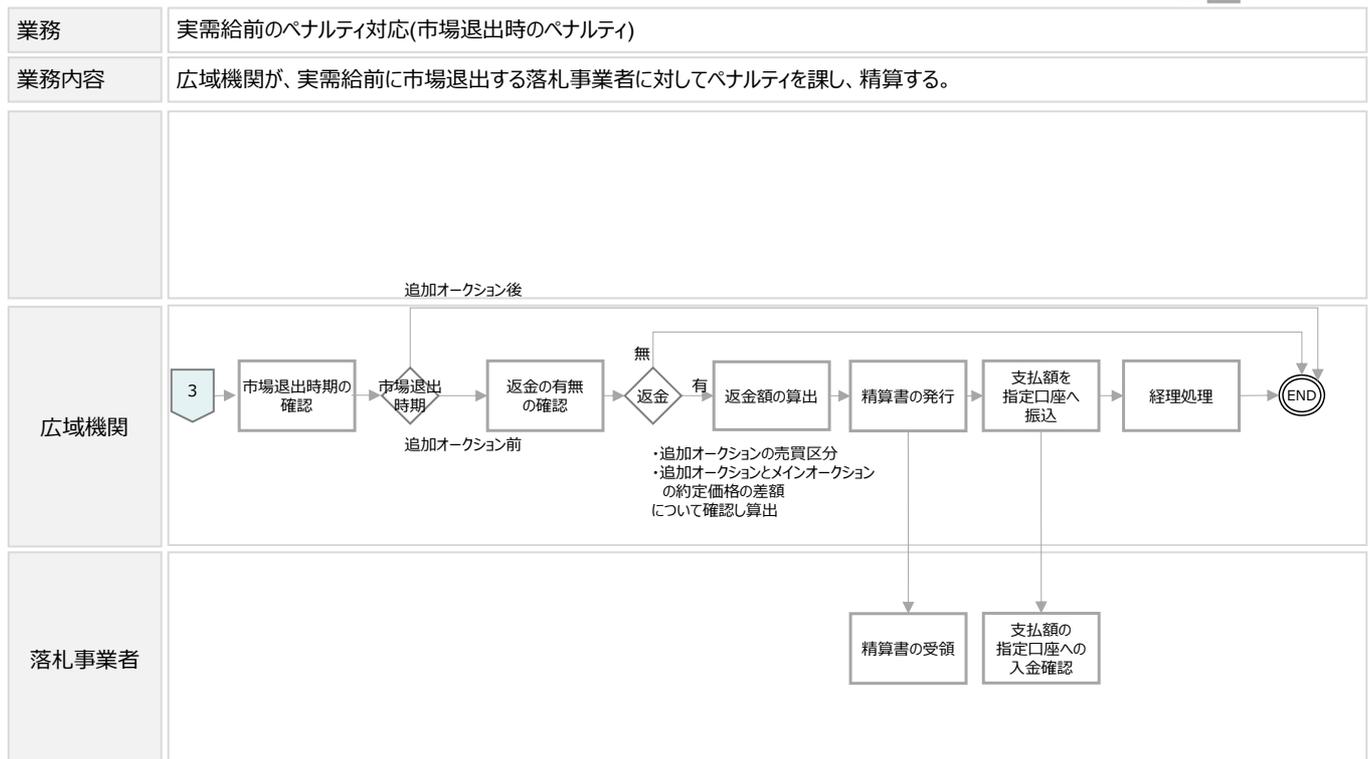
業務概要フロー 契約締結後の対応：実需給前のペナルティ対応(市場退出時のペナルティ)

凡例 詳細の可視化



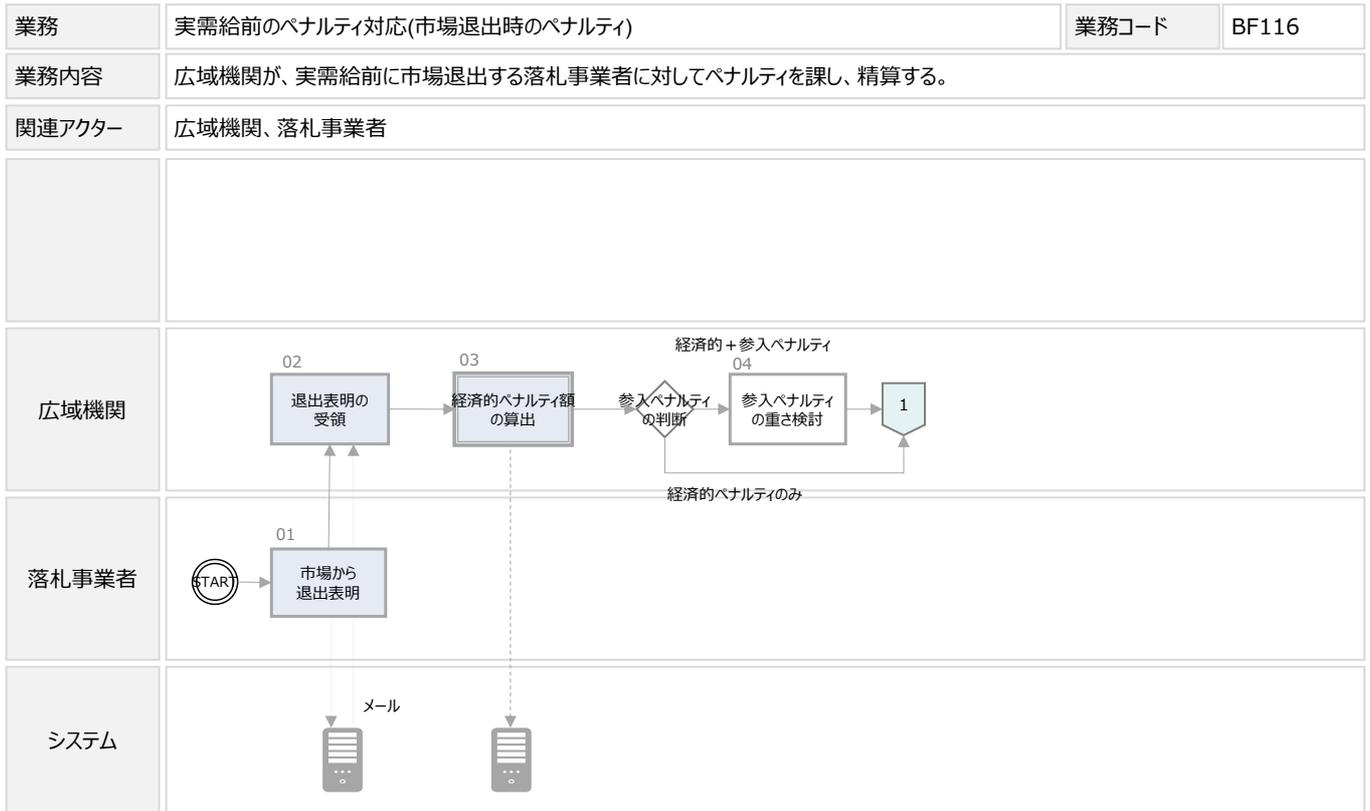
業務概要フロー 契約締結後の対応：実需給前のペナルティ対応(市場退出時のペナルティ)

凡例 詳細の可視化



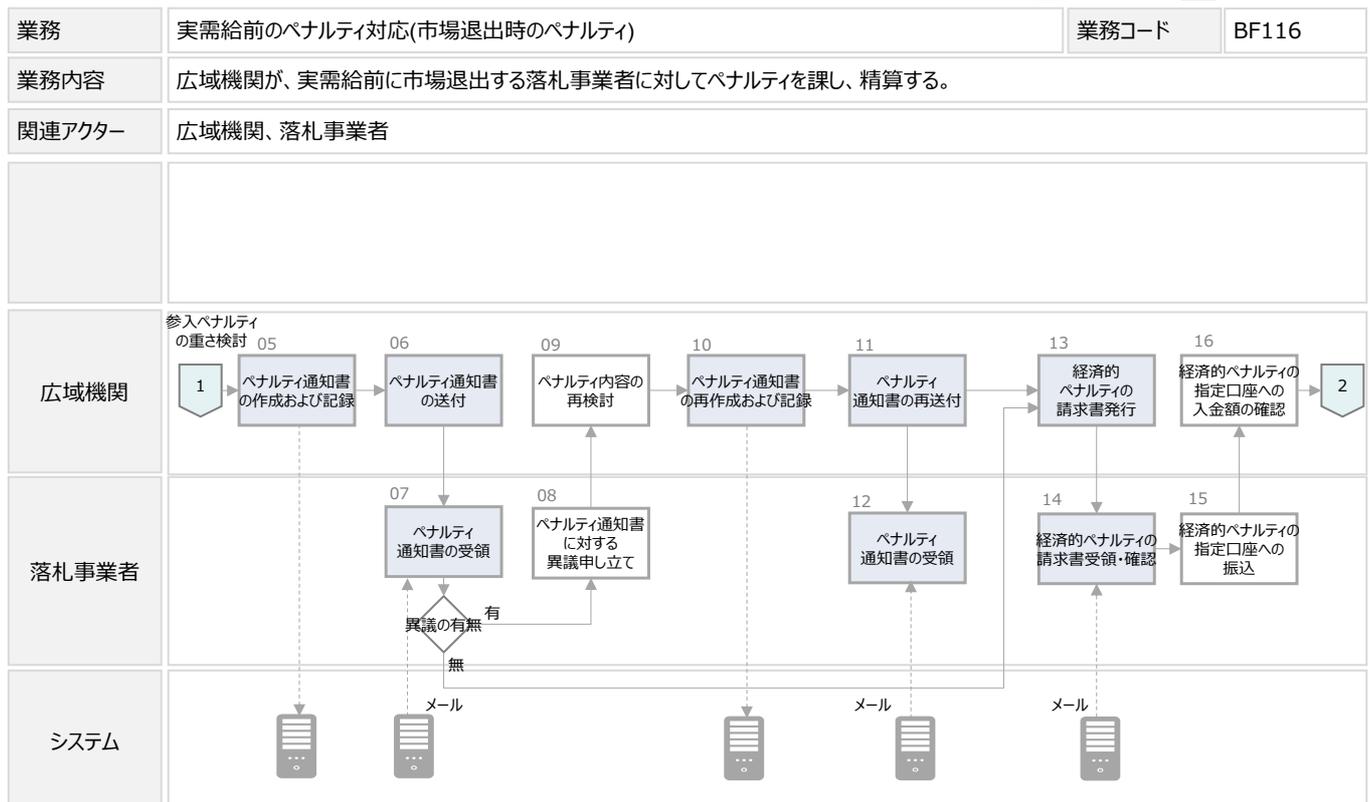
業務詳細フロー 契約締結後の対応：実需給前のペナルティ対応(市場退出時のペナルティ)

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



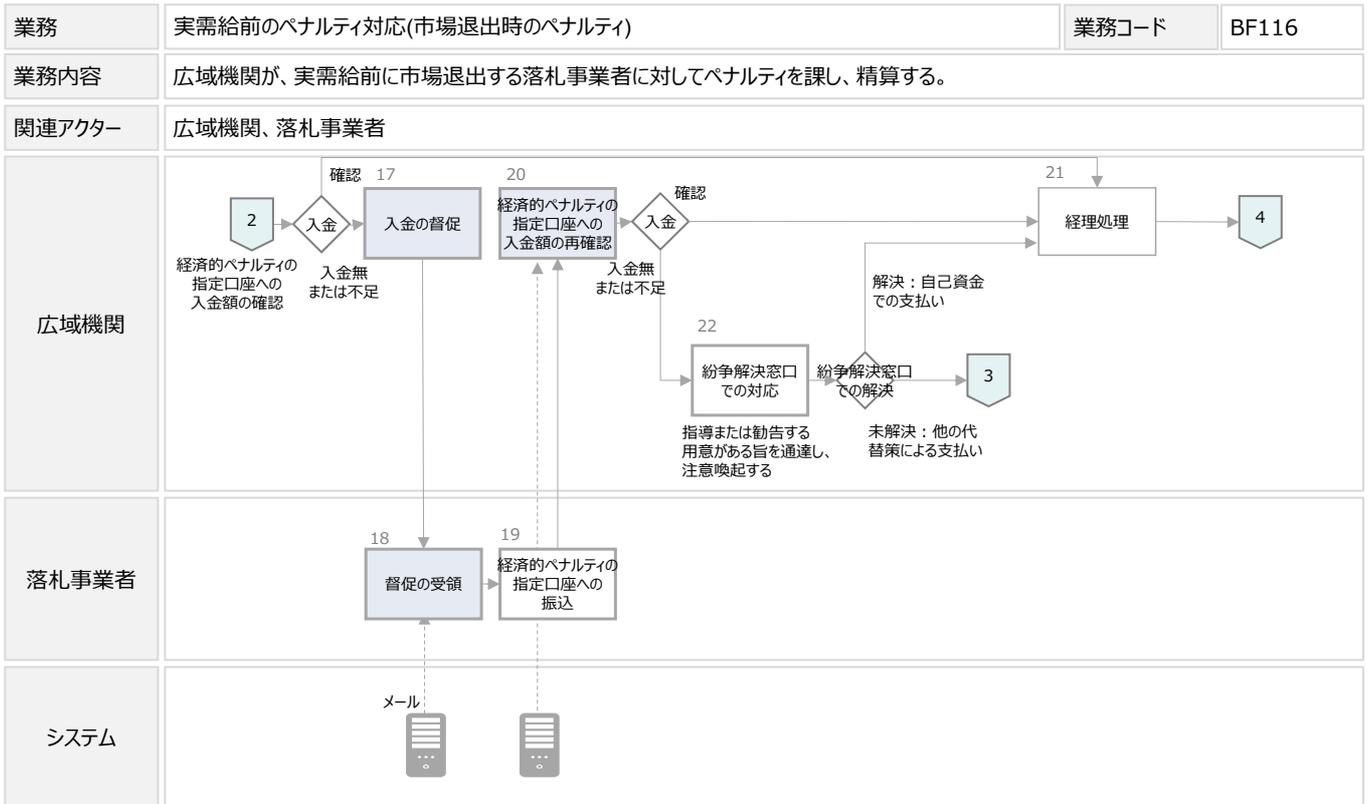
業務詳細フロー 契約締結後の対応：実需給前のペナルティ対応(市場退出時のペナルティ)

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



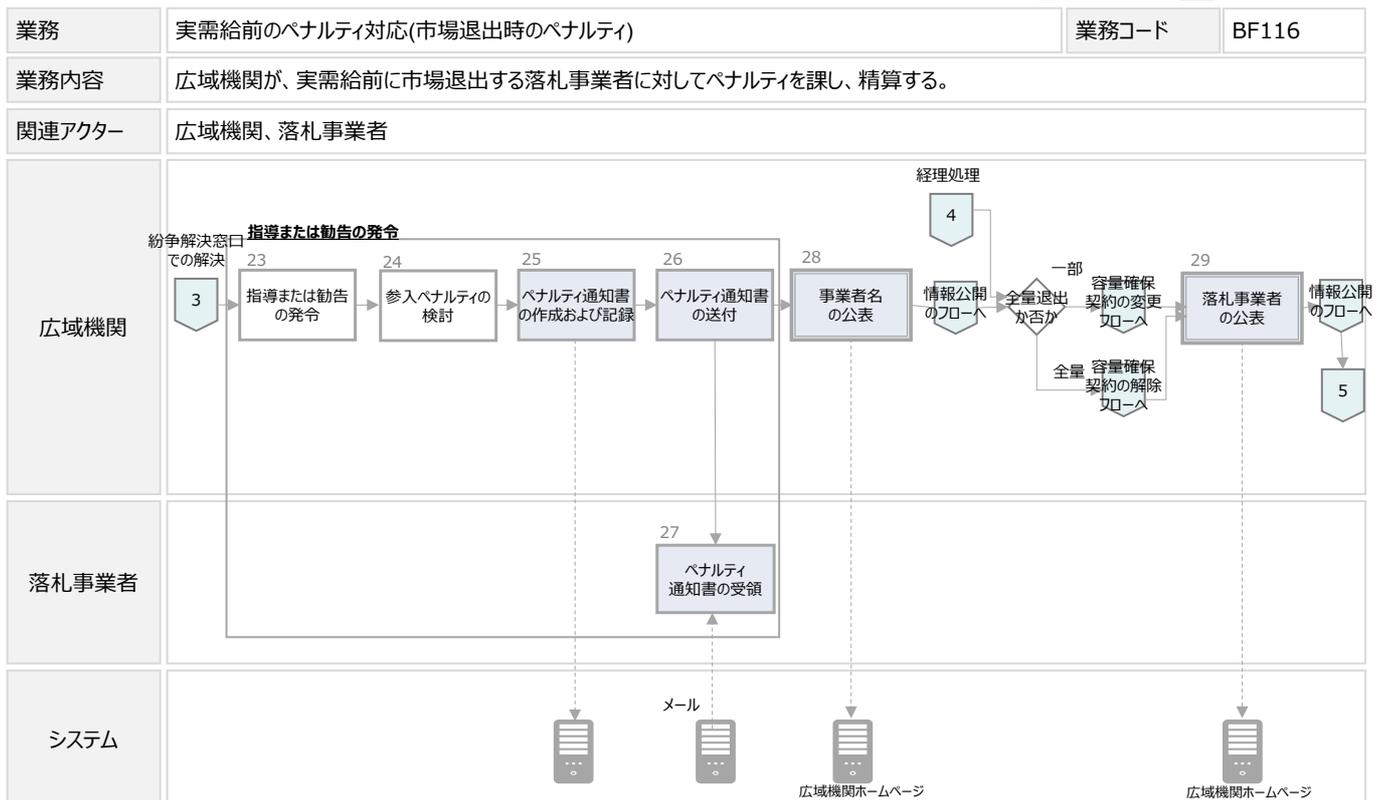
業務詳細フロー 契約締結後の対応：実需給前のペナルティ対応(市場退出時のペナルティ)

凡例 □ システム化対象 □ 業務仕様書の対象

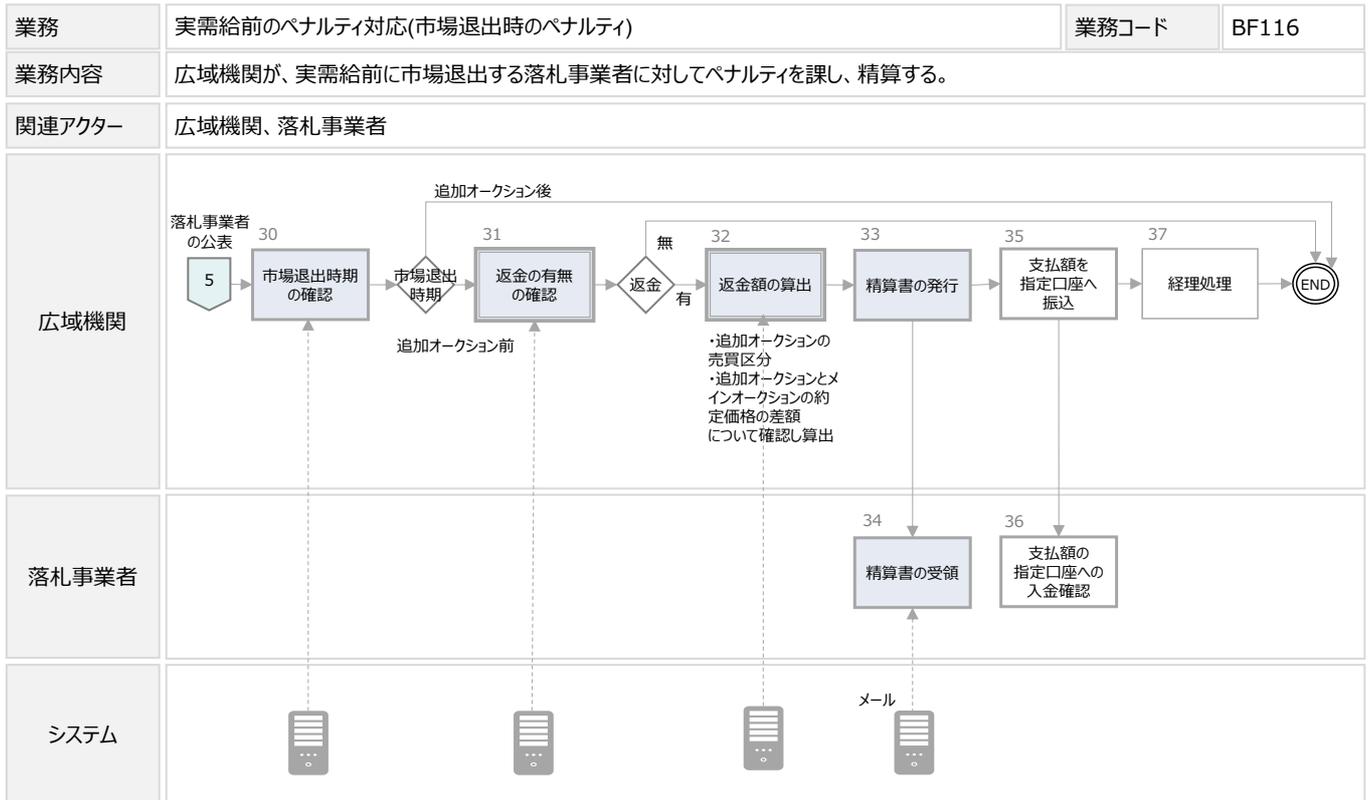


業務詳細フロー 契約締結後の対応：実需給前のペナルティ対応(市場退出時のペナルティ)

凡例 □ システム化対象 □ 業務仕様書の対象



凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



業務詳細プロセス	経済的ペナルティ額の算出
関連アクター	広域機関、落札事業者
詳細内容	<p>経済的ペナルティ額の算出</p> <p>落札事業者が市場退出または部分退出する場合、同事業者に対してペナルティ対応を行い、経済的ペナルティを徴収する</p> <p>全量退出または部分退出の場合のペナルティ額の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> メインオークション後～追加オークション開催まで 経済的ペナルティ額 = メインオークション約定価格[¥/kW] × 5% × 退出容量[kW] 追加オークション後～実需給前まで 経済的ペナルティ額 = メインオークション約定価格[¥/kW] × 10% × 退出容量[kW]

業務詳細プロセス	返金の有無の確認
関連アクター	広域機関、落札事業者

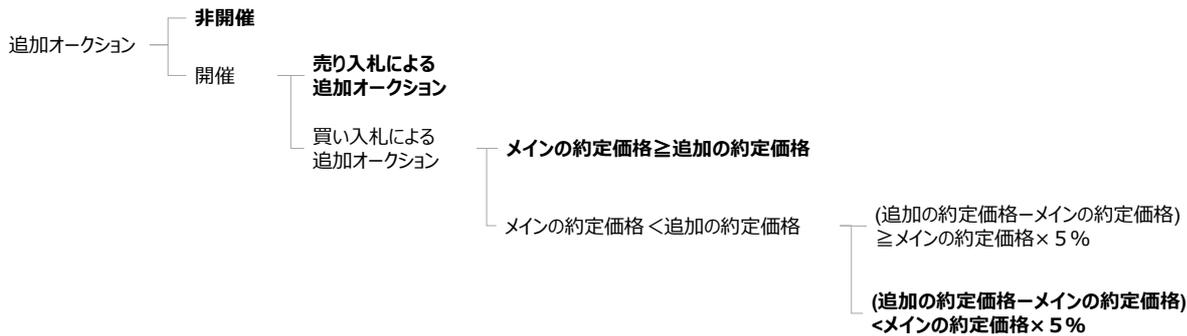
詳細内容

返金の有無の確認

追加オークション終了後、メインオークション・追加オークション開催可否・結果をもとに、市場退出時のペナルティを支払った参加登録申請者への返金の必要性を確認する

以下の条件(以下の表における**太字>**)にあたる場合、返金業務が必要となる

- ・非開催
- ・売り入札による追加オークション開催
- ・買い入札による追加オークション開催かつメインの約定価格 \geq 追加の約定価格
- ・買い入札による追加オークション開催かつ(追加の約定価格-メインの約定価格) $<$ メインの約定価格 \times 5%



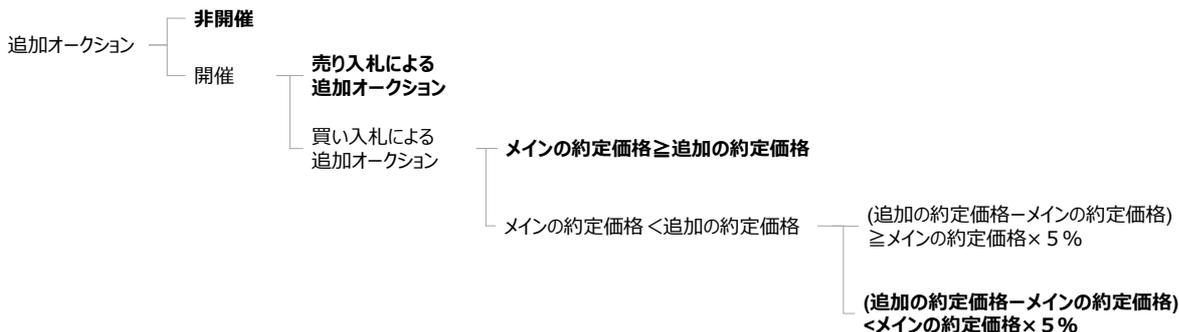
業務詳細プロセス	返金額の算出
関連アクター	広域機関、落札事業者

詳細内容

返金額の算出

追加オークション終了後、メインオークション・追加オークション開催可否・結果をもとに、市場退出時のペナルティを支払った参加登録申請者への返金額を算出する

- ・追加オークション非開催、売り入札による追加オークションの開催、買い入札による追加オークション開催かつメインオークションの約定価格が追加オークションの約定価格より高かった場合
返金額 = 市場退出時に徴収したペナルティ額の全額
- ・買い入札による追加オークション開催かつ追加オークションの約定価格 - メインオークションの約定価格の差額がメインオークションの約定価格の5%よりも低かった場合
返金額 = 市場退出時に徴収したペナルティ額 - メインオークションと追加オークションの約定価格の差額



凡例 詳細の可視化

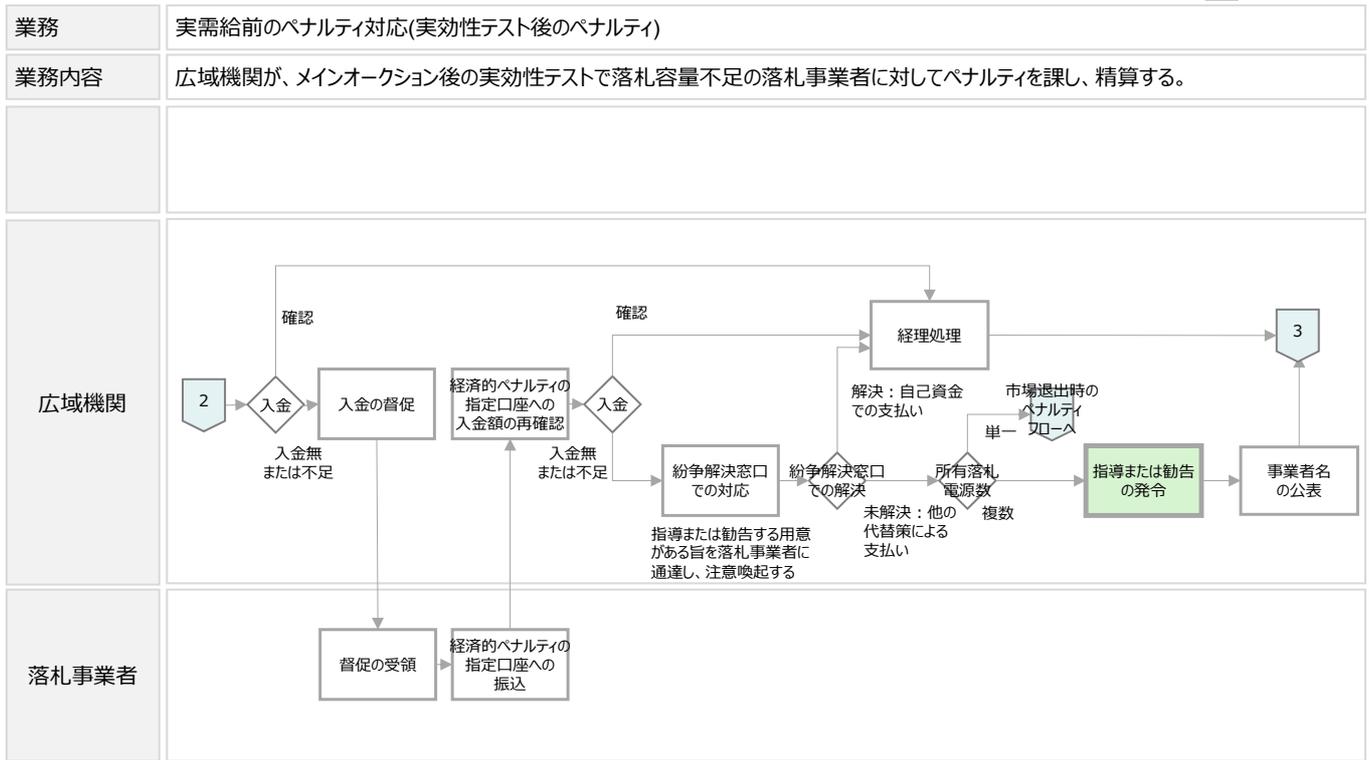
業務	実需給前のペナルティ対応(実効性テスト後のペナルティ)
業務内容	広域機関が、メインオークション後の実効性テストで落札容量不足の落札事業者に対してペナルティを課し、精算する。
広域機関	<pre> graph LR START((START)) --> A[経済的ペナルティ額の算出] A --> B{参入ペナルティの判断} B -- "経済的 + 参入ペナルティ" --> C[参入ペナルティの重さ検討] B -- "経済的ペナルティのみ" --> C C --> D[1] </pre>
落札事業者	

凡例 詳細の可視化

業務	実需給前のペナルティ対応(実効性テスト後のペナルティ)
業務内容	広域機関が、メインオークション後の実効性テストで落札容量不足の落札事業者に対してペナルティを課し、精算する。
広域機関	<pre> graph LR 1{{1}} --> A[ペナルティ通知書の作成] A --> B[ペナルティ通知書の送付] B --> C[ペナルティ内容の再検討] C --> D[ペナルティ通知書の再作成] D --> E[ペナルティ通知書の再送付] E --> F[経済的ペナルティの請求書発行] E --> G[経済的ペナルティの指定口座への入金額の確認] F --> G G --> 2{{2}} E --> C </pre>
落札事業者	<pre> graph TD A[ペナルティ通知書の受領] --> B{異議の有無} B -- 有 --> C[ペナルティ通知書に対する異議申し立て] C --> D[ペナルティ内容の再検討] B -- 無 --> E[ペナルティ通知書の受領] </pre>

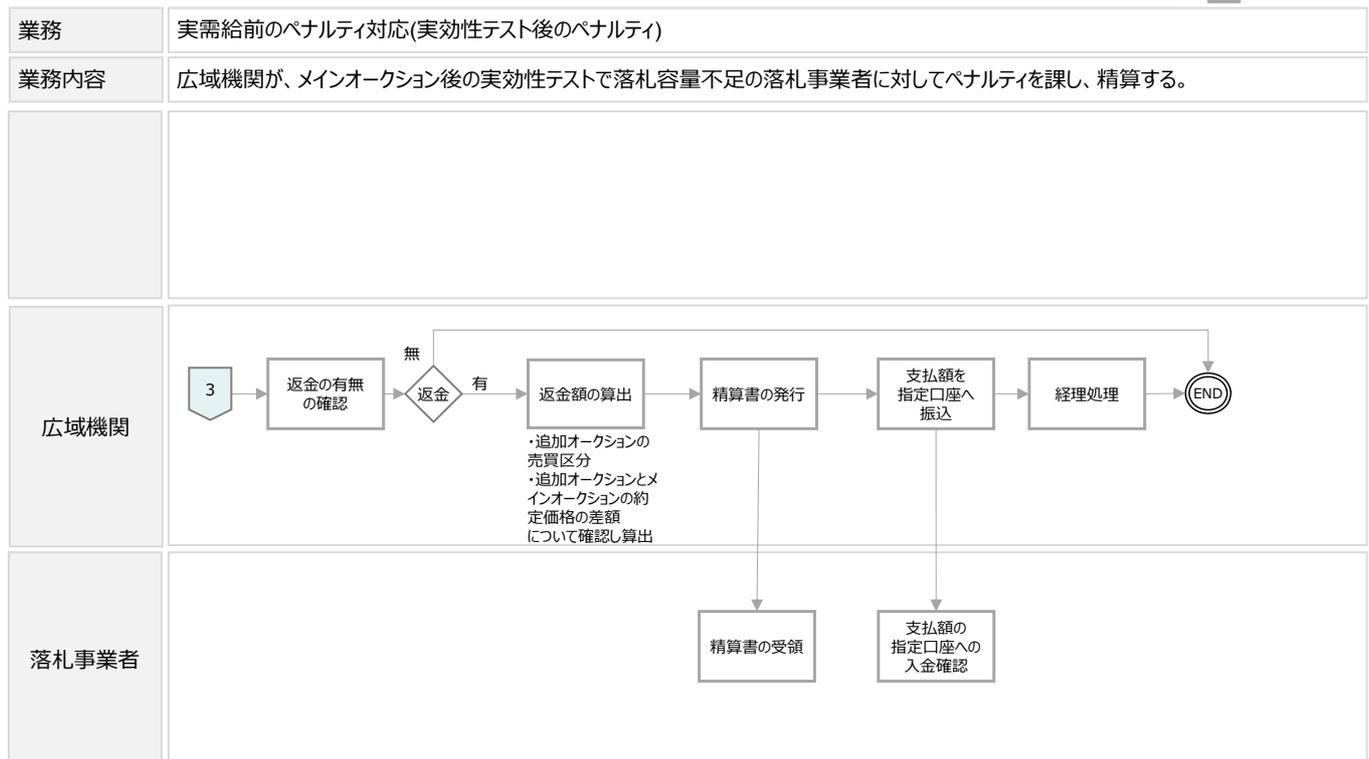
業務概要フロー 契約締結後の対応：実需給前のペナルティ対応(実効性テスト後のペナルティ)

凡例 詳細の可視化

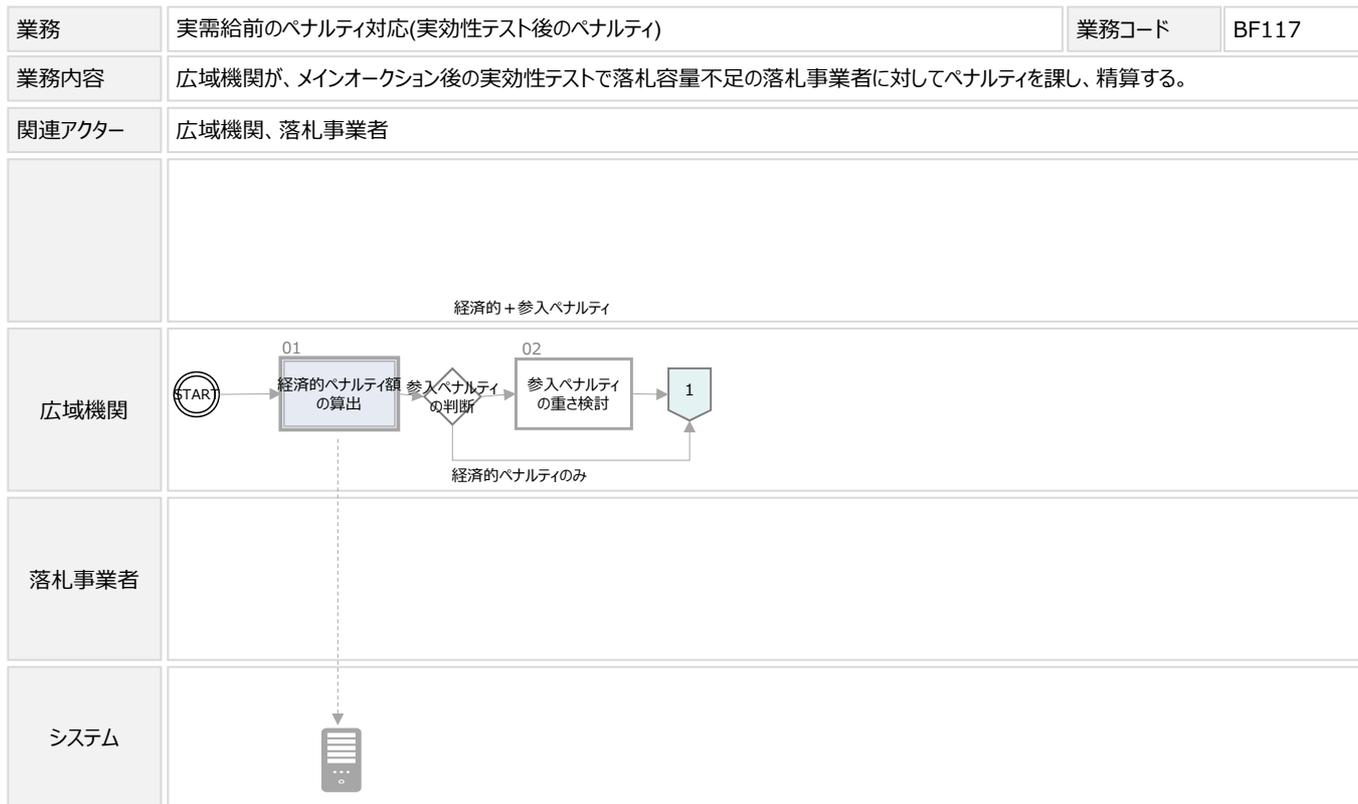


業務概要フロー 契約締結後の対応：実需給前のペナルティ対応(実効性テスト後のペナルティ)

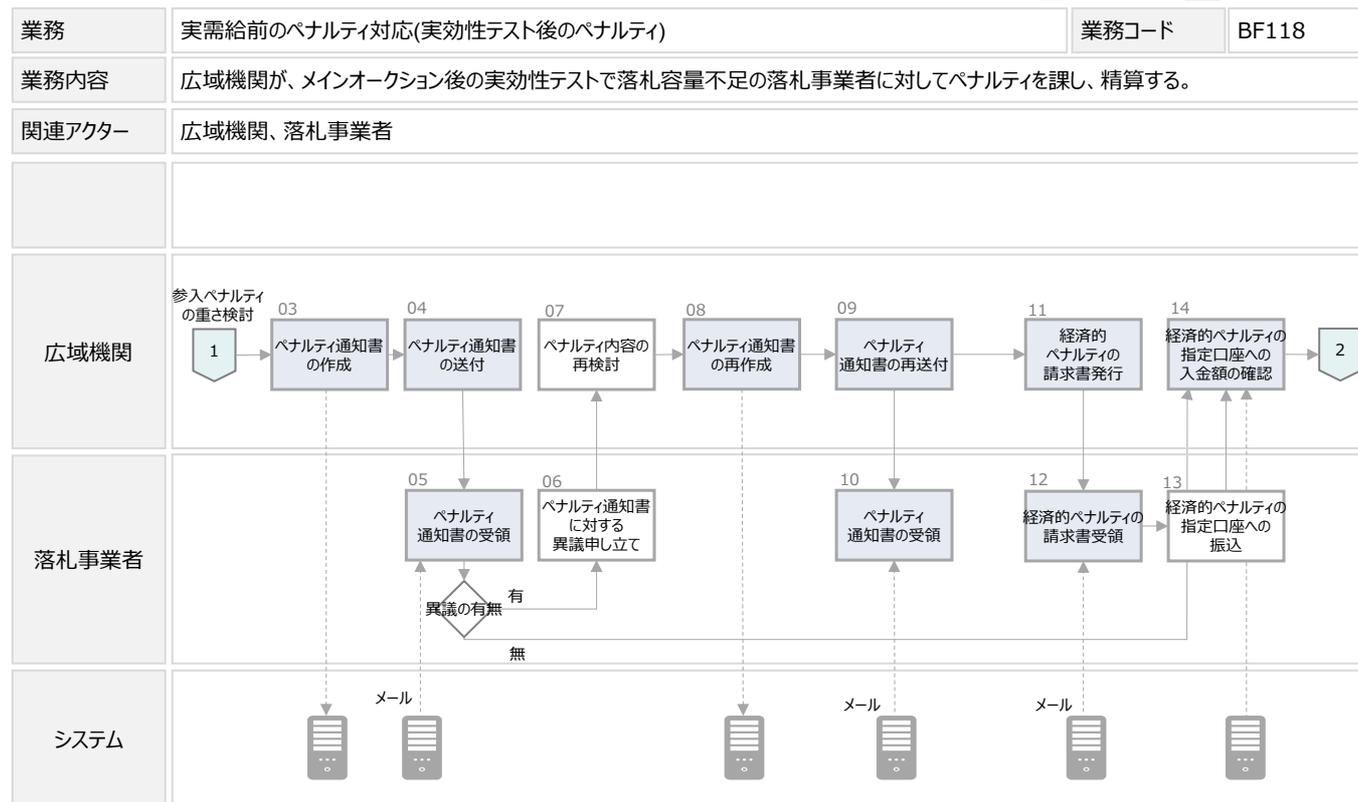
凡例 詳細の可視化



凡例 システム化対象 業務仕様書の対象

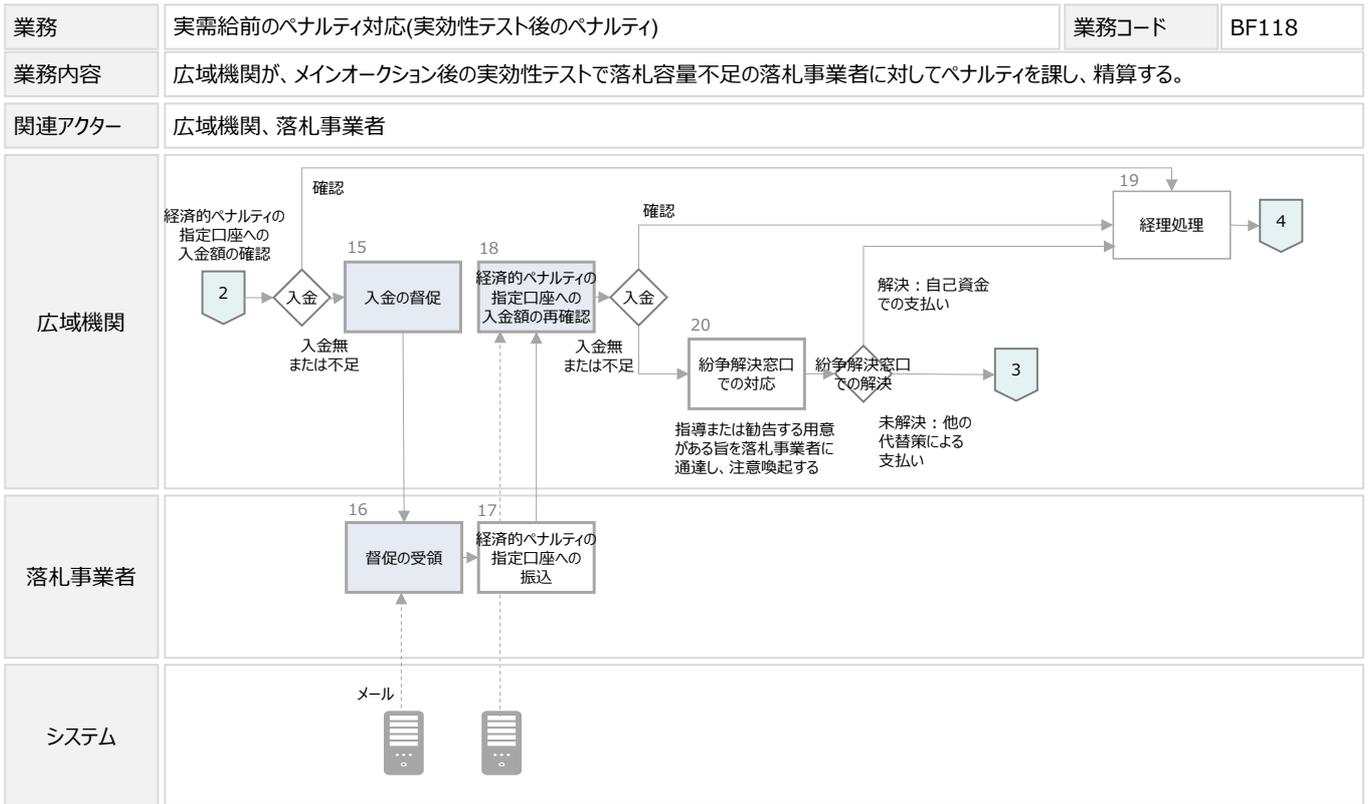


凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



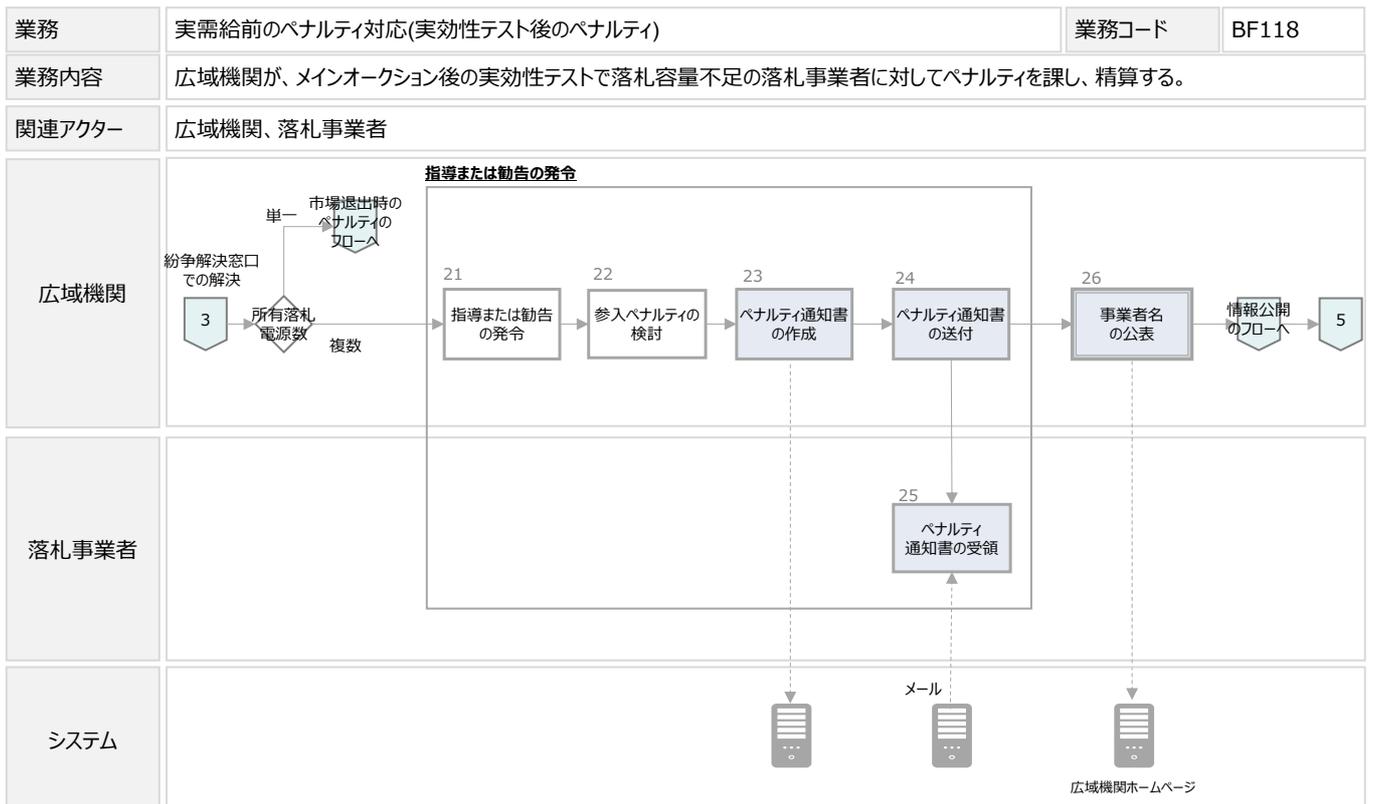
業務詳細フロー 契約締結後の対応：実需給前のペナルティ対応(実効性テスト後のペナルティ)

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象

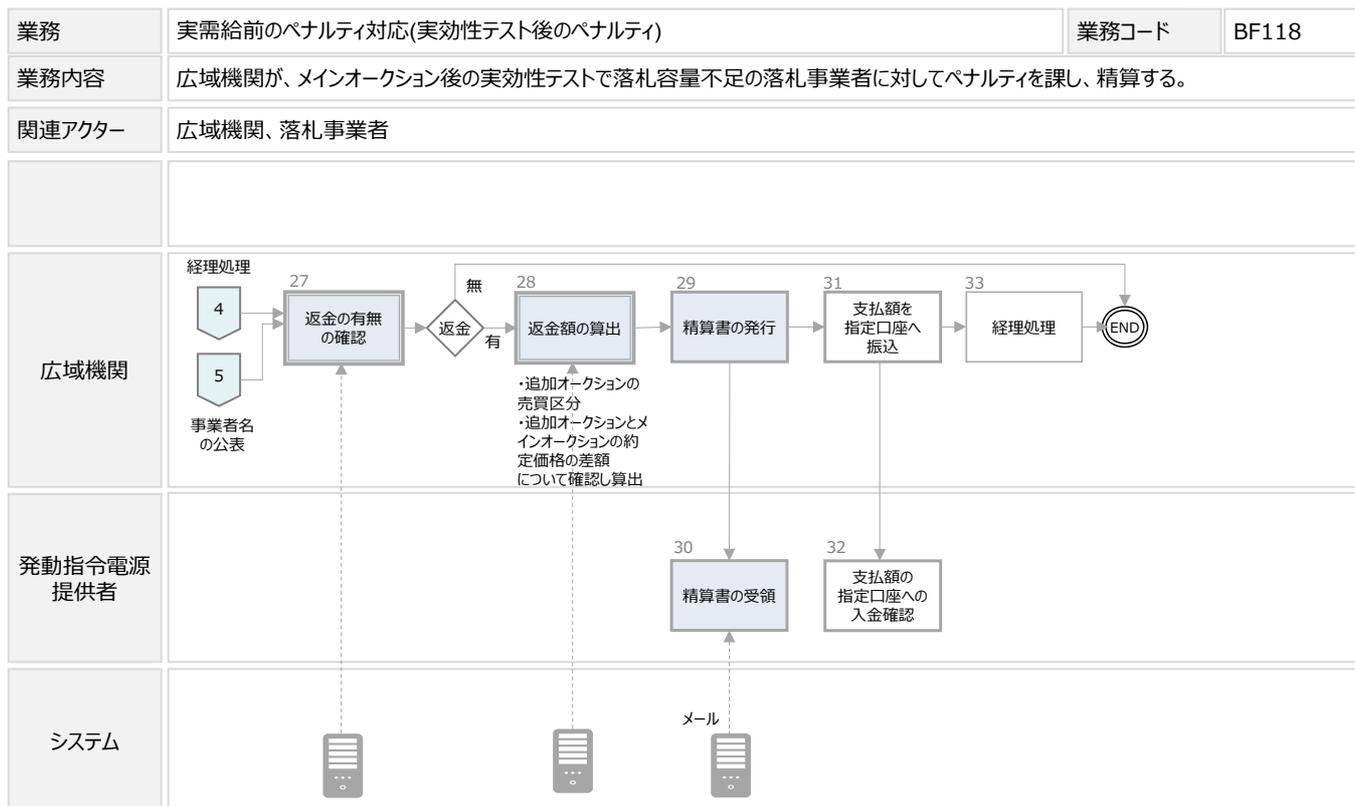


業務詳細フロー 契約締結後の対応：実需給前のペナルティ対応(実効性テスト後のペナルティ)

凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



業務詳細プロセス	経済的ペナルティ額の算出
関連アクター	広域機関、落札事業者

詳細内容

経済的ペナルティ額の算出

実効性テスト結果で落札容量不足となった発動指令電源提供者に対して、広域機関が経済的ペナルティを課す

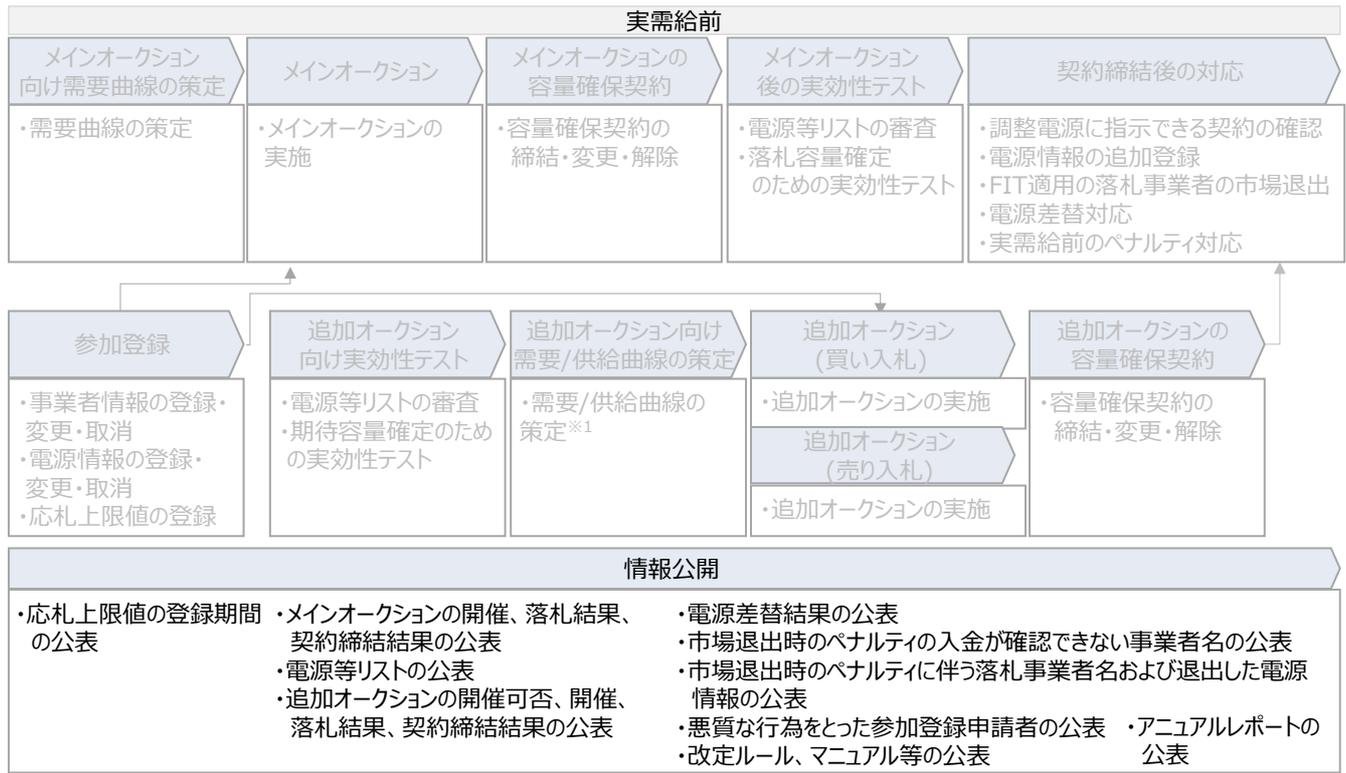
- ペナルティ額の算出方法

$$\text{経済的ペナルティ額} = \text{メインオークション約定価格}[\text{¥/kW}] \times 5\% \times (\text{落札容量}[\text{kW}] - \text{実効性テスト結果}[\text{kW}])$$

業務詳細プロセス	返金の有無の確認
関連アクター	広域機関、落札事業者
詳細内容	
<p>返金の有無の確認</p> <p>追加オークション終了後、メインオークション・追加オークション開催可否・結果をもとに、実効性テスト後のペナルティを支払った参加登録申請者への返金の必要性を確認する</p> <p>以下の条件(以下の表における太字>)にあたる場合、返金業務が必要となる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非開催 ・売り入札による追加オークション開催 ・買い入札による追加オークション開催かつメインの約定価格\geq追加の約定価格 ・買い入札による追加オークション開催かつ(追加の約定価格-メインの約定価格)$<$メインの約定価格\times5% <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">追加オークション</div> <div style="display: flex; flex-direction: column;"> <div style="margin-bottom: 10px;">非開催</div> <div>開催</div> </div> <div style="margin-left: 20px; display: flex; flex-direction: column;"> <div style="margin-bottom: 10px;">売り入札による追加オークション</div> <div>買い入札による追加オークション</div> </div> <div style="margin-left: 20px; display: flex; flex-direction: column;"> <div style="margin-bottom: 10px;">メインの約定価格\geq追加の約定価格</div> <div>メインの約定価格$<$追加の約定価格</div> </div> <div style="margin-left: 20px; display: flex; flex-direction: column;"> <div style="margin-bottom: 10px;">(追加の約定価格-メインの約定価格)\geqメインの約定価格\times5%</div> <div>(追加の約定価格-メインの約定価格)$<$メインの約定価格\times5%</div> </div> </div>	

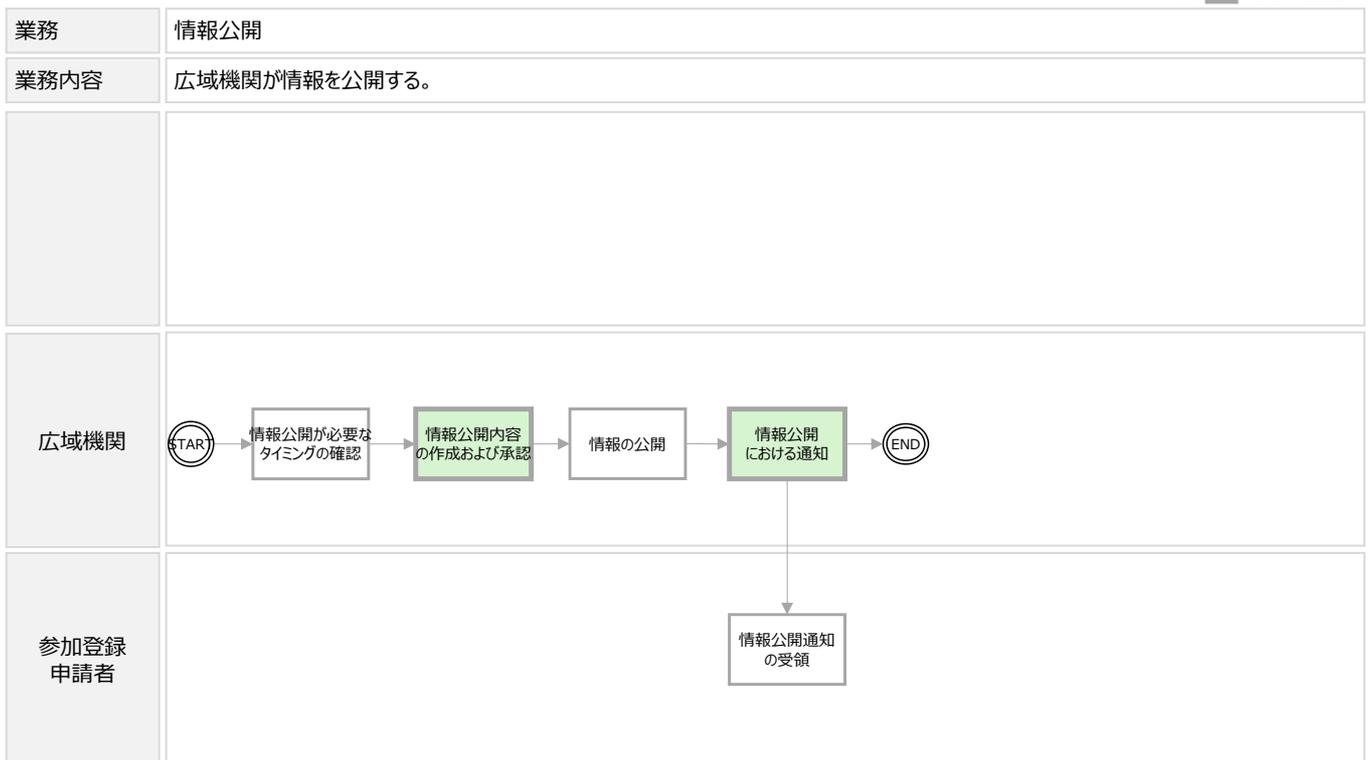
業務詳細プロセス	返金額の算出
関連アクター	広域機関、落札事業者
詳細内容	
<p>返金額の算出</p> <p>追加オークション終了後、メインオークション・追加オークション開催可否・結果をもとに、実効性テスト後のペナルティを支払った参加登録申請者への返金額を算出する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加オークション非開催、売り入札による追加オークションの開催、買い入札による追加オークション開催かつメインオークションの約定価格が追加オークションの約定価格より高かった場合 返金額 = 徴収した実効性テスト後のペナルティ額 ・買い入札による追加オークション開催かつ追加オークションの約定価格とメインオークションの約定価格の差額がメインオークションの約定価格の5%よりも低かった場合 返金額 = 徴収した実効性テスト後のペナルティ額 - (追加オークション約定価格[¥/kW]-メインオークション約定価格[¥/kW]) \times (落札容量[kW]-実効性テスト結果 [kW]) <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">追加オークション</div> <div style="display: flex; flex-direction: column;"> <div style="margin-bottom: 10px;">非開催</div> <div>開催</div> </div> <div style="margin-left: 20px; display: flex; flex-direction: column;"> <div style="margin-bottom: 10px;">売り入札による追加オークション</div> <div>買い入札による追加オークション</div> </div> <div style="margin-left: 20px; display: flex; flex-direction: column;"> <div style="margin-bottom: 10px;">メインの約定価格\geq追加の約定価格</div> <div>メインの約定価格$<$追加の約定価格</div> </div> <div style="margin-left: 20px; display: flex; flex-direction: column;"> <div style="margin-bottom: 10px;">(追加の約定価格-メインの約定価格)\geqメインの約定価格\times5%</div> <div>(追加の約定価格-メインの約定価格)$<$メインの約定価格\times5%</div> </div> </div>	

■ 情報公開

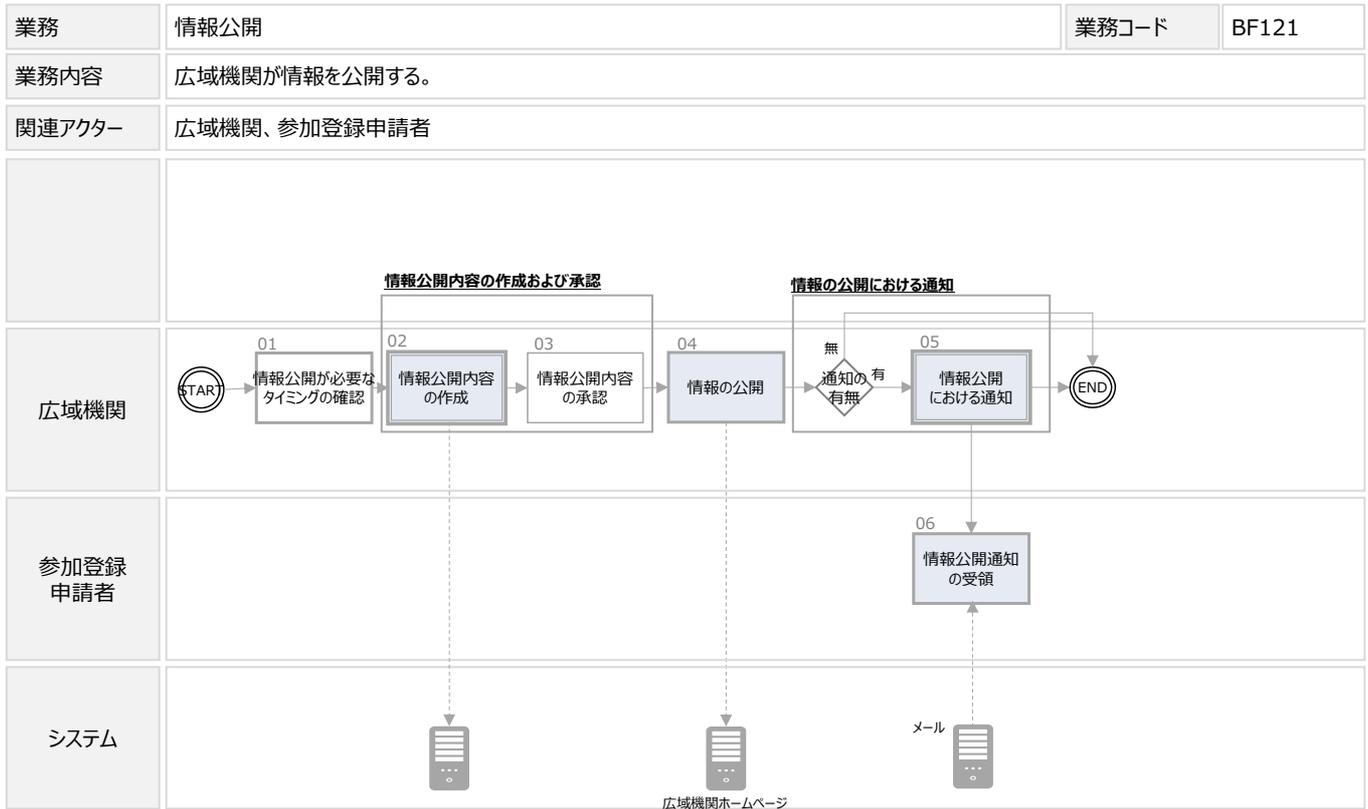


業務概要フロー
情報公開：情報公開

凡例 詳細の可視化



凡例 システム化対象 業務仕様書の対象



業務仕様書
情報公開：情報公開内容の作成、情報公開における通知

業務詳細プロセス	情報公開内容の作成、情報公開における通知
関連アクター	広域機関、参加登録申請者

詳細内容

応札上限値の登録期間の公表

以下の情報を予め定められた時期に公開する

【タイミング】

- ・ 「応札上限値の登録」のフローにおける「応札上限値の登録期間の公表」
- ※ 「メインオークションの実施」のフローにおける「メインオークション開催公表」と同じタイミングになる場合も考えられる

【公開内容】

- ・ 応札上限値の登録期間

【通知有無】

- ・ 有り

【通知対象者】

- ・ 参加登録申請者(事業者情報登録済)
- ※ 電源情報登録済の事業者が応札情報を登録することが可能であるが、電源情報の登録を促す意図もこめて、事業者情報登録済の対象者とする

業務詳細プロセス	情報公開内容の作成、情報公開における通知
関連アクター	広域機関、参加登録申請者(通知受領者)
詳細内容	
<p>メインオークション開催の情報公開 以下の情報を予め定められた時期に公開する</p> <p>【タイミング】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「メインオークションの実施」のフローにおける「メインオークション開催の公表」 <p>【公開内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札参加資格：入札に必要な事業者情報・電源情報の登録 入札説明会の実施：入札説明会の有無、実施日時 入札開催スケジュール(メインオークション)：メインオークションの具体的な開催日時(時間割) 応札上限値の登録内容および期間：応札上限値の登録内容(期待容量、調整係数)および期間 目標調達量と需要曲線：当該実需給年度における目標調達量および需要曲線(需要曲線の詳細は別途公開するため、公開日時のみ記載) 封印入札方法：封印入札の流れ、登録(上限価格を設定する場合、登録で記載)・変更・取消 落札事業者の決定：第1価格決定方式・シングルプライスオークション・約定処理 落札結果の通知：落札者結果の速報および最終結果の通知時期 契約書作成の要否：容量確保契約の雛型(経過措置対象となる電源には経過措置係数を乗算、契約締結期間があることも記載) 落札決定の取消し：不正入札が認められた場合の取消 対象実需給年度：本オークションが対象とする実需給年度期間 リクワイアメント：容量を提供する電源の区分に応じたリクワイアメント概要 アセスメント：容量を提供する電源の区分に応じた平常時・ひっ迫時のアセスメント概要 ペナルティ：容量を提供する電源の区分に応じたペナルティ概要 支払条件：実需給年度における支払条件 秘密保持および個人情報保護：事業者情報・電源情報・期待容量・入札に係る情報の秘密保持 特記事項：特記事項 <p>【通知有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> 有り <p>【通知対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加登録申請者(事業者情報登録済) 	

業務詳細プロセス	情報公開内容の作成、情報公開における通知
関連アクター	広域機関、参加登録申請者
詳細内容	
<p>メインオークションの落札結果の情報公開 以下の情報を予め定められた時期に公開する</p> <p>【タイミング】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「メインオークションの実施」のフローにおける「落札結果の公表」 <p>【公開内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標調達量(全国) 約定価格(全国・エリア) 約定総量(全国・エリア) 約定総額(全国・エリア) <p>【通知有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> 有り <p>【通知対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加登録申請者(事業者情報登録済) 	

業務詳細プロセス	情報公開内容の作成、情報公開における通知
関連アクター	広域機関、参加登録申請者
詳細内容	
<p>メインオークションの契約締結結果の情報公開 以下の情報を予め定められた時期に公開する</p> <p>【タイミング】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「メインオークションの実施」のフローにおける「契約締結結果の公表」 <p>【公開内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標調達量(全国) 約定価格(全国・エリア) 総容量確保契約量(全国・エリア) ※契約締結後の確定値 総容量確保契約金額(全国・エリア) ※契約締結後の確定値 落札した電源情報(発電所名および号機(またはリスト名)) ※符号化対象、所有者、落札容量) 落札した参加登録申請者 <p>【通知有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> 有り <p>【通知対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加登録申請者(事業者情報登録済) 	

業務詳細プロセス	情報公開内容の作成、情報公開における通知
関連アクター	広域機関、参加登録申請者
詳細内容	
<p>落札容量確定のための実効性テストのフローにおける電源等リストの情報公開 以下の情報を予め定められた時期に公開する</p> <p>【タイミング】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「落札容量確定のための実効性テスト」のフローにおける「電源等リストの公表」 <p>【公開内容】</p> <p>電源の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 実需給年度 所有者名 発電所名および号機 ※符号化対象 期待容量 <p>需要家の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 実需給年度 需要家名 ※符号化対象 期待容量 <p>【通知有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> 有り <p>【通知対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加登録申請者(事業者情報登録済) 	

業務詳細プロセス	情報公開内容の作成、情報公開における通知
関連アクター	広域機関、参加登録申請者
詳細内容	
<p>「追加オークション向け需要/供給曲線の策定」の開催可否の公開 以下の情報を予め定められた時期に公開する</p> <p>【タイミング】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「追加オークション向け需要/供給曲線の策定」のフローにおける「追加オークション開催可否の公表」 <p>※供給計画の取りまとめ後の追加オークション前</p> <p>【公開内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 追加オークション(買い入札または売り入札)の開催可否 目標調達量および需要/供給曲線 <p>【通知有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> 有り <p>【通知対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加登録申請者(事業者情報登録済) 	

業務詳細プロセス	情報公開内容の作成、情報公開における通知
関連アクター	広域機関、参加登録申請者
詳細内容	
<p>追加オークション開催(買い入札)の情報公開 以下の情報を予め定められた時期に公開する</p> <p>【タイミング】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「追加オークションの実施(買い入札)」のフローにおける「追加オークション開催の公表」 <p>【公開内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札参加資格：入札に必要な事業者情報・電源情報の登録 入札説明会の実施：入札説明会の有無、実施日時 入札開催スケジュール(追加オークション)：追加オークションの具体的な開催日時(時間割) 応札上限値の登録内容および期間：応札上限値の登録内容(期待容量、調整係数)および期間 封印入札方法：封印入札の流れ、登録(上限価格を設定する場合、登録で記載)・変更・取消 落札事業者の決定：第1価格決定方式・シングルプライスオークション・約定処理 落札結果の通知：落札者結果の速報および最終結果の通知時期 契約書作成の要否：容量確保契約の雛型(経過措置対象となる電源には経過措置係数を乗算、契約締結期間があることも記載) 落札決定の取消し：不正入札が認められた場合の取消 対象実需給年度：本オークションが対象とする実需給年度期間 リクワイアメント：容量を提供する電源の区分に応じたリクワイアメント概要 アセスメント：容量を提供する電源の区分に応じた平常時・ひっ迫時のアセスメント概要 ペナルティ：容量を提供する電源の区分に応じたペナルティ概要 支払条件：実需給年度における支払条件 秘密保持および個人情報の保護：事業者情報・電源情報・期待容量・入札に係る情報の秘密保持 特記事項：特記事項 <p>【通知有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> 有り <p>【通知対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加登録申請者(事業者情報登録済) 	

業務詳細プロセス	情報公開内容の作成、情報公開における通知
関連アクター	広域機関、参加登録申請者
詳細内容	
<p>追加オークション(買入札)の落札結果の情報公開 以下の情報を予め定められた時期に公開する</p> <p>【タイミング】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「追加オークションの実施(買入札)」のフローにおける「落札結果の公表」 <p>【公開内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標調達量(全国) 約定価格(全国・エリア) 約定総量(全国・エリア) 約定総額(全国・エリア) <p>【通知有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> 有り <p>【通知対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加登録申請者(事業者情報登録済) 	

業務詳細プロセス	情報公開内容の作成、情報公開における通知
関連アクター	広域機関、参加登録申請者
詳細内容	
<p>追加オークション(買入札)の契約締結結果の情報公開 以下の情報を予め定められた時期に公開する</p> <p>【タイミング】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「追加オークションの実施(買入札)」のフローにおける「契約締結結果の公表」 <p>※容量確保契約締結または変更後</p> <p>【公開内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 目標調達量(全国) 約定価格(全国・エリア) 総容量確保契約量(全国・エリア) ※契約締結後の確定値 総容量確保契約金額(全国・エリア) ※契約締結後の確定値 落札した電源情報(発電所名および号機(またはリスト名)) ※符号化対象、所有者、落札容量 落札した参加登録申請者 <p>【通知有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> 有り <p>【通知対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加登録申請者(事業者情報登録済) 	

業務詳細プロセス	情報公開内容の作成、情報公開における通知
関連アクター	広域機関、参加登録申請者
詳細内容	
追加オークション開催(売り入札)の情報公開 以下の情報を予め定められた時期に公開する	
【タイミング】	
・「追加オークションの実施(売り入札)」のフローにおける「追加オークション開催の公表」	
【公開内容】	
・入札参加資格：容量確保契約を締結済みである事業者が対象となる旨記載	
・入札説明会の実施：入札説明会の有無、実施日時	
・入札開催スケジュール(追加オークション)：追加オークションの具体的な開催日時(時間割)	
・応札上限値の登録内容および期間：応札上限値はメインオークションの容量確保契約量が上限となり登録不要な旨通知	
・封印入札方法：封印入札の流れ、登録・変更・取消	
・落札事業者の決定：第1価格決定方式・シングルプライスオークション・約定処理	
・落札結果の通知：落札者結果の速報および最終結果の通知時期	
・契約書作成の要否：容量確保契約(変更契約書)の雛型(契約締結期間があることも記載)	
・落札決定の取消し：不正入札が認められた場合の取消	
・対象実需給年度：本オークションが対象とする実需給年度期間	
・支払条件：実需給年度における支払条件	
・秘密保持および個人情報保護：事業者情報・電源情報・期待容量・入札に係る情報の秘密保持	
・特記事項：特記事項	
【通知有無】	
・ 有り	
【通知対象者】	
・ 参加登録申請者(事業者情報登録済)	

業務詳細プロセス	情報公開内容の作成、情報公開における通知
関連アクター	広域機関、参加登録申請者
詳細内容	
追加オークション(売り入札)の落札結果の情報公開 以下の情報を予め定められた時期に公開する	
【タイミング】	
・「追加オークションの実施(売り入札)」のフローにおける「落札結果の公表」	
【公開内容】	
・ 目標調達量(全国)	
・ 約定価格(全国・エリア)	
・ 約定総量(全国・エリア)	
・ 約定総額(全国・エリア)	
【通知有無】	
・ 有り	
【通知対象者】	
・ 参加登録申請者(事業者情報登録済)	

業務詳細プロセス	情報公開内容の作成、情報公開における通知
関連アクター	広域機関、参加登録申請者
詳細内容	
追加オークション(売り入札)の契約締結結果の情報公開 以下の情報を予め定められた時期に公開する	
【タイミング】	
・ 「追加オークションの実施(売り入札)」のフローにおける「契約締結結果の公表」 ※容量確保契約締結または変更後	
【公開内容】	
・ 目標調達量(全国) ・ 約定価格(全国・エリア) ・ 総容量確保契約量(全国・エリア) ※契約締結後の確定値 ・ 総容量確保契約金額(全国・エリア) ※契約締結後の確定値 ・ 落札した電源情報(発電所名および号機(またはリスト名)) ※符号化対象、所有者、落札容量) ・ 落札した参加登録申請者	
【通知有無】	
・ 有り	
【通知対象者】	
・ 参加登録申請者(事業者情報登録済)	

業務詳細プロセス	情報公開内容の作成、情報公開における通知
関連アクター	広域機関、参加登録申請者
詳細内容	
電源差替結果の情報公開 以下の情報を予め定められた時期に公開する	
【タイミング】	
・ 「契約締結後の対応(電源差替対応)」のフローにおける「電源差替結果の公表」	
【公開内容】	
・ 電源差替する実需給年度 ・ 差替先電源の情報(発電所名および号機(またはリスト名)) ※符号化対象、所有者、差替容量) ※差替元電源の情報を公開しない	
【通知有無】	
・ 無し	

業務詳細プロセス	情報公開内容の作成、情報公開における通知
関連アクター	広域機関、参加登録申請者
詳細内容	
実需給前のペナルティ対応(市場退出時のペナルティ)の入金が確認できない事業者名の情報公開 以下の情報を予め定められた時期に公開する	
【タイミング】	
・「実需給前のペナルティ対応(市場退出者)」のフローにおける「事業者名の公表」	
【公開内容】	
・ 参加登録申請者名	
【通知有無】	
・ 無し	
※随時更新されるため、通知はしないこととする	

業務詳細プロセス	情報公開内容の作成、情報公開における通知
関連アクター	広域機関、参加登録申請者
詳細内容	
実需給前のペナルティ対応(市場退出時のペナルティ)の落札事業者名の情報公開 以下の情報を予め定められた時期に公開する	
【タイミング】	
・「実需給前のペナルティ対応(市場退出時のペナルティ)」のフローにおける「落札事業者の公表」	
【公開内容】	
・ 参加登録申請者名	
・ 退出した電源情報(発電所名および号機(またはリスト名))※符号化対象、所有者、退出容量	
【通知有無】	
・ 無し	
※随時更新されるため、通知はしないこととする	

業務詳細プロセス	情報公開内容の作成、情報公開における通知
関連アクター	広域機関、参加登録申請者
詳細内容	
<p>実需給前のペナルティ対応(実効性テスト後)の入金が確認できない事業者名の情報公開 以下の情報を予め定められた時期に公開する</p> <p>【タイミング】</p> <ul style="list-style-type: none">「実需給前のペナルティ対応(実効性テスト後)」のフローにおける「事業者名の公表」 <p>【公開内容】</p> <ul style="list-style-type: none">参加登録申請者名 <p>【通知有無】</p> <ul style="list-style-type: none">無し <p>※随時更新されるため、通知はしないこととする</p>	

業務詳細プロセス	情報公開内容の作成、情報公開における通知
関連アクター	広域機関、参加登録申請者
詳細内容	
<p>悪質な行為が認められた参加登録申請者および電源の情報公開 以下の情報を予め定められた時期に公開する</p> <p>【タイミング】</p> <ul style="list-style-type: none">随時 <p>【公開内容】</p> <ul style="list-style-type: none">悪質な行為をとった参加登録申請者悪質と判断した理由 <p>【通知有無】</p> <ul style="list-style-type: none">無し <p>※随時更新されるため、通知はしないこととする</p>	

業務詳細プロセス	情報公開内容の作成、情報公開における通知
関連アクター	広域機関、参加登録申請者
詳細内容	
容量市場に係るルールまたはマニュアル等変更に伴う情報公開 以下の情報を随時時期に公開する	
【タイミング】	
・ 随時	
【公開内容】	
・ 改定ルール・マニュアル等の詳細内容	
・ 改定ルール・マニュアル等の適用開始時期	
【通知有無】	
・ 有り	
【通知対象者】	
・ 参加登録申請者(事業者情報登録済)	

業務詳細プロセス	情報公開内容の作成、情報公開における通知
関連アクター	広域機関、参加登録申請者
詳細内容	
電源等リストの審査のフローにおける電源等リストの情報公開 以下の情報を予め定められた時期に公開する	
【タイミング】	
・ 随時(実需給中)	
【公開内容】	
電源の場合	
・ 実需給年度および月日	
・ 所有者名	
・ 発電所名および号機 ※符号化対象	
・ 期待容量	
需要家の場合	
・ 実需給年度および月日	
・ 需要家名 ※符号化対象	
・ 期待容量	
【通知有無】	
・ 有り	
【通知対象者】	
・ 参加登録申請者(事業者情報登録済)	

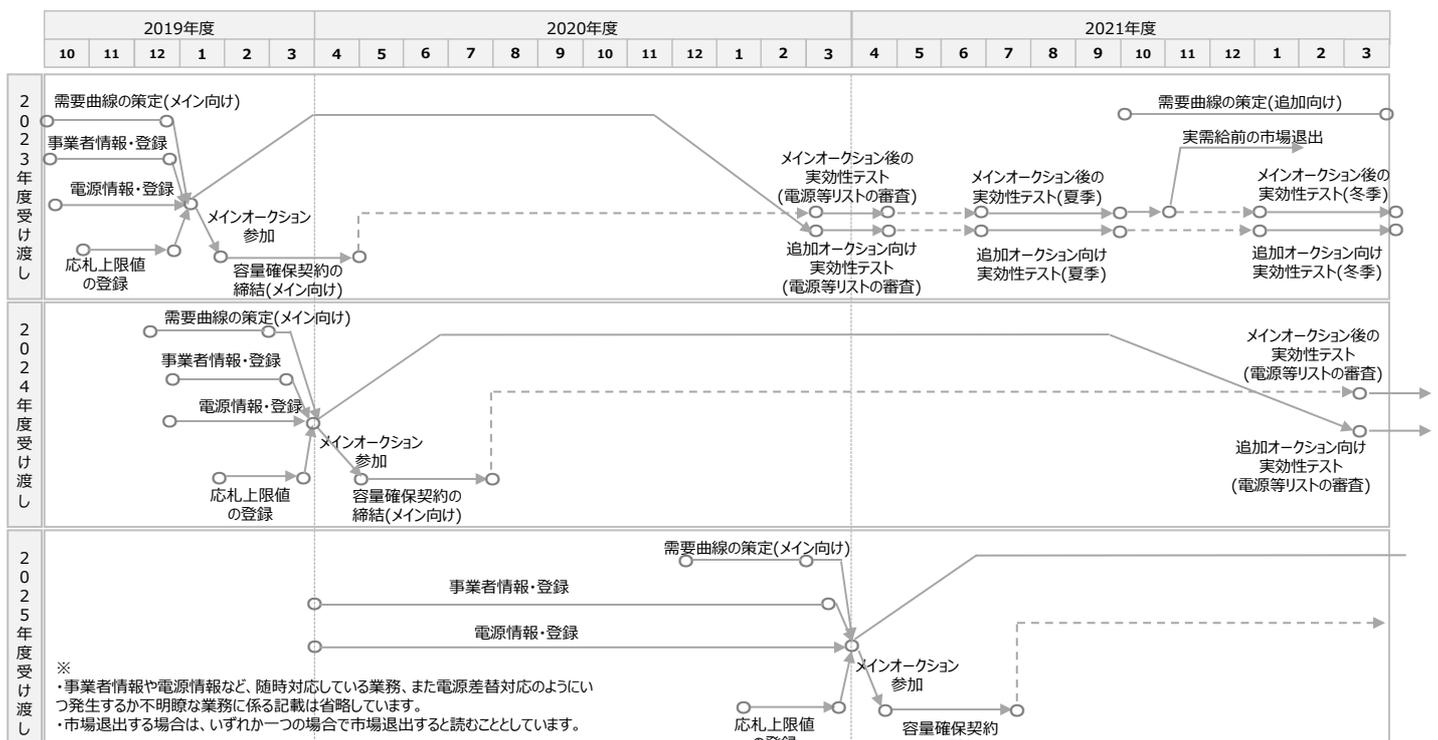
業務詳細プロセス	情報公開内容の作成、情報公開における通知
関連アクター	広域機関、参加登録申請者
詳細内容	
<p>年度毎の容量市場に係るアニュアルレポートの情報公開 以下の情報を予め定められた時期に公開する</p> <p>【タイミング】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 毎年度末まで <p>【公開内容(案)】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 容量市場の統計データ、過去との比較 • メインオークション、追加オークションにおける入札結果(入札総容量) • メインオークション、追加オークションにおける落札結果(エリアごとの約定容量・約定価格) • 参加登録申請者の行動(差替容量、市場退出者の容量) • 今後の容量市場のオペレーションに関する改善点 • まとめ <p>【通知有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 有り <p>【通知対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 参加登録申請者(事業者情報登録済) 	

業務詳細設計補足資料

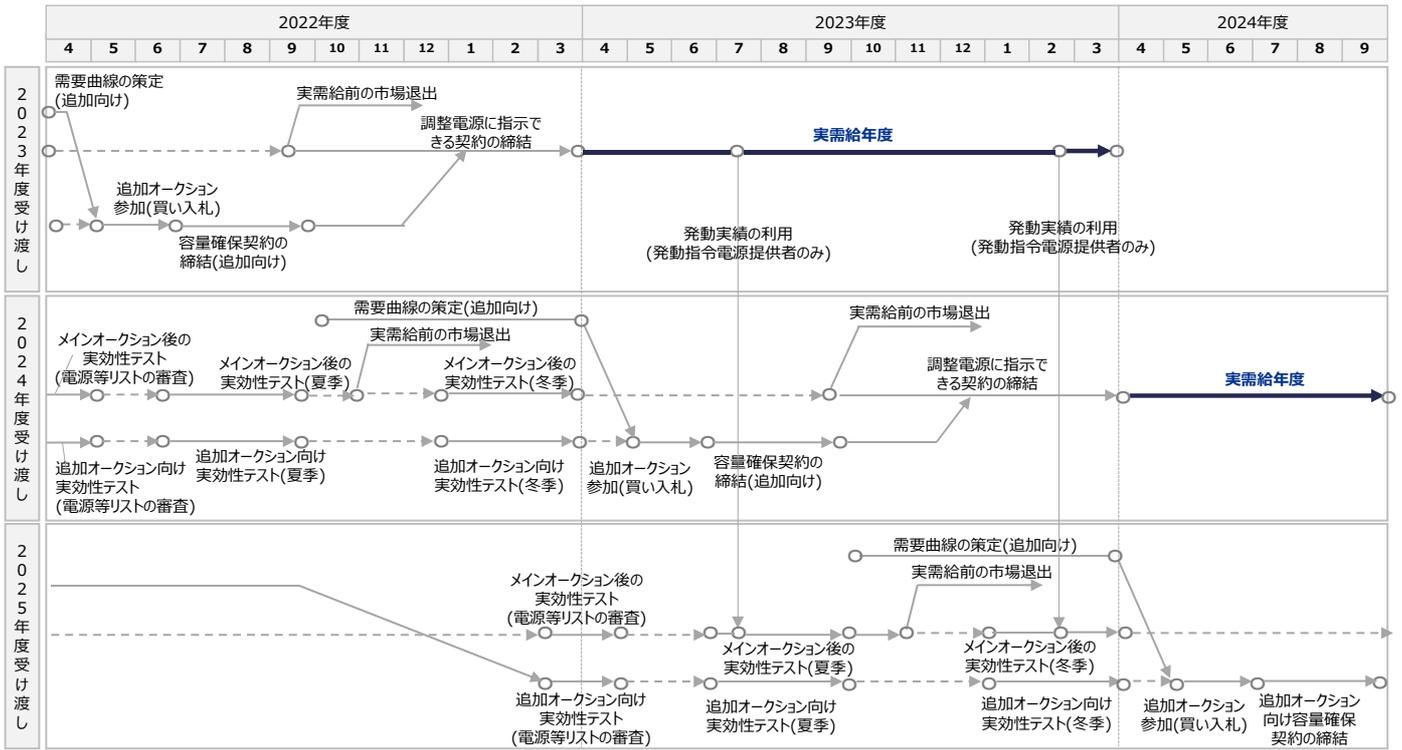
- 業務詳細設計補足資料1 電源の状態遷移図
- 業務詳細設計補足資料2 複数実需給年度に対応する電源の構成管理
- 業務詳細設計補足資料3 実効性テストに係る電源等リストの登録・変更・削除の期間と審査タイミング

- 業務詳細設計補足資料1 電源の状態遷移図
- 業務詳細設計補足資料2 複数実需給年度に対応する電源の構成管理
- 業務詳細設計補足資料3 実効性テストに係る電源等リストの登録・変更・削除の期間と審査タイミング

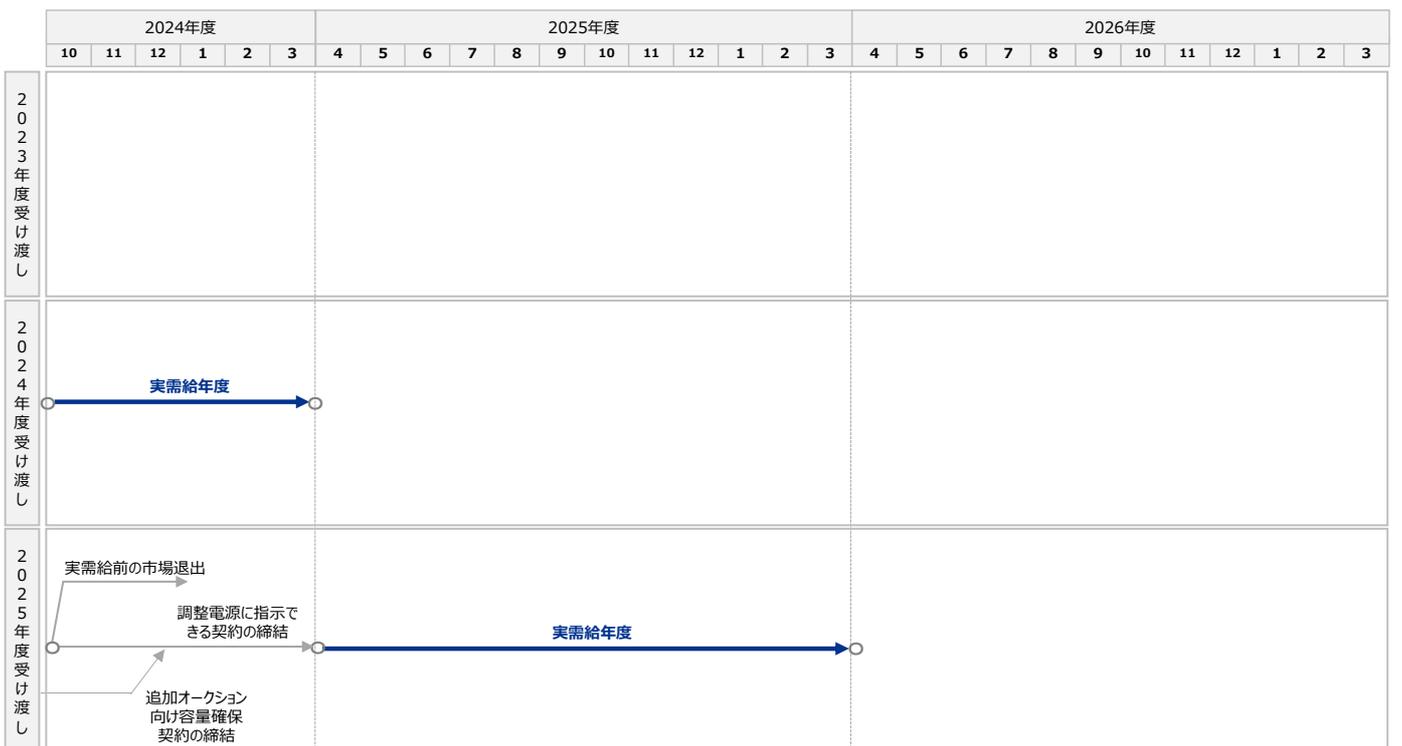
- 業務詳細設計の補足資料 業務全体スケジュール案(買入札) (1/3)
- 複数実需給年度に対応する電源の構成管理が重要となります。



■ 業務詳細設計の補足資料 業務全体スケジュール案(買入札) (2/3)



■ 業務詳細設計の補足資料 業務全体スケジュール案(買入札) (3/3)



- 業務詳細設計補足資料1 電源の状態遷移図
- 業務詳細設計補足資料2 複数実需給年度に対応する電源の構成管理
- 業務詳細設計補足資料3 実効性テストに係る電源等リストの登録・変更・削除の期間と審査タイミング

業務詳細設計の補足資料

実効性テストに係る電源等リストの登録・変更・削除の期間と審査タイミング

- 実効性テスト実施前および実需給開始前の電源等リスト審査時は、全電源等リストを同時に審査するため、重複時には対象の事業者に重複している旨をお伝えし、解消されるまでは当該需要家(または電源)の登録を原則認めません。
- 一方、実需給中の電源等リストの審査は、実効性テスト実施前および実需給開始前とは異なり、随時受付・審査となるため、重複した事業者を同時に審査するものではありません。
- そのため、既に契約済みの事業者を優先するものとし、需要家(または電源)が契約変更している事実を確認できるまで、変更手続きが完了しません。
- なお、重複があった場合は、対象となる事業者に重複している旨のみを伝えて解消を求めることとし、個別事業者名等の情報は原則お伝えしません。



- 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会
http://www.meti.go.jp/committee/gizi_8/21.html#seido_kento
- 容量市場の在り方等に関する検討会
<https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/index.html>
- 容量市場の在り方等に関する勉強会
<http://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/index.html>

1. 主要業務一覧

NO	主業務	業務	業務概要プロセス	業務処理名	業務処理件	単位
1	参加登録	事業者情報の登録	事業者情報の登録申込の受理	事業者情報の登録申込者数	1,600	件
2		ユーザ情報の登録	—	ユーザ情報の登録数	16,000	件
3		電源情報の登録	電源情報の登録申込の受理	電源情報の登録申込数	4,700	件
4		応札上限値の登録	応札上限値の登録申込の受理	応札上限値の登録申込数	4,700	件
5	メインオークション	メインオークションの実施	応札受理	メインオークション応札電源数	4,700	件
6	メインオークションの容量確保契約	容量確保契約の締結	容量確保契約書の作成	メインオークションで落札した参加登録申請者数	1,300	件
7	メインオークション後の実効性テスト	電源等リストの審査	電源等リストの受理	提出された電源等リスト数	400	件
8			電源等リストの審査	提出された電源等リスト内の電源数	2,900	件
9			電源等リストの審査	提出された電源等リスト内の需要家数	5,200	件
10		落札容量確定のための実効性テスト	実効性テスト実施確定時期の受理	提出された電源等リスト数	400	件
11	追加オークション向け実効性テスト	電源等リストの審査	電源等リストの受理	提出された電源等リスト数	300	件
12			電源等リストの審査	提出された電源等リスト内の電源数	1,600	件
13			電源等リストの審査	提出された電源等リスト内の需要家数	2,800	件
14		期待容量確定のための実効性テスト	実効性テスト実施確定日時の受理	提出された電源等リスト数	300	件
15	追加オークション(買い入札)	追加オークション(買い入札)	応札受理	追加オークション(買い入札)応札電源数	4,000	件
16	追加オークション(売り入札)	追加オークション(売り入札)	応札受理	追加オークション(売り入札)応札電源数	1,200	件
17	追加オークションの容量確保契約	容量確保契約の締結	容量確保契約書の作成	追加オークションで落札した参加登録申請者数	20	件
18	契約締結後の対応	調整電源に指示できる契約の確認	調整電源に指示できる契約締結済の確認	調整電源有と登録した電源数	700	件
19		電源差替対応	差替先の審査	差替掲示板へ掲載依頼した差替先電源数	800	件
20		実需給前のペナルティ対応	退出表明の受領	市場退出する電源数	200	件
21			金銭ペナルティ額の算出	実効性テスト後のペナルティ対象となる電源等リスト数	150	件

2. ユーザ・アクセス数等

NO	大項目	小項目	内容	数値	単位
1	ユーザ登録数 (※)	事業者用	事業者が利用するユーザ登録数	16,000	ID
2		広域機関用	広域機関が利用するユーザ登録数	50	ID
3	月間ログイン数	通常	通常時の月間ログイン数	31,040	件
4		ピーク	ピーク時の月間ログイン数	77,350	件
5	年間ログイン数	最大	年間最大ログイン数 初年度：600,000件、2年目：470,000件、3年目以降： 560,000件	600,000	件
6	同時ログイン数	—	—	1,023	件
7	同時アクセス数	応札上限値の登録	—	10	件/
8		オークション	—	10	件/

(※) ユーザ登録数については、設計開発時及び運用保守時に必要となる受託者のユーザ登録数を含んでいないことから、必要数を見込むこと。

No	関連業務	機能分類	機能名	処理（共通要件以外の機能を記載）	処理方式	システム利用者区分		特記事項
						事業者	広域機関	
1	事業者情報登録・変更・削除	事業者情報管理機能	事業者情報照会	・広域機関及び事業者が事業者情報を抽出できること。	オンライン	○	○	
2			事業者情報登録申込	・広域機関及び事業者が事業者情報の登録申込ができること。（添付ファイル含む） ・事業者情報の登録申込にあたっては、利用申請書（Excelベース）記載事項をアップロードすることでも登録申込ができること。 ・登録申込の際に、本システムの利用規約の承諾を必要とすること。（画面上でシステム利用規約を表示させ、承諾をした場合のみ登録申込を可能とすること。） ・事業者情報の登録申込を受付けた場合、あらかじめ登録している広域機関の担当者にメール通知できること。	オンライン	○	○	・本機能はシステムにログインすることなく利用できること。 ※本機能にて受付し、後続の審査完了後、ユーザIDを発行することを想定しているため。 ・原則は事業者がアップロードして登録申込を実施することを想定 ・事業者情報の項目詳細は、業務詳細設計書の業務仕様書「参加登録：事業者情報の登録の(再)申込」及び主な情報・データ一覧を参照のこと。
3			事業者情報変更申込	・広域機関及び事業者が事業者情報の変更申込ができること。 ・広域機関の審査中は情報の変更ができないこと。 ・審査不要項目の変更申込の場合は変更内容を即時に反映できること。 ・事業者情報の変更申込を受付けた場合、あらかじめ登録している広域機関の担当者にメール通知できること。	オンライン	○	○	
4			事業者情報取消申込	・広域機関及び事業者が登録済みの事業者情報の取消申込ができること。 ・取消対象の事業者との間に、容量確保契約の締結済の電源がないことを確認し、対象の電源がある場合には取消申込できないこと。 ・取消対象の事業者に課せられた経済的ペナルティの有無を確認し、清算が完了していない場合には取消申込できないこと。 ・事業者情報の変更申込を受付けた場合、あらかじめ登録している広域機関の担当者にメール通知できること。	オンライン	○	○	
5			メール通知要否選択	・事業者が電源情報登録、応札上限値情報登録等の審査結果が出た場合にメールによる通知を希望するか否かを選択できること。	オンライン	○		
6	事業者情報審査	事業者情報審査管理機能	審査申込状況一覧照会	・広域機関及び事業者が各事業者の事業者情報登録の申込中、審査中、合格、不合格等の審査状況を一覧で確認できること。 ・広域機関が利用申請書の申込内容を取込、広域機関及び事業者が申込内容を照会できること。	オンライン	○	○	
7			審査結果登録	・広域機関が申込中の事業者情報について、審査結果を登録できること。 ・審査結果反映前まで登録内容の変更ができること。 ・一覧から審査結果を一括で登録できること。	オンライン		○	
8			審査結果情報反映	・「審査結果登録」にて登録した審査結果情報について反映すること。 ・審査結果情報の反映については、原則、バッチ処理での反映とするが、広域機関が手動で即時に反映することも可能とすること。 ・審査結果が合格である場合には申込中の事業者情報を正式な登録とすること。 ・審査結果情報が反映した際に、自動で事業者ユーザにメール通知できること。 ・審査結果情報の反映日を指定できること。	バッチ・オンライン		○	
9	ユーザ登録	ユーザ情報管理機能	ユーザ情報照会	・広域機関及び事業者がユーザ情報を抽出できること。	オンライン	○	○	
10			ユーザ情報登録	・事業者が利用する管理ユーザ（2ユーザ）及び初期パスワードを自動的に作成し、事業者情報登録の審査結果反映時に、併せてメール通知できること。 ・事業者は管理者ユーザを除きユーザ情報の登録ができること。 ・一括登録が可能であること。	オンライン	○	○	・広域機関は事業者に対し、管理者ユーザ(2ユーザ)を発行し、事業者は管理者ユーザを利用して一般ユーザ（上限10ユーザを想定）を作成する
11			ユーザ情報変更	・広域機関及び事業者がユーザ情報を変更できること。 ・変更した場合に登録済みのメールアドレスに対し通知できること。	オンライン	○	○	
12			ユーザ情報削除	・広域機関及び事業者が登録済みのユーザIDを削除できること。 ・複数の削除を一括して実行できること。	オンライン	○	○	
13			ユーザロック	・一定回数以上誤ったパスワードでログインを試行した場合にユーザをロック（使用不可）にできること。	オンライン	○	○	
14			ユーザロック解除	・ロックを解除できること。	オンライン	○	○	
15			有効/無効切替	・ユーザの有効/無効を切り替えることができること。	オンライン	○	○	
16			パスワード再発行	・パスワードの再発行ができること。（事業者の管理ユーザが同事業者内の一般ユーザへの再発行できること、及び広域機関が事業者の管理ユーザのパスワードの再発行ができること。）	オンライン	○	○	
17			ユーザ登録数上限設定	・広域機関が事業者の一般ユーザ数を設定できること。	オンライン		○	・本機能を利用して、上限の10ユーザを設定する想定
18	利用権限設定	・広域機関がユーザの利用権限を設定できること。 ・事業者の管理者は自社の一般ユーザを作成できる権限を有すること。	オンライン		○	・利用権限の設定内容については、設計工程にて確定するが、事業者の一般ユーザにおいても、応札情報にアクセス可能なユーザを限定する等を想定している。		
19			電源情報照会	・広域機関及び事業者が電源情報を抽出できること。 ・広域機関及び事業者が電源の状態を確認できること。 ・広域機関が、抽出した電源を登録した事業者に対し、メール通知できること。	オンライン	○	○	・電源の状態について、業務詳細設計書の補足資料を参照のこと。

No	関連業務	機能分類	機能名	処理（共通要件以外の機能を記載）	処理方式	システム利用者区分		特記事項
						事業者	広域機関	
20	電源情報登録・変更・削除	電源情報管理機能	電源情報登録申込	<ul style="list-style-type: none"> ・広域機関及び事業者が電源情報の登録申込できること。（添付ファイル含む） ・事業者情報の登録がない場合には登録申込できないこと。 ・広域機関及び事業者が複数の電源情報を一括で登録申込できること。 ・電源情報の登録申込を受付けた場合、あらかじめ登録している広域機関の担当者にメール通知できること。 ・過去の登録情報（申込情報含む）をコピーして新たな電源情報として登録することができること。 	オンライン	○	○	・電源情報の項目詳細は、業務詳細設計書の業務仕様書「電源情報の登録・変更・取消：電源情報の登録の（再）申込」及び主な情報・データ一覧を参照のこと。
21			電源情報変更申込	<ul style="list-style-type: none"> ・広域機関及び事業者が、申込中又は登録済みの電源情報について、必要な事項を変更申込できること。 ・一括で変更申込できること。 ・審査中の電源情報は変更できないこと。 ・電源情報の変更申込を受付けた場合、あらかじめ登録している広域機関の担当者にメール通知できること。 ・審査不要項目の変更申込の場合は変更内容を即時に反映できること。 	オンライン	○	○	
22			電源情報取消申込	<ul style="list-style-type: none"> ・広域機関及び事業者が、申込中又は登録済みの電源情報について、取消申込できること。 ・審査中の電源情報は取消できないこと。 ・オークション実施中の対象電源に対する取消はできないこと。 ・容量確保契約の締結済み電源がないことを確認し、対象の電源がある場合には、電源差替を実施済み、市場退出または供給義務に対するペナルティの清算が完了していることを確認し、確認できない場合、取消は不可とすること。 	オンライン	○	○	
23			電源情報履歴管理	<ul style="list-style-type: none"> ・電源情報の履歴を保存できること。 	バッチ・オンライン	○	○	
24	電源情報審査	電源情報審査管理機能	審査申込状況一覧照会	<ul style="list-style-type: none"> ・広域機関及び事業者が電源情報登録申込、電源変更申込の申込中、審査中、合格、不合格等の状況を一覧で確認できること。 	オンライン	○	○	
25			審査受付開始	<ul style="list-style-type: none"> ・広域機関が事業者からの電源情報登録申込、電源変更申込に対して受付開始ができること。 ・受付開始後、審査中に状態を変更する。 ・審査中は他の広域機関職員及び事業者は操作できないこと。 	オンライン		○	
26			審査結果登録	<ul style="list-style-type: none"> ・広域機関が申込中の電源情報について、審査結果（合格、条件付合格、不合格、無効）を登録できること。 ・審査結果反映前まで登録内容の変更ができること。 ・一覧から審査結果を一括で登録できること。 	オンライン		○	
27			審査結果情報反映	<ul style="list-style-type: none"> ・「審査結果情報登録」にて登録した審査結果について反映すること。 ・審査結果が合格である場合には申込中の電源情報を正式な登録とし、電源等登録証明書を発行すること。（取消申込に対する審査結果反映においては、電源等登録証明書の発行は電源等登録証明書の失効として発行すること。） ・審査結果情報の反映については、原則、バッチ処理での反映とするが、広域機関が手動で即時に反映することも可能とすること。 ・審査結果情報反映した場合、事業者ユーザにメール通知できること。 ・審査結果情報反映日を指定できること。 	バッチ・オンライン		○	
28	応札上限値情報登録	応札上限値情報管理機能	応札上限値情報照会	<ul style="list-style-type: none"> ・広域機関及び事業者が応札上限値情報を抽出できること。 	オンライン	○	○	
29			応札上限値情報登録申込	<ul style="list-style-type: none"> ・広域機関及び事業者が電源情報管理にて登録済みの電源に対し応札上限値情報を登録できること。 ・応札上限値情報はオークション毎（追加オークションも区分する）に必要な項目を入力し申込できること。（添付ファイル含む） ・広域機関及び事業者が複数の応札上限値情報を一括で登録申込できること。 ・事業者が応札上限値情報受付期間のみ応札上限値情報の登録申込ができること。 ・広域機関による審査結果登録までの間の応札上限値情報、及び広域機関の審査の結果、不合格となったものについて、再登録申込ができること。 ・応札上限値情報の登録申込があった場合、あらかじめ登録している広域機関の担当者にメール通知できること。 ・過去の登録情報（申込情報含む）をコピーして新たな応札上限値情報として登録申込できること。 ・応札上限値情報の登録回数を管理し、応札上限値の登録は1回に制限できること。 ・追加オークション用の応札上限値を算出し、初期値として設定できること。 	オンライン	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・応札上限値情報の申込をし、審査の結果、不合格となった応札上限値情報の再申込については、応札上限値受付期間を超えて可能とする。 ・応札上限値情報の項目詳細は、業務詳細設計書の業務仕様書「応札上限値の登録：応札上限値の登録の申込」及び主な情報・データ一覧を参照のこと。 ・追加オークション用の応札上限値の算出については、業務詳細設計書の業務仕様書「追加オークションの実施（買入札）：追加オークション参加資格証明書の発行」及び「追加オークションの実施（売り入札）：追加オークション参加資格証明書の発行」を参照のこと。
30			応札上限値情報変更申込	<ul style="list-style-type: none"> ・広域機関及び事業者が申込中又は登録済みの応札上限値情報について、必要な事項を変更できること。 ・広域機関及び事業者が複数の応札上限値情報を一括で変更申込できること。 ・事業者が応札上限値情報受付期間のみ応札上限値情報の変更申込ができること。 ・広域機関による審査結果登録までの間の応札上限値情報、及び広域機関の審査の結果、不合格となったものについて、再変更申込ができること。 ・応札上限値情報の変更申込があった場合、あらかじめ登録している広域機関の担当者にメール通知できること。 	オンライン	○	○	
31			応札上限値情報削除申込	<ul style="list-style-type: none"> ・申込中又は登録済みの応札上限値情報について、削除申込できること。 ・応札上限値受付期間のみ応札上限値情報を削除できること。 	オンライン	○	○	
32	応札上限値情報審査	応札上限値情報審査管理機能	審査申込状況一覧照会	<ul style="list-style-type: none"> ・広域機関及び事業者が、応札上限値情報の申込中、審査中、合格、不合格等の状況を一覧で確認できること。 ・広域機関及び事業者が申込内容を照会できること。 	オンライン	○	○	
33			審査結果登録	<ul style="list-style-type: none"> ・広域機関が申込中の応札上限値情報について、審査結果を登録できること。 ・審査結果反映前まで登録内容の変更ができること。 ・一覧から審査結果を一括で登録できること。 	オンライン		○	

電力広域的運営推進機関

No	関連業務	機能分類	機能名	処理（共通要件以外の機能を記載）	処理方式	システム利用者区分		特記事項
						事業者	広域機関	
34		能	審査結果情報反映	<ul style="list-style-type: none"> 「審査結果情報登録」にて登録した審査結果について反映すること。 審査結果が合格である場合には申込中の応札上限値情報を登録とすること。 審査結果情報の反映については、原則、バッチ処理での反映とするが、広域機関が手動で即時に反映することも可能とすること。 審査結果情報反映した場合、事業者ユーザにメール通知できること。 審査結果情報反映日を指定できること。 	バッチ・オンライン		○	
35	メインオークション・追加オークション（買い入札/売り入札）の実施	応札管理機能	オークション参加資格証明書発行	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関が、特定のタイミングでオークション毎にオークション参加資格証明書（電源単位）を発行できること。（発行した旨のメール通知含む） オークション参加資格証明書の発行対象者は、原則、対象オークション毎に発行時点で応札上限値が登録されている全ての電源に対し作成することができること。 参入ペナルティの対象者には発行しない、特定の電源のみ参加証明書を発行する等の制御ができること。 	バッチ・オンライン		○	<ul style="list-style-type: none"> メインオークションの参加資格証明書の発行については、業務詳細の業務仕様書「メインオークションの実施：メインオークション参加資格証明書の発行」を参照のこと。 追加オークション（買い入札）の参加資格証明書の発行については、業務詳細の業務仕様書「追加オークション（買い入札）：追加オークション参加資格証明書の発行」を参照のこと。 追加オークション（売り入札）の参加資格証明書の発行については、業務詳細の業務仕様書「追加オークション（売り入札）：追加オークション参加資格証明書の発行」を参照のこと。
36			オークション参加資格証明書失効	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関が、オークション毎に発行したオークション参加資格証明書に対し、失効させることができること。 	オンライン		○	
37			応札状況管理	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が応札対象となっているオークションを照会できること。 オークション毎に応札状況（応札受付中・開札中・開札・落札）を任意に確認できること。 応札受付開始、応札受付終了時にメール通知できること。 	バッチ・オンライン	○	○	
38			応札情報照会	<ul style="list-style-type: none"> 事業者管理者ユーザ及び事業者一般ユーザは、自社の応札情報を照会できること。 広域機関管理者ユーザは、全ての応札情報を照会できること。 広域機関一般ユーザは、応札情報のうち、応札した事業者、応札した電源情報、応札日時のみ照会可能とし、kW容量、kW価格は照会できないこと。（kW容量、kW価格をマスクする対応でも可） 応札情報のうち、少なくともkW容量・kW価格について暗号化して保存できること。 	オンライン	○	○	
39			応札情報登録	<ul style="list-style-type: none"> 事業者がオークション参加資格証明書が発行されている電源から応札できること。 選択した電源に対し、kW容量、kW価格を入力のうえ、応札できること。 応札上限値を超えたkW容量を応札できないこと。 入札上限価格を超えたkW価格を応札できないこと。 複数電源を一括して応札できること。 応札受付時刻についてミリ秒単位で付与すること。 応札を受け付けた旨、対象のユーザにメール通知できること。 	オンライン	○		
40			応札情報変更	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が登録済みの応札情報から変更する応札情報を選択できること。 選択した電源に対し、kW容量、kW価格を変更のうえ、応札できること。 応札上限値を超えたkW容量を応札できないこと。 入札上限価格を超えたkW価格を応札できないこと。 複数電源を一括して変更できること。 応札受付時刻についてミリ秒単位で付与すること。 応札を受け付けた旨、対象のユーザにメール通知できること。 	オンライン	○		
41			応札情報削除	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が応札受付中に限り自社の応札情報を削除できること。 複数応札情報を一括して削除できること。 削除した旨、対象のユーザにメール通知できること。 	オンライン	○		
42			応札情報出力	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関が応札情報を復号化のうえCSV形式でファイル出力できること。 出力順はkW価格の安い順、受付順で出力できること。 	バッチ・オンライン		○	<ul style="list-style-type: none"> 出力項目については設計工程にて確定するが、事業者名等、事業者を特定する情報については出力対象外とすることを想定している。
43			応札情報履歴照会	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関及び事業者が応札情報履歴を照会できること。 	オンライン	○	○	
44			オークション結果取込	<ul style="list-style-type: none"> オークション結果（落札できなかった情報も含む）をCSV形式で取込できること。 オークション結果を取り込み、応札情報との整合が取れているかどうかを確認できること。 オークション結果を対象のユーザにメール通知できること。 	バッチ・オンライン		○	<ul style="list-style-type: none"> 取込項目については設計工程にて確定する。
45			オークション結果照会	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関及び事業者がオークション結果を照会できること。 	オンライン	○	○	
46			オークション結果管理	<ul style="list-style-type: none"> オークション結果と応札上限値情報を紐づけて管理できること。（電源の履歴として、参加したオークション、その結果について併せて管理できること。） 	オンライン		○	
47			落札結果作成	<ul style="list-style-type: none"> 広域機関が、任意のタイミングで落札結果を作成することができること。 	オンライン		○	<ul style="list-style-type: none"> 落札結果の内容については、業務詳細の業務仕様書「情報公開：情報公開内容の作成、情報公開における通知」及び別紙6.「主な帳票・ファイル一覧」を参照のこと。

No	関連業務	機能分類	機能名	処理（共通要件以外の機能を記載）	処理方式	システム利用者区分		特記事項		
						事業者	広域機関			
48			契約締結結果作成	・広域機関が、任意のタイミングで契約締結結果を作成することができること。	オンライン		○	・契約締結結果の内容については、業務詳細の業務仕様書「情報公開：情報公開内容の作成、情報公開における通知」及び別紙6.「主な帳票・ファイル一覧」を参照のこと。		
49	メインオークションの容量確保契約・追加オークション	容量確保契約の締結	容量確保契約管理機能	契約書作成	・契約条件を記載した契約書フォーム（ひな形）に、落札結果を自動で取込及び経過措置を考慮した支払額を計算したうえで、契約書を作成（PDFフォーマット等）できること。 ・容量確保契約の作成完了後、落札事業者に確認依頼のメール通知ができること。	オンライン		○	・変更契約書、解除合意書を含む。	
50				契約書確認	・広域機関及び事業者が「契約書作成機能」で作成した契約書を確認できること。 ・事業者が契約書の確認結果（承諾or修正依頼）を広域機関に対し申告できること。 ・広域機関が事業者の確認結果を確認した旨申告できること。	オンライン	○	○		
51				契約書修正	・広域機関が「契約書作成機能」で作成した契約書を修正できること。 ・容量確保契約の修正完了後、落札事業者に確認依頼のメール通知ができること。	オンライン		○		
52				契約書削除	・広域機関が「契約書作成機能」で作成した契約書を削除できること。	オンライン		○		
53				契約締結	・広域機関が事業者との契約締結完了後、完了した旨の記録ができること。 ・広域機関が完了記録をした後、事業者にメール通知できること。	オンライン		○		
54				契約保管	・広域機関が締結した契約書について、契約満了後10年間保管できること。 ・広域機関が締結した解除合意書について、契約満了後10年間保管できること。	オンライン		○		
55				契約書検索	・契約書について、契約締結日、容量確保対象年度、相手先、金額等で検索ができること。 ・契約締結日及び金額については、範囲指定して検索できること。 ・複数項目によるアンド検索ができること。	オンライン		○		
56				契約状況管理	・契約状況について、広域機関作成、事業者確認、広域機関確認、事業者確認、広域機関署名、事業者署名等、状況を把握できること。また、契約中、解約済み等の状況も把握できること。 ・広域機関が契約情報をファイル出力（PDFフォーマット等）できること。	オンライン		○	○	
57				履歴管理機能	・契約書に対する変更履歴を管理できること。	オンライン		○	○	
58				契約対象電源照会	・広域機関及び事業者が容量確保契約を締結中の電源を照会できること。 ・広域機関が容量確保契約を締結の容量の合計、及びメインオークション後の電源毎の退出容量を確認できること。	オンライン		○	○	
59	発動指令電源提供者の電源等リストの登録・変更・削除	電源等リスト情報管理機能	電源等リスト提出管理	・電源等リストの受付開始・終了についてメール通知できること。 ・期限（電源等リストの受付終了〇日前等、広域機関が定めた催促の期限）までに電源等リストの登録が完了していない場合にメールにて電源等リストの登録依頼ができること。	オンライン		○	○		
60			電源等リスト情報照会	・広域機関及び事業者が電源等リスト情報を抽出できること。	オンライン		○	○		
61			電源等リスト情報登録申込	・広域機関及び事業者が電源等リストの受付期間中のみ登録申込できること。（添付ファイル含む） ・事業者が応札上限値情報登録済みの電源に対し電源等リスト情報の登録申込ができること。 ・事業者が複数の電源等リストを一括で登録申込できること。 ・電源等リスト情報の申込を受付けた場合、あらかじめ登録している広域機関の担当者にメール通知できること。 ・過去の登録情報（申込情報含む）をコピーして新たな電源等リスト情報として登録することができること。 ・電源等リストの内訳に記載された電源または需要家の情報を、電源等リストをアップロードすることで登録できること。	オンライン		○	○	・電源等リスト情報の項目詳細は、業務詳細設計書の業務仕様書「電源等リストの審査：電源等リストの(再)提出」及び主な情報・データ一覧を参照のこと。	
62			電源等リスト情報変更申込	・広域機関及び事業者が電源等リストの受付期間中のみ変更申込できること。ただし、電源等リストの審査にて不合格になった場合においては、受付期間中を超えて変更できること。 ・事業者が申込中又は登録済みの電源等リスト情報について、必要な事項の変更申込ができること。 ・事業者が複数の電源等リストを一括で変更申込できること。 ・電源等リスト情報の変更申込を受付けた場合、あらかじめ登録している広域機関の担当者にメール通知できること。 ・広域機関による電源等リストの審査中は電源等リスト情報の変更ができないこと。 ・審査不要項目の変更申込の場合は変更内容を即時に反映できること。	オンライン		○	○		
63			電源等リスト情報削除申込	・広域機関及び事業者が電源等リストの受付期間中のみ削除申込できること。 ・事業者が申込中又は登録済みの電源等リスト情報について、削除申込できること。 ・広域機関による電源等リストの審査中は電源等リスト情報の削除申込ができないこと。 ・オークション実施中の対象情報に対する削除申込できないこと。 ・実効性テスト実施確定日時が登録された電源の場合削除は不可とすること。	オンライン		○	○		
64			電源等リスト妥当性確認機能	電源等リスト妥当性確認	・広域機関が事業者から提出された電源等リストについて、以下を審査できること。 －電源 ・「実需給の前々年度発動実績の利用の希望有無」が有の場合、提出されたリスト内訳に、前々年度実績のリストが登録されていることを確認できること。 ・「エリア名」について、電源情報登録時に登録されたエリア名と同じであることを確認すること。 ・運開年月が2010年度末以前であれば経過措置対象電源と登録できるようにすること。 －需要家 ・「エリア名」について、電源情報登録時に登録されたエリア名と同じであることを確認すること。	オンライン			○	・業務詳細設計書の業務仕様書「電源等リストの審査：電源等リスト妥当性の審査」を参照のこと。

電力広域的運営推進機関

No	関連業務	機能分類	機能名	処理（共通要件以外の機能を記載）	処理方式	システム利用者区分		特記事項	
						事業者	広域機関		
65	イン オー クシ ョン 後 の 実 効 性 テ ス ト ・ 追 加 オ ー ク シ ョン 前 の 実 効 性 テ ス ト	電源等リスト情報審査	電源等リスト重複確認機能	電源等リスト重複確認	・登録された電源等リスト情報が重複していないことを確認できること。	オンライン		○	・確認内容については、業務詳細設計書の業務仕様書「電源等リストの審査：電源等リストの重複の審査」を参照のこと。
66			審査開始	・広域機関が電源等リスト情報の審査にあたり、申込のあった電源等リストに対し、審査申込状況を一括で審査中に変更できること。 ・電源等リストの申込内容について、あらかじめ登録している一般送配電事業者にメール通知できること。	オンライン		○	・一般送配電事業者へのメール通知は受付締切後、一括で確認依頼を行う想定。	
67			審査申込状況一覧照会	・広域機関及び事業者が電源等リスト情報登録、電源等リスト情報変更登録、電源等リスト情報削除の申込中、審査中、合格、不合格等の状況を一覧で確認できること。 ・広域機関及び事業者が申込内容を照会できること。	オンライン	○	○		
68			電源等リスト情報審査管理機能	審査結果登録	・広域機関が申込中の電源等リスト情報について、審査結果（合格、条件付合格、不合格、無効）を登録できること。 ・審査結果反映前まで登録内容の変更ができること。 ・一覧から審査結果を一括で登録できること。	オンライン		○	
69			審査結果情報反映	・「審査結果情報登録」にて登録した審査結果について反映すること。 ・審査結果が合格である場合には申込中の電源等リストを正式な登録とすること。 ・審査結果情報の反映については、原則、バッチ処理での反映とするが、広域機関が手動で即時に反映することも可能とすること。 ・審査結果情報反映した場合、事業者ユーザにメール通知できること。 ・審査結果情報反映日を指定できること。	バッチ・オンライン		○		
70	メイン オー クシ ョン 後 の 実 効 性 テ ス ト	実効性テスト実施管理機能	実効性テストの実施予定日登録	・広域機関が実効性テスト実施確定時期の調整依頼を一般送配電事業者と発動指令電源提供者に依頼し、2事業者にメール通知(予定調整のメール通知)できること。 ・広域機関及び事業者が電源等リスト確認後実効性テストの日時が確定したら、実効性テストの日時を登録・変更・取消できること。 ・実行テスト日時が登録された場合、あらかじめ登録している広域機関、一般送配電事業者及び事業者の担当者にメール通知できること。	オンライン	○	○		
71			実効性テストの実施及びデータ提出依頼	・実効性テスト日時登録が登録された後、実効性テストの実施及びデータ提供依頼のメール通知が実行できること。 ・実効性テストの実施予定日が経過した場合で、結果登録がない場合、結果登録を促すメール通知が実行できること。	オンライン	○	○		
72			実効性テストの結果登録	・事業者が実効性テストの結果（添付ファイル含む）を登録できること。 ・登録対象の電源等リストについて、選択できること。 ・複数の実効性テスト結果（添付ファイル含む）を一括で登録できること。 ・実効性テスト結果が登録された場合、あらかじめ登録している広域機関の担当者にメール通知できること。	オンライン	○	○		
73			実効性テストの結果変更	・事業者が登録済みの実効性テスト結果（添付ファイル含む）について、変更登録できること。 ・一括で変更登録できること。 ・結果情報を変更登録された場合、あらかじめ登録している広域機関の担当者にメール通知できること。	オンライン	○	○		
74			実効性テストの結果削除	・広域機関が登録済みの実効性テスト結果について、削除できること。	オンライン		○		
75	実効性 テ ス ト 結 果 管 理 機 能	実効性テストの結果確認	・広域機関及び一般送配電事業者が実効性テスト結果を確認できること。 ・一般送配電事業者向けに実効性テスト結果を出力できること。	オンライン		○			
76		期待容量算出機能	電源・需要家の期待容量の算出	・実効性テスト結果から電源等リスト内の各電源または需要家の期待容量を算出できること。 【算出方法 非安定自家発以外の電源】 ・実効性テスト結果の発電量 ≥ 電源等リストの審査で確定した期待容量の場合、期待容量の変更なし ・実効性テスト結果の発電量 ≥ 電源等リストの審査で確定した期待容量の場合、発電量を期待容量とする。 【算出方法 非安定自家発の電源】 ・実効性テスト結果の発電量を期待容量とする。 【算出方法 需要家】 ・実効性テスト結果の抑制量を期待容量とする。	オンライン		○	・期待容量の算出については業務詳細設計書の業務仕様書「落札容量確定のための実効性テスト：電源・需要家の期待容量算出」、「期待容量確定のための実効性テスト：期待容量の確定」を参照のこと。なお、発動実績を利用する場合の電源等リストのチェック機能は一次開発のシステム化対象外とする。	
77		期待容量算出機能	電源等リストの期待容量の算出	・電源等リストの期待容量を算出できること。 ・算出した期待容量について、対象の事業者へメール通知できること。 【算出方法】 ・電源等リストにL5評価対象の電源が含まれる場合、電源等リストの審査時に確定された各電源の期待容量を確認し、次のとおり期待容量を算出する。 電源等リストの期待容量 = Σ実効性テスト結果から算出された各電源（L5評価対象外）の期待容量 + Σ実効性テスト結果から算出された各需要家の期待容量 + ΣL5評価対象の各電源の期待容量 ・電源等リストの期待容量が1,000kW未満の場合は、期待容量を0（ゼロ）とする。	オンライン		○	・期待容量の算出については業務詳細設計書の業務仕様書「落札容量確定のための実効性テスト：電源等リストの期待容量の算出」、「期待容量確定のための実効性テスト：期待容量の確定」を参照のこと。なお、発動実績を利用して電源等リストの期待容量を算出する場合には、一次開発のシステム化対象外とする。	
78		落札容量確定機能（落札容量確定のための実効性テストのみ）	落札容量確定	・容量確保契約締結済みの落札容量との比較の結果、以下処理を行うこと。 【電源等リストの期待容量 ≥ 落札容量の場合】落札容量を変更せず確定させる。 【電源等リストの期待容量 < 落札容量の場合】電源等リストの期待容量を落札容量として登録すること。 ・実効性テストの結果確定した落札容量について、容量確保契約を有する発動指令電源提供者へ確定容量確保契約量をメール通知できること。	オンライン		○	・業務詳細設計書の業務仕様書「落札容量確定のための実効性テスト：落札容量に変更なく確定・落札容量を変更し確定」を参照のこと。	

電力広域的運営推進機関

No	関連業務	機能分類	機能名	処理（共通要件以外の機能を記載）	処理方式	システム利用者区分		特記事項		
						事業者	広域機関			
79	調整電源に指示できる契約の確認	調整電源確認機能	調整電源確認機能	・広域機関が調整機能を有する電源の一覧を作成できること。 ・広域機関が調整機能を有する電源のうち、調整電源に指示できる契約締結情報の登録がない電源情報を抽出することができること。 ・抽出した電源情報を保持する事業者に対しメール通知できること。（スケジュール管理機能にて連絡期限までに契約締結が無い対象社に自動でメール通知できること。）	オンライン		○			
80	電源情報の追加登録	未提出電源情報確認機能	未提出電源情報確認機能	・広域機関が電源情報が不足（未提出書類等がある電源情報）している電源の一覧を作成できること。 ・抽出した電源情報を保持する事業者に対しメール通知できること。	オンライン		○			
81	FIT適用の落札事業者の市場退出	FIT適用有無電源情報確認機能	FIT適用有無電源情報確認機能	・広域機関が運用年度が2012年7月以降の電源、またはバイオマス混焼有無が有となっている電源の一覧を作成できること。 ・抽出した電源情報を保持する事業者に対しメール通知できること。	オンライン		○			
82	契約締結後の対応	電源差替管理機能	差替掲示板	・差替掲示板を設けること。 ・広域機関及び事業者が差替先電源として掲示板に掲載されている情報を照会できること。 ・実需給年度、差替容量、提供エリア等で検索ができること。	オンライン		○	○	・電源差替の内容については、業務詳細設計書の業務仕様書「電源差替対応：差替掲示板へのリスト掲載」を参照のこと。	
83			差替先電源掲示依頼登録申込	・広域機関及び事業者が、差替先としての掲載の依頼ができること。 ・添付ファイルの登録も可能とすること。 ・依頼を受付た際にあらかじめ登録している広域機関の担当者にメール通知できること。 ・全量及び部分差替（1:N、N;1など）が可能であること。	オンライン		○	○	・差替先の掲載依頼する際の登録項目については、業務詳細設計書の業務仕様書「電源差替対応：差替掲示板への掲載依頼を参照のこと。 ・差替先として掲示依頼できる電源については、業務詳細設計書の業務仕様書「電源差替対応：差替先の審査」を参照のこと。	
84			差替先電源掲示依頼変更	・広域機関及び事業者が自社の差替先掲載依頼中かつ広域機関による審査開始前の電源に対し、掲載依頼内容を変更できること。	オンライン		○	○		
85			差替先電源掲示依頼取消	・広域機関及び事業者が自社の差替先掲載依頼中かつ広域機関による審査開始前の電源に対し、掲載依頼を取消できること。	オンライン		○	○		
86			差替先電源掲示	・広域機関が差替先リスト掲載審査に合格した場合、差替掲示板に掲載できること。	オンライン				○	
87			差替申込	・広域機関及び事業者が自社の落札電源から電源差替を希望する電源と、差替先となる電源を合わせて申請できること。 ・複数の申請を一括で登録できること。 ・全量及び部分差替（1:N、N;1など）が可能であること。	オンライン		○		○	・差替申込可能な条件については、業務詳細設計書の業務仕様書「電源差替対応：差替先候補の登録」を参照のこと。
88			差替申込変更	・広域機関及び事業者が自社の広域機関による審査開始前の差替元電源申込内容について、申込内容を変更できること。	オンライン		○		○	
89			差替申込取消	・広域機関及び事業者が自社の広域機関による審査開始前の差替元電源申込内容について、申込を取消できること。	オンライン		○		○	
90			電源差替状況一覧	・広域機関及び事業者が差替元及び差替先電源として申請した電源を一覧で抽出できること。 ・差替元及び差替先電源として申請した履歴及びその結果について確認できること。（申請中、掲載中、却下、差替済み等の状況が確認できること。）	オンライン		○		○	
91			差替先審査申込状況一覧	・広域機関及び事業者が差替先掲載依頼（受付中、審査中、合格（掲載）、不合格）の状況を一覧で確認できること。 ・広域機関が一覧から一括で審査中に変更できること。 ・広域機関及び事業者が申込内容を照会できること。	オンライン			○	○	
92			差替先リスト掲載審査結果登録	・広域機関が事業者から差替先として掲載依頼を受けた電源に対し、審査結果（合格（掲載）、不合格）を登録できること。 ・登録中の差替先リスト掲載審査結果登録について、反映前の審査結果を変更できること。 ・広域機関が一覧から審査結果を一括で登録できること。	オンライン				○	
93			差替先リスト掲載審査結果反映	・広域機関が登録済みの差替先リスト掲載審査結果について反映すること。 ・審査結果が合格であった場合に差替掲示板に掲載すること。 ・審査結果について事業者ユーザにメール通知できること。	オンライン					○
94			電源差替審査申込状況一覧	・広域機関及び事業者が差替依頼（受付中、審査中、合格、不合格）の状況を一覧で確認できること。 ・広域機関が一覧から審査中に変更できること。 ・広域機関及び事業者が申込内容を照会できること。	オンライン			○		○
95			電源差替審査結果登録	・広域機関が事業者から差替申込を受けた電源に対し、審査結果（合格、条件付合格、不合格、無効）を登録できること。 ・登録中の電源差替審査結果について、反映前の審査結果を変更できること。 ・広域機関は一覧から審査結果を一括で登録できること。	オンライン					○
96	電源差替審査結果反映	・登録済みの審査結果について反映すること。 ・審査結果の反映については、原則、バッチ処理での反映とするが、広域機関が手動で即時に反映することも可能とすること。 ・審査結果反映した場合、事業者ユーザにメール通知できること。		バッチ・オンライン				○		

No	関連業務	機能分類	機能名	処理（共通要件以外の機能を記載）	処理方式	システム利用者区分		特記事項	
						事業者	広域機関		
97	実需給前のペナルティ対応（市場退出時のペナルティ） 実需給前のペナルティ対応（実効性テスト後のペナルティ）	契約管理連携機能	電源差替結果登録	・広域機関が電源差替の内容及び、容量確保契約の変更契約が完了した後、電源差替結果（合格、条件付合格、不合格、無効）として登録できること。 ・電源差替結果に基づき、各容量を更新すること。	オンライン		○	・電源差替の変更契約の締結後の登録内容及び差替可能容量の算出については、業務詳細設計書の業務仕様書「電源差替対応：電源差替結果の登録」を参照のこと。	
98			変更契約書作成	・電源差替が成立した内容に基づき、容量確保契約の変更契約書を作成できること。	オンライン		○		
99		ペナルティ管理機能	退出表明	・事業者が契約中の電源の一部又は全部の変更を申し込めること。 ・変更の申込があった場合、あらかじめ登録している広域機関の担当者にメール通知できること。	オンライン	○			
100			経済的ペナルティ額の算出	・落札事業者が市場退出する場合、経済的ペナルティ額を算出すること。	バッチ・オンライン		○	・経済的ペナルティの算出については業務詳細設計書の業務仕様書「実需給前のペナルティ対応（市場退出時のペナルティ）：経済的ペナルティ額の算出」及び「実需給前のペナルティ対応（実効性テスト後のペナルティ）：経済的ペナルティ額の算出」を参照のこと。	
101			返金額の算出	・市場退出時の経済的ペナルティを支払った参加登録申請者への返金額を算出すること。	バッチ・オンライン		○	・返金額の算出については業務詳細設計書の業務仕様書「実需給前のペナルティ対応（市場退出時のペナルティ）：返金額の算出」及び「実需給前のペナルティ対応（実効性テスト後のペナルティ）：返金額の算出」を参照のこと。	
102			ペナルティ通知書の作成	・経済的ペナルティ額の算出にて算出された金額を基にペナルティ通知書を作成すること。 ・フォーム（ひな形）に、ペナルティ情報（落札を管理する番号、事業者情報等）を自動で取り込み、PDFフォーマット等を作成できること。 ・作成した通知書について広域機関が手動で修正できること。	バッチ・オンライン		○		
103			ペナルティ通知書の送付	・広域機関及び事業者が作成したペナルティ通知書を画面上での確認及びメール通知できること。	オンライン	○	○		
104			ペナルティの記録・照会	・ペナルティの適用状況や履歴を記録・管理・照会できること。	オンライン		○		
105			経済的ペナルティの請求書発行	・経済的ペナルティの請求書を作成できること。 ・フォーム（ひな形）に、ペナルティ情報（落札を管理する番号、事業者情報等）を自動で取り込み、PDFフォーマット等を作成できること。	オンライン		○		
106			経済的ペナルティの精算書発行	・経済的ペナルティの精算書（追加オークションの開催により経済的ペナルティの額が確定し、広域機関から事業者に対し返金が発生した際の精算結果を記した精算書）を作成できること。 ・フォーム（ひな形）に、ペナルティ情報（落札を管理する番号、事業者情報、精算結果等）を自動で取り込み、PDFフォーマット等を作成できること。	オンライン		○		
107			入出金状況の管理	・入出金予定日について入出金額、予定日、入出金事業者等の情報を一覧で登録・表示・確認できること ・入出金が確認できた場合に、入出金確認した履歴を記録できること。 ・未入金のある事業者がある場合、連絡先に入金督促のメール等を送付できること。 ・また、その場合に入金督促の履歴について記録できること。	オンライン		○		
108			経理処理状況の管理	・経済的ペナルティの請求・支払情報について、指定期間（年月日）の範囲で一覧を検索・表示できること。 ・表示したデータをダウンロードできること。	オンライン		○		
109		情報公開	お知らせ機能	お知らせ登録機能	・広域機関が任意の文字列及び添付ファイルを入力し、特定の画面で公表できること。 ・添付ファイルの登録も可能とすること。 ・お知らせを登録した場合に更新した旨メール通知できること。 ・メール通知するか否か選択できること。	オンライン		○	・情報公開について、どのような内容を公開するかは、業務詳細設計書の業務仕様書「情報公開」を参照のこと。
110				お知らせ編集機能	・登録済みのお知らせ（添付ファイル含む）を変更できること。 ・お知らせを変更した場合に更新した旨メール通知できること。 ・メール通知するか否か選択できること。	オンライン		○	
111	お知らせ削除機能			・登録済みのお知らせ（添付ファイル含む）を削除できること。	オンライン		○		
112	お知らせ表示機能			・広域機関が登録したお知らせを確認できること。 ・お知らせは表示期間を設定し、表示／非表示を切り替えられること。 ・お知らせを表示期間等で検索可能であること。	オンライン		○		
113			事業者情報登録申込期間設定	・広域機関が事業者情報登録申込・変更申込・取消申込の受付期間を設定（登録・変更・削除）できること。	オンライン		○		
114			電源情報登録申込期間設定	・広域機関が電源情報登録申込・変更申込・取消申込の受付期間を設定（登録・変更・削除）できること。	オンライン		○		
115			応札上限値情報期間設定（登録・変更・削除）機能	・オークション毎に応札上限値情報の登録可能期間を設定（登録・変更・削除）できること。 ・対象者を絞って設定も可能とすること。	バッチ・オンライン		○		
116			オークション期間設定（登録・変更・削除）機能	・オークション期間（開始日時・終了日時）を設定（登録・変更・削除）できること。（オークション毎に） ・対象者を絞って設定も可能とすること。	バッチ・オンライン		○		

No	関連業務	機能分類	機能名	処理（共通要件以外の機能を記載）	処理方式	システム利用者区分		特記事項		
						事業者	広域機関			
117	システム運用	スケジュール管理機能	電源等リスト受付期間設定（登録・変更・削除）機能	・電源等リスト受付期間（開始日時・終了日時）を設定（登録・変更・削除）できること。（オークション毎に） ・電源等リストの変更可能期間について設定できること。 ・対象者を絞って設定も可能すること。	バッチ・オンライン		○			
118			実効性テスト実施結果受付期間設定（登録・変更・削除）機能	・実効性テスト実施結果の受付期間（開始日時・終了日時）を設定（登録・変更・削除）できること。 ・対象者を絞って設定も可能すること。	オンライン		○			
119			調整電源に指示できる契約締結期限設定（登録・変更・削除）機能	・調整電源に指示できる契約の締結期限（終了日時）、及び連絡期限を設定（登録・変更・削除）できること。	オンライン			○		
120		スケジュール管理機能	・事業者情報登録申込期間設定、電源情報登録申込期間設定、応札上限値情報期間設定、オークション期間設定、電源等リスト受付期間設定、実効性テスト実施結果受付期間設定、調整電源に指示できる契約締結期限設定機能に基づき、スケジュールを制御できること。 ・手動で応札受付開始・終了ができること。	オンライン			○			
121		マスタ管理機能	銘柄マスタ管理機能	・オークション銘柄を設定できること。	オンライン			○	・オークション銘柄の情報については、別紙7.「主な情報・データ一覧」を参照のこと。	
122	経過措置管理機能		・広域機関が経過措置の経過措置係数を設定できること。	オンライン			○	・容量市場開設時点の控除率は、経過措置起算時点以前に建設された全ての電源（旧既設電源）の7割とし、2020年以降、段階的に減少させていくこととする。		
123	その他	履歴管理機能	データ履歴管理機能	・データ（応札上限値・応札・落札等）の確定時に履歴を残すこと。	オンライン			○		
124			作業履歴管理機能	・データ登録等の作業履歴を残すこと	オンライン			○		
125			送信・確認履歴管理機能	・メール送信・確認等の履歴を残すこと	オンライン				○	
126		容量算出機能	応札上限値自動算出機能	・応札上限値を自動算出できること。 ・メインオークション時の応札上限値は期待容量とすること。	オンライン			○	・応札上限値の算出については業務詳細設計書の業務仕様書「追加オークションの実施(買入札)：オークション参加資格証明書の発行」、及び「追加オークションの実施(売入札)：追加オークション参加資格証明書の発行」を参照のこと。	
127			期待容量自動算出機能	・期待容量を自動算出できること。	オンライン			○	・期待容量の算出については業務詳細設計書「落札容量確定のための実効性テスト：電源・需要家の期待容量の算出」及び「落札容量確定のための実効性テスト：電源等リストの期待容量の算出および確定」を参照のこと。	
128	差替可能容量自動算出機能		・差替可能容量を自動算出できること。	オンライン				○	・差替可能容量の算出については業務詳細設計書「電源差替対応：電源差替結果の登録」を参照のこと。	
129	メール通知機能	メール発信（手動）	・メール通知を希望する利用者に対し、メールによる通知を行うことができること。 ・事業者を選択し、個別にメールを送信できること。 ・事業者を複数選択し、一斉にメールを送信できること。	オンライン				○		
130		メール通知（自動）	・メール通知を希望する利用者に対し、メールによる通知を行うことができること。 ・登録・受付等、所定の処理に伴いメール通知を行う場合、処理に合わせて自動的にメール通知を行う機能を有すること。 ・所定の処理に伴いメール通知先も異なることから、当該通知先を管理できることが望ましい。	オンライン				○		
131		メール発信履歴機能	・手動・自動のメール発信の履歴（送信日時・送信内容・送信完了/未完了等）を表示・検索する機能を有すること。なお、本機能については、メールサーバ上の履歴を表示・検索できる管理ツール等で実現することも可能とする。	オンライン					○	
132		メールテンプレート管理機能	・メール本文をテンプレートとして準備できることが望ましい。	オンライン					○	
133		メールスケジューリング機能	・メール通知について、予め通知タイミングを登録できること。 (例) 応札受付開始の場合には、○日前に全参加登録申請者にメール通知 電源等リストの受付期限の場合には、1ヶ月前に全電源等リストの提出が必要な対象者にメール通知、1週間前、3日前等に未提出者に対しメール通知する等	オンライン					○	
134	ログイン認証機能	ログイン	・広域機関の指定する電子証明書について、「電子証明書チェック」を実施し、ユーザID及びパスワードによる認証を行った後ログインできること。	オンライン			○	○	・実装に係る具体例は以下を想定 ①1サイト内で実現 ②ログイン認証は別サイトで実施し、SAML連携により実現	
135		ログアウト	・ログアウトできること。	オンライン			○	○		
136	パスワード変更機能	パスワード変更	・容量市場システムを利用するユーザのパスワードを変更できること。 ・パスワードの設定要件として、以下が可能であること ◇英文字、数字、記号を含む、8文字以上の文字列 ・初回ログイン時にパスワードの強制変更が可能であること。	オンライン			○	○		

電力広域的運営推進機関

No	関連業務	機能分類	機能名	処理（共通要件以外の機能を記載）	処理方式	システム利用者区分		特記事項
						事業者	広域機関	
137		電子証明書チェック機能	電子証明書チェック	・電子証明書について、正当（予め指定された証明書発行機関から発行されたもの）かつ有効（当該電子証明書がCRLに記載されて失効していない等）な電子証明書であることを確認すること。 ・電子証明書について、接続は許可された事業者のみとするため、予め登録された事業者の電子証明書（事業者コード及びシリアルNo.にて確認）であるかどうかを確認すること。	オンライン		○	・電子証明書は、一つの証明書を共同利用する場合がある。
138		法人番号チェック機能	法人番号チェック	・参加登録申請及び電源等リストの審査において、法人番号をもとに法人番号公表サイトへアクセスのうえ法人登録の有無を確認すること。	オンライン		○	
139		マスキング機能	マスキング	・画面表示時及びファイル出力時に特定の情報項目をマスキングできること。	オンライン		○	・マスキング対象について設計工程で確定する。

別紙5.主な画面一覧

※1 本一覧はユーザ毎によって画面が複数になる場合等を考慮しておらず、主に想定している画面を提示している点に留意すること。詳細は設計工程で確定することとする。

No	画面分類	画面名	画面概要	備考
1	事業者情報管理	事業者情報一覧画面	事業者情報の検索及び検索結果の一覧画面	
2		事業者情報詳細画面	事業者情報の詳細画面	
3		事業者情報登録申込画面	事業者情報の登録申込を行う画面	
4		事業者情報変更申込画面	事業者情報の変更申込を行う画面	
5		事業者情報取消申込画面	事業者情報の取消申込を行う画面	
6	事業者情報審査	事業者情報審査画面	事業者情報の登録・変更・取消申込の状況、審査状況の確認及び審査結果を登録する画面	
7	ユーザ情報管理	ユーザ情報一覧画面	ユーザ情報の検索及び検索結果の一覧画面	
8		ユーザ情報詳細画面	ユーザ情報の詳細画面	
9		ユーザ情報登録画面	広域機関が事業者用の管理者ユーザを登録する画面 事業者が自社のユーザ情報を登録する画面	
10		ユーザ情報変更画面	広域機関が事業者用の管理者ユーザを変更する画面 事業者が自社のユーザ情報を変更する画面	
11		ユーザ情報削除画面	広域機関が事業者用の管理者ユーザを削除する画面 事業者が自社のユーザ情報を削除する画面	
12	電源情報管理	電源情報一覧画面	電源情報の検索及び検索結果の一覧画面	
13		電源情報詳細画面	電源情報の詳細画面	電源情報の変更履歴も参照可能
14		電源情報登録申込画面	電源情報の登録申込を行う画面	
15		電源情報変更申込画面	電源情報の変更申込を行う画面	
16		電源情報取消申込画面	電源情報の取消申込を行う画面	
17	電源情報審査	電源情報審査画面	電源情報の登録・変更・取消申込の状況、審査状況の確認及び審査結果を登録する画面	
18	応札上限値情報管理	応札上限値情報一覧画面	応札上限値情報の検索及び検索結果の一覧画面	
19		応札上限値情報詳細画面	応札上限値情報の詳細画面	
20		応札上限値情報登録申込画面	応札上限値情報の登録申込を行う画面	
21		応札上限値情報変更申込画面	応札上限値情報の変更申込を行う画面	
22		応札上限値情報取消申込画面	応札上限値情報の取消申込を行う画面	
23	応札上限値情報審査	応札上限値情報審査画面	応札上限値情報の登録・変更・取消申込の状況、審査状況の確認及び審査結果を登録する画面	
24	電源等リスト管理	電源等リスト一覧画面	電源等リストの検索及び検索結果の一覧画面	
25		電源等リスト詳細画面	電源等リストの詳細画面	
26		電源等リスト登録申込画面	電源等リストの登録申込を行う画面	
27		電源等リスト変更申込画面	電源等リストの変更申込を行う画面	
28		電源等リスト取消申込画面	電源等リストの取消申込を行う画面	
29	電源等リスト審査	電源等リスト審査画面	電源等リストの登録・変更・取消申込の状況、審査状況の確認及び審査結果を登録する画面	
30	応札情報管理	応札情報一覧画面	応札情報の検索及び検索結果の一覧画面	
31		応札情報詳細画面	応札情報の詳細画面	
32		応札情報登録画面	応札情報の登録を行う画面	
33		応札情報変更画面	応札情報の変更を行う画面	
34		応札情報取消画面	応札情報の取消を行う画面	
35		応札情報出力画面	応札情報をファイル出力する画面	
36	落札電源管理	落札電源情報一覧画面	落札電源情報の検索及び検索結果の一覧画面	
37		落札電源情報詳細画面	落札電源情報の詳細画面	
38		落札電源情報取込画面	オークションの結果の電源情報を取込画面	
39	オークション結果管理	オークション結果一覧画面	年度ごとのオークション結果や、全国・エリア毎の結果など表示する	
40	容量確保契約管理	契約書作成指示画面	契約書作成を指示する画面	
41		契約管理画面	契約書に係る手続きの確認及び契約書への電子署名等を行う	
42		契約書一覧画面	契約書の検索及び検索結果の一覧画面	
43		契約書詳細画面	契約書の詳細画面	
44	実効性テスト実施管理	実効性テスト情報一覧画面	実効性テスト情報の検索及び検索結果の一覧画面	
45		実効性テスト登録画面	実効性テストの実施予定日、実施結果を登録する画面	
46		実効性テスト変更画面	実効性テストの実施予定日、実施結果を変更する画面	
47		実効性テスト取消画面	実効性テストの実施予定日、実施結果を取消する画面	
48	電源差替管理	差替掲示板	差替先電源の検索及び検索結果の一覧画面	
49		差替先電源情報詳細画面	差替先電源情報の詳細画面	
50		差替先電源情報登録申込画面	差替先電源情報の登録申込を行う画面	
51		差替先電源情報変更申込画面	差替先電源情報の変更申込を行う画面	
52		差替先電源情報取消申込画面	差替先電源情報の取消申込を行う画面	
53		差替元電源情報登録申込画面	差替元電源情報の登録申込を行う画面	
54		差替元電源情報変更申込画面	差替元電源情報の変更申込を行う画面	
55		差替元電源情報取消申込画面	差替元電源情報の取消申込を行う画面	
56	電源差替審査管理	電源差替審査画面	電源差替の登録・変更・取消申込の状況、審査状況の確認及び審査結果を登録する画面	
57	ペナルティ管理	ペナルティ通知書の作成指示画面	ペナルティ通知書の作成指示を行う画面	
58		ペナルティ履歴管理画面	ペナルティの履歴（通知書の発行、請求書の発行）について確認する画面	
59		入金情報管理画面	入金情報について管理する画面	

No	画面分類	画面名	画面概要	備考
60	お知らせ	お知らせ一覧画面	お知らせの一覧画面	
61		お知らせ詳細画面	お知らせの詳細画面	
62		お知らせ登録画面	お知らせを登録する画面	
63		お知らせ変更画面	お知らせ内容を変更する画面	
64		お知らせ取消画面	お知らせ内容を取消する画面	
65	共通	ポータルトップ	事業者のメイン画面	
66		エラー画面	エラー発生した際に表示する画面	
67		メンテナンス画面	メンテナンス作業等で表示する画面	
68	システム運用管理	帳票作成画面	広域機関が各種帳票を作成（再作成）する画面	
69		銘柄マスタ管理画面	オークション内容の登録、各種スケジュール等を設定する画面	
70		ユーザロック解除画面	ユーザがロックされた場合に解除する画面	
71		パスワード再発行画面	パスワードを再発行する画面	
72		権限設定画面	ユーザ権限を設定する画面	
73		メール管理画面	メール通知、各メールのスケジュールリング設定等を行う画面	

別紙6. 主な帳票・ファイル一覧

※1 主な帳票・ファイル一覧を記載しているが、各帳票の詳細な内容やその他必要な帳票等については設計工程で確定する。

※2 PDF形式の帳票について、Word若しくはExcel等んでテンプレートを登録し、DBの中身を記載することで帳票を作成することを想定している。なお、入出力形式についても設計工程で確定する。

No	関連業務	帳票・ファイル名	帳票・ファイル概要	入出力形式	取込/出力	備考
1	事業者情報登録・変更・削除	利用申請書	参加登録申請者申込情報を記入したファイル	EXCEL形式	取込	
2	電源情報登録・変更・削除	電源情報一括登録	複数の電源情報を一括で登録・変更申込を行うためのファイル	CSV形式	取込	
3		電源等登録証明書	発効日、登録済電源情報、経過措置対象有無等を記載した証明書	PDF形式	出力	・有効な電源の証明
4	応札上限値情報の登録・変更・削除	応札上限値情報一括登録	複数の応札上限値情報を一括で登録・変更申込を行うためのファイル	CSV形式	取込	
5	メインオークションの実施、追加オークションの実施	オークション参加資格証明書	発行日、対象電源、メインオークション応札上限値、参入ペナルティ、該当実需給年度等を記載した証明書	PDF形式	出力	・該当オークションへの参加資格証明書（本証明書を保持している電源のみ該当オークションへ参加可能）
6		応札情報一括登録	複数の応札情報を一括で登録・変更・削除を行うためのファイル	CSV形式	取込	
7		オークションツール用応札情報	オークションツールへの取込データとしての全応札情報（応札情報を管理する番号、電源情報、エリア、kW容量、kW価格等）	CSV形式	出力	・約定処理ツールへの取込データ
8		オークション結果情報	オークション結果の情報（個別の落札結果の情報、目標調達量等）	CSV形式	取込	・約定処理ツールから本システムへの取込データ
9	容量確保契約の締結	容量確保契約書	容量確保契約書（具体的な内容は詳細設計工程で確定す	PDF形式	出力	
10		変更契約書	容量確保契約書の変更契約書	PDF形式	出力	
11		解除合意書	容量確保契約の解除に関する合意書	PDF形式	出力	
12	電源等リストの登録・変更・削除	電源等リスト	電源等リストの登録・変更申込を行うためのファイル	CSV形式	取込	
13	メインオークション後の実効性テスト・追加オークション向け実効性テ	実効性テスト結果一括登録	実効性テスト結果を一括で登録・変更・削除を行うためのファイル	CSV形式	取込	
14	実需給前のペナルティ対応（市場退出時のペナルティ） 実需給前のペナルティ対応（実効性テスト後のペナルティ）	ペナルティ通知書	ペナルティ額の通知書	PDF形式	出力	
15		経済的ペナルティ請求書	経済的ペナルティの請求額を記載した請求書	PDF形式	出力	
16		経済的ペナルティ精算書	経済的ペナルティ額確定時の精算書（追加オークションの開催により経済的ペナルティの額が確定し、広域機関から事業者に対し返金が発生した際の精算結果を記した精算書）	PDF形式	出力	
17		落札結果（メインオークション、追加オークション）	目標調達量（全国・エリア）、約定価格（全国、エリア）、約定総量（全国、エリア）、約定総額（全国、エリア）の情報を掲載したファイル	PDF形式	出力	・詳細は業務設計の業務仕様書「情報公開：情報公開内容の作成、情報公開の通知」を参照のこと
18		契約締結結果（メインオークション、追加オークション）	目標調達量(全国)、約定価格(全国・エリア)、総容量確保契約量(全国・エリア) ※契約締結後の確定値、総容量確保契約金額(全国・エリア) ※契約締結後の確定値、落札した電源情報(発電所名および号機(またはリスト名) ※符号化、所有者、落札容量)、落札した参加登録申請者の情報を掲載したファイル	PDF形式	出力	・詳細は業務設計の業務仕様書「情報公開：情報公開内容の作成、情報公開の通知」を参照のこと ・落札した電源情報の発電所名および号機（またはリスト名）については、当該電源情報を管理する番号等での公表（符号化による公表）を想定している。

No	関連業務	帳票・ファイル名	帳票・ファイル概要	入出力形式	取込/出力	備考
19	情報公開	公表用電源等リスト	【電源の場合】 実需給年度、所有者名、発電所及び号機、期待容量 【需要家の場合】 実需給年度、需要家名、期待容量	PDF形式	出力	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細は業務設計の業務仕様書「情報公開：情報公開内容の作成、情報公開の通知」を参照のこと ・発電所及び号機、需要家名については、当該電源情報を管理する番号等での公表（符号化による公表）を想定している。
20		電源差替結果	電源差替する実需給年度、差替先電源の情報(発電所名および号機(またはリスト名) ※符号化対象、所有者、差替容量)	PDF形式	出力	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細は業務設計の業務仕様書「情報公開：情報公開内容の作成、情報公開の通知」を参照のこと ・電源の情報については、当該電源情報を管理する番号等での公表（符号化による公表）を想定している。

別紙7.主な情報・データ一覧

本内容について情報として管理する主な項目を記載しているものであり、システム構築上の設計を示しているものではない点に留意すること。

No	情報名	情報概要	主な情報内容
1	事業者申込情報	参加登録申請者の登録・変更・取消の申込情報 参加登録申請者情報の履歴情報	申込区分、申込日時、事業者情報、クライアント証明書情報
2	事業者審査情報	参加登録申請に対する審査情報	参加登録申請者申込情報、審査状況、審査コメント、更新日時、審査担当者
3	事業者情報	審査に合格した参加登録申請者情報	【項目】 事業者コード、参加登録申請者名、所在地、銀行口座、担当者名、担当者の連絡先(電話番号、メールアドレス、住所、所属部署)、クライアント証明書のシリアルNo、クライアント証明書ID、クライアント証明書IDの有効期限、契約締結部署名、役職名、契約締結者名 【書類】 容量市場に参加するための同意書
4	クライアント証明書情報	容量市場システムにログインするために必要な電子証明書情報	クライアント証明書のシリアルNo.、クライアント証明書ID、クライアント証明書の有効期限、事業者コード
5	ユーザ情報	事業者及び広域機関が利用するユーザ情報	ユーザID、事業者コード、パスワード、担当者名、担当者メールアドレス、権限情報、有効/無効、適用開始日、適用終了日
6	権限情報	ユーザに付与する権限情報	利用可能機能
7	ログイン履歴	ユーザのログイン履歴情報	ユーザID、事業者コード、ログイン日時、ログアウト日時
8	電源申込情報	電源の登録・変更・取消の申込情報 電源情報の履歴情報	申込区分、申込日時、電源情報
9	電源審査情報	電源情報申込に対する審査情報	電源申込情報、審査状況、審査コメント、更新日時、審査担当者

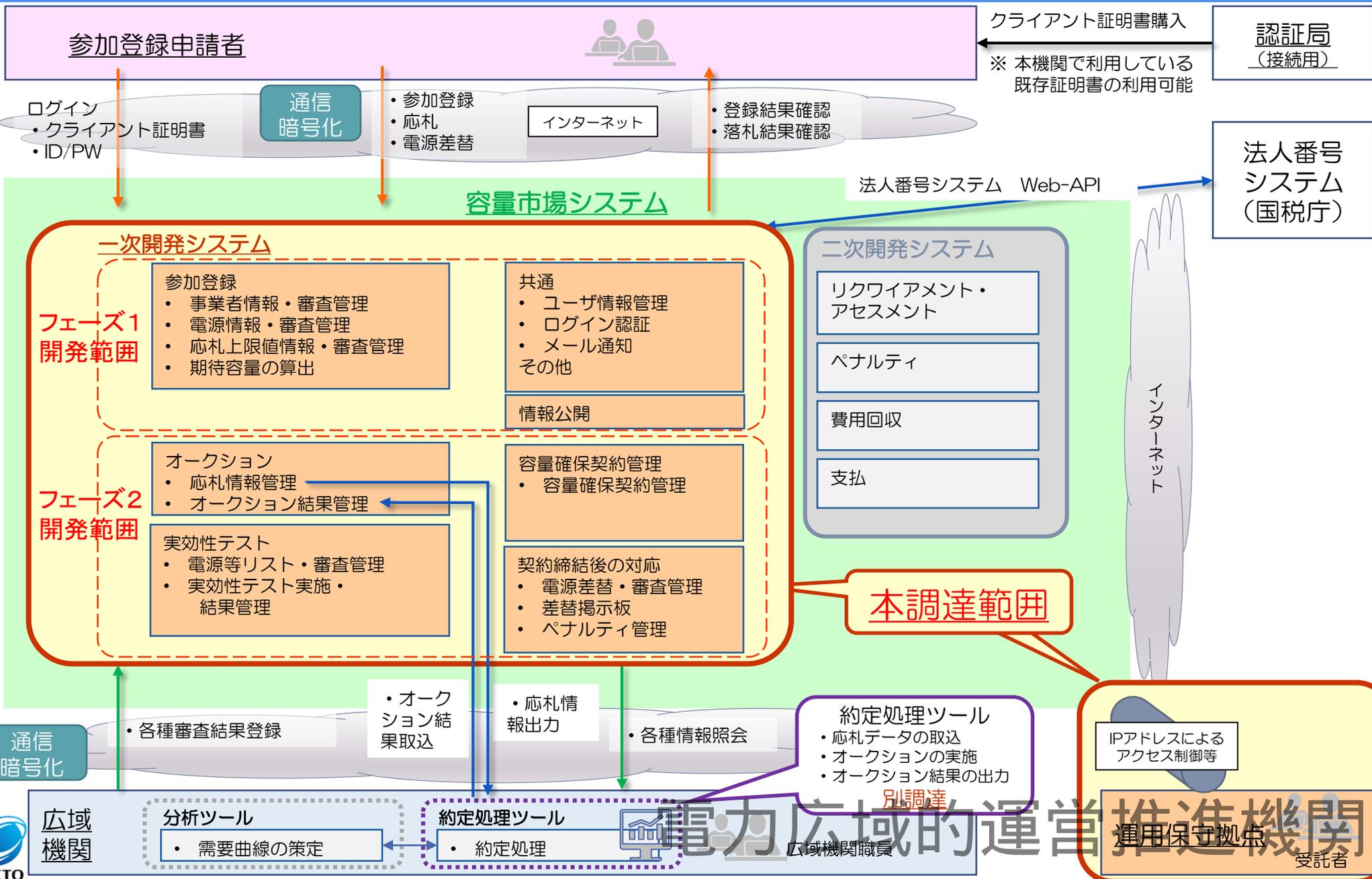
No	情報名	情報概要	主な情報内容
10	電源情報	審査に合格した電源情報（安定電源提唱者・変動電源提供者）	<p>【項目】</p> <p>容量を提供する電源の区分、電源等の名称(発電所、号機)、BGコード、受電地点特定番号、系統コード、電源等の所有者、自家発(余剰)の該当有無 ※安定電源提供者のみ、エリア名、電源種別の区分、発電方式の区分、バイオマス混焼有無 ※電源種別に火力を選択した電源のみ、設備容量、運開年月、調整機能の有無 ※安定電源提供者のみ、ΔkW区分(将来的に使用する)、ΔkW区分ごとの調整能力(将来的に使用する)、JEPX取引会員名 ※安定電源提供者のみ、電源等の起動時間 ※安定電源提供者のみ、相対契約上の通告締切時刻 ※安定電源提供者のみ</p> <p>【書類】</p> <p>○全ての電源 電源の適合証明書、受電地点特定番号が分かる書類（検針票等）</p> <p>○以下の書類を保持している電源のみ 発電事業届出書、発電事業変更届出書、自家用電気工作物使用開始届出書、特定自家用電気工作物接続届出書</p> <p>○発電事業届出書、発電事業変更届出書、自家用電気工作物使用開始届出書、特定自家用電気工作物接続届出書を保持していない電源のみ 接続検討回答書、工事計画届出書</p> <p>○自家発(余剰)の該当有の安定電源提供者のみ 小売電気事業者との余剰電力購入契約、生産計画を記載したビジネスプラン等、自家用電気工作物使用開始届出書、特定自家用電気工作物接続届出書</p> <p>○安定電源提供者のみ JEPX取引会員証明書、小売電気事業者等との締結文書、機器仕様書</p> <p>○調整能力を有する安定電源提供者のみ 調整電源に指示できる契約等</p>
		審査に合格した電源情報（発動指令電源提供者）	<p>【項目】</p> <p>エリア名、リスト名、ΔkW区分(将来的に使用する)、ΔkW区分ごとの調整能力(将来的に使用する)</p>
12	オークション銘柄情報	オークションに関するマスタ情報	オークション銘柄名、実需給年度、実需給開始年月日、実需給終了年月日、オークション回数、ペナルティ上限価格割合1、ペナルティ上限価格割合2、オークション参加対象電源等条件
13	オークション参加対象電源等条件	オークションに参加可能な電源等の条件を設定する	発電エリア、発電方式別、期待容量、運開年度、調整機能の有無、電源種別、電源区分、自家発区分
14	応札上限値申込情報	応札上限値の申込情報	申込区分、申込日時、応札上限値情報
15	応札上限値審査情報	応札上限値に対する審査情報	応札上限値申込情報、審査状況、審査コメント、更新日時、審査担当者

No	情報名	情報概要	主な情報内容
16	応札上限値情報	審査に合格した応札上限値情報	<p>1. 共通 オークション対象年度</p> <p>2. 安定電源提供者・変動電源提供者</p> <p>【項目】 期待容量(応札容量の上限値)</p> <p>【書類】</p> <p>①供給計画を提出している事業者 供給計画内訳表（応札単位毎の期待容量が分かる書類）</p> <p>②供給計画を提出していない事業者 供給計画ガイドラインに基づいて期待容量を算定した書類</p> <p>3. 発動指令電源提供者</p> <p>【項目】 期待容量(参加登録時に確保している発電エリア毎の容量と具体的かつ積み上げ型の分析に基づく容量の合計)</p> <p>【書類】 ビジネスプラン※応札単位毎</p>
17	ペナルティ情報	<p>経済的ペナルティの情報</p> <p>経済的ペナルティの履歴情報</p>	事業者コード、応札上限値情報、経済的ペナルティ額、その他ペナルティ内容、落札番号、電源等リスト情報、請求書発行日、入金督促日、入金確認日、ペナルティ対応状況
18	オークション銘柄履歴	オークション結果の統計情報	オークション銘柄名、エリア、目標調達量、約定価格、約定総量、約定総額
19	電源等リスト申込情報	電源等リストの申込情報	申込区分、申込日時、電源等リスト情報
20	電源等リスト審査情報	電源等リストに対する審査情報	電源等リスト申込情報、審査状況、審査コメント、更新日時、審査担当者

No	情報名	情報概要	主な情報内容
21	電源等リスト情報	審査に合格した電源等リスト情報	<p>1. 共通 オークション対象年度</p> <p>2. 電源 【項目】 実需給の前々年度発動実績の利用の希望有無、リスト名、エリア名、電源等の名称(発電所、号機)、受電地点特定番号、電源種別の区分、発電方式の区分、バイオマス混焼有無(電源種別に火力を選択した電源のみ)、設備容量、電源等の所有者、運開年月、計器番号、所在地、期待容量、L5対象区分</p> <p>【書類】 受電地点特定番号が分かる書類(検針票等)、発電事業届出書、発電事業変更届出書、自家用電気工作物使用開始届出書、特定自家用電気工作物接続届出書、接続検討回答書、工事計画届出書、電源の適合証明書、供給計画内訳表(応札単位毎の期待容量が分かる書類)、供給計画ガイドラインに基づいて期待容量を算定した書類、3時間以上安定して発電し得ることを証明する書類</p> <p>3. 需要家 【項目】 実需給の前々年度発動実績の利用の希望有無、リスト名、エリア名、需要家名、計器番号、所在地、供給地点特定番号、期待容量</p> <p>【書類】 需要家名、計器番号、所在地、供給地点特定番号が記載されている書類(電気料金請求書、検針票等)</p>
22	応札情報	応札情報	オークション銘柄名、応札日時、更新日時、事業者コード、エリア、応札kW容量、応札kW価格、電源情報
23	応札履歴	応札情報の履歴情報	更新日時、応札情報
24	オークション結果情報	オークション結果の情報(落札・落札できなかったものを含む)	オークション銘柄名、落札日、落札kW容量、落札kW価格、応札日時、更新日時、事業者コード
25	契約状況	契約の締結までの状況	契約情報、ステータス、事業者コード、参加登録申請者名、広域確認依頼日、事業者確認日、確認結果 修正依頼有無、広域修正日、事業者修正日、契約締結日、保管終了日
26	実効性テスト実施状況	実効性テストの実施状況	オークション銘柄名、落札番号、紐づく電源等リスト、実効性テスト依頼状況、依頼日、実効性テスト実施日時
27	実効性テスト結果情報	実効性テストの結果情報	オークション銘柄名、紐づく電源等リスト、実効性テスト結果容量、ベースラインデータ

No	情報名	情報概要	主な情報内容
28	容量確保対象電源情報	容量確保義務を負っている電源情報 実需給年度を超えたものは対象外	オークション銘柄名、契約番号、事業者コード、電源情報、応札上限値情報、確定落札kW容量、約定価格
29	差替先申込情報	差替先として掲載する申込情報	申込区分、申込日時、参加登録申請者名、発電所名および号機(またはリスト名)、差替可能容量(自動算出項目)、揭示期限、担当者の連絡先(電話番号、メールアドレス、住所、所属部署)
30	差替先審査情報	差替先申込に対する審査情報	差替先申込情報、審査状況、審査コメント、更新日時、審査担当者
31	差替掲示板	審査に合格した差替先の情報	参加登録申請者名、実需給年度、差替可能容量、提供エリア、揭示期限、連絡先(担当者、メールアドレス、電話番号)
32	差替申込情報	差替の申込情報	<p>【項目】</p> <p>1. 共通 申込区分、申込日時</p> <p>2. 差替元情報</p> <p>①安定および変動電源 発電所名および号機、差替容量、実需給年度、電源差替理由</p> <p>②発動指令電源 リスト名、差替容量、実需給年度、電源差替理由</p> <p>3. 差替先情報</p> <p>①安定および変動電源 発電所名および号機、差替容量、実需給年度、ペナルティの配分</p> <p>②発動指令電源 リスト名、差替容量、実需給年度、ペナルティの配分</p> <p>【書類】 ※電源差替に伴うペナルティ配分方法に同意したことを示す署名・捺印済の書類</p>
33	差替審査情報	差替に対する審査情報	差替申込情報、審査状況、審査コメント、更新日時、審査担当者
34	電源差替情報	審査に合格した差替情報	<p>【差替元】 差替元電源の情報(電源を識別できる情報)、差替容量、アセスメント対象の容量、差替可能容量、ペナルティ配分方法</p> <p>【差替先】 差替元電源の情報(電源を識別できる情報)、差替容量、アセスメント対象の容量、差替可能容量、発動指令電源等の発動回数、実需給中におけるアセスメント情報</p>
35	お知らせ情報	お知らせ情報	タイトル、揭示期間 (FROM) 、揭示期間 (TO) 、本文、添付ファイル

No	情報名	情報概要	主な情報内容
36	メール通知履歴	メールログ	通知日時、通知先事業者コード、通知先メールアドレス、通知内容（件名）、通知内容（本文）、添付ファイル、ステータス
37	メールテンプレート	メールテンプレート	メールテンプレート
38	スケジュール情報	スケジュールに関する情報	事業者情報受付開始日時、事業者情報受付終了日時、電源情報受付開始日時、電源情報受付終了日時、応札上限値受付開始日時、応札上限値受付終了日時、入札開始日時、入札終了日時、電源等リスト受付開始日時、電源等リスト受付終了日時、実効性テスト実施結果受付開始日時、実効性テスト実施結果受付終了日時



容量市場システム（一次開発）の設計開発
及び運用保守業務委託

応札資料作成要領

2018年12月19日

電力広域的運営推進機関

電力広域的運営推進機関

目 次

- 第 1 章 電力広域的運営推進機関が応札者に提示する資料及び応札者が提出すべき資料
- 第 2 章 評価項目一覧の構成と記載要領
- 第 3 章 提案書に係る内容の作成要領及び説明
 - 3.1 提案書の構成及び記載事項
 - 3.2 提案書様式
 - 3.3 応札者による提案書の説明（プレゼンテーション）
 - 3.4 留意事項
- 第 4 章 別紙
 - 4.1（別紙 1）提案書雛形
 - 4.2（別紙 2）適合証明書
 - 4.3（別紙 3）質問状

本書は、容量市場システム（一次開発）の設計開発及び運用保守業務委託に係る応札資料（評価項目一覧及び提案書）の作成要領を取りまとめたものである。

第1章 電力広域的運営推進機関が応札者に提示する資料及び応札者が提出すべき資料

電力広域的運営推進機関は応札者に以下の表1に示す資料を提示する。応札者は、それを受け、以下の表2に示す資料を作成し、電力広域的運営推進機関へ提出する。

[表1 電力広域的運営推進機関が応札者に提示する資料]

資料名称	資料内容
① 仕様書	容量市場システム（一次開発）の設計開発及び運用保守業務委託の仕様を記述
② 応札資料作成要領	応札者が評価項目一覧及び提案書の作成する上での留意点等を記述
③ 評価項目一覧	提案書に記載すべき必須項目及び任意項目の区分、得点配分等を記述
④ 評価手順書	電力広域的運営推進機関が応札者の提案を評価する場合に用いる評価方式、総合評価点の算出方法及び評価基準等を記述

[表2 応札者が電力広域的運営推進機関に提示する資料]

資料名称	資料内容
① 評価項目一覧の提案書頁番号欄に必要事項を記入したもの	仕様書に記述された要件一覧を達成するか否かに関し、提案書頁番号欄に、該当する提案書の頁番号を記入したもの。
② 提案書	仕様書に記述された要求仕様をどのように実現するかを説明したもの。
③ 契約書（案）	提案書に記述された内容を実現するにあたっての契約書類の案
④ 適合証明書	入札資格を満たしていることを証する書面

第2章 評価項目一覧の構成と記載要領

評価項目一覧の構成及び概要説明を以下に記す。

「提案書頁番号」については、【応札者が記入する欄】として記載要領を示している。

[表3 評価項目一覧の構成の説明]

項目欄名		概要説明
大項目～小項目		提案書の目次
評価項目		評価の観点
仕様書の該当項目		評価項目に対する本機関からの要求事項を記載した入札仕様書（要件定義書含む）の該当箇所
評価区分	必須	本調達を実施する上で必須となる事項。要求事項を満たさないなどの不十分な提案は不合格とする。
	任意	必ずしも提案する必要はない事項。これらの事項については、応札者が提案書に記載している場合にのみ各評価基準に従い評価し、採点する。また、当該項目への提案内容により不合格となることはない。
得点配分		得られる最高得点を示している。
評価基準	基礎点	必須となる事項に対する評価基準を示している。
	加点	加点する際の評価基準を示している。
提案書頁番号		【応札者が記入する欄】 作成した提案書における該当ページ番号を記載すること。 評価区分が必須の項目に対し記載がない場合は一次評価で不合格とする。

第3章 提案書に係る内容の作成要領及び説明

3.1 提案書の構成及び記載事項

提案書は、評価項目一覧の大項目～小項目に従い、要求事項を十分に咀嚼した上で記述すること。

3.2 提案書様式

- ① 提案書は第4章（別紙1）「提案書雛形」を参考にして記述する。
- ② 提案書及び評価項目一覧はA4判カラーにて、全10部印刷し、特別に大きな図面等が必要な場合には、原則としてA3判にて提案書の中に折り込む。
- ③ 提出物は、上記の紙資料とともに、電子媒体1部を提出する。その際のファイル形式は、原則として、MS-Word、MS-PowerPoint、MS-Excel又はPDF形式とする（これに拠りたい場合は、電力広域的運営推進機関まで申し出ること。）

3.3 応札者による提案書の説明（プレゼンテーション）

- ① 応札者は、電力広域的運営推進機関に対し自らの提案内容の説明を行う。
- ② 当該説明に当たっては、電力広域的運営推進機関内会議室にてプレゼンテーションを行うこととし、その際には、原則としてプロジェクト・マネージャーに該当する者が実施する。

- ③ 当該プレゼンテーションの日時等については、入札締切（提案書提出期限）後に電力広域的運営推進機関と応札者とで別途調整する。また、プレゼンテーションの時間は、現時点では1社あたり45分程度（発表30分、質疑応答15分程度）を想定している。
- ④ プレゼンテーションにあたっては、与えられた時間を踏まえ、必要に応じて提案書とは別に要約版資料を用意するなど、効率的な実施のために工夫する。

3.4 留意事項

- ① 提案書を評価する者が特段の専門的な知識や商品に関する一切の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成する。なお、必要に応じて、用語解説などを添付する。
- ② 提案に当たって、特定の製品若しくはサービスを採用する場合は、当該製品を採用する理由を提案書中に記載するとともに、記載内容を証明及び補足するもの（製品紹介、パンフレット、比較表等）を添付する。
- ③ 応札者は提案の際、提案内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、添付資料として提案書に含めることができる（その際、提案書本文と添付資料の対応が取れるようにする）。
- ④ 電力広域的運営推進機関から連絡が取れるよう、提案書には連絡先（電話番号、FAX番号、及びメールアドレス）を明記する。
- ⑤ 提出物を作成するに際しての質問等を行う必要がある場合には、別紙2の質問状に必要事項を記載の上、2019年1月9日（水）17時までに下記問い合わせ先へ、電子メールで問い合わせる。

【問い合わせ先】

電力広域的運営推進機関 総務部経理グループ（契約担当）

メールアドレス：keiyaku@occto.or.jp

- ⑥ 上記の提案書構成、様式及び留意事項に従った提案書ではないと電力広域的運営推進機関が判断した場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。

第4章 別紙

4.1 (別紙1) 提案書雛形

4.2 (別紙2) 適合証明書

4.3 (別紙3) 質問状

社名			
住所			
TEL		FAX	
質問者			
質問に関連する文書名及び頁			
質問内容			

記述内容

評価項目一覧の大項目～小項目と整合させる

評価項目一覧を参照して提案書を作成する。

ア. 評価基準欄に記載の基礎点及び加点のポイントに対応した提案を記述する。特に、評価区分欄が「必須」となっている事項については必ず記述すること。

イ. 電力広域的運営推進機関から連絡が取れるよう、提案書には連絡先(担当者名、電話番号、FAX番号、及びメールアドレス)を明記する。

■ 連絡先

- 担当者名 XX XX
- 電話(FAX) XX-1XXXX
- メールアドレス XXX@XXXXXX

電力広域的運営推進機関

御 社 名

容量市場システム（一次開発）の設計開発及び運用保守業務委託

適合証明書

④

区分	入札説明書 記載箇所	機能	適合※1	補足※2
入 札 資 格	2(1)	平成28・29・30年度の競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、C等級以上に格付けされており、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。		
	2(2)	各省各庁から指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。		
	2(3)	入札説明会に参加した者であること。		
	2(4)	予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。		
	2(5)	予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。		
	2(6)	会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（但し、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）。		
	2(7)	自己、自社若しくはその役員等（注1）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力（注2）でない者であること。 （注1）取締役、監査役、執行役、支店長、理事等、その他経営に実質的に関与している者。 （注2）暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者等、その他これに準じる者。		
	2(8)	破壊活動防止法に定めるところの破壊的団体およびその構成員でない者であること。		
	2(9)	個人情報保護等の情報漏洩防止対策について、ISMS認証等を取得している者であること。または、同等であることを証明すること。 品質管理について、ISO9001を取得していること。または、同等であることを証明すること。		
	2(10)	電力事業者又は行政機関に対する本調達と同等もしくはより大きい規模の情報システムの導入及び運用実績があること。		

※1 適合については、“○（要件を満たしている）”、“△（条件付きで要件を満たしている、代替手段で要件を満たす）”、“×（要件を満たしていない）”で記述をお願いします。また、“△”を記入した場合は、補足欄に説明をご記入ください。

※2 補足すべき事項がある場合は、その内容を補足欄に記入してください。また、各機能の適合を証する添付資料を同封し、提出をお願いします。

大項目	中項目	小項目	評価項目	仕様書の該当項目 (※) (仕)は入札仕様書に記載している該当項目 (要)は要件定義書に記載している該当項目	評価区分	得点配分			評価基準		提案書 頁番号
						合計	基礎点	加 点	基礎点	加 点	
1 全体方針 (制度・業務・システムに対する理解度、プロジェクト計画能力)						53	3	50			
1.1 背景・目的											
		1.1.1	・本調達の背景・目的を理解したうえで、目的が電力広域的運営推進機関(以下「本機関」という。)の目的と合致しているか。	(仕)1. 調達案件の概要に関する事項	必須	1	1	0	・目的が本機関の目的と合致している。		
1.2 情報システムの全体アーキテクチャー											
		1.2.1	・容量市場の制度・業務を踏まえ、構築するシステム全体像、及びシステム構築方針を記載しているか。	(仕)1. 調達案件の概要に関する事項 (要)2. 業務要件の定義 (要)3. 機能要件の定義 (要)4. 非機能要件の定義	必須	1	1	0	・構築するシステム全体像、システム構築方針が記載されている。		
		1.2.2	・採択するクラウド環境の採択理由を明確に記載しているか。	(要)3. 機能要件の定義 (要)4. 非機能要件の定義	任意	10	0	10	・採択するクラウド環境の採択理由が具体的に記載されている。		
		1.2.3	・段階的な実装(フェーズ1とフェーズ2)を意識したシステムアーキテクチャを明確に記載しているか。	(仕)1. 調達案件の概要に関する事項 (要)2. 業務要件の定義 (要)3. 機能要件の定義 (要)4. 非機能要件の定義	任意	20	0	20	・段階的な実装(フェーズ1とフェーズ2)を意識したシステムアーキテクチャについて具体的な説明がされている。		
1.3 開発手法											
		1.3.1	・本調達の開発方式及び開発手法を理解したうえで、開発手法を記載しているか。	(要)4.2. システム方式に関する事項 (要)4.11. 情報システム稼働環境に関する事項	必須	1	1	0	・開発手法が記載されている。		
		1.3.2	・システム開発を実現するための開発方法を明確に記載しているか。	(要)4.2. システム方式に関する事項 (要)4.11. 情報システム稼働環境に関する事項	任意	20	0	20	・段階的な実装(フェーズ1とフェーズ2)でのシステム開発を実現する開発方法について具体的な説明がされおり、実現可能性が高いものと考えられる。 ・段階的な実装を行った情報システムの導入及び運用実績が記載されている。		
2 情報システムの機能等に関する要件の実現方策 (要件定義の理解度)						49	3	46			
2.1 機能要件											
		2.1.1	・本調達の機能要件を理解したうえで、機能を記載しているか。	(要)2. 業務要件の定義 (要)3.1. 機能に関する事項 (要)3.4. 情報・データに関する事項	必須	1	1	0	・機能及びその実現の基本方針が記載されている。		
		2.1.2	《フェーズ1:参加登録関連機能》 当該機能において機能及び主要データを明確に記載しているか。	(要)2. 業務要件の定義 (要)3.1. 機能に関する事項 (要)3.4. 情報・データに関する事項	任意	20	0	20	・フェーズ2の業務・システムとの整合性を確保した機能及び主要データの内容、加えて各機能やデータの関連性について具体的な説明がされている。		
		2.1.3	《フェーズ2:参加登録関連以外の機能》 当該機能において機能及び主要データを明確に記載しているか。	(要)2. 業務要件の定義 (要)3.1. 機能に関する事項 (要)3.4. 情報・データに関する事項	任意	20	0	20	・フェーズ1の業務・システムとの整合性を確保した機能及び主要データの内容、加えて各機能やデータの関連性について具体的な説明がされている。		
2.2 画面要件											
		2.2.1	・本調達の画面要件を理解したうえで、画面を記載しているか。	(要)3.2. 画面に関する事項 (要)4.1. ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項	必須	1	1	0	・画面及びその画面設計・開発の基本方針が記載されている。		
		2.2.2	・当該画面において画面遷移や画面レイアウトを明確に記載しているか。	(要)3.2. 画面に関する事項 (要)4.1. ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項	任意	3	0	3	・画面の遷移やレイアウトについて具体的な説明がされている。 ・ユーザビリティ及びアクセシビリティについて、特に留意すべき点が示されている。		
2.3 帳票要件											
		2.3.1	・本調達の帳票要件を理解したうえで、帳票・ファイルを記載しているか。	(要)3.3. 帳票に関する事項	必須	1	1	0	・帳票・ファイル及びその設計・開発の基本方針が記載されている。		
		2.3.2	・当該帳票・ファイルにおいて帳票・ファイルレイアウトを明確に記載しているか。	(要)3.3. 帳票に関する事項	任意	3	0	3	・帳票・ファイルのレイアウトについて、ユーザビリティ確保に関する方策の具体的な説明がされている。		

大項目	中項目	小項目	評価項目	仕様書の該当項目 (※) (仕)は入札仕様書に記載している該当項目 (要)は要件定義書に記載している該当項目	評価区分	得点配分			評価基準		提案書 頁番号
						合計	基礎点	加 点	基礎点	加 点	
3 情報システムの非機能等に関する要件の実現方策 (要件定義の理解度)						46	1	45			
		3.0.0	・本調達の非機能要件を理解したうえで、非機能に係る事項を記載しているか。	(要)2. 業務要件の定義 (要)4.1. ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項 (要)4.2. システム方式に関する事項 (要)4.3. 規模に関する事項 (要)4.4. 性能に関する事項 (要)4.5. 信頼性に関する事項 (要)4.6. 拡張性に関する事項 (要)4.7. 上位互換性に関する事項 (要)4.8. 中立性に関する事項 (要)4.9. 継続性に関する事項 (要)4.10. 情報セキュリティに関する事項 (要)4.11. 情報システム稼働環境に関する事項	必須	1	1	0	・非機能に係る事項及びその実現に関する基本方針が記載されている。		
3.1 性能要件											
		3.1.1	・レスポンスタイムを明確に記載しているか。	(要)4.3. 規模に関する事項 (要)4.4. 性能に関する事項	任意	3	0	3	・要求されているレスポンスタイムを満たすための具体的な説明がされている。 ・ユーザー増加、同時アクセス数の増加、業務量・データ量の増加、オンラインリクエスト件数の増加等、将来的な変動要素について具体的な対策の説明がされている。		
3.2 信頼性要件											
		3.2.1	・可用性に係る指標を明確に記載しているか。	(要)4.5. 信頼性に関する事項	任意	3	0	3	・「稼働率」の目標値99%を満たす根拠が記載されている。		
		3.2.2	・完全性に関する対策を明確に記載しているか。	(要)4.5. 信頼性に関する事項	任意	3	0	3	・データの滅失や改変の防止、ログ等の証跡、毀損したデータ及び毀損していないデータの特定等の対策が記載されている。		
3.3 拡張性要件											
		3.3.1	・大幅な改修をしなくとも対応可能な拡張性に関する対策を明確に記載しているか。	(要)4.3. 規模に関する事項 (要)4.6. 拡張性に関する事項	任意	3	0	3	・ユーザー増加、業務量・データ量の増加、情報項目の追加・削除等に対して、大幅な改修をしなくとも拡張できる根拠が記載されている。		
3.4 継続性要件											
		3.4.1	・情報システムのバックアップ方法を明確に記載しているか。	(要)4.9. 継続性に関する事項	任意	3	0	3	・情報システムのバックアップ方法について具体的な説明がされている。		
3.5 情報セキュリティ要件											
		3.5.1	・不正操作に対する監視方法を明確に記載しているか。	(要)4.10. 情報セキュリティに関する事項 (要)4.11. 情報システム稼働環境に関する事項 (要)4.15. 運用に関する要件	任意	10	0	10	・不正操作(不正利用・なりすまし、不正アクセス・不正侵入、改ざん、盗聴、情報漏洩等)に対する監視方法について具体的な説明がされている。		
		3.5.2	・情報セキュリティ要件に対する管理体制・方法や管理するための手順等を明確に記載しているか。	(要)4.10. 情報セキュリティに関する事項 (仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項 (仕)6. 作業の実施に関する事項	任意	20	0	20	・情報セキュリティ対策に対する管理体制・方法や管理するための手順等について具体的な説明がされている。		
4 テストに関する要件の実現方策 (要件定義の理解度)						21	1	20			
4.1 テスト要件											
		4.1.1	・本調達のテスト要件を理解したうえで、テストに関する事項を記載しているか。	(要)4.12. テストに関する事項	必須	1	1	0	・テストに関する事項が記載されている。		
		4.1.2	・スケジュール、テスト環境、テスト手順等を明確に記載しているか。	(要)4.12. テストに関する事項	任意	20	0	20	・スケジュール、テスト環境、テスト手順等について具体的な説明がされている。 ・テストに関し、特に留意すべき事項が記載されている。		
5 教育に関する要件の実現方策 (要件定義の理解度)						11	1	10			
5.1 教育要件											
		5.1.1	・本調達の教育要件を理解したうえで、教育に関する事項を記載しているか。	(要)4.14. 教育に関する事項	必須	1	1	0	・教育に関する事項が記載されている。		
		5.1.2	・スケジュール、研修環境及びデータ、研修資料作成支援、教育手順等を明確に記載しているか。	(要)4.14. 教育に関する事項	任意	10	0	10	・スケジュール、研修環境及びデータ、研修資料作成支援、教育手順等について具体的な説明がされている。 ・教育に関し、特に留意する事項が記載されている。		
6 運用保守に関する要件の実現方策 (要件定義の理解度)						31	2	29			
6.1 運用要件											
		6.1.1	・本調達の運用要件を理解したうえで、運用に関する事項を記載しているか。	(要)4.15. 運用に関する事項 (要)4.16. 保守に関する事項	必須	1	1	0	・運用に関する事項が記載されている。		
		6.1.2	・運用監視方法を明確に記載しているか。	(要)4.15. 運用に関する事項	任意	20	0	20	・運用監視方法(情報システムの操作・監視、ログ出力・蓄積・監視等)について具体的な説明がされている。 ・運用監視に関し、特に留意する事項が記載されている。		
		6.1.3	・構成管理方法を明確に記載しているか。	(要)4.15. 運用に関する事項	任意	3	0	3	・構成管理方法ソフトウェア、プログラムソース、ドキュメント等)について具体的な説明がされている。		
6.2 保守要件											

大項目	中項目	小項目	評価項目	仕様書の該当項目 (※) (仕)は入札仕様書に記載している該当項目 (要)は要件定義書に記載している該当項目	評価区分	得点配分			評価基準		提案書 頁番号
						合計	基礎点	加 点	基礎点	加 点	
		6.2.1	・本調達に保守要件を理解したうえで、保守に関する事項を記載しているか。	(要)4.16. 保守に関する事項	必須	1	1	0	・保守に関する事項が記載されている。		
		6.1.4	・保守拠点について具体的な説明を記載しているか。	(要)4.11. 情報システム稼働環境に関する事項 (要)4.16. 保守に関する事項	任意	3	0	3	・データセンターの物理的所在地、日本国内での地理的分散管理、保守端末・監視端末等の機器接続、保守拠点のセキュリティ対策について具体的な説明がされている。		
		6.1.5	・インシデント管理について具体的な手順、報告様式を記載しているか。	(要)4.15. 運用に関する事項 (要)4.16. 保守に関する事項	任意	3	0	3	・インシデント管理の具体的な手順、報告様式が記載されている。		
7 作業の体制及びプロジェクト管理(プロジェクト計画能力、プロジェクト管理能力、設計・開発等に関する技術的能力)						86	8	78			
7.1 全体スケジュール											
		7.1.1	・本調達の作業スケジュールを理解したうえで、全体スケジュールを記載しているか。	(仕)1. 調達案件の概要に関する事項	必須	1	1	0	・全体スケジュールが記載されている。		
		7.1.2	・段階的な実装(フェーズ1とフェーズ2)を実現するための全体スケジュールを明確に記載しているか。	(仕)1. 調達案件の概要に関する事項	任意	10	0	10	・段階的な実装(フェーズ1とフェーズ2)を実現するための全体スケジュールについて具体的な説明がされている。		
7.2 実施体制及び受託者のスキル											
		7.2.1	・本調達の作業実施体制及び資格要件を理解したうえで、実施体制及び要員が有する資格を記載しているか。	(仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	必須	1	1	0	・実施体制及び要員の資格が記載されている。		
		7.2.2	・本調達業務を実現できる実施体制、作業要員及び有する資格、作業場所を明確に記載しているか。(設計開発業務及び稼働後の運用保守業務)	(仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	任意	10	0	10	・設計開発業務及び稼働後の運用保守業務に対する実施体制、作業要員、作業場所について具体的な説明がされている。		
		7.2.3	・プロジェクトマネージャーは、電力事業者又は行政機関に対する本調達と同等もしくはより大きい規模の情報システムの導入等の管理実績をどれくらい実施した経験があるか。	(仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	任意	3	0	3	・十分な経験を有している。		
		7.2.4	・プロジェクトマネージャーは、EVM(アードバリューマネジメント)による進捗管理に精通し、経験を有しているか。	(仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	任意	3	0	3	・十分な経験を有している。		
7.3 進捗管理											
		7.3.1	・本調達の全体管理業務を理解したうえで、進捗管理方法を記載しているか。	(仕)1. 調達案件の概要に関する事項 (仕)3. 作業の実施内容に関する事項 (仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	必須	1	1	0	・進捗管理方法が記載されている。		
		7.3.2	・進捗管理方法を明確に記載しているか。	(仕)1. 調達案件の概要に関する事項 (仕)3. 作業の実施内容に関する事項 (仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	任意	3	0	3	・段階的な実装(フェーズ1とフェーズ2)に対する進捗管理方法について具体的な説明がされている。		
		7.3.3	・EVM手法を活用した進捗管理方法について具体的な説明を記載しているか。	(仕)3. 作業の実施内容に関する事項	任意	10	0	10	・EVM手法を活用した進捗管理方法について具体的な説明がされている。		
7.4 品質管理											
		7.4.1	・本調達の全体管理業務を理解したうえで、品質管理方法を明確に記載しているか。	(仕)3. 作業の実施内容に関する事項 (仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	必須	1	1	0	・品質管理方法が記載されている。		
		7.4.2	・品質管理方法を明確に記載しているか。	(仕)3. 作業の実施内容に関する事項 (仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	任意	10	0	10	・本調達業務の成果物に対して、品質を確保するための品質管理方法について具体的な説明がされている。		
7.5 コミュニケーション管理											
		7.5.1	・本調達の全体管理業務を理解したうえで、コミュニケーション管理方法を記載しているか。	(仕)3. 作業の実施内容に関する事項 (仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	必須	1	1	0	・会議体等が記載されている。		
		7.5.2	・コミュニケーション管理方法を明確に記載しているか。	(仕)3. 作業の実施内容に関する事項 (仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	任意	3	0	3	・本調達業務の円滑な運営を図るため、本機関との密な連絡を実行するための具体的な会議体、会議の目的や参加者、開催頻度等について具体的な説明がされている。		
7.6 リスク管理											
		7.6.1	・本調達の全体管理業務を理解したうえで、リスク管理方法を記載しているか。	(仕)3. 作業の実施内容に関する事項 (仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	必須	1	1	0	・リスク管理方法が記載されている。		
		7.6.2	・リスク管理方法を明確に記載しているか。	(仕)3. 作業の実施内容に関する事項 (仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	任意	3	0	3	・リスク管理方法の具体的な手順、体制、報告様式が記載されている。		
		7.6.3	・本調達業務における現時点の想定されるリスクを抽出し、該当リスクに対するリスク軽減策を明確に記載しているか。	(仕)1. 調達案件の概要に関する事項 (仕)3. 作業の実施内容に関する事項 (仕)4. 満たすべき要件に関する事項 (仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	任意	10	0	10	・想定されるリスク及び該当リスクに対するリスク軽減策について具体的な説明がされている。		
7.7 課題管理											
		8.7.1	・本調達の全体管理業務を理解したうえで、課題管理方法を記載しているか。	(仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	必須	1	1	0	・課題管理方法が記載されている。		
		8.7.2	・課題管理方法を明確に記載しているか。	(仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	任意	3	0	3	・課題管理方法の具体的な手順、体制、報告様式が記載されている。		

Title: 評価項目一覧 - 提案要求事項一覧 -

大項目	中項目	小項目	評価項目	仕様書の該当項目 (※) (仕)は入札仕様書に記載している該当項目 (要)は要件定義書に記載している該当項目	評価区分	得点配分			評価基準		提案書 頁番号
						合計	基礎点	加 点	基礎点	加 点	
7.8 変更管理											
		7.8.1	・本調達全体の管理業務を理解したうえで、変更管理方法を記載しているか。	(仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	必須	1	1	0	・変更管理方法が記載されている。		
		7.8.2	・変更管理方法を明確に記載しているか。	(仕)5. 作業の実施体制・方法に関する事項	任意	10	0	10	・変更管理方法の具体的な手順、体制、報告様式が記載されている。		
8 入札参加資格(設計・開発等に関する技術的能力、組織的対応力)						3	0	3			
8.1 入札参加資格											
		8.1.1	・電力事業者又は行政機関に対する本調達と同等もしくはより大きい規模の情報システムの導入及び運用実績があるか。	(仕)8. 入札参加資格に関する事項	任意	3	0	3	・十分な実績の記載がある。		
合計						300	19	281			

電力広域的運営推進機関
容量市場システム（一次開発）の設計開発
及び運用保守業務委託

評価手順書（加算方式）

2018年12月19日

電力広域的運営推進機関

本書は、電力広域的運営推進機関容量市場システム（一次開発）の設計開発及び運用保守業務委託に係る評価手順を取りまとめたものである。落札方式、評価の手続き及び提案の配点基準を以下に記す。

第1章 落札方式及び得点配分

1.1 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「1.2 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 別添「評価項目一覧」に記載される評価項目のうち評価区分が必須とされた項目を、全て満たしていること。

1.2 総合評価点の計算

$$\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点}$$

技術点＝基礎点＋加点

価格点＝価格点の配分(※)×(1－入札価格÷予定価格)

※なお、技術点の配分と価格点の配分は、3：1とする。

1.3 得点配分

技術点に関し、必須及び任意項目の配分を300点、価格点の配分を100点とする。

技術点	300点
価格点	100点

第2章 評価の手続き

2.1 一次評価

まず、以下の基準により一次判定を行う。

- ・別添「評価項目一覧」の「評価項目」の、評価区分が必須の「提案書頁番号」に提案書の頁番号が記入されている。

一次評価で合格した提案書について、「2.2 二次評価」を行う。

2.2 二次評価

「2.1 一次評価」にて合格した提案書に対し、「3 評価項目の加点方法」にて記す評価基準に基づき採点を行う。この際、別添「評価項目一覧」に記載される「評価項目」のうち必須とされた項目について基礎点の得点が0となった場合、その応募者を不合格とする。複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する。

2.3 総合評価点の算出

以下を合計し、総合評価点を算出する。

- ① 「2.2 二次評価」により与えられる技術点
- ② 入札価格から、「1.2 総合評価点の計算」に記した式より算出した価格点
- ③ 技術点及び価格点に小数点第2位以下の端数を生じた場合は切り捨てとする。

第3章 評価項目の加点方法

3.1 評価項目得点構成

評価項目の得点は基礎点と加点の二種類に分かれており、その合計にて評価項目毎の得点が決まる。(評価項目毎の基礎点、加点の得点配分は「評価項目一覧」の「得点配分」欄を参照)

3.2 基礎点評価

基礎点は、評価項目の評価区分が必須である事項にのみ設定されている。評価の際には評価基準の基礎点の基準を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は0点となる。応札者は、提案書にて基礎点の対象となる要件を全て充足することを示さなければならない。一つでも要件が充足できないとみなされた場合は、その応札者は不合格となる。

3.3 加点評価

加点は、各評価項目の評価基準の加点欄に沿って評価を行う。